

国分寺市地域防災計画

令和5年7月修正

国分寺市防災会議

国分寺市地域防災計画

本 編

- 第 1 部 総則
- 第 2 部 災害予防計画
- 第 3 部 地震災害応急復旧対策計画
- 第 4 部 災害復興計画
- 第 5 部 東海地震対策計画
- 第 6 部 風水害応急対策計画
- 第 7 部 大規模事故対策計画

国分寺市防災会議

目 次

第1部 総則

| | |
|----------------------------|------|
| 第1章 計画の方針 | 1-1 |
| 第1節 計画の目的及び前提 | 1-1 |
| 第2節 計画の性格と範囲 | 1-1 |
| 第3節 他の法令に基づく計画との関係 | 1-2 |
| 第4節 計画の修正 | 1-2 |
| 第5節 計画の習熟 | 1-2 |
| 第2章 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業者の責務 | 1-3 |
| 第1節 防災関係機関 | 1-3 |
| 第2節 市民・事業者の責務 | 1-8 |
| 第3章 市の地勢と概要 | 1-9 |
| 第1節 自然条件 | 1-9 |
| 第2節 社会条件 | 1-13 |
| 第3節 既往災害 | 1-18 |
| 第4節 国分寺市における防災の取組 | 1-20 |
| 第4章 被害想定 | 1-24 |
| 第5章 減災目標 | 1-35 |
| 第1節 死者の半減 | 1-35 |
| 第2節 避難者の減 | 1-37 |
| 第6章 地震に関する調査研究 | 1-38 |
| 第2部 災害予防計画 | |
| 第1章 市民と地域の防災力向上 | 2-1 |
| 第1節 災害に強い人づくり | 2-2 |
| 第2節 防災組織づくり | 2-8 |
| 第3節 防災訓練の充実 | 2-14 |
| 第4節 ボランティア活動との連携 | 2-17 |
| 第2章 災害に強い都市づくり | 2-21 |
| 第1節 安全な市街地の形成 | 2-22 |
| 第2節 ライフライン施設の安全化 | 2-27 |
| 第3節 エネルギー確保の多様化による都市機能の維持 | 2-30 |
| 第4節 都市空間の確保 | 2-31 |
| 第5節 建築物の耐震性強化 | 2-33 |
| 第6節 ブロック塀・落下物等対策 | 2-35 |
| 第7節 災害危険地域対策 | 2-36 |
| 第8節 長周期地震動対策の強化 | 2-39 |
| 第3章 応急対策への備え | 2-40 |

| | | |
|------|-----------------|------|
| 第1節 | 応急活動体制の確立 | 2-42 |
| 第2節 | 受援力の強化 | 2-45 |
| 第3節 | 緊急輸送体制の整備 | 2-47 |
| 第4節 | 消防・危険物対策 | 2-50 |
| 第5節 | 救急救護体制等の整備 | 2-56 |
| 第6節 | 避難対策 | 2-59 |
| 第7節 | 避難行動要支援者支援体制の整備 | 2-63 |
| 第8節 | 応急物資等の供給体制の整備 | 2-68 |
| 第9節 | 帰宅困難者対策の推進 | 2-72 |
| 第10節 | ごみ・がれき・し尿処理対策 | 2-82 |
| 第11節 | 市民の生活安定化等のための対策 | 2-84 |
| 第4章 | 事業継続計画 | 2-87 |
| 第1節 | BCPの役割 | 2-87 |
| 第2節 | 市のBCP等について | 2-87 |
| 第3節 | 事業者のBCP | 2-88 |
| 第3部 | 地震災害応急復旧対策計画 | |
| 第1章 | 活動体制 | 3-1 |
| 第1節 | 災害対策本部等の組織・運営 | 3-2 |
| 第2節 | 三層の活動体制 | 3-16 |
| 第3節 | 職員の活動体制 | 3-18 |
| 第4節 | 施設の活用 | 3-39 |
| 第5節 | 防災会議の招集 | 3-46 |
| 第6節 | 関係機関の活動体制 | 3-47 |
| 第2章 | 情報の収集・伝達 | 3-48 |
| 第1節 | 情報連絡体制 | 3-49 |
| 第2節 | 災害予警報の発表・伝達 | 3-54 |
| 第3節 | 被害状況等の情報収集体制 | 3-55 |
| 第4節 | 広報広聴活動 | 3-60 |
| 第3章 | 相互応援協力・派遣要請 | 3-64 |
| 第1節 | 相互応援協力 | 3-65 |
| 第2節 | 自衛隊への災害派遣要請 | 3-68 |
| 第3節 | ボランティアの受入れ | 3-71 |
| 第4章 | 警備・交通規制対策 | 3-77 |
| 第1節 | 警備活動 | 3-78 |
| 第2節 | 交通規制 | 3-78 |
| 第5章 | 緊急輸送対策 | 3-83 |
| 第1節 | 緊急輸送道路障害物除去等 | 3-84 |
| 第2節 | 輸送車両等の確保 | 3-87 |
| 第6章 | 消防・危険物対策 | 3-89 |

| | | |
|------|--------------------|-------|
| 第1節 | 国分寺消防署の活動態勢 | 3-90 |
| 第2節 | 国分寺市消防団の活動 | 3-91 |
| 第3節 | 市民・事業所の消防活動 | 3-92 |
| 第4節 | 危険物、毒劇物等取扱施設等の応急措置 | 3-93 |
| 第5節 | 危険動物の逸走時対策 | 3-98 |
| 第7章 | 救助救急対策 | 3-99 |
| 第1節 | 救助・救急体制 | 3-101 |
| 第2節 | 行方不明者の捜索・救助活動 | 3-103 |
| 第8章 | 医療救護・保健衛生対策 | 3-104 |
| 第1節 | 医療情報の収集伝達 | 3-107 |
| 第2節 | 初動医療体制 | 3-110 |
| 第3節 | 傷病者等の搬送体制 | 3-118 |
| 第4節 | 保健衛生 | 3-119 |
| 第5節 | 動物愛護 | 3-124 |
| 第6節 | 防疫 | 3-127 |
| 第9章 | 避難者対策 | 3-129 |
| 第1節 | 避難体制 | 3-131 |
| 第2節 | 避難誘導 | 3-133 |
| 第3節 | 避難所の開設・運営 | 3-136 |
| 第10章 | 要配慮者対策 | 3-144 |
| 第1節 | 安全の確保 | 3-146 |
| 第2節 | 避難所等における応急支援対策 | 3-147 |
| 第3節 | 二次避難所の設置・運営 | 3-148 |
| 第4節 | 民間社会福祉施設との連携 | 3-149 |
| 第5節 | 被災生活支援 | 3-149 |
| 第6節 | 在住外国人の支援 | 3-150 |
| 第11章 | 飲料水・食料・生活必需品等の供給 | 3-152 |
| 第1節 | 飲料水・生活用水の供給 | 3-153 |
| 第2節 | 食料の供給 | 3-156 |
| 第3節 | 生活必需品等の供給 | 3-159 |
| 第4節 | 備蓄・調達物資の輸送・物資の管理 | 3-160 |
| 第5節 | 共助による物資の提供 | 3-161 |
| 第6節 | 物流情報に係る正確な情報提供 | 3-162 |
| 第12章 | 帰宅困難者対策 | 3-163 |
| 第1節 | 徒歩帰宅者の発生抑制 | 3-165 |
| 第2節 | 駅周辺の混乱防止対策 | 3-165 |
| 第3節 | 帰宅困難者一時滞在施設の運営 | 3-166 |
| 第4節 | 事業所等における外出者対策 | 3-168 |
| 第5節 | 帰宅支援 | 3-168 |

| | | |
|------|------------------------|-------|
| 第13章 | 遺体の扱い | 3-171 |
| 第1節 | 遺体の捜索, 収容及び検視・検案・身元確認等 | 3-172 |
| 第2節 | 火葬等 | 3-178 |
| 第14章 | ごみ・し尿・がれき処理対策 | 3-180 |
| 第1節 | ごみ・がれき処理 | 3-181 |
| 第2節 | 土石・竹木等の除去 | 3-184 |
| 第3節 | し尿処理 | 3-184 |
| 第15章 | ライフライン等の応急・復旧対策 | 3-186 |
| 第1節 | 水道施設 | 3-186 |
| 第2節 | 下水道施設 | 3-187 |
| 第3節 | 電力 | 3-189 |
| 第4節 | ガス施設 | 3-190 |
| 第5節 | 通信 | 3-192 |
| 第16章 | 公共施設等の応急・復旧対策, 労務対策 | 3-193 |
| 第1節 | 公共土木施設等 | 3-194 |
| 第2節 | 鉄道施設 | 3-196 |
| 第3節 | 社会公共施設等 | 3-197 |
| 第4節 | 文化財の保護 | 3-198 |
| 第17章 | 応急生活対策 | 3-199 |
| 第1節 | 秩序維持 | 3-201 |
| 第2節 | 被災建築物の応急危険度判定 | 3-201 |
| 第3節 | 被災宅地の応急危険度判定 | 3-202 |
| 第4節 | 家屋・住家被害状況調査, 被害状況の把握 | 3-204 |
| 第5節 | 被災住宅の応急修理 | 3-206 |
| 第6節 | 一時提供住宅の供給 | 3-208 |
| 第7節 | 応急仮設住宅の供給 | 3-209 |
| 第8節 | 建設資材等の調達 | 3-210 |
| 第9節 | 市営住宅の応急修理 | 3-210 |
| 第10節 | 被災者の生活支援 | 3-210 |
| 第11節 | 見舞金等の支給 | 3-212 |
| 第12節 | 租税等の特例措置 | 3-214 |
| 第13節 | 災害援護資金・住宅資金等の貸付け | 3-217 |
| 第14節 | 被災者生活再建支援金 | 3-221 |
| 第15節 | 雇用の安定 | 3-223 |
| 第16節 | その他の生活確保 | 3-224 |
| 第17節 | 応急教育 | 3-225 |
| 第18節 | 応急保育 | 3-226 |
| 第19節 | 労働力の確保 | 3-227 |
| 第20節 | 義援金品の取扱い | 3-228 |

| | |
|---------------------------------|-------|
| 第18章 災害救助法の適用 | 3-229 |
| 第1節 災害救助法の適用 | 3-229 |
| 第2節 救助の実施方法等 | 3-231 |
| 第19章 激甚災害の指定 | 3-232 |
| 第1節 激甚災害の指定 | 3-233 |
| 第2節 激甚災害指定以外の計画 | 3-234 |
| 第4部 災害復興計画 | |
| 第1章 復興の基本的考え方 | 4- 1 |
| 第2章 復興本部 | 4- 2 |
| 第1節 市災害復興本部の設置 | 4- 2 |
| 第2節 市災害復興本部の役割及び市災害対策本部との関係 | 4- 2 |
| 第3節 市災害復興本部の体制と分掌事務 | 4- 2 |
| 第4節 市災害復興本部の解散 | 4- 3 |
| 第3章 災害復興計画の策定 | 4- 4 |
| 第1節 災害復興基本方針の策定 | 4- 4 |
| 第2節 災害復興計画の策定 | 4- 4 |
| 第3節 特定分野計画の策定 | 4- 5 |
| 第5部 東海地震対策計画 | |
| 第1章 策定の主旨 | 5- 1 |
| 第2章 基本的な考え方と前提条件 | 5- 2 |
| 第3章 防災機関等の業務大綱 | 5- 3 |
| 第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの措置 | 5- 3 |
| 第1節 東海地震注意情報発表時の伝達 | 5- 3 |
| 第2節 活動体制 | 5- 4 |
| 第3節 混乱防止措置 | 5- 6 |
| 第4節 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの広報 | 5- 7 |
| 第5章 警戒宣言時の対応措置 | 5- 8 |
| 第1節 活動体制 | 5- 8 |
| 第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 | 5-10 |
| 第3節 消防・危険物対策 | 5-12 |
| 第4節 警備・交通対策 | 5-15 |
| 第5節 公共交通対策 | 5-17 |
| 第6節 学校・病院・福祉施設対策 | 5-19 |
| 第7節 不特定多数が集まる施設の対策 | 5-22 |
| 第8節 電話・通信対策 | 5-23 |
| 第9節 電気・ガス・上下水道対策 | 5-25 |
| 第10節 生活物資対策 | 5-27 |
| 第11節 金融対策 | 5-27 |
| 第12節 救援・救護対策 | 5-27 |

| | |
|----------------------------|------|
| 第6章 市民等のとるべき措置 | 5-28 |
| 第1節 市民のとるべき措置 | 5-28 |
| 第2節 地域防災組織等のとるべき措置 | 5-31 |
| 第3節 事業所のとるべき措置 | 5-32 |
| 第6部 風水害応急対策計画 | |
| 第1章 応急活動体制 | 6-1 |
| 第1節 職員の活動体制 | 6-2 |
| 第2節 庁内水防連絡会 | 6-6 |
| 第3節 警戒本部 | 6-7 |
| 第4節 警戒本部及び災害対策本部等の職員配備基準 | 6-12 |
| 第5節 災害対策本部 | 6-15 |
| 第6節 施設の活用 | 6-15 |
| 第7節 風水害時の避難場所等 | 6-16 |
| 第8節 防災会議の招集 | 6-16 |
| 第9節 関係機関の活動体制 | 6-16 |
| 第10節 災害救助法の適用 | 6-16 |
| 第2章 情報の収集・伝達 | 6-17 |
| 第1節 情報連絡体制 | 6-18 |
| 第2節 災害に関する予警報等の収集・伝達 | 6-18 |
| 第3節 異常現象に関する情報の収集 | 6-24 |
| 第4節 被害状況等の収集体制 | 6-24 |
| 第5節 広報広聴活動 | 6-24 |
| 第3章 水防計画 | 6-25 |
| 第1節 任務及び体制 | 6-26 |
| 第2節 気象情報の連絡及び雨量情報等 | 6-26 |
| 第3節 水防機関の活動 | 6-27 |
| 第4節 水防現場活動計画 | 6-29 |
| 第5節 決壊時の処置 | 6-33 |
| 第6節 開発区域内等における重大事故発生時の緊急連絡 | 6-33 |
| 第7節 費用負担及び公用負担 | 6-34 |
| 第8節 水防実施状況の報告 | 6-34 |
| 第4章 避難 | 6-35 |
| 第1節 事前避難 | 6-36 |
| 第2節 避難指示等の判断・伝達 | 6-36 |
| 第3節 避難指示等の判断基準等 | 6-40 |
| 第4節 避難誘導 | 6-43 |
| 第5節 避難所設営・運営 | 6-43 |
| 第7部 大規模事故等対策計画 | |
| 第1章 総則 | 7-1 |

| | | |
|------|---------------|------|
| 第1節 | 目的 | 7-1 |
| 第2節 | 基本方針 | 7-1 |
| 第3節 | 災害救助法の適用 | 7-1 |
| 第2章 | 応急活動体制 | 7-2 |
| 第1節 | 初動体制 | 7-2 |
| 第2節 | 現地連絡調整所の設置・運営 | 7-3 |
| 第3節 | 災害予警報等の伝達 | 7-6 |
| 第4節 | 応急対策の留意点 | 7-7 |
| 第3章 | 航空機事故 | 7-9 |
| 第1節 | 想定される災害 | 7-9 |
| 第2節 | 応急対策 | 7-9 |
| 第4章 | 鉄道事故 | 7-13 |
| 第1節 | 想定される災害 | 7-13 |
| 第2節 | 予防対策 | 7-13 |
| 第3節 | 訓練の実施 | 7-14 |
| 第4節 | 応急対策 | 7-15 |
| 第5章 | 道路災害 | 7-16 |
| 第1節 | 想定される災害 | 7-16 |
| 第2節 | 予防対策 | 7-16 |
| 第3節 | 応急対策 | 7-17 |
| 第6章 | ガス事故 | 7-18 |
| 第1節 | 想定される災害 | 7-18 |
| 第2節 | 訓練の実施 | 7-18 |
| 第3節 | 応急対策 | 7-19 |
| 第7章 | 大規模停電事故 | 7-21 |
| 第1節 | 想定される災害 | 7-21 |
| 第2節 | 予防対策 | 7-21 |
| 第3節 | 応急対策 | 7-22 |
| 第8章 | 大規模断水・水質汚濁 | 7-23 |
| 第1節 | 想定される災害 | 7-23 |
| 第2節 | 応急対策 | 7-23 |
| 第9章 | NBC災害 | 7-25 |
| 第1節 | 予防対策 | 7-25 |
| 第2節 | 応急対策 | 7-25 |
| 第10章 | 危険物等災害 | 7-30 |
| 第1節 | 予防対策 | 7-30 |
| 第2節 | 応急対策 | 7-34 |
| 第11章 | 大規模な火災 | 7-40 |
| 第1節 | 消火活動 | 7-40 |

| | | |
|-----|-------|------|
| 第2節 | 火災の警戒 | 7-41 |
| 第3節 | 火災の調査 | 7-41 |

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

| | 標記 | 機関等 |
|----|---------------|---------------------------------|
| 1 | 市 | 国分寺市 |
| 2 | 市本部 | 国分寺市災害対策本部 |
| 3 | 各班 | 国分寺市災害対策本部を構成する各班 |
| 4 | 防災推進委員会 | 国分寺市民防災推進委員会 |
| 5 | 防災推進地区 | 防災まちづくり推進地区 |
| 6 | 防犯まちづくり委員会 | 国分寺市防犯まちづくり委員会 |
| 7 | 民生児童委員 | 国分寺市民生委員，国分寺市児童委員 |
| 8 | 地区防災協力会 | 〇〇地区防災協力会（〇〇は地区防災センターとなる学校名が入る） |
| 9 | 野球連盟少年の部 | 国分寺市軟式野球連盟少年の部 |
| 10 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 |
| 11 | 市社協対策本部 | 国分寺市社会福祉協議会対策本部 |
| 12 | 医師会 | 一般社団法人 国分寺市医師会 |
| 13 | 歯科医師会 | 一般社団法人 東京都国分寺市歯科医師会 |
| 14 | 薬剤師会 | 一般社団法人 国分寺市薬剤師会 |
| 15 | 柔道整復師会 | 東京都柔道整復師会 多摩中央支部 |
| 16 | 獣医師会 | 東京都獣医師会 多摩東支部 |
| 17 | 赤十字奉仕団 | 国分寺市赤十字奉仕団 |
| 18 | 陸上自衛隊 | 陸上自衛隊 第一師団 第一後方支援連隊 |
| 19 | 都 | 東京都 |
| 20 | 都本部 | 東京都災害対策本部 |
| 21 | 都総務局 | 東京都 総務局 |
| 22 | 都水道局 | 東京都 水道局 |
| 23 | 都水道局立川給水管理事務所 | 東京都水道局多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所 |
| 24 | 都生活文化スポーツ局 | 東京都 生活文化スポーツ局 |
| 25 | 都住宅政策本部 | 東京都 住宅政策本部 |
| 26 | 都建設局 | 東京都 建設局 |
| 27 | 北多摩北部建設事務所 | 東京都北多摩北部建設事務所 |
| 28 | 都福祉保健局 | 東京都 福祉保健局 |
| 29 | 多摩立川保健所 | 東京都多摩立川保健所 |
| 30 | 都環境局 | 東京都 環境局 |
| 31 | 都産業労働局 | 東京都 産業労働局 |

| | | |
|----|-----------------|-------------------------------|
| 32 | 都医師会 | 社団法人東京都医師会 |
| 33 | 東京都社会福祉協議会 | 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 |
| 34 | 小金井警察署 | 警視庁 小金井警察署 |
| 35 | 国分寺消防署 | 東京消防庁 第八方面本部 国分寺消防署 |
| 36 | N T T 東日本 | N T T 東日本 東京武蔵野支店 |
| 37 | 東京ガスグループ | 東京ガス株式会社 東京ガスネットワーク株式会社 |
| 38 | 東京電力パワーグリッド立川支社 | 東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社 |
| 39 | 国分寺郵便局 | 日本郵便株式会社 国分寺郵便局 |
| 40 | 日赤東京都支部 | 日本赤十字社東京都支部 |
| 41 | J R 東日本 | 東日本旅客鉄道株式会社 |
| 42 | 国分寺駅 | 東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 国分寺駅 |
| 43 | 西国分寺駅 | 東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 西国分寺駅 |
| 44 | 国立駅 | 東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 国立駅 |
| 45 | 西武鉄道 | 西武鉄道株式会社 |
| 46 | 恋ヶ窪駅 | 西武鉄道株式会社 恋ヶ窪駅 |
| 47 | J R 貨物 | 日本貨物鉄道株式会社 |
| 48 | J A 東京むさし | 東京むさし農業協同組合 国分寺支店 |
| 49 | 建設業協会 | 国分寺建設業協会 |
| 50 | 建築組合 | 国分寺市建築組合 |
| 51 | 東京土建 | 全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合小金井国分寺支部 |
| 52 | F M たちかわ | エフエムラジオ立川株式会社 |
| 53 | ジェイコム東京 | 株式会社ジェイコム東京 |
| 54 | 安全安心メール | 国分寺市生活安全・安心メール |

第1部 総 則

第1章 計画の方針

第2章 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業者の責務

第3章 市の地勢と概要

第4章 被害想定

第5章 減災目標

第6章 地震に関する調査研究

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

この計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、国分寺市防災会議（以下、「市防災会議」という。）が策定する計画であって、市、都及び関係防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧、復興計画を実施することにより、市民の財産及び身体、生命を保護することを目的とする。

2 計画の前提

- この計画は、東日本大震災や平成28年熊本地震などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化などを可能な限り反映し策定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障害者、子ども、外国人などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国における防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正、東京都における地域防災計画の修正があったことから、市としてもこうした動向を踏まえて計画を策定した。
- 災害対策基本法の改正趣旨を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

第2節 計画の性格と範囲

1 性格

- 市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき業務を中心として、都及び指定地方行政機関等が市の地域に関して処理する事務または業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- 市、都及び指定地方行政機関等の責任を明確にするとともに、事務と業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- 災害に対処するための対策を定めた計画であり、災害時はもとより平時から行政、市民、事業者が協力して防災活動に取り組むための指針となる計画である。

2 範囲

この計画は、災害対策基本法に基づき、以下の自然災害及び大規模事故の対応を定めたものである。

- (1) 地震災害
- (2) 風水害
- (3) その他大規模事故等

第3節 他の法令に基づく計画との関係

1 防災業務計画及び東京都地域防災計画との関係

この計画は、市の地域にかかる災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、指定行政機関が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に整合するものとする。

2 国分寺市の各種計画との関係

この計画は、国分寺市総合ビジョンの防災部門に関連する計画として位置づけられるものであり、対策の内容は、総合ビジョンの内容と調整、整合を図るものとする。また、都市部門、農業部門、福祉部門等の計画における防災関連施策とも調整、整合を図るものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要あるときは修正する。各防災機関は関係のある事柄について、毎年防災会議が指定する日までに計画修正案を提出する。また、対策の内容は総合ビジョンの見直しに合わせて、定期的に全般的な見直しを行うものとする。

第5節 計画の習熟

各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通してこの計画の習熟に努め、地震災害の対応能力の向上を図るものとする。

資料1-1：国分寺市防災会議条例

第2章 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業者の責務

第1節 防災関係機関

本市及び本市の地域における関係防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 国分寺市

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---------|---|
| 市 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 国分寺市防災会議及び国分寺市災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する組織及び施設の整備に関すること。 (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (4) 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 市民等への避難の指示等及び誘導に関すること。 (6) 市民等への災害時広報及び災害相談に関すること。 (7) 緊急輸送道路の整備及び緊急輸送の確保に関すること。 (8) 被災者に対する救助・救護及び避難受入れに関すること。 (9) 食料及び救助物資の備蓄及び調達，被災者への配給等に関すること。 (10) 要配慮者の支援に関すること。 (11) 外出者の支援に関すること。 (12) 被災した児童生徒の応急教育に関すること。 (13) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (14) 公共施設の応急復旧に関すること。 (15) 遺体の取扱いに関すること。 (16) ごみ処理，し尿処理，がれき処理に関すること。 (17) 災害復興に関すること。 (18) 災害に強い都市づくり並びに人づくりの推進に関すること。 (19) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 (20) 防災教育及び防災訓練に関すること。 (21) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。 |
| 国分寺市消防団 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 水火災及びその他災害の予防，警戒，防御に関すること。 (2) 災害時の情報収集に関すること。 (3) 地域住民への火災予防，初期消火，応急救護活動等の普及・啓発に関すること。 (4) 消火活動，救出・救護活動に関すること。 (5) その他消防に関すること。 |

- 資料1-2：国分寺市消防団条例
- 資料1-3：国分寺市消防団規則

2 東京都

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|-----------------------------|--|
| 都 | (1) 東京都防災会議に関すること。 (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。 (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 (5) 政府機関，他府県，公共機関，駐留軍，海外政府機関等に対する 応援の要請に関すること。 (6) 警備，交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。 (7) 緊急輸送の確保に関すること。 (8) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (9) 人命の救助及び救急に関すること。 (10) 消防及び水防に関すること。 (11) 医療，防疫及び保健衛生に関すること。 (12) 外出者の支援に関すること。 (13) 応急給水に関すること。 (14) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 (16) 市区町村による防災市民組織の育成への支援，ボランティアの 支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関 すること。 (17) 公共施設の応急復旧に関すること。 (18) 災害復興に関すること。 (19) 市区町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (20) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 (21) 事業所防災に関すること。 (22) 防災教育及び防災訓練に関すること。 (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。 |
| 警視庁 第八方面本部 小金井警察署 | (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 (2) 交通規制に関すること。 (3) 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 (4) 被災者の救出及び避難・誘導に関すること。 (5) 行方不明者の調査に関すること。 (6) 遺体の見分及び検視に関すること。 (7) 公共の安全と秩序維持に関すること。 |
| 東京消防庁 第八消防方面本部 国分寺消防署 | (1) 火災その他災害の予防，警戒及び防御に関すること。 (2) 救急及び救助に関すること。 (3) 危険物等の措置に関すること。 (4) 前号に掲げるもののほか，消防に関すること。 |

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|------------------|--|
| 多摩立川保健所 | (1) 医療に関すること。 (2) 保健衛生に関すること。 (3) 医療機関等の保全, 被災状況及び機能回復状況の把握に関すること。 |
| 北多摩北部建設事務所 | (1) 河川の保全に関すること。 (2) 都管理の道路及び橋梁の保全に関すること。 (3) 市が行う水防活動の支援に関すること。 (4) 河川及び道路等における障害物の除去に関すること。 |
| 西部公園緑地事務所 | (1) 公園の保全及び震災時の利用に関すること。 |
| 都水道局立川給水管理事務所 | (1) 水道施設の保全に関すること。 (2) 飲料水の確保及び応急給水に関すること。 |
| 下水道局流域下水道本部 | (1) 流域下水道施設の保全に関すること。 (2) 流域下水道施設の応急対策に関すること。 (3) し尿の受入れに関すること。 (4) 他都市等からの支援受け入れに関すること。 |
| 教育庁 都立国分寺高等学校 | (1) 被災生徒の救護及び応急教育に関すること。 (2) 被災生徒の学用品の供給に関すること。 (3) 学校施設の整備及び復旧に関すること。 (4) 地区防災センターの開設及び管理運営に対する協力に関すること。 |

● 資料1-4：消防事務の委託に関する規約

3 自衛隊

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|-------|---|
| 陸上自衛隊 | (1) 災害派遣の計画及び準備に関すること。 ア 防災関連資料の基礎調査 イ 災害派遣計画の作成 ウ 国分寺市地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 (2) 災害派遣の実施に関すること。 ア 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧 イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡 |

4 指定公共機関

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---------------------|--|
| 国分寺駅・西国分寺駅 | (1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 (3) 利用者の避難誘導，駅の混乱防止に関すること。 |
| NTT東日本 | (1) 電信，電話施設の建設並びにこれら施設の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。 |
| 東京電力パワーグリッド 立川支社 | (1) 電力供給設備の施設及びその施設の保安の維持に関すること。 (2) 電力需給に関すること。 |
| 東京ガスグループ | (1) ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。 |
| 日赤東京都支部 | (1) 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む）の実施に関すること。 (2) 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 (3) こころのケア活動に関すること。 (4) 赤十字ボランティアの活動に関すること。 (5) 輸血用血液の確保，供給に関すること。 (6) 義援金の受付，配分及び募金に関すること（原則として義援物資については受け付けない）。 (7) 災害救援物資の支給に関すること。 (8) 日赤医療施設等の保全，運営に関すること。 (9) 外国人安否調査に関すること。 (10) 遺体の検案協力に関すること。 (11) 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。 |
| 国分寺郵便局 | (1) 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救援のための寄付金送金用郵便振替の料金免除 |
| 西武鉄道国分寺駅・恋ヶ窪駅 | (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。 (2) 利用者の避難誘導，駅の混乱防止に関すること。 (3) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 |

5 協力機関等

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|-----------------------------|--|
| 医師会 | (1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 防疫の協力に関すること。 |
| 歯科医師会 | (1) 歯科医療活動に関すること。 (2) 遺体検案，見分及び身元不明者の確認に関すること。 |
| 薬剤師会 | (1) 医薬品の調剤，服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 |
| 柔道整復師会 | (1) 災害時における応急救護活動に関すること。 |
| 赤十字奉仕団 | (1) 被災者の救援，炊出しの協力に関すること。 |
| 獣医師会 | (1) 獣医療に関すること。 (2) 動物避難所の衛生管理指導に関すること。 |
| 社会福祉協議会 | (1) 社会福祉協議会現地対策本部の設置・運営に関すること。 (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営と，それに伴うボランティア活動の支援及び住民支援活動に関すること。 (3) 国の決定に伴う生活福祉資金の貸付業務に関すること。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | (1) 緊急放送に関すること。 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 (3) 放送施設の保全に関すること。 |
| 東京経済大学 | (1) 地区防災センターの開設及び管理運営に対する協力に関すること。 |
| 防災推進委員会 | (1) 市民による防災活動の普及，啓発に関すること。 (2) 広報活動の支援に関すること。 (3) 地区防災センターの開設・運営支援に関すること。 (4) 災害ボランティアセンターの運営支援に関すること。 |
| 防災推進地区 自治会・町内会等 | (1) 地区本部の設置・運営に関すること。 (2) 地域住民からの被害情報の収集及び市災害対策本部への情報伝達に関すること。 (3) 出火防止及び初期消火に関すること。 (4) 避難者の誘導及び救助・救出の協力に関すること。 (5) 被災者に対する炊出し，救護物資の配分及び避難所内の生活支援等の協力に関すること。 (6) 地区防災計画の策定及び見直しに関すること。 |
| 野球連盟少年の部 | (1) 地区防災センター開設・運営支援に関すること。 |
| 建設業協会 建築組合 東京土建 | (1) 災害対策資機材の供給及び労力提供に関すること。 |
| 国分寺市管工事組合 | (1) 応急給水活動の支援に関すること。 (2) 上下水道の応急復旧活動に関すること。 |
| 株式会社イトーヨーカ堂 生活協同組合コープみらい | (1) 食料品，生活必需品の優先供給に関すること。 |

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|--------------------|---|
| J A東京むさし | (1) 生鮮野菜の供給に関する事。 (2) 防災農地の確保，提供に関する事。 |
| 国分寺市米穀小売商組合 | (1) 米穀の供給に関する事。 |
| 東京都理容生活衛生同業組合小金井支部 | (1) 災害時における理容活動に関する事。 |

- 資料1-5：国分寺市民防災推進委員設置規程

第2節 市民・事業者の責務

市民は，災害防止のために自己の安全の確保に努めるとともに，相互に協力し，市民全体の生命，身体及び財産の安全の確保に努める。事業者は，行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに，事業活動に当たっては，その社会的責任を自覚し，災害を防止するために最大の努力を払う。

市民及び事業者は，市民自治による防災活動を基本に相互に協力し，日頃から災害に強いひと・まちづくりと災害への備えを行う。

- 資料1-6：国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱
- 資料1-7：国分寺市防災まちづくり推進地区協定書

第3章 市の地勢と概要

第1節 自然条件

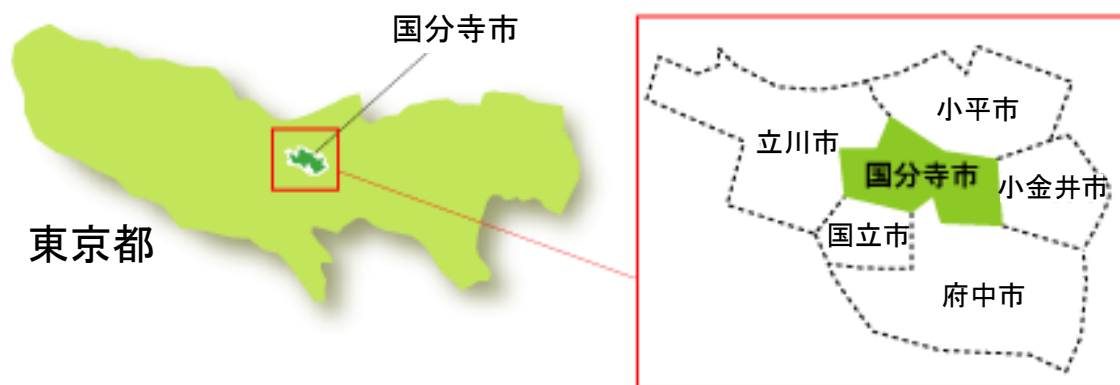
大地震に伴う災害は、地割れ・山崩れ・断層・津波といった自然現象に伴う災害ばかりでなく、建物や構造物の破壊、火災といった人工物の被害など、極めて多様な局面をもっている。また、震災の規模を左右する基本的な条件として、地震そのものの強さのほかに地震波の伝わる大地の性質すなわち地形と地盤の性質がある。つまり、同じ強さの地震動を受けても、地形及び地盤の性質が異なれば、震災の様相はまるで違ったものになる。このことは後述のように、多くの震災の経験からみて明らかである。したがって、震災対策の前提として、地盤の性質について、まず検討しなければならない。

以下、市に係る地勢の概況について触れる。

1 位置

本市は、武蔵野台地の南縁部、都心から30kmの所に位置する。市の面積は11.46km²で東西約5.7km、南北約3.9kmでやや東西に細長い形状を示している。東は小金井市、北は小平市、北西から西にかけて立川市、西から南西にかけては国立市、南は府中市に接している。代表的なJRの駅は中央線国分寺駅であるが、西国分寺駅で中央線と外環状線の武蔵野線が直交している。市域は、中央線北側にそって西は国立駅北側から立川駅との間にまで及び、東は国分寺駅と武蔵小金井駅の間にまで及んでいる。国分寺駅からは、西武鉄道の多摩湖線と国分寺線が北上している。

図1-1：国分寺市の位置（市ホームページより）



2 地形

本市は、武蔵野台地の一部をなす高台と、それより急崖を境にして一段と低い平坦地及び高台をきざむ野川上流の谷で構成されている。市内で最も高い所は、西町5丁目のけやき台付近で海拔約92mであり、低い所は東元町1丁目の鞍尾根橋付近で海拔約55mである。市域の大部分を占める高台の上の平坦地（台地面または段丘面）は、武蔵野面（武蔵野台地の台地面）とよばれている。武蔵野面は狭山丘陵の西端付近から東方へしだいに低下し、荒川低地、東京下町低地及び東京湾まで続く広大な台地面である。

一方、西町1～5丁目、光町2丁目、西元町及び東元町などの、高台より一段と低い平坦地は、立川面とよばれている。立川面は、市内の高台からみれば低地のように見えるが、立川駅西方の多摩川低地に面する急な崖、谷保天神の社域にみられる崖、更に府中競馬場南方の急崖を境にして、多摩川低地にのぞんでおり、やはり高台の表面である。この高台は立川段丘とよばれ、立川面はその表面の平坦地に対して付けられた名称である。立川面は、青梅市付近から多摩川及び不老川にそって、武蔵野台地の南北両縁に帯状に発達している。

多摩川沿いの立川面と武蔵野面との境は急崖であり、国分寺崖線とよばれている。これは、本市内では西町5丁目（崖の高さは約5m）から、国立駅東方（約11m）、武蔵国分寺（約12m）、東元町1丁目と南町の境（約16m）へと続く崖であり、更に野川の東岸にそって大田区丸子橋付近（約22m）まで続き、下流に行くほど崖の高さが大きくなる。一方、西町5丁目から北西方向では、崖高は上流へ行くほど小さくなり、武蔵村山市中央（原山）付近では立川面と武蔵野面の高さがほとんど同じになる。このように、国分寺崖線の崖高が上流から下流へと大きくなるのは、立川面が武蔵野面よりも急傾斜であることに起因している。市内東半部の高台には、いくつかの谷できざまれ、急傾斜の立川面へと続いている。これらの谷は、下流部では高台より十数メートルも深い谷をなし、幅のせまい谷底低地となっているが、上流に行くほど浅くなり、谷底もひろがって、ついには谷底と台地面との区別がつきにくくなる。

以上のように、本市の地形は武蔵野台地に属する高台とそれをきざむ谷及び武蔵野台地より一段と低い高台の立川段丘でできており、野川に沿った谷底にのみ低湿な低地が発達している。

図1-2：武蔵野付近の地形区分と国分寺市の位置

（関東ローム研究グループによるもの・武蔵野台地は、武蔵野段丘ともよばれる。）

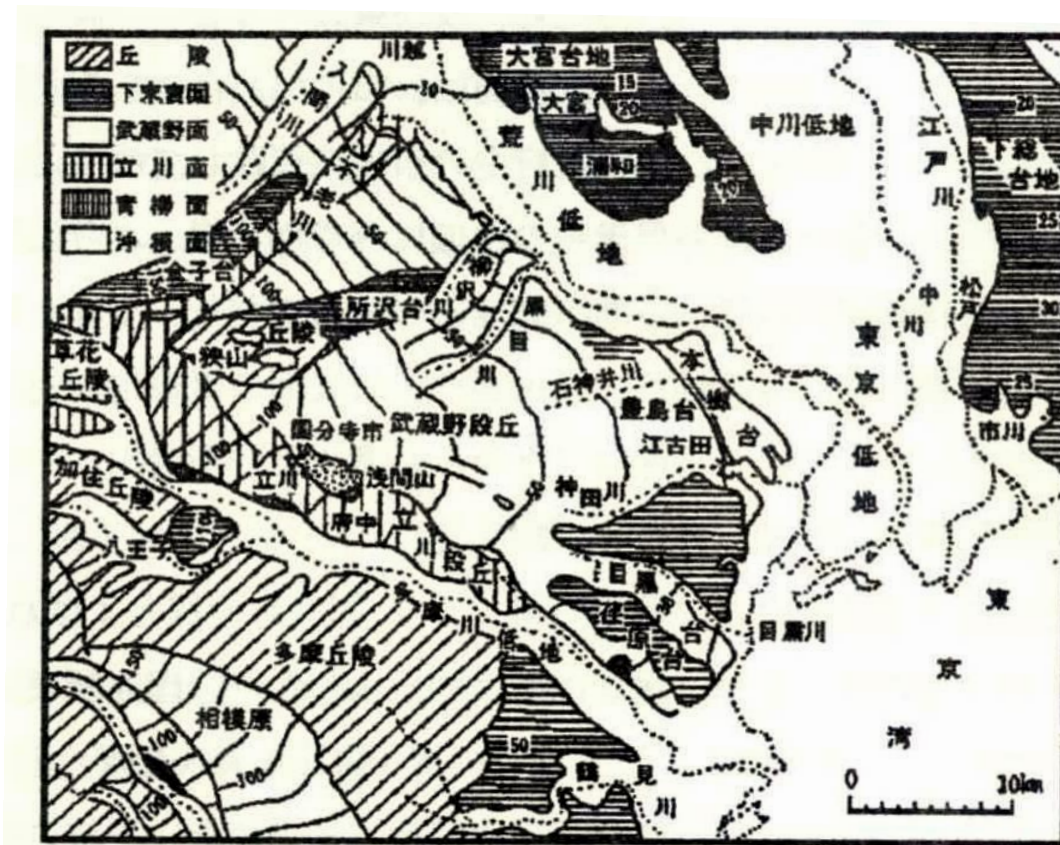
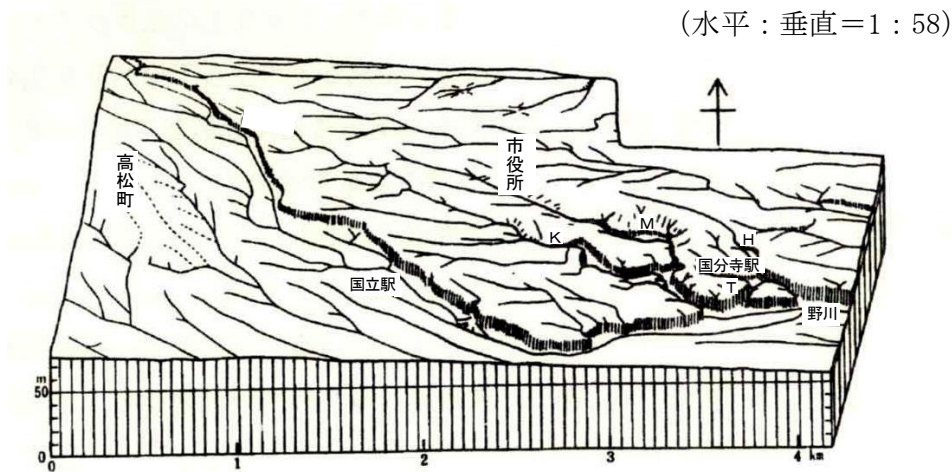


図1-3：国分寺市の地形ブロックダイアグラム



K：恋ヶ窪谷。M：三ツ家谷。
T：殿ヶ谷戸谷。H：本多谷。

3 地盤

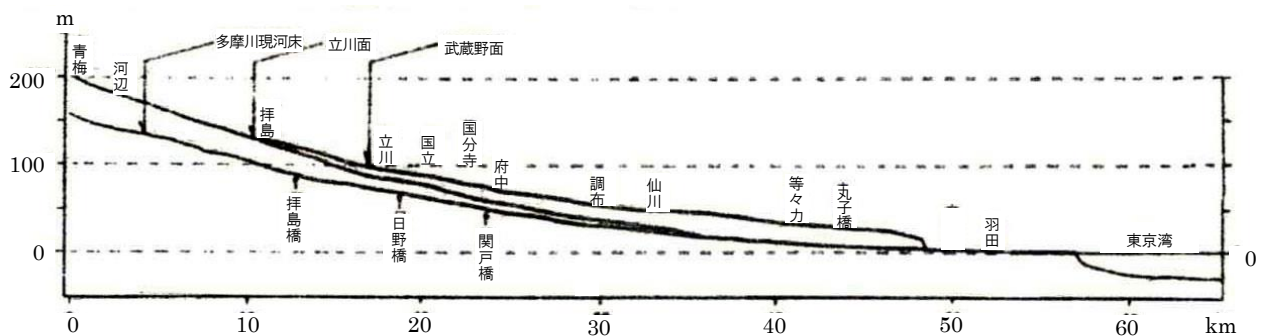
本市の大部分を占める2つの段丘面上（武蔵野面と立川面）の地域は、2次的堆積物のないローム質の洪積層地盤である。武蔵野面の地盤は、表上から下へ赤土（関東ロームと呼ばれる）、砂礫層（武蔵野礫層）、そして岩盤（連光寺互層と呼ばれる）から構成されている。立川面の地盤は表上から下へ立川ローム、立川礫層、連光寺互層の順で構成されている。

また、本市の大部分は、ローム層を主体とする洪積層台地上にあるが、野川の谷の部分には旧多摩川の本流の堆積によって出口を閉塞されて発達したと思われる軟弱な沖積層を含む地盤がある。しかし、本市の地盤は、自然状態で見ると大部分は良質の地盤で占められており、震災に対して決して弱いものではない。

令和3年（2021年）に政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した表層地盤増幅率（※）によると、国分寺市内で増幅率が1.4を超える地点（250mメッシュ）があり、実際の揺れやすさが市内で異なることに留意する必要がある。

※ 表層地盤増幅率・・・地表から深さ30mまでの平均S波速度(AVS30)から算出される地盤増幅率（最大速度増幅率）。数値が高いほど揺れやすい。

図1-4：多摩川に沿う武蔵野面・立川面の投影縦断面図

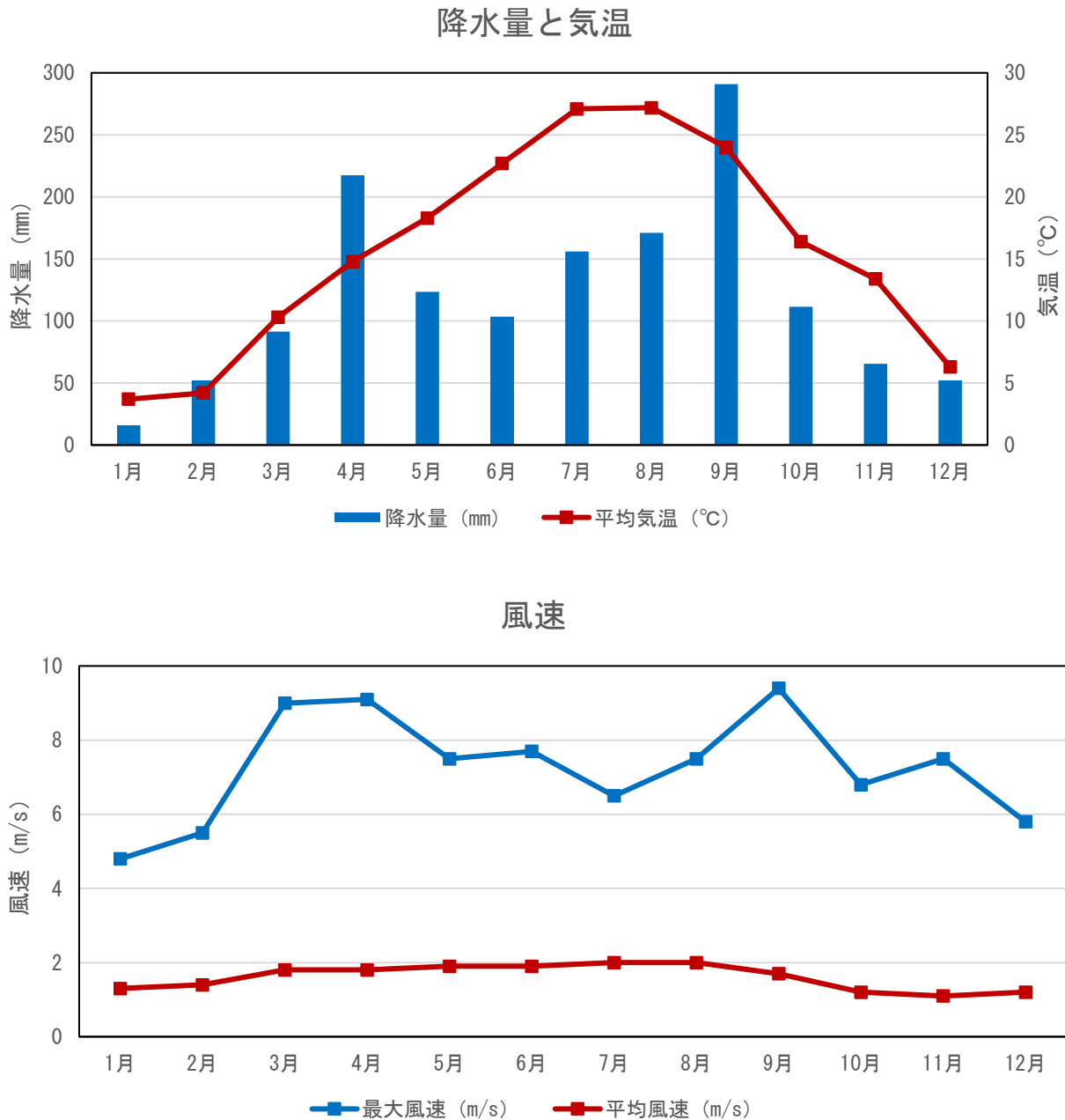


4 気象

本市域内には、気象台の観測所がないことから、南に隣接する府中市の観測所のデータによれば、令和4年の年間降水量は1451.0mm、年平均気温は15.7℃である。

また、令和4年の年間風速は、平均で1.6m/sであるが、最大風速は9.4m/s（9月）である。

図1-5：国分寺市付近（府中市）の気象（資料：国土交通省気象庁/令和4年）



第2節 社会条件

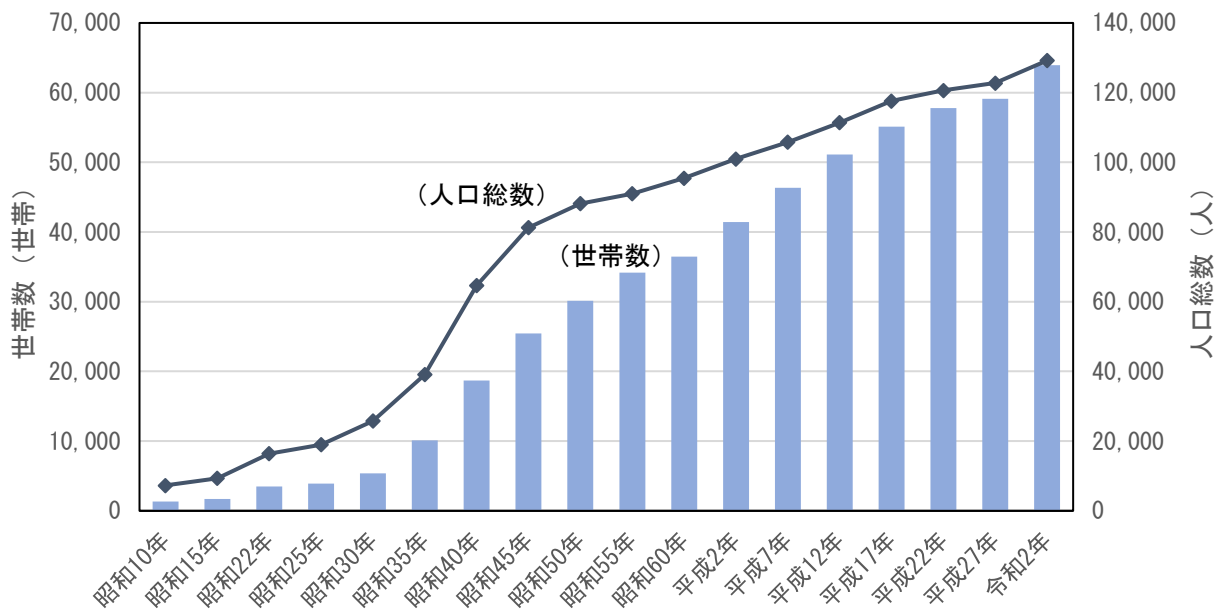
1 人口

本市の人口は、令和2年（2020年）現在 129,242人、世帯数は 63,962世帯、世帯あたり人口は 2.1人、人口密度は 11,277.7人/km²である。人口密度は多摩地域内で武蔵野市、狛江市、西東京市、三鷹市に次いで5番目に高い数値となっている。人口推移をみると、高度経済成長期の昭和30～40年代に急激に人口、世帯が増加し、近年も増加傾向が続いている。

表1-1：国分寺市の人口（令和2年10月1日 国勢調査）

| 人 口 | | | 世 帯 数 | 人 口 密 度 |
|----------|---------|---------|----------|---------------------------|
| 総 数 | 男 | 女 | | |
| 129,242人 | 62,985人 | 66,257人 | 63,962世帯 | 11,277.7人/km ² |

図1-6：国分寺市の人口と世帯数の推移（資料：国勢調査）



高齢化率は、昭和50年には5.5%だったが、平成17年からは高齢社会（高齢化率が15%以上）となり、令和2年現在22.0%に達している。

図1-7：国分寺市の年齢3区分別人口の推移（資料：国勢調査）

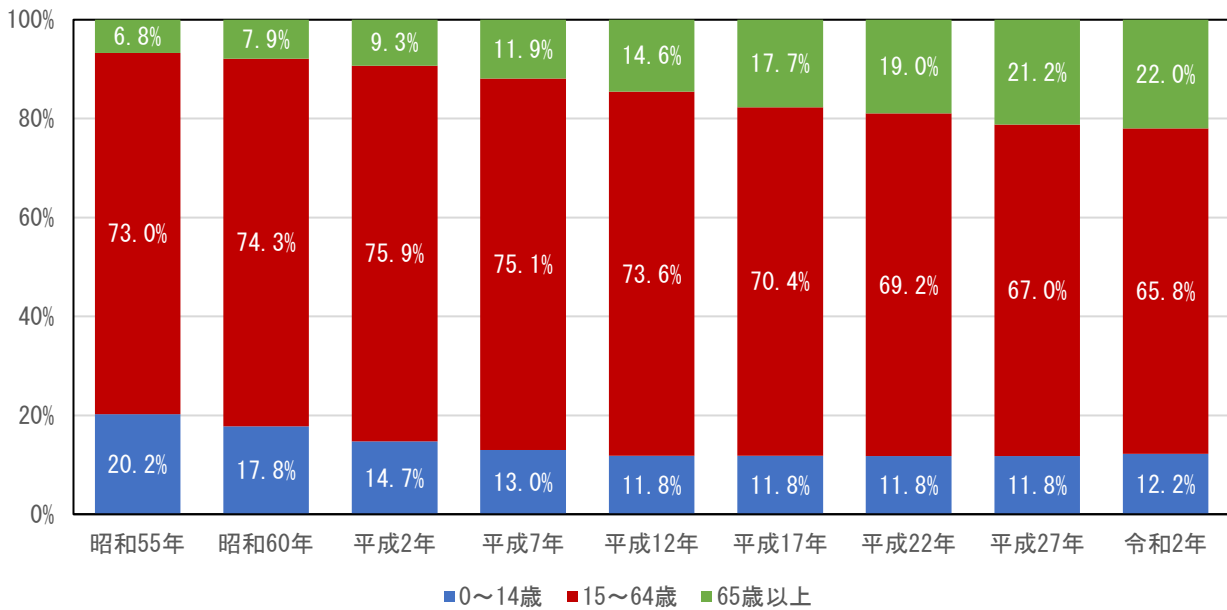
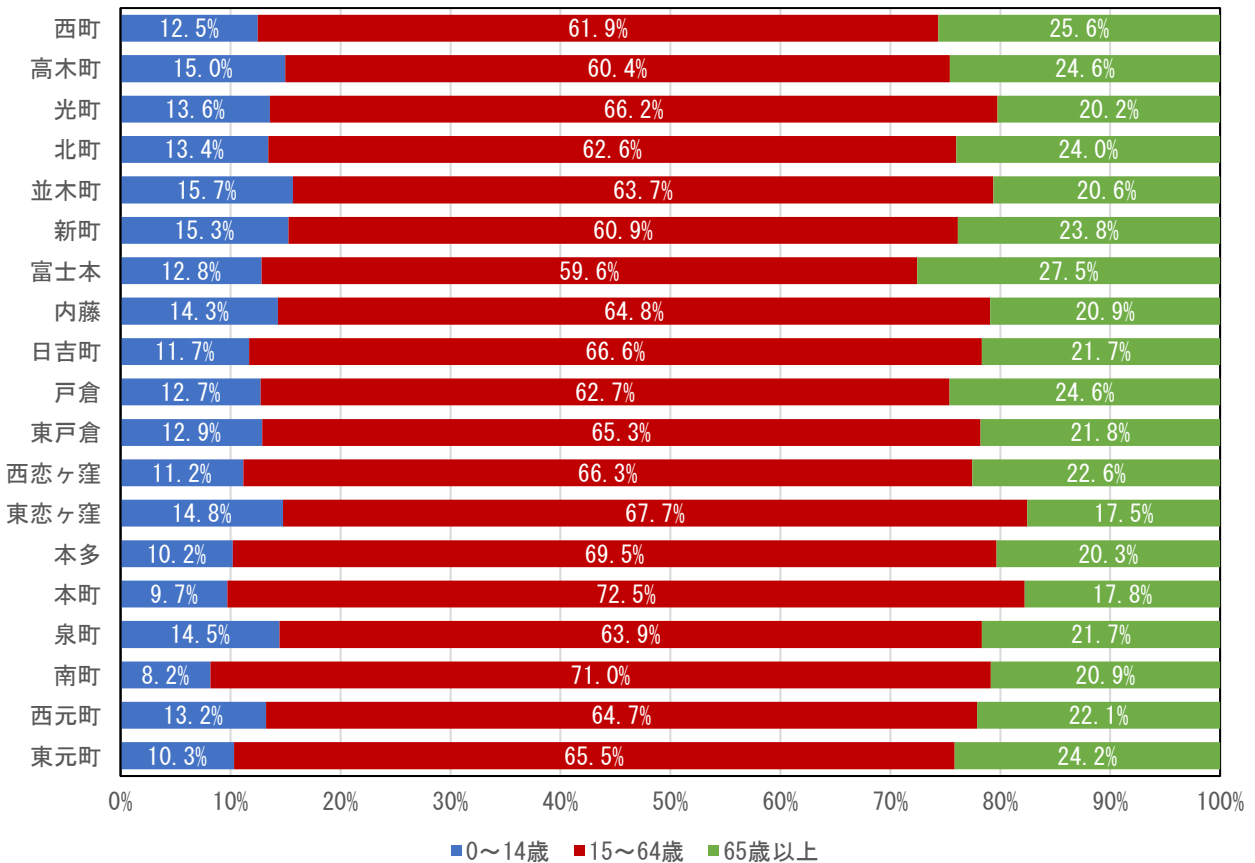


図1-8：町別の年齢構成割合（資料：国分寺市住民基本台帳）



町別の年齢構成（令和5年4月1日現在）によると、西町，高木町，光町，北町，並木町，新町，富士本，内藤，日吉町，戸倉，東戸倉，西恋ヶ窪，本多，泉町，南町，西元町，東元町では高齢化率が20%を超えている。また，生産年齢人口にあたる15歳から64歳は本町，南町で70%を超えている。

2 土地利用

土地利用面積の推移をみると、昭和35年の宅地面積は35.2%と3分の1に過ぎなかったが、20年後の昭和55年には61.7%と3分の2に達し、農地等の面積とちょうど逆転している。その後も宅地は増加傾向にあり、令和4年には80.7%と8割を超えている。宅地では住宅が76.2%と大半を占め、住宅都市としての特徴が現れている。

表1-2：固定資産税課税対象土地面積の推移（資料：東京都統計年鑑）

| 年 | 合計 | 宅地 | | | | | 農地等 | | | | 雑種地 | 免税点以下 |
|------------------|--------|-------|-------|--------|--------|---------------|------|--------|-------|---------------|-------|-------|
| | | 商業 | 工業 | 住宅 | その他：集落 | 小計 | 田 | 畑 | 山林 | 小計 | | |
| 昭和35年 (単位:ha) | 888.4 | 3.16 | 0 | 164.99 | 144.85 | 313.00 | 6.05 | 478.71 | 82.91 | 567.67 | 7.74 | 0 |
| 構成比 | 100.0% | 0.4% | 0.0% | 18.6% | 16.3% | 35.2% | 0.7% | 53.9% | 9.3% | 63.9% | 0.9% | 0.0% |
| 昭和55年 (単位:ha) | 836.69 | 15.05 | 0 | 501.23 | 0 | 516.28 | 0 | 259.81 | 36.26 | 296.07 | 21.36 | 2.98 |
| 構成比 | 100.0% | 1.8% | 0.0% | 59.9% | 0.0% | 61.7% | 0.0% | 31.1% | 4.3% | 35.4% | 2.6% | 0.4% |
| 平成14年 (単位:ha) | 814.37 | 10.75 | 24.77 | 557.65 | 0.53 | 593.70 | 0 | 177.88 | 8.45 | 186.33 | 31.37 | 2.97 |
| 構成比 | 100.0% | 1.3% | 3.0% | 68.5% | 0.1% | 72.9% | 0.0% | 21.8% | 1.0% | 22.9% | 3.9% | 0.4% |
| 平成24年 (単位:ha) | 806.66 | 11.72 | 24.74 | 585.90 | 0.06 | 622.42 | 0 | 152.08 | 5.16 | 157.24 | 24.80 | 2.20 |
| 構成比 | 100.0% | 1.5% | 3.1% | 72.6% | 0.0% | 77.2% | 0.0% | 18.9% | 0.6% | 19.5% | 3.1% | 0.3% |
| 令和4年 (単位:ha) | 805.49 | 12.48 | 23.97 | 613.43 | 0.07 | 649.95 | 0 | 126.56 | 3.46 | 130.02 | 23.93 | 1.58 |
| 構成比 | 100.0% | 1.5% | 3.0% | 76.2% | 0.0% | 80.7% | 0.0% | 15.7% | 0.4% | 16.1% | 3.0% | 0.2% |

※構成比については小数点第2位を四捨五入

3 道路

市内の道路の総延長は、令和4年4月1日現在 240,210 km（市資料）であり、このうち5.5m未満の道路が200,347 kmで全体の8割を占め、総延長の約6割が未改良道路となっている。

表1-3：幅員別道路現況

| | | 総数 | 国道 | 都道 | 市道 | |
|--------|-------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 総数 (m) | | 240,210 | 0 | 13,490 | 226,720 | |
| 実延長 | 規格改良済 | 総数 | 105,701 | 0 | 13,490 | 92,211 |
| | | 19.5m以上 | 70 | 0 | 0 | 70 |
| | | 13.0m以上 | 409 | 0 | 59 | 350 |
| | | 5.5m以上 | 30,979 | 0 | 9,906 | 21,073 |
| | | 5.5m未満 | 74,243 | 0 | 3,525 | 70,718 |
| | 未改良 | 総数 (m) | 134,509 | 0 | 0 | 134,509 |
| | | 5.5m以上 | 8,405 | 0 | 0 | 8,405 |
| | | 3.5m以上 | 35,995 | 0 | 0 | 35,995 |
| | | 3.5m未満 | 90,109 | 0 | 0 | 90,109 |

災害時の防災活動を実施する上で重要な路線を東京都が指定しており、市内を通る都道が指定されている。市は、これらの道路と連絡し、防災上主要な公共施設や避難場所の相互の連絡等を目的とする活動路線を指定している。

4 鉄道

鉄道は、市の中心部をJR中央線が東西に貫通しており、西から順に西国分寺駅、国分寺駅の2つの駅がある。国分寺駅からは西武国分寺線及び多摩湖線が走っており、恋ヶ窪駅がある。令和2年度における各駅での乗車人員は下表のとおりである。東京都統計年鑑によると、乗車人員はJR中央線32駅のうち、JR国分寺駅は新宿駅、東京駅、立川駅、中野駅、吉祥寺駅に次ぐ6番目となっており、JR西国分寺駅は27番目である。

表1-4：市内各駅の乗車人員（資料：東京都統計年鑑）

| 路線名 | 駅名 | 乗車人員（単位：千人） | | | | |
|--------|-------|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| JR中央線 | 国分寺駅 | 41,172 | 41,379 | 41,025 | 28,624 | 31,463 |
| | 西国分寺駅 | 10,825 | 10,924 | 10,825 | 8,053 | 8,594 |
| 西武国分寺線 | 国分寺駅 | 14,151 | 14,231 | 13,931 | 9,628 | 10,880 |
| | 恋ヶ窪駅 | 2,290 | 2,330 | 2,362 | 1,845 | 1,976 |
| 西武多摩湖線 | 国分寺駅 | 7,506 | 7,612 | 7,578 | 5,568 | 6,169 |

5 建物

令和3年度固定資産概要調書から、建物総数は約3万3千棟で、うち木造建物が約2万6千棟（約78%）を占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で約3千棟（9.3%）、鉄筋コンクリート造（約2千3百棟、7.0%）、鉄骨造（約1千3百棟、4.0%）となっている。

木造建物については、約2万5千棟が住宅となっている。

表1-5：令和3年固定資産概要調書に基づく建物状況

＜所有者区分による家屋（※）に関する調＞

| 構造 | 棟数 | | | 全建物棟数に対する割合 | | |
|------|--------|-------|--------|-------------|------|--------|
| | 個人所有 | 法人所有 | 計 | 個人所有 | 法人所有 | 計 |
| 木造 | 25,345 | 597 | 25,942 | 76.7% | 1.8% | 78.5% |
| 木造以外 | 5,971 | 1,133 | 7,104 | 18.1% | 3.4% | 21.5% |
| 計 | 31,316 | 1,730 | 33,046 | 94.8% | 5.2% | 100.0% |

（小数点以下の四捨五入により合計値は合わないことがある。）

※ 地方税法上の住家、店舗、工場その他の建物をいい、不動産登記法における建物と同義であり、登記簿に登録されるべき建物のことをいう。

<木造家屋（※）に関する調>

| | 住宅 | | | | | 住宅以外 | | | | | 合計 |
|---------------|--------|-------------|------|------|--------|---------------|-------|------|------|------|--------|
| | 専用住宅 | 寄宿舍 共同住宅 | 併用住宅 | 農家住宅 | 計 | 行・店舗 事務所・銀 | 工場・倉庫 | 附属家 | その他 | 計 | |
| 棟数 | 22,330 | 1,940 | 585 | 0 | 24,855 | 171 | 127 | 442 | 28 | 768 | 25,623 |
| 木造の家屋棟数に対する割合 | 87.1% | 7.6% | 2.3% | 0.0% | 97.0% | 0.7% | 0.5% | 1.7% | 0.1% | 3.0% | 100.0% |

<木造以外の家屋（※）に関する調>

| 構造 | 棟数 | | | | | | 木造以外の家屋棟数に対する割合 | 全建物棟数に対する割合 |
|-----------------|---------------|---------|--------|----------|-----|-------|-----------------|-------------|
| | 事務所・店舗・百貨店・銀行 | 住宅・アパート | 病院・ホテル | 工場・倉庫・市場 | その他 | 計 | | |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 15 | 68 | 1 | 3 | 1 | 88 | 1.2% | 0.3% |
| 鉄筋コンクリート造 | 202 | 1,592 | 25 | 87 | 383 | 2,289 | 32.2% | 7.0% |
| 鉄骨造 | 341 | 775 | 19 | 140 | 40 | 1,315 | 18.5% | 4.0% |
| 軽量鉄骨造 | 100 | 2,581 | 1 | 252 | 100 | 3,034 | 42.6% | 9.3% |
| れんが造コンクリートブロック造 | 9 | 40 | 1 | 26 | 81 | 157 | 2.2% | 0.5% |
| その他 | 3 | 205 | 0 | 20 | 3 | 231 | 3.2% | 0.7% |
| 計 | 670 | 5,261 | 47 | 528 | 608 | 7,114 | 100.0% | 21.7% |

※ 地方税法上の住家，店舗，工場その他の建物をいい，不動産登記法における建物と同義であり，登記簿に登記されるべき建物のことをいう。

第3節 既往災害

1 火災

平成30年から令和4年までの過去5年間の原因別の火災発生件数では、最も多い原因は、放火（疑いも含む）、次にたばこ、ガステーブル等となっている。

表1-6：原因別火災発生件数

| 年次 | 総数 | 放火 (疑い含む) | たばこ | ガステーブル等 | 火遊び | コンセント・プラグ等 | 電気コード | 不明 | その他 |
|-------|-----|--------------|-----|---------|-----|------------|-------|----|-----|
| 平成30年 | 29 | 8 | 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 5 | 8 |
| 令和元年 | 25 | 5 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 12 |
| 令和2年 | 19 | 5 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 8 |
| 令和3年 | 35 | 2 | 5 | 4 | 0 | 2 | 3 | 4 | 15 |
| 令和4年 | 24 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 9 | 3 | 6 |
| 総数 | 132 | 20 | 15 | 11 | 1 | 8 | 13 | 15 | 49 |

(出典：令和4年度 国分寺市統計)

2 風水害

近年、増加傾向にある局地的集中豪雨や台風によって、家屋等の浸水被害が発生している。公共下水道の整備は、1時間当たり50mmの雨量を対象としているため、それ以上の降雨となった場合は、浸水被害が発生する危険性がある。また、市街化の進行によって、地表の殆どが建物などに覆われ、雨水が地下に浸透しにくく、短時間に大量の雨水が、河川や下水道に集中するようになってきている。

更に、本市内の野川については、1時間当たり50mmの降雨に対応する河道の整備は未完成である。そのため、河川の氾濫によって、地盤の低い地域における浸水が発生する可能性もある。東京都都市型水害対策連絡会が想定最大規模降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）を対象として作成した「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（令和元年6月）」及び東京都下水道局が作成した「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区浸水予想区域図（令和2年3月改定）」では、本市内においても低地を主に浸水箇所が想定されている。

表1-7：水害発生件数

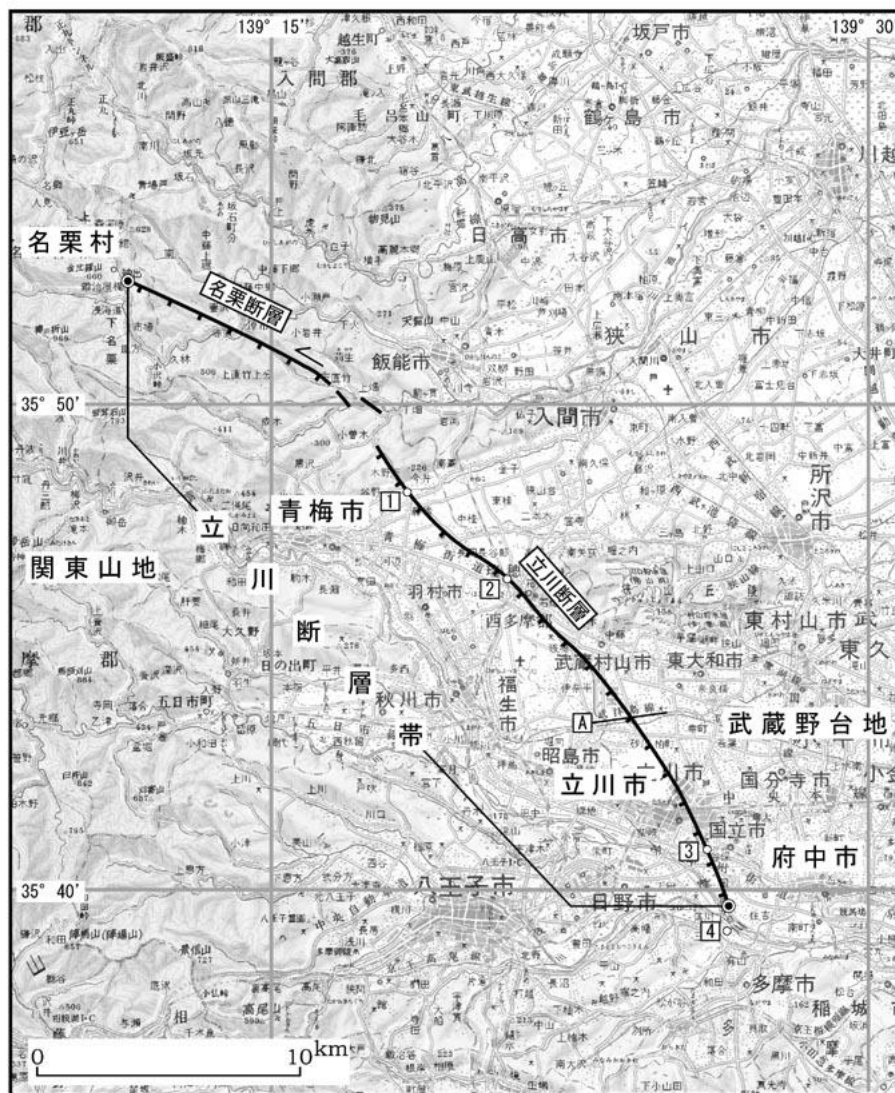
| 年次 | 被害総数 | 床上浸水 (世帯) | 床下浸水 (世帯) | 道路冠水 (箇所) | 擁壁崩 (箇所) | その他 |
|-------|------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 平成30年 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28 |
| 令和元年 | 8 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 令和2年 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 令和3年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和4年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(出典：令和4年度 国分寺市統計)

3 地震

平成 23 年に発生した東日本大震災では、本市においても震度 5 弱を観測し、約 600 人の帰宅困難者の発生や、公共施設の一部や住家等に多少の被害が生じたが、それ以外では近年本市における地震被害はほとんどない。本市及び周辺の活断層では、埼玉県と東京都の境から、南東に伸びる立川断層帯が存在している。立川断層帯は、埼玉県飯能市から東京都青梅市、立川市を経て府中市に至る断層帯で名栗断層と立川断層で構成され、今後 30 年間に地震が発生する可能性がやや高いグループに属している。

図 1-9：立川断層帯の活断層位置（出典：災害危険診断地図調査）



1：藤橋地点 2：箱根ヶ崎地点 3：谷保・矢川地点 4：一の宮地点
 A：文献7
 ●：断層帯の北西端と南東端
 活断層の位置は文献3及び5に基づく。
 基図は国土地理院発行数値地図200000「東京」を使用。

地震調査研究推進本部地震調査委員会(2003)

第4節 国分寺市における防災の取組

1 防災都市づくりの考え方

本市は、昭和30年代後半からの経済成長に伴い郊外都市として急速に市街化が進み、その結果、密集した木造住宅地や入り組んだ細街路など、住環境の悪化を中心としてさまざまな問題を引き起こした。防災面においても、昭和39年に発生した新潟地震を機に、当時のまちが災害に対して脆弱であることが明らかになり、震災対策の必要性が強調されるようになった。これらを背景として昭和49年から防災都市づくりの推進を開始した。

本市は、昭和50年に「都市の安全性を考える委員会」を設置し、『国分寺市における防災都市のあり方』について諮問した。委員会による協議の結果、昭和52年に同委員会から答申が出された。本市は、この答申を受けて現在に至るまで防災都市づくり・まちづくりを進めてきた。

国分寺市における防災都市づくりのあり方（答申）

- (1) 地域における防災まちづくりの推進
- (2) 市民の自主的参加
- (3) 防災都市づくりを行政が進めるうえでの横断的組織体制の確立
- (4) 都市基盤整備の推進

※用語説明

「防災都市づくり」…ハード面とソフト面を含めた防災対策全体としてのまちづくりを意味する。
「防災まちづくり」…市民の防災意識の向上及び自主防災組織の育成など主にソフト面のまちづくりを意味する。

2 市民参加による防災都市づくり

本市の防災都市づくり・まちづくりは、平成29年度より始まった「国分寺市総合ビジョン」において『自助力強化のための啓発及び支援』、『共助力強化による地域防災力の向上』、『防災体制・消防力の強化』として定められている。『自助力強化のための啓発及び支援』では、市民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、日頃から災害に備えられるよう啓発を行い、『共助力強化による地域防災力の向上』では、市民防災まちづくり学校の開講、国分寺市防災まちづくり推進地区の協定締結により、地域で自主的に防災活動に取り組む人材の育成を推進し、地区防災計画を策定するための支援等を行うことにより、永続的な地域の共助力強化を図っている。また、『防災体制・消防力の強化』では地域防災計画等の修正及び見直しを適宜行うことで、災害や危機に対して迅速かつ多面的な対応が可能な体制づくりを目指している。

昭和53年に開講した防災学校は、その後「防災・まちづくり学校」「市民防災まちづくり学校」と名称変更を行ない、「市民が、安全で住みよいまちづくり・地域社会づくりに関心を寄せ、これに積極的に関与していく」ことを目的として、令和4年度までに41回開講され、令和5年4月現在666人が市民防災推進委員として活動している。

また、昭和55年には「防災まちづくり推進地区実施要綱」を定め、市民防災推進委員や自治会・町内会等の役員が中心になり地区の防災組織を設立し、活動計画書を作成し、市と協力して防災活動に取り組んでいる。防災まちづくり推進地区は、令和4年5月現在15地区となり、市の面積のおおむね50.3%に達している。今後は市域全体に防災まちづくり推進地区が設立されるよう、これらの事業を一層充実させる必要がある。

表1-8：防災まちづくり推進地区発足状況（令和4年5月現在）

| 地区名 | | 協定締結日 | 面積 (km ²) | 世帯数 | 人口 |
|--------------|-----------------|-----------|-----------------------|--------|---------|
| 国分寺市 | | | 11.460 | 64,108 | 128,793 |
| 第1号地区 | 高木町自治会 | S56.2.13 | 0.352 | 1,319 | 3,155 |
| 第2号地区 | 本多連合町会 | S57.1.16 | 0.654 | 5,027 | 9,012 |
| 第3号地区 | 泉町三丁目地区連合自治防災会 | S59.1.23 | 0.163 | 1,686 | 3,051 |
| 第4号地区 | 東恋ヶ窪六丁目自治会 | S60.5.23 | 0.125 | 881 | 1,840 |
| 第5号地区 | 新町地区連合自治防災会 | H6.12.22 | 0.311 | 1,532 | 3,778 |
| 第6号地区 | 国立団地協議会 | H8.5.13 | 0.022 | 99 | 235 |
| 第7号地区 | 戸倉自治会中・西・北地区防災会 | H14.2.16 | 0.906 | 3,638 | 8,180 |
| 第8号地区 | 西町弁天町内会 | H17.8.21 | 0.345 | 1,550 | 3,383 |
| 第9号地区 | 西町友和会 | H18.9.3 | 0.029 | 190 | 383 |
| 第10号地区 | 光町北部自治会 | H20.7.13 | 0.741 | 1,960 | 4,061 |
| 第11号地区 | 戸倉自治会東地区防災会 | H22.3.29 | 0.370 | 1,825 | 3,843 |
| 第12号地区 | けやき台分譲団地管理組合 | H26.2.18 | 0.036 | 291 | 508 |
| 第13号地区 | 西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会 | H27.6.14 | 0.280 | 1,175 | 2,236 |
| 第14号地区 | 内藤・日吉地域連合防災会 | H28.11.26 | 1.283 | 6,937 | 14,260 |
| 第15号地区 | 東恋ヶ窪四丁目自治会 | H31.2.3 | 0.150 | 1,576 | 3,108 |
| 推進地区 計 | | | 5.767 | 29,686 | 61,033 |
| 市全体に対する割合(%) | | | 50.3% | 46.4% | 47.4% |

※世帯数、人口は令和5年5月1日現在

本市は、手押し式のポンプ「むかしの井戸」を平成元年以降、令和5年3月現在まで市内に22か所に設置し、民間井戸と合わせ24か所を「むかしの井戸」に指定している。井戸は地下10メートルから50メートルほどの深さにある関東ローム層の下の砂礫層内の地下水をくみ上げる構造になっている。「むかしの井戸」では周辺住民が定期的集まり、簡易的な水質検査や様々な情報交換を行う井戸端会議を開き、地域コミュニティの形成を図っている。

表1-9：「むかしの井戸」設置状況（令和4年1月現在）

| 井戸名 | 所在地 | 井戸名 | 所在地 |
|--------------|-----------------------|----------|----------------|
| なかよし井戸 | 日吉町3-10-3 | もみじ井戸 | 光町1-15-4 |
| つつじ井戸 | 西町2-22-40 | カメ井戸 | 西町4-25-1 |
| 90度井戸 | 富士本3-19-11 | ぐるぐる井戸 | 新町2-2-69 |
| 室内プール前井戸 | 西恋ヶ窪3-33-3 | たきくぼ井戸 | 泉町3-5-18 |
| ポプラ井戸 | 日吉町4-2-41 | 内藤橋井戸 | 内藤1-28-20 |
| かしの木井戸 | 東恋ヶ窪6-17-48 | けやき井戸 | 小平市上水本町6-22-2 |
| わかば井戸 | 本多5-20-9 | 武蔵国分寺井戸 | 西元町1-10 |
| 高木井戸 | 高木町3-25-60 | 北町公園井戸 | 北町5-24 |
| 戸倉公園井戸 | 戸倉4-8-4 | 戸倉井戸 | 戸倉4-34（戸倉神社境内） |
| ふれあい井戸 | 西町2-21-5（国立団地協議会共有地内） | | |
| 南町ひだまり井戸 | 南町1-14-6 | 東元町一丁目井戸 | 東元町1-28-3 |
| 東恋ヶ窪でんしゃ公園井戸 | 東恋ヶ窪1-280-5 | さつき井戸 | 内藤1-20-19 |
| 新町ひばり公園井戸 | 新町3-1-24 | | |

3 地区防災計画の策定について

平成25年に行われた災害対策基本法の改正において、地区単位の居住者と事業者等が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されたことに伴い、地区防災計画の策定、見直しを促進する。

※災害対策基本法 42 条 3 項の規定では、地区居住者等（市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者）の防災活動に関する計画「地区防災計画」を市町村の地域防災計画に定めることができるとしており、また、同法 42 条の 2 の規定では、地区居住者等は市町村防災会議に対し、地域防災計画に「地区防災計画」を定めることを提案できるとしている。

4 地区防災計画策定地区

国分寺市防災会議に諮り、「地区防災計画」を地域防災計画に定めた地区・事業者等は以下のとおりです。また、計画改定等協議中及び現在策定中の地区についても記載している。

【防災会議認定済地区一覧】

| 地区・事業者名 | 計画策定日 | 防災会議認定日 | 備考 |
|-----------------|--|------------|------------|
| 高木町自治会 | 昭和59年3月31日（平成28年1月31日改定） | 平成29年7月11日 | 防災推進地区第1号 |
| 本多連合町会 | 昭和60年11月30日（平成10年12月31日改定, 平成29年3月31日改定） | 平成29年7月11日 | 防災推進地区第2号 |
| 東恋ヶ窪六丁目自治会 | 平成元年3月31日（平成28年10月31日改定） | 平成29年7月11日 | 防災推進地区第4号 |
| けやき台分譲団地管理組合 | 平成29年1月31日 | 平成29年7月11日 | 防災推進地区第12号 |
| 国立団地協議会 | 平成11年3月31日（平成30年3月31日改定） | 平成30年6月26日 | 防災推進地区第6号 |
| 西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会 | 平成30年3月31日 | 平成30年6月26日 | 防災推進地区第13号 |
| 新町地区連合自治防災会 | 平成10年3月31日（平成31年3月31日改定） | 令和元年8月2日 | 防災推進地区第5号 |
| 戸倉自治会中・西・北地区防災会 | 平成17年3月31日（平成31年3月31日改定） | 令和元年8月2日 | 防災推進地区第7号 |
| 西町弁天町内会 | 平成20年3月31日（平成31年2月28日改定） | 令和元年8月2日 | 防災推進地区第8号 |
| 戸倉自治会東地区防災会 | 平成25年3月31日（令和元年11月改定） | 令和3年3月25日 | 防災推進地区第11号 |
| 内藤・日吉地域連合防災会 | 令和元年12月27日 | 令和3年3月25日 | 防災推進地区第14号 |
| 西町友和会 | 平成21年3月31日（令和4年2月20日一部改正） | 令和4年7月4日 | 防災推進地区第9号 |

| | | | |
|------------|--------------------------|----------|----------------|
| 光町北部自治会 | 平成23年3月31日（令和4年4月1日一部改正） | 令和4年7月4日 | 防災推進地区 第10号 |
| 東恋ヶ窪四丁目自治会 | 令和4年3月31日 | 令和4年7月4日 | 防災推進地区 第15号 |

【地区防災計画策定済地区一覧】

| 地区・事業者名 | 計画策定日 | 防災会議認定日 | 備考 |
|----------------|-----------|--------------|---------------|
| 泉町三丁目地区連合自治防災会 | 平成元年3月31日 | 地区防災計画改定等協議中 | 防災推進地区 第3号 |

第4章 被害想定

1 地震被害想定

本市に係る被害想定としては、平成9年8月に東京都がまとめた「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」があり、平成10年12月修正の地域防災計画は、この報告書を基にしている。その後、平成17年2月には、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会（「専門調査会」という）が、首都中枢機能の継続性確保の視点から首都直下地震の被害想定を公表し、東京都においても東京都防災会議地震部会が平成18年3月に首都直下地震による東京の被害想定をまとめている。平成19年3月修正の本市の地域防災計画は、この報告書を基にしている。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、震度5クラスの揺れや、それに伴い大量の帰宅困難者が発生するなどの被害が生じたことから、平成24年4月に東京都は客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、その後、住宅の耐震化や不燃化の着実な進展や、高齢化の進行や単身世帯の増加などの変化を踏まえ、令和4年5月に約10年ぶりに「首都直下地震等による東京の被害想定」が見直された。

本市の地域防災計画修正にあたっては、東京都が発表した最新の被害想定のうち、本市に最も大きな被害をもたらすと想定された「立川断層帯地震 冬の夕方18時 風速8m/秒」を基本とし、発生する時間帯によってより高い被害数値が出た箇所については、より大きな値を参考に対策を検討する。

(1) 前提条件

ア 想定地震

4つのタイプの地震のうち、元禄型関東地震を除き市の大部分が震度6強の揺れを観測すると想定されている。特に立川断層帯地震では、一部震度7を観測すると想定されており、この揺れにより人的被害、建物被害、ライフライン被害ともに甚大な被害が発生することが想定される。

| 項目 | 内容 | | | |
|-------|------------|------------|-----------|-----------|
| 種類 | 都心南部直下地震 | 多摩東部直下地震 | 大正関東地震 | 立川断層帯地震 |
| 震源 | 区部南部 | 多摩地域東部 | 神奈川県西部 | 東京都多摩地域 |
| 規模 | M7.3 | M7.3 | M8クラス | M7.4 |
| 震源の深さ | 約35km～47km | 約30km～42km | 約0km～30km | 約2km～20km |

本市における震度別面積率

| 種類 | 都心南部直下地震 | 多摩東部直下地震 | 大正関東地震 | 立川断層帯地震 |
|------|----------|----------|--------|---------|
| 震度6弱 | 99.8% | 38.7% | 96.7% | 16.6% |
| 震度6強 | 0.2% | 61.3% | | 83.4% |
| 震度7 | | | | |

基本情報

| 種類 | 都心南部直下地震 | 多摩東部直下地震 | 大正関東地震 | 立川断層帯地震 |
|------------|-----------|----------|--------|---------|
| 夜間人口 | 129,242 人 | | | |
| 昼間人口 | 104,735 人 | | | |
| 木造 建物数 | 25,102 棟 | | | |
| 非木造 建物数 | 7,109 棟 | | | |

イ 気象条件等

| 季節・時刻・風速 | 想定される被害 |
|-------------------------------|--|
| 冬・早朝 5 時 風速 4 m/秒 8 m/秒 | <ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。 |
| 冬・昼 12 時 風速 4 m/秒 8 m/秒 | <ul style="list-style-type: none"> ○オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。 |
| 冬・夕 18 時 風速 4 m/秒 8 m/秒 | <ul style="list-style-type: none"> ○火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 |

ウ 総括表

| 条件 | 想定地震 | | 都心南部直下地震 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------|-----------|----------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---|
| | 時期及び時刻 | | 冬・早朝 | | | | 冬・昼 | | | | 冬・夕方 | | | |
| | 風速 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | |
| 人的被害 | 死者 | | 16 | 人 | 17 | 人 | 10 | 人 | 11 | 人 | 20 | 人 | 21 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ建物被害 | 10 | 人 | 10 | 人 | 4 | 人 | 4 | 人 | 6 | 人 | 6 | 人 |
| | | 屋内収容物 | 2 | 人 | 2 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 4 | 人 | 4 | 人 | 4 | 人 | 4 | 人 | 7 | 人 | 8 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 0 | 人 | 0 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 6 | 人 | 6 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 負傷者 | | 362 | 人 | 362 | 人 | 264 | 人 | 265 | 人 | 463 | 人 | 464 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ建物被害 | 304 | 人 | 304 | 人 | 175 | 人 | 175 | 人 | 213 | 人 | 213 | 人 |
| | | 屋内収容物 | 43 | 人 | 43 | 人 | 31 | 人 | 31 | 人 | 32 | 人 | 32 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 6 | 人 | 6 | 人 | 5 | 人 | 6 | 人 | 10 | 人 | 11 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 9 | 人 | 9 | 人 | 53 | 人 | 53 | 人 | 207 | 人 | 207 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| 物的被害 | 建物全壊 | | 195 | 棟 | 195 | 棟 | 195 | 棟 | 195 | 棟 | 195 | 棟 | 195 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 195 | 棟 | 195 | 棟 | 195 | 棟 | 195 | 棟 | 195 | 棟 | 195 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | 建物半壊 | | 1,424 | 棟 | 1,424 | 棟 | 1,424 | 棟 | 1,424 | 棟 | 1,424 | 棟 | 1,424 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 1,423 | 棟 | 1,423 | 棟 | 1,423 | 棟 | 1,423 | 棟 | 1,423 | 棟 | 1,423 | 棟 |
| | | 液状化 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | 出火件数 | | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 1 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 |
| | 焼失棟数 | 倒壊建物を含む焼失 | 146 | 棟 | 164 | 棟 | 196 | 棟 | 220 | 棟 | 339 | 棟 | 380 | 棟 |
| 倒壊建物を含まない焼失 | | 138 | 棟 | 155 | 棟 | 185 | 棟 | 208 | 棟 | 316 | 棟 | 354 | 棟 | |
| 避難者数 | | 8,458 | 人 | 8,529 | 人 | 8,651 | 人 | 8,745 | 人 | 9,208 | 人 | 9,370 | 人 | |
| 帰宅困難者数 | | — | 人 | — | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | |
| 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 82 | 台 | 82 | 台 | 82 | 台 | 82 | 台 | 84 | 台 | 84 | 台 | |
| 災害廃棄物(万t) | | 9 | 万t | 9 | 万t | 9 | 万t | 9 | 万t | 9 | 万t | 9 | 万t | |

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

| 想定地震 | | 都心南部直下地震 | | | | | | |
|--------|---------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 時期及び時刻 | | 冬・早朝 | | 冬・昼 | | 冬・夕方 | | |
| 風速 | | 4m/秒 | 8m/秒 | 4m/秒 | 8m/秒 | 4m/秒 | 8m/秒 | |
| 電力 | 停電率(国分寺市) | 2.4% | 2.5% | 2.6% | 2.7% | 3.1% | 3.2% | |
| | 停電率(多摩) | 1.9% | 1.9% | 2.0% | 2.0% | 2.4% | 2.5% | |
| | 停電率(都全体) | 9.0% | 9.1% | 9.4% | 9.5% | 11.6% | 11.9% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | — | 7.7% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | — | 2.1% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 通信 | 不通率(国分寺市) | 0.5% | 0.6% | 0.7% | 0.7% | 1.1% | 1.2% | |
| | 不通率(多摩) | 0.5% | 0.4% | 0.5% | 0.6% | 1.0% | 1.1% | |
| | 不通率(都全体) | 1.2% | 1.2% | 1.4% | 1.5% | 3.7% | 4.0% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | — | 4.0% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | — | 1.1% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 上水道 | 断水率(国分寺市) | 9.8% | 9.8% | 9.8% | 9.8% | 9.8% | 9.8% | |
| | 断水率(多摩) | 9.2% | 9.2% | 9.2% | 9.2% | 9.2% | 9.2% | |
| | 断水率(都全体) | 26.4% | 26.4% | 26.4% | 26.4% | 26.4% | 26.4% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | 26.4% | 26.4% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | 26.4% | 26.4% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | 16.8% | 16.8% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | 0.0% | 0.0% | |
| 下水道 | 管きよ被害率(国分寺市) | 1.8% | 1.8% | 1.8% | 1.8% | 1.8% | 1.8% | |
| | 管きよ被害率(多摩) | 2.3% | 2.3% | 2.3% | 2.3% | 2.3% | 2.3% | |
| | 管きよ被害率(都全体) | 4.0% | 4.0% | 4.0% | 4.0% | 4.0% | 4.0% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | 3.0% | 3.0% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | 2.7% | 2.7% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | 2.2% | 2.2% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | 0.0% | 0.0% | |
| ガス | 供給停止率(国分寺市) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | |
| | 供給停止率(多摩) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | |
| | 供給停止率(都全体) | 24.3% | 24.3% | 24.3% | 24.3% | 24.3% | 24.3% | |
| | 復旧日数(都全体) | SI値が基準値を超えた場合に停止するが、被害がないことが確認された地域に対しては、地震発生日中に供給が再開される。 都心南部直下地震で、約6週間後に復旧が概ね完了する。 | | | | | | |

| 条件 | 想定地震 | | 多摩東部直下地震 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------|-----------|----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---|
| | 時期及び時刻 | | 冬・早朝 | | | | 冬・昼 | | | | 冬・夕方 | | | |
| | 風速 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | |
| 人的被害 | 死者 | | 36 | 人 | 37 | 人 | 23 | 人 | 24 | 人 | 46 | 人 | 48 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ建物被害 | 24 | 人 | 24 | 人 | 10 | 人 | 10 | 人 | 15 | 人 | 15 | 人 |
| | | 屋内収容物 | 3 | 人 | 3 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 8 | 人 | 9 | 人 | 8 | 人 | 9 | 人 | 17 | 人 | 19 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 1 | 人 | 1 | 人 | 3 | 人 | 3 | 人 | 12 | 人 | 12 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 負傷者 | | 604 | 人 | 605 | 人 | 521 | 人 | 522 | 人 | 876 | 人 | 886 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ建物被害 | 500 | 人 | 500 | 人 | 355 | 人 | 355 | 人 | 386 | 人 | 386 | 人 |
| | | 屋内収容物 | 74 | 人 | 74 | 人 | 54 | 人 | 54 | 人 | 55 | 人 | 55 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 12 | 人 | 13 | 人 | 11 | 人 | 12 | 人 | 36 | 人 | 46 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 18 | 人 | 18 | 人 | 101 | 人 | 101 | 人 | 398 | 人 | 398 | 人 |
| 屋外落下物 | | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | |
| 物的被害 | 建物全壊 | | 452 | 棟 | 452 | 棟 | 452 | 棟 | 452 | 棟 | 452 | 棟 | 452 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 452 | 棟 | 452 | 棟 | 452 | 棟 | 452 | 棟 | 452 | 棟 | 452 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | 建物半壊 | | 1,712 | 棟 | 1,712 | 棟 | 1,712 | 棟 | 1,712 | 棟 | 1,712 | 棟 | 1,712 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 1,711 | 棟 | 1,711 | 棟 | 1,711 | 棟 | 1,711 | 棟 | 1,711 | 棟 | 1,711 | 棟 |
| | | 液状化 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | 出火件数 | | 3 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 | 6 | 件 | 6 | 件 |
| | 焼失棟数 | 倒壊建物を含む焼失 | 325 | 棟 | 370 | 棟 | 399 | 棟 | 453 | 棟 | 835 | 棟 | 949 | 棟 |
| 倒壊建物を含まない焼失 | | 319 | 棟 | 364 | 棟 | 392 | 棟 | 445 | 棟 | 820 | 棟 | 932 | 棟 | |
| 避難者数 | | 15,059 | 人 | 15,229 | 人 | 15,336 | 人 | 15,547 | 人 | 16,974 | 人 | 17,398 | 人 | |
| 帰宅困難者数 | | — | 人 | — | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | |
| 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 100 | 台 | 100 | 台 | 100 | 台 | 105 | 台 | 105 | 台 | 105 | 台 | |
| 災害廃棄物(万t) | | 16 | 万t | 16 | 万t | 16 | 万t | 16 | 万t | 17 | 万t | 18 | 万t | |

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

| 想定地震 | | 多摩東部直下地震 | | | | | | |
|--------|---------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 時期及び時刻 | | 冬・早朝 | | 冬・昼 | | 冬・夕方 | | |
| 風速 | | 4m/秒 | 8m/秒 | 4m/秒 | 8m/秒 | 4m/秒 | 8m/秒 | |
| 電力 | 停電率(国分寺市) | 4.3% | 4.5% | 4.6% | 4.8% | 6.1% | 6.5% | |
| | 停電率(多摩) | 4.0% | 4.1% | 4.2% | 4.3% | 5.5% | 5.7% | |
| | 停電率(都全体) | 7.2% | 7.2% | 7.4% | 7.5% | 9.1% | 9.3% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | — | 6.1% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | — | 0.8% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 通信 | 不通率(国分寺市) | 1.1% | 1.3% | 1.3% | 1.5% | 2.6% | 3.0% | |
| | 不通率(多摩) | 1.2% | 1.1% | 1.2% | 1.3% | 2.6% | 2.8% | |
| | 不通率(都全体) | 1.1% | 1.1% | 1.2% | 1.3% | 2.8% | 2.9% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | — | 2.9% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | — | 0.4% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 上水道 | 断水率(国分寺市) | 18.0% | 18.0% | 18.0% | 18.0% | 18.0% | 18.0% | |
| | 断水率(多摩) | 19.5% | 19.5% | 19.5% | 19.5% | 19.5% | 19.5% | |
| | 断水率(都全体) | 25.8% | 25.8% | 25.8% | 25.8% | 25.8% | 25.8% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | 25.8% | 25.8% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | 25.8% | 25.8% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | 12.2% | 12.2% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | 0.0% | 0.0% | |
| 下水道 | 管きよ被害率(国分寺市) | 3.1% | 3.1% | 3.1% | 3.1% | 3.1% | 3.1% | |
| | 管きよ被害率(多摩) | 3.8% | 3.8% | 3.8% | 3.8% | 3.8% | 3.8% | |
| | 管きよ被害率(都全体) | 4.3% | 4.3% | 4.3% | 4.3% | 4.3% | 4.3% | |
| | 復旧日数(都全体) | 1日後 | — | — | — | — | 3.3% | 3.3% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | 2.9% | 2.9% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | 2.2% | 2.2% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | 0.0% | 0.0% | |
| ガス | 供給停止率(国分寺市) | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | 14.0% | |
| | 供給停止率(多摩) | 29.0% | 29.0% | 29.0% | 29.0% | 29.0% | 29.0% | |
| | 供給停止率(都全体) | 12.5% | 12.5% | 12.5% | 12.5% | 12.5% | 12.5% | |
| | 復旧日数(都全体) | SI値が基準値を超えた場合に停止するが、被害がないことが確認された地域に対しては、地震発生日中に供給が再開される。 都心南部直下地震で、約6週間後に復旧が概ね完了する。 | | | | | | |

| 条件 | 想定地震 | | 大正関東地震 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------|-----------|--------|-------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|---|
| | 時期及び時刻 | | 冬・早朝 | | | | 冬・昼 | | | | 冬・夕方 | | | |
| | 風速 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | |
| 人的被害 | 死者 | | 10 | 人 | 11 | 人 | 8 | 人 | 8 | 人 | 14 | 人 | 14 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ建物被害 | 3 | 人 | 3 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 |
| | | 屋内収容物 | 2 | 人 | 2 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 5 | 人 | 5 | 人 | 4 | 人 | 5 | 人 | 6 | 人 | 7 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 0 | 人 | 0 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | 4 | 人 | 4 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 負傷者 | | 206 | 人 | 207 | 人 | 158 | 人 | 158 | 人 | 280 | 人 | 281 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ建物被害 | 151 | 人 | 151 | 人 | 93 | 人 | 93 | 人 | 106 | 人 | 106 | 人 |
| | | 屋内収容物 | 43 | 人 | 43 | 人 | 24 | 人 | 24 | 人 | 32 | 人 | 32 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 7 | 人 | 8 | 人 | 6 | 人 | 7 | 人 | 9 | 人 | 10 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 6 | 人 | 6 | 人 | 34 | 人 | 34 | 人 | 132 | 人 | 132 | 人 |
| 屋外落下物 | | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | |
| 物的被害 | 建物全壊 | | 88 | 棟 | 88 | 棟 | 88 | 棟 | 88 | 棟 | 88 | 棟 | 88 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 88 | 棟 | 88 | 棟 | 88 | 棟 | 88 | 棟 | 88 | 棟 | 88 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | 建物半壊 | | 822 | 棟 | 822 | 棟 | 822 | 棟 | 822 | 棟 | 822 | 棟 | 822 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 821 | 棟 | 821 | 棟 | 821 | 棟 | 821 | 棟 | 821 | 棟 | 821 | 棟 |
| | | 液状化 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | 出火件数 | | 2 | 件 | 2 | 件 | 2 | 件 | 2 | 件 | 3 | 件 | 3 | 件 |
| | 焼失棟数 | 倒壊建物を含む焼失 | 181 | 棟 | 208 | 棟 | 217 | 棟 | 249 | 棟 | 317 | 棟 | 360 | 棟 |
| 倒壊建物を含まない焼失 | | 176 | 棟 | 203 | 棟 | 211 | 棟 | 242 | 棟 | 306 | 棟 | 348 | 棟 | |
| 避難者数 | | 5,761 | 人 | 5,869 | 人 | 5,905 | 人 | 6,028 | 人 | 6,298 | 人 | 6,466 | 人 | |
| 帰宅困難者数 | | — | 人 | — | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | |
| 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 79 | 台 | 80 | 台 | 80 | 台 | 80 | 台 | 81 | 台 | 81 | 台 | |
| 災害廃棄物(万t) | | 5 | 万t | 5 | 万t | 5 | 万t | 5 | 万t | 6 | 万t | 6 | 万t | |

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

| 想定地震 | | 大正関東地震 | | | | | | |
|--------|---------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 時期及び時刻 | | 冬・早朝 | | 冬・昼 | | 冬・夕方 | | |
| 風速 | | 4m/秒 | 8m/秒 | 4m/秒 | 8m/秒 | 4m/秒 | 8m/秒 | |
| 電力 | 停電率(国分寺市) | 1.7% | 1.8% | 1.8% | 1.9% | 2.2% | 2.3% | |
| | 停電率(多摩) | 1.4% | 1.4% | 1.5% | 1.5% | 1.7% | 1.8% | |
| | 停電率(都全体) | 3.4% | 3.4% | 3.5% | 3.6% | 3.9% | 4.0% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | — | 3.0% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | — | 0.0% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 通信 | 不通率(国分寺市) | 0.6% | 0.7% | 0.7% | 0.8% | 1.0% | 1.1% | |
| | 不通率(多摩) | 0.5% | 0.4% | 0.5% | 0.5% | 0.7% | 0.8% | |
| | 不通率(都全体) | 0.4% | 0.4% | 0.5% | 0.6% | 0.9% | 0.9% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | — | 0.9% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | — | 0.0% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 下水道 | 断水率(国分寺市) | 6.5% | 6.5% | 6.5% | 6.5% | 6.5% | 6.5% | |
| | 断水率(多摩) | 7.2% | 7.2% | 7.2% | 7.2% | 7.2% | 7.2% | |
| | 断水率(都全体) | 15.7% | 15.7% | 15.7% | 15.7% | 15.7% | 15.7% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | 15.7% | 15.7% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | 15.7% | 15.7% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | 4.5% | 4.5% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | 0.0% | 0.0% | |
| 下水道 | 管きよ被害率(国分寺市) | 1.8% | 1.8% | 1.8% | 1.8% | 1.8% | 1.8% | |
| | 管きよ被害率(多摩) | 2.3% | 2.3% | 2.3% | 2.3% | 2.3% | 2.3% | |
| | 管きよ被害率(都全体) | 2.9% | 2.9% | 2.9% | 2.9% | 2.9% | 2.9% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | 2.2% | 2.2% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | 1.8% | 1.8% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | 1.1% | 1.1% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | 0.0% | 0.0% | |
| ガス | 供給停止率(国分寺市) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | |
| | 供給停止率(多摩) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | |
| | 供給停止率(都全体) | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.8% | |
| | 復旧日数(都全体) | SI値が基準値を超えた場合に停止するが、被害がないことが確認された地域に対しては、地震発生日中に供給が再開される。 都心南部直下地震で、約6週間後に復旧が概ね完了する。 | | | | | | |

| 条件 | 想定地震 | | 立川断層帯地震 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------|-----------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---|
| | 時期及び時刻 | | 冬・早朝 | | | | 冬・昼 | | | | 冬・夕方 | | | |
| | 風速 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | | 4m/秒 | | 8m/秒 | |
| 人的被害 | 死者 | | 66 | 人 | 70 | 人 | 40 | 人 | 44 | 人 | 94 | 人 | 104 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ建物被害 | 50 | 人 | 50 | 人 | 20 | 人 | 20 | 人 | 30 | 人 | 30 | 人 |
| | | 屋内収容物 | 4 | 人 | 4 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 3 | 人 | 3 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 12 | 人 | 16 | 人 | 13 | 人 | 17 | 人 | 46 | 人 | 55 | 人 |
| | | ブロック塀等 | 1 | 人 | 1 | 人 | 4 | 人 | 4 | 人 | 16 | 人 | 16 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 負傷者 | | 904 | 人 | 908 | 人 | 790 | 人 | 807 | 人 | 1,377 | 人 | 1,420 | 人 |
| | 原因別 | ゆれ建物被害 | 784 | 人 | 784 | 人 | 576 | 人 | 576 | 人 | 615 | 人 | 615 | 人 |
| | | 屋内収容物 | 77 | 人 | 77 | 人 | 56 | 人 | 56 | 人 | 58 | 人 | 58 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 18 | 人 | 21 | 人 | 20 | 人 | 38 | 人 | 164 | 人 | 207 | 人 |
| ブロック塀等 | | 25 | 人 | 25 | 人 | 137 | 人 | 137 | 人 | 538 | 人 | 538 | 人 | |
| 屋外落下物 | | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 | |
| 物的被害 | 建物全壊 | | 869 | 棟 | 869 | 棟 | 869 | 棟 | 869 | 棟 | 869 | 棟 | 869 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 869 | 棟 | 869 | 棟 | 869 | 棟 | 869 | 棟 | 869 | 棟 | 869 | 棟 |
| | | 液状化 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | 建物半壊 | | 2,086 | 棟 | 2,086 | 棟 | 2,086 | 棟 | 2,086 | 棟 | 2,086 | 棟 | 2,086 | 棟 |
| | 原因別 | ゆれ | 2,085 | 棟 | 2,085 | 棟 | 2,085 | 棟 | 2,085 | 棟 | 2,085 | 棟 | 2,085 | 棟 |
| | | 液状化 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 | 1 | 棟 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 | 0 | 棟 |
| | 出火件数 | | 4 | 件 | 4 | 件 | 5 | 件 | 5 | 件 | 9 | 件 | 9 | 件 |
| | 焼失棟数 | 倒壊建物を含む焼失 | 495 | 棟 | 628 | 棟 | 677 | 棟 | 878 | 棟 | 2,229 | 棟 | 2,702 | 棟 |
| 倒壊建物を含まない焼失 | | 481 | 棟 | 610 | 棟 | 658 | 棟 | 854 | 棟 | 2,167 | 棟 | 2,627 | 棟 | |
| 避難者数 | | 18,510 | 人 | 19,005 | 人 | 17,105 | 人 | 19,937 | 人 | 24,974 | 人 | 26,738 | 人 | |
| 帰宅困難者数 | | — | 人 | — | 人 | 11,318 | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | 10,696 | 人 | |
| 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 111 | 台 | 111 | 台 | 20 | 台 | 113 | 台 | 123 | 台 | 126 | 台 | |
| 災害廃棄物(万t) | | 24 | 万t | 25 | 万t | 20 | 万t | 25 | 万t | 29 | 万t | 30 | 万t | |

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

| 想定地震 | | 立川断層帯地震 | | | | | | |
|--------|---------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 時期及び時刻 | | 冬・早朝 | | 冬・昼 | | 冬・夕方 | | |
| 風速 | | 4m/秒 | 8m/秒 | 4m/秒 | 8m/秒 | 4m/秒 | 8m/秒 | |
| 電力 | 停電率(国分寺市) | 6.8% | 7.3% | 7.4% | 8.1% | 12.1% | 13.6% | |
| | 停電率(多摩) | 4.3% | 4.4% | 4.8% | 4.9% | 6.2% | 6.4% | |
| | 停電率(都全体) | 1.5% | 1.5% | 1.6% | 1.7% | 2.1% | 2.2% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | — | 1.1% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | — | 0.0% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 通信 | 不通率(国分寺市) | 1.6% | 2.2% | 2.2% | 2.9% | 6.9% | 8.6% | |
| | 不通率(多摩) | 1.1% | 1.1% | 1.5% | 1.6% | 3.0% | 3.3% | |
| | 不通率(都全体) | 0.3% | 0.3% | 0.4% | 0.5% | 0.8% | 0.9% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | — | 0.9% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | — | 0.0% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | — | 0.0% | |
| 上水道 | 断水率(国分寺市) | 23.1% | 23.1% | 23.1% | 23.1% | 23.1% | 23.1% | |
| | 断水率(多摩) | 14.5% | 14.5% | 14.5% | 14.5% | 14.5% | 14.5% | |
| | 断水率(都全体) | 4.7% | 4.7% | 4.7% | 4.7% | 4.7% | 4.7% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | 4.7% | 4.7% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | 4.7% | 4.7% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | 0.0% | 0.0% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | 0.0% | 0.0% | |
| 下水道 | 管きよ被害率(国分寺市) | 3.6% | 3.6% | 3.6% | 3.6% | 3.6% | 3.6% | |
| | 管きよ被害率(多摩) | 3.2% | 3.2% | 3.2% | 3.2% | 3.2% | 3.2% | |
| | 管きよ被害率(都全体) | 2.0% | 2.0% | 2.0% | 2.0% | 2.0% | 2.0% | |
| | 復旧日数 (都全体) | 1日後 | — | — | — | — | 1.5% | 1.5% |
| | | 3日後 | — | — | — | — | 1.1% | 1.1% |
| 1週間後 | | — | — | — | — | 0.4% | 0.4% | |
| 1か月後 | | — | — | — | — | 0.0% | 0.0% | |
| ガス | 供給停止率(国分寺市) | 60.7% | 60.7% | 60.7% | 60.7% | 60.7% | 60.7% | |
| | 供給停止率(多摩) | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | 12.7% | |
| | 供給停止率(都全体) | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.8% | 2.8% | |
| | 復旧日数(都全体) | SI値が基準値を超えた場合に停止するが、被害がないことが確認された地域に対しては、地震発生日中に供給が再開される。 都心南部直下地震で、約6週間後に復旧が概ね完了する。 | | | | | | |

2 風水害

本市は、公共下水道の整備が進み、近年甚大な浸水被害の報告はされていないが、公共下水道は1時間当たり50mmの雨量を対象とした整備のため、これを超える雨量の場合には浸水被害が発生する危険性がある。そのため、「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（令和元年6月）」や「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区浸水予想区域図（令和2年3月改定）」、及び本市の土砂災害マップ・ハザードマップを参考に浸水等の可能性の高い地域に留意し対策を講ずる。

第5章 減災目標

- 市では、次のとおり減災目標を定め、市民及び事業者、防災関係機関と協力して、災害対策を推進することで、着実な防災力の向上を図ることとする。
- 減災目標は地震災害を対象として設定する。
- この減災目標は2030年度までに達成する。

第1節 死者の半減

1 住宅の倒壊等による死者の半減

(1) 目標

- 立川断層帯地震M7.4，夕方，風速8m/秒のケースで，住宅倒壊や家具類の転倒及びブロック塀等の倒壊を原因とする死者49人を概ね半減にする。

(2) 目標を達成するための対策

| | |
|---------------|---|
| 建物の耐震化 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進（90%以上を目指す） (2) 耐震診断・耐震改修等の助成事業 (3) 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化促進（道路を閉塞させるおそれのある建築物耐震化） (4) 民間マンションの耐震化促進 |
| 家具類の転倒防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 各家庭・事業所へ家具類等の転倒・落下・移動防止のPR (2) 不特定多数の集まる公共施設等における家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進 (3) 自衛消防訓練や立入検査時における指導の強化 (4) オフィス家具や家電製品等の関係団体と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進 |
| ブロック塀等の安全化 | <ul style="list-style-type: none"> (1) ブロック塀撤去助成事業の拡充 (2) 生け垣化に対する助成事業 (3) ネットフェンス化の推進 (4) 屋外広告物等の落下・転倒防止の指導 |
| 救出・救護体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災まちづくり推進地区の拡充及び自治会・町内会に対する自主防災組織結成の働きかけ (2) 防災まちづくり学校を通じた防災リーダーの育成 (3) 防災訓練や救命講習等による市民の救出・救護能力の向上 (4) 要配慮者支援対策の推進 (5) 地域と事業所の連携強化 (6) 救急救護資機材の整備 (7) 救急救護訓練の実施 |

2 火災による死者の半減

(1) 目標

- 立川断層帯地震M7.4，夕方，風速8 m/秒のケースで，火災を原因とする死者55人を概ね半減にする。

(2) 目標を達成するための対策

| | |
|-----------------|--|
| 火災に強いまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災都市づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路の整備 ○ 延焼遮断帯となる道路沿道の不燃化促進 ○ 避難道路沿道の不燃化促進 (2) 防火・準防火地域指定の推進 (3) 市街地の基盤整備 (4) 公園の整備 (5) 緑化の推進 (6) 農地・緑地の保全 |
| 消防力の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防活動体制の整備強化 (2) 装備資機材の整備 (3) 地域配備消火器及び消防水利の整備 (4) 消防団活動体制の強化 |
| 市民や事業所の火災対応力の強化 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 火気使用設備・器具等の安全化 (2) 石油等危険物施設の安全化 (3) 液化石油ガス消費施設の安全化 (4) 化学薬品・電気設備等の安全化 (5) その他出火防止の査察指導 (6) 防災市民組織の初期消火力の強化 (7) 住宅用火災警報器の設置促進 |
| 救出・救護体制の強化 | (再掲) |

第2節 避難者の減

1 住宅の倒壊や火災による避難者の半減

(1) 目標

- 立川断層帯地震M7.4，夕方，風速8 m/秒のケースにおける避難人口 26,738 人のうち，住宅倒壊や火災による避難人口は 18,540 人である。人数を概ね半減の 9,270 人にする。

(2) 目標を達成するための対策

| | |
|---------------|---|
| 住宅の火災による避難者の減 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 建物の耐震化（再掲） (2) 火災に強いまちづくりの推進（再掲） (3) 消防力の充実・強化（再掲） (4) 市民や事業所の火災対応力の強化（再掲） |
|---------------|---|

2 ライフライン被害等による避難者の半減

(1) 目標

- 立川断層帯地震M7.4，夕方，風速8 m/秒のケースにおける避難人口 26,738 人のうち，建物被害は免れたがライフライン被害及びエレベーター被害を受けたために発生する避難人口は 8,198 人である。この人数を概ね半減の 4,099 人にする。

(2) 目標を達成するための対策

| | |
|----------------|--|
| ライフライン応急復旧の迅速化 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 応急危険度判定員の確保及び協議会開催等による連絡体制づくり (2) ライフラインの施設の耐震化の推進 (3) ライフライン復旧の広域応援受入拠点の確保と応急復旧の迅速化 (4) エレベーターの早期復旧 (5) 各家庭における食料，資器材の備蓄の啓発 (6) 在宅避難者用食料，物資の備蓄 |
|----------------|--|

第6章 地震に関する調査研究

1 地域危険度測定調査

都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第12条第1項に基づき、次の目的でおおむね5年ごとに調査を実施している。

- (1) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

本調査は、市街化区域を対象として、地震の揺れによる以下の危険性を町丁目ごとに測定し、それぞれの危険度について5段階のランクで相対評価したものである。

| | |
|---------|---|
| 建物倒壊危険度 | 建物の種別ごとの棟数に、地盤分類ごとの建物が倒壊する割合を掛け合わせるにより測定 |
| 火災危険度 | 出火の危険性と延焼の危険性を掛け合わせるにより測定 |
| 災害時活動係数 | 活動有効空間不足率と道路ネットワーク密度不足率を掛け合わせて算出 |
| 総合危険度 | 建物倒壊危険度、火災危険度の各値に、地域レベルの道路整備状況などから評価した災害時活動困難係数の値を掛け合わせるにより測定 |

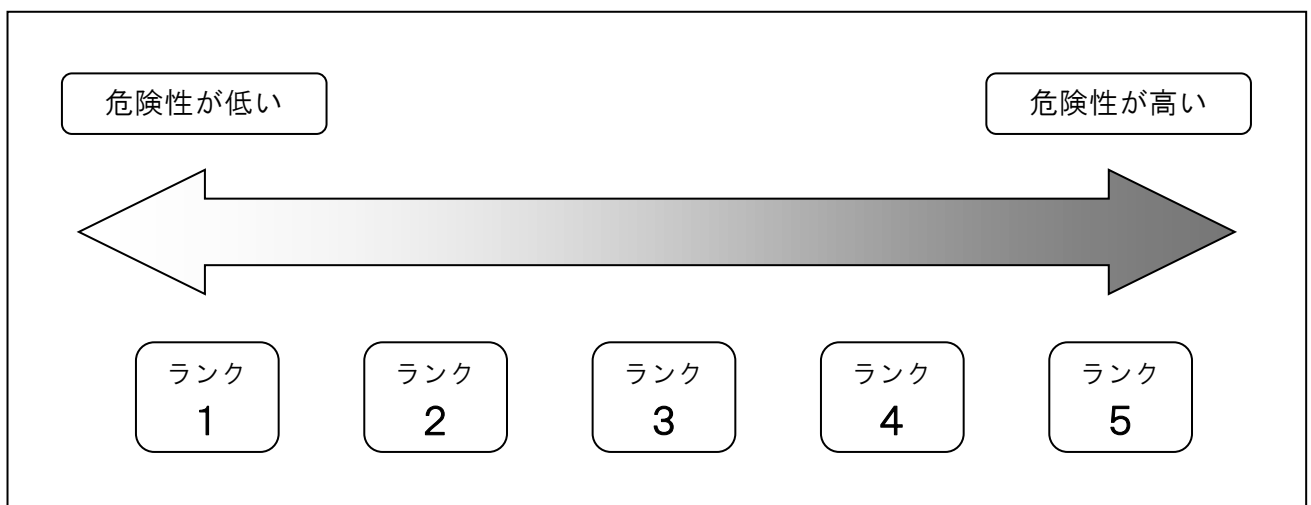


表1-10：第9回（令和4年年9月公表）測定結果

| 町名 | 丁目 | 建物倒壊危険度 | | 火災危険度 | | 災害時活動 困難係数 | 総合危険度 | |
|------|-----|---------|------|-------|------|---------------|-------|------|
| | | ランク | 順位 | ランク | 順位 | | ランク | 順位 |
| 泉町 | 1丁目 | 2 | 2277 | 2 | 1687 | 0.25 | 2 | 1653 |
| 泉町 | 2丁目 | 1 | 5088 | 1 | 4787 | 0.10 | 1 | 5110 |
| 泉町 | 3丁目 | 1 | 3923 | 1 | 3005 | 0.13 | 1 | 4019 |
| 北町 | 1丁目 | 1 | 3151 | 1 | 3048 | 0.15 | 1 | 3381 |
| 北町 | 2丁目 | 1 | 4553 | 1 | 4550 | 0.23 | 1 | 4289 |
| 北町 | 3丁目 | 1 | 4518 | 1 | 4229 | 0.30 | 1 | 3966 |
| 北町 | 4丁目 | 1 | 3094 | 2 | 2848 | 0.32 | 2 | 1987 |
| 北町 | 5丁目 | 1 | 3879 | 2 | 2421 | 0.23 | 1 | 3237 |
| 新町 | 1丁目 | 1 | 2876 | 1 | 2851 | 0.43 | 2 | 1308 |
| 新町 | 2丁目 | 2 | 1402 | 3 | 639 | 0.52 | 4 | 217 |
| 新町 | 3丁目 | 2 | 2818 | 2 | 1397 | 0.48 | 3 | 921 |
| 高木町 | 1丁目 | 1 | 3178 | 2 | 2771 | 0.47 | 2 | 1391 |
| 高木町 | 2丁目 | 1 | 3123 | 2 | 2806 | 0.40 | 2 | 1628 |
| 高木町 | 3丁目 | 1 | 3004 | 1 | 2922 | 0.21 | 2 | 2730 |
| 戸倉 | 1丁目 | 1 | 3946 | 1 | 3349 | 0.31 | 1 | 2950 |
| 戸倉 | 2丁目 | 2 | 2680 | 2 | 1741 | 0.17 | 2 | 2721 |
| 戸倉 | 3丁目 | 1 | 3225 | 2 | 1753 | 0.38 | 2 | 1575 |
| 戸倉 | 4丁目 | 1 | 3529 | 2 | 2422 | 0.35 | 2 | 2121 |
| 内藤 | 1丁目 | 1 | 3315 | 2 | 2604 | 0.21 | 1 | 2900 |
| 内藤 | 2丁目 | 2 | 2846 | 2 | 2476 | 0.40 | 2 | 1364 |
| 並木町 | 1丁目 | 1 | 3096 | 2 | 2683 | 0.26 | 2 | 2364 |
| 並木町 | 2丁目 | 1 | 4417 | 1 | 4391 | 0.31 | 1 | 3782 |
| 並木町 | 3丁目 | 1 | 3336 | 1 | 3696 | 0.31 | 2 | 2343 |
| 西恋ヶ窪 | 1丁目 | 1 | 3018 | 2 | 2391 | 0.30 | 2 | 2011 |
| 西恋ヶ窪 | 2丁目 | 1 | 2976 | 1 | 2959 | 0.30 | 2 | 2048 |
| 西恋ヶ窪 | 3丁目 | 1 | 3208 | 1 | 3198 | 0.18 | 1 | 3148 |
| 西恋ヶ窪 | 4丁目 | 1 | 3467 | 1 | 3149 | 0.23 | 1 | 2923 |
| 西町 | 1丁目 | 1 | 3717 | 2 | 2765 | 0.18 | 1 | 3473 |
| 西町 | 2丁目 | 2 | 2758 | 2 | 1919 | 0.23 | 2 | 2216 |
| 西町 | 3丁目 | 1 | 3263 | 2 | 2815 | 0.18 | 1 | 3161 |
| 西町 | 4丁目 | 1 | 3611 | 1 | 3202 | 0.14 | 1 | 3802 |
| 西町 | 5丁目 | 1 | 3343 | 1 | 3303 | 0.17 | 1 | 3378 |
| 西元町 | 1丁目 | 1 | 4761 | 1 | 4934 | 0.34 | 1 | 4362 |
| 西元町 | 2丁目 | 1 | 3150 | 2 | 2561 | 0.22 | 2 | 2704 |
| 西元町 | 3丁目 | 1 | 3697 | 2 | 2460 | 0.33 | 2 | 2384 |

| 町名 | 丁目 | 建物倒壊危険度 | | 火災危険度 | | 災害時活動 | 総合危険度 | |
|------|-----|---------|------|-------|------|-------|-------|------|
| | | ランク | 順位 | ランク | 順位 | 困難係数 | ランク | 順位 |
| 西元町 | 4丁目 | 1 | 3710 | 1 | 3533 | 0.37 | 2 | 2341 |
| 光町 | 1丁目 | 1 | 3640 | 1 | 3848 | 0.35 | 2 | 2400 |
| 光町 | 2丁目 | 1 | 3932 | 1 | 3703 | 0.23 | 1 | 3419 |
| 光町 | 3丁目 | 1 | 3498 | 2 | 2536 | 0.41 | 2 | 1857 |
| 東恋ヶ窪 | 1丁目 | 1 | 4952 | 1 | 4853 | 0.16 | 1 | 4925 |
| 東恋ヶ窪 | 2丁目 | 1 | 3508 | 1 | 4109 | 0.21 | 1 | 3241 |
| 東恋ヶ窪 | 3丁目 | 2 | 2833 | 2 | 2762 | 0.30 | 2 | 1954 |
| 東恋ヶ窪 | 4丁目 | 2 | 2440 | 2 | 1608 | 0.23 | 2 | 1948 |
| 東恋ヶ窪 | 5丁目 | 1 | 4295 | 1 | 4124 | 0.12 | 1 | 4437 |
| 東恋ヶ窪 | 6丁目 | 2 | 1836 | 3 | 859 | 0.26 | 3 | 1032 |
| 東戸倉 | 1丁目 | 2 | 2727 | 2 | 1264 | 0.21 | 2 | 2098 |
| 東戸倉 | 2丁目 | 1 | 3324 | 2 | 2621 | 0.19 | 1 | 3066 |
| 東元町 | 1丁目 | 2 | 1629 | 4 | 297 | 0.27 | 3 | 562 |
| 東元町 | 2丁目 | 2 | 2711 | 2 | 1924 | 0.26 | 2 | 1990 |
| 東元町 | 3丁目 | 2 | 2505 | 2 | 1389 | 0.30 | 2 | 1450 |
| 東元町 | 4丁目 | 1 | 3126 | 2 | 2485 | 0.36 | 2 | 1777 |
| 日吉町 | 1丁目 | 1 | 3694 | 1 | 2890 | 0.24 | 1 | 3039 |
| 日吉町 | 2丁目 | 2 | 2402 | 2 | 1350 | 0.35 | 3 | 1123 |
| 日吉町 | 3丁目 | 1 | 3184 | 2 | 2543 | 0.19 | 1 | 3014 |
| 日吉町 | 4丁目 | 1 | 3599 | 1 | 3030 | 0.19 | 1 | 3397 |
| 富士本 | 1丁目 | 2 | 1599 | 3 | 427 | 0.30 | 3 | 559 |
| 富士本 | 2丁目 | 1 | 3266 | 1 | 2909 | 0.48 | 2 | 1417 |
| 富士本 | 3丁目 | 2 | 2266 | 3 | 1160 | 0.45 | 3 | 737 |
| 本多 | 1丁目 | 1 | 2900 | 1 | 3436 | 0.20 | 2 | 2813 |
| 本多 | 2丁目 | 1 | 3264 | 1 | 2855 | 0.17 | 1 | 3329 |
| 本多 | 3丁目 | 2 | 2761 | 2 | 1452 | 0.33 | 2 | 1440 |
| 本多 | 4丁目 | 2 | 1901 | 3 | 659 | 0.28 | 3 | 897 |
| 本多 | 5丁目 | 1 | 2855 | 2 | 2507 | 0.18 | 1 | 2875 |
| 本町 | 1丁目 | 1 | 4605 | 1 | 4380 | 0.34 | 1 | 4021 |
| 本町 | 2丁目 | 1 | 3003 | 1 | 3655 | 0.16 | 1 | 3303 |
| 本町 | 3丁目 | 2 | 2618 | 1 | 3452 | 0.20 | 2 | 2600 |
| 本町 | 4丁目 | 1 | 3885 | 1 | 4006 | 0.31 | 1 | 2880 |
| 南町 | 1丁目 | 1 | 3630 | 1 | 3394 | 0.29 | 2 | 2714 |
| 南町 | 2丁目 | 2 | 2650 | 2 | 2643 | 0.20 | 2 | 2507 |
| 南町 | 3丁目 | 1 | 2882 | 1 | 3439 | 0.16 | 1 | 3112 |

2 火災等に関する調査研究

東京消防庁は、東京都震災対策条例第12条に基づき、震災時に発生した火災が燃え広がる危険性を地域ごとに評価する「地域別延焼危険度測定」をおおむね5年ごとに実施し、都民に公表している。

測定結果は、消防水利の整備計画、震災消防計画等に活用されるほか、東京都の地域危険度測定調査の基礎データとして利用されるなど、各種の震災対策用資料に反映されてきた。

なお、地域別延焼危険度測定には、二通りの測定単位（町丁目と250mメッシュ）がある。測定単位によって結果の使用目的と意味に違いがあるため、それぞれの結果の算出手法は多少異なっている。

地域防災計画では、以下の危険性について町丁目の測定単位を用いて得られた結果をもとに、市内の延焼危険度を把握し、対策につなげるものとする。

| | |
|-------------|---|
| 地域の延焼危険度 | 町丁目内に1件の建物火災が発生した場合、6時間後に平均でどの程度燃え広がるかを危険度のランク（0～9）として評価したもの。 ※ランク0：危険度低い→9：危険度高い |
| 震災時の消火活動困難度 | 地域の延焼危険度、消防水利の有効性、消防隊等の到達性の3要素を用いて、消火に必要な消防隊数の観点から、震災時の消火活動の困難性をランク（1～5）として総合的に評価したもの。 ※ランク1：困難度低い→5：困難度高い |

表1-11：第10回（令和2年3月公表）測定結果

| 町名 | 丁目 | 延焼危険度 ランク | 消火活動 困難度 ランク |
|------|-----|--------------|--------------------|
| 泉町 | 1丁目 | 4 | 1 |
| 泉町 | 2丁目 | 2 | 1 |
| 泉町 | 3丁目 | 4 | 1 |
| 北町 | 1丁目 | 4 | 2 |
| 北町 | 2丁目 | 2 | 1 |
| 北町 | 3丁目 | 3 | 1 |
| 北町 | 4丁目 | 4 | 1 |
| 北町 | 5丁目 | 4 | 1 |
| 新町 | 1丁目 | 4 | 1 |
| 新町 | 2丁目 | 6 | 1 |
| 新町 | 3丁目 | 5 | 1 |
| 高木町 | 1丁目 | 4 | 1 |
| 高木町 | 2丁目 | 4 | 1 |
| 高木町 | 3丁目 | 4 | 1 |
| 戸倉 | 1丁目 | 3 | 1 |
| 戸倉 | 2丁目 | 5 | 2 |
| 戸倉 | 3丁目 | 5 | 1 |
| 戸倉 | 4丁目 | 4 | 1 |
| 内藤 | 1丁目 | 4 | 1 |
| 内藤 | 2丁目 | 4 | 1 |
| 並木町 | 1丁目 | 4 | 1 |
| 並木町 | 2丁目 | 2 | 1 |
| 並木町 | 3丁目 | 3 | 2 |
| 西恋ヶ窪 | 1丁目 | 4 | 1 |
| 西恋ヶ窪 | 2丁目 | 4 | 1 |
| 西恋ヶ窪 | 3丁目 | 3 | 1 |
| 西恋ヶ窪 | 4丁目 | 4 | 1 |
| 西町 | 1丁目 | 4 | 1 |
| 西町 | 2丁目 | 4 | 1 |
| 西町 | 3丁目 | 4 | 1 |
| 西町 | 4丁目 | 3 | 1 |
| 西町 | 5丁目 | 4 | 1 |
| 西元町 | 1丁目 | 2 | 1 |
| 西元町 | 2丁目 | 4 | 1 |
| 西元町 | 3丁目 | 4 | 1 |

| 町名 | 丁目 | 延焼危険度 ランク | 消火活動 困難度 ランク |
|------|-----|--------------|--------------------|
| 西元町 | 4丁目 | 4 | 1 |
| 光町 | 1丁目 | 3 | 1 |
| 光町 | 2丁目 | 3 | 1 |
| 光町 | 3丁目 | 4 | 1 |
| 東恋ヶ窪 | 1丁目 | 1 | 1 |
| 東恋ヶ窪 | 2丁目 | 3 | 1 |
| 東恋ヶ窪 | 3丁目 | 4 | 1 |
| 東恋ヶ窪 | 4丁目 | 4 | 1 |
| 東恋ヶ窪 | 5丁目 | 3 | 1 |
| 東恋ヶ窪 | 6丁目 | 5 | 1 |
| 東戸倉 | 1丁目 | 5 | 1 |
| 東戸倉 | 2丁目 | 4 | 1 |
| 東元町 | 1丁目 | 6 | 1 |
| 東元町 | 2丁目 | 5 | 1 |
| 東元町 | 3丁目 | 5 | 1 |
| 東元町 | 4丁目 | 4 | 2 |
| 日吉町 | 1丁目 | 4 | 2 |
| 日吉町 | 2丁目 | 5 | 1 |
| 日吉町 | 3丁目 | 4 | 2 |
| 日吉町 | 4丁目 | 4 | 1 |
| 富士本 | 1丁目 | 6 | 2 |
| 富士本 | 2丁目 | 5 | 1 |
| 富士本 | 3丁目 | 5 | 1 |
| 本多 | 1丁目 | 3 | 1 |
| 本多 | 2丁目 | 3 | 1 |
| 本多 | 3丁目 | 5 | 2 |
| 本多 | 4丁目 | 6 | 2 |
| 本多 | 5丁目 | 4 | 1 |
| 本町 | 1丁目 | 3 | 1 |
| 本町 | 2丁目 | 3 | 1 |
| 本町 | 3丁目 | 3 | 1 |
| 本町 | 4丁目 | 3 | 1 |
| 南町 | 1丁目 | 4 | 1 |
| 南町 | 2丁目 | 4 | 1 |
| 南町 | 3丁目 | 3 | 1 |

第2部 災害予防計画

第1章 市民と地域の防災力向上

第2章 災害に強い都市づくり

第3章 応急対策への備え

第4章 事業継続計画の策定

第1章 市民と地域の防災力向上

- 災害に強い地域社会を形成するためには、地域社会を構成する市民、職員、事業者など様々な人達が、日頃から災害に対する意識を持ち、災害時には協力して活動できることが大切である。そのために、市民、職員、事業所等に予防や災害時の行動に必要な知識の啓発を進め、防災への理解を深めるとともに、防災組織の育成と実践的な活動を進める。

| 節 | 項目 | 実施主体 |
|------------------|--|---|
| 第1節 災害に強い人づくり | <ol style="list-style-type: none"> 1 市民による自助の備え 2 市民の防災意識の啓発 3 防災教育・研修の推進 4 防災リーダー等の育成 5 職員の育成 | 市、小金井警察署、国分寺消防署、NTT東日本、東京ガス、東京電力パワーグリッド立川支社、野球連盟少年の部、防災推進委員会、防災推進地区、自治会等 |
| 第2節 防災組織づくり | <ol style="list-style-type: none"> 1 市民防災組織の役割ととるべき措置 2 市民の防災体制 3 事業所の防災体制 4 民間団体の防災体制 5 組織間の協力体制づくり | 市、都、小金井警察署、国分寺消防署、事業者、市民団体、自治会等、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、協定締結団体、国分寺市消防団、防災推進委員会、防災推進地区、民生児童委員 |
| 第3節 防災訓練の充実 | | 市、防災訓練参加機関、国分寺消防署、国分寺市消防団、市民団体、防災推進地区、自治会等 |
| 第4節 ボランティア活動との連携 | <ol style="list-style-type: none"> 1 東京ボランティア・市民活動センター、他府県等との連携 2 東京都防災ボランティア等との連携 3 警視庁交通規制支援ボランティアとの連携 4 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携 5 赤十字ボランティアとの連携 | 市、都、小金井警察署、国分寺消防署、日赤東京都支部、赤十字奉仕団、防災推進地区、自治会等 |

第1節 災害に強い人づくり

◆ 計画の主旨

- 地域社会を構成する市民、職員等への防災知識の普及、啓発を図り、日頃から災害予防活動を実践する人材を育成する。
- 地域の防災活動や災害ボランティア活動を推進するリーダーを計画的に育成する。
- 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

◆ 計画の内容

1 市民による自助の備え

- 市民等は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。
 - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 日頃からの出火の防止
 - (3) 消火器、住宅用火災警報器など防災用品の準備
 - (4) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散・落下防止
 - (5) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
 - (6) 水（1日一人3リットル目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品や簡易トイレの準備
 - (7) 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
 - (8) 市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
 - (9) 自治会・町内会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
 - (10) 災害発生時に備え、避難場所及び避難経路等の確認、点検

2 市民の防災意識の啓発

- 東日本大震災では、改めて「自助」「共助」の重要性が見直された。市民自身が防災に対する意識を高く持ち、日頃から災害に備えることができるような環境を整備する。

(1) 防災意識の啓発

| 市担当課 | 対策内容 |
|------------------------|--|
| 防災安全課 協働コミュニテ ィ課 | ア 防災広報の充実 ○ 防災に関するパンフレットを作成し、震災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。 イ 地域防災計画の普及・充実 ○ 市民にも理解しやすい概要版を作成する。 ○ 地域防災計画全文及び概要版をホームページに掲載する。 ○ 地域防災計画を修正した場合は、修正した箇所及び各種対策等を市民に周知する。 ○ 自治会・町内会、市民防災組織との懇談会を実施する。 |


| 市担当課 | 対策内容 |
|---------------------------|---|
| 防災安全課 協働コミュニティ課 | <ul style="list-style-type: none"> ウ 防災関連資料の作成，普及 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺市防災・ハザードマップの作成，配布を行う。 ○ 市民，事業所向け防災資料を作成し，市と連携した防災活動を図る。 エ 防災イベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市と市民防災組織の協働イベントの実施を企画する（地震経験のシンポジウム等）。 ○ 市民主催の防災イベントに対する支援を行う。 |
| 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市や関係機関が実施する防災意識啓発活動に協力し，地域住民に普及啓発する。 |

(2) 家庭における予防対策の推進

| 市担当課 | 対策内容 |
|---------------------------|--|
| 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災パンフレットや市報，ホームページを活用して家庭で実施できる予防対策に関する情報を提供する。 ○ 家庭で備える防災備蓄品を低価格で購入できるよう業者と協定を締結し販売を斡旋する。 ○ 家具の転倒・落下・移動防止，ガラスの飛散防止等の対策を広報する。 ○ 家族の連絡方法について広報し，訓練を呼びかける。 (例) 災害伝言ダイヤル「171」の体験利用実施日 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 毎月1日，15日 00:00～24:00 ▶ 正月三が日（1月1日 00:00～1月3日 24:00） ▶ 防災週間（8月30日 9:00～9月5日 17:00） ▶ 防災とボランティア週間（1月15日 9:00～1月21日 17:00） |
| 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市が実施する家庭における予防活動に協力し，地域住民に普及啓発する。 |

(3) 各機関がとる市民の防災意識啓発のための取り組み

| 実施主体 | 対策内容 |
|--------|---|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防として市民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展，防災訓練，各種会議，講習会等の機会や巡回連絡，防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策，生活安全情報，事件事故情報，交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実，教養訓練の実施 |

| 実施主体 | 対策内容 |
|---------------------|---|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する 10 の備え」や「地震 その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導 ○ ホームページ掲載や SNS、消防アプリ等による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な防災啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター（防災館）等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭に訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 風水害等に関する知識の普及と備えの指導 ○ 救急相談センター（# 7 1 1 9）及び東京版救急受診ガイド（web）による救急相談の普及啓発 ○ 市民、事業所等の地域の防災に関する取り組みに対し、優良で他の模範となる事例における「地域の防火防災功労賞」制度を活用した防災意識の普及啓発 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発 |
| NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル 1 7 1、災害用ブロードバンド伝言板（Web 1 7 1）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル 1 7 1 等の利用方法等の紹介 |
| 東京ガス | <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページへの掲載による非常時の安全対策のご案内 ○ 総合防災訓練時などにマイコンメーターの復帰操作方法の周知、地震対策ハンドブック等の配布 ○ 東京ガスの防災と安全への取り組みや利用者の安全・防災対策の紹介  <p>The screenshot shows a QR code on the left. To its right, there are two main sections: '非常時の対応についてはこちらから' (For emergency response, please go here) with a link to http://mobile.tokyo-gas.co.jp/, and '東京ガスの安全対策についてはこちらから' (For Tokyo Gas safety measures, please go here) with a link to http://www.tokyo-gas.co.jp/safety/. Below these are smaller links for 'ガスメーターの復帰方法 / ガスメーターの設置場所 / ガス臭いとき / 地震のとき / 停電のとき / ガス供給停止区域の確認' and a search bar containing '東京ガス 安全'.</p> |
| 東京電力パワーグリッド 立川支社 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ・携帯サイトでの停電情報、地震情報、災害時マップの提供 ○ 家庭用分電盤の定期的な取り換えや感震ブレーカーの設置等災害に備えた電気安全チラシの作成、配布 ○ 総合防災訓練の展示ブース等での上記電気安全のご案内 |

| 実施主体 | 対策内容 |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 | ○ 各機関が実施する防災意識啓発活動に協力し、地域住民に普及啓発する。 |

3 防災教育・研修の推進

(1) 市が実施する防災教育

| 市担当課 | 対策内容 |
|---------------------------|--|
| 防災安全課 学校指導課 図書館課 | <p>ア 市民防災まちづくり学校の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より多くの市民が参加できる日程を検討する。 ○ 防災まちづくり推進地区以外の自治会・町内会等に参加を要請する。 ○ HUG（※）やグループワーク等の震災シミュレーションをプログラムに多く取り入れ、より実践的な防災力の習得を目指す。 <p>イ 各課の事業における防災講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各課の事業として利用者や一般市民向けに防災に関する講座を開催する。 （例）親子ひろばを活用した乳幼児を持つ家族向けの防災講座 公民館事業としての地域の防災講座 避難行動要支援者の適切な避難誘導を学ぶ講座 <p>ウ 学校教育における防災教育，訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震と安全」（東京都教育委員会）「3・11を忘れない」（東京都教育委員会）「つなみ」（文藝春秋）等，防災教育補助教材を活用した指導を工夫して実施する。 ○ 避難訓練を登校時や休み時間，放課後等の授業以外の場面に行い，発災時に自ら考え行動できる態度を身に付ける。 ○ 総合的な学習時間における高齢者体験や福祉体験，自校の特別支援学級との交流活動，地域と連携した防災訓練等をとおして児童・生徒が「共助」における役割を考えるようにする。 ○ 児童・生徒が，備蓄倉庫の食料を食する機会をもち，災害時にはどのような食事で生活しなければならないかを感じさせる。 ○ 私立学校の防災教育及び災害対策について把握し，連携した防災教育，訓練を検討する。 <p>エ 地域主催の防災訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より多くの市民が参加できるようなプログラム構成を検討する。 ○ 防災安全課職員が参加し，市の防災対策や日頃の備えを広報する。 <p>オ 図書館における防災コーナーの常設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災意識を継続して保つことを目的として防災に関する書籍を集めた防災コーナーを常設する。 |
| 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 | ○ 市が実施する防災教育活動に協力し，地域住民に参加の呼びかけ等を行う。 |

※HUG（ハグ）・・・避難所運営ゲームの略。避難所で起こり得る状況の理解と適切な対応を学ぶために行う。

(2) 各機関がとる防災教育の取り組み

| 実施主体 | 対策内容 |
|---------------------------|---|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性防火組織，消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 都民の防災意識の調査や出火防止対策，初期消火体制等の実態の把握，効果的な訓練の推進 ○ 初歩的な基礎訓練のほか，街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナーを活用した体験訓練の実施 ○ 市民防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 都民等に対し，AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに，誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等，都民の応急救護に関する技能の向上 ○ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 特別支援学級等における宿泊防災訓練の実施 ○ 都立高等学校（安全教育推進校）に対する集中的な初期消火，救出救助訓練や上級救命講習等の実施 ○ 小学生には救命入門コース，中学生には普通救命講習，高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に，民生児童委員，町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ VR防災体験車，起震車，まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進及び初期消火訓練の推進 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 市民，事業所等の地域の防災に関する取り組みに対し，優良で他の模範となる事例における「地域の防火防災功労賞」制度を活用した防災意識の普及啓発 ○ ○デジタルコンテンツを活用したりリモート防災学習教材の整備・充実 |
| 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署が実施する防災教育活動に協力し，地域住民に参加の呼びかけ等を行う。 |

4 防災リーダー等の育成

(1) 防災推進委員の防災力向上

| 市担当課 | 対策内容 |
|---------|--|
| 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災推進委員に防災に関する最新の情報を提供する。 ○ 「こくぶんじ市民防災だより」や「防災推進委員事務局通信」を活用して、発災後における防災推進委員の役割や、市の防災対策を各推進委員に周知する。 ○ 防災推進委員会事務局会議などで、市の防災対策を広報する。 |
| 防災推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災推進委員会の組織力を活かし、各推進委員の防災力向上のための取り組みを行う。 |

(2) 各組織における防災リーダーの育成

| 実施主体 | 対策内容 |
|--------------------------|--|
| 防災安全課 関係課 野球連盟少年の部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 少年野球チームを始めとする平時から学校を利用している社会教育団体と協定を締結し、災害時における初動要員の補助的な役割を担ってもらえる態勢を構築する。またこれら団体に関わる若い世代が地域の防災リーダーになれるように、防災まちづくり学校への参加呼びかけや、個別研修会等を開催する。 ○ 防災組織や事業所に対し、市民防災まちづくり学校や防災に関する講演会・講習会の紹介及び参加の呼びかけを行う。 ○ 各防災まちづくり推進地区における防災リーダーを増やすため、市民防災まちづくり学校への受講を積極的に呼びかける。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、市民防災組織のリーダーや事業所の防災担当等が、防災に関する知識や消火・応急救護などの技術、実践的な行動力を身につけるため都民防災教育センター等によるリーダーの育成を推進する。 |

(3) 防災ボランティアの参加、育成の促進

| 市担当課 | 対策内容 |
|---------------------------|---|
| 防災安全課 関係課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁の災害時支援ボランティアや都の語学ボランティアなど各種ボランティア制度を紹介し、登録を勧奨する。 |
| 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市が実施する各種ボランティア制度の普及活動に協力する。 |

5 職員の育成

(1) 災害時行動マニュアルの作成

| 市担当課 | 対策内容 |
|------|--|
| 全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設における消防計画をもとに、地震時の行動マニュアルを作成する。 ○ 地域防災計画に基づく各種マニュアルを作成する。 (市民対応窓口、帰宅困難者対応、避難行動要支援者安否確認、応急危険度判定実施、保護者引渡までの児童生徒の保護 等) |

(2) 職員研修・訓練の充実

| 市担当課 | 対策内容 |
|------|--|
| 全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新任・職場・幹部研修等における防災研修を実施する。 ○ 職員を対象とした普通救命講習を実施する。 ○ 災害が発生しても冷静に対応できるように意識しながら日常業務を遂行する。 |

第2節 防災組織づくり

◆ 計画の主旨

- 市民、事業所、民間団体等、それぞれの状況に応じた防災組織を育成するとともに、組織間の交流を促進し、災害時の協力体制を整える。
- 防災まちづくり推進地区の拡充と合わせて、自治会・町内会等による地区本部の設置と活動を支援する体制を確立する。

1 市民防災組織の役割ととるべき措置

- 市民防災組織は、「自らのまちは自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。
 - (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - (2) 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
 - (3) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
 - (4) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

2 市民の防災体制

(1) 防災まちづくり推進地区の充実

| 市担当課 | 対策内容 |
|-------|--|
| 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 最終的に市域全体が防災まちづくり推進地区になることを目標として、防災まちづくり推進地区の発足に対して積極的に支援する。 ○ 既存の防災まちづくり推進地区に対して最新の防災情報を提供し、活 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| | <p>動が発展するための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市報，ホームページ等で防災まちづくり推進地区の活動を市全体に周知し，当該地域に住む市民が新たに参加できるような環境を整備する。 |
| <p>防災安全課 防災推進委員会 防災推進地区</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災まちづくり推進地区の発足に，防災推進委員が中心的な役割を果たせるように，既存の防災まちづくり推進地区の活動内容を各委員に周知する。 |

(2) 自治会・町内会等の防災組織づくり

| 市担当課 | 対策内容 |
|--|---|
| <p>防災安全課 地域共生推進課 協働コミュニティ課</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会・町内会連絡会を通して，防災組織作りを進める。 ○ 都が実施する「防災隣組」事業について広報する。 |

(3) 地区本部の設定

- 災害発生時に市民による「地区本部」を設置し、「市災害対策本部」や「地区防災センター」とともに応急対策を実施する「三層の活動体制」を確立することで、発災直後の市全体の被害状況把握等を効果的に実施することが可能となる。
- 防災まちづくり推進地区や、各自治会・町内会等が地区本部を設置し、日頃から活動できる環境を整備する。

| 市担当課 | 対策内容 |
|--------------------|--|
| 防災安全課 協働コミュニティ課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区本部の役割について、市報、ホームページ等で広報する。 ○ 自治会・町内会連絡会を通して、地区本部の設置を依頼し、各自治会等の地区本部設置場所をまとめる。 ○ 地区本部の運営に必要となる様式をまとめ、各自治会長に配布する。 |

(4) 各機関がとる市民防災組織強化の取り組み

| 実施主体 | 対策内容 |
|---------------------------|---|
| 小金井警察署 | ○ 地域版パートナーシップを活用した研修会，合同訓練の実施と幼稚園，小・中・高校を対象とした防災教育の推進 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し，市民防災組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し，市民防災組織等への指導を実施 ○ 市民防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 市民，事業所等の地域の防災に関する取り組みに対し，優良で他の模範となる事例における「地域の防火防災功労賞」制度を活用した防災意識の普及啓発 |
| 都水道局 | ○ 消火栓及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による，市及び市民防災組織等が自主的に行う応急給水の支援 |
| 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 | ○ 関係機関の各種活動に積極的に関わり，地域の防災力向上を図る。 |

3 事業所の防災体制

(1) 事業所等の役割ととるべき措置

- 事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく必要がある。
 - ▶ 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備
 - ▶ 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安に）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - ▶ 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
 - ▶ 組織力を活用した地域活動への参加、市民防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
 - ▶ 東京商工会議所や、東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- 市は、市内の大規模事業所等と日頃から防災対策に関する情報交換を呼びかけるとともに、災害時に従業員の一齐帰宅抑制がされた場合等における市の災害対策活動への協力依頼や協定締結について協議を進める。

(2) 事業所等の防災計画づくりの指導

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------------|-------|--|
| 国分寺消防署 事業者 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の消火・救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画の作成指導による自主防災体制の充実強化 ○ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 ○ 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ○ 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の推進 ○ 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及 |

(3) 自衛防災組織の育成

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------------|-------|---|
| 国分寺消防署 事業者 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛消防隊の活動状況の把握及び支援を行う。 ○ 危険物施設，高圧ガス・火薬関係の自主防災体制の強化，応援体制の確立及び活動状況の把握及び支援を行う。 |

(4) 従業員対策の促進

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------------|-------|---|
| 国分寺消防署 事業者 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員行動マニュアルの作成を指導する。 ○ 事業所ごとに従業員用の備蓄品，宿泊場所等の確保を指導する。 ○ 消防計画，事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。 |

4 民間団体の防災体制

(1) ボランティア組織の強化・充実

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---|------------------|---|
| 市民団体 赤十字奉仕団 自治会等 社会福祉協議会 国分寺消防署 | 防災安全課 地域共生推進課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災でボランティアをした市民等による組織づくりなど，貴重な経験を活かすことができる環境整備を検討する。 ○ 赤十字奉仕団の育成，強化に務める。 ○ ボランティア組織に応じた防災訓練，研修の実施を検討する。 ○ ボランティア組織間の交流の場の設定を検討する。 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成を進める。 |
| | 建築指導課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急危険度判定員を確保するとともに，震災後二次災害を防止するため円滑な判定活動ができるよう体制を整備する。 |

(2) 災害協定の充実

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|----------------------------|--------------|--|
| 市 協定締結団体 事業者 関係団体 | 防災安全課 関係課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 既協定の見直し，内容の充実を図る。 ○ 大型スーパー，食品関係団体，事業所，コンビニエンスストア等との協定を検討する。 ○ ドラッグストア等の医薬品関係事業者との協定を検討する。 ○ 民間社会福祉施設との協定による福祉避難所の設定を検討する。 ○ 運輸団体，土木関係団体(住宅総合センター等)との協定を検討する。 ○ 各業務別の懇談会等を開催し，災害時の連携強化を図る。 |

5 組織間の協力体制づくり

(1) 市民組織と行政との協力の促進

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--|--------------------------------------|--|
| 市 民生児童委員 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 市民団体 事業者 社会福祉協議会 | 防災安全課 福祉関係課 教育総務課 協働コミュニティ課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会・町内会等と地区防災センターの協力体制づくりを進める。 ○ 高齢者施設等と自治会・町内会等の協力体制づくりと交流の促進を進める。 ○ 地域住民による児童生徒の引取りなど、保護者以外の引取りについて検討する。 |

(2) 自治会・町内会等と事業所等との協力体制づくりと交流

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|----------------------------|--------------------|--|
| 市 事業者 防災推進地区 自治会等 | 防災安全課 協働コミュニティ課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所従業員の地域活動への参加と協力体制づくりを進める。 ○ 事業所の地域に対する救助資機材等の提供について、協力体制づくりを進める。 |

(3) 地域における協力の促進

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---|--------------------|---|
| 市 防災推進地区 事業者 市民団体 自治会等 国分寺市消防団 | 防災安全課 協働コミュニティ課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災まちづくり推進地区間の交流を行い、協力関係をつくる。 ○ 国分寺市消防団，防災まちづくり推進地区，自治会・町内会等，事業所の交流と協力関係をつくる。 |

第3節 防災訓練の充実

◆ 計画の主旨

- 地域防災計画をはじめ、防災に関する計画、情報の普及を図り、防災意識の向上と市民、行政の連携体制づくりを進める。
- 各団体、年齢等に応じた実践的な防災訓練を通して、災害時の課題を把握するとともに、実行性のある防災体制を構築する。

◆ 計画の内容

- 市は、地域における第1次の防災機関として災害対策の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平時からあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。

(1) 総合防災訓練の充実

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-----------------------|--------------|---|
| 市 防災訓練参加機関 市民団体 | 防災安全課 関係課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「国分寺市総合防災訓練」を災害時の対応計画の実証の場として、地域住民、関係機関及び協力団体等との協力・連携訓練に主眼をおいて毎年実施する。 ○ 東日本大震災を踏まえ、「自助」「共助」の防災力向上に主眼をおいた訓練を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民を主体とした訓練内容、条件・テーマの設定 ▶ 様々な地震発生時期（季節・時間帯）を想定した訓練の実施 ▶ 情報収集、初期消火、救助、医療救護、地区防災センター開設、避難所運営、道路障害物の除去、物資輸送等の訓練の実施 ▶ 家具類の転倒・落下・移動防止措置等の家庭の防災対策の推進 |

● 資料2-1：国分寺市防災資機材貸出要綱

(2) 地域防災訓練の実施

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--|--------------|--|
| 市 防災推進地区 自治会等 国分寺市消防団 国分寺消防署 | 防災安全課 関係課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災まちづくり推進地区や各自治会・町内会等を単位とする防災訓練の実施を促し、各種訓練を通して地域の防災力の向上を図る。 ▶ 家庭内で行うべき防災対策の確認 ▶ 情報連絡体制、避難経路の確認、初期消火、救出訓練等による近隣居住者間の協力体制の確立 ▶ 各地域間の合同訓練や地域内事業所等と連携した訓練の実施 ▶ 災害初動要員と連携した地区防災センター開設運営訓練の実施 ▶ 消防署及び消防団、災害時支援ボランティアと協働した消火、応急救護訓練及び救命講習会の実施 ▶ 行政機関、市民防災組織、事業所等による合同防災訓練の推進 ○ 市民が主催するイベントに防災資機材を貸出し、日頃から防災資機材を取扱う環境を整備する。 |

(3) 関係機関と連携した個別訓練の実施

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------|--------------|---|
| 防災関係機関 | 防災安全課 関係課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道事業者と連携した帰宅困難者対応訓練 ○ 民生児童委員と連携した避難行動要支援者の安否確認訓練 ○ 国分寺消防署と連携したり災証明書発行訓練 ○ 応急危険度判定員と連携した応急危険度判定実施訓練 ○ 社会福祉協議会と連携したボランティアセンター開設運営訓練 ○ 市内大規模事業者と連携した情報収集連絡訓練 ○ 国分寺建設業協会等と連携した道路障害物除去訓練 ○ 小金井警察署、国分寺市医師会と連携した検視検案訓練 ○ 国分寺市医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会と連携した医療救護訓練 ○ 国分寺郵便局と連携した医薬品搬送訓練 ○ J A東京むさし、米穀商組合、コープみらい等と連携した物資調達訓練 ○ ジェイコム東京、FMたちかわと連携した放送要請連絡訓練 ○ 都水道局と連携した応急給水訓練 |

(4) 保育園，学校施設等における訓練の実施

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|----------------|---|--|
| 市 学校 保育園 | 防災安全課 教育総務課 子ども若者計画課 保育幼稚園課 子ども子育て支援課 子育て相談室 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 園児・幼児，児童生徒の避難誘導訓練 ○ 園児・幼児の保護者引渡訓練 ○ 児童生徒の避難訓練，保護者引渡訓練にあわせた地域住民の避難訓練や初動要員の地区防災センター開設訓練の実施 ○ 施設被害状況調査訓練 ○ 被害状況等連絡訓練 ○ 教職員等の市総合防災訓練や地区防災センター開設運営訓練に対する積極的な参加 |

(5) 各施設の防災訓練の実施

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------|-----------------------|--|
| 市 市民 | 防災安全課 各施設 施設所管課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防計画に基づく定期的な訓練を実施する <ul style="list-style-type: none"> ▶ 初期消火訓練 ▶ 施設利用者の避難誘導訓練 ▶ 施設被害状況調査訓練 ▶ 市災害対策本部への報告訓練 |

(6) 東京消防庁による訓練の実施

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|----------------|-------|---|
| 国分寺消防署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 初歩的な基礎訓練のほか，街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施 ○ 市民防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 防災関係機関と連携した震災・水防訓練等の実施 ○ 突発的に発生する事故等に対処するため消防職員による以下の訓練を実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 消防活動訓練 イ 救出救助訓練 ウ 救急訓練 エ 総合訓練 オ 大規模危険物施設等の対応訓練 |
| 防災推進地区 自治会等 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署が主催する市民防災組織等への訓練に協力し，地域住民に参加を呼びかける。 |

第4節 ボランティア活動との連携

1 東京ボランティア・市民活動センター，他府県等との連携

- 大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため，各機関は平時より相互に連携を図る。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------------------|--|
| 市 | ○ 社会福祉協議会との連携による市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 |
| 都生活文化スポーツ局 | ○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成，東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 平時から，東京ボランティア・市民活動センターを中心に，市民活動団体等と協働し，幅広いネットワークを構築する。 |
| 東京ボランティア・市民活動センター | ○ 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成，東京都災害ボランティアコーディネーターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 平時から，市民活動団体等と協働し，幅広いネットワークを構築する。 |

2 東京都防災ボランティア等との連携

- 都は，平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し，事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して，ボランティアの拡充を推進している。
- 災害時における生活再建に向けた各種施策や被災者ニーズにきめ細かく対応するためには，専門性の高いボランティアの派遣を要請することが想定されるため，市は，日頃から都と連携し，登録ボランティアに関する情報を収集しておく必要がある。

● 東京都防災ボランティアの概要

| 各 機 関 | 要 件 | 活 動 内 容 |
|------------|--|--|
| 都生活文化スポーツ局 | 【語学ボランティア】 一定以上の語学能力を有する者 (満18歳以上の都内在住，在勤，在学者) | 大規模な災害発生時において，語学力を活用し，被災外国人等を支援 |
| 都都市整備局 | 【応急危険度判定員】 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する1級建築士，2級建築士，木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住または在勤者 | 余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため，地震発生後できるだけ早く，かつ短時間で建築物の被災状況を調査し，その建築物の当面の使用の可否を判定 |
| 都都市整備局 | 【被災宅地危険度判定士】 | 災害対策本部が設置される規模の |

| 各 機 関 | 要 件 | 活 動 内 容 |
|---------|---|---|
| | 宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木または建築技術者 | 地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施 |
| 都 建 設 局 | 【建設防災ボランティア】 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者 | 建設局所管施設の被災状況の点検業務支援，都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援，参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握 |

3 警視庁交通規制支援ボランティアとの連携

- 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。
- 東日本大震災に伴い実施された計画停電により、信号機滅灯時における避難行動には危険が伴うと不安を感じている市民が多数いることから、市は市民に対する「交通規制支援ボランティア」の周知と登録勧奨を小金井警察署とともに実施する。

● 警視庁交通規制支援ボランティアの概要

| 機 関 | 要 件 | 業 務 内 容 |
|-----|---|--|
| 警視庁 | 警察署の管轄区域内に居住し、または活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者 | (1) 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 (2) 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 (3) その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動 |

4 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

- 東京消防庁は、平成7年7月から消防活動を支援する専門ボランティアとして、「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。
- 「災害時支援ボランティア」は、国分寺消防署の指導のもと救出救助訓練や応急救護訓練などを日頃から行っている。発災後の人命救助に関わるこれらの技能を身につけている市民を一人でも多く増やすことで、被害を最小限に食い止めることが可能となる。市は市民に対する「災害時支援ボランティア」の周知及び登録勸奨を国分寺消防署と連携して実施する。
- 国分寺消防署は、応急対策として受入態勢を確立し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動の支援などを要請し連携した活動を推進する。

● 東京消防庁災害時支援ボランティアの概要

| 機 関 | 要 件 | 業 務 内 容 |
|-----------------|--|---|
| 東京消防庁 国分寺消防署 | <p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 応急救護に関する知識を有する者</p> <p>(2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</p> <p>(3) 元東京消防庁職員</p> <p>(4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者</p> | <p>1. 災害時 災害時には東京消防庁管内の消防署に自主的に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施</p> <p>2. 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」, 「コーディネーター講習」を実施。</p> |

5 赤十字ボランティアとの連携

- 主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。
- 国分寺市赤十字奉仕団は、避難所における炊出しなどの役割が位置づけられている。支援を行う市民を多く確保することで、災害時における様々な活動を展開することが可能となることから、市は市民に対する赤十字奉仕団の活動を周知するとともに、参加を促す。

● 赤十字ボランティアの概要

| 各 機 関 | 要 件 | 業 務 内 容 |
|---------|--|--|
| 日赤東京都支部 | 【東京都赤十字救護ボランティア】 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護ボランティア要請セミナー)を修了・登録したボランティア | 平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施 |
| | 【地域赤十字奉仕団】 地域において組織された奉仕団 | 災害時には市区町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施 |
| | 【特別赤十字奉仕団】 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団 | 各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施 |
| | 【赤十字個人ボランティア】 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア | 災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施 |

第2章 災害に強い都市づくり

- 災害に強い都市は、市民生活の基礎となる都市基盤整備が防災の視点で進められることが大切である。
- 災害に強い都市構造のあり方を明らかにするとともに、道路、公園等の基盤整備と併せて、建物の防災性能の向上を図り、災害に強く安全な都市づくりを進める。
- 農地、緑地等の自然環境や地形等の自然条件に留意し、自然を有効に活用した都市づくりを進める。

| 節 | 項目 | 実施主体 |
|---------------------------|--|---|
| 第1節 安全な市街地の形成 | 1 防災都市づくりの推進 2 市街地の基盤整備 3 道路・橋梁、鉄道の整備 | 市，都，JR東日本，西武鉄道 |
| 第2節 ライフライン施設の安全化 | 1 上水道 2 下水道 3 電力 4 ガス 5 通信 6 清掃施設 | 市，都，小金井警察署，東京電力パワーグリッド立川支社，東京ガス，NTT東日本 |
| 第3節 エネルギー確保の多様化による都市機能の維持 | | 市，都，国 |
| 第4節 都市空間の確保 | 1 防災に関連する計画 2 公園等の整備 3 緑化の推進 4 農地・緑地の保全 5 ヘリサインの設置 | 市，都，国分寺消防署，JA東京むさし，市民，農業者，事業者，防災推進地区，自治会等 |
| 第5節 建築物の耐震性強化 | 1 公共建築物等の地震対策 2 戸建て住宅・マンション等の耐震対策 | 市 |
| 第6節 ブロック塀・落下物等対策 | 1 公共施設の安全対策 2 民間施設の安全対策 3 屋外施設の安全対策 | 市，国分寺消防署，市民 |
| 第7節 災害危険地域対策 | 1 木造建物密集地への対応 2 急傾斜地への対応 | 市，市民 |
| 第8節 長周期地震動対策の強化 | 1 建築物所有者等の対策の推進 2 室内の安全確保 | 市，都，国分寺消防署 |

第1節 安全な市街地の形成

◆ 計画の主旨

- 都市計画マスタープランの推進や安全な市街地の整備を進める。
- 道路・橋梁，鉄道施設の耐震性の強化や安全対策を進める。

◆ 計画の内容

1 防災都市づくりの推進

- 平成 28 年 2 月に改定された「国分寺市都市計画マスタープラン」では，地域活動やコミュニティ形成，防災活動の中心的な役割を担う公共施設が一定程度集積する一帯を「地域中心核」として位置づけ，それぞれの地域の特性を踏まえて，それぞれに個性と魅力あるまちをつくることを定めている。
- この「地域中心核」を基本として防災都市づくりを推進する。

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|---------------------------------------|---|
| 市 | まちづくり計画課 まちづくり推進課 建設事業課 下水道課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路の整備 ○ 延焼遮断帯となる道路沿道の不燃化促進 ○ 避難道路沿道の不燃化促進 ○ 避難道路の道路閉塞対策の検討 ○ 「地震に関する地域危険度測定調査報告書（都都市整備局）」や「東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（東京消防庁）」に基づく地域の特性を踏まえた対策の検討 ○ まちづくり条例による民間開発の規制誘導 ○ 雨水流出抑制対策の推進 |

表 2-1：国分寺市都市計画マスタープラン（平成 28 年 2 月）による地域中心核

| 地域 | 地域中心核を形成する一帯 |
|--------------|---|
| 本町・本多地域 | 第七小学校，第二中学校，本多公民館・図書館，本多児童館の一帯 |
| 南町・東元町地域 | 第一小学校，もとまち公民館・図書館の一帯 |
| 東恋ヶ窪地域 | 第三小学校，市民スポーツセンター，けやき運動場，けやき公園の一帯 |
| 西恋ヶ窪地域 | 第九小学校，恋ヶ窪公民館・図書館，市民室内プール，生きがいセンターこいがくぼの一帯 |
| 泉町・西元町・東元町地域 | 第四小学校，第四中学校，武蔵国分寺公園，武蔵国分寺僧寺跡の一帯 |
| 新町・北町・並木町地域 | 第六小学校，第五中学校，並木公民館・図書館，しんまち児童館，北町地域センター，都立国分寺高校の一帯 |
| 戸倉・東戸倉・富士本地域 | 第十小学校，第一中学校，国分寺市役所，福祉センターの一帯 |
| 日吉町・内藤地域 | 第五小学校，内藤地域センターの一帯 |
| 高木町・西町地域 | 第八小学校，第三中学校，西町プラザの一帯 |
| 光町・西町地域 | 第二小学校，ひかりプラザ，光公民館・図書館，子ども家庭支援センターの一帯 |

※ 平成 28 年 2 月で公共施設として位置づけられていない施設は除く

※ 策定当時と名称が変更となっている施設は、現在の施設名に変更している

2 市街地の基盤整備

- 国分寺市総合ビジョン（平成 29 年 3 月）では、実行計画 23「市街地整備」として、国分寺駅、西国分寺駅、国立駅（北口）、恋ヶ窪駅の整備の推進を定めている。

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|--------------------------------|---|
| 市 | まちづくり計画課 まちづくり推進課 駅周辺整備課 | <p>まちに活気をもたらすこと、また快適で利便性の高い都市生活を営むことができ、誰もが安全・快適に暮らすことができるよう、鉄道駅（国分寺駅、西国分寺駅、国立駅、恋ヶ窪駅）を中心とした一帯における拠点の整備</p> <p>○国分寺駅北口再開発事業 国分寺のランドマークとしてふさわしい都市景観と都市機能の創出</p> <p>○西国分寺駅北口地区周辺まちづくり事業 西国分寺駅北口駅前やその周辺における立地特性をいかしたまちなみの形成、及び魅力ある都市生活をもたらす拠点づくり</p> <p>○都市計画法及びまちづくり条例の運用事業 地域の特性をいかした市民主体のまちづくりとして、計画的な土地利用や良好な居住環境の創出を推進</p> |

3 道路・橋梁，鉄道の整備

- 『国分寺市総合ビジョン（平成 29 年 3 月）』では、分野「くらし・環境」、施策 25「道路」の中心事業として、国 3・4・12 号線及び国 3・4・1 号線の整備等について定めている。都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的な基盤施設であり、また、避難・救援路として、防災の観点からも極めて重要な施設である。

（1）国分寺市の都市計画道路の整備状況

本市においては、都市計画道路の整備率が約 22%（平成 25 年度末時点）と都内市区町で 2 番目に低い状況であり、更なる事業推進が必要である。

表 2-2：現在事業中の主な都市計画道路（国分寺市）

| 路線名 | 区間 | 事業者 | 延長（m） |
|-------------|-------------------------|------|-------|
| 国 3・4・12 号線 | 国分寺市本町三丁目～国分寺市本多二丁目 | 国分寺市 | 335 |
| 国 3・2・8 号線 | 府中市武蔵台三丁目～国分寺市東戸倉二丁目 | 東京都 | 2,530 |
| 国 3・4・6 号線 | 国分寺市東恋ヶ窪一丁目～国分寺市西恋ヶ窪一丁目 | 東京都 | 470 |
| 国 3・4・10 号線 | 国分寺市東戸倉二丁目～国分寺市北町一丁目 | 東京都 | 250 |

・国3・4・12号線

本路線は、本市が事業主体となる路線であり、国分寺駅北口へのアクセス性の向上はもとより、周辺地域の防災性の向上等を図るため、重要な都市計画道路である。平成29年3月に事業認可を取得後、平成29年6月に用地説明会を開催し、用地取得を進めている。

・国3・2・8号線

本路線は、多摩地域における南北の幹線道路の一つであり、都立多摩総合医療センターへのアクセスの向上など、地域の防災力を高める上でも重要な都市計画道路である。平成29年3月には、一部区間（多喜窪通り～国3・4・6号線）が交通開放された。引き続き、残る区間の開通に向けて、東京都と連携して取り組んでいく。

・国3・4・6号線

本路線は、西武国分寺線と交差し、市内東西方向の道路ネットワークの主軸であり、防災の観点からも重要な都市計画道路である。引き続き、東京都と共に早期完成に向けて取り組んでいく。

(2) 国分寺市における都市計画道路の整備方針

東日本大震災の発生など、首都東京を取り巻く環境や社会経済情勢が大きく変化している中、より効率的な道路整備とするため、本市を含む26市2町と東京都・特別区が共に連携して『東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（平成28年3月）』を策定した。計画では、必要性が確認された都市計画道路の中から、平成28年度からの10年間で優先的に整備すべき路線として、「優先整備路線」を選定している。

表2-3：都施行優先整備路線（国分寺市内）

| 路線名 | 区間 | 延長（m） |
|----------------|--------------------------|-------|
| 国3・4・3号線 | 国分寺市南町三丁目～国3・4・18号線 | 440 |
| 国3・4・6号線 | 国3・4・12号線～国分寺市東恋ヶ窪三丁目 | 470 |
| 国3・4・11号線 外 | 府中3・2・2の2号線付近～国3・4・4号線付近 | 1,180 |

表2-4：市施行優先整備路線（国分寺市内）

| 路線名 | 区間 | 延長（m） |
|-----------|-------------------------|-------|
| 国3・4・1号線 | 都道133～国3・4・11号線 | 80 |
| 国3・4・2号線 | 国3・4・3号線～国3・4・11号線 | 370 |
| 国3・4・4号線 | 国分寺市南町一丁目～小金井市境 | 240 |
| 国3・4・7号線 | 国3・4・16号線～国立市境 | 430 |
| 国3・4・12号線 | 国分寺駅北口再開発事業区域境～国3・4・6号線 | 335 |
| 国3・4・16号線 | 国3・4・9号線～国3・4・10号線 | 690 |

・国3・4・11号線外

本路線は、現在の国分寺街道に歩道がなく、自転車や歩行者の通行が危険な状況等を改善す

るとともに、周辺地域の防災性の向上を図る上でも重要な都市計画道路である。平成 28 年 2 月には、事業主体である東京都が事業概要及び測量説明会を開催し、事業化に向けて取り組んでいる。本市においては、国分寺街道及び国 3・4・11 号線周辺地区まちづくりの検討をまちづくり条例に基づいて行っており、東京都の道路整備と連携して取り組んでいく。

(3) 橋りょうの安全性の確保

老朽化等が進む橋りょうの安全性を確保するため、「国分寺市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき定期的に点検・診断を実施し、必要に応じて補修工事を実施していく。

(4) 鉄道施設の耐震性の強化

鉄道事業者は、鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進する。

J R 東日本では、阪神淡路大震災をうけて、急激に大きな被害が生じるせん断破壊先行型の高架橋・橋脚の耐震補強を実施し、以後引き続き、強い地震動で被害の生じる恐れのある境界型・曲げ破壊先行型の高架橋の耐震補強対策を実施しており、市内の J R 武蔵野線高架部が致命的な被害が発生しないように対策を進めている。

なお、鉄道事業者は、東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画を作成し震災時の安全性の確保に努める。

第2節 ライフライン施設の安全化

◆ 計画の主旨

- ライフライン施設の耐震化や安全対策を進める。

◆ 計画の内容

1 上水道

- 水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|------------------|--|
| 都市 | ごみ減量推進課 環境対策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災時における安定的な給水の確保のため、浄水所等の水道施設の耐震化の推進 ○ 耐震継手管への取替えの前倒しを実施 ○ 特に重要な幹線などのバックアップ機能の更なる強化 ○ 自家発電施設の設置・強化による電力の自立化 ○ 浄水所の施設の点検 ○ 事業継続計画（BCP）の策定 ○ 都水道局と市給水班の役割分担の明確化 ○ 給水車による飲料水の供給優先順位の整理 |

2 下水道

- 施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|-------|---|
| 市 | 下水道課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の耐震化：H20～28 ○ 事業継続計画（BCP）の策定 ○ 復旧活動における他自治体間支援体制の整備 ○ 災害復旧用資機材の整備 |
| 都 | 下水道課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水再生センター、ポンプ所の耐震化 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ 市と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 |
| 市都 | 環境対策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害想定に基づく、し尿処理計画の策定 ○ 都下水道局流域下水道本部との協定に基づく北多摩二号水再生センターへのし尿搬入について、連絡体制の構築 |

3 電力

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-----------------|-------|--|
| 東京電力パワーグリッド立川支社 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力設備の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、次の諸施策を重点に防災対策を推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 非常災害の情勢に応じた態勢区分の確立 ▶ 災害対策組織の編成 ▶ 各防災機関との協調 ▶ 事業継続計画（BCP）の策定 (2) 災害予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各種災害（雪害・雷害・地震など）に対する書施策の実施 ▶ 定期的な巡視・点検などによる不具合箇所の改修 ▶ 応急復旧資機材の確保 (3) 大規模停電発生時の復旧方法などの検討 |
| 市 小金井警察署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 停電時における交通安全や治安維持に関する連携体制の強化 |
| 事業者 国分寺消防署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模以上のとう道・共同溝等については、東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項について届け出を義務付け情報を把握 ○ 非常用施設の設置，出火防止に関すること等について，届け出の添付 ○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成指導 |

4 ガス

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------------|-------|--|
| 東京ガスグループ | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育の推進 ○ 総合防災訓練への参加 ○ 非常災害対策諸規則類の整備 ○ ガス施設の災害予防措置 ○ ガス施設の順次，更新 ○ 防災設備の整備 ○ 災害対策用資機材等の確保と整備 ○ ガス事故の防止 ○ 供給停止ブロックの見直し ○ 事業継続計画（BCP）の策定 ○ マイコンメーター復旧操作方法に関する周知 |
| 事業者 国分寺消防署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模以上のとう道・共同溝等については，東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項について届け出を義務付け情報を把握 ○ 非常用施設の設置，出火防止に関すること等について，届け出に添付 ○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成指導 |

5 通信

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------------|-------|---|
| NTT東日本 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社員の安全確保と防災業務実施のための防災教育の推進 ○ 年1回以上の防災訓練の実施 ○ 総合防災訓練への参加 ○ 電気通信設備の防災設計 ○ 災害時の電気通信システムの確保 ○ 電気通信システムに関するデータベース等の防災化 ○ 重要通信の確保 ○ 災害対策用機器及び車両等の配備 ○ 災害対策用資機材等の確保と整備 ○ 設備事故の防止 ○ 事業継続計画（BCP）の策定 |
| 事業者 国分寺消防署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一定規模以上のとう道・共同溝等については，東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項について届け出を義務付け情報を把握 ○ 非常用施設の設置，出火防止に関すること等について，届け出に添付 ○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成指導 |

6 清掃施設

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|-------|--|
| 市 | 環境対策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の点検，耐震性の強化 ○ 震災対策マニュアルの作成 ○ 事業継続計画（BCP）の策定 |

第3節 エネルギー確保の多様化による都市機能の維持

◆ 計画の主旨

- 東日本大震災により，エネルギー需要抑制の必要性が浮き彫りとなった。今回の電力供給不足が生活様式の転換につながると言われている。また，エネルギー源の多様化・分散化・自立化を図る必要性が出てきている。

◆ 計画の内容

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|----------------|---|
| 市 | まちづくり計画課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅用太陽光発電機器等の設置補助を推進する。 ▶環境基本計画の見直しにあたり，エネルギー施策を検討する。 ○ 都市開発と連動したコージェネレーション等の導入等、自立・分散型電源の確保を促進する。 ○ 災害時に非常用電源としても有効な住宅用燃料電池等の導入を支援する。 |
| 市 | 契約管財課 教育総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の施設の建て替えなどの際は，太陽光発電システム，非常用発電設備の設置を検討する。 |
| 市都 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害でも自宅内で生活を続けられる住まいづくりのため，都と連携してコージェネレーション等の自立分散型エネルギーの導入を支援し，集合住宅については，災害時においても自宅内で生活を続けられる機能を備えた共同住宅の情報提供や普及促進を図る。 |

第4節 都市空間の確保

◆ 計画の主旨

- オープンスペースに関連する各計画に防災の視点を導入し、災害時の有効活用を図る。
- 都市生活の基本となり災害に有効な公園の整備と、延焼防止に有効な施設の緑化を進めるとともに、農地や緑地について、防災機能を評価した保全施策を講ずる。

◆ 計画の内容

1 防災に関連する計画

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--|-----------------------|---|
| 市 | 関係課 | (1) 防災の視点に基づく各種計画の推進 ○ 都市計画マスタープラン、緑の基本計画、農業振興計画等 |
| 市 農業者 事業者 JA東京むさし 防災推進地区 自治会・町内会 等 | 防災安全課 緑と公園課 経済課 | (2) オープンスペースの災害応急対策利用 ○ 各公園緑地の災害時利用の具体化 ○ 農地、駐車場等の災害時利用の検討 (例) 地区本部等、地域住民による災害時の活動拠点 地区防災センターから離れた地域内における臨時応急給水車による給水拠点 |

2 公園等の整備

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-----------------------------|----------------------------|---|
| 市 | 防災安全課 緑と公園課 | (1) 公園不足地域における整備 ○ 西地区における隣接市避難場所の検討 ○ 街区公園などの整備（公園空白地区における公園の整備） |
| 市 防災推進地区 自治会・町内会 等 | 防災安全課 まちづくり計画課 緑と公園課 | (2) 公園の防災利用の推進 ○ 防災備蓄倉庫、災害用トイレ等の整備 ○ 公園サポート事業による地域のコミュニケーションづくり |

3 緑化の推進

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------|-----------------------------------|---|
| 市 | 緑と公園課 道路管理課 まちづくり計画課 各施設 | (1) 公共施設の緑化の推進 ○ 屋上、壁面緑化の推進 ○ 街路樹、道路緑化の推進 |
| 市 市民 | 緑と公園課 | (2) 民有地の緑化推進 ○ 生垣化の促進 ○ 緑化推進に関する啓発事業・活動等の実施 |

4 農地・緑地の保全

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------------------------|--------------------------|--|
| 市 農業者 市民 JA東京むさし | まちづくり計画課 経済課 防災安全課 | (1) 農地の保全と防災利用 ○ 防災農地の指定の促進 ○ 生産緑地の保全と追加指定 ○ 農業体験農園，市民農園の整備と普及 ○ 農業公園の整備 ○ 継続的営農のための制度の検討 ○ 市民の協力による農地保全 |
| 市 市民 | 緑と公園課 防災安全課 | (2) 緑地の保全と防災利用 ○ 市民の協力による樹林地等の保全 ○ 樹林地，屋敷林，雑木林等の災害時利用のルールづくり |

5 ヘリサインの設置

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|--|-------|----------|----|------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|---------|-------|-------|----------|-------|---------|-------|--------|-------|---------|-------|------------|-----|--------|----------|-----|--------|----------|
| 国分寺消防署 都 | 教育総務課 | ○ 震災時に，被災地上空から被害状況を確認するとともに，地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し，迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため，都立建築物の屋上へ，ヘリコプターから視認できる施設名を表示している。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ○ 市は，市立小中学校の校舎屋上にヘリサインを設置しており，今後維持管理に努めるとともに，未設置対象物への設置を推進する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ○ 市内のランドマークとしての事業所等の著名な建物に対し，ヘリサインの設置協力を推進する。 ヘリサイン設置一覧対象物（令和5年2月現在） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象物</th> <th>所在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都立高校</td> <td>国分寺高校</td> <td>新町3-2-5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市立中学校</td> <td>第一中学校</td> <td>戸倉2-6</td> </tr> <tr> <td>第二中学校</td> <td>本多1-2-17</td> </tr> <tr> <td>第三中学校</td> <td>高木町2-11</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市立小学校</td> <td>第四小学校</td> <td>西元町1-8-1</td> </tr> <tr> <td>第五小学校</td> <td>日吉町1-30</td> </tr> <tr> <td>第六小学校</td> <td>並木町2-1</td> </tr> <tr> <td>第七小学校</td> <td>本多1-2-1</td> </tr> <tr> <td>第九小学校</td> <td>西恋ヶ窪4-12-6</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>東京経済大学</td> <td>南町1-7-34</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>国分寺消防署</td> <td>泉町2丁目2-3</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 対象物 | 所在 | 都立高校 | 国分寺高校 | 新町3-2-5 | 市立中学校 | 第一中学校 | 戸倉2-6 | 第二中学校 | 本多1-2-17 | 第三中学校 | 高木町2-11 | 市立小学校 | 第四小学校 | 西元町1-8-1 | 第五小学校 | 日吉町1-30 | 第六小学校 | 並木町2-1 | 第七小学校 | 本多1-2-1 | 第九小学校 | 西恋ヶ窪4-12-6 | 大学等 | 東京経済大学 | 南町1-7-34 | その他 | 国分寺消防署 | 泉町2丁目2-3 |
| | | 区分 | 対象物 | 所在 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 都立高校 | 国分寺高校 | 新町3-2-5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 市立中学校 | 第一中学校 | 戸倉2-6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 第二中学校 | 本多1-2-17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 第三中学校 | 高木町2-11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 市立小学校 | 第四小学校 | 西元町1-8-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第五小学校 | 日吉町1-30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第六小学校 | 並木町2-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第七小学校 | 本多1-2-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第九小学校 | 西恋ヶ窪4-12-6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大学等 | 東京経済大学 | 南町1-7-34 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 国分寺消防署 | 泉町2丁目2-3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第5節 建築物の耐震性強化

◆ 計画の主旨

- 防災上重要な市立建築物の耐震化率は平成 23 年度時点で 100%を達成したが、書庫等の転倒防止措置やガラス飛散防止などの耐震対策や情報システムデータのバックアップ等の充実に努める必要がある。
- 民間施設についても、耐震診断の普及と耐震補強や不燃化の支援を検討する。

◆ 計画の内容

1 公共建築物等の地震対策

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|-----------------------|---|
| 市 | 契約管財課 各課 | (1) 公共施設内設備の耐震対策 ○ 情報システムの耐震性強化とデータのバックアップ ○ 書庫、機器等の転倒防止、蛍光灯、ガラスの飛散防止 ○ 民俗資料室など文化財展示施設の展示ケース等の転倒防止 |
| | 防災安全課 契約管財課 関係課 | (2) 防災施設・設備の充実 ○ 既存施設への防災倉庫の計画的設置 ○ 新設施設への防災機能、設備の導入 |

2 戸建て住宅・マンション等の耐震対策

- 耐震改修促進計画に基づく現在実施している耐震化の普及啓発活動を継続して実施し、木造住宅耐震診断士派遣事業、耐震改修助成事業を「耐震改修促進計画」の計画年度にあたる平成 27 年度まで実施する。

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|----------|--|
| 市 | まちづくり計画課 | (1) 耐震化促進の啓発 ○ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の所有者に対する住宅耐震化の普及・啓発の実施 ○ 専門家による耐震に関する市民相談会の実施 ○ 住宅相談とあわせた簡易耐震診断の実施 (2) 木造住宅の耐震化 ○ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築した木造住宅に対し、市に登録されている「耐震診断士」を派遣して耐震診断を実施（利用者負担額は約 1 割）。 ○ 耐震診断派遣事業による耐震診断の結果、評点が 1.0 未満と判定された住宅の所有者が耐震改修工事を実施する場合、その工事費用の一部を助成金として交付 |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|-------|---|
| 市 | 建築指導課 | (3) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 ○ 災害発生時の沿道建築物の倒壊を防ぎ、緊急輸送道路の通行を確保するため、耐震診断結果に基づく耐震改修等の助成は、令和7年度まで実施 |

表 2-5：耐震改修促進計画における耐震化率の現状と目標

| 建築物の分類 | 耐震化率 | |
|--------------------|--------------|-----------------------------|
| | 現状（H28年3月時点） | 目標（達成年度） |
| 住 宅 | 78.9% | 95%（平成32年度） 95%超（平成37年度） |
| 特定緊急輸送道路 沿道建築物 | 89.5% | 90%（平成31年度） 100%（平成37年度） |
| 民間特定既存耐震 不適格建築物 | 81.8% | 95%（平成32年度） 95%超（平成37年度） |

※ 民間特定建築物…耐震改修促進法第6条に定める、多数の者が利用する一定規模以上の民間の建築物。平成17年現在、市内に84棟存在する。

- 資料2-2：国分寺市木造住宅耐震診断士派遣及び耐震改修助成金交付事業実施規則
- 資料2-3：国分寺市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則
- 資料2-4：国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成規則
- 資料2-5：国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則

第6節 ブロック塀・落下物等対策

◆ 計画の主旨

- 東京都が発表した本市の地震被害想定ではブロック塀の倒壊による死傷者が他市に比べて多く、災害時にブロック塀や落下物による被害を軽減するために、安全対策の普及及び啓発活動を進める。
- 避難路や緊急輸送道路沿道など、特に安全性の確保が必要な場所には、重点的に対策を講ずることを検討する。

◆ 計画の内容

1 公共施設の安全対策

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|--------|---|
| 市 | 各施設関係課 | (1) 道路に面する塀の安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ ブロック塀の点検，補強の検討 ○ 生垣やネットフェンス化の推進 (2) 屋内の安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校，保育園等のガラスの飛散，家具類の転倒・落下・移動防止対策 |

2 民間施設の安全対策

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-------------------|-------------------|---|
| 市 | 建築指導課 まちづくり計画課 | (1) ブロック塀等の耐震診断及び撤去等にかかる啓発・指導・助成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所，避難路，通学路沿道等の危険なブロック塀等の調査・啓発・指導を重点実施 ○ ブロック塀等の技術基準の周知・普及 ○ ブロック塀等の耐震診断及び撤去等助成事業の推進 |
| | 緑と公園課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生垣造成助成事業の推進 |
| 市 市民 国分寺消防署 | 防災安全課 | (1) 家庭内の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策，ガラス飛散防止のPR ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策用器具等，防災用品の設置促進 ○ 「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」の内容を防災指導や消防計画等に活用し，転倒防止対策の普及・啓発 ○ 関係機関，関係団体と連携した対策の普及・啓発 |
| 市 | まちづくり推進課 | (2) 安全対策の指導強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくり条例に基づく助言・指導 ○ ネットフェンスの推奨 |
| | 緑と公園課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生垣の推奨 |
| | 防災安全課 | (3) 不特定多数が利用する施設への要請（駅，駅ビ |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|--------------------|---|
| | 駅周辺整備課 まちづくり計画課 | ル、大規模商業施設等) ○ 公共施設に準ずる耐震対策の要請 ○ 個別調査の実施 ○ 国、都の技術基準の普及・啓発 |

3 屋外施設の安全対策

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------|----------------|---|
| 市 都 | 道路管理課 建築指導課 | (1) 屋外広告物の規制 ○ 東京都屋外広告物条例に基づく設置指導 ○ 維持管理の徹底，改善指導 |
| 市 市民 | 道路管理課 | (2) 自動販売機の転倒防止 ○ 道路際にある転倒するおそれのある自動販売機について，道路パトロールを通じた指導の実施 ○ 違法占用の通報，転倒時の撤去体制づくり |

第7節 災害危険地域対策

◆ 計画の主旨

- 災害危険診断調査等に基づく市内の災害危険地域に対し，建築・開発行為への指導を通して安全を確保するとともに，危険な環境を改善するための支援策を検討する。

◆ 計画の内容

1 木造建物密集地に関する対策

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------|-------------------|--|
| 市 市民 | 防災安全課 まちづくり推進課 | (1) 災害危険診断調査に基づく実態把握 ○ 危険度の詳細な把握 ○ まちづくり条例に基づく協働のまちづくりの推進（防災をテーマ等） |

2 土砂災害に関するソフト対策

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|-------|--|
| 市 | 防災安全課 | (1) 土砂災害警戒区域等の周知 ○ ハザードマップを作成・公表し、土砂災害警戒区域等や土砂災害が予測される場合の避難行動等の周知 |
| | 建築指導課 | (2) 建築基準法に基づく指導 ○ 宅地造成、建築事業への指導・助言 |

(1) 土砂災害防止法

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

(2) 土砂災害警戒区域の指定

- 市は、土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警戒の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図ることとなっている。

市内には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域 16 箇所及びそのうちの一部に土砂災害特別警戒区域 4 箇所(いずれも平成 30 年 1 月 30 日指定)が存在し、都が実施した「急傾斜地崩壊危険箇所調査」(平成 14 年 3 月)では、「土砂災害危険箇所」として、急傾斜地、土石流危険溪流、地滑り危険箇所のうち、15 箇所の「急傾斜地崩壊危険箇所」が存在している。

表 2-6 : 土砂災害警戒区域(平成 30 年 1 月 30 日指定) ※いずれも一部

| 番号 | 所在地 | 番号 | 所在地 |
|----|--------|----|--------|
| 1 | 日吉町二丁目 | 9 | 東元町三丁目 |
| 2 | 内藤二丁目 | 10 | 本町一丁目 |
| 3 | 西元町四丁目 | 11 | 南町二丁目 |
| 4 | 西元町二丁目 | 12 | 南町二丁目 |
| 5 | 西元町二丁目 | 13 | 南町二丁目 |
| 6 | 泉町一丁目 | 14 | 南町二丁目 |
| 7 | 南町三丁目 | 15 | 南町二丁目 |
| 8 | 南町三丁目 | 16 | 南町二丁目 |

- 土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害の恐れのある区域のことであり、高さ 5 m 以上かつ傾斜度 30° 以上のがけで、居室を有する建築物が建つ可能性がある場所をいう。
- 上記区域は、都建設局河川部が平成 28 年から 29 年度に実施した調査結果に基づく。

- 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、本計画資料編資料2-6「土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧」に位置付ける。

表2-7：土砂災害特別警戒区域（平成30年1月30日指定）※いずれも一部

| 番号 | 所在地 | 番号 | 所在地 |
|----|--------|----|--------|
| 1 | 西元町二丁目 | 3 | 東元町三丁目 |
| 2 | 泉町一丁目 | 4 | 本町一丁目 |

- 土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいう。
- 上記区域は、都建設局河川部が平成28年から29年度に実施した調査結果に基づく。

表2-8：急傾斜地崩壊危険箇所

| 番号 | 所在地 | 番号 | 所在地 |
|----|---------|----|---------|
| 1 | 南町1-7 | 9 | 南町2-3 |
| 2 | 泉町1-5 | 10 | 南町1-11 |
| 3 | 日吉町2-36 | 11 | 南町3-2 |
| 4 | 東元町3-18 | 12 | 内藤2-1 |
| 5 | 西元町2-11 | 13 | 泉町1-10 |
| 6 | 泉町1-17 | 14 | 東元町3-21 |
| 7 | 南町2-1 | 15 | 西恋ヶ窪4-9 |
| 8 | 南町2-10 | | |

- 急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度30°以上、がけ高5m以上の急斜面で、崩壊した場合に人家や公共施設等に被害が生じるおそれがある箇所をいう。
- 上記箇所は、都建設局河川部が平成11年から14年度に実施した調査結果に基づく。

第8節 長周期地震動対策の強化

◆ 計画の主旨

- 東日本大震災では、震源から遠く離れた東京においても、長周期地震動によって建物に被害が発生したケースが見られた。国分寺市においても近年高層建築物が増えてきていることから、都や国分寺消防署と連携して、建物所有者や住民に対して長周期地震動への対策を啓発する。
- 高層ビルが長周期地震動による影響を受けて被災する可能性があり、その他の建物も経年劣化等により被害規模が増加する可能性がある。また、過去に地震被害を受けた地域では、本震で脆弱となった建物が余震で全壊するなど、想定以上の被害が発生する可能性があり、これらのことも考慮した対策が必要となる。

◆ 計画の内容

1 建築物所有者等の対策の推進

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|----------------|--|
| 都 | 防災安全課 建築指導課 | ○ 建築物特性に適した補強方法の事例や家具類の転倒・落下・移動防止対策などについて、建築物所有者に対し情報提供する。 |

2 室内の安全確保

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------------------|-------|--|
| 市 都 国分寺消防署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 長周期地震動から身を守るためにその危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止等の重要性を広く都民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を推進する。 ○ 高層建築物の関係事業所に対する火災予防対策、避難対策等の指導を推進する。 ○ 屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の耐震基準への適合指導を推進する。 |

第3章 応急対策への備え

- 応急対策計画は災害時における、職員、市民、関係機関の活動体制を明らかにしたものであるが、活動体制を確立し迅速、的確な活動を行うためには、平時から災害時を想定した対策を行う必要がある。
- そのために、災害時の活動体制や連絡体制について平時から準備を進めるとともに、消火、救護活動や避難活動に有効な対策を講ずるものとする。
- 災害時に支援が必要な要配慮者の実態について把握し、平時から連絡、支援体制を整える。
- 災害時の被災生活を支える物資の計画的な備蓄や廃棄物処理の対策を進める。

◆ 計画の構成

| 節 | 項目 | 実施主体 |
|----------------|---|--|
| 第1節 応急活動体制の確立 | <ol style="list-style-type: none"> 1 活動体制の充実 2 情報連絡体制の整備 3 市民との連絡体制の整備 4 報道機関との連携 | 市、野球連盟少年の部、市民団体、防災推進地区、自治会等、防災推進委員会、関係機関、都、市民、ジェイコム東京、FMたちかわ |
| 第2節 受援力の強化 | <ol style="list-style-type: none"> 1 相互応援協定の締結 2 企業・NPOとの連携 3 他府県市等からの応援職員受入態勢の整備 4 ボランティアの受入態勢の整備 | 市、社会福祉協議会、防災推進委員会 |
| 第3節 緊急輸送体制の整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 都の緊急輸送ネットワーク整備の基本的な考え方 2 市の緊急輸送ネットワークの考え方 3 緊急輸送道路の確保 4 輸送車両の確保 5 燃料の確保 | 都、市 |
| 第4節 消防・危険物対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防力の強化 2 出火の防止 3 初期消火体制の強化 4 火災の拡大防止 5 特定事業場対策 | 市、国分寺消防署、国分寺市消防団、防災推進地区、自治会等、事業者、小金井警察署、 |
| 第5節 救急救護体制等の整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 救急救護体制の充実 2 救出・救護活動能力の向上 3 遺体の取扱い | 市、国分寺消防署、医師会、歯科医師会、柔道整復師会、薬剤師会、小金井警察署 |

| 節 | 項目 | 実施主体 |
|----------------------|--|---|
| 第6節 避難対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の確保 2 避難路の確保 3 避難所の運営体制づくり 4 在宅避難，市外避難への支援 5 動物愛護 | 市，防災推進地区，自治会等，農業者，事業者，JA東京むさし，野球連盟少年の部，防災推進委員会，獣医師会 |
| 第7節 避難行動要支援者支援体制の整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の把握と支援 2 各種支援制度の災害時活用の検討 3 二次避難所の充実 4 民間団体等との連携 5 在住外国人の支援 | 市，国分寺市消防団，国分寺消防署，社会福祉協議会，民生児童委員，自治会等，小金井警察署，防災推進地区，福祉施設事業者，保育施設事業者，福祉関係事業者，助産師会 |
| 第8節 応急物資等の供給体制の整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 物資拠点の整備 2 防災備蓄品の充実 3 市民・民間における物資の確保 4 応急給水体制の整備と周知 | 市，事業者，協定締結団体，防災推進委員会，防災推進地区，自治会等 |
| 第9節 帰宅困難者対策の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者対策条例の周知徹底 2 帰宅困難者への情報提供体制整備 3 帰宅困難者一時滞在施設の確保 4 徒歩帰宅支援のための体制整備 | 市，都，小金井警察署，国分寺消防署，事業者，市民，NTT東日本，私立学校，赤十字奉仕団 |
| 第10節 ごみ・がれき・し尿処理対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ・がれき処理対策 2 し尿処理対策 | 市，事業者，防災推進委員会，市民 |
| 第11節 市民の生活安定化等のための対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 秩序維持 2 家屋・住家の被害状況調査・り災証明書発行 3 義援金の配分事務 4 各種制度の周知 | 市，小金井警察署，防犯まちづくり委員会，自主防犯団体，防災推進委員会，防災推進地区，自治会等，都，国分寺消防署 |

第1節 応急活動体制の確立

◆ 計画の主旨

- 市民、職員の災害時の活動を円滑に進めるために、市民の自主的な防災組織づくりを支援し、地区防災センターを中心とした市民、行政の連携体制を整える。
- 防災行政無線だけに頼らない市民への災害情報提供手段を整備する。
- 行政内部や他機関との通信連絡手段を複数確保し、多様な情報連絡網を整備する。

◆ 計画の内容

1 活動体制の充実

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--|------------------------|---|
| 市 | 防災安全課 | (1) 国分寺市災害対策本部の運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災を踏まえた災害対策本部設置及び運営訓練の実施 ○ 定期的な職員安否確認訓練の実施 ○ 勤務時間外の地震発生に対応した職員参集訓練の実施 ○ 自宅等からの参集時の持ち物や参集基準、参集場所を明記する「職員防災ハンドブック」作成の検討 ○ 発災後の時間経過に伴い変化する優先業務の時系列整理 ○ 優先業務に対する一時的な職員の配置換えを想定した体制整備（職員の片内キャリアを踏まえた効率の良い配置換えを実施） |
| 市 野球連盟少年の部 市民団体 自治会等 防災推進委員会 | 防災安全課 | (2) 地区防災センターの運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害初動要員と野球連盟少年の部との協力体制の確立 ○ 地区防災センターごとに周辺自治会・町内会等や防災推進委員、PTA等で構成する「〇〇地区防災協力会」を立ち上げ、学校教員、初動要員とともに地区防災センターの運営課題を事前に協議 ○ 地区防災センター運営マニュアルの改訂 ○ 防災備蓄倉庫の備蓄物資をホームページ等で広報 |
| 市 防災推進地区 自治会等 防災推進委員会 | 防災安全課 協働コミュニテ ィ課 | (3) 地区本部の運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区本部運営マニュアル（様式含む）の作成 ○ 総合防災訓練を活用した地区本部運営訓練の実施 ○ 防災推進委員が地区本部の運営に参加できる環境づくり ○ 地区本部の運営に必須となる資器材の貸与の検討 ○ 地区防災センター内に設置する「地域情報連絡所」と地区本部の位置づけの整理 |

2 情報連絡体制の整備

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-----------|--------------------------------------|---|
| 市 関係機関 | 防災安全課 | (1) 情報通信手段の確保 ○ IP無線機設置施設との定期的な通信訓練の実施 ○ 通信手段の複線化及び確保 ○ 民生児童委員や医療関係者など防災関係者の安否確認システムへの登録 ○ 電話、FAXが使用できない場合における協定団体と市との情報連絡手段の確保 |
| 市 都 | 防災安全課 | (2) 情報連絡手段の操作方法の習得 ○ 本部班担当職員による東京都防災行政無線システム（電話・FAX・テレビ会議・DIS）の操作習熟 ○ 多くの職員等によるIP無線の操作方法習熟 |
| 市 市民 | 防災安全課 | (3) アマチュア無線との連携 ○ アマチュア無線所有者の把握と意見交換の実施 ○ アマチュア無線の役割、連絡体制の検討 ○ 活動体制の明確化 |
| 市 | 関係課 | (4) 基礎データのバックアップ ○ 情報システムの途絶に備えた住民票、戸籍、課税、納税、保険関係等のバックアップ |
| 市 | 防災安全課 市政戦略室 情報管理課 デジタル行政推進室 | (5) 市ホームページの作成 ○ 東日本大震災での被災自治体の実績を踏まえた災害用ホームページの書式作成 ○ アクセス集中に耐えられるシステムの改善 |

3 市民との連絡体制の整備

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--|--------------|---|
| 市 市民団体 防災推進地区 自治会等 ジェイコム東京 FMたちかわ | 防災安全課 関係課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災センターへの掲示板設置による市民への情報伝達手段の確保と事前周知 ○ 地区防災センターで入手した情報を地区本部で市民に伝達する訓練の実施 ○ 災害発生後も活用する安全安心メールへの登録勧奨 ○ 東日本大震災で効果があったことにより導入した市ツイッターの周知 ○ 協定を締結しているFMたちかわ及びジェイコム東京との連携強化及び市民への周知 ○ 聞こえにくい地域に対する防災行政無線（固定系）の出力増強等の措置 ○ 防災行政無線を保管する電話サービス「防災無線ダイヤルイン」の周知 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による市民への情報伝達に関する周知 ○ エリアメールの周知 ○ 避難行動要支援者の安否確認等を行う支援者への連絡体制の整備と情報配信の検討 |

4 報道機関との連携

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|----------------|---|
| 市 | 防災安全課 市政戦略室 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関への対応窓口の一元化 ○ プレス発表の方法など、都が作成するマニュアル及び東日本大震災の被災地の教訓を踏まえた広報対応方針の作成 ○ 総合防災訓練等における報道対応訓練の実施 |

第2節 受援力の強化

◆ 計画の主旨

- 災害後の被災者支援や復旧・復興のためには、自治体がボランティアや企業、他の自治体など外からの支援を最大限に活かすことが重要であり、支援を受けるために必要な能力を「受援力」と定義し、平時から受援力を強化しておく必要がある。
- 受援力の向上は、行政だけではなく、災害ボランティアセンターを設置する市社会福祉協議会や地域住民の協力により達成することができる。

◆ 計画の内容

1 相互応援協定の締結

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|-------|---|
| 市 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 相互応援協定を締結した新潟県佐渡市、宮城県多賀城市、長野県飯山市、福岡県太宰府市、奈良県奈良市の防災力の把握及び平時からの情報交換の実施 ○ 中越大震災ネットワークおぢやの総会や研修会への参加を通じた連携強化と防災情報の収集 ○ 新たな相互応援協定の相手先の検討 |

2 企業・NPOとの連携

- 東日本大震災では、企業が社会貢献の見地から社員を一般ボランティアとして被災地に派遣したり、専門性（運輸会社が物資の輸送及び管理業務を担う等）を活かして支援を実施したりする事例が多数みられた。また、NPOはその行動力を活かし、被災者へのきめ細かいサービス提供を行った。首都直下地震が発生した場合においても、これら企業やNPOから支援の申出があることが想定される。
- 市は、東日本大震災での企業やNPOの活動実績と教訓を庁内で情報共有するとともに、市の対策業務に対する企業やNPOとの連携を想定し、支援活動がスムーズに受けるためには、市が総合調整を担う必要があること想定しておく必要がある。

3 他府縣市等からの応援職員受入態勢の整備

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|-------|---|
| 市 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に支援者が使用する庁内会議室の設定 (例) 自衛隊, 消防, 警察活動拠点 応急危険度判定員活動拠点 被災家屋調査打合せ, 調査結果入力会場 総合相談窓口, 市民対応窓口 り災証明書発行会場 支援者休憩場所 ○ 応援を必要とする業務の抽出 ○ 応援自治体職員に効率的な業務指示を出すための職員のコーディネート力の向上 ○ 応援職員の宿泊場所の事前調整 |

4 ボランティアの受入態勢の整備

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-------------------------|-------|---|
| 市 社会福祉協議会 防災推進委員会 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアセンターの開設運営訓練を市民とともに行い, 社会福祉協議会, 市民, 市でボランティアの受入れ, 派遣方法等を共有 ○ 東日本大震災におけるボランティア活動の実績を周知 ○ ボランティアを受け入れる側としての心構えや注意事項などを市民に周知 ○ 災害時に被災地外から来るボランティアは被災地の土地勘がないことを踏まえた地域の情報整理(地域の特徴やマップづくり) |

第3節 緊急輸送体制の整備

◆ 計画の主旨

- 緊急輸送道路の設定と周知を図り、沿道の安全対策を検討するとともに、輸送車両を確保する。
- 災害時に車両を活用するために、輸送車両や燃料を確保する。

◆ 計画の内容

1 都の緊急輸送ネットワーク整備の基本的な考え方

都は、緊急輸送ネットワークとして、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結び、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次・第二次・第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。

(1) 都の緊急輸送ネットワークの分類

| 分類 | 目的 | 説明 |
|---------------|---------------------------------------|--|
| 第一次緊急輸送ネットワーク | 都と市本部間及び都と他県との連絡を図る。 | 応急対策の中核を担う都本庁舎，立川地域防災センター，市庁舎，輸送路管理機関を連絡する輸送路 |
| 第二次緊急輸送ネットワーク | 第一次緊急輸送路と救助，医療，消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。 | 第一次緊急輸送路と放送機関，自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関，ライフライン機関，ヘリコプター災害時臨時離着陸候補地等を連絡する輸送路 |
| 第三次緊急輸送ネットワーク | 主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。 | トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点，備蓄倉庫と市の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路 |

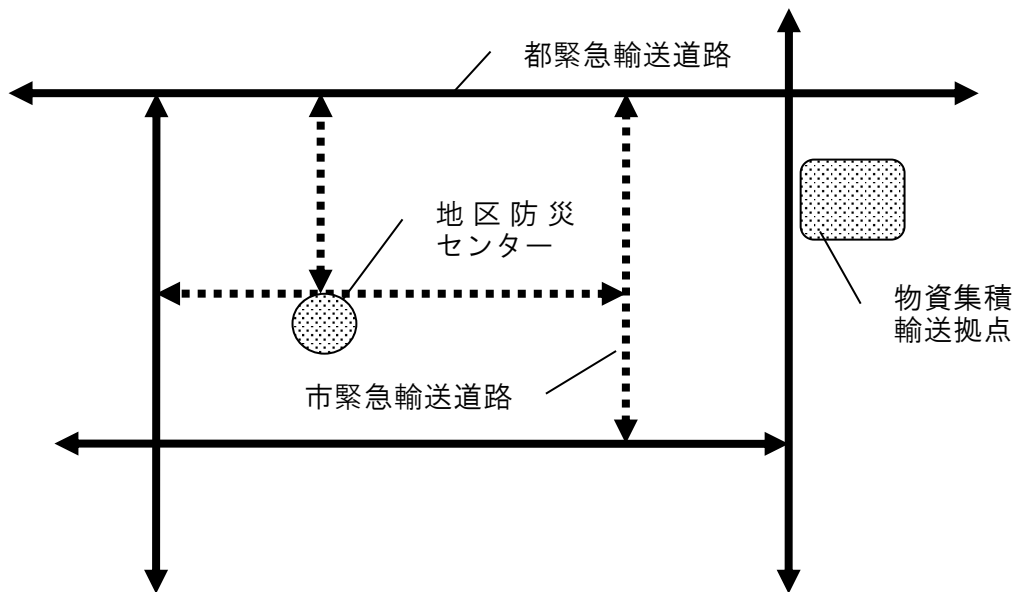
(2) 都の緊急輸送ネットワークにおける指定拠点（国分寺市及び関係機関）

| 応急対策活動の種類 | 指定拠点の種類 | | 機能 |
|-----------|----------|-----------------------|-----|
| | 市本庁舎 | 国分寺市役所 | |
| 本部 | 市本庁舎 | 国分寺市役所 | 第一次 |
| 主要初動対応 | 陸上自衛隊駐屯地 | 陸上自衛隊練馬駐屯地（練馬区） | 第二次 |
| | 警視庁 | 小金井警察署（小金井市） | 第二次 |
| | 東京消防庁 | 国分寺消防署 | 第二次 |
| | 医薬品備蓄倉庫 | 都薬剤師会医療薬品管理センター（小金井市） | 第二次 |
| | 保健所等 | いずみ保健センター | 第二次 |
| ライフライン | 電信電話 | N T T東日本（府中市） | 第二次 |
| | 電気 | 東京電力パワーグリッド立川支社（立川市） | 第二次 |
| | ガス | 東京ガスグループ 31 箇所 | 第二次 |
| | 下水道 | 流域下水道本部（立川市） | 第二次 |
| 輸送拠点 | 駅 | 西国分寺駅 | 第三次 |

2 市の緊急輸送ネットワークの考え方

- 緊急輸送ネットワークは、都及び市緊急輸送道路を位置付け、緊急輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急自動車専用路」「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
- 国分寺市緊急輸送道路とは、市内の物資集積輸送拠点（市民スポーツセンター・ひかりスポーツセンター）と地区防災センター等の拠点を連絡する輸送道路を指す。

図2-1 緊急輸送道路ネットワークの考え方



3 緊急輸送道路の確保

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|----------------------------|---|
| 市 | 防災安全課 道路管理課 交通対策課 | (1) 輸送道路の設定と周知 ○ 物資集積輸送拠点である市民スポーツセンター・市民ひかりスポーツセンターから地区防災センターまでの輸送道路の設定 ○ 道路幅員，主要道路（都が指定）との関係を考慮した設定 |
| 市 | 防災安全課 まちづくり計画課 建築指導課 | (2) 緊急輸送道路の安全の確保 ○ 沿道の不燃化 ○ ブロック塀の安全対策の啓発・指導等の重点実施 ○ ブロック塀等の耐震診断及び撤去等助成事業の推進 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援 |

● 資料2-6：国分寺市緊急輸送道路指定状況

4 輸送車両の確保

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|----------------|--|
| 市 | 契約管財課 防災安全課 | (1) 車両の配分計画の作成 ○ 庁内全車両の事前把握及び災害時における活用の検討 |

● 資料2-7：国分寺市庁用車一覧

5 燃料の確保

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|----------------|---|
| 市 | 契約管財課 防災安全課 | ○ 市内ガソリンスタンドに対し，災害時における緊急車両に対する優先的な供給について協力を要請 ○ 協定締結団体の車両についても市緊急車両と同等に取り扱う |

第4節 消防・危険物対策

◆ 計画の主旨

- 地震災害の特徴は、火災の同時多発、地震動や建物破壊による初期消火の困難、危険物などの爆発、漏えいによる延焼の拡大、有害物質の流出などがあり、各状況に応じた対策が必要となる。
- 市及び消防機関は、出火の防止、初期消火、火災（延焼）拡大防止の3段階に分け、それぞれの実態に応じた施策を推進するとともに、特定事業場の有害物質に対する対策を講ずる。

◆ 計画の内容

1 消防力の強化

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------------|-------|---|
| 市 国分寺消防署 | 防災安全課 | (1) 消防署の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺消防署の消防力強化のため、消防署用地の確保 ○ 市と消防署間の情報通信を複線化 ○ 震災消防活動能力の向上を図るため、震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施 ○ 国分寺消防署の現況 消防庁舎：消防署1，消防出張所2 消防車両：ポンプ車6，救急車2，はしご車1 人員輸送車1，指揮隊車1 |
| 市 国分寺市消防団 | 防災安全課 | (2) 消防団活動体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団OBの活動に関する検討 ○ 機能別消防団員制度導入の検討 ○ 消防団に入団することによるメリットの検討 (例) 山梨県南アルプス市は、商工会の協力を得て、消防団員へのガソリン割引制度や飲食代金割引制度を実施 ○ 消防団詰所の耐震化 ○ 停電時における機能維持のため、消防団詰所に非常用発電機の配備を検討 ○ 震災時の消防団活動体制の充実強化 |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-----------------------|-------|--|
| 市 国分寺消防署 防災推進地区 | 防災安全課 | (3) 消防水利等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 水利不足地域内の公園等に防火水槽を設置 ○ 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する ○ 可搬ポンプを配備している防災まちづくり推進地区内の防火水槽の蓋を順次「親子蓋」に交換することを検討 ○ 防災まちづくり推進地区や各学校単位で新たな可搬ポンプの配備を検討 ○ 市立小中学校のプール水を活用したバケツリレーによる初期消火訓練の実施 ○ 消火活動困難区域に対する地域配備消火器の増設の検討 ○ まちづくり条例に基づく民間の開発行為や市街地再開発事業等の機会を活かした防火水槽の設置 ○ 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際しての防火水槽等の確保の働きかけ ○ 都市基盤整備にあわせた都市河川の有効活用 ○ 関係機関と連携して多角的な水利確保の推進及び整備促進 |

2 出火の防止

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-------------------------|-------|--|
| 事業者 国分寺消防署 | 防災安全課 | (1) 火気使用設備、器具等の安全化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災予防条例に基づく耐震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底 ○ 火気使用設備の固定等の徹底 ○ その他各種の安全対策の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持 ○ 電気設備等における感震機能付分電盤等の普及促進及び停電復旧時の通電火災防止対策等の推進 ○ 各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について防火診断等による指導の徹底 |
| 事業者 国分寺消防署 小金井警察署 | 防災安全課 | (2) 石油等危険物施設の安全化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震性強化（耐震安全装置の設置等）の指導 ○ 自主防災体制の整備 ○ 防災資機材の整備促進 ○ 立入検査の強化 ○ 実態把握と安全な避難路の確保 ○ 警戒区域の設定等の事前検討 |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-------------------------|-------|--|
| 事業者 国分寺消防署 小金井警察署 | 防災安全課 | (3) 液化石油ガス消費施設の安全化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導 ○ 施設の実態把握と知識の普及の徹底（警察署） ○ 防災上特に必要と認められる施設は、係員を派遣し防災施設対策等について調査を実施、必要な事項を指導（警察署） |
| 市 事業者 国分寺消防署 | 防災安全課 | (4) 化学薬品・電気設備等の安全化 <p>【化学薬品等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 立入検査の定期的な実施による保管の適正化の指導 ○ 事業の実態把握と個別的、具体的な安全対策の指導の推進 <p>[主な指導事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 化学薬品容器の転倒落下防止措置 ○ 化学薬品収納棚の転倒防止措置 ○ 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 ○ 化学薬品収納場所の整理整頓 ○ 初期消火資器材の整備 <p>【電気設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種電気設備の耐震化及び不燃化の推進 ○ 出火防止等の安全対策 ○ 信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置や出火防止対策を講じた電気器具等の普及の推進 |
| 事業者 国分寺消防署 | 防災安全課 | (5) その他出火防止のための査察・指導 <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置、発火時における従業員の対応要領について指導 ○ その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導 |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-------------------|-------|---|
| 事業者 国分寺消防署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造所，特定屋外タンク貯蔵所，給油取扱所（営業所）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対して，重点的に立入検査を実施し，適正な貯蔵取扱いを指導するとともに，これらの施設を保有する事業所に対しても，出火危険排除のための安全対策についての指導を強化 ○ タンクローリー，鉄道タンク車等による危険物輸送に係る安全指導及びイエローカードの車両積載の確認，活用の推進 ○ 高圧ガス保管施設，毒劇物取扱施設，放射線等使用施設，危険物施設等の各事業所に対して，東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し，作成していない事業所に対しては，計画の作成を指導 ○ 文化財の防火対策として，毎年1月26日を「文化財防火デー」として，文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立ち入り検査等を実施し，文化財の火災予防に関する防火意識の高揚を図る。また，管理者に対して消防設備等の適正な維持管理の指導，災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱いの規制等所要の指導を実施 |
| 市 市民 国分寺消防署 | 防災安全課 | <p>(6) 市民指導の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るための知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進 <p>[出火防止等に関する備えの主な指導事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 消火器の設置，風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底 ▶ 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器，漏電遮断器など出火を防ぐための安全な機器の普及 ▶ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底 ▶ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底 ▶ カーテンなどへの防災品の普及 ▶ 灯油など危険物の安全管理の徹底 ▶ 停電復旧時における通電火災防止対策の徹底 ▶ 防災訓練への参加 <p>[出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進 ▶ 普段から小さな地震でも「地震だ！まず身の安全」と声をかけあい，身の安全を最優先に行動する習慣の徹底 |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-------------------|-------|---|
| 市 市民 国分寺消防署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「地震その時 10 のポイント」及び「地震に対する 10 の備え」の周知 ▶ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底 ▶ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底 ▶ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底 ▶ 起震車等の指導用資機材を整備・増強し、実践的な防災訓練を通じて市民の防災行動力を向上 ▶ 住宅用防災機器等の普及 |

● 資料 2 - 8 : 国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則

3 初期消火体制の強化

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---|-------|--|
| 市 国分寺消防署 | 防災安全課 | <p>(1) 消防用設備等の適正化指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震措置の実施について指導 ○ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震時にも機能するよう指導を強化 |
| 市 市民 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 事業者 国分寺消防署 | 防災安全課 | <p>(2) 市民・事業所の自主防災体制の強化</p> <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象にした防災訓練では、初歩的な基礎訓練の推進 ○ 市民防災組織等に対しては、高度で実践的な訓練の推進 ○ 地域の協力体制づくりを進め、避難行動要支援者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上 ○ 住宅用火災警報器の設置の義務化により、全ての住宅に設置促進 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災計画の作成の推進 ○ 各種訓練等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化と防災行動力の向上 ○ 自主防災体制の強化 ○ 事業所相互間の協力体制の強化 ○ 市民防災組織等との連携強化 ○ 地域との協力体制づくりの推進 ○ 保有する資機材を活用した地域との共同体制づくりの促進 |

4 火災の拡大防止

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---|----------------------------|---|
| 市 市民 国分寺消防署 | 防災安全課 | (1) 消防活動体制の整備強化 ○ 地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立 |
| 国分寺消防署 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 | 防災安全課 | (2) 装備資機(器)材の整備 ○ 国分寺消防署及び各出張所に震災の態様に応じた資機材を整備 ○ 市民防災組織、地域住民等も消防隊員用救助資機材を使用できるよう支援 |
| 市 国分寺消防署 | 防災安全課 まちづくり計画課 建設事業課 | (3) 消防活動路等の確保 ○ 民間から借り上げる特殊車両の確保 ○ 幹線道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と検討 ○ 震災時の消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議 (4) 消火活動が困難な地域への対策 ○ 防火水槽等の充実、消防隊用可搬ポンプ等の活用、消防団体制の充実等の施策を推進 ○ あらゆる水源を活用した消防水利の確保 ○ 地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果等を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域を解消 |
| 市 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 市民 事業者 国分寺消防署 | 防災安全課 | (5) 地域防災体制の確立 ○ 住民、市民防災組織、事業所の連携による防災体制の推進 ○ 消防機関、ボランティア、市民防災組織及び事業所の自衛消防隊等の協力による定期的な合同防災訓練の推進 |

5 特定事業場対策

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|----------|---------------|---|
| 市 事業者 | 道路管理課 下水道課 | (1) 情報連絡体制の整備 ○ 道路管理課と下水道課緊急連絡網の活用と休日夜間の連絡体制の確立 ○ (仮称) 事業所ハザードマップの作成と活用 |
| 市 事業者 | 道路管理課 下水道課 | (2) 事故防止の徹底 ○ 事故対応マニュアルの普及 ○ 事業所内の管理体制及び応急措置設備の確認 ○ 大規模事業場への立入調査と事故対応の確認 |

第5節 救急救護体制等の整備

◆ 計画の主旨

- 医療関係機関と、協定に基づく活動内容について協議を行い、災害時の活動体制と活動内容の具体化を図る。
- 協定に基づく医薬品、医療品の確保体制を整えるとともに、新たな協定の締結による確保を検討する。
- 災害医療コーディネーター（※1）を選任し、他医療圏や東京都との連携強化等を図る。

◆ 計画の内容

1 救急救護体制の充実

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---|----------------|--|
| 市 国分寺消防署 医師会 災害医療コーディネーター 歯科医師会 柔道整復師会 薬剤師会 | 防災安全課 健康推進課 | (1) 医師会災害対策本部の充実 ○ 協定に基づく医療救護所等の設置、運営体制の検討 ○ 市民に対する災害時における医師の活動内容の周知 ○ 災害対策本部の訓練と連携した医師会災害対策本部の設置及び医療救護マニュアルに基づく医療救護活動訓練の実施 ○ 市と医師会災害対策本部の情報通信の複線化 |
| 医師会 災害医療コーディネーター 歯科医師会 柔道整復師会 薬剤師会 | 防災安全課 健康推進課 | (2) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会との連携体制の充実 ○ 安否確認システムの活用による各会所属会員の安否確認方法の確立 ○ 各会と所属会員との連絡体制の確立 ○ 医師会災害対策本部を中心とした各会相互の連絡体制の確立 ○ トリアージ（※2）、検案等の具体的活動体制の検討 |
| 市 医師会 災害医療コーディネーター 歯科医師会 柔道整復師会 | 防災安全課 健康推進課 | (3) 救急救護設備、備品の充実 ○ 医療救護所等に必要となる備品の確認と調達準備 ○ 各診療所の設備、備品の活用方法の協議 |
| 市 医師会 災害医療コーディネーター 薬剤師会 医薬品取扱業者 | 防災安全課 健康推進課 | (4) 医薬品、医療品の確保 ○ 救急医療セットの内容充実と効果的な保管場所の検討 ○ 薬剤師会との協議による医薬品確保体制の確立 ○ 医療救護所等における医薬器材等の内容確認 ○ 一般医薬品小売店等との一般医薬品・日用品等の提供に関する協定の検討 ○ 災害時備蓄医薬品の内容の充実化 |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------------------------------------|----------------|--|
| 市 医師会 災害医療コーディネーター 国分寺消防署 | 防災安全課 健康推進課 | (5) 後方医療体制の確立 ○ 災害医療支援病院（※3）との通信手段の確保 ○ 災害拠点病院（※4）との連絡体制の確立 ○ 負傷者の搬送体制の整備 |

※1 災害医療コーディネーター：大規模災害時に医師会災害対策本部に参集し，市内の医療救護等を統括・調整をするために医学的助言や都等との連絡調整や広域連携を行う。

※2 トリアージ：災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に，傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

※3 災害医療支援病院：国分寺病院，国分寺内科中央病院

※4 災害拠点病院：北多摩西部二次保健医療圏（国立病院機構災害医療センター，東大和病院，立川病院）／北多摩南部二次保健医療圏（武蔵野赤十字病院，都立多摩・小児総合医療センター，杏林大学医学部附属病院，東京慈恵会医科大学附属第三病院）／北多摩北部二次保健医療圏（公立昭和病院，佐々総合病院，公社多摩北部医療センター，国立病院機構東京病院）

2 救出・救護活動能力の向上

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------------------------------|-------|---|
| 市 東京消防庁 国分寺消防署 国分寺市消防団 | 防災安全課 | (1) 消防団の救出・救護活動力の向上 ○ 消防訓練所や消防訓練所教官派遣による教育訓練の実施 ○ 総合防災訓練等における消防署と連携した救出訓練の実施 ○ 応急救護等の技能向上と応急手当普及員の養成等市民指導の推進 |
| 国分寺消防署 防災推進委員会 | 防災安全課 | (2) 市民の救出・救護活動力の向上 ○ 市民に対する応急救護に必要な知識及び技能の普及 ○ 応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ (公財)東京防災救急協会と連携した効果的な啓発活動の実施 (3) 事業所の救出・救護活動力の向上 ○ 隊員等に対するバール等の装備品を活用した救出・救助の指導 ○ 東京都火災予防条例の一部を改正する条例第55条の5に基づき自衛消防隊等に対する上級救命講習等の受講促進 ○ 事業所等における応急手当の指導者養成等により，事業所の自衛消防隊の応急救護能力を向上 |

3 遺体の取扱い

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-----------------------------|-------|---|
| 市 | 防災安全課 | (1) 遺体収容所の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の寺院等と遺体収容所の設置等に関する協定締結 ○ 協定に基づく必要資器材の整備 ○ 死者への尊厳や遺族感情，効率的な検視検案，身元確認の実施に資するため，市民への遺体収容所施設の周知 |
| 市 小金井警察署 医師会 歯科医師会 | 防災安全課 | (2) 検視検案訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井警察署，医師会，歯科医師会と連携した検視検案訓練の実施 ○ 検視検案訓練での課題を踏まえた事前対策の実施 |

表 2-9：遺体収容所設置に関する事前準備

| | |
|--------------------|--|
| 遺体収容所に求められる条件 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内施設であること ○ 避難所や医療救護所など，他の用途と競合しない施設であること ○ 身元不明遺体安置所も兼ねることができる施設であること ○ 水，通信等のライフラインを確保できること ○ 遺族等に配慮し，交通手段を確保できること・想定される死者発生数を踏まえた上で遺体安置所箇所数はなるべく少ない方が望ましいこと |
| 遺体収容所の設置に関する事前協議内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の管理者の指定等，管理全般に関する事項 ○ 遺体の搜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項 ○ 検視検案の未実施遺体に対する一時保存等の取扱いに関する事項 ○ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保，調達，保管及び整備に関する事項 |

第6節 避難対策

◆ 計画の主旨

- 市民や防災に関連する事業者や団体と連携し、多様な避難場所や避難所を確保し、避難所の運営体制を確立する。

◆ 計画の内容

1 避難場所の確保

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--|-------------------------------|---|
| 市 | 防災安全課 | (1) 避難場所の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の避難場所（地区災害時待避所・地区防災センター内避難場所・広域避難場所・緊急避難場所）の役割等の周知 ○ 東京都市町村相互協定に基づき隣接市の避難場所が利用できる旨及び隣接市の避難場所の周知 ○ 東京学芸大学、情報通信研究機構に対する市の災害対策の周知と情報交換の実施 ○ 避難場所の提供に関する市内事業者や私立学校との協議（日立中央研究所・鉄道総合技術研究所等） |
| 防災推進地区 自治会等 農業者 事業者 J A東京むさし | 防災安全課 経済課 協働コミュニテ イ課 | (2) 地区災害時待避所の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会・町内会等と農地や駐車場等所有者の協議による地区災害時待避所の確保（必要に応じて市が支援） ○ 防災農地（市が指定）の所有者と該当自治会・町内会等の交流の促進（相互理解、農地保全への協力） ○ 周辺市民への地区災害時待避所の周知 |

2 避難路の確保

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------------------|--|---|
| 市 防災推進地区 自治会等 | 防災安全課 道路管理課 まちづくり計画 課 緑と公園課 建築指導課 | (1) 地区防災センターへの避難路の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路が避難道路を兼ねることに関する周知 ○ ブロック塀の生垣化への改善の啓発 ○ 防災まちづくり推進地区や自治会・町内会等による地区本部から地区防災センターまでの避難路の設定 ○ 倒壊のおそれのある危険なブロック塀等の改善の啓発・指導 |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|----------------------------|---|
| 市 | 防災安全課 まちづくり計画課 緑と公園課 | (2) 広域避難場所への避難路の確保 ○ 地区防災センターから広域避難場所までの避難路の設定 ○ ブロック塀の生垣化への改善の啓発 |

3 避難所の運営体制づくり

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------------------------|---------------------------|---|
| 市 | 防災安全課 教育総務課 関係施設所管課 | (1) 避難所管理運営マニュアルの改訂 ○ 季節による留意点や女性、要配慮者の視点と感染症対策の徹底を含めた地区防災センター運営マニュアルの改訂 (2) 避難所運営に必要な資機材等の整備 ○ 避難所運営に必要となる資機材の整備や、テレビ、ラジオ等の情報入手に関する機器の整備を進める。 |
| 市 防災推進委員会 野球連盟少年の部 | 防災安全課 各学校 関係施設所管課 | (3) 避難所管理運営訓練の実施 ○ 地区防災協力会や防災まちづくり学校等におけるHUG（避難所運営ゲーム）の実施 ○ 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者や学生など様々な地域住民を対象とした避難所体験訓練の実施 |
| 市 国分寺消防署 | 防災安全課 関係施設所管課 | (4) 避難所の安全化 ○ 避難所の防火安全対策として「避難所管理運営マニュアル」に反映するよう指導 ○ 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定し火災予防対策について指導 ○ 消防用設備等の点検報告状況等について確認し、必要に応じて防火対象物の関係者に指導する。 ○ 国分寺市地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、避難所運営を支援する。 |

4 在宅避難，市外避難への支援

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------------------|----------------|---|
| 市 | 防災安全課 | (1) 在宅避難の必要性の周知 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害想定における避難者数と避難所の受入れ可能人数に関する情報の周知 ○ 避難所の機能（家屋倒壊等により生活する場がなくなった被災者のための施設）の周知 ○ 在宅避難生活を行う上での各家庭における備蓄の重要性の周知 ○ 社会的に感染症が流行している場合には，避難所内は感染リスクが高まることの周知 |
| 市 防災推進地区 自治会等 | 防災安全課 | (2) 在宅避難者への支援対策 <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅避難者への物資供給を踏まえた地区本部の体制確立 ○ 在宅避難者用物資の購入の検討 （例）家庭配布用し尿処理剤 |
| 市 | 防災安全課 市政戦略室 | (3) 市外避難者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時により多数の市民が市外または都外へ一時避難することを想定し，それら市民への情報提供ツールが市ホームページになる（ただし，国分寺市内の電力が復旧し，ホームページを再開できる環境が整った場合）ことを周知 |

5 避難行動の周知

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|---------------------|-------|--|
| 市 防災推進地区 自治会等 | 防災安全課 | (1) 災害時に市民が適切な避難行動をとることができるよう，以下の内容を周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難とは「難」を「避」けることであり，自宅等で安全を確保できる場合は避難場所に行く必要がないこと。 ○ ライフライン等が被災した場合であっても引き続き自宅で居住が可能な場合は在宅避難を検討すること。 ○ 避難所が過密状態となり，感染症拡大のリスクが高まることを防ぐため，避難先として，安全な親戚・知人宅等も選択肢として検討すること。 ○ 避難する際は食料や水等の非常用備蓄品に加え，マスク，消毒液等の衛生用品も携行すること。 |

6 動物愛護

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-----------|----------------|---|
| 市 獣医師会 | 防災安全課 環境対策課 | (1) 動物避難所の設定 <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定に基づく，各地区防災センターの動物避難所の設定 ○ 動物避難所に必要となる資器材の準備 ○ 地区防災センター運営マニュアルへの反映 ○ 総合防災訓練等における動物避難所開設運営訓練の実施 |
| | | (2) 飼い主への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の市のペット対策をまとめたパンフレットの作成 ○ 飼い犬の登録時や狂犬病予防接種等の機会を活用し，ペット同行避難や動物避難所における対応，飼い主によるペットに必要な物資の備蓄等を啓発 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 災害への備えに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> a) ペットフードの備蓄 b) 動物収容設備（ケージ等）の準備 c) 飼育動物のしつけ <p>イ 避難生活に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 飼育動物を同行避難する際の管理方法 b) 感染症の予防 c) 他の避難者への配慮 </div> |

第7節 避難行動要支援者支援体制の整備

◆ 計画の主旨

- 本計画において、要配慮者とは発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する人々とし、具体的には、高齢者、障害者（児）、難病患者、乳幼児、妊産婦等や、日本語が理解できない外国人など災害時の情報面で援護が必要な者とする。また、避難行動要支援者とは要配慮者のうち、円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人々とする。
- 避難行動要支援者の把握を進め、平時から避難行動要支援者と連絡をとり、災害時に支援する体制を整える。
- 避難行動要支援者と市民、支援者による防災訓練により、災害時の支援の課題を把握し、対策を講ずる。
- 避難行動要支援者を対象とした避難所の確保に努める。
- 平成 25 年に、以下のような「避難行動要支援者名簿」に関わる災害対策基本法の改正が行われたが、これらを踏まえるとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるために、事前の準備を進め、実行性のある避難支援がなされるよう、下記の内容を定めることとする。
 - ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村長に義務付けるとともに、その作成に際し市の保有する個人情報をも目的外利用できること。
 - ② 避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認めるときは、関係都道府県その他の関係者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができること。
 - ③ 避難行動要支援者本人からの同意を得ることにより、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供することができること。
 - ④ 災害が発生、又は発生のおそれがある場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者及びその他の者に提供できること。
 - ⑤ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいのための必要な措置を講ずること。

(1) 避難支援等関係者となる者

- ア. 国分寺市災害対策本部避難行動要支援者班
- イ. 国分寺市消防団
- ウ. 国分寺消防署
- エ. 国分寺市社会福祉協議会
- オ. 国分寺市民生委員・児童委員協議会
- カ. 自治会等
- キ. 小金井警察署

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者とは要配慮者のうち、円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人々を言い、避難行動要支援者名簿に掲載する対象範囲は下記の者とする。ただし、長期施設入所者等は含まない。

- ア. 介護認定で要介護4又は5の認定を受けている者
- イ. 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ウ. 愛の手帳1度又は2度の交付を受けている者
- エ. 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- オ. 人工呼吸器を使用している者
- カ. 既存の災害時要援護者登録名簿に登録をされている者
- キ. その他、要配慮者のうち名簿登録を希望する者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア. 名簿作成に必要な個人情報

- ① 登録者番号
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 年齢
- ⑤ 性別
- ⑥ 電話番号その他の連絡先
- ⑦ 住所又は居所
- ⑧ 避難支援等を必要とする事由
- ⑨ これらのほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要を認める事項

イ. 入手方法

避難行動要支援者名簿を作成する際には、市の関係部署及び都の関係部署等から必要な情報を入手するものとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿の更新は定期的に行い、対象範囲に該当する転入者などがあつた場合等は、反映させるように努めるものとする。

(5) 名簿情報の漏えい防止に関する措置

個人情報の適正な管理を行うため、名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する等、必要最低限のものとし、併せて個人情報の取扱いに関する注意事項を徹底する。

(6) 名簿情報の提供に関する本人の同意

避難支援等関係者となる者に対する名簿情報の提供は、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限り行うものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときには、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度の名簿情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

(7) 避難情報等の伝達

円滑に避難するための通知又は警告の配慮避難に関する情報等については、高齢者等避難、避難指示の2段階があるが、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対しては、高齢者等避難が発令された時点から情報の伝達を行い、避難開始等を行うよう促す。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

支援活動は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保したうえで、行うものとする。

◆ 計画の内容

1 避難行動要支援者の把握と支援

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--|---|--|
| 市 防災推進地区 自治会等 社会福祉協議会 民生児童委員 | 地域共生推進課 生活福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 保険年金課 防災安全課 協働コミュニティ課 | (1) 避難行動要支援者名簿の活用 ○ 民生児童委員等を通じた支援制度の周知 ○ 避難行動要支援者名簿の適正管理の実施（情報更新及び支援者への情報提供を含む） ○ 担当職員，民生児童委員，支援自治会等，社会福祉協議会等による災害時の支援体制づくり ○ 防災まちづくり推進地区への働きかけや自治会・町内会連絡会を通じた，支援団体の拡充 ○ 避難行動要支援者支援システムの導入による個別支援プラン作成の検討 |
| 市 民生児童委員 | 地域共生推進課 生活福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 保険年金課 環境対策課 | (2) 福祉活動等を通じた見守り ○ 民生児童委員の訪問等の活動による見守りの実施 ○ 地域包括支援センター，ケアマネジャー等との連携による見守りの実施 ○ 家庭ごみを所定の場所に出すことが困難な世帯を対象として実施している「ふれあい訪問収集」を通じた見守りの実施 |
| 市 国分寺消防署 小金井警察署 | | (3) 地域における安全体制の確保 ○ 避難行動要支援者の安全を確保するため地域が一体となった協力体制づくりを推進する。 ○ 避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくり ○ 社会福祉施設等の被災に備え，自治会・町内会，市民防災組織，近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくり ○ 社会福祉施設等の安全対策 事業所，自治会・町内会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進 |

● 資料2-9：国分寺市避難行動要支援者登録制度実施要綱

2 各種支援制度の災害時活用の検討

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|-------------------------|--|
| 市 | 障害福祉課 高齢福祉課 市政戦略室 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者への電話サービス ○ 聴覚障害者へのファックスサービス，メール配信サービス ○ 緊急通報システム等 ○ 市報，ホームページの音声読み上げシステム |

3 二次避難所の充実

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------------|---------------------------|---|
| 市 社会福祉協議会 | 防災安全課 関係施設所管課 福祉関係課 | <p>(1) 二次避難所の活用方法の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な施設は階や部屋ごとに受入対象を設定 (例) 1階は高齢者，2階は障害者とする等 ○ 近い地域に複数ある施設は，施設ごとに受入対象を設定 ○ 障害者団体等の意向を踏まえ，各二次避難所の活用方法や施設状況に応じた運営マニュアルの作成 (例) 障害者（高齢者）のみを受け入れる臨時職員のみで対応する時間帯がある指定管理者を導入している等 ○ 感染症対策を踏まえた避難所運営の検討 |
| 市 | 子ども関係課 防災安全課 | <p>(2) 新たな二次避難所の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 0～3歳未満の乳幼児を要配慮者として捉え，原則として乳幼児とその家族を受け入れるための二次避難所として市立保育園を指定 |

4 民間団体等との連携

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------------|-------------------------|---|
| 市 | 防災安全課 福祉関係課 | <p>(1) 二次避難所への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二次避難所へのスタッフ派遣に関する福祉団体との協議及び協定の締結 |
| 市 福祉施設事業者 | 防災安全課 高齢福祉課 障害福祉課 | <p>(2) 高齢者施設・障害者施設の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者，障害者の緊急受入れに関する福祉施設事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知 |
| 市 保育施設事業者 | 防災安全課 子ども関係課 | <p>(3) 保育施設の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 0～3歳の乳幼児及びその家族の緊急受入れに関する私立保育園事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知 |
| 市 福祉関係事業者 | 防災安全課 | <p>(4) 要配慮者の移動手手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災センターから二次避難所等へ移動するための交通手段を確保するため，福祉車両を保有する事業者との協議及び協定の締結 |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-----------|-----------------|---|
| 市 助産師会 | 防災安全課 健康推進課 | (5) 妊産婦の支援 ○ 母子健康手帳の記入と携帯の必要性について周知する。 ○ 母子保健事業において、災害を想定した指導を行う。 ○ 災害時における妊娠の経過の把握、正常分娩の実施、産褥・乳房ケア、乳幼児の健康指導を行うため助産師会との協議及び協定の締結 |
| 市 事業者 | 防災安全課 福祉関係課 | (6) 必要備品・物資の確保 ○ 二次避難所等で必要となる備品や要配慮者が必要とする物資の調達先を確保するため、福祉物資を取り扱う事業者との優先供給に関する協定の締結 |
| | 防災安全課 子ども関係課 | ○ 乳幼児向けのミルク、離乳食、紙おむつ等の調達先を確保するため、大型スーパー、乳幼児用品専門店、ドラッグストア等との協定の検討 |

5 在住外国人の支援

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------|----------------|---|
| 市 | 防災安全課 人権平和課 | (1) 防災情報の提供 ○ 防災情報の多言語表示化 ○ 防災館見学など災害を体験する機会の提供 ○ 地域防災計画概要版の外国語版を作成し、市の災害対策と併せて「自助」「共助」「公助」の考え方や日頃の備えに関する情報を提供 (2) 災害時の対応 ○ 防災訓練への外国人市民の参加促進 ○ 都が実施する語学ボランティアの派遣要請手続きの確認 ○ 多言語による各種表示の事前作成 |
| 国分寺消防署 | 防災安全課 人権平和課 | ○ 駅舎、宿泊施設、観光案内所等において、119番通報要領及び地震発生時の行動要領等を掲載したリーフレット（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、タイ語用）を配布し、外国人旅行者に対して情報提供を行う。 |

第8節 応急物資等の供給体制の整備

◆ 計画の主旨

- 災害時に必要となる飲料水，生活用水，食料，生活必需品等の需要を明確にし，計画的な備蓄，確保体制を整える。
- 市民，事業所に対しても必要な備蓄の情報を提供し，行政だけでなく市全体で対応する体制を整える。

◆ 計画の内容

1 物資拠点の整備

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|----------|--|---|
| 市 事業者 | 防災安全課 社会教育課 人権平和課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 | (1) 物資集積所の整備 ○ 指定管理者と連携した物資管理運営マニュアルの作成（市民スポーツセンター・市民ひかりスポーツセンター） （例）物資集積所のレイアウト作成 搬入，仕分，保管，搬出の対処方法と留意点等 ○ 物資集積所の役割に関する周知 ○ 物資集積所として活用できる民間の大型倉庫について事業者に対する協力要請を検討 |
| 市 | 防災安全課 | (2) 防災備蓄倉庫の整備 ○ 大型防災備蓄倉庫への入替えの推進 ○ 公共施設の建設等に伴う防災倉庫の併設 ○ 停電時における大型備蓄倉庫（四小・四中・五中）からの物資搬出を想定した照明等の確保 ○ 災害時の施設活用を踏まえた備蓄品の配置換えの実施 (3) 義援物資の受入れ方針の策定 ○ 東日本大震災を踏まえて，義援物資を要請する場合における留意点等をまとめた「義援物資受入れ方針」の策定 （例）個人からの物資は受け付けない 新品のみを受け付ける 食料は賞味期限が1年以上先の物のみを受け付ける 衣類は種類ごとに分け，箱にサイズを明記する 物資の輸送先の指定 等 |

2 防災備蓄品の充実等

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------------------|-------|---|
| 市 | 防災安全課 | (1) 防災備蓄品の充実 ○ 東日本大震災を踏まえ、発災直後に必要となる物資の調査及び備蓄品の精査 ○ 女性の視点を踏まえた備蓄物資の検討 ○ アレルギー対応食品の充実及び内容の公表 |
| 市 協定締結団体 事業者 | 防災安全課 | (2) 民間団体との協力体制の確立 ○ 既に協定締結しているイトーヨーカ堂、コープ東京の物流に関する事業継続計画（BCP）の調査 ○ 協定に基づく調達を想定する物資の明確化と協定団体に対する事前調整の実施 ○ 大型スーパー、コンビニエンスストア等との新たな協定の検討 ○ 協定に基づく物資調達訓練の実施 |

● 資料2-10：防災備蓄品保管場所一覧（資機材）

表2-10：ペットボトル保存水備蓄の目安

| 項目 | 内容 |
|----------------|---|
| (1) ①市民の飲料水需要量 | 発災3日後までで70,000 ㍓ (参照：首都直下地震等による東京の被害想定報告書) |
| (2) ①以外の備蓄対象 | ②帰宅困難者数： 10,696 人 ③災害対応従事者(※)数： 1,459 人 |
| (3) 必要な備蓄量 | ①市民の飲料水需要量のうち、備蓄で賄う量(1日分)：23,333 ㍓ ②帰宅困難者分：10,696 人×3 ㍓=32,088 ㍓ ③災害対応従事者分：1,459 人×3 ㍓=4,377 ㍓ 合計：59,798 ㍓ ※ 2日目以降の飲料水は、東京都水道局東恋ヶ窪配水所、国分寺北町給水所、断水を免れた地区防災センター内の応急給水栓及び災害時の物資の供給協力に関する協定締結先から供給する。 |

※ 市職員＋小中学校教職員

表 2-11：食料備蓄の目安

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| (1) ①市民の食料需要量 | 発災3日後までで 110,000 食 (参照：首都直下地震等による東京の被害想定報告書) |
| (2) ①以外の備蓄対象 | ②帰宅困難者数： 10,696 人 ③災害対応従事者数： 1,459 人 |
| (3) 必要な備蓄量 | ①市民の食料需要量のうち、市の備蓄で賄う量(2日分)：73,333 食 ②帰宅困難者分：10,696 人×6食=64,176 食 ③災害対応従事者分：1,459 人×6食=8,754 食 合計：146,263 食 ※ 3日目以降の食料は都、国の備蓄及び災害時の物資の供給協力に関する協定締結先から供給する。 |

● 資料 2-11：防災備蓄品保管場所一覧(食料品)

3 市民・民間における物資の確保

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------------------------------|--------------------|--|
| 市民 | 防災安全課 協働コミュニティ課 | (1) 各家庭における備蓄品の確保 ○ 3日分の食料及び水の確保を総合防災訓練や自治会・町内会連絡会、防災推進委員事務局会議等で啓発 ○ ライフライン途絶による在宅避難生活を行う上で必要となる物資(し尿処理材、ランタン等)の備蓄を啓発 ○ 東日本大震災を踏まえて、買いだめや買い急ぎを防ぐ観点から市民自身による備蓄の重要性を周知 ○ 東日本大震災における被災地ニーズが高かった物資のうち、市による備蓄や協定による調達が困難なものを明確にし、市民自身による備蓄を啓発 ○ 家庭で備える防災備蓄品を通常よりも低価格で購入できるよう業者と協定を締結し販売を斡旋 |
| 事業者 | 防災安全課 | (2) 事業所における物資の確保 ○ 従業員を対象とした備蓄品の確保を要請 ○ 鉄道事業者や大規模集客施設に対し、買い物客等に対する備蓄品の確保を要請 |
| 市 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 | 防災安全課 | (3) 共助の観点に基づく物資の提供 ○ 市民が平時からストックしている物資や食料を互いに持ち寄ることを啓発 |

4 応急給水体制の整備と周知

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------|---------------------------|---|
| 市 都 | ごみ減量推進課 環境対策課 防災安全課 | ○ 給水車による給水先の検討（透析対応病院等） ○ 給水拠点及び給水設備の周知 ○ むかしの井戸の活用 |

- 資料2-12：飲用水・生活水の確保

第9節 帰宅困難者対策の推進

◆ 計画の主旨

- 本計画における地震の被害想定では、約 11,000 人の帰宅困難者が発生するとされていることから、帰宅困難者に対応するための計画を事前に作成し、対策の実施体制を整える。
- 計画に基づき、帰宅困難者の避難・休憩場所等の確保を図る。

◆ 計画の内容

1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

(1) 対策内容と役割分担

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」などの基本原則など条例の規定を徹底する必要がある。

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------|--|---|
| 都 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都帰宅困難者対策実施計画」の策定 ○ 「帰宅困難者対策条例」の都民・事業者への普及啓発 ○ 広域的な立場から、各区市が設置した協議会、警視庁、東京消防庁、東京商工会議所などの事業者団体等を構成員とする連絡会を設置 ○ 区市に設置する駅周辺混乱防止対策協議会の基本方針を策定 ○ 都市開発の機を捉え、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進 |
| 都市 | 学校指導課 保育幼稚園課 子ども子育て支援課 子ども若者計画課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 園児・児童・生徒の安全保護のための体制整備 |
| 小金井警察署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市や事業所等に対して指導助言を行う。 ○ 駅周辺混乱防止対策協議会等と連携した訓練の実施 ○ 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進 |
| 国分寺消防署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市や事業所等に対して指導助言を行う。 ○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 |
| 事業者 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅及び大規模集客施設における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○ 企業等における施設内待機方針の策定と従業員等への周知 |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|-------|---|
| 市民 | 防災安全課 | ○ 外出時の発災に備えた必要な準備 |
| 市 | 防災安全課 | ○ 「帰宅困難者対策条例」の市民・事業者への周知徹底 ○ 駅前滞留者対策協議会の設置 ○ 帰宅困難者一時滞在施設の指定 |

(2) 詳細な取組内容

ア 帰宅困難者対策条例の徹底

- 都及び市区町村は、都民や事業者、そして行政機関が取組むべき基本的事項について定めた、一斉帰宅抑制の基本方針及び東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

【一斉帰宅抑制の基本方針の主な内容（東京都）】

- 企業等従業員の施設内待機
- 施設内待機に必要な3日分の水・食料等の備蓄
- 大規模な集客施設や駅等における利用者保護
- 学校など関係機関における児童、生徒等の安全確保
(学校など関係機関とは、「幼稚園、小中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高専、専修学校、各種学校、保育園」とする)
- 安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備
- 協議会において、企業等の取り組むべき基本的事項とその考え方についてまとめたガイドラインを作成する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保にむけた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

● 資料2-13：東京都帰宅困難者対策条例

イ 事業者における施設内待機方針の策定

- 事業者は、施設内待機に係る方針をあらかじめ事業所防災計画や業務継続計画（BCP）等の防災の計画に定め、従業員等へ周知する。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても、可能であれば方針に明記する。
- 事業者は、従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、企業等において、

必要な水，食料，毛布，簡易トイレ等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際，円滑な配布ができるよう，備蓄場所等についても考慮する必要がある。備蓄量の目安については，救助・救出活動が優先される発災後3日間は，企業等が従業員等を施設内待機させる必要があることから，3日分となる。備蓄の考え方は，下記の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。

- 事業者は，施設内に従業員等が留まれるよう，日頃から耐震診断・耐震改修やオフィス家具の転倒・落下・移動防止等に努めるとともに，災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく。

また，停電時の対応も含め，事業所防災計画等で建物及び在館者の安全確保の方針についてもあらかじめ定めておく。

- 事業者は，発災時における従業員等との連絡手段の手順をあらかじめ定め，企業での安否確認ルールを策定するとともに，従業員等が安心して施設内待機できるよう，家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

安否確認については，電話の輻輳や停電等の被害を想定し，固定及び携帯の音声ネットワークを利用するもの（災害用伝言ダイヤル171），固定及び携帯のパケット通信ネットワークを利用するもの（災害用伝言版，web171，SNS，IP電話等）等それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の安否確認手段を使うことが望ましい。

- 事業者は，訓練等を定期的実施することにより，従業員等の施設内待機の手順等について確認し，必要な場合は改善を行う。

一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について

1. 対象となる企業等

国，都県，市区町村も含む全ての事業者。

2. 対象となる従業員等

雇用の形態（正規，非正規）を問わず，事業所内で勤務する全従業員

3. 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については，1人当たり1日3リットル，計9リットルとする。
- (2) 主食については，1人当たり1日3食，計9食とする。
- (3) 毛布については，1人当たり1枚とする。
- (4) その他の品目については，物資ごとに必要量を算定する。

4. 備蓄品目の例示

- (1) 水　　： ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食　： アルファ化米，クラッカー，乾パン
※ 水や食料の選択にあたっては，賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
毛布，簡易トイレ，敷物（ビニールシート等），携帯ラジオ，懐中電灯，
乾電池，救急医療薬品類
(備考)
 - ① 上記品目に加えて，事業継続等の要素も加味して，企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい（例）非常用発電機，燃料，工具類，調理器具（携帯用ガスコンロ，鍋等），副食（缶詰等），ヘルメット，軍手，自転車，地図
 - ② 携帯電話用予備電池等，個人レベルの備えも必要である。
 - ③ チェックリストを作成し，保有期限，保存期間を確認することが必要

ウ 駅前滞留者対策協議会の設置

- 駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、あらかじめ駅ごとに、市、小金井警察署・国分寺消防署、鉄道事業者、駅周辺の大規模集客施設及び駅周辺の商店会等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割を定める。
- 市は、駅前滞留者に対し迅速かつ適切な対応を図るため、小金井警察署、国分寺消防署、JR国分寺駅との通信手段を確保し、平時から訓練等を実施し、連絡体制を確立する。

【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】

- 滞留者の誘導方法と役割分担
 - 誘導場所の選定
 - 誘導計画、マニュアルの策定
 - 駅前滞留者対策訓練の実施
- 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震発生時の来街者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

【地域の行動ルール】

- 組織は組織で対応する（自助）
事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・顧客・学生等に対応する。
- 地域が連携して対応する（共助）
駅前協議会が中心となって、組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。
- 公的機関は地域をサポートする（公助）
市、都、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。

エ 駅及び大規模集客施設事業者の利用者保護

- 駅及び大規模集客施設事業者は、利用者の保護に係る方針をあらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の防災計画に定め、従業員等へ周知するとともに、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能であれば方針に明記する。
事業者は、複合ビルにおける建物所有者とテナントとの役割分担について、個別の事情に応じて、建物ごとにあらかじめ対応を取決める。
- 駅及び大規模集客施設事業者は、利用客の安全確保のため、発災直後の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要とする人への備蓄品の提供や、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

- 駅及び大規模集客施設事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具の転倒・落下・移動防止等に努めるとともに、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく必要がある。
- 駅及び大規模集客施設事業者は、施設の特性或事情に応じて、利用者保護のために必要となる飲料水や毛布などを備蓄しておくことが必要である。
- 駅及び大規模集客施設事業者は、訓練等を定期的実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

オ 学校等における児童・生徒等の安全確保

- 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒の安全確保に向けた体制整備や、発災時における児童・生徒の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡体制を周知徹底しておく。

カ 市民における準備

- 外出時の災害に備え、家族等との連絡手段の確保、待機または避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。

2 帰宅困難者への情報提供体制整備

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-----------------|----------------|---|
| 都 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進 |
| 小金井警察署 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材の整備 |
| 市 | 市政戦略室 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者への情報提供ツールとなるツイッターの周知 ○ エリアメールの操作方法等を習熟するとともに、災害時の活用について周知 ○ 駅周辺の公衆電話の位置をホームページ等で周知 ○ (仮称) 帰宅困難者支援マップの作成 |
| NTT東日本 通信事業者 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害伝言版等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施 |

3 帰宅困難者一時滞在施設の確保

- 駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設を確保する。
- 上記役割を果たす施設を、都では「一時滞在施設」と称するが、市では帰宅困難者用の施設であることを明確にするため、市が指定する施設については「帰宅困難者一時滞在施設」と称することとする。

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-------------|-----------------|---|
| 都 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 ○ 国，市区町村，事業者に対して，一時滞在施設の確保について協力を求める。 ○ 都の一時滞在施設の確保に関する計画を定める。 ○ 都は，都市開発諸制度などを活用し，大規模な新規の民間建築物に対して，一時滞在施設の整備を誘導する。 |
| 市 | 防災安全課 駅周辺整備課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地元の事業者との間で，帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。 ○ 早稲田実業学校に対し，緊急避難場所としての協力を要請する。 ○ cocobunjiWEST 管理組合との協定に基づき，物資保管スペースの維持管理を要請する。 ○ 帰宅困難者一時滞在施設で使用，または帰宅困難者に配布する備蓄物資を明確にするとともに，平時から施設内に物資を備蓄できるように，施設管理者と調整する。 ○ 施設内での確保が困難な場合は，物資の搬送ルートをあらかじめ指定する。 |
| 事業者 私立学校 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者や学校等は，市区町村や都県の要請に応じて，管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し，受入れ可能な場合は，市区町村と協定を締結する。 |

表 2-12：一時滞在施設及び帰宅困難者一時滞在施設

| 対象駅 | 一時滞在施設及び帰宅困難者一時滞在施設 | 設置主体 |
|-------|--------------------------------|------|
| 国分寺駅 | 本町南町地域センター，本多公民館，cocobunji プラザ | 市 |
| | 労働相談情報センター国分寺事務所 | 都 |
| 西国分寺駅 | いずみホール | 市 |
| | 都立多摩図書館 | 都 |
| 国立駅 | ひかりプラザ | 市 |
| 恋ヶ窪駅 | 恋ヶ窪公民館 | 市 |
| | 都立国分寺高校 | 都 |
| | 都立小平南高校 | 都 |

【一時滞在施設の考え方】

(1) 一時滞在施設の目的

一時滞在施設とは、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設をいう。

一時滞在施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、行政機関と連携して、受け入れた者に休憩場所や食料・飲料水等の提供、災害関連情報その他必要な情報を提供する。

(2) 想定する施設

一時滞在施設としては、国公立学校や行政機関の庁舎などの公的施設だけでなく、集会場、オフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、私立学校等の民間施設も含めて幅広く想定し確保していく。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特性を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性なども十分考慮する必要がある。

(3) 一時滞在施設の確保方法

ア 都県及び市区町村は、所管する施設の中から一時滞在施設を指定する。

国の施設についても、都県・市区町村からの要請を受けて、各施設の特性に応じて、一時滞在施設として帰宅困難者の受入れを行う。

イ 民間施設については、市区町村が当該施設と協議し、同意を得た場合、双方が事前に協定を締結する。その上で市区町村が当該施設を指定する。

(4) 開設期間

受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅を開始できるまでの最長3日間を原則とする。

- 一時滞在施設の施設管理者は以下の事項を行う。

【「一時滞在施設ガイドライン」における施設管理者の役割】

(1) 平時

ア 帰宅困難者等受入れに関する方針等の作成

帰宅困難者等受入れに係る方針をあらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の防災の計画に定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても可能であれば、方針に明記する。

イ 運営体制の取決め

一時滞在施設となる施設は、発災時に機能するよう、運営体制に係る下記の点を市区町村との協定等の締結に際して際あらかじめ定めておく。

a) 施設内における受入場所

b) 受入定員（約 3.3 m²当たり 2 人を目安とする。ただし、定員の算出にあたっては、通路となる部分を考慮する。）

c) 運営要員の確保

▶ 運営は原則として施設の管理者が行う

d) 関係機関との連絡調整の手順

▶ 行政機関や関係機関との連絡調整方法

▶ 行政機関、駅前協議会等への開設情報の提供方法

e) 一時滞在施設の利用者への情報提供の手順

f) 備蓄品の配布手順

g) 要配慮者への対応

ウ 耐震診断・耐震改修や家具の転倒防止等、受入れのための環境整備一時滞在施設となる施設については、首都直下地震に際して帰宅困難者等を受入れられるように日頃から耐震診断・耐震改修やオフィス家具の転倒・落下・移動防止等に努めるとともに、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく必要がある。

また、停電時等の対応も含め、事業所防災計画等で建物及び在館者の安全確認の方針等についてもあらかじめ定めておく。

エ 訓練等による定期的な手順等の確認

訓練等を定期的実施することにより、帰宅困難者等の受入れの手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

4 徒歩帰宅支援のための体制整備

混乱収束後、外出者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|-----------------|-------|---|
| 都 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知 ○ 全都立学校(島しょを除く。)を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 ○ 災害時帰宅支援ステーションの運営についてガイドラインを作成 ○ 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置づけることを検討 |
| 市 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内だけで営業する事業者とは、市が協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。 ○ 災害時帰宅支援ステーションを(仮称)帰宅困難者支援マップに反映する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションの役割等を周知する。 |
| NTT東日本 通信事業者 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者を保護し、情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害伝言ダイヤル、災害伝言版等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施 |
| 事業者 私立学校 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 |

【災害時帰宅支援ステーションとは】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第10節 ごみ・がれき・し尿処理対策

◆ 計画の主旨

- 災害時のごみ，がれき等の発生と処理を想定した処理計画を作成し，処理体制を整える。
- 災害時を想定したし尿処理対策を検討し，し尿処理に必要な備品，設備や生活用水の確保を図る。

◆ 計画の内容

1 ごみ・がれき処理対策

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|-------|---|
| 市事業者 | 環境対策課 | (1) ごみ処理計画の作成 ○ 災害時のごみ収集体制（臨時集積所の設定，収集ルート）の検討 |
| 市事業者 | 環境対策課 | (2) がれき処理計画等の作成 ○ 「東京都震災がれき処理マニュアル」を参考にし，がれき置場の衛生面や騒音面に配慮したがれき処理計画の策定 ○ がれき仮置場として指定している史跡武蔵国分寺僧寺跡一帯の車両動線やがれき等の種類に応じた置き方等の検討 ○ 近隣市や都との広域的な連携体制の確立 ○ がれきを運搬できる車両を保有している事業者との協定締結による運搬体制の強化 ○ アスベストが使用されているがれきを発見した場合における対処方法の構築 ○ 多賀城市で支援した震災廃棄物の撤去相談受付業務を踏まえ，対応方法の検討 |

2 し尿処理対策

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|----------------|---|
| 市事業者 | 環境対策課 防災安全課 | (1) 資機材の確保 ○ 避難者75人あたり1基を想定した災害用トイレの備蓄 ○ 要配慮者対応仮設トイレの計画的備蓄 ○ 家庭配布用し尿処理剤等の計画的備蓄の検討 ○ 民間業者の資機材提供等の協力体制の検討 |

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------------------|--|--|
| 市 事業者 | 環境対策課 防災安全課 緑と公園課 教育総務課 駅周辺整備課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市で整備する新設公園への災害時利用可能トイレの整備検討 ○ 事業所及び家庭，マンションの管理組合等に対する3日分程度の災害用トイレ（便袋等）の備蓄を啓発 ○ イベント用仮設トイレの調達について，レンタル会社等との協定を検討 ○ 市立小中学校の敷地内にマンホールトイレの整備を検討 ○ 公共施設の建設や下水道工事に合わせたマンホールトイレの整備を検討 ○ 国分寺市駅北口再開発事業区域内の交通広場へのマンホールトイレの整備を検討 |
| 市 市民 防災推進委員会 | 防災安全課 | <p>(2) 生活用水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ むかしの井戸，プール，貯水槽等水源の検討，確保 ○ 災害時のトイレ利用マニュアルの作成 |
| 市 | 下水道課 環境対策課 | <p>(3) し尿処理計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設トイレ設置場所の検討 ○ し尿収集運搬ができる車両の確保 ○ し尿収集運搬体制の検討 |

第11節 市民の生活安定化等のための対策

◆ 計画の主旨

- 発災直後の混乱から速やかに秩序を回復し、また、震災に乗じた詐欺犯罪等から市民を守るために、市は小金井警察署や防犯まちづくり委員会、自主防犯団体等と連携体制を確立する。
- 災害後の市民生活安定化を早期に達成するためには、住家の被害状況調査とそれに基づく災証明書の発行を効率よく実施するための体制を確立する。
- 火災による被害状況調査体制を充実するとともに、市と国分寺消防署は事前協議を綿密に行い、災証明発行に係る連携体制を確立する。

◆ 計画の内容

1 秩序維持

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--|-------|--|
| 市 小金井警察署 防犯まちづくり委員会 自主防犯団体 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 | 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後の混乱から速やかに秩序を回復し、維持するために、市と防犯まちづくり委員会及び警察との連携強化、自主防犯団体等の地域コミュニティによる防犯活動を進める。 ○ 自主防犯活動団体等による震災後の見回り活動の重要性を踏まえて協力を呼びかける。LEDベストなど必要な資器材を整備する。 ○ 災害後に発生する義援金詐欺や震災ごみの有料引取り詐欺などの犯罪被害を防ぐために、小金井警察署と連携して平時から市民に周知を行う。 |

2 家屋・住家の被害状況調査・り災証明書発行

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|--------|---------------------|---|
| 都 | 防災安全課 課税課 市民課 | <p>(1) 都の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局は、全市区町村に対して、り災証明の発行手続きのシステムを導入し、り災証明の発行処理の迅速化を進める。 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制等について「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に沿って市区町村における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。 ○ 災害に係る住家被害認定調査、り災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するために導入した「被災者生活再建支援システム」を運用して市区町村を支援する。 |
| 市 | 防災安全課 課税課 市民課 | <p>(2) 市の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、現況の住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制を把握する。必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーを検証する。 ○ 調査に必要な備品類をあらかじめ確保する。 ○ 調査手法やり災証明事務手続きに関する職員研修のほか、「被災者生活再建支援システム」を活用し、消防署と連携したりり災証明書発行訓練を実施する。 |
| 市 | 防災安全課 | <p>(3) 市民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急危険度判定と家屋・住家の被害状況調査の違いを周知する。 |
| 国分寺消防署 | 防災安全課 | <p>(4) 火災による被害状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 ○ 市との事前協議による火災のり災証明書交付に係る連携体制を確立する。 ○ 市と連携したりり災証明発行訓練を実施する。 |

3 義援金の配分事務

| 実施主体 | 市担当課 | 対策内容 |
|------|---------------------------|--|
| 都 | 防災安全課 生活福祉課 地域共生推進課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、市区町村、日本赤十字社ほかその他関係機関の中から選任しておく。 ○ 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。 |
| 市 | 防災安全課 生活福祉課 地域共生推進課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の受付・配分について、必要な手続きを明確にする。 ○ 市の義援金対応マニュアルを作成する。 |

4 各種制度の周知

- 災害発生後に被災者を支援するための各種制度は多岐にわたることから、パンフレットの作成や市報、ホームページ等を通して平時から市民に周知しておく必要がある。

第4章 事業継続計画

- 災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するため、「国分寺市 震災時における事業継続計画（BCP）」を平成25年7月に策定した。
- 災害時における経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業者はBCPの策定に努める。

第1節 BCPの役割

- BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。
- 内容は、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。
- 事業継続の取組は、以下の特徴を持っている。
 - (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
 - (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
 - (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
 - (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
 - (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
 - (6) 指揮命令システムの維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
- BCPについては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

第2節 市のBCP等について

- 災害に備えて平時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。
- 応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。
- 「震災時における事業継続計画（BCP）」は、災害時に市の各部署の機能を最短の時間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に策定している。

第3節 事業者のBCP

- 事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、特に、東京及び日本の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要がある。
- 事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災等の災害が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。
- BCPの策定は、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。
- 事業者団体等を通じて、事業者がBCPの策定を推進するよう働きかける。

第3部 地震災害応急復旧対策計画

第1章 活動体制

第2章 情報の収集・伝達

第3章 相互応援協力・派遣要請

第4章 警備・交通規制対策

第5章 緊急輸送対策

第6章 消防・危険物対策

第7章 救助救急対策

第8章 医療救護・保健衛生対策

第9章 避難者対策

第10章 要配慮者対策

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第12章 帰宅困難者対策

第13章 遺体の扱い

第14章 ごみ・し尿・がれき処理対策

第15章 ライフライン等の応急・復旧対策

第16章 公共施設等の応急・復旧対策，労務対策

第17章 応急生活対策

第18章 災害救助法の適用

第19章 激甚災害の指定

第1章 活動体制

- 市内に地震による被害が発生し、発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び国分寺市地域防災計画の定めるところにより国分寺市災害対策本部を設置するとともに、都、他の市区町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

〈実施担当〉

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|-------------------|---------|-----------|
| 第1節 災害対策本部等の組織・運営 | 関係各部 | 都 |
| 第2節 三層の活動体制 | 関係各部 | 防災推進委員，市民 |
| 第3節 職員の活動体制 | 関係各部 | |
| 第4節 施設の活用 | 関係各部 | |
| 第5節 防災会議の招集 | 市防災会議委員 | 市防災会議委員 |
| 第6節 関係機関の活動体制 | 関係各部 | 関係機関 |

〈主な機関の応急復旧活動〉

| 機関名 | 発災 | 1 時間 | 24 時間 | 72 時間 |
|--------|-------------|-----------------------------|-----------------------|----------------------|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 市 | ○ 災害対策本部の設置 | ○ 来庁市民の安全確保・庁舎の点検・本部設置場所の確定 | ○ 本部設置の通知（防災関係機関，市民等） | ○ 本部長室会議の開催（以後，適宜開催） |
| 防災関係機関 | ○ 災害応急対策の実施 | | | |
| 都 | ○ 災害対策本部の設置 | | | |

第1節 災害対策本部等の組織・運営

1 国分寺市災害対策本部の設置及び廃止

| 担当 | 対策内容 |
|----------------------|--|
| 本部長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は市の地域において大規模な災害が発生し、または発生のおそれのあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため国分寺市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度5弱以上の地震が発生した場合は、市本部を自動的に設置する。 ○ 本部長は市長とし、市長不在の場合は、副市長、教育長、総務部長の順位で職務を代行する。 ○ 本部長は、被害が局地的である等のため、その地域における救援、救助、復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要がある場合は、災害現地の適当な場所に現地災害対策本部を設置する。 ○ 本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、または応急対策がおおむね完了したと認めたときは災害対策本部を廃止する。 ○ 市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、国分寺市災害対策本部条例及び国分寺市災害対策本部条例施行規則により定める。 |
| 本部班 広報班 各施設所管課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部を設置した場合は、関係機関等に通知するとともに、適当な場所に「国分寺市災害対策本部」の掲示を行う。 ○ 市民に対しては防災行政無線、市ホームページ等により、災害対策本部の設置を周知する。 ○ 市本部の廃止の通知等は、市本部の設置の通知等に準じて処理する。 |

- 資料3-1：国分寺市災害対策本部条例
- 資料3-2：国分寺市災害対策本部条例施行規則

表3-1：本部設置または廃止の報告・通知・公表先

| 担当班 | 報告・通知・公表先 | 報告・通知・公表の方法 |
|-----------|------------|--------------------------------|
| 本部班 | 市役所本庁舎内各部 | 庁内放送・庁内電話・口頭・職員安否確認メールその他迅速な方法 |
| 各施設を所管する班 | 各施設 | IP無線機・口頭その他迅速な方法 |
| 各施設 | 市民 | 施設への掲示 |
| 本部班 | 都知事・防災関係機関 | 都防災行政無線・IP無線機その他迅速な方法 |
| | 協定締結団体 | IP無線機・口頭または文書 |
| 広報班 | 報道機関 | IP無線機・ファクシミリ・口頭または文書 |
| | 市民 | 市防災行政無線・広報車・報道機関・口頭その他迅速な方法 |

2 市本部の組織

- 市本部は、本部長室、部及び班をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 部に部長、班に班長をおく。

3 本部長等の職務

| 役職 | 職務 |
|--------------------|--------------------------------|
| 本部長 | 市本部の事務を統括し、市本部の職員を指揮監督する。 |
| 副本部長 (副市長及び教育長) | 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 |
| 本部員 | 本部長の命を受け、部の事務を掌理する。 |

4 本部長室の所掌事務

- 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。
 - ア 本部の非常配備態勢及び解除に関すること。
 - イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ウ 避難の指示等に関すること。
 - エ 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。
 - オ 近接市との相互応援に関すること。
 - カ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
 - キ 都及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること。
 - ク 公用令書による公用負担に関すること。
 - ケ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - コ 部班長会議の招集に関すること。
 - サ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

5 本部員代理

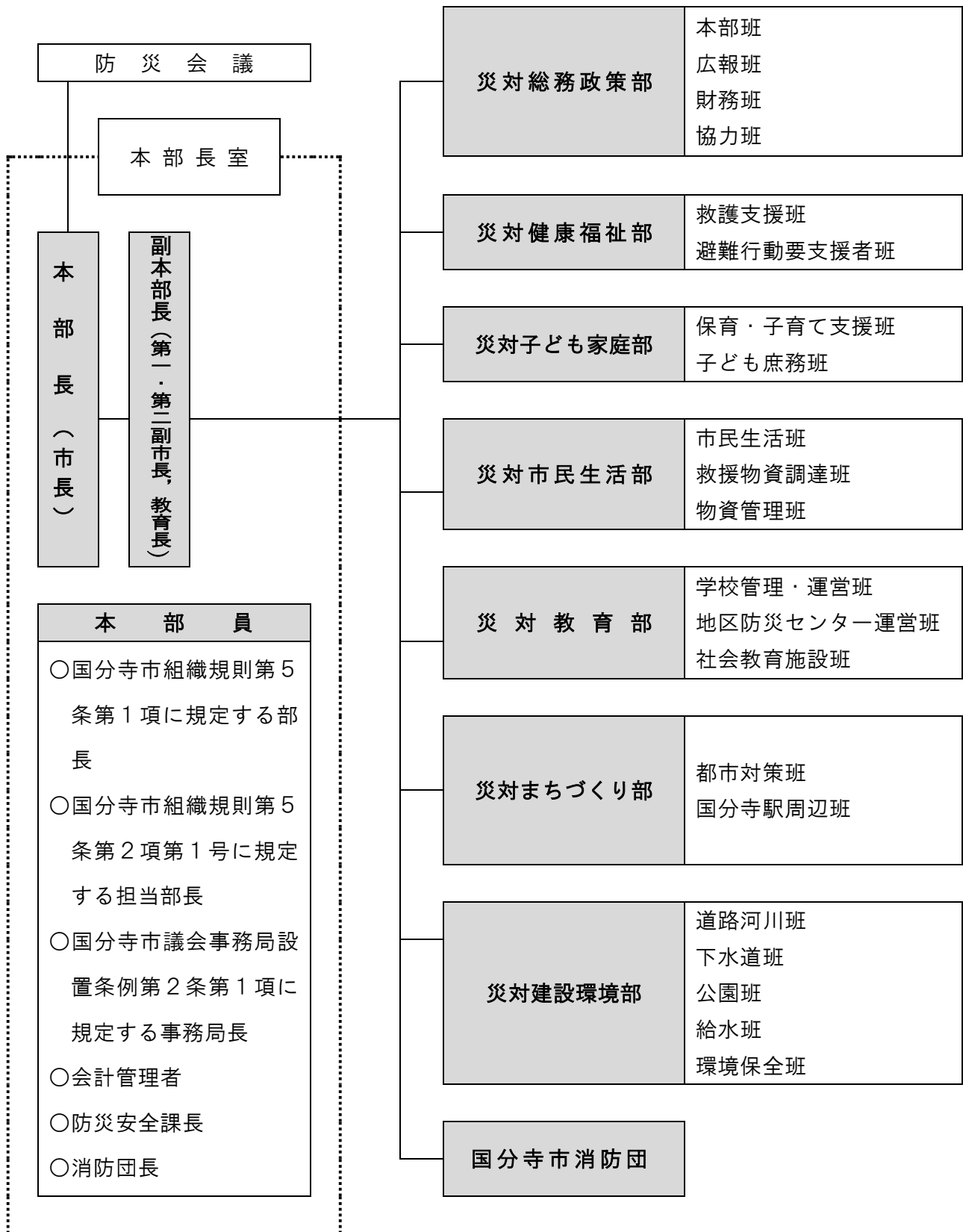
- 本部員代理は、部長が部に属する課長級以上の職にあるもののうちから指名し、災害発生時に部長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど部長の職務を代行する。

6 市本部の運営

| 項目 | 内容 |
|----------------------|--|
| <p>本部長室の運営</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災対総務政策部長は、本部が設置されたとき、原則として市役所書庫棟会議室に直ちに本部長室を開設する。ただし、状況に応じて第1・第2・第3委員会室等に開設する。 ○ 余震への懸念や建物に被害が見られる場合は、市役所前庭にテントを設置し、臨時本部長室を開設する。 ○ 災対総務政策部長は、本部長室の機能を確保するため、都防災行政無線、IP無線機の保全等に必要な措置を行う。 ○ 本部長は、所掌事務について審議する必要があるときは、本部員を招集し「国分寺市災害対策本部会議」（以下「市災対本部会議」という。）を開催する。 ○ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、市災対本部会議への出席を求める。 ○ 本部員は、市災対本部会議に付議すべき事項があるときは、速やかに行動しなければならない。 |
| <p>都の現地対策本部との連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都の現地対策本部が市内に設置された場合、市本部は都現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。 |
| <p>市本部と報道機関との連絡</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部の報道機関に対する発表は、広報班が原則的に第一庁舎3階第三委員会室等を記者室として、定期的に行う。 |
| <p>市本部の通信</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部の通信の運用管理は、災対総務政策部長が統括し、本部班長が補佐する。 |
| <p>本部長への措置状況等の報告</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 部長及び本部員は次の事項について、市災対本部会議において速やかに本部長に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査把握した被害状況等 イ 実施した応急措置の概要 ウ 今後実施しようとする応急措置の内容 エ 本部長から特に指示された事項 オ その他必要と認められる事項 |

図3-1：国分寺市災害対策本部組織図

《 国分寺市災害対策本部組織図 》



7 各部の分掌事務

| 部 | 班 | 分掌事務 |
|---------|--|---|
| 災対総務政策部 | 本部班 ◎防災安全課 ○情報管理課 ○デジタル行政推進室 ○政策法務課（政策法務担当課長含む） ○秘書課 ○職員課 ○契約管財課 ○災害初動要員（本部担当） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長室の庶務に関する事 2. 非常配備態勢その他本部長命令の伝達に関する事 3. 震度観測並びに気象情報の収受及び伝達に関する事 4. 災害情報の収集、整理、集約に関する事 5. 災害時のドローンの運用に関する事 6. 防災会議の庶務に関する事 7. 東京都、防災関係機関、NPO、民間団体、応援自治体等との連絡調整に関する事 8. 自衛隊及び応援部隊の対応に関する事 9. 他の市区町村との連絡調整及び通信連絡の統括に関する事 10. 都防災情報システムの維持管理に関する事 11. 防災行政無線、IP無線機の統制及び活用に関する事 12. 避難の指示等に関する事務に関する事 13. 避難所及び二次避難所の開設指示、期間延長、統合・廃止に関する事 14. 災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法規の適用に関する事 15. 災害対策本部の活動記録の作成に関する事 16. 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事 17. 職員の安否の確認及び配属等に関する事 18. 職員の寝食に関する事 19. 職員の服務及び給与または賃金に関する事 20. 職員の健康管理に関する事 21. 庁舎の維持管理に関する事 22. 緊急通行車両の確認申請事務に関する事 23. 車両の配備に関する事 24. 市営住宅の安全確保及び応急修理に関する事 25. イン트라ネットの復旧に関する事 26. その他災害対策の総合調整に関する事 27. 災対総務政策部の庶務に関する事 28. 他班への応援に関する事 |

| 部 | 班 | 分掌事務 |
|---------|--|---|
| 災対総務政策部 | 広報班 ◎市政戦略室 | 1. 広報活動に関すること 2. 市民からの問合せ対応に関すること 3. 報道機関への情報提供及び報道機関との連絡調整に関すること 4. 災害の記録に関すること 5. 他班への応援に関すること |
| | 財務班 ◎財政課 ○会計課 ○政策経営課（環境経営担当課長含む） ○公共施設マネジメント課（新庁舎建設担当課長及び公共施設マネジメント担当課長含む） | 1. 災害対策に係る予算その他財務に関すること 2. 災害対策に関する現金の出納及び保管に関すること 3. 財政方針の策定に関すること 4. 本部班，広報班への支援に関すること 5. 災害復興本部に関すること 6. 震災復興基本方針及び震災復興基本計画の策定に関すること 7. 災害復興に係る総合調整に関すること 8. 災害復興のための財政措置に関すること 9. 応急仮設住宅の供給要請に関すること 10. 他班への応援に関すること |
| | 協力班 ◎課税課 ○議会事務局（議会等担当課長含む） ○納税課 | 1. 他班からの応援要請に伴う協力及び庁内調整に関すること 2. 広域避難場所，地区災害時待避所の状況把握に関すること 3. 国分寺駅周辺班への支援に関すること 4. 恋ヶ窪駅周辺の被害状況把握に関すること 5. 恋ヶ窪駅の滞留者の避難誘導等に関すること 6. 被災家屋調査に関すること 7. り災台帳の作成に関すること 8. り災証明書の発行に伴う判定結果への説明に関すること 9. 市議会災害対策支援本部との連絡調整に関すること |
| 災対健康福祉部 | 救護支援班 ◎健康推進課（感染症等対策担当課長及び保健活動チーム含む） | 1. 医師会災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること 2. 医療救護所の設置及び運営に関すること 3. 医療資器材，医薬品等の調達に関すること 4. 医療救護に関すること 5. 被災者の健康管理，感染予防等に関すること 6. 避難所等における食品の衛生管理と栄養指導に関すること 7. 遺体収容所の開設及び運営に関すること（市民生活班に属する業務を除く） 8. 他班への応援に関すること |

| 部 | 班 | 分掌事務 |
|---|---|--|
| | 避難行動要支援者班 ◎地域共生推進課 ○保険年金課 ○生活福祉課 ○障害福祉課 ○高齢福祉課（地域 包括ケア担当課長含 む） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者の安否の確認，避難の介助その他安全の確保に関する事 2. 地区防災センター内要配慮者の保護スペースの運営に関する事 3. 所管する二次避難所の開設及び運営に関する事 4. 所管する二次避難所の入所者の保護に関する事 5. 所管する二次避難所における活動の記録に関する事 6. 所管する二次避難所生活者名簿の整理に関する事 7. 所管する二次避難所施設の維持管理に関する事 8. 福祉団体等の状況把握及び連絡調整に関する事 9. 社会福祉施設の復旧等に関する事 10. 被災者生活実態調査の実施に関する事 11. 総合相談窓口の運営に関する事（都市対策班に属する業務を除く） 12. 災害援護資金に関する事 13. 災害弔慰金・見舞金に関する事 14. 被災者生活再建支援金に関する事 15. 生活福祉資金の周知に関する事 16. 義援金の募集，配分に関する事 17. 生活保護対策に関する事 18. 災対健康福祉部の庶務に関する事 19. 他班への応援に関する事 |

| 部 | 班 | 分掌事務 |
|----------|---|---|
| 災対子ども家庭部 | 保育・子育て支援班 ◎子ども子育て支援課 ○子ども若者計画課 (注3) ○保育幼稚園課 ○子育て相談室 (子ども発達支援担当課長含む) | 1. 園児の保護に関すること 2. 所管する二次避難所の開設及び運営に関する こと 3. 所管する二次避難所の入所者の保護に関する こと 4. 所管する二次避難所における活動の記録に関す ること 5. 所管する二次避難所生活者名簿の整理に関する こと 6. 所管する二次避難所施設の維持管理に関するこ と 7. 福祉避難所(保育園)の状況把握に関すること 8. 応急保育の実施及び保育園の再開に関すること 9. 園児のメンタルヘルスケアに関すること 10. 他班への応援に関すること 11. 児童・幼児の保護に関すること 12. 所管する補助施設の開設及び運営に関すること 13. 所管する補助施設における活動の記録に関する こと 14. 所管する補助施設の維持管理に関すること 15. 応急保育の実施及び施設の再開に関すること 16. 児童・幼児に係る相談に関すること 17. 児童・幼児のメンタルヘルスケアに関すること |
| | 子ども庶務班 ◎子ども若者計画課 (注2) | 1. 他班への応援に関すること 2. 他班との連絡・調整に関すること 3. 災対子ども家庭部の庶務に関すること |
| 災対市民生活部 | 市民生活班 ◎市民課 ○協働コミュニティ 課 | 1. 市民対応窓口の開設及び運営に関すること 2. 所管する帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運 営に関すること 3. 所管する二次避難所の開設及び運営に関するこ と 4. 所管する二次避難所の入所者の保護に関するこ と 5. 所管する二次避難所における活動の記録に関す ること 6. 所管する二次避難所生活者名簿の整理に関する こと |

| 部 | 班 | 分掌事務 |
|----------------|--------------------------------------|--|
| <p>災対市民生活部</p> | <p>市民生活班 ◎市民課 ○協働コミュニティ課</p> | <p>7. 所管する帰宅困難者一時滞在施設及び二次避難所施設の維持管理に関すること 8. 遺体収容所の開設及び運営に関すること（救護支援班に属する業務を除く） 9. 市民活動団体との連絡に関すること 10. 災証明書の発行に関すること 11. 応急仮設住宅等の入居者募集及び管理に関すること 12. 災対市民生活部の庶務に関すること 13. 他班への応援に関すること</p> |
| | <p>救援物資調達班 ◎経済課 ○スポーツ振興課</p> | <p>1. 物資の輸送に関すること 2. 食料、物資の必要量の把握に関すること 3. 協定団体に対する物資等の供給要請に関すること 4. 公衆浴場の状況把握に関すること 5. 消費生活相談に関すること 6. 中小企業、農業振興施策等に関すること 7. 他班への応援に関すること</p> |
| | <p>物資管理班1班 ◎社会教育課 ○人権平和課</p> | <p>1. 国立駅北口周辺の被害状況把握に関すること 2. 国立駅周辺の滞留者の避難誘導等に関すること 3. 所管する帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運営に関すること 4. 所管する物資集積所の開設及び運営に関すること 5. 所管する二次避難所の開設及び運営に関すること 6. 所管する二次避難所の入所者の保護に関すること 7. 所管する二次避難所における活動の記録に関すること 8. 所管する二次避難所生活者名簿の整理に関すること 9. 所管する帰宅困難者一時滞在施設、二次避難所施設及び物資集積所の維持管理に関すること 10. 救援物資の受入れ、仕分及び管理に関すること 11. 他班への応援に関すること</p> |

| 部 | 班 | 分掌事務 |
|---------|---|---|
| 災対市民生活部 | 物資管理班2班 ◎選挙管理委員会事務局 ○監査委員事務局 | 1. 所管する物資集積所の開設及び運営に関する こと 2. 救援物資の受入れ、仕分及び管理に関する こと 3. ボランティアセンターの開設及び運営の支 援に関する こと 4. 他班への応援に関する こと |
| 災対教育部 | 学校管理・運営班 ◎教育総務課（市史 編さん担当課長含 む） ○学務課 ○学校指導課（学校 教育担当課長含 む） ○小学校 ○中学校 | 1. 児童及び生徒の保護に関する こと 2. 地区防災センターへの人員の調整に関する こと 3. 所管する地区防災センターの維持管理に関する こと 4. 地区防災センターへのペット同行避難に関する こと 5. 応急教育の実施及び学校教育の再開に関する こと 6. 学用品の調達及び支給に関する こと 7. 教育相談に関する こと 8. 児童生徒のメンタルヘルスケアに関する こと 9. 災対教育部の庶務に関する こと 10. 他班への応援に関する こと |
| | 地区防災センター運 営班 ○災害初動要員 （地区防災センター 担当） | 1. 地区防災センターの開設及び運営に関する こと 2. 避難所及び要配慮者保護スペースの開設及び運 営に関する こと 3. 応急給水栓の設置及び運営に関する こと。 4. 避難所運営組織の運営に関する こと 5. 避難所における活動の記録に関する こと 6. 避難者名簿の整理に関する こと 7. 避難所における救援物資の要請及び受入れに 関 すること 8. 避難者の生活に関する こと 9. 避難所の衛生対策に関する こと 10. 避難所におけるボランティア活動への指示等 に 関 すること 11. 避難者等への食事の提供に関する こと |

| 部 | 班 | 分掌事務 |
|-----------------|--|---|
| <p>災対教育部</p> | <p>社会教育施設班 ◎公民館課 ○図書館課 ○ふるさと文化財課</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 所管する帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運営に関すること 2. 所管する二次避難所の開設及び運営に関すること 3. 所管する二次避難所の入所者の保護に関すること 4. 所管する二次避難所における活動の記録に関すること 5. 所管する二次避難所生活者名簿の整理に関すること 6. 所管する帰宅困難者一時滞在施設及び二次避難所施設の維持管理に関すること 7. 地区防災センター運営班の支援に関すること 8. 被災文化財に関すること 9. 他班への応援に関すること |
| <p>災対まちづくり部</p> | <p>都市対策班 ◎まちづくり計画課 ○まちづくり推進課 （西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長含む） ○建築指導課 ○公共施設マネジメント課（指定職員）</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共施設の応急危険度判定に関すること 2. 一般建築物の応急危険度判定に関すること 3. 家屋被害概況の把握に関すること 4. 都市復興基本方針等の策定に関すること 5. 建築制限の実施に関すること 6. 復興対象地区の設定等に関すること 7. 復興相談所の設置及び運営に関すること 8. 自立再建に対する支援に関すること 9. 被災住宅の応急修理への対応に関すること 10. 一時提供住宅の把握及び確保に関すること 11. 応急仮設住宅建設工事に係る協力に関すること 12. 総合相談窓口の運営に関すること（避難行動要支援者班に属する業務を除く） 13. 災対まちづくり部の庶務に関すること 14. 他班への応援に関すること |
| | <p>国分寺駅周辺班 ◎駅周辺整備課 ○文化振興課</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国分寺駅周辺の被害状況把握に関すること 2. 国分寺駅周辺の滞留者の避難誘導等に関すること 3. 所管する帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運営支援に関すること 4. 所管する二次避難所の開設及び運営に関すること |

| 部 | 班 | 分掌事務 |
|----------|---|--|
| 災対まちづくり部 | 国分寺駅周辺班 ◎駅周辺整備課 ○文化振興課 | <ol style="list-style-type: none"> 5. 所管する二次避難所の入所者の保護に関すること 6. 所管する二次避難所における活動の記録に関すること 7. 所管する二次避難所生活者名簿の整理に関すること 8. 所管する帰宅困難者一時滞在施設及び二次避難所施設の維持管理に関すること 9. 救援物資調達班への支援に関すること 10. 都市復興基本方針等の策定に関すること（都市対策班に属する業務を除く） 11. 復興対象地区の設定等に関すること（都市対策班に属する業務を除く） 12. 他班への応援に関すること |
| 災対建設環境部 | 道路河川班 ◎道路管理課 ○建設事業課（注1） （街路整備担当課長含む） ・事業計画担当 ・設計工事担当 ○交通対策課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急輸送道路等の被害状況把握に関すること 2. 道路等復旧方針等の策定に関すること 3. 交通障害物の除去に関すること 4. 道路、橋梁の応急復旧に関すること 5. 災対建設環境部の庶務に関すること 6. 他班への応援に関すること |
| | 下水道班 ◎下水道課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設の被害状況把握に関すること 2. 下水道施設復旧方針等の策定に関すること 3. 下水道施設の応急復旧に関すること 4. 他班への応援に関すること |
| | 公園班 ◎緑と公園課（注2） ・公園緑地係 ・公園緑地担当 ○建設事業課（注2） ・用地担当 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 公園の状況把握に関すること 2. 用地確保利用計画の策定に関すること 3. 応急仮設住宅用地等の確保に関すること 4. 他班への応援に関すること |
| 災対建設環境部 | 給水班 ◎ごみ減量推進課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 上水道施設の被害情報収集に関すること 2. 応急給水に関すること 3. 飲料水の安全確保に係る協力に関すること 4. 他班への応援に関すること |

| 部 | 班 | 分掌事務 |
|---------|-----------------------------|--|
| 災対建設環境部 | 環境保全班 ◎環境対策課（清掃施設担当課長含む） | <ol style="list-style-type: none"> 1. 清掃施設の被害状況把握及び復旧に関する事 2. ごみ収集・集積計画の策定に関する事 3. ごみの臨時収集に関する事 4. がれき処理に関する事 5. し尿処理に関する事 6. 避難所等の消毒に関する事 7. 給水班及び救援物資調達班の支援に関する事 8. 西国分寺駅周辺の被害状況把握に関する事 9. 西国分寺駅周辺の滞留者の避難誘導等に関する事 |
| 国分寺市消防団 | 消防団 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 消防，水防及び人命の救助に関する事 2. 災害復旧に対する協力に関する事 3. 各分団詰所の被害状況調査及び安全確保に関する事 4. 警戒活動に関する事 5. 行方不明者の捜索の協力に関する事 6. 避難行動要支援者の安否の確認，救護，避難誘導その他安全の確保に関する事 |

● 資料3-3：国分寺市災害初動要員設置規程

（注1）課長職を除く （注2）課長職を含む （注3）あらかじめ指定した者のみ

8 現地災害対策本部の分掌事務等

| 名称 | 分掌事務等 |
|-----------------|---|
| <p>現地災害対策本部</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員 <ul style="list-style-type: none"> ア 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長または本部員とする。 イ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 ウ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 エ 現地災害対策本部員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 ○ 分掌事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること イ 東京都及び関係機関との連絡調整に関すること ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること オ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること カ 各種相談業務の実施に関すること キ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること ○ 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> 災害現場付近の適切な公共施設、公共用地等 |

第2節 三層の活動体制

○ 大地震に対して、市と市民が連携して組織的に対処し、情報伝達や物資の提供などを効率よく実施することを目的として、震度5弱以上の地震が発生した場合には、三層の活動体制を確立し、市民との連携による応急対策活動を行う。

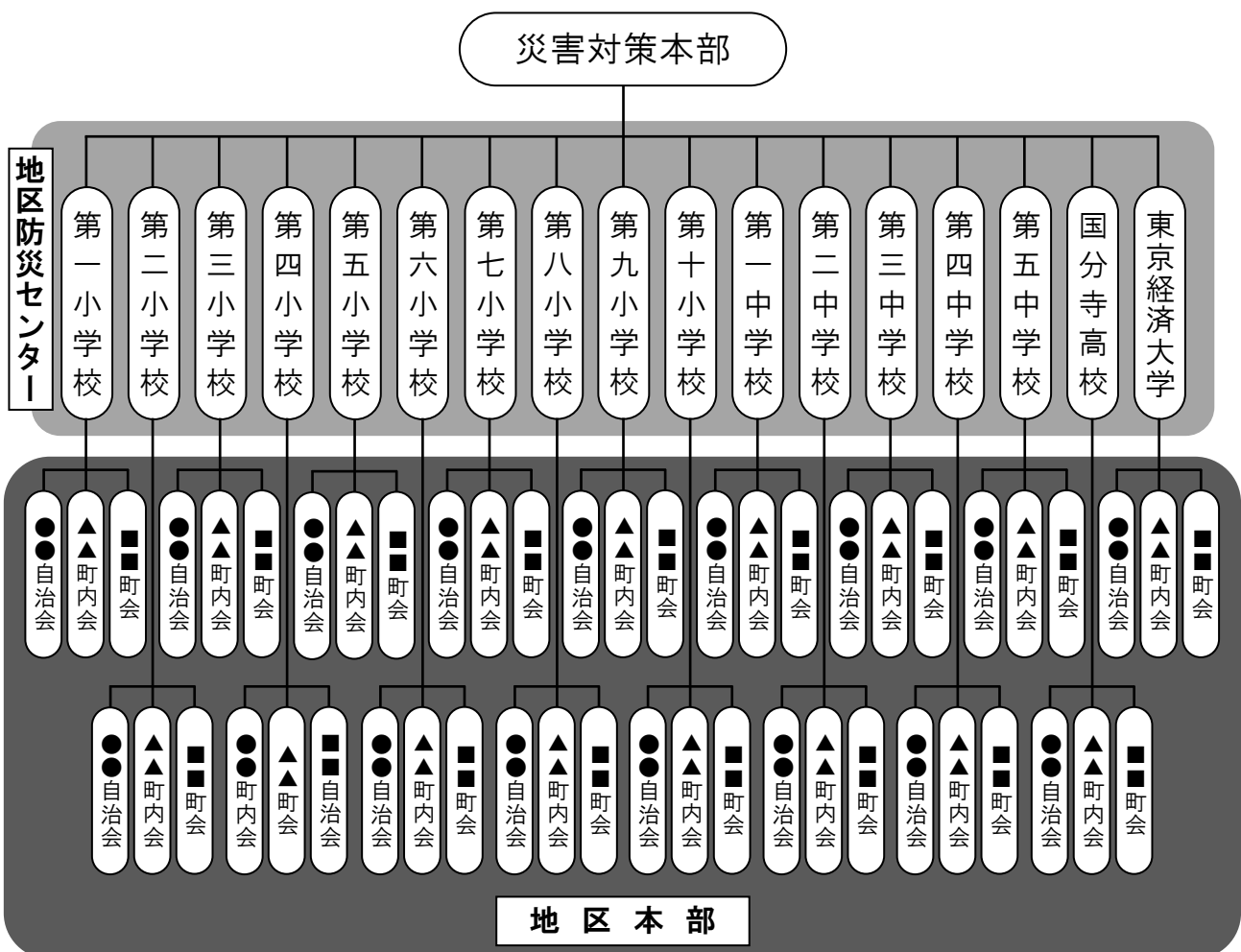
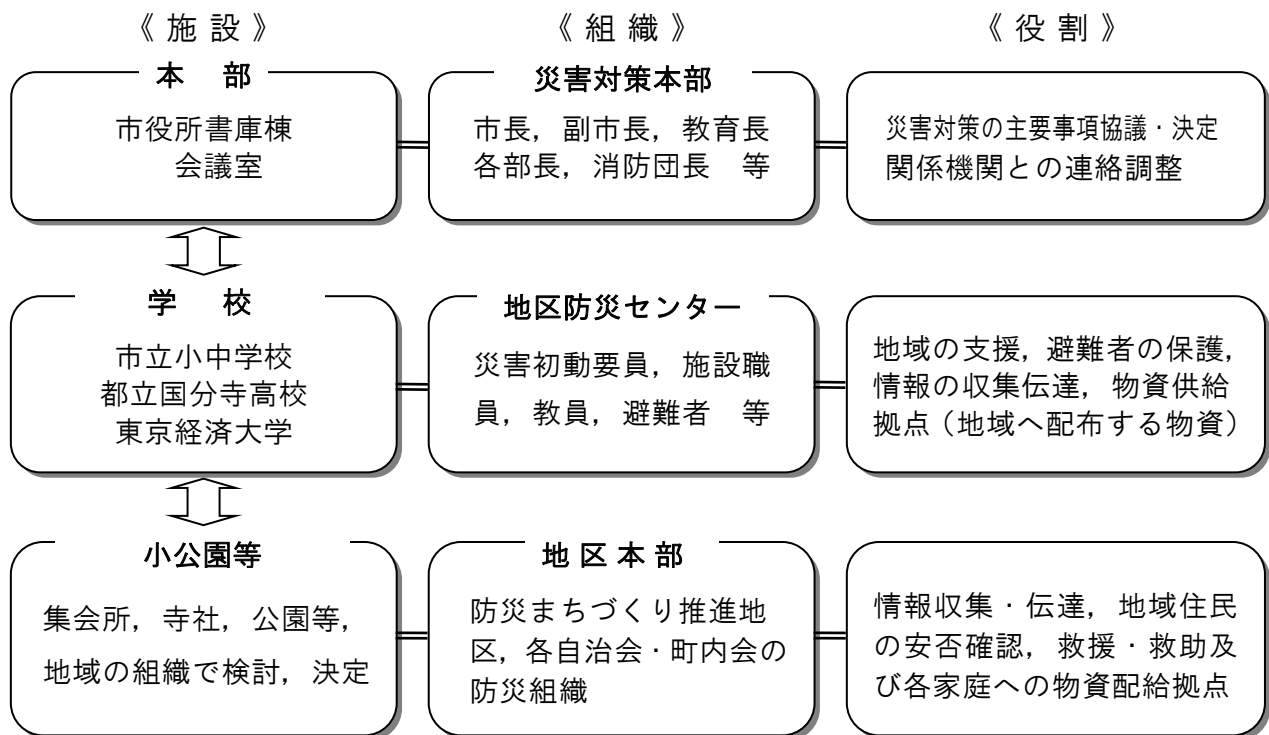
1 三層の活動体制の確立

| 担当 | 対策内容 |
|---------------------------------|--|
| 本部長 | ○ 本部長は、震度5弱以上の地震が発生した場合、被害状況により被災地の救援及び被災者の支援を行うために、地区防災センターを設置するとともに、自治会・町内会等防災に携わる市民組織に対して地区本部の設置を要請する。 |
| 地区防災センター運営班(災害初動要員) 学校管理・運営班 | ○ 震度5弱の地震が発生した場合、災害初動要員は勤務時間内外を問わずあらかじめ定められた学校に参集し、本部長の指示に基づき地区防災センターを開設する。 ○ 震度5強以上の地震が発生した場合、災害初動要員は自動的に地区防災センターを開設する。 ○ 勤務時間中に発災した場合は、学校管理・運営班は、速やかに地区防災センターが開設されるように災害初動要員を補助する。 |
| 地区本部長 | ○ 震度5弱の地震が発生した場合、地区本部長は本部長の要請または地域の被害状況に応じて地区本部を開設する。 ○ 震度5強以上の地震が発生した場合、地区本部長は自動的に地区本部を開設する。 |
| 防災推進委員，市民 | ○ 地区防災センター，地区本部の開設及び運営に協力する。 |

2 三層の組織構成と役割

| 組織名 | 運営主体 | 対策内容 |
|----------|---------------------|--|
| 災害対策本部 | 市職員 | ○ 本部長室は、原則として市役所書庫棟会議室に設置するが、状況に応じて第1・第2・第3委員会室等に設置する。 ○ 本部長室は、市幹部職員で構成し、災害対策の主要事項の協議、決定、関係機関との連絡調整を行う。 ○ 被害状況に応じて、適切な公共施設、公共用地等を選定し現地災害対策本部を開設する。 |
| 地区防災センター | 市職員， 市民， 学校教員 | ○ 被害状況に応じて地区防災センター（市立小中学校及び都立国分寺高校，東京経済大学）を設置する。 ○ 地区防災センターは、児童生徒の安全を確保するとともに、被災地区の救援救護，避難者の保護，情報の収集伝達，物資の供給等の拠点とする。 |
| 地区本部 | 市民 | ○ 地区本部は、地区災害時待避所など、自治会・町内会等の防災組織が自主的に設置する。 ○ 地区本部は、地域住民の安否確認，救援救護，情報収集・伝達，在宅避難者の物資要望のとりまとめ及び地区防災センターから各家庭への物資配布，在宅避難者のボランティア派遣要望のとりまとめ等を行う。 |

図3-2：三層の活動体制



第3節 職員の活動体制

1 職員の配備態勢

- 地震災害については、震度により配備態勢基準を設定する。
- 本市内で震度5弱以上の地震が発生した場合に市本部を設置し、非常配備態勢をとる。
- 市本部でいう職員とは正規職員、月額会計年度任用職員、再任用職員を指す。

表3-2：災害時の配備態勢

| | 態勢名称 | 時 期 | 主な活動 | |
|----------|--------|------------------------|---|---|
| | | | 勤務時間内 | 勤務時間外 |
| 通常体制 | 警戒配備態勢 | 市内において震度4の地震が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集 ○ 被害抑止の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集 ○ 関係機関との連絡 ○ 被害が発生した場合は関係各班に連絡 |
| 災害対策本部設置 | 非常配備態勢 | 市内において震度5弱以上の地震が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各班は体制をとり、本部長の指示により活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後おおむね1日は「専門的業務」は班体制で活動し、専門的業務以外は発災時の状況により優先順位の高い業務を実施 ○ 発災後おおむね1日経過より順次班体制に移行し、災害応急対策全ての活動 |

※ 本計画における勤務時間内とは、平日午前8時30分から午後5時15分とし、それ以外の時間を勤務時間外とする。

2 職員の服務

- 市本部が設置された場合は、全ての職員は市本部に移行し、次の事項を遵守して、総力をもって災害対策を実施しなければならない。
 - ア 常に災害に関する情報及び市本部関係の指示に注意すること。
 - イ 不急の行事、会議または出張を中止すること。
 - ウ 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - エ 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、上司との連絡を積極的に行うこと。
 - オ 勤務時間外に市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、自身及び家族の安全確保、住居の被害状況を確認後、早急に参集すること。

表3-3：発災～2年までの行動一覧

| | | 発災～30分 | 30分～2時間 | 2時間～24時間 | 24時間～72時間 |
|-----------|--------|---|---------------------------|------------|-----------|
| | | | | 地区防災センター開設 | |
| | | | | | 帰宅困難者解消 |
| | | 災害対策本部設置 | | | |
| 災害対策総務政策部 | 本部 | <ul style="list-style-type: none"> ◎防災安全課 ○政策法務課（政策法務担当課長含む） ○秘書課 ○災害初動要員（本部） | ①市民，職員 の安全確保，班体制準備，状況把握 | | |
| | | | ②災害情報の収集，整理，集約 | | |
| | | | ③災害対策本部設置・運営，関係機関へ連絡，災害対策 | | |
| | | | ④ 応援要請 の検討及び実施 | | |
| | | | ⑤応援自治体，NPO，NGO， | | |
| | | | ⑥避難所の開設指示，期間延長，統合・ | | |
| | | | ⑦二次避難 | | |
| | 班 | <ul style="list-style-type: none"> ○職員課 ○契約管財課 ○情報管理課 ○デジタル行政推進室 | ①職員，施設 の把握 | | |
| | | | ②職員の活動把握，活動に必要な資機材 | | |
| | | | ⑤車両の配備 | | |
| | | | ⑥庁舎の点検，安全確保，応急復旧 | | |
| | | | ⑦市営住宅 | | |
| | | | ⑧イントラネットの稼働点検 | | |
| | | | | | |
| 広報班 | ◎市政戦略室 | ①市民，職員 の安全確保，班体制準備 | | | |
| | | ②広報手段の確保，広報活動の実施 | | | |
| | | ③帰宅困難者への情報提供 | | | |
| | | ④報道機関への対応 | | | |

| 72時間 ～ 7日 | 7日 ～ 1ヶ月 | 1ヶ月 ～ 3ヶ月 | 3ヶ月 ～ 6ヶ月 | 6ヶ月 ～ 1年 | 1年 ～ 1年6ヶ月 | 1年6ヶ月 ～ 2年 |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| | | | 地区防災センター閉鎖 | | | |
| | 学校施設再開 | | 応急仮設住宅入居 | | | 応急仮設住宅解消 |
| | 災害復興本部設置 | | 災害対策本部廃止 | | | 災害復興本部廃止 |
| | | | | | | |
| 本部会議の開催 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 民間団体との連絡調整 | | | | | | |
| 廃止の検討 | | | | | | |
| 所の開設指示，統合・廃止の検討 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 等の調達 | | | | | | |
| | ③職員の再配置 | | | | | |
| | ④職員のメンタルヘルスケア | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| の点検，安全確保，応急修理 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | 発災～30分 | 30分～2時間 | 2時間～24時間 | 24時間～72時間 | |
|---------------------------------|-------------|---|--------------------|---------|------------|-----------|-------|
| | | | | | 地区防災センター開設 | | |
| | | | | | | 帰宅困難者解消 | |
| | | | 災害対策本部設置 | | | | |
| 災 対 総 務 政 策 部 | 財 務 班 | ◎財政課 ○会計課 ○政策経営課（環境経営担当課長含む） ○公共施設マネジメント課（新庁舎建設担当課長及び公共施設マネジメント担当課長含む） | ①市民，職員の安全確保，班体制準備 | | | | |
| | | | ②本部班，広報班の支援 | | | | |
| 災 対 総 務 政 策 部 | 協 力 班 | ◎課税課 ○議会事務局（議長会等担当課長含む） ○納税課 | ①市民，職員の安全確保，班体制準備 | | | | |
| | | | ②他班からの応援要請に伴う庁内調整 | | | | |
| | | | ③広域避難場所，地区災害時待避所の状 | | | | |
| | | | ④国分寺駅周辺班に協力 | | | | |
| | | | ⑤恋ヶ窪駅周辺の被災状況把握，救護， | | | | |
| | | | | | | | ⑥他班への |
| ⑩市議会災害対策支援本部との連絡調整 | | | | | | | |

| | | 発災～30分 | 30分～2時間 | 2時間～24時間 | 24時間～72時間 | |
|---------------------------------|-----------|--|----------------------------|------------|--------------|-------|
| | | | | 地区防災センター開設 | | |
| | | | | | 帰宅困難者解消 | |
| | | 災害対策本部設置 | | | | |
| 災 対 健 康 福 祉 部 | 救護支援班 | ◎健康推進課（感染症等対策担当課長及び保健活動チーム含む） | ①市民，職員の安全確保，班体制準備，医師会へ連絡 | | | |
| | | | ②医師会災害対策本部の設置・運営支援 | | | |
| | | | ③医療救護所の開設・運営 | | | |
| | | | | | | ④遺体収容 |
| | | | | | | ⑥保健活動 |
| | | | ※震度5強以下の場合は原則として避難 | | | |
| | 避難行動要支援者班 | ◎地域共生推進課 ○生活福祉課 ○障害福祉課 ○保険年金課 ○高齢福祉課（地域包括ケア担当課長含む） | ①市民，職員の安全確保，班体制準備，各施設の状況把握 | | | |
| | | | ②避難行動要支援者名簿に基づく安否確認 | | | |
| | | | | | | ③地区防災 |
| | | | | | | ④二次避難 |
| | | | ⑤民間社会 | | | |
| | | ①市民，職員 | | | | |
| | | の安全確保，状況把握・報告 | | | | |
| | | | | | ②施設を一時閉鎖し，二次 | |
| | | | | | | |

| 72時間 ～ 7日 | 7日 ～ 1ヶ月 | 1ヶ月 ～ 3ヶ月 | 3ヶ月 ～ 6ヶ月 | 6ヶ月 ～ 1年 | 1年 ～ 1年6ヶ月 | 1年6ヶ月 ～ 2年 |
|----------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| | | | 地区防災センター閉鎖 | | | |
| | 学校施設再開 | | 応急仮設住宅入居 | | | 応急仮設住宅解消 |
| | 災害復興本部設置 | | 災害対策本部廃止 | | | 災害復興本部廃止 |
| 所の開設・運営 | | | | | | |
| ⑤仮設診療所設置の必要性の検討，設置 | | | | | | |
| の実施 | | | | | | |
| ⑦メンタルヘルスケアの実施 | | | | | | |
| ⑧防疫活動の実施 | | | | | | |
| ⑨食品の衛生管理と栄養指導 | | | | | | |
| 行動要支援者班支援 | | | | | | |
| 握 | | | | | | |
| 認の実施 | | | | | | |
| センター内「要配慮者保護スペース」の運営 | | | | | | |
| 所の開設・運営支援 | | | | | | |
| 福祉施設との連絡・協力要請 | | | | | | |
| | ⑥所管施設の復旧 | | | | | |
| ⑦被災者生活実態調査 | | | | | | |
| | ⑧総合相談窓口の運営 | | | | | |
| | ⑨災害援護資金の貸付け | | | | | |
| | ⑩災害弔慰金・見舞金の支給 | | | | | |
| | ⑪生活福祉資金の周知 | | | | | |
| | | | | ⑫被災者生活再建支援金の支給 | | |
| | | | | ⑬義援金の募集，配分 | | |
| | | ⑭生活保護対策 | | | | |
| 避難所の開設・運営 | | | | | | |

| | | | 発災～30分 | 30分～2時間 | 2時間～24時間 | 24時間～72時間 | |
|----------|---|-----------------|----------------------|----------------------|------------|-----------|--|
| | | | | | 地区防災センター開設 | | |
| | | | | | | 帰宅困難者解消 | |
| 災害対策本部設置 | | | | | | | |
| 災対子ども家庭部 | 保育・子育て支援班 ◎子ども子育て支援課 ○子ども若者計画課 ○保育幼稚園課 ○子育て相談室 （子ども発達支援担当課長含む） | ①市民，職員 | の安全確保，班体制準備，各施設の状況把握 | | | | |
| | | | ②保護者からの問い合わせ対応，施設の | | | | |
| | | | | | | ③二次避難 | |
| | | | | | | ④福祉避難 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | ・各園 ・各施設 | ①市民，職員 | の安全確保，班体制準備，各施設の状況把握 | | | |
| | | | ②保護者からの問い合わせ対応，施設の | | | | |
| | | | | | | ③補助施設 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 子ども庶務班 ◎子ども若者計画課 （注2） | ①市民，職員 | | | | | |
| | | | の安全確保，状況把握・報告 | | | | |
| | | | ②保護者からの問い合わせ対応，施設の | | | | |
| | | | ③他班との連絡，調整に関する事 | | | | |

| 72時間 ～ 7日 | 7日 ～ 1ヶ月 | 1ヶ月 ～ 3ヶ月 | 3ヶ月 ～ 6ヶ月 | 6ヶ月 ～ 1年 | 1年 ～ 1年6ヶ月 | 1年6ヶ月 ～ 2年 |
|-------------------|----------------|----------------------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| | | | 地区防災センター閉鎖 | | | |
| | 学校施設再開 | | 応急仮設住宅入居 | | | 応急仮設住宅解消 |
| | 災害復興本部設置 | | 災害対策本部廃止 | | | 災害復興本部廃止 |
| 握 | | | | | | |
| 支援 | | | | | | |
| 所の開設・運営支援 | | | | | | |
| 所との連絡, 協力要請 | | | | | | |
| ⑤施設再開に向けた検討 | | | | | | |
| | | ⑥所管施設の復旧 | | | | |
| 握 | | | | | | |
| 支援 | | | | | | |
| の開設・運営支援 | | | | | | |
| ④施設再開に向けた検討 | | | | | | |
| | | ⑤所管施設の復旧 | | | | |
| の引渡 | | | | | | |
| 時閉鎖し, 二次避難所の開設・運営 | | | | | | |
| | | ③施設の再開, 園児のメンタルヘルスケアの実施 | | | | |
| の引渡 | | | | | | |
| 時閉鎖し, 補助施設の開設・運営 | | | | | | |
| | | ③施設の再開, 児童・園児のメンタルヘルスケアの実施 | | | | |
| | | | | | | |
| 支援 | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | 発災～30分 | 30分～2時間 | 2時間～24時間 | 24時間～72時間 | |
|---------------------------------|---|---------------------|----------------------------|------------|---------------------|-------------|
| | | | | 地区防災センター開設 | | |
| | | | | | 帰宅困難者解消 | |
| | | 災害対策本部設置 | | | | |
| 災 対 市 民 生 活 部 | 市民生活班 | ◎市民課 ○協働コミュニティ課 | ①市民、職員の安全確保,班体制準備,各施設の状況把握 | | | |
| | | | ②市民対応窓口の開設・運営 | | | |
| | | | ③遺体収容 | | | |
| | | | ④本町南町地域センターで帰宅困難者へ | | | |
| | | | ⑤二次避難 | | | |
| | ・地域センター | ①市民、職員 | | | の安全確保,状況把握・報告 | |
| | | ②帰宅困難者一時滞在施設及び二次避難 | | | | |
| | | ③施設を一時閉鎖し,二次 | | | | |
| | 救援物資調達班 | ◎経済課 ○スポーツ振興課 | ①市民、職員 | | | の安全確保,班体制準備 |
| | | | ②避難所間の物資輸送 | | | |
| | | | ③食料,物資の調達必要量 | | | |
| | | | ④協定団体の食料,物資供 | | | |
| ⑤食料物資 | | | | | | |
| 物資管理班 | 1班(ひかりスポーツセンター) ◎社会教育課 ○人権平和課 | ①市民、職員 | | | の安全確保,班体制準備,施設の一時閉鎖 | |
| | | ②国立駅北口周辺の被災状況把握,救護, | | | | |
| | | ③帰宅困難者一時滞在施設及び二次避難 | | | | |
| | ④物資集積 | | | | | |
| | 2班(市民スポーツセンター) ◎選挙管理委員会事務局 ○監査委員事務局 | ①市民、職員 | | | の安全確保,班体制準備,施設の一時閉鎖 | |
| | | ②物資集積所の開設・運営 | | | | |
| ③ボランティ | | | | | | |

| 72時間 ～ 7日 | 7日 ～ 1ヶ月 | 1ヶ月 ～ 3ヶ月 | 3ヶ月 ～ 6ヶ月 | 6ヶ月 ～ 1年 | 1年 ～ 1年6ヶ月 | 1年6ヶ月 ～ 2年 |
|----------------------------|-------------------------|-------------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| | | | 地区防災センター閉鎖 | | | |
| | 学校施設再開 | | 応急仮設住宅入居 | | | 応急仮設住宅解消 |
| | 災害復興本部設置 | | 災害対策本部廃止 | | | 災害復興本部廃止 |
| | | | | | | |
| 所の開設・運営 の対応 | | | | | | |
| 所の開設・運営支援 | | | | | | |
| | ⑥所管施設の復旧 | | | | | |
| | ⑦市民活動団体との連携 | | | | | |
| | | ⑧り災証明書発行 | | | | |
| | | ⑨応急仮設住宅等の入居者募集・管理 | | | | |
| 所の開設・運営（本町南町地域センター） | | | | | | |
| 避難所の開設・運営（本町南町地域センター以外の施設） | | | | | | |
| | | | | | | |
| の把握 | | | | | | |
| 給体制把握，供給要請 | | | | | | |
| の調達，輸送 | | | | | | |
| ⑥避難者の物資ニーズの把握 | | | | | | |
| ⑦公衆浴場の状況把握 | | | | | | |
| | ⑧消費生活相談，中小企業，農業復興施策等の実施 | | | | | |
| | | | | | | |
| ひかりプラザへの誘導 | | | | | | |
| 所の開設・運営（ひかりプラザ） | | | | | | |
| 所の開設・運営 | | | | | | |
| | ⑤所管施設の復旧 | | | | | |
| | | | | | | |
| アセンターの開設・運営支援 | | | | | | |

| | | 発災～30分 | 30分～2時間 | 2時間～24時間 | 24時間～72時間 | |
|-----------------------|---|---|---------------------------|------------|-----------|--|
| | | | | 地区防災センター開設 | | |
| | | | | | 帰宅困難者解消 | |
| | | 災害対策本部設置 | | | | |
| 災 対 教 育 部 | 学校管理・運営班 | ◎教育総務課（市史編さん担当課長含む） ○学務課 ○学校指導課（学校教育担当課長含む） | ①市民、職員 の安全確保，班体制準備，各学校に連絡 | | | |
| | | | ②各学校の被害状況の把握，応急復旧， | | | |
| | | | ③地区防災センターへの支援人員調整 | | | |
| | | | ④動物（犬・猫・小動物） | | | |
| | | | ⑤施設復旧 | | | |
| | ・小学校施設職員（◎学校長） ・中学校施設職員（◎学校長） ※事務員・給食調理員・図書担当等・教員 | ①児童生徒，職員の安全確保，状況把握，保護者への引 | | | | |
| | | ②地区防災センター運営班の支援 | | | | |
| | | | | | | |
| | 地区防災センター運営班 | ○災害初動要員（地区防災センター担当） | ①市民、職員 の安全確保，地区防災センターへの参集 | | | |
| | | | ②地区防災センターの開設・運営 | | | |
| | | | ③避難所，医療救護所の開設 | | | |
| | | | ④避難所の運営 | | | |
| 社会教育施設班 | ◎公民館課 ○図書館課 ○ふるさと文化財課 | ①市民、職員の安全確保，班体制準備，状況把握・報告 | | | | |
| | | ②帰宅困難者一時滞在施設及び二次避難 | | | | |
| | | ③施設を一時閉鎖し，二次 | | | | |
| | | ④地区防災センター運営 | | | | |
| | | ⑤広域避難場所の開設・運営 | | | | |

| 72時間 ～ 7日 | 7日 ～ 1ヶ月 | 1ヶ月 ～ 3ヶ月 | 3ヶ月 ～ 6ヶ月 | 6ヶ月 ～ 1年 | 1年 ～ 1年6ヶ月 | 1年6ヶ月 ～ 2年 |
|---------------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| | | | 地区防災センター閉鎖 | | | |
| | 学校施設再開 | | 応急仮設住宅入居 | | | 応急仮設住宅解消 |
| | 災害復興本部設置 | | 災害対策本部廃止 | | | 災害復興本部廃止 |
| 学校の支援 | | | | | | |
| の保護管理への支援 | | | | | | |
| 計画の策定，授業再開の決定，施設の復旧 | | | | | | |
| 渡 | | | | | | |
| ③学校の再開 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | ⑤通常の所属先へ移行 | | | | | |
| 所の開設・運営（本多公民館・恋ヶ窪公民館） | | | | | | |
| 避難所の開設・運営（本多・恋ヶ窪公民館以外の施設） | | | | | | |
| 班の支援 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | ⑥所管施設の復旧 | | | | | |
| | ⑦被災文化財への対応 | | | | | |

| | | | 発災～30分 | 30分～2時間 | 2時間～24時間 | 24時間～72時間 | |
|--------------------------------------|---------------------------------|---|--------------------|---------|------------|-----------|--|
| | | | | | 地区防災センター開設 | | |
| | | | | | | 帰宅困難者解消 | |
| | | | 災害対策本部設置 | | | | |
| 災 対 ま ち づ く り 部 | 都 市 対 策 班 | ◎まちづくり計画課 ○まちづくり推進課（西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長含む） ○建築指導課 ○公共施設マネジメント課（指定職員） | ①市民，職員の安全確保，班体制準備 | | | | |
| | | | ②公共施設の応急危険度判定，被災度区 | | | | |
| | | | ③一般建築物の応急危険度判定 | | | | |
| | | | ④家屋被害概況の把握 | | | | |
| | | | | | | | |
| | 国 分 寺 駅 周 辺 班 | ○駅周辺整備課 ○文化振興課 | ①市民，職員の安全確保， | | | | |
| | | | ②国分寺駅周辺の被災状況把握，救護， | | | | |
| | | | ③帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営 | | | | |
| | | | | | | ④救援物資 | |
| | | | | | | | |
| | ・いずみホール | ①市民，職員の安全確保，状況把握・報告 | | | | | |
| | | ②帰宅困難者一時滞在施設及び二次避難 | | | | | |

| 72時間 ～ 7日 | 7日 ～ 1ヶ月 | 1ヶ月 ～ 3ヶ月 | 3ヶ月 ～ 6ヶ月 | 6ヶ月 ～ 1年 | 1年 ～ 1年6ヶ月 | 1年6ヶ月 ～ 2年 |
|-----------------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| | | | 地区防災センター閉鎖 | | | |
| | 学校施設再開 | | 応急仮設住宅入居 | | | 応急仮設住宅解消 |
| | 災害復興本部設置 | | 災害対策本部廃止 | | | 災害復興本部廃止 |
| | | | | | | |
| 分判定 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| ⑤都市復興基本方針等の策定 | | | | | | |
| ⑥建築制限の実施 | | | | | | |
| | | ⑦時限的市街地の検討 | | | | |
| ⑧復興対象地区の設定，復興状況の把握，復興相談所の設置 | | | | | | |
| | | ⑨自立再建に対する支援 | | | | |
| | ⑩被災住宅の応急修理への対応 | | | | | |
| | ⑪一時提供住宅の把握，応急仮設住宅建設への協力 | | | | | |
| | ⑫総合相談窓口の運営 | | | | | |
| | | | | | | |
| 緊急避難場所等への避難誘導 | | | | | | |
| 支援 | | | | | | |
| 調達班の支援 | | | | | | |
| ⑤都市復興基本方針等の策定 | | | | | | |
| ⑥復興対象地区の設定，復興状況の把握 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 所の開設・運営 | | | | | | |

| | | 発災～30分 | 30分～2時間 | 2時間～24時間 | 24時間～72時間 |
|---------------------|-------|--|---------------------------|------------|-----------|
| | | | | 地区防災センター開設 | |
| | | | | | 帰宅困難者解消 |
| | | 災害対策本部設置 | | | |
| 災対建設環境部 | 道路河川班 | ◎道路管理課 ○建設事業課（注1）（街路整備担当課長含む） ・事業計画担当 ・設計工事担当 ○交通対策課 | ①市民，職員の安全確保，班体制準備，関係機関等への | | |
| | | | ②緊急輸送道路等の被害状況把握 | | |
| | | | ③復旧方針等の策定，応急 | | |
| | 下水道班 | ◎下水道課 | ①市民，職員の安全確保，班体制準備，関係機関等への | | |
| | | | ②下水道施設の被害状況把握 | | |
| | | | ③下水道施設復旧方針等 | | |
| | 公園班 | ◎緑と公園課（注2） ・公園緑地係 ・公園緑地担当 ○建設事業課（注2） ・用地担当 | ①市民，職員の安全確保，班体制準備 | | |
| | | | ②公園の状況把握（公園避難所設置状況） | | |
| | | | ③緊急に必要とされる用 | | |
| | | | ④用地確保 | | |
| | | | | | |
| | 給水班 | ◎ごみ減量推進課 | ①市民，職員の安全確保，班体制準備，関係機関等への | | |
| | | | ②上水道施設の被害状況把握 | | |
| | | | ③応急給水の実施 | | |
| | | | ④飲料水の | | |
| | 環境保全班 | ◎環境対策課（清掃施設担当課長含む） | ①市民，職員の安全確保，班体制準備，状況把握・報 | | |
| | | | ②施設の復旧 | | |
| | | | ③施設内仮置場の確保 | | |
| | | | ④関係機関等への連絡 | | |
| | | | ⑤ごみ収集，集積計画の策 | | |
| ⑥し尿処理 | | | | | |
| | | | | | |
| ⑧給水班，救援物資調達班の支援 | | | | | |
| ⑨西国分寺駅周辺の被災状況把握，救護， | | | | | |
| ⑩がれき処 | | | | | |

（注1）課長職を除く

（注2）課長職を含む

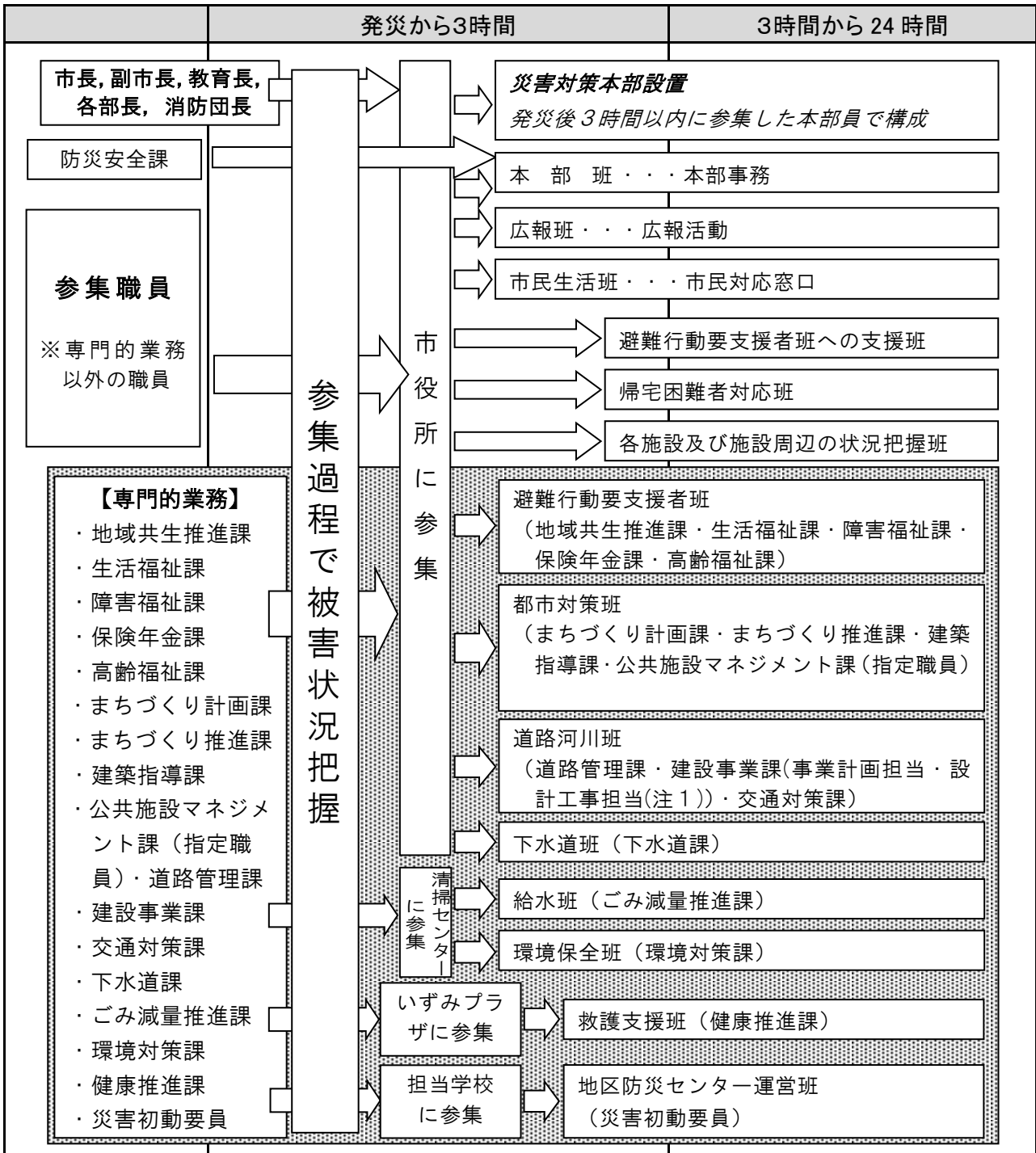
（注3）あらかじめ指定した者のみ

| 72時間 ～ 7日 | 7日 ～ 1ヶ月 | 1ヶ月 ～ 3ヶ月 | 3ヶ月 ～ 6ヶ月 | 6ヶ月 ～ 1年 | 1年 ～ 1年6ヶ月 | 1年6ヶ月 ～ 2年 |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| | | | 地区防災センター閉鎖 | | | |
| | 学校施設再開 | | 応急仮設住宅入居 | | | 応急仮設住宅解消 |
| | 災害復興本部設置 | | 災害対策本部廃止 | | | 災害復興本部廃止 |
| 連絡 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 復旧作業の実施 | | | | | | |
| の連絡 | | | | | | |
| の策定，応急復旧作業の実施 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 地の確保 | | | | | | |
| 地の利用計画の策定 | | | | | | |
| ⑤ 応急仮設住宅用地等の確保 | | | | | | |
| 連絡 | | | | | | |
| 安全確保の実施 | | | | | | |
| 告，委託業者への連絡 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 定，臨時収集の実施 | | | | | | |
| ⑦ 避難所等の消毒の実施 | | | | | | |
| 緊急避難場所等への避難誘導 | | | | | | |
| 理 | | | | | | |

3 勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合の体制

- 勤務時間外に地震が発生すると、職員の参集時間に差が発生することから、勤務時間内と同様の体制を早期に確立することは困難であるため、勤務時間外の発災に対しては、専門的業務とそれ以外の業務に二分して対処する。
- 専門的業務に属する班は各班で体制を確立し活動する。専門的業務以外は、職員の参集順に、本部班、広報班、市民生活班に職員を割り振り、本部体制を確立する。
- その後、地震が発生した時点での優先業務を決定し、参集職員を順次割当てる。
- おおむね24時間経過後から、順次班体制に移行し、全ての災害対応業務を行う。

表3-4：勤務時間外における震度5弱以上の地震が発生した場合の体制



(注1) 課長職を除く

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合における24時間までの分掌事務

(1) 専門的業務以外

| 班 | 構成 | 分掌事務 |
|-----------------|------------------------------------|---|
| 本部班 | 班長： 防災安全課長 班員： 防災安全課含む | <ol style="list-style-type: none"> 1. 市内の被害状況把握に関する事 2. 職員の安否状況及び参集予想時間の把握に関する事 3. 消防団の活動指示に関する事 4. 公共施設の状況把握に関する事 5. 参集職員の業務割当に関する事 6. 車両の手配に関する事 7. 必要資機材の搬出及び調達に関する事 8. 東京都、消防署等の関係機関への連絡に関する事 9. 災害対策本部会議の開催に関する事 10. 応援要請の検討に関する事 11. 応援自治体、NPO、NGO、民間団体との連絡調整に関する事 12. 避難所の開設指示に関する事 13. 参集職員の活動状況把握に関する事 14. 庁舎の安全確保に関する事 15. イン트라ネットの復旧に関する事 |
| 広報班 | 班長 班員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報手段の確保、広報活動の実施に関する事 2. 帰宅困難者への情報提供に関する事 3. 報道機関への対応に関する事 |
| 市民生活班 | 班長 班員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民対応窓口の開設に関する事 |
| 避難行動要支援者班の支援班 | 発災時点の状況により、業務の優先順位を決定し、参集順に職員を割り振る | <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者名簿に基づく安否確認に関する事 |
| 帰宅困難者の対応班 | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国分寺駅、西国分寺駅、国立駅（北口）、恋ヶ窪駅の状況把握に関する事 2. 駅滞留者への情報提供及び救護、誘導に関する事 3. 帰宅困難者一時滞在施設の設置、運営に関する事 |
| 各施設及び施設周辺の状況把握班 | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 派遣先施設の状況把握に関する事 2. 派遣先施設周辺における避難誘導、救助活動、情報収集に関する事 |

(2) 専門的業務

| 班 | 構成 | 分掌事務 |
|-------------|--|---|
| 救護支援班 | 健康推進課 | 1. 医師会災害対策本部の設置・運営支援に関すること 2. 医療救護所の開設・運営に関すること |
| 避難行動要支援者班 | 地域共生推進課 生活福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 保険年金課 | 1. 避難行動要支援者名簿に基づく安否確認に関すること |
| 地区防災センター運営班 | 災害初動要員 | 1. 地区防災センターの開設・運営に関すること 2. 避難所，医療救護所の開設・運営に関すること |
| 都市対策班 | まちづくり計画課 まちづくり推進課 建築指導課 公共施設マネジメント課（指定職員） | 1. 公共施設の応急危険度判定に関すること 2. 一般建築物の応急危険度判定に関すること 3. 家屋被害概況の把握に関すること |
| 道路河川班 | 道路管理課 交通対策課 建設事業課（事業計画担当，設計工事担当（注1）） | 1. 緊急輸送道路等の被害状況把握に関すること 2. 道路等復旧方針等の策定に関すること 3. 応急復旧作業の実施に関すること |
| 下水道班 | 下水道課 | 1. 下水道施設の被害状況把握に関すること 2. 下水道施設復旧方針等の策定に関すること 3. 応急復旧作業の実施に関すること |
| 給水班 | ごみ減量推進課 | 1. 上水道施設の被害情報収集に関すること 2. 応急給水の実施に関すること |
| 環境保全班 | 環境対策課 | 1. 清掃センターの被害状況把握，復旧に関すること 2. 施設内仮置場の確保に関すること 3. ごみ収集，集積計画の策定に関すること 4. し尿処理計画の策定に関すること 5. 給水班の支援に関すること 6. 物資の輸送に関すること |

第4節 施設の活用

1 防災活動拠点

- 災害時の活動の拠点となる施設として、全庁的な機能を持つ災害対策本部は市役所書庫棟会議室を活用する。ただし、状況に応じて第1・第2・第3委員会室等を活用する。
- 医師会災害対策本部はいずみプラザを活用する。
- 市民との連携の拠点となる地区防災センターは、小中学校及び都立国分寺高校、東京経済大学を活用する。地区防災センターには、避難場所（校庭）、避難所、要配慮者保護スペース、医療救護所（市立中学校）、（仮称）地域情報連絡所を開設する。
- 自治会・町内会等の市民の防災組織に対しては、各組織の活動拠点に地区本部の設置を要請し、地区防災センターと連携した応急対策活動を実施する。

表3-5：災害時の活動拠点となる施設

| 発災時の活用 | 施設名 | IP無線 | 倉庫 |
|-----------|---------------------------------------|------|----|
| 災害対策本部 | 本部：市役所書庫棟会議室 | ○ | ○ |
| | 各部・課執務室，庁舎前庭等 | △ | ○ |
| 医師会災害対策本部 | いずみプラザ2階（国分寺市医師会・公衆衛生センター・訪問看護ステーション） | ○ | ○ |
| 地区防災センター | 第一小学校 | ○ | ○ |
| | 第二小学校 | ○ | ○ |
| | 第三小学校 | ○ | ○ |
| | 第四小学校 | ○ | ○ |
| | 第五小学校 | ○ | ○ |
| | 第六小学校 | ○ | ○ |
| | 第七小学校 | ○ | ○ |
| | 第八小学校 | ○ | ○ |
| | 第九小学校 | ○ | ○ |
| | 第十小学校 | ○ | ○ |
| | 第一中学校 | ○ | ○ |
| | 第二中学校 | ○ | ○ |
| | 第三中学校 | ○ | ○ |
| | 第四中学校 | ○ | ○ |
| | 第五中学校 | ○ | ○ |
| | 都立国分寺高校 | ○ | ○ |
| | 東京経済大学 | ○ | ○ |
| 地区本部 | 自治会・町内会等の活動拠点 | × | × |

- 資料3-4：避難所施設利用に関する協定書（都立国分寺高校）
- 資料3-5：地区防災センターの管理運営に関する協定書（東京経済大学）

2 避難所・二次避難所

- 避難所は、自宅で生活することが困難な被災者の生活の場となるものであり、地区防災センターに開設する。地区防災センターには、避難所と合わせて要配慮者保護スペースも開設する。
- 地区防災センターの避難所で生活が困難な要配慮者に対しては、地域センター、福祉施設、図書館・公民館、市立保育園等に二次避難所を開設し誘導する。

表 3-6：避難所となる施設

| 発災時の活用 | 施設名 | I P無線 | 倉庫 |
|----------------|-----------------------|-------|----|
| 避難所・要配慮者保護スペース | 市立小中学校，都立国分寺高校，東京経済大学 | ○ | ○ |
| 二次避難所 | 西町プラザ（にしまち児童館を除く） | ○ | ○ |
| | 内藤地域センター | ○ | ○ |
| | 北町地域センター | ○ | ○ |
| | 北の原地域センター | ○ | ○ |
| | 本町・南町地域センター | ○ | × |
| | もとまちプラザ | ○ | ○ |
| | 福祉センター・生きがいセンターとくら | ○ | × |
| | 室内プール・生きがいセンターこいがくぼ | × | × |
| | さわやかプラザもとまち | ○ | ○ |
| | 障害者センター | × | ○ |
| | いきいきセンター | × | × |
| | 恋ヶ窪公民館・図書館 | ○ | ○ |
| | 光公民館・図書館 | ○ | × |
| | もとまち公民館・図書館 | ○ | × |
| | 本多公民館・図書館 | ○ | × |
| | 並木公民館・図書館 | ○ | × |
| | いずみホール | ○ | × |
| | ひかりプラザ | ○ | × |
| | こくぶんじ保育園 | × | × |
| | ひかり保育園 | × | × |
| 恋ヶ窪保育園 | × | × | |

3 福祉避難所

- 福祉避難所は、市と福祉施設を運営する法人等による協定に基づき、市からの要請に伴い設置する避難所である。
- 私立保育園は原則として0～3歳未満の乳幼児とその家族を、障害者施設は障害の種類に応じた被災障害者と介護者を、高齢者施設は被災高齢者と介護者を対象として受入れを行う。

(1) 障害者(児)対象

| 施設名 | 所在地 | 運営主体 |
|----------------|--------------|-------------------|
| ピア国分寺 | 南町3-4-4 | (福) はらからの家福祉会 |
| さつき共同作業所 | 東元町3-4-19 1階 | |
| 希望園 | 戸倉4-14-7 | (福) けやきの杜 |
| ワークセンターさくら | 戸倉3-1-1 | |
| 地域活動支援センター虹 | 戸倉4-14 | |
| ともしび工房 | 西恋ヶ窪4-10-2 | (福) ななえの里 |
| Ann Bee | 西元町3-6-14 | (福) Ann Bee |
| クラブかたつむり | 日吉町4-29-12 | (福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 |
| 地域デイグループ事業ET教室 | 東戸倉2-10-34 | (福) ココロ学舎 |
| ハッピーテラス国分寺 | 南町2-17-4 1階 | (株) クエスト |

(2) 乳幼児対象

| 施設名 | 所在地 | 運営主体 |
|----------------|-------------|----------------|
| 浴光保育園 | 東恋ヶ窪4-5-1 | (福) 浴光会 |
| やなぎ保育園 | 日吉町1-46-7 | (福) 日吉会 |
| 千春第二保育園 | 戸倉1-22-2 | (福) 千春会 |
| 国分寺Jキッズステーション | 南町3-20-3 | (福) 桑の実会 |
| 西国分寺保育園 | 西恋ヶ窪2-18-1 | (福) 国立保育会 |
| ぶんじっこ保育園 | 本町4-22-9 | (株) こどもの森 |
| アスクこくぶんじ南町保育園 | 南町1-13-9 | (株) 日本保育サービス |
| ポッポのはな保育園 | 日吉町1-2-14 | (福) つくしんぼ共同保育会 |
| ポッポのもり保育園 | 西恋ヶ窪3-5-25 | (福) つくしんぼ共同保育会 |
| 保育園ピコ国分寺 | 南町3-11-7 | (福) じろう会 |
| にしこくワンダーランド保育園 | 西元町2-7-9 | (福) じろう会 |
| 富士本保育園 | 富士本2-30-4 | (福) 国立保育会 |
| ともだちの森保育園 | 高木町1-22-41 | (福) 森友会 |
| くるみの木保育園 | 西町5-8-8 | (福) 大樹の会 |
| えがおの森保育園 | 西恋ヶ窪4-17-18 | (福) 森友会 |
| こもれびの森保育園 | 東恋ヶ窪5-8-3 | (福) 森友会 |

| 施設名 | 所在地 | 運営主体 |
|---------------|--------------|------------------------|
| ひよし保育園 | 戸倉 2-27-6 | (福) 村山苑 |
| ひだまりの森保育園 | 富士本 1-2-16 | (福) 森友会 |
| キャリー保育園国分寺 | 本多 5-2-3 | スリーシーズ (株) |
| ほんだ保育園 | 本多 3-14-12 | (福) 菊美会 |
| グローバルキッズ西国分寺園 | 西恋ヶ窪 3-18-5 | (株) グローバルキッズ |
| 明国保育園 | 東恋ヶ窪 3-5-7 | (福) 明王会 |
| ベネッセ国分寺保育園 | 本多 3-1-7 | (株) ベネッセスタイルケア |
| 桑の実西国分寺保育園 | 西恋ヶ窪 1-32-15 | (福) 桑の実会 |
| 明美保育園 | 南町 3-28-3 | (福) 明王会 |
| 国分寺エンジェル保育園 | 東恋ヶ窪 4-29-10 | (福) 勇志会 |
| あそびの森保育園 | 東恋ヶ窪 2-11-1 | (福) 森友会 |
| あしたの森保育園 | 本町 4-12-6 | (福) 森友会 |
| しんまち保育園 | 新町 1-7-11 | (福) 清心福祉会 |
| キッズガーデン国立駅前 | 光町 1-43-17 | (株) Kids Smile Project |

3) 高齢者対象

| 施設名 | 所在地 | 運営主体 |
|-----------------|-------------|------------|
| 特別養護老人ホーム サンライト | 西町 1-31-2 | (福) 浴光会 |
| 特別養護老人ホーム かがやき | 東恋ヶ窪 2-17-2 | (福) 浴光会 |
| 高齢者在宅複合施設 あじさい苑 | 東恋ヶ窪 3-23-8 | (福) 浴光会 |
| 至誠ホーム ミンナ | 並木町 3-12-2 | (福) 至誠学舎立川 |
| 西恋ヶ窪にんじんホーム | 西恋ヶ窪 1-50-1 | (福) にんじんの会 |

4 補助施設

- 補助施設は、地区防災センターの避難所や二次避難所、福祉避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合における補助施設として位置づけるほか、医師の巡回診療やメンタルヘルスケア会場、幼児・児童の遊び場所など、被災状況に応じた施設として活用する。

| 発災時の活用 | 施設名 | IP無線 | 倉庫 |
|--------|----------------|------|----|
| 補助施設 | 第一・第二東元町学童保育所 | × | × |
| | 第一光町学童保育所 | × | × |
| | 第二光町学童保育所 | × | × |
| | 第三・第四光町学童保育所 | × | × |
| | 第一・第二東恋ヶ窪学童保育所 | × | × |
| | 第一・第二泉町学童保育所 | × | × |
| | 第三泉町学童保育所 | × | × |
| | 第一日吉町学童保育所 | × | × |
| | 第二・第三日吉町学童保育所 | × | × |
| | 第一・第二新町学童保育所 | × | × |

| 発災時の活用 | 施設名 | I P無線 | 倉庫 |
|--------------|-----------------------------|-------|----|
| 補助施設 | 第一本多学童保育所 | × | × |
| | 第二・第三本多学童保育所 | × | × |
| | 西町学童保育所 | × | × |
| | 西恋ヶ窪学童保育所 | × | × |
| | 戸倉学童保育所 | × | × |
| | 本多児童館 | × | × |
| | いずみ児童館 | × | × |
| | にしまち児童館 | ○ | × |
| | しんまち児童館 | × | × |
| | ひかり児童館 | ○ | × |
| | もとまち児童館 | × | ○ |
| | 子ども家庭支援センター・生きがいセンター ひかり | × | × |
| | こどもの発達センターつくしんぼ | × | × |
| | アクティ・ココブンジ | × | × |
| | 学童保育所 かがやき | × | × |
| 総務省情報通信政策研究所 | × | × | |

5 避難場所

- 被害の拡大に対応した避難場所を確保する。

| | |
|----------|--|
| 地区災害時待避所 | 災害発生直後、生命及び身体の安全を確保するために、緊急的に避難する場所。また、被災地の自治会・町内会等が住民の安否確認等の活動をするために活用。 |
| 避難場所 | 被災地に高齢者等避難、避難指示が出された場合に、被災地から避難する場所。 |
| 広域避難場所 | 避難場所が危険な場合に、避難場所から集団で避難する場所。 |
| 緊急避難場所 | 国分寺駅、西国分寺駅の乗降客等が避難する場所。 |

表 3-7：地区災害時待避所・避難場所・広域避難場所・緊急避難場所となる施設

| 発災時の活用 | 施設名 | I P無線 | 倉庫 |
|----------|-----------------------------|-------|----|
| 地区災害時待避所 | 防災協力農地，自治会・町内会等が設定した場所 | × | × |
| 避難場所 | 市立小中学校校庭，都立国分寺高校校庭，東京経済大学構内 | ○ | ○ |
| 広域避難場所 | けやき公園・小平南高校一帯 | ○ | ○ |
| | 史跡武蔵国分寺僧寺跡一帯 | × | × |
| | 情報通信研究機構・東京学芸大学一帯 | × | × |

| 発災時の活用 | 施設名 | IP無線 | 倉庫 |
|----------|--------------|------|----|
| 広域避難避難場所 | 都立武蔵国分寺公園 | × | × |
| | 小平市中央公園（小平市） | × | × |
| 緊急避難場所 | 都立殿ヶ谷戸庭園西側公園 | × | ○ |
| | 早稲田実業学校 | × | × |
| | 泉町多喜窪公園 | × | × |

6 生活支援

- 飲料水は、2箇所の給水拠点、17箇所の避難所応急給水栓等及び22箇所の消火栓より給水する。
- ごみ・がれきの処理は、清掃センター及び史跡国分寺僧寺跡一帯を活用する。
- 生活物資、救援物資は、スポーツ施設を集積・輸送拠点として活用する。
- 仮設住宅は、公園施設を設置場所として活用する。

表3-8：被災者の生活支援に活用する施設

| 発災時の活用 | 施設名 | IP無線 | 倉庫 |
|----------------------------------|---------------|-------|-------|
| 給水拠点 | 国分寺北町給水所 | × | △(※1) |
| | 東恋ヶ窪配水所 | × | △(※1) |
| 避難所応急給水栓 | 各地区防災センター | ○ | ○ |
| 消火栓 ※応急給水可能として都水道局から指定を受けた消火栓 | 各地区防災センター | △(※2) | × |
| | 市役所 | ○ | ○ |
| | 内藤地域センター | ○ | ○ |
| | 窪東公園 | × | ○ |
| | さわやかプラザもとまち | ○ | ○ |
| | 西国分寺駅南口自転車駐車場 | × | ○ |
| ごみ・がれき処理 | 清掃センター | ○ | × |
| | 史跡武蔵国分寺僧寺跡一帯 | × | × |
| 生活物資の集積・輸送拠点 | 市民スポーツセンター | ○ | ○ |
| | 市民ひかりスポーツセンター | ○ | × |
| 応急仮設住宅建設用地 | 都立武蔵国分寺公園泉地区 | × | × |
| | けやき運動場 | ○ | ○ |
| | 窪東公園 | × | ○ |
| | 北町公園 | × | × |

※1：給水拠点の倉庫は東京都が設置・管理している。

※2：給水設備を活用する場合の連絡手段は、付近の地区防災センターに配備しているIP無線機を活用する。

7 救援・救護

- 他市町村からの支援，ボランティア等の活動拠点は，市民スポーツセンターとする。
- 自衛隊，緊急消防援助隊等の救出・救助は，史跡武蔵国分寺跡（尼寺），市立黒鐘公園を活動拠点とする。
- 災害時ヘリコプター緊急離着陸場は，窪東公園を活用する。
- 一時の遺体収容所として，民間施設の活用を要請する。

表 3-9：救援・救護に活用する施設

| 発災時の活用 | 施設名 | I P 無線 | 倉庫 |
|--------------|--------------|--------|----|
| ボランティア活動拠点施設 | 市民スポーツセンター | ○ | ○ |
| 救出・救助部隊の活動拠点 | 史跡武蔵国分寺跡（尼寺） | × | × |
| | 黒鐘公園 | × | × |
| ヘリコプター緊急離着陸場 | 窪東公園 | × | ○ |
| 一時の遺体収容所 | 鳳林院 | × | × |

8 帰宅困難者対応

- 駅周辺の滞留者で徒歩帰宅が困難な帰宅困難者を受け入れるため，国分寺駅，西国分寺駅，国立駅（北口周辺），恋ヶ窪駅付近の施設を帰宅困難者一時滞在施設として開設する。
- ターミナル駅の混乱防止対策を推進する。
- 都は，国分寺労政会館及び都立多摩図書館，都立国分寺高校，都立小平南高校を帰宅困難者のための一時滞在施設として設置・運営する。

表 3-10：帰宅困難者を支援する施設

| 発災時の活用 | 施設名 | I P 無線 | 倉庫 |
|-------------------|----------------------|--------|----|
| 国分寺駅周辺の帰宅困難者の受入れ | 本町・南町地域センター | ○ | × |
| | 本多公民館 | ○ | × |
| | cocobunji プラザ | ○ | × |
| 西国分寺駅周辺の帰宅困難者の受入れ | いずみホール | ○ | × |
| 国立駅北口周辺の帰宅困難者の受入れ | ひかりプラザ 203・204会議室 | ○ | × |
| 恋ヶ窪駅周辺の帰宅困難者の受入れ | 恋ヶ窪公民館 | ○ | ○ |

9 その他の施設

- 予備施設は、利用者の安全を確保した後に一時閉鎖し被害状況を把握し、被害状況に応じて有効に活用する。

表 3-11：その他災害対策で活用する施設

| 発災時の活用 | 施設名 | I P無線 | 倉庫 |
|--------|-------------|-------|----|
| 予備施設 | 文化財資料展示室 | × | × |
| | 民俗資料室 | × | ○ |
| | 本多武道館 | × | × |
| | 多喜窪公会堂 | × | × |
| | 生きがいセンターほんだ | × | × |

10 公共空間の使用調整

- 使用調整の主旨

地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、市本部で総合的に調整する。
- オープンスペースの使用調整
 - (1) 市有施設
 - ア 市が管理する市立公園等のオープンスペースの使用については、公園班が中心となり、調整を行う。
 - イ オープンスペースの使用目的は、被災後の時間の経過とともに変化することから、公園班は、定期的に各オープンスペースの使用責任者に対して使用状況に関わる報告を求め、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。
 - (2) 都府施設
 - ア 都が管理する都立公園等のオープンスペースの使用にあたっては、市災対本部会議における審議を経たうえで、本部班が市の利用要望を都本部に提出する。
 - イ 市がオープンスペースを使用する場合は、本部班が、その使用状況を定期的に都本部に報告する。
 - ウ 都本部は、オープンスペース使用調整会議において、市の利用要望と、都等の使用見込みとの調整を行う。
 - エ 都のオープンスペース使用調整会議は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。

第5節 防災会議の招集

- 市内に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があると認められるときは、市防災会議の委員は、会長である国分寺市長に市防災会議の招集を要請する。

第6節 関係機関の活動体制

1 責務

- 防災関係機関等は、市域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、法令、都防災計画、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、それぞれ災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

- 防災関係機関は、前記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等をあらかじめ定めておくものとする。
- 資料3-6：関係機関の活動体制

第2章 情報の収集・伝達

- 災害発生時には、通常使用している固定電話や携帯電話は回線の集中等により関係機関との主要な連絡手段として活用することは難しいため、速やかにIP無線機等が使用できるように準備し、情報連絡体制を確立する。
- 災害発生直後は市、関係機関及び市民がそれぞれの立場から被災状況等の情報収集活動を展開し、市の被災状況全体を明らかにする。
- 市災害対策本部で整理した情報を様々な手段で市民に広報する。

〈実施担当〉

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|------------------|--------------------|--|
| 第1節 情報連絡体制 | 本部班，広報班，各班 | 都，国分寺消防署，小金井警察署，市民，事業者，防災推進委員，自治会等，その他防災関係機関 |
| 第2節 災害予警報の発表・伝達 | 関係班 | 事業者 |
| 第3節 被害状況等の情報収集体制 | 本部班，各班，国分寺市消防団 | 都，市民，防災推進委員，事業者，国分寺消防署，小金井警察署，その他防災関係機関 |
| 第4節 広報広聴活動 | 本部班，広報班，各班，国分寺市消防団 | 都，国分寺消防署，小金井警察署，東京電力パワーグリッド立川支社，東京ガスグループ，JR東日本，西武鉄道，防災推進委員 |

〈主な期間の応急復旧活動〉

| 機関名 | 発災 | 1時間 | 24時間 | 72時間 |
|-----|----------|---|------|-------|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 市 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信機器の確認 ○ IP無線機の設置・運用開 ○ 情報システム稼働確認・復旧 ○ 被害状況等の情報収集 ○ 広報活動の実施 ○ 報道機関への対応 | | |

| 機関名 | 発災 | 1 時間 | 24 時間 | 72 時間 | |
|--------|---|------|-------|-------|-------|
| | 初動態勢の確立期 | | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 都 | ○ 通信機器の確認 ○ 市への災害情報の提供 ○ 被害情報のとりまとめ、国への報告 | | | | |
| 国分寺消防署 | ○ 通信機器の確認 ○ 市及び第八方面本部等との連 ○ 被害情報のとりまとめ、都等への報告 | | | | |
| 小金井警察署 | ○ 広報活動の実施 ○ 通信機器の確認 ○ 市及び管内交番等との連絡 ○ 被害情報のとりまとめ、都等への報告 | | | | |
| 防災関係機関 | ○ 広報活動の実施 ○ 通信機器の確認 ○ 市本部への報告 ○ 広報の実施 | | | | |

第1節 情報連絡体制

1 情報連絡手段の確保

災害時には、表3-12に示す有線、無線、口頭による連絡手段を確保する。

| 担当 | 対策内容 |
|-----|---|
| 各班 | ○ 各課が所管する電話、FAX、庁内イントラネット及び各課で導入した情報システム、IP無線機が使用できるかを確認する。 →使用できない場合は、口頭連絡員を配置し、本部に報告する。 |
| 本部班 | ○ 市本庁舎の内線電話及び一般電話、FAXが使用できるかを確認し、使用できる場合は災害時優先電話（※）に指定されている電話機を中心に活用する。使用できない場合は、応急修理を手配する。 ○ 東京都防災行政無線が使用できるかを確認する。使用できない場合は、協定に基づき国分寺消防署戸倉出張所に配備されている消防電話用通信設備を活用する。 ○ 市防災行政無線（固定系・移動系）が使用できるかを確認する。 ○ IP無線機を適切に設置し、通信可能な状態にする。 ○ 庁内イントラネットの状況が使用できるかを確認する。 |

※ 災害時優先電話：あらかじめNTTが指定していた電話機から発信すれば、被災地及びその途中にある全ての電話設備が被災しない限り、優先的に通話を確保される。

- 資料3-7：非常用発電機対応コンセント配置図
- 資料3-8：非常通信の運用に関する協定書

表 3-12：災害時の連絡手段

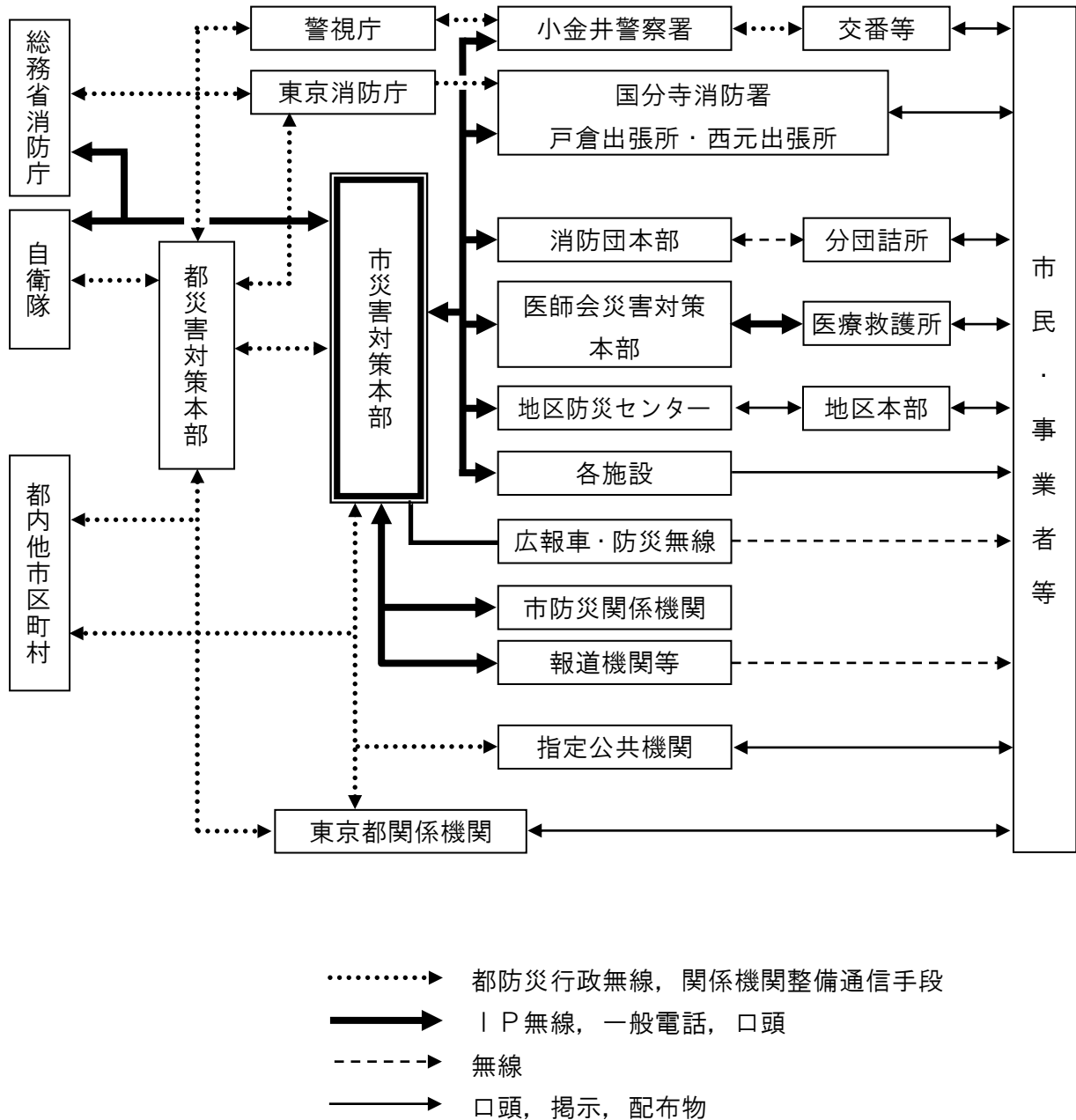
| 主な連絡手段 | | 主な通信区間 |
|--------|--------------|-------------------------------|
| 有線 | 一般加入電話・FAX | 関係機関，庁内，各施設等 |
| | 災害時優先電話 | |
| | 庁内イントラネット | 庁内，各施設等 |
| 無線 | 都防災行政無線 | 都，関係機関，都内市区町村 |
| | IP無線 | 関係機関，各施設等 |
| | 市防災行政無線（移動系） | 災害現場，消防団詰所 |
| | 市防災行政無線（固定系） | 市内全域 |
| 口頭 | 連絡員による伝達 | 機器による通信手段が使用できない場合における庁内，各施設等 |

2 情報連絡体制の確立

| 機関名 | 内容 |
|--------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部班は，東京都防災行政無線を活用し，都本部に対する情報連絡体制を確立する。 ○ 本部班は，東京都防災行政無線が使用不能となった場合，協定に基づき国分寺消防署戸倉出張所に配備されている消防電話用通信設備のうち電話またはFAXを活用し，都本部に対する情報連絡体制を確立する。 ○ 本部班は，情報の収集及び伝達に関する担当者を配置する。 ○ 夜間休日における都との連絡は宿直が担当する。宿直室に都防災行政無線が配置されているため活用する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ IP無線を活用し，市本部との連絡体制を確立する。 ○ 警察無線，警察電話を活用し，管内交番，駐在所及び地域安全センターとの連絡体制を確立する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ IP無線を活用し，市本部との連絡体制を確立する。 ○ 消防・救急デジタル無線，消防電話を活用し，管内消防出張所，第八消防方面本部，警防本部，他の署隊本部との連絡体制を確立する。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都防災行政無線を基幹として，都各局保有の無線等の通信連絡手段により，関係防災機関との連絡体制を確立する。 ○ 消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し，緊急災害現地対策本部または総務省消防庁，及び他府県等との通信連絡体制を確立するほか，中央防災無線を利用して関係省庁との連絡体制を確立する。 |

| 機関名 | 内容 |
|---------|---|
| その他防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により連絡体制を確立する。 ○ 無線通信手段を有しない協定団体等の防災機関は、電話・FAX・携帯電話等の通信機器の点検を行い、利用に支障がある場合は、口頭による連絡手段を前提とした体制を確立する。 |

図3-3：災害時の情報連絡系統



3 市内部の情報連絡体制

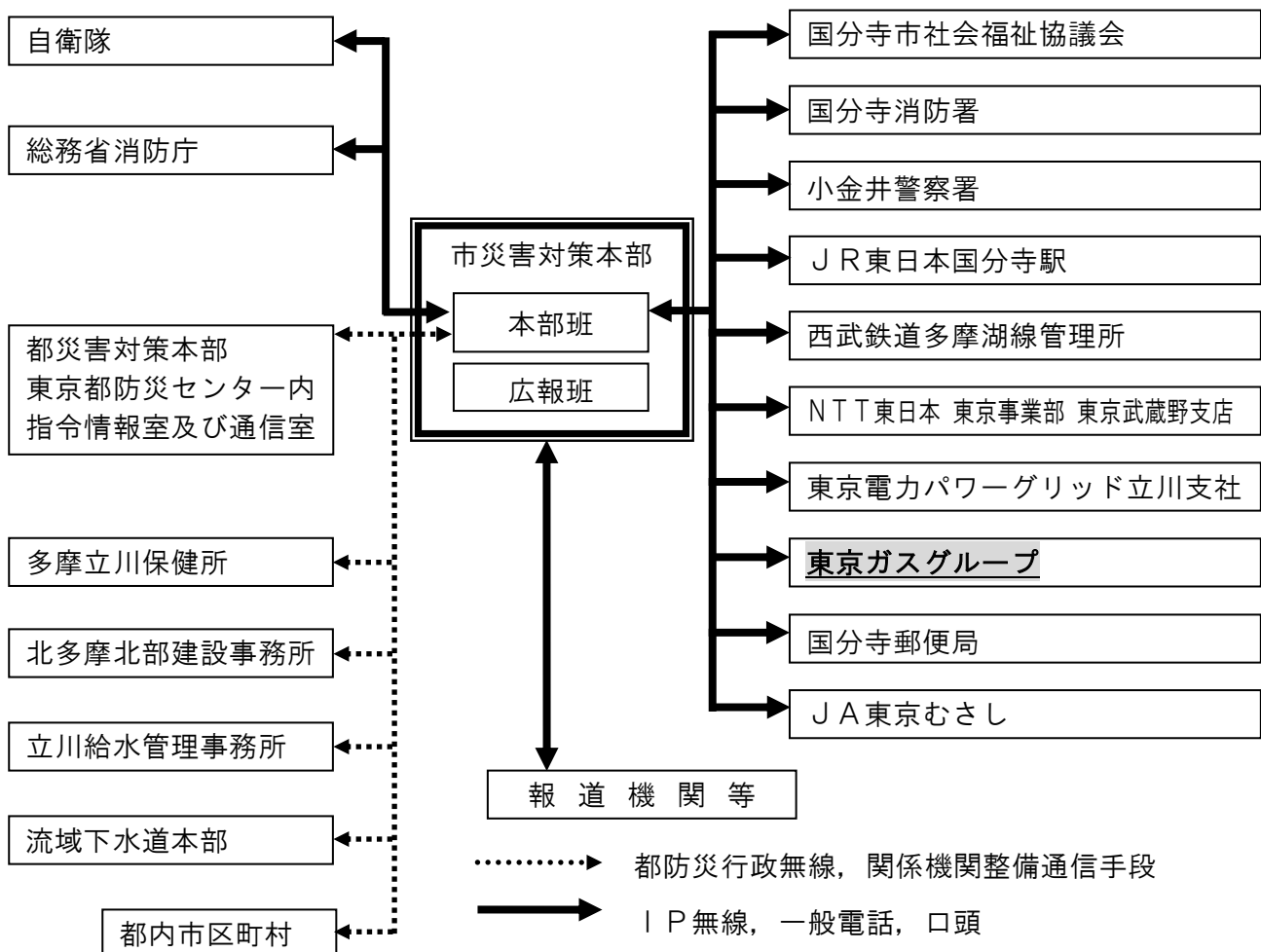
- 一般電話が使用できない場合における市内部の連絡は I P 無線機を活用する。
- I P 無線機は本部設置が 17 台のため、連絡が集中する可能性があることに留意する。

● 資料 3-9 : I P 無線機の配備状況

4 市と関係機関の連絡体制及び手段

| 担当 | 対策内容 |
|-----|-------------------------------------|
| 本部班 | ○ 本部班は下図に示す行政機関及び指定公共機関との連絡体制を確立する。 |
| 広報班 | ○ 広報班は、報道機関との連絡体制を確立する。 |

図 3-4 : 関係機関との連絡体制

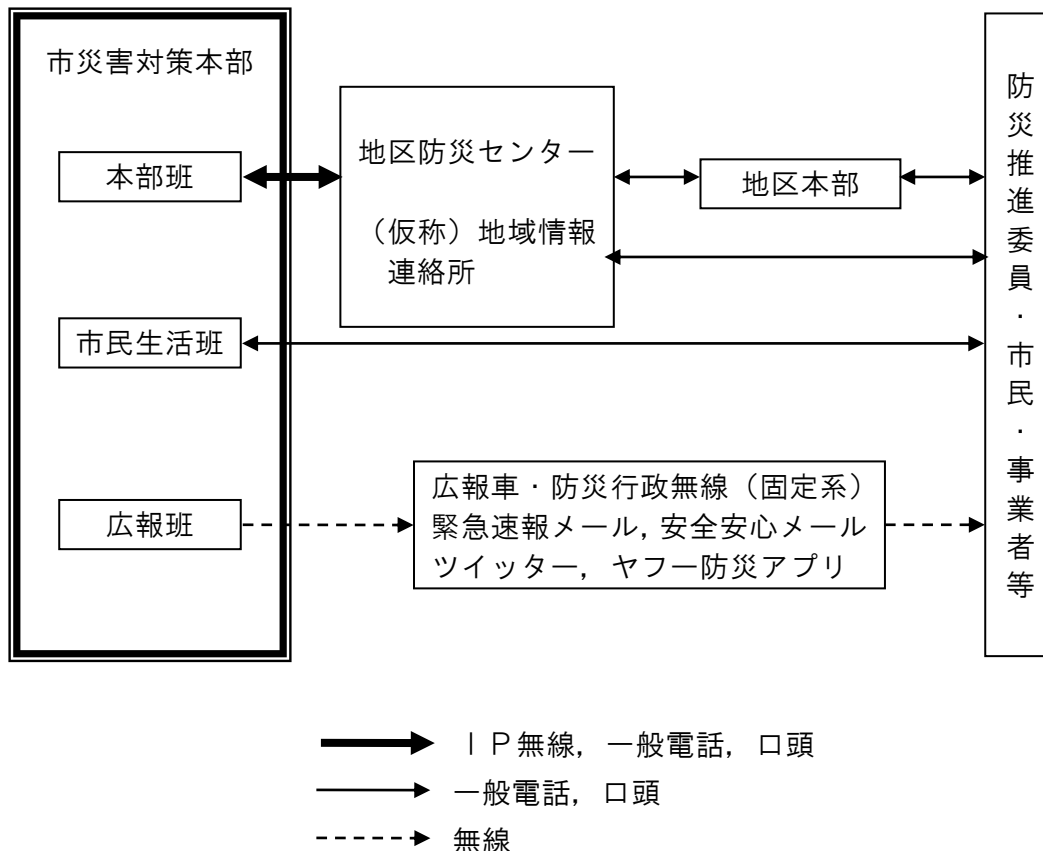


※ 帰宅困難者等に関する鉄道会社各駅（JR 国分寺駅，西国分寺駅，国立駅，西武国分寺駅，恋ヶ窪駅）との連絡については，JR 国分寺駅が拠点となり市本部と連絡をとる。

5 市と市民の連絡体制及び手段

| 担当 | 対策内容 |
|--------------|--|
| 市民生活班 | ○ 庁舎に市民対応窓口を開設し、有線及び口頭による市民からの情報を把握する。 |
| 地区防災センター一運営班 | ○ 地区防災センターに「(仮称)地域情報連絡所」を開設し、周辺住民からの情報を本部班に連絡する。 |
| 広報班 | ○ 広報車，防災行政無線（固定系）等を活用し，市民に情報を提供する。 |
| 自治会等 | ○ 自治会・町内会等区域内の住民の状況を地区本部でとりまとめ，地区防災センターに連絡する。 |
| 防災推進委員 | ○ 地域の被害状況を最寄りの地区本部，(仮称)地域情報連絡所，市民対応窓口で連絡する。 |
| 市民・事業者 | ○ 自宅周辺等の状況を最寄りの地区本部，(仮称)地域情報連絡所，市民対応窓口で連絡する。 |
| 防災推進委員 市民 | ○ (仮称)地域情報連絡所を運営し，地域住民から寄せられる被害情報等を取りまとめる。 |

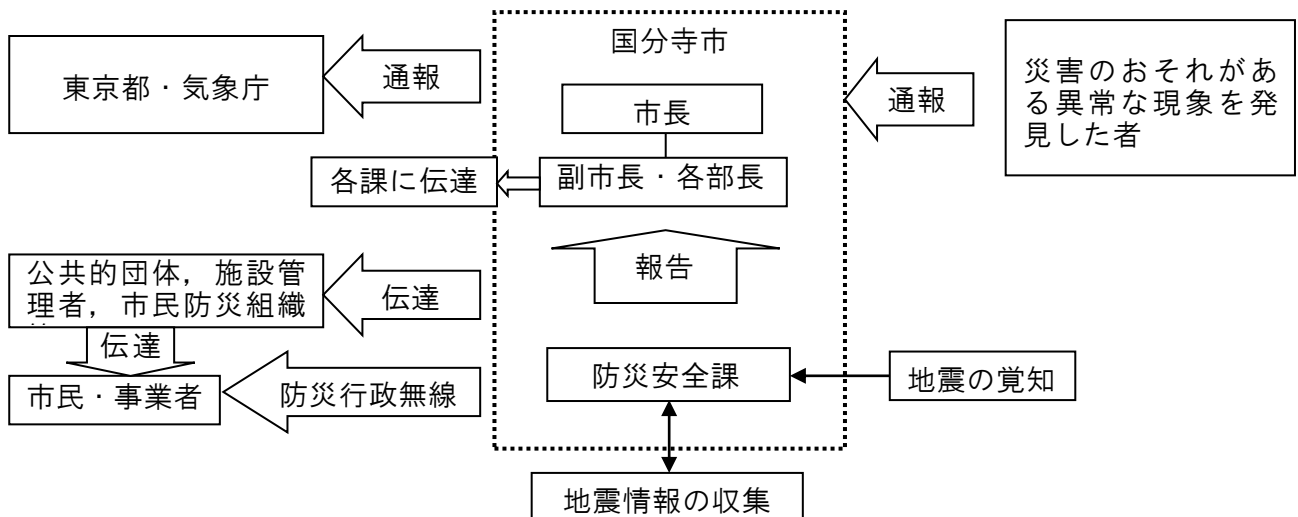
図3-5：市と市民の連絡体制



第2節 災害予警報の発表・伝達

| 担当 | 対策内容 |
|----------------|---|
| 災害対策本部関係 部課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災安全課は、地震を覚知したときは、地震計ネットワーク、都災害情報システム、テレビ、ラジオ等を利用し、市内及び近隣地域の地震情報を収集するとともに、必要に応じて市長、副市長、教育長、各部長に報告する。 ○ 報告を受けた各部長は、その内容に応じた適切な措置を講じ、各課、出先機関に伝達する。 ○ 本庁舎に設置された震度計において震度5弱以上の地震を観測した場合は、防災行政無線（固定系）が自動起動し、市民へ情報を伝達する。 ○ 市長は必要に応じ、管内の公共的団体、防災に関する市民組織に伝達し、住民への周知を図る。 |
| 市民・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害のおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長または警察官に通報する（災害対策基本法第54条）。 ○ 通報を受けた市長は、東京都（総合防災部）及び気象庁に通報する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警防本部から災害に関する予警報の連絡を受けた場合は、市本部へ連絡するとともに市民に周知を図る。 ○ 地震に起因する水防情報を得た場合には、関係機関に通報し市民に周知を図る。 |

図3-6：災害予警報の伝達方法



第3節 被害状況等の情報収集体制

1 初動期の情報収集

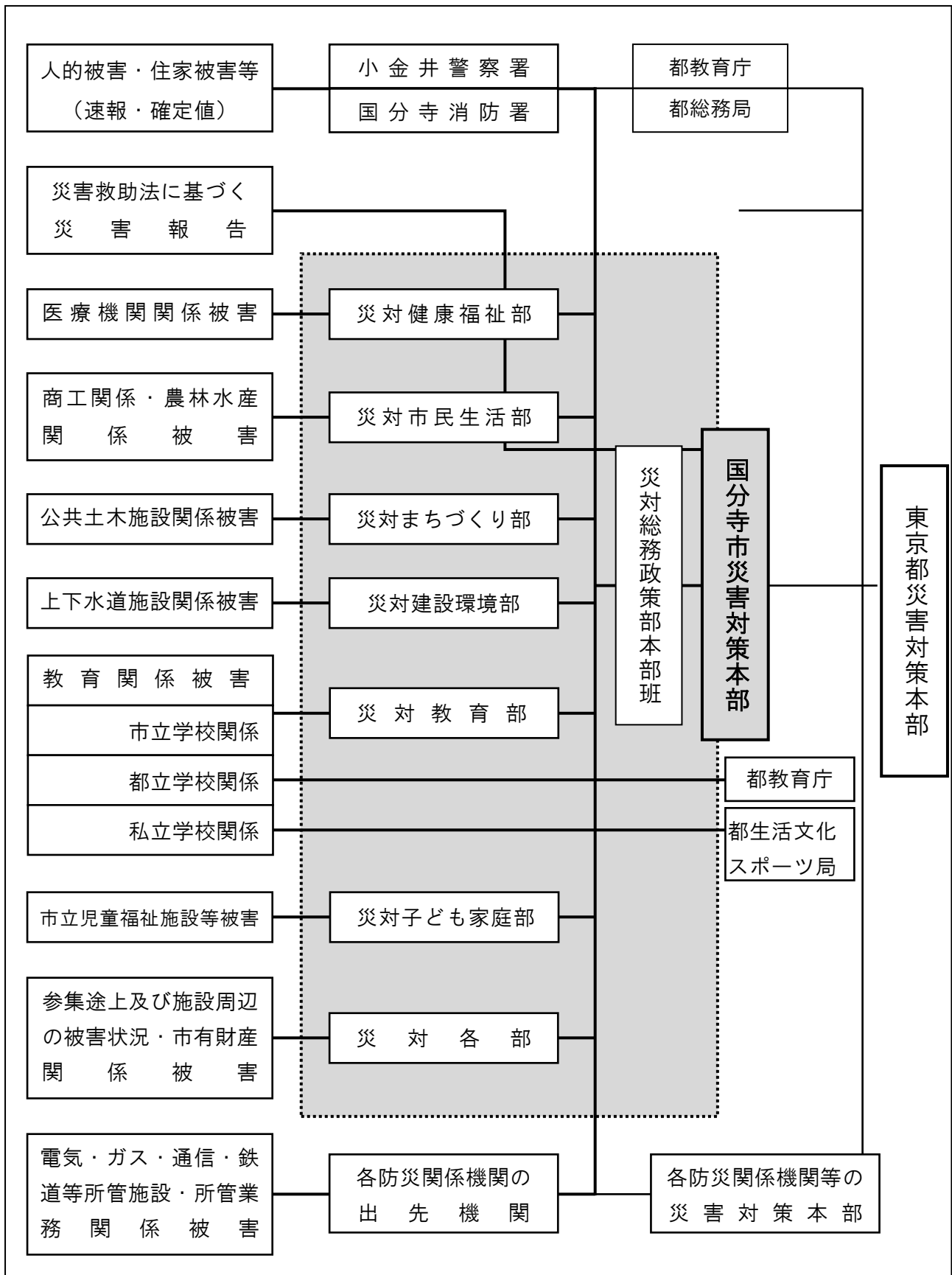
- 災害発生時には、各班、関係機関は速やかに被害情報を収集するとともに、応急対策活動の状況と併せて、本部班に報告する。市長は、被害の具体的な状況を都に報告する（災害対策基本法第53条第1項、消防組織法第22条）。

| 担当 | 対策内容 | |
|-----|---|---|
| 各職員 | 勤務時間内 | ○ 初動期の活動中に見聞した内容を、地区防災センターまたは各班に戻り報告する。 |
| | 勤務時間外 | ○ 参集する際に見聞した内容を本部班または各班に報告する。 |
| 各班 | ○ 所属職員の見聞した情報を収集し各部長に報告する。 | |
| 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都、関係機関と連絡をとり、災害情報等を収集するとともに、各班の報告を集約する。 【情報集約の留意点】 ○ 災害の全体像を把握する。 ○ 情報未収集地区の収集手立てを講ずる。 ○ 情報の確認、未確認の区分を明確にする。 ○ 災害危険診断地図に基づき、二次被害の拡大のおそれのある地区の情報収集に努める。 | |

表 3-13：初動期の把握情報一覧

| 担当 | 把握すべき情報の内容 |
|-------------------|--------------------------------------|
| 本部班 | 職員の被害，来庁市民の被害，庁舎の被害 |
| 協力班 | 広域避難場所の状況，国分寺駅周辺・恋ヶ窪駅周辺の被害・帰宅困難者状況 |
| 救護支援班 | 医療機関の被害，市内の人的被害，医療救護所の開設運営状況 |
| 避難行動要支援者班 | 避難行動要支援者の安否確認進捗状況，社会福祉施設の被害 |
| 保育・子育て支援班 | 園児の被害，児童・幼児の被害 |
| 子ども庶務班 | 施設の被害 |
| 市民生活班 | 市民対応窓口を通じた市民からの情報，帰宅困難者一時滞在施設の開設運営状況 |
| 物資管理班 (1班) | 国立駅周辺の被害及び帰宅困難者状況，帰宅困難者一時滞在施設の開設運営状況 |
| 学校管理・運営班 | 児童生徒の被害，地区防災センター開設運営状況 |
| 地区防災センター 運営班 | 地区本部，防災推進委員等と協力し地域の被害，避難者の状況（人数・負傷） |
| 社会教育施設班 | 帰宅困難者一時滞在施設の開設運営状況 |
| 都市対策班 | 市内全域の建物被害概要，公共施設の応急危険度判定進捗 |
| 国分寺駅周辺班 | 国分寺駅周辺の被害，帰宅困難者状況 |
| 道路河川班 | 緊急輸送道路等主要道路の被害 |
| 下水道班 | 下水道施設の被害状況 |
| 公園班 | 市内公園の状況 |
| 給水班 | 上水道施設の被害状況，応急給水進捗状況 |
| 環境保全班 | 清掃施設の被害状況，西国分寺駅周辺の被害及び帰宅困難者状況 |
| 各施設 | 職員・施設利用者の被害，施設及び周辺の被害 |
| 地区本部 | 自治会・町内会等区域内の住民・建物等の被害 |
| 国分寺市消防団 | 火災発生状況，建物被害，人的被害 |
| 防災推進委員 市民・事業者等 | 建物被害，人的被害，火災発生状況，交通障害物の有無 |

<各機関の報告体制図>



2 報告体制

| 機関名 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|-------------------|----------------------|------|------|------|--|----|------|----------|--|---------------|----------------------|------|--|----|------|------|--------|-------------------|------|--------|----|--------------|------|--|-------------|------|
| 市 | <p>○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>(1) 報告すべき事項 災害の原因，災害が発生した日時，災害が発生した場所または地域，被害状況（被害の程度は，認定基準（資料第 71 「被害程度の認定基準」別冊 P117）に基づき認定），災害に対して既に行った措置及び今後とろうとする措置，災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類，その他必要な事項</p> <p>(2) 報告の方法 原則として，システム端末の入力による（ただし，システム端末の障害等により入力できない場合は，電話，FAX 等により報告する。）。</p> <p>(3) 報告の種類・期限等</p> <table border="1" data-bbox="470 909 1422 1370"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>災害総括 被害情報 措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">要請通知</td> <td>即時</td> <td>要請情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後 20 日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報 措置情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害年報</td> <td>毎年 4 月 20 日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については，第 3 部第 18 章災害救助法の適用に定めるところによる。</p> <p>(5) 国への報告 都への報告ができない場合，直接，国（総務省消防庁）に報告する。 【国（総務省消防庁）連絡先】 TEL 03-5574-0119 FAX 03-5574-0190</p> | 報告の種類 | | 入力期限 | 入力画面 | 発災通知 | | 即時 | 発災情報 | 被害措置概況速報 | | 即時及び都が通知する期限内 | 災害総括 被害情報 措置情報 | 要請通知 | | 即時 | 要請情報 | 確定報告 | 災害確定報告 | 応急対策を終了した後 20 日以内 | 災害総括 | 各種確定報告 | 同上 | 被害情報 措置情報 | 災害年報 | | 毎年 4 月 20 日 | 災害総括 |
| 報告の種類 | | 入力期限 | 入力画面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発災通知 | | 即時 | 発災情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害措置概況速報 | | 即時及び都が通知する期限内 | 災害総括 被害情報 措置情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要請通知 | | 即時 | 要請情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確定報告 | 災害確定報告 | 応急対策を終了した後 20 日以内 | 災害総括 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 各種確定報告 | 同上 | 被害情報 措置情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害年報 | | 毎年 4 月 20 日 | 災害総括 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小金井警察署 | <p>○ 各方面本部，各警察署及びヘリコプターテレビから収集した情報を，都に通報するとともに，東京消防庁，自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。</p> <p>○ 主な収集事項は，家屋の倒壊状況，死者・負傷者等の状況，収容道路・高速道路・橋及び交通機関の状況，住民の避難状況，火災の拡大状況，堤防・護岸等の破損状況，電気・水道・ガス・通信施設の状況，その他とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機関名 | 内容 |
|----------|--|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都と共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高所見張り員等による管内の火災発生状況，建物倒壊状況等の把握 (2) 地震計，地震被害予測システム，延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 (3) 消防車両，情報活動隊，広報車隊，巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握 (4) 地震による水災または風水害等の発生状況，消防活動状況の把握 (5) 消防職員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握 ○ 主な情報収集事項は，火災発生状況及び消防活動状況，救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況，避難道路及び橋梁の被災状況，避難の必要の有無及び状況，救急告示医療機関等の診療状況，その他消防活動上必要ある状況とする。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都各局は，所管施設及び所管業務に関する所在市区町村別の被害状況等を調査し，都総務局に報告する。 ○ 都各局の出先事業所は，周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を，別に定める報告要領に基づき，都総務局に報告する。 ○ 都総務局は，市区町村，都各局，指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ，消防組織法第22条及び災害対策基本法第53条に基づき国（総務省消防庁）に報告するほか，他関係防災機関に被害状況等を通報する。 ○ 都総務局は，状況により必要がある場合は，災害地調査班を編成し，現地の状況を調査する。ただし，班の数及び構成その他必要事項は，事態に応じ適宜定める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 調査事項は，災害原因，被害状況，応急措置状況，災害地住民の動向及び要望事項，現地活動の隘路，その他必要事項とする。 (2) 現地調査にあたっては，災害対策用車両の有効適切な活用を図り，調査の結果を随一都総務局に報告する。なお，調査の際，重要な情報があるときは，直ちに報告する。 ○ 都総務局は，被害状況等をとりまとめ，必要に応じ，市区町村等の関係防災機関に提供する。 |
| その他の防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各防災機関は，所管施設に関する所在市区町村別の被害，既にとった措置，今後とろうとする措置その他必要事項について，市区町村の例に準じ都に報告する。 ○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については，「災害報告取扱要領」による。 ○ システム端末設置期間は，必要に応じ，端末に入力する。 |

第4節 広報広聴活動

1 広報手段の確保

| 担当 | 対策内容 |
|------------------------------------|--|
| 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線（固定系）が使用できるかを確認する。 →統制卓（防災安全課内）が使用できない場合は、無線局舎に保管してある副統制卓を活用する。 副統制卓も使用不可能な場合は、各子局のボックスに内蔵されているハンドマイク機能を活用する。 ○ 職員安否確認メール、エリアメールが使用できるかを確認する。 ○ 庁用車のうち、拡声器が配備されている車両を準備する。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市ホームページ（携帯サイトを含む）が更新可能かを確認する。 ○ 市ツイッター・安全安心メール・ヤフー防災アプリが使用できるかを確認する。 ○ ジェイコム東京及びFMたちかわに放送を要請する。 |
| 地区防災センター運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区防災センターのあらかじめ定めた場所に掲示板を設置する。 |
| 国分寺駅周辺班 協力班 社会教育施設班 環境保全班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺駅，西国分寺駅，国立駅，恋ヶ窪駅でトランジスタメガホンを活用して広報する。 ○ 各駅の放送設備が使用できるかを駅員に確認する。 |
| 国分寺市消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ポンプ車の拡声器が使用できるかを確認する。 |

- 資料3-10：携帯電話等の電子メール機能を利用する生活安全情報配信取扱基準
- 資料3-11：国分寺市緊急速報メール配信事業実施基準
- 資料3-12：国分寺市防災無線ダイヤルイン運用基準
- 資料3-13：災害時における災害情報の放送等に関する協定書（ジェイコム東京）
- 資料3-14：災害時における災害情報の放送業務に関する協定書（FMたちかわ）

2 市の広報活動

- 市内区域や所管施設において災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、直ちに小金井警察署，国分寺消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。
- 防災行政無線が聞こえにくい地域が判明した場合は、代替として広報車を活用した広報を行う。

| 担当 | 対策内容 | |
|-----|-------------|---|
| 広報班 | 地震発生直後 | 地震情報，被害情報，火災等の二次災害防止に関する情報 等 |
| | 避難所開設後 | 避難所開設情報，給水・食料配布情報，医療救護所開設情報 等 |
| | ライフライン状況判明後 | ライフラインの被害情報，ガス・電気等の取扱い留意事項，ライフライン復旧と復旧時の取扱い留意事項 等 |
| | 必要に応じて | 避難指示等の避難情報，デマ情報への注意呼びかけ 等 |

| 担当 | 対策内容 |
|-------------|---|
| 地区防災センター運営班 | ○ 掲示板を設置し，地区本部等と連携して住民に対する広報を行う。 |
| 国分寺駅周辺班 | ○ 掲示板やハンドマイク，駅の放送設備等を活用して広報を行う。 ○ 商業施設及び鉄道管理者と連携し，情報の掲示，伝達を行う。 |
| 各班 | ○ 施設に掲示板を設置し，市からの情報を掲示する。 |
| 地区本部 | ○ 地区防災センター，消防，警察など関係機関の情報を住民に伝達する。 |
| 防災推進委員 | ○ 地区防災センターや地区本部で得た情報を近隣住民に伝達する。 ○ 市からの情報提供チラシを地域住民に配布する。 |

3 関係機関の広報活動

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 国分寺消防署 | ○ 広報内容 災害に関する情報を収集し，関係機関と協力して次の事項に重点をおいて，適宜的確な広報を実施する。 (1) 身の安全，出火の防止，初期消火，救出救護及び避難行動要支援者への支援の呼びかけ (2) 火災及び水災，風水害等に関する情報 (3) 避難指示等に関する情報 (4) 人心安定を図るための情報 (5) 救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他市民が必要としている情報 ○ 広報手段 (1) 広報車の車載拡声装置等 (2) 消防署及び町会の掲示板等への掲示及び口頭 (3) ホームページ・SNS・消防アプリ等による情報提供 (4) 東京消防庁災害時支援ボランティア等による情報提供 |
| 小金井警察署 | ○ 広報活動 災害時においては，各交番等から災害に関する情報を収集し，関係機関と協力して次の事項に重点をおいて，適時活発な広報活動を実施する。 (1) 被害状況，救援活動及び警備活動に関すること。 (2) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関すること。 (3) 治安状況及び犯罪の防止活動に関すること。 ○ 広報手段 広報車及び広報資器材を活用し，または口頭，掲示，印刷物の配布等の方法により時宜に応じた広報活動を実施する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------|--|
| 都水道局 | <p>○広報活動</p> <p>(1) 発災直後に行う広報</p> <p>ア 水道施設の稼働状況</p> <p>イ 給水所及び配水所における飲料水</p> <p>ウ 応急対策の基本方針</p> <p>エ その他住民への協力要請等</p> <p>(2) 応急対策開始後に行う広報</p> <p>ア 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み</p> <p>イ 復旧作業の実施方針</p> <p>ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況</p> <p>エ 住民の注意すべき事項及び協力要請</p> <p>(3) 応急対策の進捗に伴う広報</p> <p>ア 水道施設の被害詳細及び復旧見込み</p> <p>イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域</p> <p>ウ 当日の復旧活動の概要</p> <p>エ 水質についての注意</p> <p>オ 住民への協力要請</p> <p>○広報の手段</p> <p>(1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する他、ホームページやSNSを活用して行う。</p> <p>(2) 拡声器付自動車による路上広報のほか、市の協力を得て、市の防災行政無線により行う。</p> |
| 東京電力パワーグリッド立川支社 | <p>○ 感電事故及び漏電による出火防止のため、需要家に対し次の諸点を十分PRする。</p> <p>(1) 垂れ下がった電線には絶対に触れない。</p> <p>(2) アイロンやドライヤーなど使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜く。</p> <p>(3) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切る。</p> <p>○ 前記(1)～(3)については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うなど逐次直接当該地域へ周知する。</p> <p>○ 震災時及び復旧時の電力供給の果たす役割が大きいことから、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。</p> <p>○ 需要先からの送電申請等を迅速適切に処理するため必要な連絡体制を確立する。</p> |
| JR東日本西武鉄道 | <p>○ 駅における広報案内は、災害の規模・被害範囲・駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送等で行う。</p> <p>○ テレビ・ラジオ・インターネットホームページを活用し情報を提供する。</p> |

| 担当 | 対策内容 |
|----------|--|
| 東京ガスグループ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は、次のとおりである <ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し ・マイコンメーター復帰方法 ・ガス機器の使用上の注意事項 ○ 広報手段は、ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体とする。 <p>NHK 及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の永三」を配布している。 大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。</p> |

● 資料3-15：ガスメーター復帰方法（東京ガスグループからのお願い）

4 広聴活動

| 担当 | 対策内容 |
|-------------|--|
| 市民生活班 | ○ 市民対応窓口で市民からの相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部課に連絡して早期解決に努力する。 |
| 地区防災センター運営班 | ○ 避難所等に相談窓口を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部課に連絡して早期解決に努力する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。 ○ 都民からの電子メールによる問合せに対応する。 |
| 小金井警察署 | ○ 警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を開設し、警察関係の相談にあたる。 |

5 報道機関への発表

- 市本部からの発表
 - (1) 市本部からの発表は、第三委員会室（第一庁舎3階）等において行う。なお、本部長室での直接の取材は受け付けない。
 - (2) 市本部の報道機関への窓口は広報班とし、市本部の決定事項等を発表する。
 - (3) 夜間または勤務時間外に発災した場合は、市本部が設置されるまでの間は、本部班が発表を行う。
- 警視庁・東京消防庁からの発表

小金井警察署及び国分寺消防署が収集した被害情報等については、それぞれの本庁内記者クラブ等に対して発表する。
- 各防災機関からの発表

被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて市本部においても発表する。

第3章 相互応援協力・派遣要請

- 地震により災害が発生した場合、各防災機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または業務にしたがって応急対策を実施するが、特に被害が広範囲に及んだ場合、市の防災機関のみでは対応が困難なことから都、他市区町村や民間の協力を得て防災対策を行うこととなる。

このため、東京都への応援要請、他市区町村、関係団体との応援、協力及び自衛隊の派遣要請など、迅速な相互協力体制を確立し実施する。

＜実施担当＞

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|-----------------|------------|------------------|
| 第1節 相互応援協力 | 本部班，財務班，各班 | 都，応援協定締結自治体 |
| 第2節 自衛隊への災害派遣要請 | 本部班，公園班 | 自衛隊 |
| 第3節 ボランティアの受入れ | 本部班，広報班，各班 | 都，社会福祉協議会，防災推進委員 |

＜主な期間の応急復旧活動＞

| 機関名 | 発災 | 1時間 | 24時間 | 72時間 |
|---------|----------|---------------------------|---|--|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 市 | | ○ 応援要請の判断 | ○ 応援要請（都，応援協定締結市，ネットワークおぢや） ○ 民間団体・NPOからの支援受入れ | ○ 知事に対する自衛隊派遣要請 ○ 自衛隊の受入準備 ○ 都登録ボランティア要請 |
| 都 | | ○ 市への応援の実施 ○ 自衛隊への派遣要請 | | ○ 都登録ボランティア派遣 |
| 社会福祉協議会 | | | ○ ボランティアセンター開設運営 ○ 一般ボランティアの受入れ | |

第1節 相互応援協力

○ 被害が甚大な場合は、本部長は市災対本部会議を開催し、市本部各班からの情報や防災関係機関からの情報をふまえて、応援要請の必要性の有無等を決定する。

1 都との協力

| 担当 | 対策内容 | | |
|---------|---|-------------------------------------|--|
| 市災害対策本部 | <p>○ 本部長は、都知事に応援または応援の斡旋を求めるなどして、災害対策に万全を期す。</p> <p>○ 本部長は、都に対し応援または応援の斡旋を求める場合には、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、下表に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。</p> | | |
| | 1 都に応急措置の実施または応援を求める場合 | (1) 都への応援要請または応急措置の実施要請 | <p>ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由</p> <p>イ 応援を希望する機関名</p> <p>ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量</p> <p>エ 応援（応急措置）を必要とする場所、期間</p> <p>オ 応援を必要とする活動内容</p> <p>カ その他必要な事項</p> |
| | | (2) 被災者の他地区への移送要請 | <p>ア 被災者の他地区への移送を要請する理由</p> <p>イ 移送を必要とする被災者の数</p> <p>ウ 希望する移送先</p> <p>エ 被災者の収容を要する期間</p> <p>オ その他必要な事項</p> |
| | 2 都に応急措置の応援の斡旋を求める場合 | (1) 他市区町村または関係防災機関の応援要請の斡旋を求める場合 | <p>ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由</p> <p>イ 応援を希望する機関名</p> <p>ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量</p> <p>エ 応援（応急措置）を必要とする場所、期間</p> <p>オ 応援を必要とする活動内容</p> <p>カ その他必要な事項</p> |
| | | (2) 関係防災機関の職員の派遣の斡旋を求める場合 | <p>ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由</p> <p>イ 応援を希望する機関名</p> <p>ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量</p> <p>エ 応援（応急措置）を必要とする場所、期間</p> <p>オ 応援を必要とする活動内容</p> <p>カ その他必要な事項</p> |
| | | | |

| 担当 | 対策内容 |
|---------|---|
| 市災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法に基づく救助をはじめ、市の地域内で行われる都の災害応急対策について積極的に協力する。 ○ 都知事から他の市区町村または防災関係機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力する。 |
| 都災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都知事は、災害を受けた市区町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の市区町村に対し応援すべきことを指示し、または防災機関の斡旋をする。 |

2 地方公共団体との応援協力

- 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、市は他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制を確立している。
- 初動期以降の応援協力については、第一に庁内の職員の配置替え等で対処できるかを検討し、困難である場合に限り応援を要請する。応援要請後も復旧全体の進捗状況により、各班の業務量に差が発生することから、定期的に応援要請の内容を見直す。

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部の決定事項に基づき、各団体に応援を要請する。 ○ 派遣職員の宿泊場所に関する情報を収集する。 |
| 各班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各班の業務に応援が必要な場合は、以下の事項を整理して本部班に要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 応援が必要な業務の具体的内容 イ 応援が必要な期間 ウ 必要となる人数 エ 活動場所（拠点） オ 派遣職員のコーディネーター含む業務責任者 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の地域に災害が発生し、市の防災関係機関だけでは活動が困難な場合には、本部長は協定に基づき、以下の地方公共団体等に応援要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 国立市・小平市・小金井市・立川市・府中市：避難場所相互利用協定 イ 立川市・府中市・国立市・小金井市・小平市：消防相互応援協定 ウ 東京都市町村防災事務連絡協議会：相互応援協定 エ 新潟県佐渡市：姉妹都市災害相互応援協定 オ 宮城県多賀城市：災害相互応援協定 カ 福岡県太宰府市：災害相互応援協定 キ 長野県飯山市：災害相互応援協定 ク 奈良県奈良市：災害相互応援協定 ケ ネットワークおぢや |

- 資料3-16：市と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力
- 資料3-17：国分寺市被災者証明書交付要綱

3 公共的団体等との応援協力

○ 市本部は、被害が甚大であると予測できる場合は、市内の公共的団体等に対して協力要請を行う。これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市区町村その他関係機関に連絡すること
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること
- (3) 震災時における広報広聴活動に協力すること
- (4) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- (7) 被災状況の調査に協力すること
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること
- (9) り災証明書交付事務に協力すること
- (10) その他の災害応急対策業務に協力すること

※ 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、商工会議所等をいう。

4 民間団体・NPOとの応援協力

○ 東日本大震災では、行政と民間団体やNPO等の市民活動団体が連携し、行政だけでは対処することが困難な多様な市民ニーズに対応した支援活動を展開できた事例が多数あることから、市は災害発生後、民間団体やNPO等の市民活動団体からの支援協力は積極的に受け入れ、連携した活動を実施する。

| 担当 | 対策内容 |
|-----|--|
| 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定締結団体の被災状況を把握するとともに連絡体制を確立する。 ○ 事前に協定を締結していない民間団体やNPOからの支援協力の受入窓口を設定する。受入窓口では、支援協力を申し出た団体について、以下の事項をヒアリングし、積極的に受け入れる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 団体名 イ 具体的な活動内容 ウ 活動拠点 エ 活動期間 オ 費用負担 ○ 各班からの要請があった場合は、協定締結済みの団体や災害発生後に支援協力を申し出た団体との調整を行う。 |
| 各班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各班の業務に応援が必要な場合は、以下の事項を整理して本部班に要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 応援が必要な業務の具体的内容 イ 応援が必要な期間 ウ 必要となる人数 エ 活動場所（拠点） オ 業務責任者 ○ 活動に費用が発生する場合は、財務班と調整する。 |
| 財務班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間団体の活動に伴う市の費用負担を算出する。 |

第2節 自衛隊への災害派遣要請

- 市長は、災害時において、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊の災害派遣を都知事に要請する。
- 市長は、市内の地域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

1 災害派遣要請の範囲

- 自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。
 - (1) 都知事の要請による災害派遣
 - ア 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市区町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - (2) 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣
 - ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、市区町村長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援措置をとる必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
 - オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
 - カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の派遣を依頼するときは、電話または口頭で都総務局（総合防災部）に依頼する。要請に当たっては以下の事項を明らかにする。 ア 災害状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 |

3 災害派遣部隊の受入れ態勢

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長は自衛隊の活動が他の災害救助機関の活動と競合重複することがないように、事前に関係機関の長と協議連絡し、調整を図る。 ○ 作業要請にあたっては、先行性ある計画を樹立し、必要な資器材の準備、使用に際しての管理者の了解など、作業が円滑に進展するよう配慮する。 ○ 部隊が活動を行う期間は、部隊の誘導及び市本部との連絡のため、公園班から連絡員を配置する。 |
| 公園班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣部隊の活動のために以下の施設を確保する。 ア 活動拠点：史跡武蔵国分寺跡（尼寺） イ 災害時緊急ヘリコプター離着陸場：窪東公園 |

4 災害派遣部隊の活動内容

| 区分 | 活動内容 |
|-----------|--|
| 被害状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。 |
| 避難の援助 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| 避難者等の捜索援助 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して創作活動を行う。 |
| 水防活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。 |
| 消防活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。 |

| 区分 | 活動内容 |
|----------------|---|
| 道路または水路の障害物除去 | ○ 道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。 |
| 応急医療、救護及び防疫 | ○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | ○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| 被災者生活支援 | ○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。 |
| 救援物資の無償貸付または譲与 | ○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。 |
| 危険物の保安及び除去 | ○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。 |
| その他臨機の措置等 | ○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市区町村長、警察官または海上保安官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は市区町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。 |

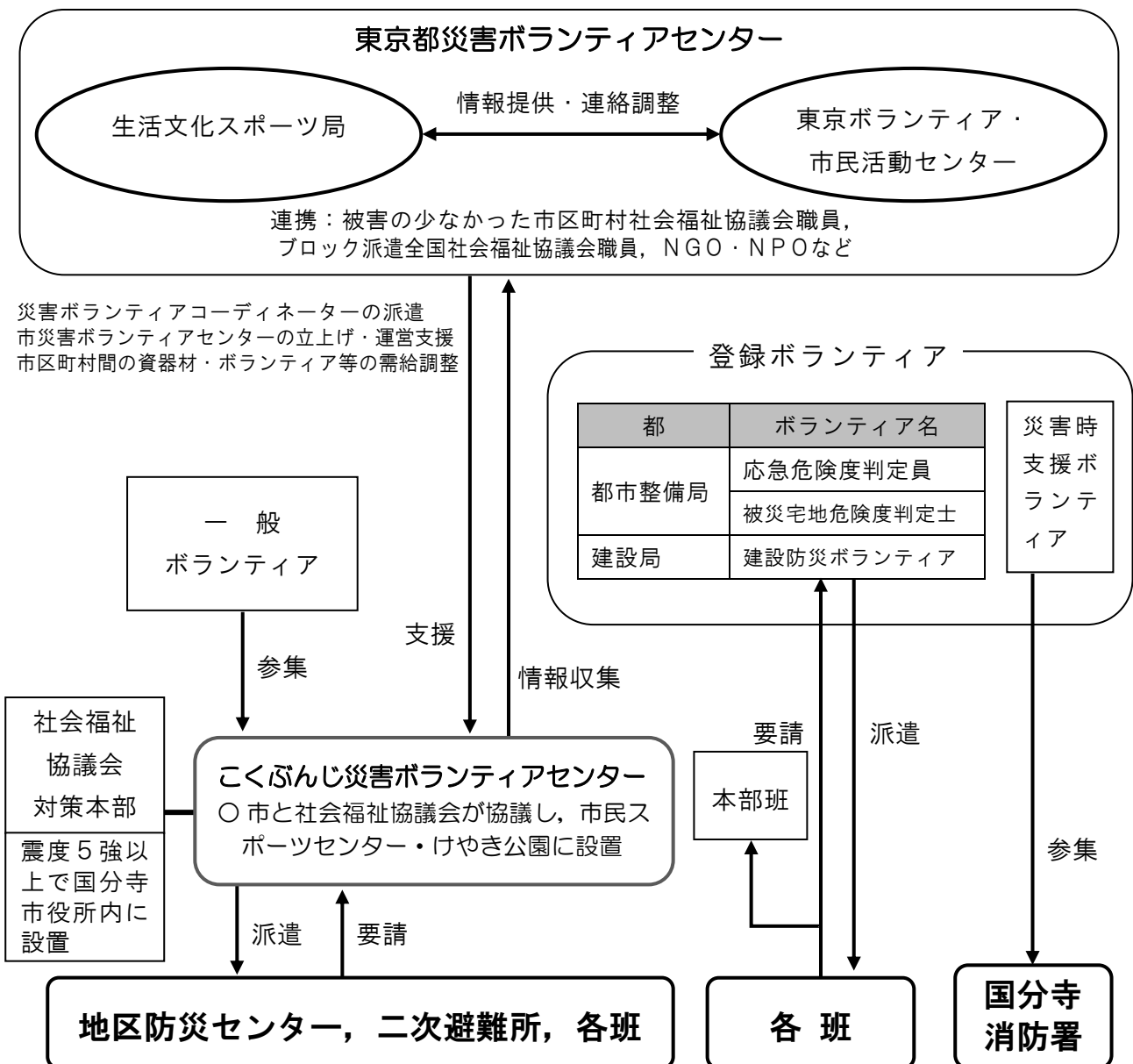
5 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。
 これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長または海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令塔と協定を締結する。
 - ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
 - イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
 - ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - エ 天幕等の管理換に伴う修理費
 - オ 島しょ部に係る輸送料等
 - カ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第3節 ボランティアの受入れ

- 大規模災害時に、被災者の救援活動等の市の対策活動を効果的に実施するためには、ボランティアとの連携が必要である。
- ボランティアは一般のボランティア（市民ボランティア、市外からのボランティア）及び東京都等で登録されている登録ボランティアに大別される。
- 一般のボランティアは社会福祉協議会が市民スポーツセンター・けやき公園に設置する「こくぶんじ災害ボランティアセンター」（以下「災害ボランティアセンター」という。）で受入れ等を行う。登録ボランティアは各班が業務を実施するうえで必要に応じて都に要請をする。
- 東京都防災（語学）ボランティア派遣については、第10章要配慮者対策、第6節在住外国人の支援で取り扱う。

<ボランティア受入れ派遣の流れ>



● 資料3-18：災害時におけるボランティア活動に関する協定書

1 災害ボランティアセンターの開設

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|---|
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺市内に震度5強以上の地震が発生した場合は、「国分寺市社会福祉協議会対策本部」（以下「市社協本部」という。）を国分寺市役所敷地内に設置する。震度5弱以下の場合は、市と協議のうえ必要に応じて設置する。 ○ 市本部と協議し、発災からおおむね24時間以内に「災害ボランティアセンター」の開設の有無を決定する。 ○ 災害ボランティアセンターの開設が決定した場合は、発災からおおむね60時間以内に国分寺市民スポーツセンター、けやき公園に災害ボランティアセンターを開設する。災害ボランティアセンターを開設しない場合は、関係機関や一般市民に向けて、開設しないことを周知する。 ○ 災害ボランティアセンターの開設期間は発災からおおむね3ヵ月程度とする。規模の縮小及び廃止時期は市本部と市社協本部が協議のうえ決定する。 ○ 廃止後は、社会福祉協議会で対応する。 |
| 市本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 震度5弱以下の場合で市内に大きな被害が発生し、ボランティア対応が必要であると判断した場合は、社会福祉協議会に市社協本部の設置を要請する。 ○ 国分寺市民スポーツセンター、けやき公園が被災し、災害ボランティアセンターの開設が困難な場合は、代替地を確保する。 ○ 災害ボランティアセンターの縮小及び廃止については、市社協本部との協議を踏まえて決定する。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアセンターの開設の有無及び廃止について、市ホームページ、ツイッター等を活用して広報する。 |
| 都生活文化スポーツ局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、市区町村災害ボランティアセンターを支援する。 ○ 都内の被災状況の情報収集を行う。 ○ 国・道府県・市区町村等との支援調整を行う。 ○ ボランティアの受入状況等の情報提供を行う。 |
| 東京ボランティア・市民活動センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動団体等との連携を行う。 ○ 市区町村災害ボランティアセンターに対する災害ボランティアコーディネーターの派遣を行う。 ○ 市区町村災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営を支援する。 ○ 被災市区町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入状況等の情報提供を行う。 ○ 資器材やボランティア等の市区町村間の需給調整を行う。 |

2 災害ボランティアセンターの運営

| 担当 | 対策内容 |
|---------|--|
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアセンターの開設時間は原則として午前8時から午後5時までとする。運営上の問題点を整理し、より効率の良い運営を進めるため、開設前後にスタッフミーティングを開催する。 ○ 災害ボランティアセンターの主な役割 <ul style="list-style-type: none"> ア ボランティアコーディネーターの確保 イ ボランティアの受付・登録，配置，活動内容の指示 ウ ボランティア活動の連絡，調整 エ ボランティア保険天災プランへの加入手続 オ ボランティアの宿泊先の紹介 カ 被災地・避難所等におけるボランティア要望の把握等の情報収集 ○ 専門性の高いボランティア等が不足する場合は市本部と協議し，災害ボランティアの募集を行う。 ○ 災害ボランティア募集時の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者のニーズを適確に読み取る。 イ 被災直後はニーズがあっても，避難指示等が解除されない場合は，ボランティアの派遣は不可能である。 ウ 被災地の状況の他，災害ボランティア自身が持参する資機材や活動上の留意事項など詳細な情報。 エ 災害ボランティアの希望者数は土日と平日で大きく異なることを踏まえる。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部は市社協本部及び関係機関と連携し，ボランティア活動を円滑に推進する。 ○ 発災初期など災害ボランティアセンターの運営スタッフが不足する場合は，協力班を通じた応援職員の配置や，地区防災センター等で活動している防災推進委員の協力を得る。 ○ ボランティアのきめ細かさ，機敏性，柔軟性等のボランティア活動の特性を発揮できるよう，行政の過度の関与は避け，自主性を尊重するよう留意するとともに，必要資機材の調達など後方支援を行う。 ○ 災害ボランティアが不足する場合は，市社協本部と協議のうえ，報道機関等を通して募集をかける。 ○ 地区防災センターの運営支援や各対策部・各班が一般ボランティアの支援を必要とする場合は，必要な人数及び活動内容を明らかにし，災害ボランティアセンターに直接派遣要請する。 ○ 地区防災センターでは，(仮称)地域情報連絡所で被災市民からの一般ボランティア派遣要請をとりまとめ，災害ボランティアセンターに報告する。 |
| 防災推進委員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアセンターの運営スタッフが不足する場合における支援要請が地区防災センター等を通してあった場合は，可能な範囲で協力する。 |

3 一般ボランティアの活動

| 活動内容 | 派遣先 |
|--|-------------------------|
| 災害支援情報や生活情報の収集・発信のサポート | 広報班 |
| 支援物資の搬入・搬出，仕分，配送・輸送のサポート | 物資管理班 救援物資調達班 |
| 地区防災センター・二次避難所の管理運営，避難者の生活相談・支援のサポート | 地区防災センター運営班 二次避難所担当班 |
| 地区防災センター・二次避難所の炊出しや支援物資配布等のサポート | 地区防災センター運営班 二次避難所担当班 |
| 地区防災センター等におけるペット保管場所運営のサポート | 地区防災センター運営班 |
| 要配慮者支援のサポート（手話通訳等） | 避難行動要支援者班 |
| 外国人支援のサポート（通訳） | 地区防災センター運営班 |
| 医療活動のサポート（看護師，助産師，救急法指導員，救急救命士等） | 救護支援班等 |
| 保健・福祉活動のサポート（栄養士，保健師，保育士，社会福祉士，介護福祉士，ソーシャルワーカー等） | 救護支援班 避難行動要支援者班 |
| 災害相談のサポート（弁護士，建築士等） | 本部班 都市対策班 等 |
| 被災市民宅のがれき撤去，片付け | 環境保全班 |

4 東京都防災ボランティア

- 都が「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録している「応急危険度判定員」「語学ボランティア」「建設防災ボランティア」「被災宅地危険度判定士」について、都に対し必要に応じて派遣を要請する。

| 登録ボランティア 都所管・市担当班 | 資 格 | 活動内容 |
|--|---|--|
| 応急危険度判定員 都：都市整備局 市：都市対策班 | 建築士法第2条に規定する1級建築士，2級建築士，木造建築士または都知事が認めたものであって都内在住または在勤者 | 余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため，地震発生後できるだけ早く，かつ短時間で建築の被災状況を調査し，その建築物の当面の使用の可否を判定する。 |
| 語学ボランティア 都：生活文化スポーツ局 市：地区防災センター 運営班 等 | 一定以上の語学能力を有するもの（満18歳以上の都内在住，在勤，在学者） | 大規模な災害発生時において，語学力を活用し，被災外国人等を支援する。 |
| 建築防災ボランティア 都：建設局 市：都市対策班 等 | 公共土木施設の整備・管理等の経験により，同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有するもの | 建築局所管施設の被災状況の点検業務支援，都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援，参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等 |
| 被災宅地危険度判定士 都：都市整備局 市：都市対策班 等 | 宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木または建築技術者 | 災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により，宅地が大規模に被災した場合に，被害の発生状況を把握し，危険度を判定する。 |

5 東京消防庁災害時支援ボランティア

| 資格 | 活動内容 | 所管 |
|---|---|--------------|
| <p>○ 原則，東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり，かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(1) 応急救護に関する知識を有する者</p> <p>(2) 過去に消防団員，消防少年団として1年以上の経験を有する者</p> <p>(3) 元東京消防庁職員</p> <p>(4) 震災時等，復旧活動時の支援に必要なとなる資格，技術等を有する者</p> | <p>東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に，あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し，消防署内での後方支援活動，応急救護活動などを実施</p> | <p>東京消防庁</p> |

6 赤十字ボランティア（日本赤十字社東京都支部）

<赤十字ボランティアの役割>

| 分類 | 活動内容 |
|----------------|--|
| 赤十字災害救護ボランティア | <p>災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を修了し，災害時に活動を希望する者を登録しており，赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。</p> |
| 赤十字奉仕団及びボランティア | <p>(1) 地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で，災害時には市区町村と連携し，避難所等において被災者への支援をはじめ他のボランティアに対する支援活動を行う。</p> <p>(2) 特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有したもので組織された奉仕団で，災害時には各団の特色を生かし，避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。</p> <p>(3) 赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京支部並びに病院・血液センター等で活動し，個人登録されたボランティアで，災害時は個人の能力・技能，活動希望などにより被災者への支援活動を行う。</p> |

第4章 警備・交通規制対策

- 地震による被害が重大であった場合，さまざまな社会的混乱が予想され，誤報や噂によるパニックは，交通の混乱や治安を乱し，犯罪という第三次的な災害を引き起す可能性がある。
- そのため，震災時における，市民の生命，身体，財産の保護及び犯罪の予防，取締りを行うとともに，交通秩序の維持など被災地における治安に万全を期する活動を行う。

<実施担当>

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|----------|-----|---------------|
| 第1節 警備活動 | 本部班 | 警視庁 小金井警察署 |
| 第2節 交通規制 | 本部班 | 警視庁 小金井警察署 |

<主な期間の応急復旧活動>

| 機関名 | 発災 | 1 時間 | 24 時間 | 72 時間 |
|--------------------|-----------------------------|-------|-------|-------|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 小金井警察署 | ○ 警備活動の実施 | | | |
| | ○ 交通情報の収集，道路交通被害状況の調査 | | | |
| | ○ 交通規制の実施 | | | |
| | ○ 市への交通状況，被害状況情報の通知 | | | |
| | ○ 一般車両，市民への交通規制状況の広報 | | | |
| | ○ 緊急交通路等の実態把握 | | | |
| | ○ 主要交差点への規制要員 | | | |
| | ○ 緊急交通路への規制標識 | | | |
| 警視庁 | ○ 緊急物資輸送路線の指定 | | | |
| | ○ 報道機関への避難時の車両抑制，交通規制への協力要請 | | | |
| | ○ 広報の要請 | | | |
| | ○ 交通検問所の設置の配置 | | | |
| ○ 交通規制等に関わる現場広報の実施 | | | | |

第1節 警備活動

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|---|
| 警視庁 小金井警察署 | <p>(1) 警備本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁管内に大地震が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部、第八方面本部に方面警備本部、小金井警察署に現場警備本部を設置して指揮体制を確立する。 <p>(2) 部隊運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備要員は、東京都に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。 ○ 東京都に震度5強以上の地震が発生した場合は、当務員以外の指定された警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等にあたる。 ○ 小金井警察署は、一般事務を除く全員をもって警備にあたり、状況に応じ長期警備本部を設置する場合は、別途運用により所要の部隊を編成する。 <p>(3) 警備活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物倒壊、火災により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被害実態の把握及び各種情報の収集と広報 イ 被災者の救出及び避難、誘導 ウ 交通規制による緊急交通路、避難路の確保 エ 遺体の検視及び行方不明者の調査 オ 被災地や避難場所の警戒 カ その他公共の安全と秩序の維持 <p>(4) 警備活動要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁本部が示す警備実施計画に基づき活動を行う。 |

第2節 交通規制

1 交通情報の収集と交通秩序の維持

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を市本部長に報告する。 ○ 隣接市に通ずる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努める。 ○ 緊急車両以外の車両の市内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図る。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市外で被災した市民に情報を提供することから、小金井警察署からの交通規制状況等の報告内容をホームページやツイッター、安全安心メール等を活用して周知する。 |

2 交通規制の実施

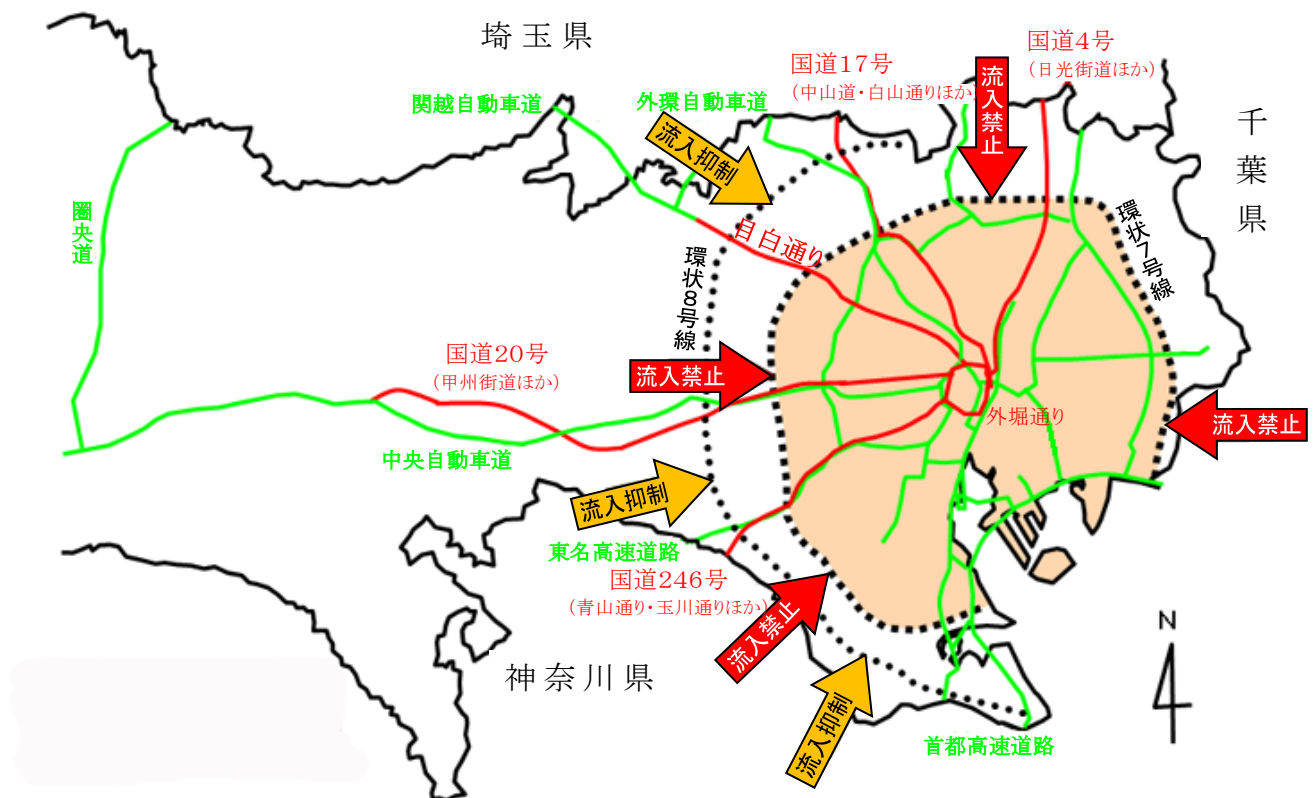
○ 被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。

(1) 第一次交通規制(災害発生直後)

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | |
|---|---|--------------------|--------------------|---------------|-------------------|------|------|------------------|--|
| 警視庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。 ○ 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。 ○ 首都高速道路・高速自動車国道全線及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」として一般車両の通行を禁止する。 | | | | | | | | |
| 小金井警察署 | 注1 緊急自動車専用路(7路線) | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>国道4号(日光街道ほか)</td> <td>国道17号(中山道, 白山通りほか)</td> </tr> <tr> <td>国道20号(甲州街道ほか)</td> <td>国道246号(青山・玉川通りほか)</td> </tr> <tr> <td>目白通り</td> <td>外堀通り</td> </tr> <tr> <td colspan="2">首都高速道路・高速自動車国道全線</td> </tr> </table> | 国道4号(日光街道ほか) | 国道17号(中山道, 白山通りほか) | 国道20号(甲州街道ほか) | 国道246号(青山・玉川通りほか) | 目白通り | 外堀通り | 首都高速道路・高速自動車国道全線 | |
| | 国道4号(日光街道ほか) | 国道17号(中山道, 白山通りほか) | | | | | | | |
| | 国道20号(甲州街道ほか) | 国道246号(青山・玉川通りほか) | | | | | | | |
| | 目白通り | 外堀通り | | | | | | | |
| 首都高速道路・高速自動車国道全線 | | | | | | | | | |
| 注2 自転車, 路線バス | | | | | | | | | |
| 環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止 | | | | | | | | | |

図3-7：大震災時における交通規制図〔第一次〕

※ 立川断層帯地震発生時を想定した交通規制を検討中のため図は変更予定有り

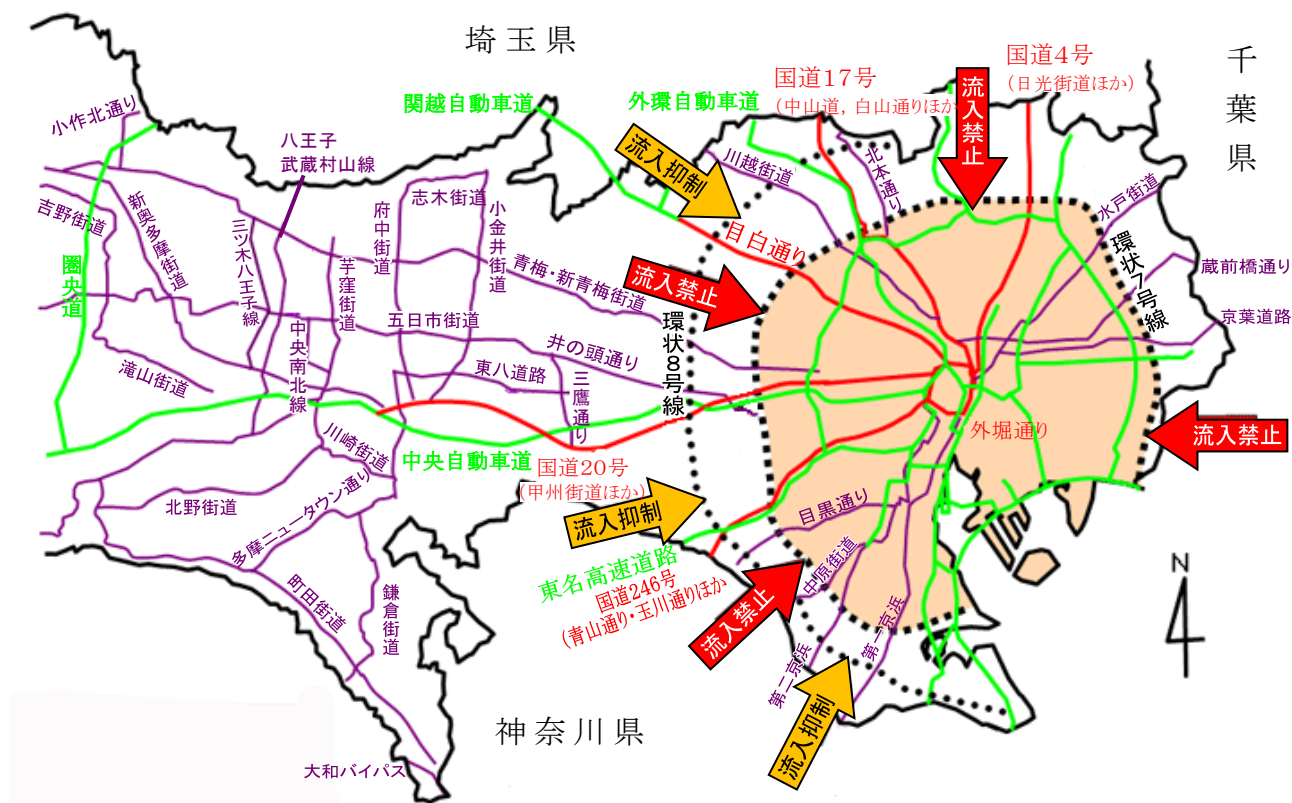


(2) 第二次交通規制

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------------|------------------|----------------|------|----------|------------------|------------------|----------------|-------|-----------------|-------|------|------|-------|------|------|------|-------|-------|----------|---------|--------|-------|------|------|------|------|------------|------|------|--------|--|
| 警視庁 小金井警察署 | ○ 前記7路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 注1 その他の「緊急交通路」の指定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>第一京浜 (国道15号)</td> <td>第二京浜 (国道1号)</td> <td>中原街道</td> <td>目黒通り</td> </tr> <tr> <td>青梅・新青梅街道</td> <td>川越街道 (国道254号)</td> <td>北本通り (国道122号)</td> <td>水戸街道 (国道6号)</td> </tr> <tr> <td>蔵前橋通り</td> <td>京葉道路 (国道14号)</td> <td>井の頭通り</td> <td>三鷹通り</td> </tr> <tr> <td>東八道路</td> <td>小金井街道</td> <td>志木街道</td> <td style="background-color: #cccccc;">府中街道</td> </tr> <tr> <td>芋窪街道</td> <td style="background-color: #cccccc;">五日市街道</td> <td>中央南北線</td> <td>八王子武蔵村山線</td> </tr> <tr> <td>三ツ木八王子線</td> <td>新奥多摩街道</td> <td>小作北通り</td> <td>吉野街道</td> </tr> <tr> <td>滝山街道</td> <td>北野街道</td> <td>川崎街道</td> <td>多摩ニュータウン通り</td> </tr> <tr> <td>鎌倉街道</td> <td>町田街道</td> <td colspan="2">大和バイパス</td> </tr> </table> | 第一京浜 (国道15号) | 第二京浜 (国道1号) | 中原街道 | 目黒通り | 青梅・新青梅街道 | 川越街道 (国道254号) | 北本通り (国道122号) | 水戸街道 (国道6号) | 蔵前橋通り | 京葉道路 (国道14号) | 井の頭通り | 三鷹通り | 東八道路 | 小金井街道 | 志木街道 | 府中街道 | 芋窪街道 | 五日市街道 | 中央南北線 | 八王子武蔵村山線 | 三ツ木八王子線 | 新奥多摩街道 | 小作北通り | 吉野街道 | 滝山街道 | 北野街道 | 川崎街道 | 多摩ニュータウン通り | 鎌倉街道 | 町田街道 | 大和バイパス | |
| | 第一京浜 (国道15号) | 第二京浜 (国道1号) | 中原街道 | 目黒通り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 青梅・新青梅街道 | 川越街道 (国道254号) | 北本通り (国道122号) | 水戸街道 (国道6号) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 蔵前橋通り | 京葉道路 (国道14号) | 井の頭通り | 三鷹通り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 東八道路 | 小金井街道 | 志木街道 | 府中街道 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 芋窪街道 | 五日市街道 | 中央南北線 | 八王子武蔵村山線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 三ツ木八王子線 | 新奥多摩街道 | 小作北通り | 吉野街道 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 滝山街道 | 北野街道 | 川崎街道 | 多摩ニュータウン通り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鎌倉街道 | 町田街道 | 大和バイパス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 注2 自転車、路線バス 環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

図3-8：大震災時における交通規制図〔第二次〕

※ 立川断層帯地震発生時を想定した交通規制を検討中のため図は変更予定有り



3 交通規制の実効性の確保

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 警視庁 小金井警察署 | <p>(1) 主要交差点への規制要員の配置 緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。</p> <p>(2) 特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用 道府県公安委員会から特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。</p> <p>(3) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得るよう配慮する。</p> <p>(4) 装備資器（機）材等の効果的な活用 交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。</p> <p>(5) 交通管制システム等の適切な運用 交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。</p> |

4 緊急通行車両の取扱い等

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|---|
| 警視庁 小金井警察署 | <p>(1) 緊急通行車両等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令（昭和37年7月9日政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。 ○ 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。 <p>(2) 緊急通行車両等の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 ○ 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両 ○ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両 ○ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両 ○ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） ○ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 ○ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車 ○ 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車 ○ 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両 ○ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両 ○ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両 |

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|---|
| 警視庁 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両 ○ 災害対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両 (3) 広域応援の車両 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。 (4) 規則除外車両 <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。 (5) 緊急交通路等の実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。 |

5 交通処理及び広報活動等

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を都民に対して以下のとおり周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 報道機関への広報要請 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。 イ 運転者等に関する広報 ○ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行なうとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。 |

6 緊急物資輸送路線の指定

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|---|
| 警視庁 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急物資輸送のための路線を指定する。 |

第5章 緊急輸送対策

- 災害時における緊急輸送の道路ネットワークは、被災者の避難、傷病者の搬送、物資輸送、活動要員の移動等に重要であることから、発災後直ちに被害状況を把握するとともに、道路障害物の除去、交通規制等により早期に輸送を可能にする。
- 迅速な消防活動、適切な救援・救助活動を実施するため、輸送手段となる車両の円滑な調達を図る。

<実施担当>

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|------------------|--------------------|------------------------------|
| 第1節 緊急輸送道路障害物除去等 | 道路河川班，下水道班，広報班，本部班 | 都，警視庁，小金井警察署，建設業協会，建築組合，東京土建 |
| 第2節 輸送車両等の確保 | 本部班，各班，公園班，物資管理班 | 都 |

<主な期間の応急復旧活動>

| 機関名 | 発災 | 1 時間 | 24 時間 | 72 時間 |
|--------|----------|--|---|-------|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 市 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路の被害状況把握 ○ 車両の確保（不足する場合は都へ要請） <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料の確保 ○ ヘリポートの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の集約，都へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定締結団体へ協力要請 ○ 道路障害物除去の実施 | |
| 都 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道の被害状況の集約 ○ 道路障害物除去の実施 ○ 応急対策車両調達 | |
| 小金井警察署 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の集約 ○ 緊急輸送道路の交通確保 | | |
| 建設団体 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車両・機材の動作確認 ○ 道路障害物除去の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市からの協力要請に基づく体制確立 | |

第1節 緊急輸送道路障害物除去等

1 緊急輸送道路の被害把握

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|---|
| 道路河川班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署や関係機関と連携し、緊急輸送ネットワーク路線を優先して被害状況を把握する。 ○ 被害状況と併せて、交通規制、復旧が必要な場所等の情報をまとめて、市本部に連絡する。 ○ 通行が危険な道路は警察に通報し、交通規制等の措置を要請する。 |
| 都建設局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、関係業界等の緊急巡回等で得た情報を迅速・的確に集約して行う。 |
| 警視庁 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ、パトカー、白バイ及び警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。 |

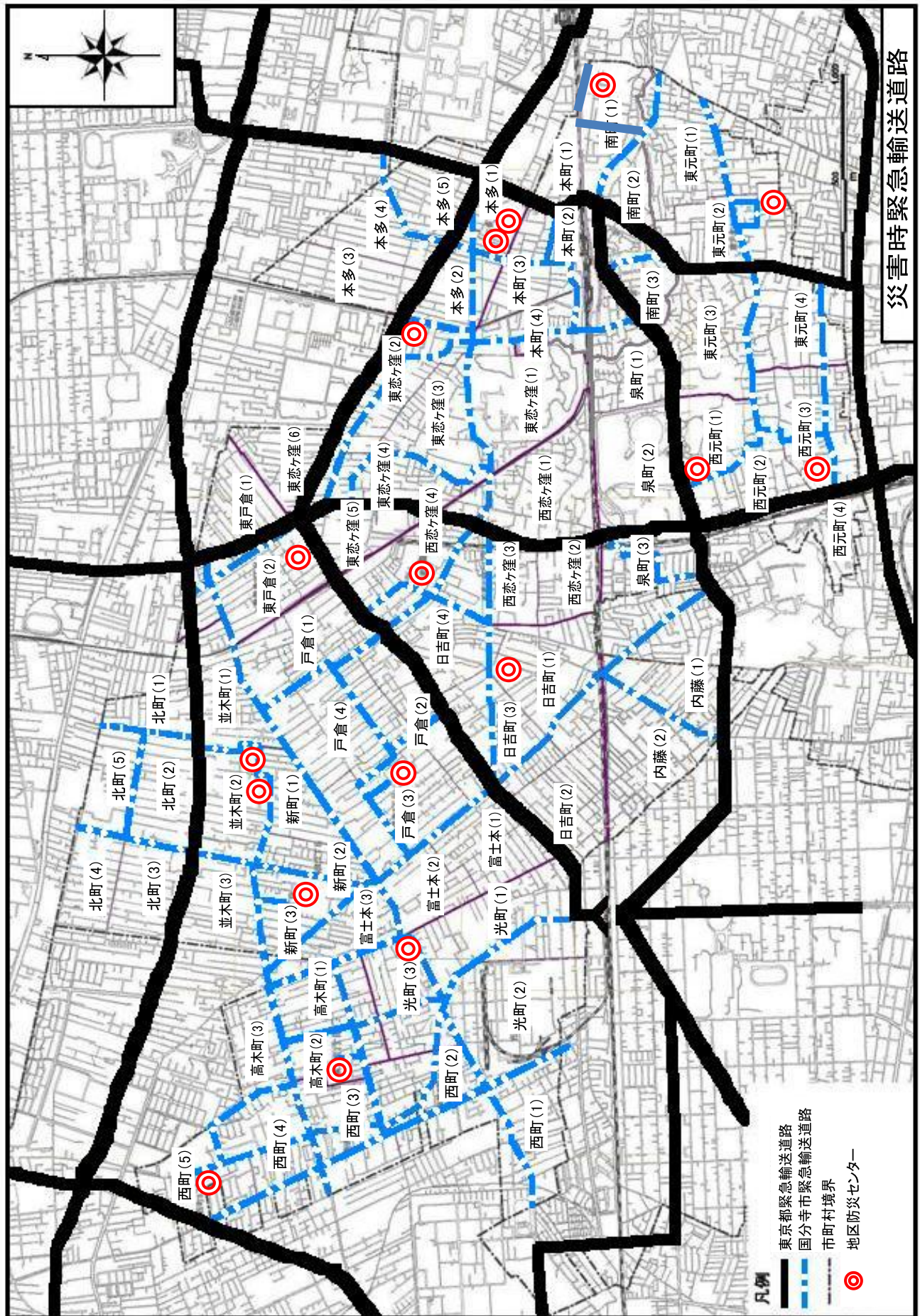
2 優先路線等の交通規制

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通遮断線の手前に相当の距離をとって、要所に検問所を設ける。検問所には、緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。 ○ 交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路、橋りょう等の応急補修、復旧、機能確保に当たる関係機関(電気、通信、鉄道等を含む)と緊密な連絡を保持して、その作業の進行状況と併せ交通の確保を図る。 ○ 緊急輸送車両の通行は、災害発生当初は救急救助活動及び応急復旧作業に関係する車両を優先し、時日経過に従って補給物資輸送車両等に範囲を徐々に広げるように配慮する。 ○ 被災地の状況により、警視庁交通情報センターが交通情報及び交通統制を担当することとなるので、同センターから流れる交通ニュースを活用し、段階的に講じられる交通遮断その他の措置の管内の状況に応じて実施する。 |
| 道路河川班 下水道班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理している道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合には、規制標識、道路標識を設置する。 ○ 交通規制の実施状況を、災害対策本部及び警察署に連絡する。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署と連携し、道路河川班の情報をもとに、緊急輸送道路の啓開の方針について関係機関と検討し、指示する。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路の交通規制の状況等について、報道機関への連絡、防災行政無線、広報車等を活用し、市民やドライバーへの周知を図る。 |

3 道路障害物の除去

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------------------------|--|
| 災害対策本部 | ○ 緊急輸送道路及び被害のあった道路の道路障害物除去の方針について関係機関と検討し、指示する。 |
| 道路河川班 | ○ 災害対策本部の指示に基づき、建設業協会・建築組合に対し市道等の障害物除去を要請し、緊急輸送道路を優先して公共の安全の確保上緊急を要するもの（※）から応急復旧を行う。 ※ 緊急復旧の対象は （1）道路の埋没または決壊で交通不可能もしくは著しく困難であるもの。 （2）道路の埋没または決壊で、これを放置すると二次被害を生ずるおそれのあるもの。 |
| 建設業協会 建築組合 東京土建 自動車整備振興会 | ○ 協定に基づき、必要な建設資機材、労力等を提供する。 |
| 都 | ○ 災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、原則として幅員 15m 以上の道路の路線とし、次の基準により行う。 （1）緊急交通路等の交通規制を行う路線 （2）緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路） （3）避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 |

- 資料3-19：災害時における応急対策活動に関する協定書（国分寺建設業協会）
- 資料3-20：災害時における応急対策活動に関する協定書（国分寺市建築組合）
- 資料3-21：災害時における応急対策活動に関する協定書（東京土建）
- 資料3-22：災害時における応急活動の協力に関する協定書（東京都自動車整備振興会多摩中央支部）



災害時緊急輸送道路

第2節 輸送車両等の確保

1 車両の確保

| 担当 | 対策内容 |
|-----------|---|
| 本部班 各班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市各班がその所管事務遂行上必要とする車両は、市保有車両を活用し、本部班が運用を調整し配分する。 ○ 市保有車両に不足が生じる場合は、都財務局及び防災関係機関に対し、車両の供給を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達する。 ○ 供給車両の用途は、おおむね次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 傷病者及び医療関係者の搬送 (2) 生活必需品及び政府食料等の輸送 (3) 障害物の除去及び運搬 (4) 塵芥処理及び運搬 (5) その他必要な運搬 |
| 都財務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都財務局は以下の分類で車両を集中的に調達する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 乗用車 (2) 貨物自動車 都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運から調達する。 (3) 乗合自動車 東京バス協会から調達する。 (4) 特殊車両 悪路走行に対応できる車両をレンタカー会社から調達する。 ○ 車両調達数に不足を生ずる場合は、関東運輸局の斡旋により、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議のうえ、従事命令または輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保する。 |

2 緊急通行車両等の確認及び運行

| 担当 | 対策内容 |
|-----------|--|
| 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両（災害対策基本法第50条第1項）は公安委員会に事前に届出を行い、届出済証の交付を受ける（※）。 |
| 本部班 各班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 届出済証を交付された緊急通行車両の使用者は、公安委員会にこれを提示し標章及び確認証明書の交付を受ける。 ○ 緊急通行車両を運行する場合は、使用者は標章を見やすい場所に掲示するとともに確認証明書を携帯し、警察官等から求められた場合は、確認証明書を提示する。 |

※市保有車両の大半は、既に届出済証の交付を受けている。

3 燃料の確保

| 担当 | 対策内容 |
|-----|---|
| 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後早急に庁用車の燃料の残量を確認し、市内ガソリンスタンドで給油を受ける。 ○ 市内のガソリン小売業者の被害状況及び燃料の在庫量を確認する。 ○ 以後可能な限り給油を優先して受けることができるよう協力を要請する。 |

4 ヘリポートの確保

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ヘリコプターによる輸送が必要な場合は、窪東公園に、ヘリコプター緊急離着陸場を開設する。 |
| 公園班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の指示に基づき、ヘリコプター緊急離着陸場を開設し運営する。 |

5 物資集積輸送拠点の設置

| 担当 | 対策内容 |
|-------|---|
| 物資管理班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民スポーツセンター及び市民ひかりスポーツセンターに、生活物資の集積所を開設する。 ○ 調達物資及び他縣市町村からの応援物資等を受入れ、保管し、配布のための仕分を行う。 |

第6章 消防・危険物対策

- 大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、発災時において市民や事業所に対し、出火防止と初期消火の徹底等について積極的に指導推進にあたるとともに、消防団を含め、その全機能をあげて人命の安全確保、火災の拡大防止等、地域の特性に対応した有機的かつ効率的な消防活動を展開する。

＜実施担当＞

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|-------------------------|--------------|------------------------------|
| 第1節 国分寺消防署の活動態勢 | 本部班 | 国分寺消防署 |
| 第2節 国分寺市消防団の活動 | 本部班, 国分寺市消防団 | 国分寺消防署 |
| 第3節 市民・事業所の消防活動 | | 防災推進委員, 事業者 |
| 第4節 危険物, 毒劇物等取扱施設等の応急措置 | 本部班, 下水道班 | 国分寺消防署, 小金井警察署, JR貨物, 事業者, 都 |
| 第5節 危険動物の逸走時対策 | 本部班 | 都, 国分寺消防署, 小金井警察署, 防災推進委員 |

＜主な期間の応急復旧活動＞

| 機関名 | 発災 | 1時間 | 24時間 | 72時間 |
|---------|----------|---------------------|---------------------|---|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 国分寺消防署 | | ○ 署隊運用による消防活動（消火活動） | ○ 危険物, 毒劇物等取扱施設への対応 | ○ 災害規模に応じて方面隊運用による消防活動（消火活動） ○ 災害規模に応じて警防本部運用による消防活動（消火活動） |
| 小金井警察署 | | | ○ 危険物, 毒劇物等取扱施設への対応 | |
| 国分寺市消防団 | | ○ 指定場所への参集・情報収集 | ○ 国分寺消防署と連携した消火活動 | ○ 救出救護活動・避難誘導（※消火活動を優先） |

第1節 国分寺消防署の活動態勢

- 東京消防庁は、発災時において、都民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。
- 消防団を含めて、全庁をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した消防活動を展開して、大規模市街地火災から都民の生命、財産を守る。

1 署隊本部の運営

- 東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部，第八消防方面本部に方面隊本部，国分寺消防署に署隊本部をそれぞれ常設し，震災に即応できる体制を確保している。
- 発災時には，これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

<初動態勢の確保>

| 項目 | 活動態勢 |
|------------|---|
| 震災第一非常配備態勢 | 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震によりまたは地震により火災もしくは救助・救助事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。 |
| 震災第二非常配備態勢 | 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかかに震度6弱以上の地震が発生した場合、又は地震によりまたは地震により火災もしくは救助・救助事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。 |
| 非常招集 | 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は直ちに所定の場所に参集する。 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員は招集計画に基づき、直ちに所定の場所へ参集する。 |

2 震災消防活動

| 項目 | 活動体制 |
|--------|--|
| 活動の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼火災が多発したときは，全消防力をあげて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動態勢を早期に確立し，消火活動と並行して救助・救急活動等，人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 ○ 延焼火災が少ない場合は，救助・救急活動を主力に活動する。 ○ 重機等を活用し，消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い，効率的な活動を展開する。 |
| 部隊の運用等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震に伴う火災，救助・救急等の災害発生件数，規模等により所定の計画により部隊運用及び現場活動を行う。 ○ 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。 |
| 情報収集等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 署隊本部は，所定の計画に基づき，地震被害予測システムの結果，119番通報，高所見張情報，情報活動隊による情報，参集職員による早期災害情報システム等を活用し，積極的に災害情報収集を行う。 ○ 震災消防対策システムを活用し，円滑な情報伝達，管理を行う。 ○ 防災関係機関へ職員を派遣し，相互に知り得た災害の情報交換を行う。 |

第2節 国分寺市消防団の活動

- 消防団は、「市民の生命、身体及び財産を災害から守る」ことを任務とし、地域に密着した消防機関として分団管轄区域内の住民に対して出火防止、初期消火、救出・救助等の指揮をする一方、火災・その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動にあたる。
- 消防団は、国分寺市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、自身と家族の安全を確保した後、消防団本部または分団詰所に自動参集し、火災に対する消火活動や要救助者の救助活動等を行う。

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 地震発生時の措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 付近で倒壊家屋が発生した場合は、火災の発生とけが人の有無を確認する。ガス漏れなども確認し、付近住民に呼びかけ、消火や出火防止のための措置をとる。 ○ けが人や倒壊家屋の下敷きになった者がいる場合、容易に救出できるときは救出活動を行う。救出に時間を要する場合は、要救助者の生命に危険がある場合等の特別な事情がない限り、付近住民に任せて消防団本部または分団詰所に参集する。 |
| 参集途上の活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 参集途上は、火災の有無を確認し、家屋の倒壊や交通障害など可能な範囲で被害状況を収集する。 ○ 参集途上に火災を発見した場合は、自力で消火可能と判断したときは、付近住民を指揮し、地域配備消火器やバケツリレーなどにより、初期消火を行う。 ○ 消火不可能と判断した場合は、付近住民に延焼防止など可能な範囲で消火活動を行うよう指示し、分団詰所から消防団本部に報告し、活動指示を受ける。 |
| 分団詰所到着後 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮者（分団長ないしそれに準ずる者）に、参集途上に収集した被害状況・交通障害を報告する。 ○ 指揮者は団員からの報告を地図等へ書き込み、分団内での情報共有に努める。 ○ 車庫からポンプ車を出して点検し、異常がなければホースの積載量を増やし待機する。地震の影響でシャッターが変形して開かない場合は、工具等を利用して協力して活動する。 ○ ポンプ車の点検等が終了したら防火衣を着用し、指揮者の指示を待つ。 ○ 指揮者は、災害活動人員（最低6人）が参集したら、団員の参集状況や受持ち区域内の被害状況等を、消防団本部に報告する。参集に時間を要する場合は被害状況を報告する。 |

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 出動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各分団の出場は、主に受持ち区域内の活動とし、連絡が取れないときを除き消防団本部の指示を仰ぐ。なお、詰所には無線担当として必ず1人を配置する。 ○ 消防ポンプ車で出場できる場合は、火災に対する消火活動を優先する。ポンプ車で出場できない場合は、消火栓が使える場合のみ徒歩で移動できる範囲内で消火活動を行う。それ以外は、救助活動を行う。 ○ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を強化するとともに、分団受持ち区域内の建物等の消火活動及び避難道路の防護活動を消防署隊と連携して行う。 ○ 同時に2箇所以上の火災を覚知した場合は、火炎の見える火災を優先し、両火災とも延焼している場合は、要救助者がいる火災現場及び延焼危険の高い地域の火災を優先する。 ○ 出動途上に救助を要する現場に遭遇した場合は、出動する火災が延焼中のときは、住民による救助活動の実施等を指示するとともに、消防団本部に対して要救助者の存在を報告する。出動する火災の火炎が見えない場合は、団員1～2名を残し火災現場に向かう。 ○ 水道管の破損により消火栓が使用できない場合を考慮し、原則として水利は防火水槽等の無圧水利から取水する。 |
| 住民指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助器具等を活用し、地域住民と協力し合い救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 ○ 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に広報するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。 |

第3節 市民・事業所の消防活動

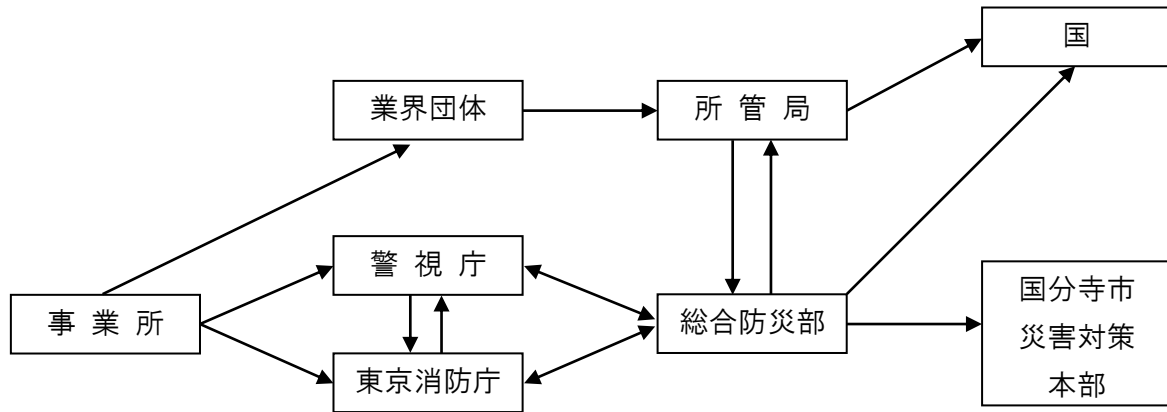
- 市民・事業所は、火災の拡大を防止するために初期消火に努めるとともに、消防署・消防団と協力して、消防活動を行う。

| 担当 | 対策内容 |
|--------------|--|
| 防災推進委員 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の発生を防止するため、初期消火に努めるとともに、火気、ガスの元栓、ブレーカー安全確認を行う。 ○ 自治会・町内会等の防災組織や消防署・消防団に協力し、消火活動を行う。 ○ ライフラインの再開時には、二次火災の防止に努める。 ○ 延焼の拡大が予想される場合は、地区防災センター等に報告し、消防隊の出動を要請する。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業所において、被害の拡大を防止するため、初期消火に取り組む。 ○ 事業所の消防隊や従業員による支援、資器材の提供など、地域の消火活動に協力する。 ○ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。 |

第4節 危険物，毒劇物等取扱施設等の応急措置

危険物等取扱施設において，災害により誘発される爆発，有機物の漏えいを防止するために，危険物等を取扱う各事業所及び関係機関が行う対策を示す。

図3-9：一般的な事故報告等の流れ



● 資料3-23：危険物貯蔵所等一覧

1 石油类等危険物保管施設の応急措置

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 施設責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発火原因を除去し，油類の流出，拡散を防止する。 ○ 消防署，警察署への通報を行うとともに，付近住民の避難及び消防活動に協力する。 ○ 石油类等危険物が下水道に流入するおそれがある事故が発生したときは，災対建設環境部の下水道班に通報し，下水道班より指示・指導がある場合は，その指示・指導事項を履行する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係事業所の管理者，危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し当該危険物施設の実態に応じた処置を講ずるよう指導する。 ○ 必要に応じた応急措置命令を実施し指導する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺市長が警戒区域の設定を行えない場合は，関係機関と連絡をとり，警戒区域の設定を行い，住民を避難誘導する。 ○ 傷病者の救出及び救護活動を行う。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡をもとに，警戒区域の設定及び避難指示を行う。 ○ 避難所を開設し，避難者の誘導を行う。 |
| 下水道班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 石油类等危険物が下水道に流入する事故が発生したときは，消防署及び警察署に通報し，情報の共有をするとともに，事業者に対し，下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 ○ 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。 |

2 火薬類保管施設の応急措置

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 施設責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保管貯蔵中の火器類の安全措置または必要に応じた移動を行う。 ○ 消防署、警察署への通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺市長が警戒区域の設定を行えない場合は、関係機関と連絡を取り、警戒区域の設定を行い、住民を避難誘導する。 ○ 傷病者の救出及び救護活動を行う。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。 |

3 高圧ガス保管施設の応急措置

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 施設責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業員の避難・安全措置をとる。 ○ 消防署、警察署及び東京都（環境局）へ通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は国分寺市へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び国分寺市への内容の通報を実施する。 ○ 事故発生時の広報活動及び警戒区域に対する規制をする。 ○ 災害応急対策を実施する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または市長から要請があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。 |
| 都環境局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所または被害を受けていない協議会支部に対して出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。 |

4 毒物・劇物取扱施設の応急措置

| 担当 | 対策内容 |
|---------|--|
| 施設責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物の飛散，漏えい，浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止する。 ○ 毒物・劇物の飛散，漏えいした場合は，中和剤等による除毒作業を行う。 ○ 消防署，警察署及び東京都（保健所）へ通報を行うとともに，付近住民の避難及び消防活動に協力する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により，住民を避難させる必要がある場合は国分寺市へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し，通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び国分寺市への内容の通報を実施する。 ○ 事故発生時の広報活動及び警戒区域に対する規制をする。 ○ 災害応急対策を実施する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき，または市長から要請があったときは，避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡をもとに，警戒区域の設定及び避難指示を行う。 ○ 避難所を開設し，避難者の誘導を行う。 |
| 下水道班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毒劇物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは，消防署及び警察署に通報し，情報の共有をするとともに，事業者に対し，下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 ○ 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。 |
| 多摩立川保健所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物取扱事業者に対して，毒物・劇物の飛散，漏えい，浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ○ 毒物・劇物が飛散，漏えいした場合には，中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし，毒物・劇物に関わる災害情報の収集・伝達に努める。 |

5 放射線等使用施設の応急措置

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 施設責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の破壊による放射線源の露出，流出の防止を図る。 ○ 放射線源の露出，流出に伴う危険区域の設定等，人命の安全に関する措置を行う。 ○ 消防署，警察署及び東京都（保健所・産業労働局）へ通報を行うとともに，付近住民の避難及び消防活動に協力する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射線源の露出，流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし，次の各措置がとれるように使用者を指導する。また，震災消防活動により災害応急活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の破壊による放射線源の露出，流出の防止を図るための緊急措置 ▶ 放射線源の露出，流出に伴う危険区域の設定等，人命安全に関する応急措置 ○ 事故の状況に応じ，火災の消火，延焼の防止，警戒区域の設定，救助，救急等に関する必要な措置を実施する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき，または市長から要請があったときは，避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡をもとに，警戒区域の設定及び避難指示を行う。 ○ 避難所を開設し，避難者の誘導を行う。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ R I（ラジオ・アイソトープ）使用医療施設での被害が発生した場合，人身の被害を最小限に止めるため，多摩立川保健所を中心としたR I測定班を編成し，漏えい放射線の測定，危険区域の設定，立入り禁止，住民の不安解消に努める。 |

6 特定事業場の応急措置

| 担当 | 対策内容 |
|-------|---|
| 施設責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の停止・作業の中止による被害の拡大を防止する。 ○ 下水道に有害物質等が流入する事故が発生した場合は，できる限り流入を防止する応急措置を講じ，その状況を速やかに市に通報する。 ○ 応急措置が完了したとき，市に事故対策報告書を提出する。 |
| 下水道班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の報告があった場合は，流域下水道本部と連絡とり，下水道施設への影響を把握するとともに，必要に応じ専門技術者の派遣を都に要請し応急措置を講じる。 ○ 有害物質の流出の危険性がなくなった時点で応急措置完了とし，特定事業場に事故対策報告書を提出させる。 |

7 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 高圧ガス輸送車両等の応急対策

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、都民及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は、第1節 2震災消防活動により対処する。 |
| J R貨物 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道事故発生時緊急連絡要領、化成品積タンク車応急処置要領に従い、消火、火気厳禁、立入り禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。 |
| 都環境局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 ○ 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限または一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ○ 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。 |

(2) 核燃料物資輸送車両の応急対策

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握、被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。 |
| 事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入り制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。 ○ 警察官または消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。 |
| 都総務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに市区町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。 |

第5節 危険動物の逸走時対策

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 小金井警察署 | ○ 情報の受理及び伝達並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。 |
| 国分寺消防署 | ○ 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。 |
| 災害対策本部 | ○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。 |
| 都総務局 | ○ 情報の収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。 |
| 都福祉保健局 | ○ 情報の収集，特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整 |
| 都産業労働局 | ○ 産業動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導を行う。 |
| 都建設局 | ○ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置を行う。 |
| 防災推進委員 | ○ 危険動物を発見した場合は，無理に近づかず，地区防災センター等に報告し，危険動物を刺激しないように配慮しながら周囲の住民にも知らせる。 ○ 避難指示が発令された場合は，避難誘導を支援する。 |

第7章 救助救急対策

- 発災当初は、人命救助を最優先と消火活動を最優先とし、関係機関、市民、事業所が一体となって市民の生命と安全を確保する活動を行う。

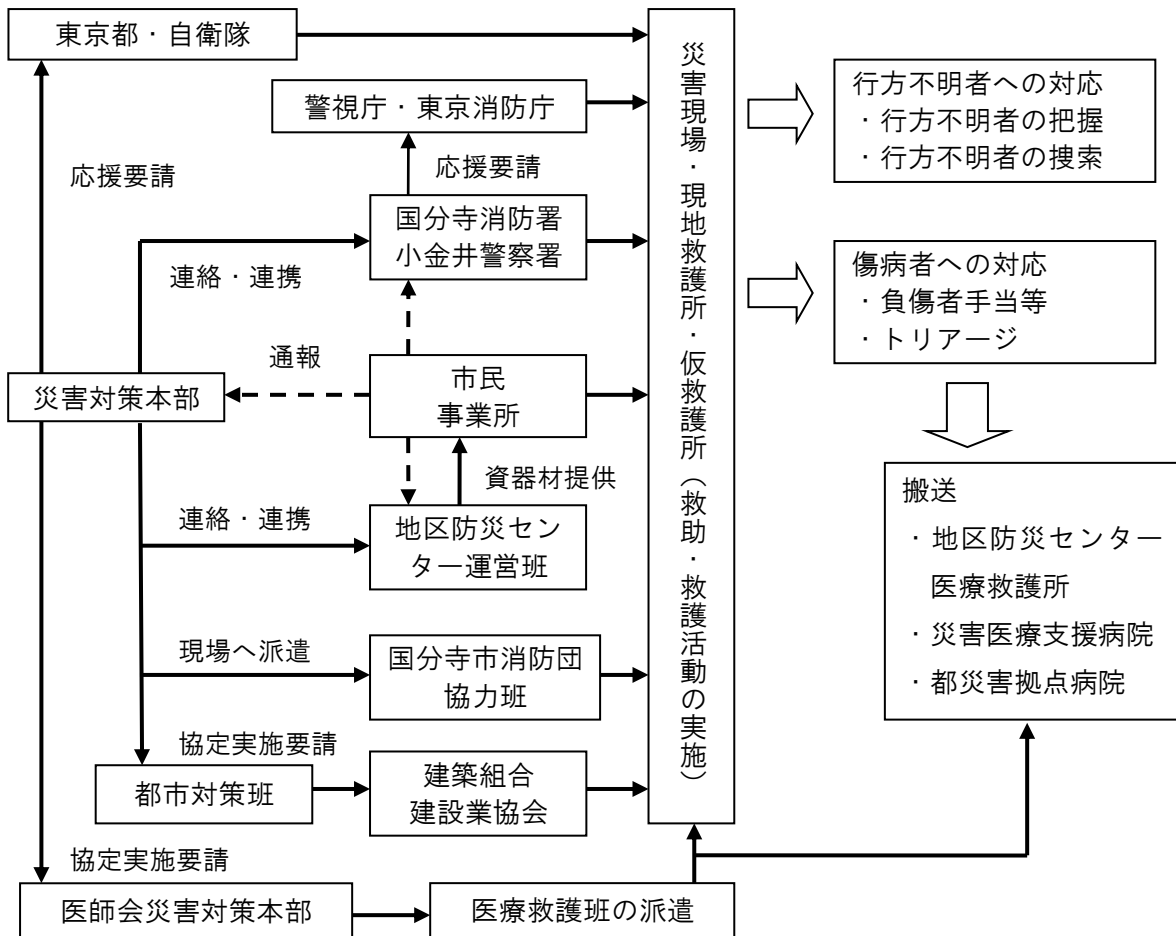
<実施担当>

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|-------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 第1節 救助・救急体制 | 協力班等，地区防災センター運営班，都市対策班，国分寺市消防団 | 国分寺消防署，小金井警察署，防災推進委員，建設業協会，建築組合 |
| 第2節 行方不明者の捜索・救助活動 | 市民生活班，国分寺市消防団 | 国分寺消防署，小金井警察署，防災推進委員 |

<主な期間の応急復旧活動>

| 機関名 | 発災 | 1 時間 | 24 時間 | 72 時間 |
|---------|----------|------------------------|----------------------|---|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 国分寺消防署 | | ○ 署隊運用による消防活動（救助・救急活動） | ○ 仮救護所の設置 | ○ 傷病者の搬送 |
| 小金井警察署 | | ○ 救助・救急活動 | ○ 救出した傷病者を医療救護所へ引渡し | ○ 行方不明者の捜索 |
| 市 | | | ○ 被害状況に応じて職員を災害現場へ派遣 | ○ 救出資器材の貸出し ○ 協定締結団体に救出資器材の提供を要請 ○ 行方不明者に関する問い合わせ対応 |
| 国分寺市消防団 | | | ○ 救出，搬送活動の実施 | |

◆ 計画の関係図



第1節 救助・救急体制

1 救助救護活動

| 担当 | 対策内容 |
|---------|---|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民からの通報，地区防災センター及び関係機関との情報に基づき，必要に応じ協力班を通して職員を編成し被災地へ派遣する。 ○ 医療救護所の設置が必要な場合は，救護支援班と協力班から人員を派遣し設置する。 ○ 傷病者が多数発生した場合，発生する可能性がある場合には，関係機関への応援要請を行うとともに，関係機関相互で救助作業地域等の調整，連携を行うよう要請する。 |
| 協力班等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 3人で1班を構成し，災害現場へ出向き，関係機関及び市民，事業所の救助・救護活動を支援する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動は救助隊及び救急隊が連携し，救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 人命危険の高い対象物については，事前計画を作成し計画に応じた部隊運用を図るとともに，災害の様相及び規模により特別な部隊の運用を実施する。 ○ 広域災害または局地的大災害により多数の負傷者が発生した場合は，初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢を確保し，迅速な救助・救急活動を実施する。 ○ 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は，関係事業所との協定等に基づく迅速な調達を図り，実効性のある活動を行う。 ○ 救急活動にあたっては，医療救護所が開設されるまでの間，国分寺消防署に仮救護所を設置するとともに，救助・救急現場に現場救護所を設置し，医療関係機関，国分寺市消防団，災害時支援ボランティア等と連携し，救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 ○ 警視庁・自衛隊・自主防災組織等と連携協力し，救助・救急の万全を期す。 ○ 人命救助を伴う水災が発生した場合は，火災等の発生及び消防力等の状況を勘案して水防活動にあたる。 ○ 外国人への救急対応の充実強化 |
| 国分寺市消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署，消防訓練所等において消防団の教育訓練を充実させるとともに応急救護等の知識向上を図る。 ○ 市民，事業所と一体となった救出活動を行うとともに，傷病者の応急措置及び安全な場所への搬送を行う。 |

| 担当 | 対策内容 |
|---------------------|--|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 ○ 救出した傷病者は、重傷者から順に速やかに医療救護班、医療機関に引継ぐ。 ○ 救出救護活動にあたっては重機類等装備資器材を有効に活用する。 ○ 国分寺消防署、自衛隊、自治会・町内会等市民組織と連携協力し、救出・救護の万全を期する。 |
| 防災推進委員 市民 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣において家屋の倒壊による要救出者等があった場合、地区本部または地区防災センター等に連絡するとともに、近隣住民と協力して、家庭にある工具等を活用して救出救護に努める。 ○ 市民だけでの救出が困難な場合は、地区本部へ報告し、救助を待つ。 ○ 消防、警察、国分寺市消防団等の救助員に要請された場合は、救助、救護活動に協力する。 |
| 地区本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の要救助者を把握し、地区防災センターを通して救助を要請する。 |
| 地区防災センター 運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区本部や市民からの要救助に関する情報を収集し、市本部へ報告する。 |

2 救出资機材の活用

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------|---|
| 地区防災センター 運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災倉庫の備品の救出资機材を市民、事業所に提供する。 |
| 都市対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築組合、建設業協会に対して、協定に基づく資機材の提供等を要請する。 |
| 建築組合 建設業協会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定に基づき、保有する資機材を提供するとともに、関係機関、市民、事業者と協力し救助活動を行う。 |

3 傷病者の搬送

| 担当 | 対策内容 |
|--------------|--|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関に迅速に搬送する。 |
| 国分寺市消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽傷者は、自治会・町内会等地域組織と協力して、地区防災センターの医療救護所へ誘導、搬送する。 |
| 防災推進委員 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭にある毛布や板等を活用し、傷病者を地区防災センターの医療救護所へ搬送する。 |

第2節 行方不明者の捜索・救助活動

1 行方不明者の把握

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署は市民生活班と協力し、行方不明者に関する問い合わせや、捜索依頼届出の受付及び捜索者名簿を作成する。 ○ 届出を受けた場合は、行方不明者の状況について詳細に聞き取り、届出票に記載し、届出リストを作成し、市民生活班に送付する。 |
| 市民生活班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民生活班は、届出リストを避難者名簿等、把握している安否情報と照合し、行方不明者を精査し、警察署に連絡する。 |

2 行方不明者の捜索・救助活動

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------------------------|--|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 捜索者名簿に基づき、行方不明者の捜索を行う。 ○ 捜索にあたっては、国分寺消防署、国分寺市消防団、自治会・町内会等、ボランティア等の協力を得て実施する。 ○ 行方不明者、遺体を発見した場合は、捜索依頼者に連絡する。 ○ 遺体は、遺体収容所に収容し検視を行う。 |
| 国分寺消防署 国分寺市消防団 防災推進委員 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者を発見した場合は、直ちに保護し警察署に連絡する。 ○ 遺体を発見した場合は、警察署に連絡する。 |

第8章 医療救護・保健衛生対策

- 震災時の人的被害を最小限に食い止めるため、発災当初は人命救助を最優先とした医療救護体制を確立する。
- そのために、傷病者に対し、必要な医療救護活動を行うために、医療情報の伝達、災害医療コーディネーター（※）の選任、初動医療体制、傷病者の搬送、後方医療体制等を定める。

〈実施担当〉

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|---------------|---------------------------------|--|
| 第1節 医療情報の収集伝達 | 本部班，救護支援班，広報班，市民生活班，地区防災センター運営班 | 医師会，歯科医師会，薬剤師会，柔道整復師会，災害医療コーディネーター，都 |
| 第2節 初動医療体制 | 救護支援班，救援物資調達班 | 医師会災害対策本部，国分寺消防署，薬剤師会，災害医療コーディネーター，国分寺郵便局，都，日赤東京都支部献血供給事業団，都 |
| 第3節 傷病者等の搬送体制 | 救護支援班，本部班 | 医師会災害対策本部，国分寺消防署，災害医療コーディネーター，都 |
| 第4節 保健衛生 | 保健活動チーム，救護支援班 | 医師会，歯科医師会，都，地区防災センター運営協議会，多摩立川保健所 |
| 第5節 動物愛護 | 学校管理・運営班 | 獣医師会，地区防災センター運営協議会，都 |
| 第6節 防疫 | 防疫チーム，消毒チーム | 都，地区防災センター運営協議会 |

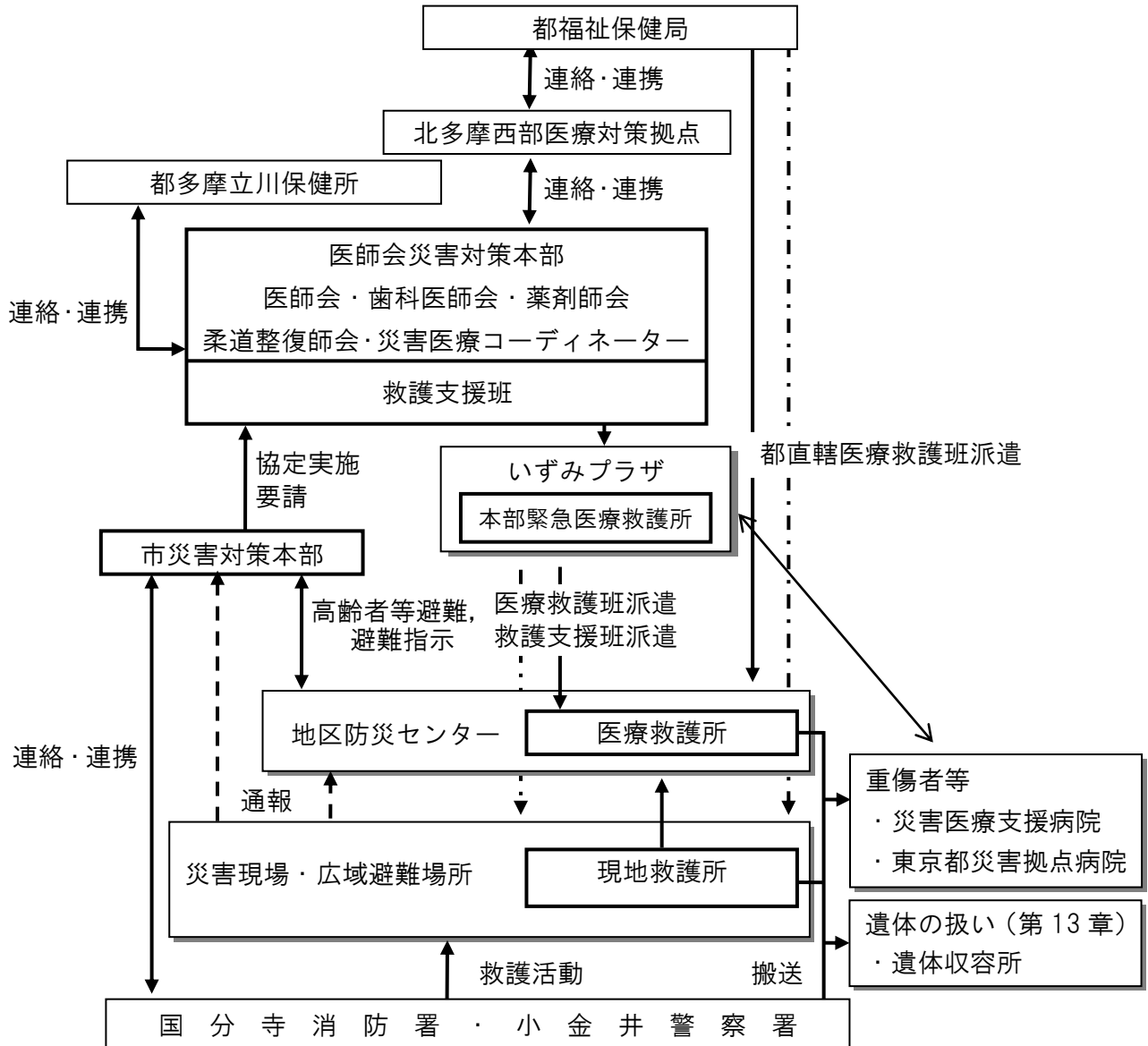
※ 災害医療コーディネーターは、大規模災害時に医師会災害対策本部に参集し、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言及び広域連携に関することを行う。

- ① 医療救護班の活動に関すること。
- ② 医療情報の収集提供に関すること。
- ③ 収容先医療機関の確保に関すること。
- ④ 東京都地域災害医療コーディネーターとの広域連携・連絡調整に関すること。
- ⑤ その他医療救護に関すること。

<主な期間の応急復旧活動>

| 機関名 | 発災 | 1時間 | 24時間 | 72時間 |
|--------------|---|---|---|-------|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 市 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会災害対策本部の設置要請 ○ 医師会災害対策本部の設置・運営支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所の開設・運営 ○ 都に医療救護活動の支援要請 ○ 都に薬剤の調達要請 ○ 保健活動の実施 ○ 動物救護対策本部の設置要請 ○ 動物救護所の設置 | |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京DMATの派遣 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都医療救護班等の派遣 ○ 都備蓄医薬品等の供給 ○ 環境衛生指導班等派遣 <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生監視班派遣 ○ 東京都災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）派遣 | |
| 国分寺消防署 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京DMAT等と連携した救助・救急活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害現場への応援部隊の投入 | |
| 医師会災害対策本部 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療関係情報の収集 ○ 医師会災害対策本部の設置運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護班の編成・派遣 ○ 医薬品の管理 | |
| 災害医療コーディネーター | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内被害情報の収集・集約 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都地域災害医療コーディネーターや二次医療圏との広域連携や連絡調整 | |
| 獣医師会 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物救護対策本部の設置運営 ○ 動物救護所の設置運営 ○ 動物避難所巡回チーム派遣 | |

◆ 計画の関係図



第1節 医療情報の収集伝達

1 被害情報の収集

| 担当 | 対策内容 |
|--|---|
| 本部班 災害医療コーディネーター 救護支援班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会災害対策本部の協力を得て、医療機関(診療所及び歯科診療所)、保険薬局の被害状況を把握する。 ○ 市が導入している安否確認システムを活用し、各師会員の被災状況を把握し、医師会災害対策本部に報告する。 ○ 地区防災センターとの情報連絡により、各地域の人的被害状況を把握する。 ○ 医療情報は、本部班・災害医療コーディネーター・救護支援班が集約し、都福祉保健局に報告する。 |
| 医師会災害医療コーディネーター 歯科医師会 薬剤師会 柔道整復師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会災害対策本部及び災害医療コーディネーターは、医師会、歯科医師会、柔道整復師会、薬剤師会等を通し、市内及び医療機関等の被害状況を把握する。 ○ 発災当初、電話等による連絡が困難な場合は、各医師等は、最寄りの地区防災センターのIP無線機を活用し、医師会本部と連絡をとる。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 把握すべき医療機関の被害状況等の事項について定める。 ○ 関係機関と連携し、被害状況、活動状況等を一元的に集約する体制を確立する。 |

2 医療関係機関との連絡

| 担当 | 対策内容 |
|------------------------------|--|
| 本部班 災害医療コーディネーター 救護支援班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会災害対策本部を支援するとともに、災害時優先電話等を利用して災害医療支援病院(※1)との連絡体制を確立する。 |
| 都福祉保健局 都病院経営本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都立病院及び災害拠点病院(※2)、都医療救護班並びに関係機関との連絡体制を確立する。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京DMAT指定病院及び東京DMATとの連絡体制を確立する。 ○ 各機関は災害時優先電話等を設定して、医療機関との通信手段の確保に努める。 |

※1 災害医療支援病院…国分寺病院，国分寺内科中央病院

※2 災害拠点病院…北多摩西部二次保健医療圏(国立病院機構災害医療センター，東大和病院，立川病院)／北多摩南部二次保健医療圏(武蔵野赤十字病院，都立多摩総合・小児医療センター，杏林大学医学部附属病院，東京慈恵会医科大学附属第三病院)／北多摩北部二次保健医療圏(公立昭和病院，佐々総合病院，公社多摩北部医療センター，国立病院機構東京病院)

3 市民への医療情報提供

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------|---|
| 広報班 | ○ 防災行政無線，広報車等を活用し，医療救護所等の開設状況等の情報提供を行う。 |
| 市民生活班 | ○ 市民対応窓口で医療救護所等の開設状況，傷病者の収容状況等の市民の問い合わせに対応する。 |
| 地区防災センター 運営班 | ○ 掲示板を設置し，市本部から伝達された医療救護所等の開設状況等の情報提供を行う。 |
| 都福祉保健局 | ○ 収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を市区町村等の関係機関に伝達するとともに，各種広報媒体や報道機関等を通じて都民に広報する。 ○ 東京都保健医療情報センターの体制・機能を活用し，医療機関の被災状況を踏まえた医療機関案内等の問い合わせに，電話等により対応する。 |

図 3-10：情報提供の流れ

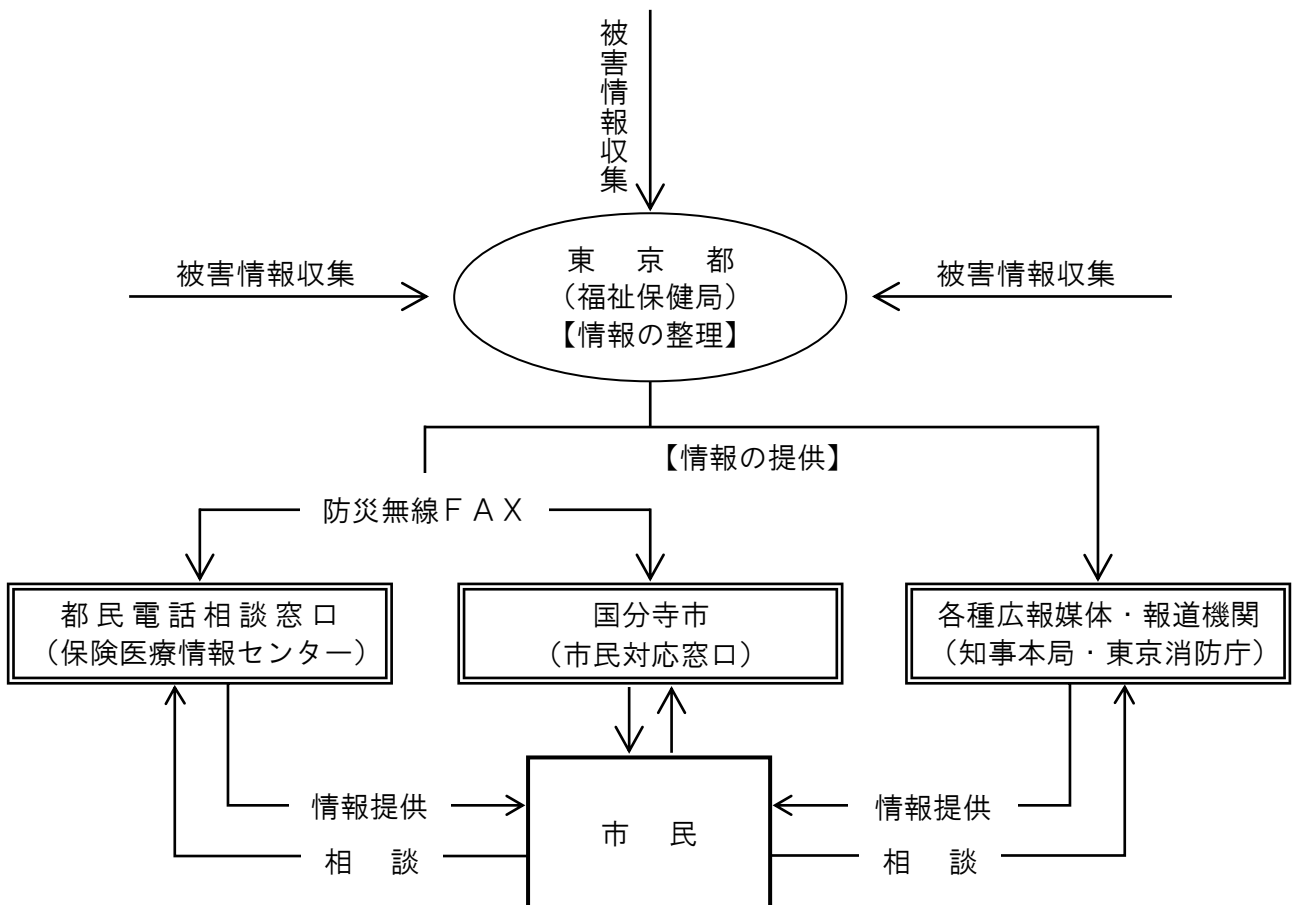
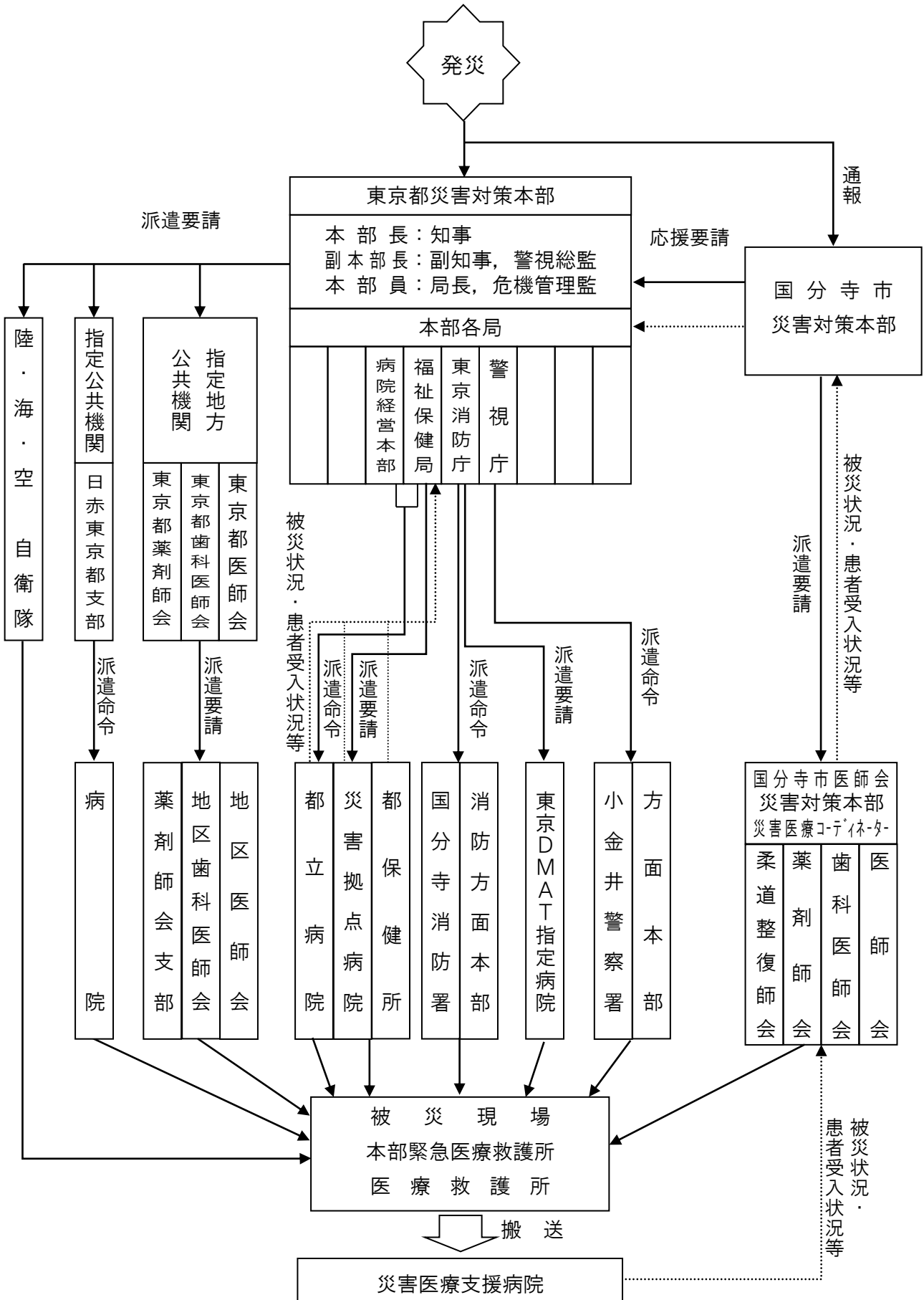


図3-11：医療救護活動の命令，要請及び情報連絡系統図



第2節 初動医療体制

1 医師会災害対策本部の設置

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|-----|-----------------|-----------------|-------|---------|------|---------|--------|----|-------|------------|--------------|-----|
| 市災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 震度5弱・5強の地震が発生した場合，状況に応じて本部長（市長）は医師会に対し，医師会災害対策本部の設置を要請する。 ○ 初動体制の確立にあたっては，各団体が医師会災害対策本部と連携し，一体となって活動するよう要請する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 救護支援班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 初動医療体制を確立するために，医師会災害対策本部と市本部との連絡調整を行うとともに，医師会災害対策本部の設置及び活動を支援する。 ○ 医師会災害対策本部が派遣する医療救護班の活動を支援する。 | | | | | | | | | | | | | |
| 医師会災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 震度5弱または5強の地震が発生し，本部長（市長）から医師会災害対策本部の設置要請を受けた場合は，医師会災害対策本部を医師会事務室（いずみプラザ2階）に設置する。各師会長は緊急連絡網により会員の安否確認と医療救護活動参加協力の可否を確認し，協力可能な医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会の会員はいずみプラザ（医師会災害対策本部・本部緊急医療救護所）に参集する。 ○ 震度6弱以上の地震が発生した場合，本部長（市長）からの要請の有無にかかわらず，医師会災害対策本部を設置する。以降は震度5弱または5強の場合に準じて活動する。 ○ 医師会災害対策本部長は，医師会長もしくはその代行者（医師会副会長等）とし，医師会災害対策本部を統括する。 <p>＜医師会災害対策本部の構成＞</p> <table border="1" data-bbox="424 1429 1428 1800"> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 1429 564 1800" rowspan="6">本部員</td> <td data-bbox="564 1429 935 1496">医師会</td> <td data-bbox="935 1429 1428 1496">会長・副会長・担当理事，事務長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1496 935 1563">歯科医師会</td> <td data-bbox="935 1496 1428 1563">会長・担当理事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1563 935 1630">薬剤師会</td> <td data-bbox="935 1563 1428 1630">会長・担当理事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1630 935 1697">柔道整復師会</td> <td data-bbox="935 1630 1428 1697">会長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1697 935 1765">救護支援班</td> <td data-bbox="935 1697 1428 1765">救護支援班班長・係長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1765 935 1800">災害医療コーディネーター</td> <td data-bbox="935 1765 1428 1800">複数名</td> </tr> </tbody> </table> | 本部員 | 医師会 | 会長・副会長・担当理事，事務長 | 歯科医師会 | 会長・担当理事 | 薬剤師会 | 会長・担当理事 | 柔道整復師会 | 会長 | 救護支援班 | 救護支援班班長・係長 | 災害医療コーディネーター | 複数名 |
| 本部員 | 医師会 | | 会長・副会長・担当理事，事務長 | | | | | | | | | | | |
| | 歯科医師会 | | 会長・担当理事 | | | | | | | | | | | |
| | 薬剤師会 | | 会長・担当理事 | | | | | | | | | | | |
| | 柔道整復師会 | | 会長 | | | | | | | | | | | |
| | 救護支援班 | | 救護支援班班長・係長 | | | | | | | | | | | |
| | 災害医療コーディネーター | 複数名 | | | | | | | | | | | | |

2 医師会災害対策本部の運営

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|----------|---------|----------------------------|---------------|---------------------------------------|-------------------|--|-----------------|-------------|--------------------|----------------------------|--|-------|----------|--------|-------------------------------|
| 医師会災害対策本部 | <p>○ 医師会災害対策本部は、市本部との情報連絡を定期的に行い、互いが把握している情報を交換し、効果的な医療活動を展開する。</p> <p>○ 医師会災害対策本部及び災害医療コーディネーターは、以下の点について情報収集を行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>情報収集内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員の被災状況</td> <td>医療救護活動に参加できる人数</td> </tr> <tr> <td>市内の被害状況</td> <td>道路、交通機関の被害状況／ライフライン被害状況／建物被害状況／火災発生日況</td> </tr> <tr> <td>医療救護所の設置及び活動</td> <td>医療救護班参加人数／医療救護班班長氏名／重軽傷者数／死亡者数／災害医療支援病院への搬送必要患者数／医療物資の調達状況</td> </tr> <tr> <td>地区防災センター</td> <td>避難者数／衛生状態</td> </tr> <tr> <td>災害医療支援病院の状況</td> <td>国分寺病院・国分寺内科中央病院の患者受入れ可否の確認</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 情報収集内容 | 会員の被災状況 | 医療救護活動に参加できる人数 | 市内の被害状況 | 道路、交通機関の被害状況／ライフライン被害状況／建物被害状況／火災発生日況 | 医療救護所の設置及び活動 | 医療救護班参加人数／医療救護班班長氏名／重軽傷者数／死亡者数／災害医療支援病院への搬送必要患者数／医療物資の調達状況 | 地区防災センター | 避難者数／衛生状態 | 災害医療支援病院の状況 | 国分寺病院・国分寺内科中央病院の患者受入れ可否の確認 | | | | | |
| | 項目 | 情報収集内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 会員の被災状況 | 医療救護活動に参加できる人数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市内の被害状況 | 道路、交通機関の被害状況／ライフライン被害状況／建物被害状況／火災発生日況 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医療救護所の設置及び活動 | 医療救護班参加人数／医療救護班班長氏名／重軽傷者数／死亡者数／災害医療支援病院への搬送必要患者数／医療物資の調達状況 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地区防災センター | 避難者数／衛生状態 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 災害医療支援病院の状況 | 国分寺病院・国分寺内科中央病院の患者受入れ可否の確認 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ○ 緊急連絡の手段は、以下のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡対象</th> <th>連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各師会会員</td> <td>固定電話／市の安否確認システム等を活用した携帯メール</td> </tr> <tr> <td>市本部と医師会災害対策本部</td> <td>IP無線等</td> </tr> <tr> <td>医師会災害対策本部と緊急医療救護所</td> <td>移動系無線／IP無線等</td> </tr> <tr> <td>医師会災害対策本部と医療救護所</td> <td>IP無線等</td> </tr> <tr> <td>医師会災害対策本部と災害医療支援病院</td> <td>災害時優先電話等</td> </tr> </tbody> </table> | 連絡対象 | 連絡手段 | 各師会会員 | 固定電話／市の安否確認システム等を活用した携帯メール | 市本部と医師会災害対策本部 | IP無線等 | 医師会災害対策本部と緊急医療救護所 | 移動系無線／IP無線等 | 医師会災害対策本部と医療救護所 | IP無線等 | 医師会災害対策本部と災害医療支援病院 | 災害時優先電話等 | | | | | |
| 連絡対象 | 連絡手段 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各師会会員 | 固定電話／市の安否確認システム等を活用した携帯メール | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市本部と医師会災害対策本部 | IP無線等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医師会災害対策本部と緊急医療救護所 | 移動系無線／IP無線等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医師会災害対策本部と医療救護所 | IP無線等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医師会災害対策本部と災害医療支援病院 | 災害時優先電話等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 医療救護所の活動状況を把握し、以下の活動を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各師会会員の派遣</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備蓄医療機材・備蓄薬剤の輸送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歯科特殊処置必要者の受入れ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療救護所間の人員配置の調整</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後方搬送支援病院の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トラブルの対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時系列記録</td> <td>救護支援班が対応</td> </tr> <tr> <td>ミーティング</td> <td>医師会災害対策本部員と医療救護班班長が参加し、1日2回実施</td> </tr> </tbody> </table> | 活動内容 | 備考 | 各師会会員の派遣 | | 備蓄医療機材・備蓄薬剤の輸送 | | 歯科特殊処置必要者の受入れ | | 医療救護所間の人員配置の調整 | | 後方搬送支援病院の確保 | | トラブルの対応 | | 時系列記録 | 救護支援班が対応 | ミーティング | 医師会災害対策本部員と医療救護班班長が参加し、1日2回実施 |
| 活動内容 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各師会会員の派遣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備蓄医療機材・備蓄薬剤の輸送 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歯科特殊処置必要者の受入れ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療救護所間の人員配置の調整 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 後方搬送支援病院の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| トラブルの対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 時系列記録 | 救護支援班が対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ミーティング | 医師会災害対策本部員と医療救護班班長が参加し、1日2回実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 医療救護班の編制

- 医療救護班の参集場所は、いずみプラザ内の医師会災害対策本部とする。
- 医師会会員が医療救護班班長となり、医療救護班を統括する。

4 医療救護所等の設置

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|----|-----|-------|---------|------|--------------|------|--|-------|-----------------------------|-------------|--|-------|----------------|-----|------------------|
| 市災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人的被害状況等の医療に関する情報をもとに、医師会災害対策本部、国分寺消防署、小金井警察署及び地区防災センター運営班と連絡、調整を図り、いずみプラザ内に本部緊急医療救護所を立ち上げ、また必要に応じて、順次地区防災センター（市立一中～五中）の教室等に医療救護所の設置を決定する。 ○ 要配慮者を受け入れる二次避難所を設置した場合は、医師会災害対策本部と協議し、医療救護所の設置を決定する。 ○ 医療救護所等を設置した場合、国分寺消防署、小金井警察署及び都福祉保健局に報告する。 ○ 医療救護所等の運営補助は、原則として救護支援班の職員が担当するが、配置が困難な場合は協力班を通して応援職員を配置する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医師会災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護班の態勢や人的被害状況を踏まえて、市本部の指示により、医療救護班参集者及び救護支援班が中心となり医療救護所等を設営する。 ○ 医療救護所等に配備する器材は以下のとおりとする。医師会災害対策本部で調達ができない器材は各中学校の備品や市防災資機材から配置し、不足備品は市本部に調達を要請する。 <table border="1" data-bbox="421 1193 1426 1637" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th>器材名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源・照明</td> <td>発電機／投光機</td> </tr> <tr> <td>通信機器</td> <td>IP無線機／移動系無線機</td> </tr> <tr> <td>事務用品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救護所備品</td> <td>受付・診察用机／椅子／担架／衝立／点滴スタンド／リネン</td> </tr> <tr> <td>診療用医療機器・医薬品</td> <td>救急医療セット／問診票／医科用カルテ／歯科用カルテ／処方箋／診療記録用紙／備蓄医薬品／輸液及び輸液セット</td> </tr> <tr> <td>調剤用備品</td> <td>計量器／シロップ容器／分包紙</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>医療機材洗浄用水／手洗い用消毒液</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 器材名 | 電源・照明 | 発電機／投光機 | 通信機器 | IP無線機／移動系無線機 | 事務用品 | | 救護所備品 | 受付・診察用机／椅子／担架／衝立／点滴スタンド／リネン | 診療用医療機器・医薬品 | 救急医療セット／問診票／医科用カルテ／歯科用カルテ／処方箋／診療記録用紙／備蓄医薬品／輸液及び輸液セット | 調剤用備品 | 計量器／シロップ容器／分包紙 | その他 | 医療機材洗浄用水／手洗い用消毒液 |
| 項目 | 器材名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電源・照明 | 発電機／投光機 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通信機器 | IP無線機／移動系無線機 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務用品 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救護所備品 | 受付・診察用机／椅子／担架／衝立／点滴スタンド／リネン | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 診療用医療機器・医薬品 | 救急医療セット／問診票／医科用カルテ／歯科用カルテ／処方箋／診療記録用紙／備蓄医薬品／輸液及び輸液セット | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調剤用備品 | 計量器／シロップ容器／分包紙 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 医療機材洗浄用水／手洗い用消毒液 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救護支援班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所等を担当する職員は、医療救護班の備品、備蓄医薬品等を搬送する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所等が開設されるまでの間、国分寺消防署に仮救護所を設置するとともに、状況に応じて災害現場に現場救護所を設置する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

5 医療救護活動

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|----|---------|-----------|-------------|----|-----------|---------------|-----------|----|---------------------------------------|--------|--------------------------------------|-----------|-----|---------|------|------------|-------|-------|-------|--------|---------------------|
| 医療救護班 | <p>○ 医療救護班の活動期間は発災からおおむね 72 時間とする。</p> <p>(1) トリアージ</p> <p>ア 医師会が担当し、歯科医師会が協力する。</p> <p>イ トリアージの結果、医療施設での処置が必要な重傷者などは、市車両や国分寺消防署車両を活用して災害医療支援病院への搬送を行う。</p> <p>ウ 遺体への対応については、市本部（市民生活班等）が対応する。</p> <p>エ 軽傷者の医療救護所等への搬送は、地域住民、市職員等が協力する。</p> <p>(2) 医療救護所等の診療態勢</p> <table border="1" data-bbox="422 678 1431 1317"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 678 839 723">項目</th> <th data-bbox="839 678 1431 723">役割分担・備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="422 723 839 779">受付・カルテの作成</td> <td data-bbox="839 723 1431 779">医師会事務／救護支援班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 779 839 824">診療</td> <td data-bbox="839 779 1431 824">医師会／歯科医師会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 824 839 869">カルテの記載・処方箋の発行</td> <td data-bbox="839 824 1431 869">医師会／歯科医師会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 869 839 969">処置</td> <td data-bbox="839 869 1431 969">医師会／歯科医師会／柔道整復師会（傷病者に対する応急救護に関する労務提供）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 969 839 1070">歯科特殊処置</td> <td data-bbox="839 969 1431 1070">歯科特殊処置が必要な患者は、医師会災害対策本部で歯科医師会治療班が対応。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1070 839 1115">輸液による経過観察</td> <td data-bbox="839 1070 1431 1115">医師会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1115 839 1160">調剤・服薬指導</td> <td data-bbox="839 1115 1431 1160">薬剤師会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1160 839 1205">カルテ・処方箋の管理</td> <td data-bbox="839 1160 1431 1205">救護支援班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1205 839 1249">時系列記録</td> <td data-bbox="839 1205 1431 1249">救護支援班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1249 839 1317">ミーティング</td> <td data-bbox="839 1249 1431 1317">医療救護班全員参加により、1日2回実施</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 役割分担・備考 | 受付・カルテの作成 | 医師会事務／救護支援班 | 診療 | 医師会／歯科医師会 | カルテの記載・処方箋の発行 | 医師会／歯科医師会 | 処置 | 医師会／歯科医師会／柔道整復師会（傷病者に対する応急救護に関する労務提供） | 歯科特殊処置 | 歯科特殊処置が必要な患者は、医師会災害対策本部で歯科医師会治療班が対応。 | 輸液による経過観察 | 医師会 | 調剤・服薬指導 | 薬剤師会 | カルテ・処方箋の管理 | 救護支援班 | 時系列記録 | 救護支援班 | ミーティング | 医療救護班全員参加により、1日2回実施 |
| 項目 | 役割分担・備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受付・カルテの作成 | 医師会事務／救護支援班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 診療 | 医師会／歯科医師会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| カルテの記載・処方箋の発行 | 医師会／歯科医師会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 処置 | 医師会／歯科医師会／柔道整復師会（傷病者に対する応急救護に関する労務提供） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 歯科特殊処置 | 歯科特殊処置が必要な患者は、医師会災害対策本部で歯科医師会治療班が対応。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 輸液による経過観察 | 医師会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調剤・服薬指導 | 薬剤師会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| カルテ・処方箋の管理 | 救護支援班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 時系列記録 | 救護支援班 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ミーティング | 医療救護班全員参加により、1日2回実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害医療コーディネーター | <p>○ 東京都地域災害医療コーディネーターと連絡調整を図る。</p> <p>○ 市内被害状況把握及び医療資源の適切な配置等について医学的な助言をする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救護支援班 | <p>○ 近隣市町村、都等の医療救護班が派遣された場合は、救護支援班が調整、連携を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市災害対策本部 | <p>○ 医師会本部を中心とした医療救護活動を要請するとともに、必要に応じ近隣市区町村及び都に応援を求め、応急措置を実施する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都本部 | <p>○ 災害発生直後からおおむね 48 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対して救命処置を実施するため、東京DMATを派遣する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都福祉保健局 | <p>○ 市区町村の要請があった場合、または都において医療救護の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を市区町村の設置する医療救護所、医療機関等に派遣する。</p> <p>○ 都の能力のみでは十分ではないと認める場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、他県市に応援を要請する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------------|---|
| 東京DMAT 東京消防庁 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京DMATは、救出救助部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施し活動する。 ○ 東京DMATの出場にあたっては、東京消防庁との連携によることを原則とし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。 ○ 都福祉保健局は、東京DMATが効果的な活動を行えるよう、東京DMAT指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。 ○ 都福祉保健局は、災害現場の東京DMATとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京DMATに対し、医療資器材等の支援を行う。 ○ 都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 |

6 医薬品・医療資器材の確保

(1) 医薬品・医療資器材の供給体制

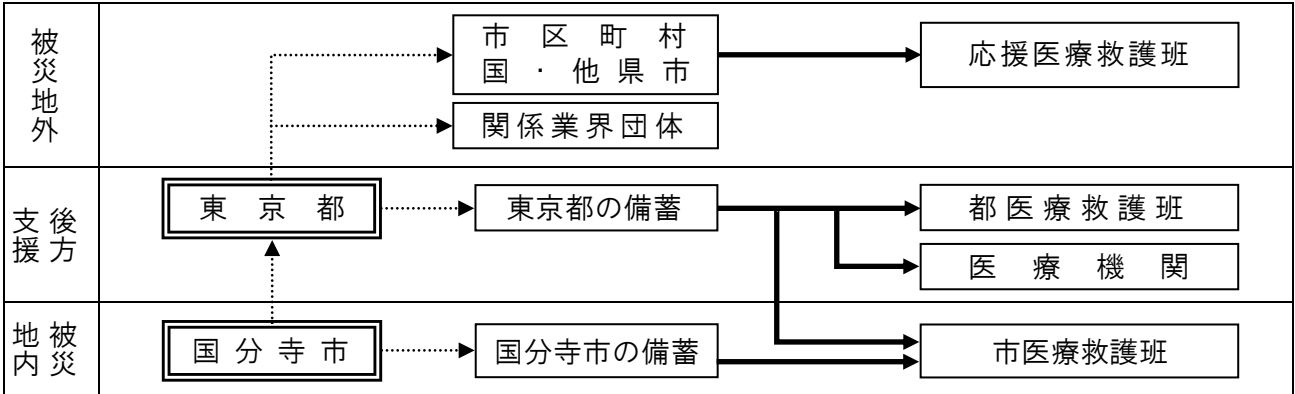
- 災害発生後、おおむね3日間は、市が自ら備蓄する医薬品等により対応する。
- 備蓄する医薬品のみで不足する場合は、市が締結する、医師会等との協定に基づき調達する。
- 市は、医師会及び薬剤師会と連携のうえ、別途定められた場所に「災害薬事センター」を設置する。「災害薬事センター」は、医療救護所や医療機関等への医薬品等の供給拠点としての機能を果たす。
- 医薬品等の輸送は、市及び国分寺郵便局が行う。

| 担当 | 対策内容 |
|------------------|--|
| 救護支援班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄している医薬品、医療資器材を医療救護所等に配備し、活用する。 ○ 備蓄している医薬品等が不足する場合は、都に協力を要請するとともに、緊急措置として薬剤師会に供給を要請する。 |
| 薬剤師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護班の一員として医療救護所等に供給される医薬品を管理する。 ○ 市が保管している備蓄医薬品や、市の災害薬事センター（別途定められた場所）に供給される医薬品等の仕分、管理を行う。 |
| 市本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品等の輸送を救援物資調達班等に指示するとともに、市車両が不足する場合等は、協定に基づき国分寺郵便局に輸送を要請する。 |
| 救援物資調達班 救護支援班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救援物資調達班等は蘇生器、救急医療セット等を市車両を使用して医療救護所等に搬送する。 |
| 国分寺郵便局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定に基づき市から医薬品等の輸送を要請された場合は、バイクの機動力を活用して市や薬局、市の災害薬事センターなどから医療救護所等へ医薬品等を輸送する。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都が備蓄している都医療救護班用及び市区町村補充用の医薬品・医療資器材を要請に基づき即時に供給する。 ○ 輸送先は市区町村が指定した災害薬事センターまでとする。 |

- 資料3-24：災害時の医療救護活動についての協定書（国分寺市医師会）
- 資料3-25：災害時の歯科医療救護活動についての協定書（国分寺市歯科医師会）
- 資料3-26：災害時の医療救護活動についての協定書（国分寺市薬剤師会）
- 資料3-27：災害時の応急救護活動等についての協定書（東京都柔道整復師会多摩中央支部）
- 資料3-28：災害時における協力に関する協定書（国分寺郵便局）

【初動期（災害薬事センター設置前）の供給体制】

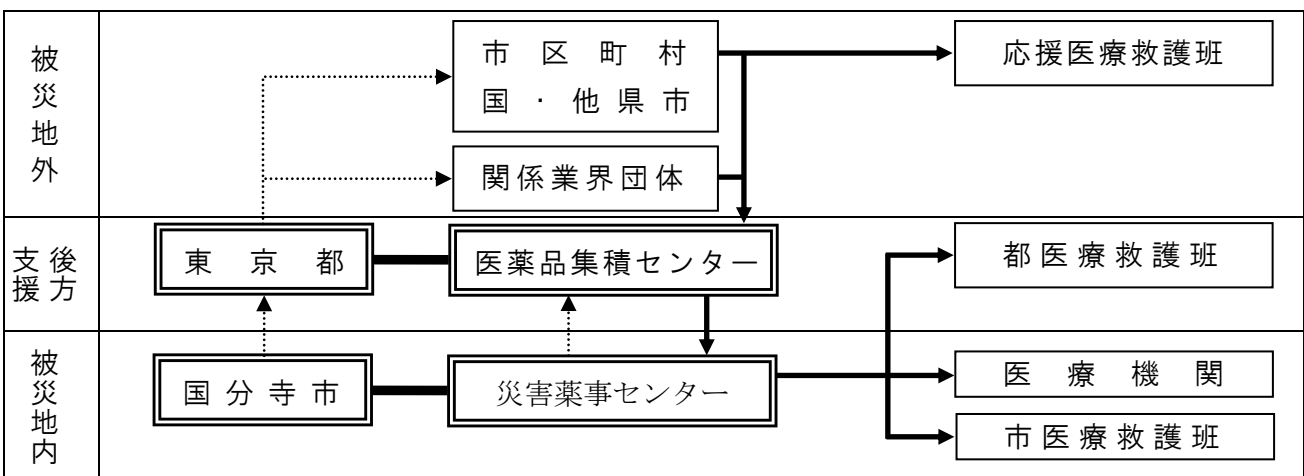
- 医療救護班は、市が保管している備蓄医薬品等を使用して救護活動を行う。
- 医薬品等が不足する場合、市は都へ供給を要請する。緊急の場合、市は薬剤師会に対し、薬局在庫等からの供給を要請する。
- 都は、市区町村の要請を受け、備蓄医薬品を医療機関等へ供給するとともに、被災地外の市区町村、国、他縣市及び関係業界団体へ医薬品等の供給を要請する。



[..... 情報の流れ ——> 医薬品等の流れ]

【災害薬事センター設置後の供給体制】

- 市は医療救護班や医療機関からの不足医薬品等の情報や、薬剤師会から市の災害薬事センター（別途定められた場所）のストック状況の報告を受け、必要となる医薬品等の必要量を把握集約し、都へ供給を要請する。
- 都から要請を受けた被災地外の市区町村、国・他縣市及び関係業界団体は、都が設置する医薬品集積センターへ医薬品等を供給する。
- 都医薬品集積センターは、受け入れた医薬品等を仕分したうえで、市からの要請に基づき必要な医薬品等を市の災害薬事センターに供給する。
- 市の災害薬事センターで受け入れた医薬品等を、市車両や郵便局バイク等で医療救護所等に搬送する。



[..... 情報の流れ ——> 医薬品等の流れ]

《災害薬事センターが取り扱う医薬品等の範囲》

医療用医薬品／一般用医薬品／医療用具／医療救護活動に必要な衛生材料／酸素ガス及び液体酸素（※1）／歯科用医薬品等（※2）

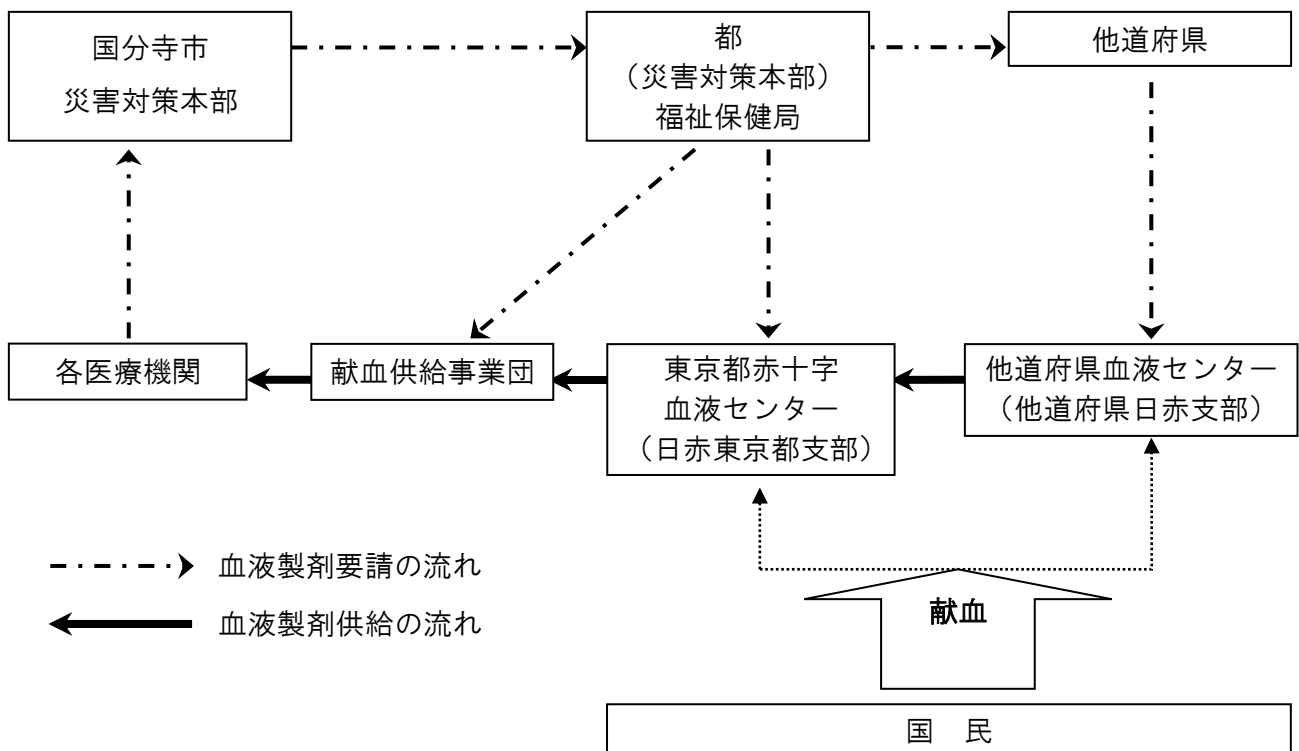
（※1）供給要請の受理及び供給指示は災害薬事センターが行うが、酸素ガス及び液体酸素は、関係業界団体等から直接、医療救護所等へ搬入する。

（※2）歯科用医薬品及び歯科材料の仕分・管理・供給は、原則として歯科用医薬品の担当者が行うものとする。

（2）血液製剤の確保

| 担当 | 対策内容 |
|--------------------|--|
| 救護支援班 | ○ 血液製剤が必要となる場合には、都に協力を要請する。 |
| 都福祉保健局 | ○ 市区町村から血液製剤の供給要請があった場合、または血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給要請を行う。 |
| 日赤東京都支部 献血供給事業団 | ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく供給要請があった場合、互いに連携し血液製剤の供給を行う。 |

図3-12：血液製剤の供給体制



第3節 傷病者等の搬送体制

1 災害医療支援病院への傷病者の搬送

- 搬送は原則として災害現場から医療救護所等までは市が関係機関や市民と協力して行い、医療救護所等から災害医療支援病院までは都及び市が対応する。

| 担当 | 対策内容 |
|------------------------------------|--|
| 医療救護班 | ○ 班長は、傷病者、医療制約者(※)等のうち、災害医療支援病院に收容する必要がある者が発生した場合は、医師会本部に連絡する。 ※医療制約者…医療機関の被災により治療を受ける機会を失った者 |
| 医師会災害対策本部 災害医療コーディネーター 救護支援班 | ○ 各医療救護所の要搬送者の人数を把握し、搬送順位を決定する。 ○ 搬送順位決定後、災害医療コーディネーターの指示により、搬送要請を行う。 |
| 市災害対策本部 本部班 国分寺消防署 | ○ 医師会災害対策本部の要請に基づき、搬送を以下の方法で行う。 (1) 医療救護班が使用した庁用車、救急車等 (2) 東京消防庁への搬送の要請 (3) ヘリコプター等による搬送の要請 |

2 医療スタッフの搬送

| 担当 | 対策内容 |
|----------------|---|
| 市災害対策本部 本部班 | ○ 医療救護班協力要員や都や他縣市からの応援医療従事者等の医療スタッフの移動は、庁用車を配分し活用する。 ○ 庁用車による搬送が困難な場合は、国分寺消防署、小金井警察署及び都に応援を要請する。 |
| 都本部 | ○ 都が派遣する医療救護班等の搬送は、都が既に協定を締結している関係機関との協定に基づき、バスやトラック等を活用して対応する。 |

第4節 保健衛生

1 多摩立川保健所の役割

- 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握する。
- 市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。
- 環境・食品営業施設等の監視指導等を行う。
- 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整を行う。
- 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
- 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。

2 保健活動チームの編成

| 担当 | 対策内容 |
|---------|--|
| 市災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各災対部に配属されている保健師，看護師，歯科衛生士，栄養士で保健活動チームを編成する。 ○ 保健活動チームは救護支援班に位置づける。 ○ 人員が不足する場合は，都へ派遣要請し，受入体制の確立や活動拠点を確保する。 |

3 保健活動

| 担当 | 対策内容 |
|----------------|---|
| 保健活動チーム | <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所における健康相談 (2) 地域における巡回健康診断 (3) その他必要な保健活動 |
| 歯科医師会 | ○ 阪神淡路大震災における震災関連死（※）の原因で最も多かった肺炎の予防を図るため，避難所生活開始後，早期より避難所を巡回し，肺炎予防のため口腔ケアの指導及び啓発活動を行う。 |
| 都福祉保健局 | ○ 保健活動チームの活動が円滑に行われるように支援するとともに，総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。 |
| 環境衛生指導班 (都) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ○ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ○ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 |

※ 震災関連死…地震より後に時間をおいて亡くなった方で，震災という特殊な事態が発生していなければ助かった可能性のある死亡のこと。

4 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期の避難生活によるストレスなどによる被災者への影響を軽減するために、適切なメンタルヘルスケアを提供する。そのために、保健所と精神保健福祉センターを拠点とする東京都災害派遣精神医療チーム（東京 DPAT）の派遣を要請し、その活動に協力する。

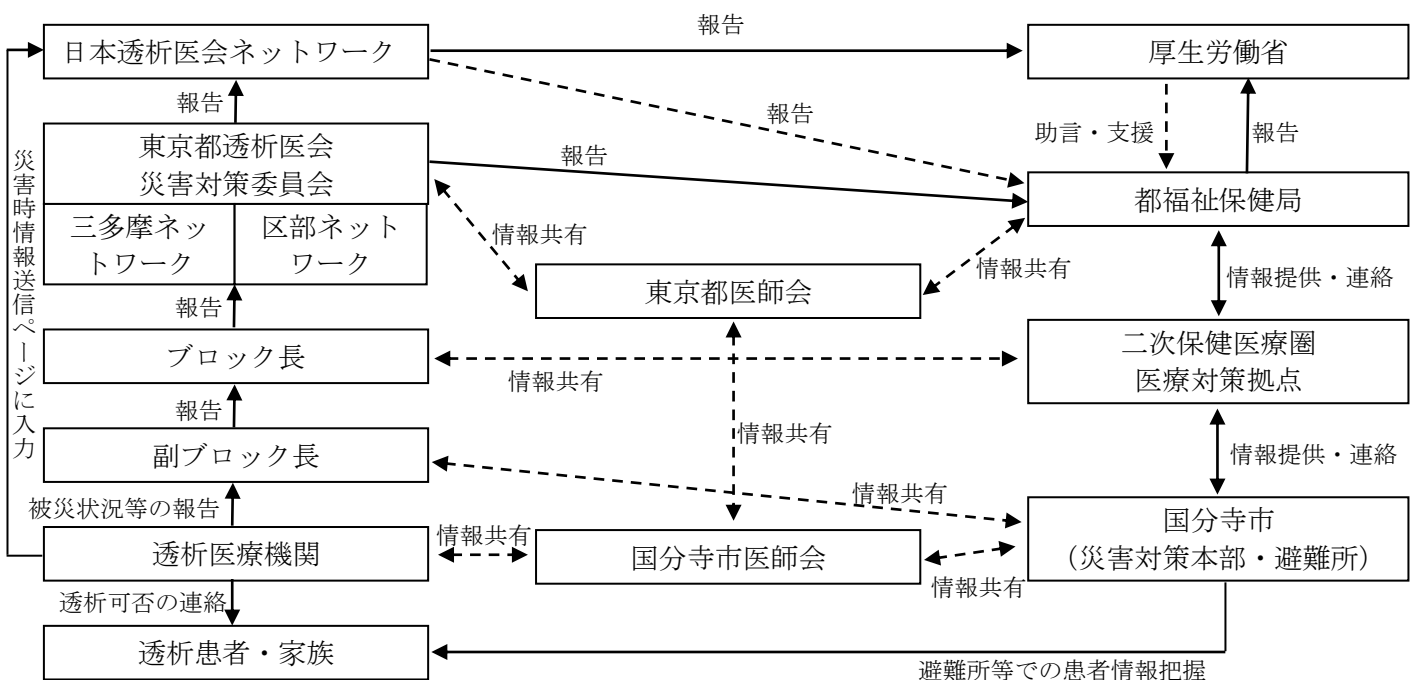
| 担当 | 対策内容 |
|----------------------------|---|
| 保健活動チーム | ○ 被災住民に対するこころの健康に関する相談を行う。 |
| 東京都災害派遣精神医療チーム（東京 DPAT）（都） | 【活動内容】 (1) 被災した精神障害者・精神疾患患者の継続的医療の確保 (2) 避難所における巡回相談 (3) 被災者に対する情報提供及び相談窓口の設置 (4) 近県精神保健医療従事者の受入れ (5) その他連絡調整 |

5 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 救護支援班 | ○ 市内の透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について、都福祉保健局へ報告する。 ○ 透析患者からの問い合わせに対し、都からの情報を踏まえて対応する。 |
| 都福祉保健局 | ○ 市区町村、医師会、東京都透析医会等からの報告を一元的に収集し、市区町村、東京都透析医会などに情報を提供する。 ○ 透析医療機関からの市区町村を通じた要請に応じ、水、電気、燃料、食料などの供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。 |

図 3-13：災害時の透析医療情報連絡系統図



(2) 在宅難病患者への対応

| 担当 | 対策内容 |
|-----------|--|
| 救護支援班 | ○ 在宅難病者の被災状況等について確認できた内容を避難行動要支援者班及び都福祉保健局へ報告する。 |
| 避難行動要支援者班 | ○ 在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、他班及び関係機関と連携して支援対策を実施する。 ・住宅及び居住者の安全確認 ・情報サービスの提供 ・精神的な不安の排除（声かけの実施） ・入浴サービスの提供 ・移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣 ・配食サービス・日用品・補装具等の提供 ・保健・医療の提供 |
| 都福祉保健局 | ○ 市区町村、医療機関及び近縣市等と連携し、在宅難病者の搬送及び救護の体制整備に努める。 |

(3) 人工呼吸器使用者への対応

| 担当 | 対策内容 |
|-----------|--|
| 避難行動要支援者班 | ○ 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」をもとに、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。 ○ 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。 ○ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。 |
| 都福祉保健局 | ○ 市区町村からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他道府県市等と調整に努める。 |

6 飲料水の安全確保

震災時の飲料水の安全管理のために、市は都に対して、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等の要請を行う。都は「環境衛生指導班」を編成し活動を行う。

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------|---|
| 環境衛生指導班（都福祉保健局） | ○ 飲料水の塩素による消毒の確認 ○ 都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ○ 都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 |

7 食品の衛生管理と栄養指導

震災時には、整備が不十分な中での調理、冷蔵・冷凍機器の機能低下等による食料品の腐敗、汚染が予想されることから、必要に応じて、都と協力して食品衛生監視班を編成し、食品の安全を確保する。

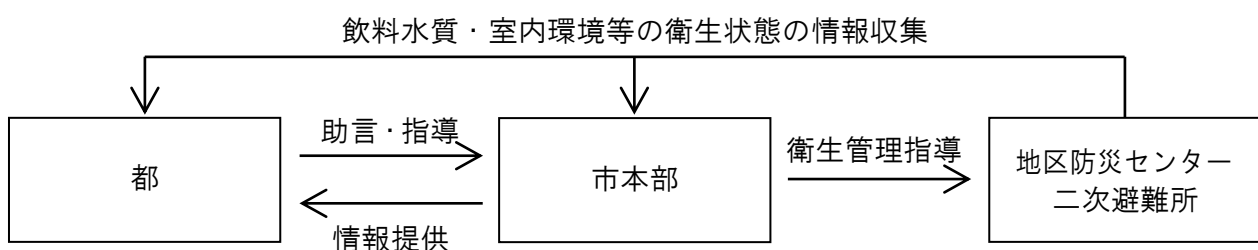
| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 食品衛生監視班 (保健所等) | 【活動内容】 (1) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 (2) 食品集積所の衛生確保 (3) 避難所の食品衛生指導 (4) 関係施設の貯水槽の簡易検査 (5) 仮店舗等の衛生指導 (6) その他食料品に起因する危害発生の防止 (7) 食中毒発生時の対応 |

8 避難所の衛生管理

避難者等の生活環境の確保及び健康管理などを的確に行うために、避難者に対して衛生管理上必要な留意事項等の周知を図る。

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 地区防災センター 運営協議会 | <p>【避難所の食品衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における食中毒の発生防止のため、次の活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 (2) 食品の衛生確保，日付管理等の徹底 (3) 手洗いの励行 (4) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 (5) 残飯，廃棄物等の適正処理の徹底 (6) 情報提供 (7) 殺菌・消毒剤の手配，調整 <p>【避難所の衛生管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の適正誘導及び収容並びに過密状況及び衛生状態を把握するとともに，次の活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定 (2) 生活環境上必要な物品の確保 (3) 避難者間のプライバシーの確保 (4) ごみの適切な排出方法及びトイレの使用法等 (5) 女性のニーズを踏まえたトイレ，更衣室等の適正確保 (6) ハエや蚊等の衛生害虫の防除 (7) 室内環境及び寝具類の衛生確保 (8) 手洗い・消毒・咳エチケット等基本的な感染対策の徹底 (9) 感染症発生時には専用区域の設定 (10) 避難者生活スペースの定期的な換気 |
| 救護支援班 | ○ 医師，歯科医師，薬剤師が地区防災センターを巡回し，公衆衛生上の問題点を把握し，対処する。 |
| 救援物資調達班 | ○ 市内の公衆浴場の被害状況，営業再開の目途について調査し，市本部に報告する。 |
| 災害対策本部 | ○ 仮設浴場，シャワー施設等の設置状況を把握し，地区防災センターを通して避難者に周知する。 |

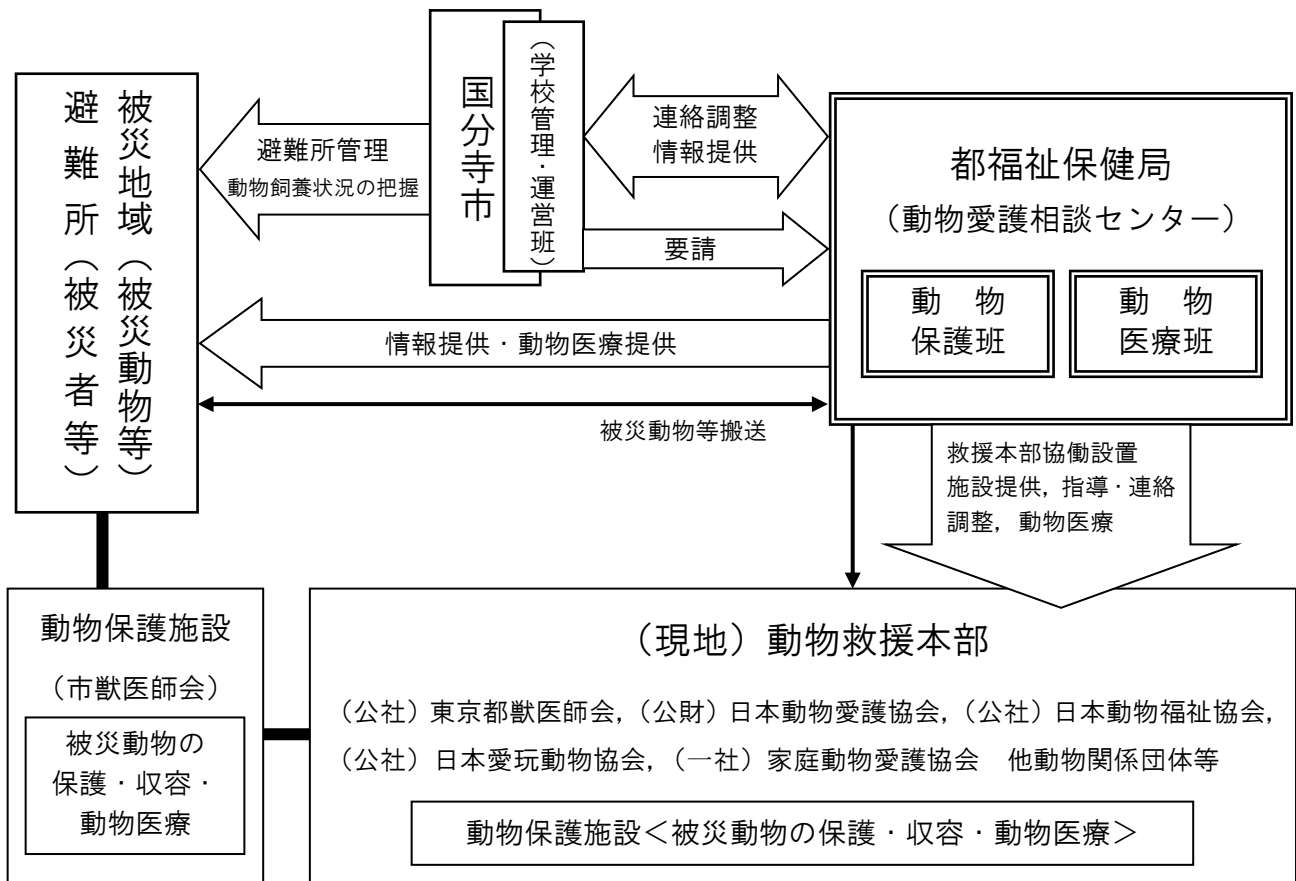
図 3-14：避難所の衛生管理の体系図（都福祉保健局）



第5節 動物愛護

- 災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じるとともに、多くの動物が飼い主と避難所に避難することが予想される。危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の適正な飼育に関し、都及び関係機関との協力体制を確立する。
- 市は、都獣医師会多摩東支部及び同支部国分寺地区防災担当部（以下本章では「獣医師会」という。）と災害時の動物救護活動についての協定を締結していることから、これらの団体や都獣医師会、動物関係団体等が設置する「動物救援本部」及び都福祉保健局が設置する「動物保護班」「動物医療班」と連携して動物愛護対策を進める。

図3-15：災害時における動物保護体制（48時間から72時間までの応急体制）>



● 資料3-29：災害時の動物救護活動についての協定書（東京都獣医師会多摩東支部）

1 動物救護対策本部の設置

| 担当 | 対策内容 |
|---------|--|
| 市災害対策本部 | ○ 国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生し、動物救護対策の必要性があると判断した場合には、獣医師会に対し活動を要請する。 |
| 獣医師会 | ○ 地震発生により、市本部からの要請があった場合、もしくは市本部からの活動要請はないが、獣医師会が緊急的に対処しなければならないと判断した場合には、動物救護対策本部を設置し、活動を開始する。 ○ 動物救護対策本部は、原則としてひかりプラザ内に設置し、地区防災センターからの情報を集約する学校管理・運営班と連携して活動する。 ○ 動物救護対策本部は、獣医師会員の被災状況を確認する。 ○ 獣医師会の判断により活動を開始した場合は、速やかに市本部へ報告する。 |

2 動物救護所

| 担当 | 対策内容 |
|----------|---|
| 動物救護対策本部 | ○ 動物救護対策本部は、被災を免れた獣医師会員の施設に対し、動物救護所の設置を要請する。 ○ 動物救護所を開設した場合には、市本部に状況を報告する。 ○ 動物救護所からスタッフ応援の要請があった場合は、獣医師会及び都獣医師会を通して応援要請を行う。 |
| 市災害対策本部 | ○ 動物救護対策本部からの飼い主不明逸走動物に関する情報等は、地区防災センター等を通して市民に広報する。 |
| 動物救護所 | ○ 動物救護所では、飼い主から依頼を受けた負傷動物及び必要に応じて飼い主不明逸走動物に対して、可能な応急処置を行う。 ○ 動物救護所では、収容能力の範囲内で飼い主不明逸走動物の一時保護を行うとともに、飼い主不明逸走動物に関する情報（種類、性別、年齢、特徴等）を動物救護対策本部に報告する。 ○ 動物救護所では、被災動物の健康管理等の相談を受け付ける。 ○ 動物救護所のスタッフが不足する場合は、動物救護対策本部に応援を要請する。 |

3 避難所内動物救護所

| 担当 | 対策内容 |
|----------|--|
| 動物救護対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 獣医師会員の施設が被災し、動物救護所を設置することが困難な場合は、動物救護対策本部は、市本部と協議のうえ、地区防災センター等に避難所内動物救護所を設置することを決定し、獣医師会員等で構成する動物医療救護班を派遣する。 ○ 動物医療救護班の編成は原則として、獣医師2名、動物看護師2名、車両運転1名とする。 ○ 動物救護所からスタッフ応援の要請があった場合は、獣医師会及び都獣医師会を通して応援要請を行う。 |
| 動物医療救護班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物医療救護班は、避難所内動物救護所において、被災動物への応急処置及び飼い主不明逸走動物の一時保護を実施する。 ○ 負傷動物が多数発生した場合は、トリアージを実施し、獣医師会及び都獣医師会が指定する適応動物医療施設への転送等を行う。 ○ スタッフが不足する場合は、動物救護対策本部に応援を要請する。 |

4 動物避難所

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 市災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部は、地区防災センター等へのペット同行避難がある場合は、動物救護活動を効果的に進めるために、地区防災センター等に動物避難所を設置する。 ○ 動物避難所は、あらかじめ市と獣医師会で定めた場所に設置し、テント、シート、カラーコーン及びセーフティーバー等により区域を明示する。 ○ 動物避難所の役割は、同行避難動物の保護及び飼い主不明逸走動物の一時保護とする。 |
| 地区防災センター運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災センター運営協議会等は、以下の基本方針のもと、飼い主とともに適正な動物避難所の運営に努める。 ○ 全避難者の理解が得られるようなルールのもとで飼育する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人間の居住場所と動物の居住場所を完全に分離する。 (2) 飼育管理は、飼い主による自主管理を原則とする。 (3) 飼い主不明逸走動物は、保護先が決まるまで飼育動物と同じ場所で一時的に飼育する。 (4) 動物避難所に持込める動物は、犬、猫、ウサギなどの小動物と小鳥類とする。 |
| 動物救護対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部から動物避難所の開設状況を確認し、獣医師会員等による動物避難所巡回チームを動物避難所に派遣する。 |
| 動物避難所巡回チーム | <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物避難所巡回チームは、動物避難所において、衛生管理や飼い主の役割等について指導を行う。 ○ 動物避難所巡回チームは、必要に応じて被災動物の健康管理に関する臨時相談窓口を開設する。 |

第6節 防疫

1 防疫活動

- 災害時における感染症患者の発生予防，早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために，防疫チーム，消毒チームを編成し，迅速かつ正確に防疫活動を行う。

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 市災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防疫活動の実施にあたって，医師会本部に協力を要請し，防疫チームを編成する。市だけでは十分な対応ができない場合は，都福祉保健局に協力を要請する。 ○ 消毒チームは，環境保全班から編成する。 ○ 感染症の流行状況を踏まえ，必要に応じて予防接種を実施する。 |
| 防疫チーム | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防疫チームは医師会本部及び救護支援班から，医師(1名)，保健師または看護師(1名)，事務(1名)で1班を編成し，必要に応じて薬剤師会の協力を要請する。 ○ 防疫チームは，医療救護班・保健活動チーム等と緊密に連携をとりながら，被災住民の健康調査を行い，患者の早期発見に努め，被災地の感染症発生状況を把握するとともに，必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。 ○ 防疫チームは，避難所開設後，医療救護班・保健活動チーム等と協力して，健康調査及び健康相談を行う。 ○ 防疫チームは，給食施設，トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒，手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。 |
| 消毒チーム | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消毒チームは環境保全班から，消毒担当(2名)，運転担当(1名)で1班を編成する。 ○ 消毒チームは，防疫チームと緊密に連携をとりながら，患者発生時の消毒指導・避難所の下水及びトイレやごみ保管場所等の消毒の実施または消毒薬を配布して指導を行う。 |
| 地区防災センター 運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所のトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い，以後適宜消毒を実施する。 ○ 防疫チームや消毒チームの活動を避難者に広報するとともに，ポスターの掲示やチラシの配布，声かけ等を行い，感染症の発生予防に努める。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村の防疫に関する協力の要請があった場合，その他必要と認める場合は，活動支援や指導を行い，または，市区町村との調整を図る。 ○ 防疫活動を実施するにあたっては必要と認める場合は，都医師会，都薬剤師会等に協力を要請する。 ○ 市区町村が行う防疫活動を支援するとともに，必要に応じて，他県市の防疫班の出動を要請し，その連絡調整を行う。 ○ 都は，インフルエンザや麻しんなどの流行状況を踏まえ，市町村に対し予防接種に関する指導を行う。 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。 |

| 担当 | 対策内容 |
|------|---|
| 都医師会 | ○ 都福祉保健局長（多摩立川保健所）から防疫に関する協力の要請があった場合は、協力する。 ○ 都福祉保健局（保健所を含む）または市本部と協議のうえ、防疫活動を実施する。 |

2 防疫用資器材の備蓄・調達

- 市が新型インフルエンザ対策等で備蓄している消毒液等の物資を有効活用する。
- 市が実施する防疫チームや消毒チームが使用する防疫用資器材が不足する場合は、都福祉保健局に調達を要請する。
- 都福祉保健局は、薬品等が不足した場合に備え、計画に基づき備蓄・調達を行う。

第9章 避難者対策

- 災害時には、初期消火、救助、救護などの初期活動が最も重要であるが、災害による被害が拡大した場合には、身の安全を守るための避難が必要になる。
- 市民が安全かつ迅速に被災地から避難するために、避難の考え方を明らかにするとともに、避難体制、避難誘導の方法及び避難所の開設と運営体制を確立する。

〈実施担当〉

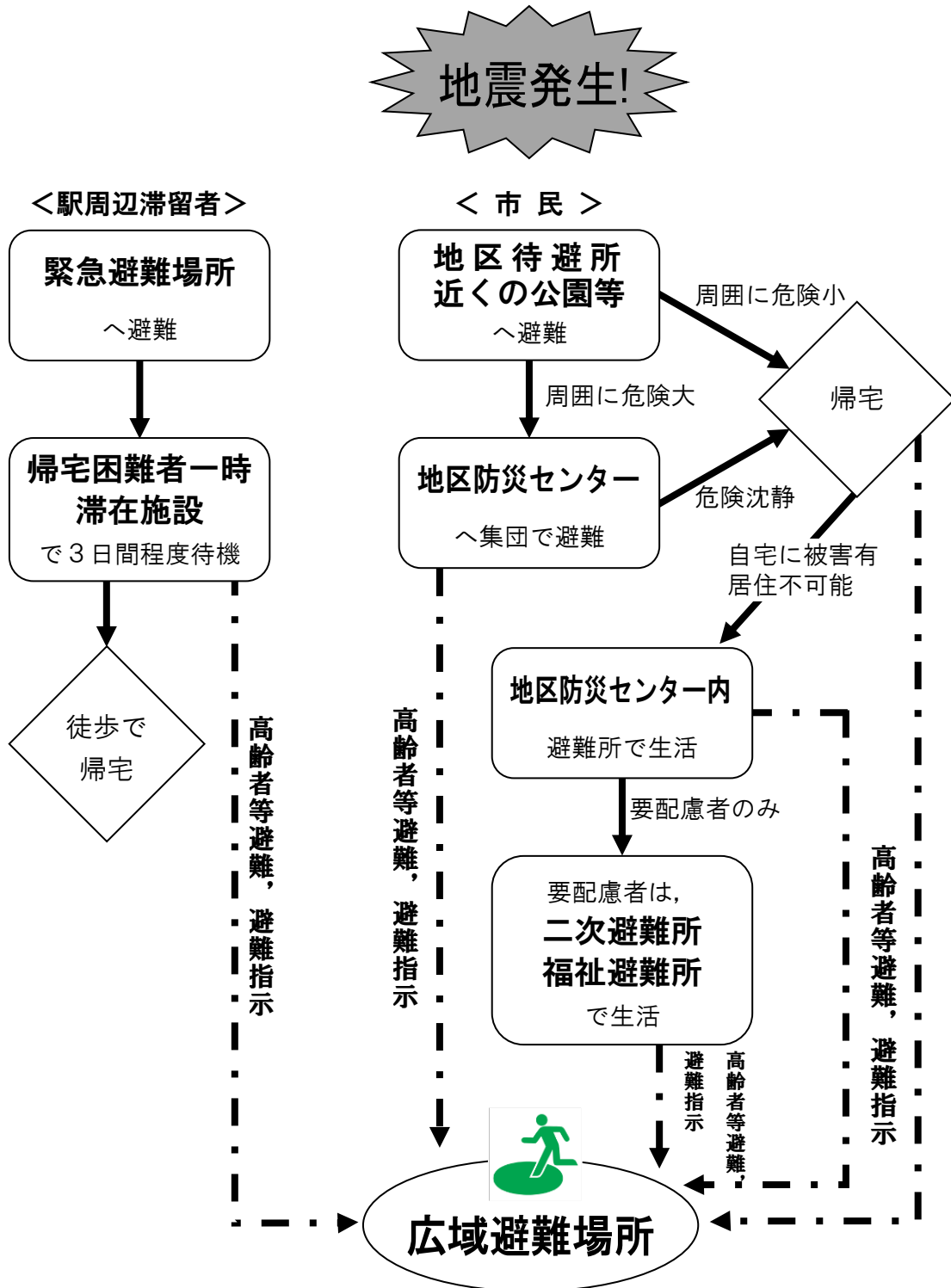
| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|---------------|---|--|
| 第1節 避難体制 | 本部班，広報班，市民生活班，地区防災センター運営班，国分寺市消防団，国分寺駅周辺班，協力班，環境保全班，物資管理班（1班） | 小金井警察署，国分寺消防署，ジェイコム東京，FMたちかわ，防災推進委員 |
| 第2節 避難誘導 | 道路河川班，地区防災センター運営班，協力班，各班，国分寺駅周辺班，物資管理班（1班），環境保全班，国分寺市消防団， | 都，防災推進委員，国分寺消防署，事業者，JR東日本，西武鉄道，小金井警察署，北多摩北部建設事務所 |
| 第3節 避難所の開設・運営 | 都市対策班，地区防災センター運営班，学校管理・運営班，本部班， | 防災推進委員，野球連盟少年の部，地区防災協力会，都 |

〈主な期間の応急復旧活動〉

| 機関名 | 発災 | 1時間 | 24時間 | 72時間 |
|--------|----|--|---|-------|
| | | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | 復旧対応期 |
| 市 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井警察署長，国分寺消防署長への連絡 ○ 市民への高齢者等避難，避難指示または警戒区域の設定 ○ 避難に関する広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難路，避難場所の確保 ○ 避難誘導の実施 ○ 地区防災センターの応急危険度判定の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の開設運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の他縣市等への受入れ要請 ○ 市指定以外の避難所の把握 | |
| 国分寺消防署 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部長への連絡 ○ 安全な避難路等情報の提供 | | |
| 小金井警察署 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部長への連絡 ○ 避難誘導の実施 ○ 避難場所への警戒員の配置 | | |

| 機関名 | 発災 | 1時間 | 24時間 | 72時間 |
|-----------|----------------------------------|-----|-------|------|
| | 初動態勢の確立期 | | 即時対応期 | |
| 事業者 鉄道 | ○ 緊急避難場所等への誘導 ○ 駅滞留者への情報提供の実施 | | | |

◆ 計画の関係図



第1節 避難体制

1 高齢者等避難，避難指示

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 災害対策本部 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者等，避難行動に時間を要する者の避難行動開始のために，人的被害が発生する可能性が高まった場合には，市長（本部長）は，警察署長及び消防署長と協議のうえ，高齢者等避難を発令する。 ○ 市内において危険が切迫した場合には，市長（本部長）は警察署長及び消防署長と協議のうえ，要避難地域及び避難先を定めて避難指示を行う。この場合，直ちに都本部に報告する。 ○ 災害が発生し，または発生が見込まれる場合において，住民等の生命身体を保護するため必要と認めるときは，市長は警戒区域を設定し，当該区域への立入りを制限もしくは禁止し，または退去を命ずるものとする。 ○ 災害の発生により，市が事務の全部または大部分を行うことができなくなったときは，都知事が市長に代わってその一部または全部を実施する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の発生等の危険が切迫し，市長が避難の指示ができないと認めるとき，または市長の要求があったときは，警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合，直ちに市長に対し，避難の指示を行った日時，対象区域，避難誘導方向及び避難先等を通知する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示が出された場合には，災害の規模，道路橋梁の状況，火災の拡大の経路及び消防部隊の運用を勘案し，必要な情報を市，関係機関等に通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し，通報するいとまのない場合は関係機関と連携した避難指示及び市本部へのその内容の通報を行う。 ○ 避難場所，避難道路の安全確保に努める。 |

2 情報の伝達

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難，避難指示または警戒区域が設定された場合，当該地域の防災行政無線（固定系），広報車，ツイッター，ホームページ，ジェイコム東京，FMたちかわ，報道機関への情報提供等により市民に周知する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定に基づき，市からの情報を放送する。 |
| 市民生活班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民対応窓口を通して市民に周知する。 |
| 地区防災センター 運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ IP無線により得た災害対策本部からの情報を，掲示板に貼り出すとともに，学校の放送設備等を活用して地域住民に広報する。 |
| 国分寺消防署 国分寺市消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車やポンプ車の広報機能を活用して住民に伝達する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|--------------------------------------|--|
| 小金井警察署 | 【現場広報活動】 ○ 現場における派遣部隊の各個広報等の他、ヘリコプター等の活用による上空からの広報活動を積極的に行う。 |
| 国分寺駅周辺班 協力班 環境保全班 物資管理班(1班) | ○ 鉄道事業者・商業施設と連携し、ハンドマイクの活用、掲示等により、乗客や来街者に情報を伝達する。 |
| 防災推進委員 | ○ 地区防災センター等を通して得た情報を積極的に地域住民に伝達する。 |

表 3-14：三類型の避難指示等一覧

| | 立退き避難が必要な居住者等に求める行動 |
|--------|--|
| 高齢者等避難 | ○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 避難指示 | ○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難を基本とするが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能である。）する。 |
| 緊急安全確保 | ○ 発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

第2節 避難誘導

1 避難道路・避難場所の確保

- 緊急輸送道路は、地区防災センターへの避難道路として位置づけ、通行、安全を確保するとともに、地区防災センターとなる市立小中学校、都立国分寺高校、東京経済大学に避難場所を確保する。

| 担当 | 対策内容 |
|-------------|---|
| 道路河川班・下水道班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都及び市緊急輸送道路を主に、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに都建設局に報告する。 ○ 国分寺建設業協会等に協定に基づく協力を依頼し、道路障害物の除去及び通行の確保を図る。 |
| 北多摩北部建設事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害物の状況報告に基づき、総合的な除去対策をたて、必要な指導、調整を行うとともに所管の路上障害物を除去する。 |
| 地区防災センター運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害初動要員は、担当する学校に参集し、学校管理・運営班と協力して、避難場所を開放し、体育館や校舎内など立入り禁止区域を明示する。 ○ 児童生徒が学校にいる時間帯の災害については、グラウンドの使用法（児童生徒スペース・地域住民スペース）を学校長と協議したうえで受入体制を整える。 |
| 防災推進委員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区防災センターで災害初動要員に協力し、避難者の受入体制を整える。 |
| 協力班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の指示に基づき、広域避難場所に行き避難者の受入体制を整える。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示が出された時点以降の消防活動は、災害の規模及び消防部隊の運用状況等を勘案し避難場所、避難道路の安全確保に努める。 |

2 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、あらかじめ設定された避難道路を活用し避難場所へ集団で移動するとともに、病人、高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を優先する。

| 担当 | 対策内容 |
|-------|--|
| 市民事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示が出された場合、警察官及び消防署員・消防団員、協力班等の協力を得て、できるだけ地域または自治会・町内会等、事業所単位に集団を形成し、それぞれの組織・団体のリーダーを中心に集団で避難場所などに移動する。 ○ 避難指示を行う余裕がなく、住民等が自主避難を行う場合も、避難道路等を活用し、集団で移動する。 |
| 協力班等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部は協力班を通して可能な範囲で避難地域に職員を派遣し、住民等の避難誘導にあたる。 ○ 派遣職員は、自治会・町内会等、事業所、現地の警察官、消防署員、消防団員、防災推進委員と連携して、住民等の集団による避難を支援する。 |

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|-------------------------|-----|-------|----------------|------|-------------------------|-----|------|----------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|---------|
| 各施設班 | ○ 各施設班は、避難指示が出された場合や危険が切迫した場合は、利用者を集団で地区防災センターへ誘導する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| J R各駅 | ○ あらかじめ定められた緊急避難場所等へプラカードの掲示やハンドマイクを活用して旅客を誘導する。 ○ 状況に応じて広域避難場所に誘導する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西武線各駅 | ○ 直ちに駅で定めている臨時避難場所に旅客を誘導する。 ○ 更に避難させる必要が生じた場合は、西武鉄道国分寺駅はJ Rと連携し、市指定の緊急避難場所を伝達、誘導し、混乱を防止する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国分寺駅周辺班 協力班 物資管理班(1班) 環境保全班 | <p>○ 担当する駅の駅員と協力し、来街者や駅利用者等をトランジスタメガホンや誘導等を使用して緊急避難場所等へ誘導する。</p> <p>○ 各班の担当場所と誘導先は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="483 712 1401 987"> <thead> <tr> <th data-bbox="489 719 751 763">班名</th> <th data-bbox="756 719 1018 763">担当駅</th> <th data-bbox="1023 719 1394 763">避難誘導先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="489 770 751 853">国分寺駅周辺班 協力班</td> <td data-bbox="756 770 1018 853">国分寺駅</td> <td data-bbox="1023 770 1394 853">都立殿ヶ谷戸庭園西側公園 早稲田実業学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 860 751 904">協力班</td> <td data-bbox="756 860 1018 904">恋ヶ窪駅</td> <td data-bbox="1023 860 1394 904">市立第一中学校等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 911 751 956">物資管理班(1班)</td> <td data-bbox="756 911 1018 956">国立駅(北口周辺)</td> <td data-bbox="1023 911 1394 956">ひかりプラザ周辺等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 963 751 985">環境保全班</td> <td data-bbox="756 963 1018 985">西国分寺駅</td> <td data-bbox="1023 963 1394 985">泉町多喜窪公園</td> </tr> </tbody> </table> | 班名 | 担当駅 | 避難誘導先 | 国分寺駅周辺班 協力班 | 国分寺駅 | 都立殿ヶ谷戸庭園西側公園 早稲田実業学校 | 協力班 | 恋ヶ窪駅 | 市立第一中学校等 | 物資管理班(1班) | 国立駅(北口周辺) | ひかりプラザ周辺等 | 環境保全班 | 西国分寺駅 | 泉町多喜窪公園 |
| 班名 | 担当駅 | 避難誘導先 | | | | | | | | | | | | | | |
| 国分寺駅周辺班 協力班 | 国分寺駅 | 都立殿ヶ谷戸庭園西側公園 早稲田実業学校 | | | | | | | | | | | | | | |
| 協力班 | 恋ヶ窪駅 | 市立第一中学校等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 物資管理班(1班) | 国立駅(北口周辺) | ひかりプラザ周辺等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境保全班 | 西国分寺駅 | 泉町多喜窪公園 | | | | | | | | | | | | | | |
| 国分寺消防署 | ○ 避難指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用を勘案し、必要な情報を市、関係機関等に通報する。 ○ 避難指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示の伝達を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国分寺市消防団 | ○ 避難指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向等を市、関係機関等に通報する。 ○ 避難が開始された場合は、災害の規模及び消防部隊の運用状況等を勘案し消防署員と連携した活動により避難誘導にあたる。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小金井警察署 | <p>【部隊派遣による避難・誘導】</p> <p>○ 被害の規模や態様により、できる限り必要な部隊を派遣し、責任者、管理者等との連携による避難、誘導の措置を講ずる。</p> <p>【多人数が集まる場所における避難・誘導対策】</p> <p>○ 学校、駅、デパート等多数の人が集合する場所における避難措置は、一時的には責任者、管理者の自主統制により行われるが、効率的な避難が行われるよう、避難・誘導措置をとる。</p> <p>【避難所における避難者対策】</p> <p>○ 避難所に交番勤務員やパトカーの立ち寄り警戒をさせたり、必要に応じて警戒員を配置する。</p> <p>○ 相談所を開設するほか、各種情報の収集及び発信、行方不明者の把握、困りごと相談の受理、危険と認めた場合の再避難措置を行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 防災推進委員 | ○ 居住地や地区防災センターを含む地域に避難指示等が発令され、集団で避難する場合には、小金井警察署，国分寺消防署，国分寺市消防団，市職員等とともに，地域住民が冷静かつ安全に避難できるよう協力する。 |

第3節 避難所の開設・運営

- 災害により住居等を喪失するなど引き続き援助を要する者については、速やかに避難所を開設し、被災市民の滞在場所の確保を図る。
- 地区防災センター運営班は、学校管理・運営班、防災推進委員、地域住民、ボランティア等と連携し、より地域に密着した避難所の管理・運営に努める。
- 東日本大震災における避難所では、避難所生活を送る被災者が中心となり、役割分担を決めて清掃や炊出しを実施した。これにより規則正しい避難所生活や、互いに助け合うことで地域の絆の構築などの効果が見られた。これを教訓として避難所の開設期間が発災からおおむね7日までは地区防災センター運営班が避難所運営組織の中心として避難所運営を行うが、7日を超える場合は、徐々に避難者主体の運営に移行する。
- 災対教育部は、地区防災センター全体の状況把握に努めるとともに、各地域の状況を踏まえながら地区防災センター運営班に適切な指示を出す。また、避難所の開設・運営にあたり地区防災センター運営班及び学校管理・運営班のみでは人員が不足する場合には、災対教育部内から応援職員を配置する。
- 避難所の管理・運営にあたっては、男女のニーズの相違等、男女双方の視点に留意するとともに、要配慮者の要望にも配慮する。

1 避難所の開設

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------|---|
| 都市対策班 | ○ 避難所となる体育館及び校舎について、応急危険度判定を実施し、使用の可否について市本部に報告する。 |
| 災害対策本部 | ○ 地区防災センター周辺の被災状況や避難者数、また都市対策班の応急危険度判定の結果等を総合して、避難所の開設を決定する。 ○ 施設が著しい被害を受け、危険と判断された場合は、避難所を開設しないことを決定し、速やかに地区防災センター運営班に適切な避難者対応を指示する。 ○ 避難所の開設期間は災害救助法により7日以内と規定されているが、災害の程度により期間の延長が必要となる場合は、知事の事前承認を受けるための手続をとる。 ○ 期間延長の承認を得られた場合においても、校舎内の教室については学校の復旧措置を講ずるため、原則として開設期間は7日以内とする。 |
| 本部班 | ○ 避難所の開設状況を小金井警察署及び国分寺消防署等の関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）に入力し、都福祉保健局に報告する。 |
| 地区防災センター運営班 学校管理・運営班 | ○ 市本部の指示に基づき、災害初動要員は学校管理・運営班と協力して避難所を開設する。 ○ 避難所を開設した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 (1) 開設日時、場所及び施設名、避難者数、開設予定期間等を所定の様式に記入し、市本部に連絡する。 (2) 避難所に管理責任者を置く。 ○ 施設が著しい被害を受け、避難所を開設できない場合は、本部の指示に従い、使用できる他の避難所へ避難者を誘導する等の措置をとる。 |

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------------|---|
| 防災推進委員 野球連盟少年の部 地区防災協力会 | ○ 災害初動要員等に協力し、避難所開設のための資機材の設置や、避難所の受入体制が整うまでの避難者対応等を行う |
| 国分寺消防署 | ○ 避難所の取扱い ▶ 開設前の防火対象物の用途と変更ないものとして運用する。 ▶ 防火対象物使用開始届等の届出の要はないものとして運用する。 |

- 資料3-30：災害時における地区防災センターの運営支援協力に関する協定書（国分寺市軟式野球連盟少年の部）

2 避難者の受入れ

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------------------|--|
| 地区防災センター 運営班 学校管理・運営班 | ○ 避難所は、自宅が全壊または半壊及び焼失し、自宅に住むことが困難な者、または要配慮者を最優先で受け入れる。 ○ 避難所の入居スペースは「3.3㎡あたり2人」を基準とする。 ○ 避難者の受入れは体育館から行い、スペースが不足する場合は、校舎の低層階から順に開放する。 ○ 居住区域の割当ては、原則として地域（自治会・町内会等）ごとに設定し、代表者を選出する。（居住区域は30人程度で編成し、代表者を選出する） ○ 要配慮者には、あらかじめ指定された「要配慮者保護スペース」の安全を確認、確保したうえで、避難者を誘導する。 |
| 災害対策本部 | ○ 避難所への受入れが困難な場合は、市内他地区の避難所の受入れ状況を把握し、可能な場合は避難者の移送を地区防災センター運営班に指示する。 ○ 市長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難な場合は、災害対策基本法第86条の2に基づき都内他市区町村への移送を市町村長に要請する。 ○ 都内他市区町村の避難所での被災者の受入れが困難な場合は、災害対策基本法第86条の3に基づき隣接県等への移送を都知事に要請する。 ○ 他市等で被災者の受入れが可能な場合は、移送手段を確保したうえで、移送を行う。 |
| 都福祉保健局 | ○ 被災地の市区町村から他市区町村への被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。 ○ 移送先決定後、移送先の市区町村長に対し被災者の受入体制を整備させる。 ○ 被災者の移送方法については、当該市区町村と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市区町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 ○ 要配慮者、透析患者の移送手段については、当該市区町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。 |

図3-16：避難所の受入れ可能数を超える避難希望者が発生した場合の対応

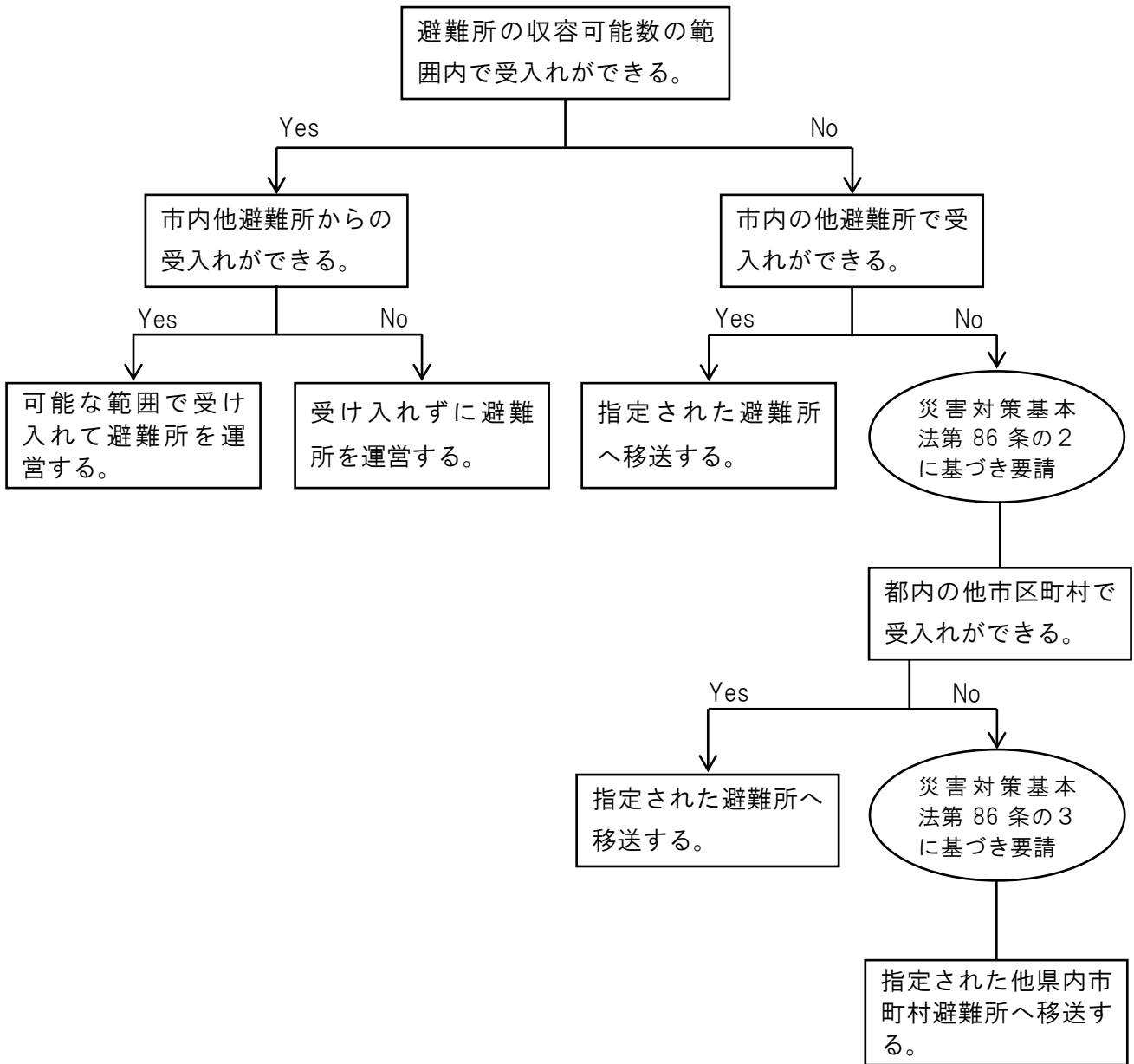


表 3-15：避難所の収容可能人数

平成 24 年 7 月 1 日現在

| 学校名 | 体育館 (概算) | 収容人数 (3.3 m ² に 2 人) | 教室等合計 (概算) | 収容人数 (3.3 m ² に 2 人) | 合計 (人) |
|-------|------------------------------|------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|--------|
| 1 小 | 405 m ² | 245 | 1,273 m ² | 772 | 1,017 |
| 2 小 | 493 m ² | 299 | 1,576 m ² | 955 | 1,254 |
| 3 小 | 432 m ² | 262 | 1,436 m ² | 870 | 1,132 |
| 4 小 | 504 m ² | 305 | 1,834 m ² | 1,112 | 1,417 |
| 5 小 | 405 m ² | 245 | 1,406 m ² | 852 | 1,097 |
| 6 小 | 423 m ² | 256 | 1,168 m ² | 708 | 964 |
| 7 小 | 420 m ² | 255 | 1,165 m ² | 706 | 961 |
| 8 小 | 411 m ² | 249 | 976 m ² | 592 | 841 |
| 9 小 | 388 m ² | 235 | 1,009 m ² | 612 | 847 |
| 10 小 | 423 m ² | 256 | 825 m ² | 500 | 756 |
| 1 中 | 741 m ² | 449 | 1,080 m ² | 655 | 1,104 |
| 2 中 | 697 m ² | 422 | 1,129 m ² | 684 | 1,106 |
| 3 中 | 600 m ² | 364 | 1,079 m ² | 654 | 1,018 |
| 4 中 | 741 m ² | 449 | 954 m ² | 578 | 1,027 |
| 5 中 | 720 m ² | 436 | 915 m ² | 555 | 991 |
| 国分寺高校 | 832 m ² | 504 | 480 m ² (※1) | 291 | 795 |
| 東経大 | 2,355 m ² (※2) | 1,427 | 908 m ² (※3) | 550 | 1,977 |
| | 小計 | 6,658 | 小計 | 11,646 | 18,304 |

※1：格技棟（剣道場及び柔道場）

※2：100 周年記念館

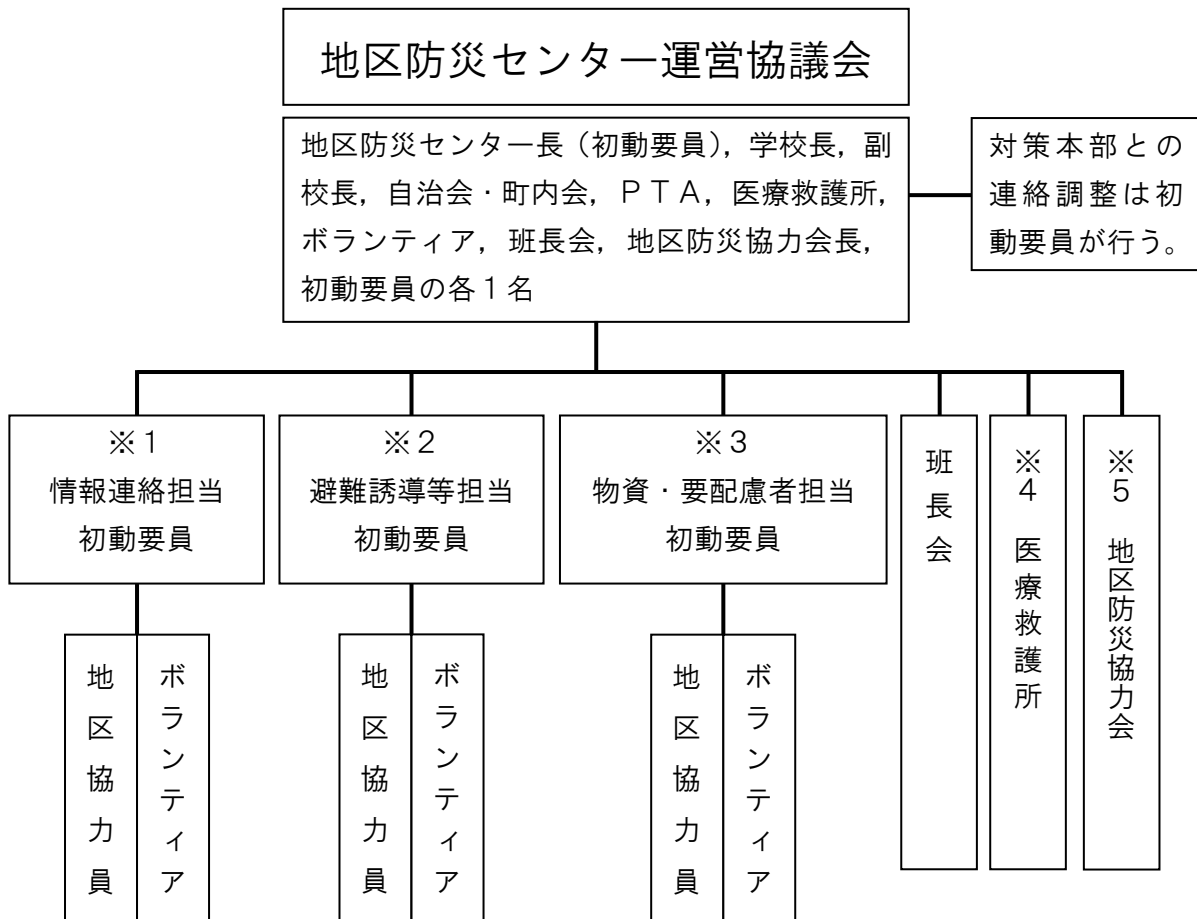
※3：葵陵会館 3 階

3 避難所の運営

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|----|----|----------|---|---------|----------------------|----------|-----------------|-------------|-------------------|------------|------------------------|---------|--------------|-------|-----------------|------|-----------------------|---------------|-------------------|----------------|----------------------------|------|---|---------|------------------------------|
| 地区防災センター 運営班 学校管理・運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 初動期は，地区防災センター運営班が学校管理・運営班の協力を得て行う。 ○ 初動期以降は，地区防災センター運営班，学校管理・運営班，避難住民代表，ボランティア等からなる「地区防災センター運営協議会」を設立し，地区防災センターの運営上の方針や避難所ルール等を決定する。 ○ 地区防災センター運営協議会は震度5強以上の地震が発生した場合には自動的に，震度5弱の場合は被害や避難者数の状況に応じて設置する。 ○ 地区防災センター運営協議会の議長は初動要員が担当する。 ○ 地区防災センター運営協議会は，避難所内の清掃や炊出しなどを避難所生活者の分担により行われるように配慮する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区防災センター 運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災センター運営協議会は，避難所運営マニュアルに基づき活動する。主な内容は以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="491 819 1428 1832"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 819 778 864">項目</th> <th data-bbox="778 819 1428 864">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 864 778 1003">避難者数等の把握</td> <td data-bbox="778 864 1428 1003">避難者名簿・台帳の作成，食料等の必要数の把握，負傷者及び要配慮者等の把握，他市の住民・帰宅困難者の把握</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1003 778 1048">居住区域の設定</td> <td data-bbox="778 1003 1428 1048">地域ごとに区分，3.3㎡あたり2人を基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1048 778 1093">要望のとりまとめ</td> <td data-bbox="778 1048 1428 1093">避難者からの要望をとりまとめる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1093 778 1182">来客・マスコミ等の対応</td> <td data-bbox="778 1093 1428 1182">避難者のプライバシーに配慮した対応</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1182 778 1272">ボランティアの受入れ</td> <td data-bbox="778 1182 1428 1272">ボランティアの要望とりまとめ，受入れを行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1272 778 1317">動物の保護管理</td> <td data-bbox="778 1272 1428 1317">動物避難所を設置運営する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1317 778 1361">物資の配給</td> <td data-bbox="778 1317 1428 1361">防災備蓄品や支援物資を配布する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1361 778 1406">応急給水</td> <td data-bbox="778 1361 1428 1406">応急給水栓を活用した応急給水活動を実施する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1406 778 1496">要配慮者保護スペースの運営</td> <td data-bbox="778 1406 1428 1496">避難行動要支援者班の活動を支援する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1496 778 1608">保健活動・メンタルヘルスケア</td> <td data-bbox="778 1496 1428 1608">保健活動チームの活動を支援し，避難者の健康管理を行う</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1608 778 1742">防疫活動</td> <td data-bbox="778 1608 1428 1742">室内環境及び寝具類の衛生確保，トイレ・ごみ保管場所の適正管理，ハエや蚊等の衛生害虫の防除など，避難所の衛生確保を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1742 778 1832">食品の安全確保</td> <td data-bbox="778 1742 1428 1832">保健活動チームの活動を支援し，避難所での食中毒発生を防ぐ</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 備考 | 避難者数等の把握 | 避難者名簿・台帳の作成，食料等の必要数の把握，負傷者及び要配慮者等の把握，他市の住民・帰宅困難者の把握 | 居住区域の設定 | 地域ごとに区分，3.3㎡あたり2人を基準 | 要望のとりまとめ | 避難者からの要望をとりまとめる | 来客・マスコミ等の対応 | 避難者のプライバシーに配慮した対応 | ボランティアの受入れ | ボランティアの要望とりまとめ，受入れを行う。 | 動物の保護管理 | 動物避難所を設置運営する | 物資の配給 | 防災備蓄品や支援物資を配布する | 応急給水 | 応急給水栓を活用した応急給水活動を実施する | 要配慮者保護スペースの運営 | 避難行動要支援者班の活動を支援する | 保健活動・メンタルヘルスケア | 保健活動チームの活動を支援し，避難者の健康管理を行う | 防疫活動 | 室内環境及び寝具類の衛生確保，トイレ・ごみ保管場所の適正管理，ハエや蚊等の衛生害虫の防除など，避難所の衛生確保を行う。 | 食品の安全確保 | 保健活動チームの活動を支援し，避難所での食中毒発生を防ぐ |
| 項目 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難者数等の把握 | 避難者名簿・台帳の作成，食料等の必要数の把握，負傷者及び要配慮者等の把握，他市の住民・帰宅困難者の把握 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 居住区域の設定 | 地域ごとに区分，3.3㎡あたり2人を基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要望のとりまとめ | 避難者からの要望をとりまとめる | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 来客・マスコミ等の対応 | 避難者のプライバシーに配慮した対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ボランティアの受入れ | ボランティアの要望とりまとめ，受入れを行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 動物の保護管理 | 動物避難所を設置運営する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物資の配給 | 防災備蓄品や支援物資を配布する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応急給水 | 応急給水栓を活用した応急給水活動を実施する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要配慮者保護スペースの運営 | 避難行動要支援者班の活動を支援する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健活動・メンタルヘルスケア | 保健活動チームの活動を支援し，避難者の健康管理を行う | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 防疫活動 | 室内環境及び寝具類の衛生確保，トイレ・ごみ保管場所の適正管理，ハエや蚊等の衛生害虫の防除など，避難所の衛生確保を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食品の安全確保 | 保健活動チームの活動を支援し，避難所での食中毒発生を防ぐ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------|---|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の火災予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防火担当責任者の指定や火気管理の徹底，消防用設備等の確認，放火防止対策，自衛消防の組織の編成等について指導する。 ▶ 災害時の消防活動等の状況を勘案し必要に応じて情報収集，火災予防広報を実施する。 |
|--------|---|

図3-17：地区防災センター運営協議会の体制



- ※1 情報連絡担当…地区本部との連絡調整，安否及び被災情報の収集等
- ※2 避難誘導等担当…避難者の誘導，一般避難者への対応，受付等
- ※3 物資・要配慮者担当…避難者への物資の配給，要配慮者への対応等
- ※4 医療救護所は市立中学校5校に設置する。
- ※5 地区防災センターごとに周辺自治会・町内会等や防災推進委員，PTA等で構成。

4 避難者への配慮

○ 地区防災センター運営協議会は、避難者に配慮した避難所運営を進める。

| 対策 | 配慮する事項 |
|---------------|---|
| 長期化対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 床敷マット，布団，間仕切り，入浴施設，仮設トイレ，洗濯機等を設置 ○ 防犯，被災者の精神安定 |
| 季節に応じた対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 冷暖房器具の設置 ○ 蚊等の害虫対策 ○ 食中毒の発生を防止するための食材置場の確保，冷蔵庫の設置 ○ 衛生管理（医療，トイレ，清掃） |
| 男女のニーズの違いへの対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女のニーズに配慮した避難所運営を行うため，地区防災センター運営協議会には女性を配置するとともに，相談窓口の設置や声を上げにくい女性などが要望を出しやすいようにするための意見箱を設置する。 ○ 一人暮らしの女性や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ，間仕切りを設置するなどの配慮を行う。 ○ 仮設トイレの設置にあたり，特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保する。 ○ プライベートテント等を活用して男女別の更衣スペースを確保する。 ○ 男女別の洗濯物の干し場を確保する。 ○ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース，おむつ替えスペース，育児スペースを確保する。 ○ 物資管理担当に女性を配置し，女性に配慮した物資の配布等を行う。 |
| 要配慮者対策 | ※第10章を参照 |
| ペット対策 | ※第8章 第5節を参照 |

● 資料3-31：災害時における理容活動に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合小金井支部）

5 避難所の統合・廃止

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|---|
| 地区防災センター運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難が長期化しないよう，次の各段階で避難者への帰宅を促し，1人あたり入居スペースを拡張するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の危険が去った段階 (2) 交通機関等が復旧した場合 (3) 住宅等の応急危険度判定が終了した段階 (4) ライフラインが復旧した段階 |

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 災害対策本部 | (1) 新たな避難所の確保 ○ 被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 ○ 避難所を確保できた場合は、要配慮者を優先として移動を促す。 (2) 避難所の統廃合 ○ 災害の復旧状況、避難所の人数の減少などを鑑み、避難所運営組織及び各部、班との調整を図り避難所の統廃合を行う。 |
| 本部班 | ○ 避難所の統廃合により、避難所数に変更が生じた場合は、小金井警察署及び国分寺消防署に連絡するとともに、都災害情報システム（DIS）を活用して都福祉保健局に報告する。 |

6 市が指定している避難所以外の施設を活用する場合の措置

- 災害の状況により、市が指定している避難所（以下「指定避難所」という。）以外の公共及び民間施設が避難所となった場合は、「指定外避難所」として位置づけ、指定避難所に準じた管理・運営を行う。
- 市は、指定外避難所の管理責任者と連絡体制を確立し、食料・物資の配布及び状況に応じた職員の配置を行う。
- 地区防災センター内の避難所での受入れが可能となった段階で、指定外避難所の避難者に移動を要請する。
- 車内で寝泊まりする避難者を発見した場合、エコノミークラス症候群（※）の危険性を広報し、状況に応じて地区防災センター内の避難所等を案内する。

※ エコノミークラス症候群…長時間、座席に同じ姿勢で座ったままでいることで、膝の裏あたりの静脈の血が流れにくくなり、血の固まりができてしまう病気。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。

第10章 要配慮者対策

- 高齢者，障害者，妊婦など，要配慮者は，自らの生命・身体を守るための支援が必要となることから，発災後の安全確保，避難誘導，避難生活から復旧に至る各段階で，状況に応じた支援を行う。
- 市内に在住する外国人に対して，自治会・町内会等地域組織やボランティア等の協力を得て，避難誘導を図るとともに，被災生活への支援を行う。

〈実施担当〉

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|--------------------|--|--|
| 第1節 安全の確保 | 避難行動要支援者班，国分寺市消防団，地区防災センター運営班 | 国分寺市消防団，国分寺消防署，社会福祉協議会，民生児童委員，支援自治会等，防災推進委員，小金井警察署 |
| 第2節 避難所等における応急支援対策 | 地区防災センター運営班，学校管理・運営班，避難行動要支援者班 | |
| 第3節 二次避難所の設置・運営 | 都市対策班，避難行動要支援者班，市民生活班，物資管理班（1班），社会教育施設班，保育・子育て支援班，子ども庶務班，地区防災センター運営班 | |
| 第4節 民間社会福祉施設との連携 | 避難行動要支援者班，保育・子育て支援班，子ども庶務班，都市対策班 | 民間社会福祉施設管理者 |
| 第5節 被災生活支援 | 避難行動要支援者班，救護支援班，広報班，都市対策班 | |
| 第6節 在住外国人の支援 | 市民生活班，広報班，本部班 | 防災推進委員，都 |

<主な期間の応急復旧活動>

| 機 関 名 | 発災 | 1 時間 | 24 時間 | 72 時間 |
|--------------------------------------|---------------------------|------|----------------------|--------------------------|
| | 初動態勢の確立期 | | 即時対応期 | |
| 市 | ○ 高齢者等避難, 避難指示の発令 | | ○ 地区防災センター内避難所における支援 | ○ 二次避難所, 福祉避難所の応急危険度判定実施 |
| | | | ○ 二次避難所の開設運営 | ○ 民間社会福祉施設との連絡, 協力要請 |
| 等 関 係 者 避 難 支 援 | ○ 避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認の実施 | | | |

第1節 安全の確保

1 安否確認・安全確保

- 国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、または避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、以下の体制で避難行動要支援者の安否確認及び安全確保、避難誘導を実施する。

| 担当 | 対策内容 |
|---|--|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の地域において危険が切迫した場合には、要避難地域及び避難先を定めて高齢者等避難等の発令を行い、避難行動要支援者が避難できる体制を整える。 ○ 小金井警察署に救助が必要な避難行動要支援者の情報を提供し、救助を要請する。 |
| 避難行動要支援者班 社会福祉協議会 民生委員 支援自治会等(※) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿に基づき登録者宅を訪問し、安否確認を行う。高齢者等避難等が発令された場合は、指定した避難場所(避難所)まで避難誘導を行う。 ○ 支援者は、「避難行動要支援者支援マニュアル」に基づき、避難行動要支援者の状態(障害の種類等)に応じて適切な対応をとる。また、避難所の登録手続を援助する。 ○ 安否確認の結果は、地区防災センターまたは避難行動要支援者班に報告する。 ○ 避難行動要支援者班は、避難行動要支援者名簿に基づく安否確認の結果をとりまとめ、市本部に報告する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示がなされた場合は、避難行動要支援者名簿に基づき、該当地域の避難行動要支援者の避難誘導に協力する。 ○ 災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示の伝達を行う。 ○ 避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。 |
| 国分寺市消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺市消防団は、消火活動を優先し、消火活動の見通しがついた段階で、避難行動要支援者名簿に基づき、該当地域の避難行動要支援者の避難を支援する。 |
| 地区防災センター 運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難支援等関係者からの安否確認情報を本部班に報告する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難が発令された場合は、避難行動要支援者を優先した避難・誘導を行うため、自治会・町内会等のリーダーに対し、避難行動要支援者優先の避難・誘導方法を指導する。 ○ 避難行動要支援者が取り残されていないかを市災害対策本部を通じて把握し、救助活動を行う。 |
| 地区防災センター 運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難支援等関係者からの安否確認情報を本部班に報告する。 |

※ 支援自治会等…避難行動要支援者登録制度に基づき、市から該当地域の避難行動要支援者名簿を提供された自治会・町内会等

第2節 避難所等における応急支援対策

1 地区防災センター内避難所における支援

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------|--|
| 地区防災センター運営班 学校管理・運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災センターに避難している要配慮者の人数，状況を把握する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>発災直後の分類：高齢者，身体・知的・精神障害者（児），乳幼児，妊産婦，外国人</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所に「要配慮者保護スペース」を設置し，要配慮者を誘導する。 ○ 段差の解消，間仕切り，冷暖房，専用トイレの調達及び設置を優先的に進める。 ○ 飲料水，食料（おかゆ，粉ミルク等），生活物資等（紙おむつ，おしりふき，ウェットティッシュ等）の優先的な配給を行う。 ○ 要配慮者に対応できるスキルを持つ避難者に協力を呼びかける。 ○ その他以下の事項について配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康状態のチェック，健康診断や相談対応の実施 (2) 聴覚障害者向け掲示板の設置等，要配慮者の状態を考慮した情報提供の実施 (3) 心のケア対策の実施 (4) 要配慮者保護スペースでの生活が困難な人の二次避難所や福祉避難所への移送 (5) その他生活支援・福祉サービスの提供 |
| 避難行動要支援者班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急介助支援が必要な要配慮者について措置を行うために，必要な介護・介助要員，介助用具等のリストを作成する。 ○ リストに基づき介助用具を確保し，災害ボランティアセンターを通じて必要なボランティアを配置する。 ○ 聴覚・視覚障害など，障害に応じた専門家，支援ボランティアを配置し，意志疎通が図れるよう配慮する。 ○ 避難所での生活が困難な要配慮者を把握し，二次避難所等へ移送する。 |

2 在宅している要配慮者への支援

- 東日本大震災では，要配慮者が避難所に行くことができずに，自宅で生活せざるを得なかったケースが多々見られたことから，避難行動要支援者班は在宅の要配慮者の把握に努めるとともに，他班及び関係機関と連携して支援対策を実施する。

| 担当 | 対策内容 |
|-----------|---|
| 避難行動要支援者班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅及び居住者の安全確認 ○ 情報サービスの提供 ○ 精神的な不安の排除（声かけの実施） ○ 入浴サービスの提供 ○ 移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣 ○ 配食サービス・日用品・補装具等の提供 ○ 保健・医療の提供 |

第3節 二次避難所の設置・運営

1 二次避難所の開設・運営

避難所における生活が困難な要配慮者に対して、二次避難所を開設する。

| 担当 | 対策内容 |
|--|--|
| 都市対策班 | ○ 市本部の指示に基づき、二次避難所施設の応急危険度判定を実施する。 |
| 災害対策本部 | ○ 地区防災センター運営班からの要配慮者の避難状況や都市対策班による応急危険度判定結果をもとに、二次避難所の開設を指示する。 |
| 避難行動要支援者班 市民生活班 物資管理班(1班) 社会教育施設班 | ○ 市本部の指示に基づき、二次避難所を開設する。 (1) 開設日時、場所及び施設名、避難者数、避難者名、開設予定期間等を本部班に連絡する。 (2) 二次避難所に管理責任者を置く。 ○ 二次避難所の運営は、施設職員、ボランティア等からなる二次避難所運営組織を設立し行う。 ○ 専門スタッフが不足する場合は、協定を締結している障害福祉サービス事業者と協定に基づくスタッフ派遣を要請する。 |
| 二次避難所運営組織 | ○ 二次避難所運営マニュアルに基づき、避難者名簿・台帳の作成、生活物資の配布、運営状況の記録、報告、避難者の要望とりまとめ等の活動を行う。 ○ ボランティア、自治会・町内会等の住民の協力を得て、要配慮者の介助、生活支援を行う。 ○ 二次避難所運営組織に、女性を配置し男女のニーズの違いを把握するなど、男女双方の視点に配慮した避難所運営を行う。 |
| 保育・子育て支援班 子ども庶務班 | ○ 市本部の指示に基づき乳幼児のための二次避難所を市立保育園に開設する。 ○ 私立保育園での受入可能世帯数を確認し、協定に基づく福祉避難所として0歳から3歳未満の乳幼児の受入れについて調整する。 ○ 施設の状況等により保育園だけで乳幼児とその家族を受け入れることが困難な場合は、補助施設である児童館及び学童保育所を活用する。 ○ 受入れは原則として0歳から3歳未満の乳幼児とその家族に限定する。 |

2 要配慮者の受入れ・移送

| 担当 | 対策内容 |
|--------------------------|---|
| 地区防災センター運営班 避難行動要支援者班 | ○ 二次避難所に移動する要配慮者は、居住地に近い二次避難所、介助しやすい施設など、復旧後の生活、地域とのつながりを配慮し、本人と協議し受入先を決める。 ○ 二次避難所開設当初は、介護ヘルパー等の配置が困難なことから、介護が可能な家族等の同伴による入所を原則とする。 ○ 本部班に、二次避難所への移送を要請する。 |
| 避難行動要支援者班 | ○ 協定に基づき、NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会や障害者福祉サービス事業者に対し、特殊車両による搬送を要請する。 |

● 資料3-32：災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定書（NPO 法人国分寺ハンディキャブ運営委員会）

3 二次避難所の統合・廃止

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 災害対策本部 | ○ 災害の復旧状況，二次避難所の人数の減少などを鑑み，避難所運営組織及び各部，班との調整を図り避難所の統廃合を行う。 |

第4節 民間社会福祉施設との連携

| 担当 | 対策内容 |
|------------------------------|---|
| 都市対策班 | ○ 市本部の指示に基づき，福祉避難所の応急危険度判定を実施する。 |
| 私立保育園 | ○ 園児の保護及び食料等の配布を行う。 ○ 物資が不足する場合は，保育班に協力を要請する。 ○ 施設に避難者を受け入れることが可能な場合は，協定に基づき福祉避難所として施設を開放し，避難者を受け入れる。 |
| 障害者福祉サービス事業者 高齢者福祉サービス事業者 | ○ 施設管理者は入所者(児)等に対し，飲料水，食料等を配布する。 ○ 不足が生じる場合には，避難行動要支援者班に協力を要請する。 ○ 施設に避難者を受け入れることが可能な場合は，協定に基づき福祉避難所として施設を開放し，避難者を受け入れる。 |
| 避難行動要支援者班 保育・子育て支援班 | ○ 担当する施設の状況を把握し，施設管理者からの要望等をまとめる。 ○ 不足物資を調達し，施設に配布する。 |
| 災害対策本部 | ○ 二次避難所だけでは要配慮者の受入れが困難な場合は，協定に基づき私立保育園，障害者福祉サービス事業者に福祉避難所として緊急受入れを要請する。 ○ 二次避難所の運営に専門スタッフが不足する場合は，協定に基づき障害者福祉サービス事業者にスタッフの派遣を要請する。 |

- 資料3-33：災害時における障害者（児）の支援に関する協定書
- 資料3-34：災害時における被災乳児等の緊急受入れに関する協定書
- 資料3-35：災害時における高齢者の支援に関する協定書

第5節 被災生活支援

1 要配慮者の相談，ケア対策

| 担当 | 対策内容 |
|-----------|--|
| 避難行動要支援者班 | ○ 市民生活班と連携し，市庁舎に相談窓口を開設し，福祉関係者，医師等による総合的な相談支援を行う。 ○ 地区防災センター内要配慮者保護スペース，二次避難所，福祉避難所，在宅生活における要配慮者を対象として，状況に応じて関係機関との連携のもと，巡回ケアサービスを実施する。 ○ 各種サービスの実施にあたっては，聴覚・視覚障害など，障害に応じた専門家，支援ボランティアを配置し，意志疎通が図れるよう配慮する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|-------|--|
| 救護支援班 | ○ 医師会災害対策本部，都保健師班と連携し，要配慮者の健康相談，健康チェック，メンタルヘルスケアなど，必要な措置を行う。 |
| 広報班 | ○ 広報活動にあたっては，要配慮者に対応したサービスが受けられるよう，視覚，聴覚障害などに対応した多様な媒体を活用する。 ○ 専門家，支援ボランティアの協力による広報活動を行う。 |

2 要配慮者への仮設住宅の供給

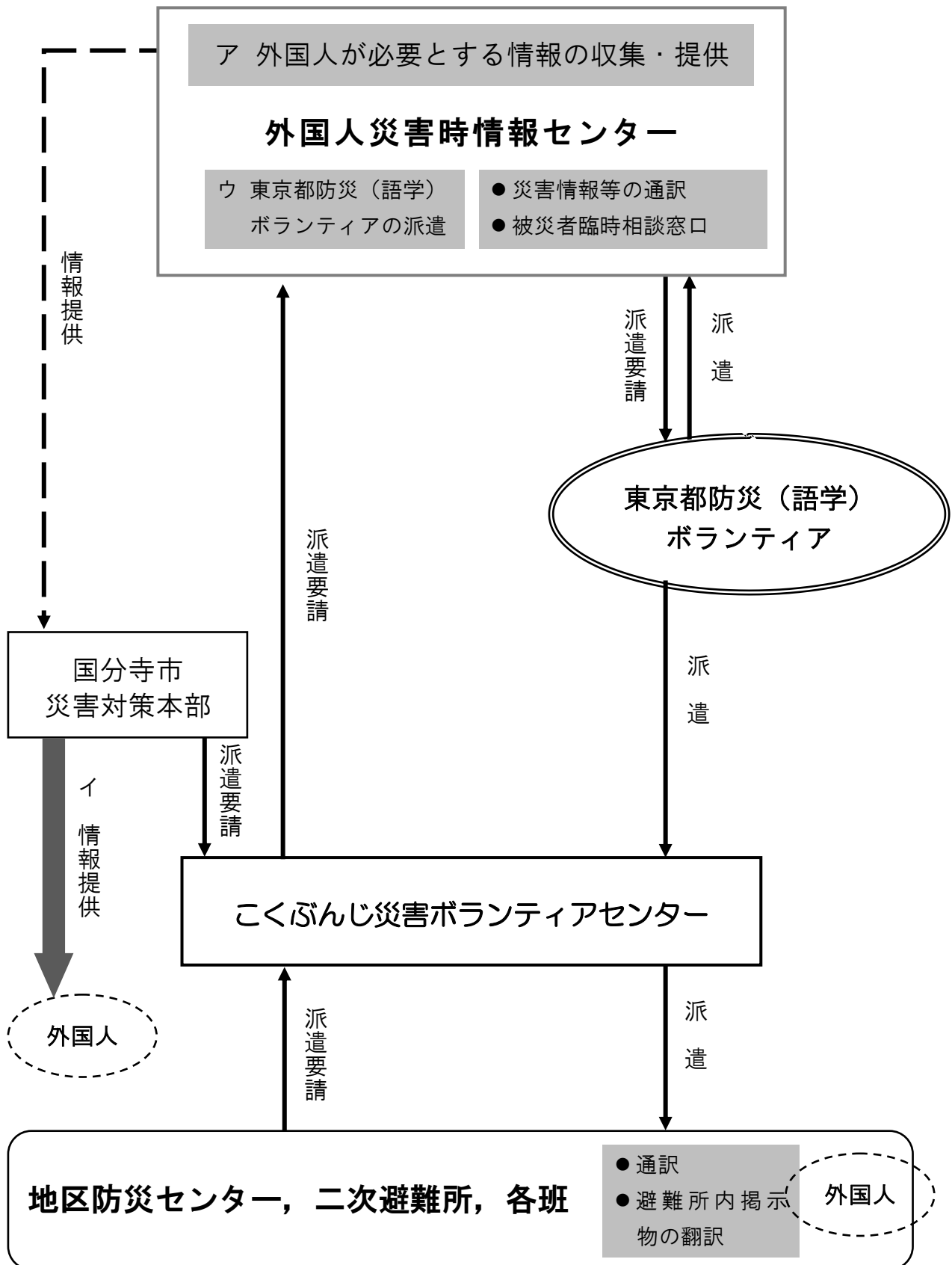
| 担当 | 対策内容 |
|--------------------|---|
| 都市対策班 避難行動要支援者班 | ○ 要配慮者の住宅に対するニーズを把握し，ニーズに応じた仮設住宅の供給に努める。 ○ 要配慮者が優先的に入居できるよう配慮する。 |
| 救護支援班 | ○ 医師会災害対策本部，都保健師班と連携し，要配慮者の健康相談，健康チェック，メンタルヘルスケアなど，必要な措置を行う。 |

第6節 在住外国人の支援

- 言語，生活習慣が異なる市内在住外国人が，災害発生時に適切な行動をとれるよう，災害時に都生活文化スポーツ局が設置する外国人災害時情報センターと連携して適確な情報提供を行う。

| 担当 | 対策内容 |
|----------------|--|
| 防災推進委員 | ○ 避難先が分からずとまどう外国人を見かけた場合は，積極的にコミュニケーションをはかり，避難を補助する。 |
| 市民生活班 | ○ 市民対応窓口で外国人への情報提供や相談受付を行う。 |
| 広報班 | ○ 市ホームページや災害情報誌の情報は，英語，中国語，韓国語のほか，分かりやすい日本語による情報提供を行う。 |
| 本部班 | ○ 通訳が不足する場合は，社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターを通して外国人災害時情報センターに語学ボランティアの派遣を要請する。 |
| 都生活文化 スポーツ局 | ○ 東京都外国人災害時情報センターを設置し，次の業務を行う。 ア 外国人が必要とする情報の収集 イ 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ウ 防災（語学）ボランティアの派遣 ○ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応 |

図3-18：語学ボランティア派遣の流れ



第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

- 被災者の生命維持に必要な最低限の飲料水，食料，生活必需品の確保及び供給体制を確立し，被災者の生活を支援する。

〈実施担当〉

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|----------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 第1節 飲料水・生活用水の供給 | 給水班，地区防災センター運営班，広報班，本部班，公園班 | 都，防災推進委員，市民 |
| 第2節 食料の供給 | 地区防災センター運営班，救援物資調達班 | 都，地区防災センター運営協議会，防災推進委員，日赤奉仕団，地区本部 |
| 第3節 生活必需品等の供給 | 地区防災センター運営班，避難行動要支援者班，救援物資調達班， | 地区防災センター運営協議会，防災推進委員，地区本部 |
| 第4節 備蓄・調達物資の輸送・物資の管理 | 救援物資調達班，環境保全班，本部班，物資管理班 | 都 |
| 第5節 共助による物資の提供 | 地区防災センター運営班，広報班 | 防災推進委員，ジェイコム東京，FMたちかわ |
| 第6節 物流情報に係る正確な情報提供 | | 防災推進委員 |

〈主な期間の応急復旧活動〉

| 機関名 | 発災 | 1時間 | 24時間 | 72時間 |
|-----|----------|--|--|---|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 市 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水の実施 ○ 防災備蓄食料・物資の配布 ○ 協定締結団体に物資提供要請 ○ 都の物資調達要請 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援物資の受入れ，輸送 ○ 物資流通に関する情報収集 |
| 都 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水体制の確立 ○ 都備蓄倉庫から物資搬送 | | |

第1節 飲料水・生活用水の供給

1 給水拠点の整備

| 担当 | 対策内容 | | | | | | |
|---------------|--|----|----|---------|---|------|---|
| 都水道局立川給水管理事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 震度6弱以上の地震が発生した場合、勤務時間中は立川給水管理事務所から指定された職員、勤務時間外は各給水拠点の近隣に住む職員が自動参集する。 ○ 参集場所は第一に確保水量が多い国分寺北町給水所とする。設備の状況を確認し給水態勢を整えた後、東恋ヶ窪配水所に移動し、給水態勢を整える。 ○ 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。 | | | | | | |
| 給水班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 立川給水管理事務所を通して被害情報を収集し、応急給水が必要となる地域等の需要を把握するとともに、早急に給水計画を立案し、市本部に報告する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況等把握</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給水機能停止区域・人口・世帯 ○ 施設被害の状況把握及び復旧の見込み </td> </tr> <tr> <td>給水計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水開始時期 ○ 応急給水活動に必要な資器材 ○ 応急給水実施場所 ○ 応急給水に必要な人員 </td> </tr> </tbody> </table> ○ 震度5強以下で上水道被害が発生した場合は、立川給水管理事務所に参加を要請する。 ○ 給水拠点での給水を担当する職員と、給水車を担当する職員に分かれ、給水態勢を整える。 ○ 給水車として活用する車両及び資器材を手配する。 | 事項 | 内容 | 被害状況等把握 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 給水機能停止区域・人口・世帯 ○ 施設被害の状況把握及び復旧の見込み | 給水計画 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水開始時期 ○ 応急給水活動に必要な資器材 ○ 応急給水実施場所 ○ 応急給水に必要な人員 |
| 事項 | 内容 | | | | | | |
| 被害状況等把握 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 給水機能停止区域・人口・世帯 ○ 施設被害の状況把握及び復旧の見込み | | | | | | |
| 給水計画 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水開始時期 ○ 応急給水活動に必要な資器材 ○ 応急給水実施場所 ○ 応急給水に必要な人員 | | | | | | |

2 応急給水活動

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各家族1日分の飲料水の備蓄に心がけ、災害時に有効に活用する。 |
| 都水道局立川給水管理事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺北町給水所及び東恋ヶ窪配水所に必要な資器材等を設置する。 ○ 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の医療施設が給水機能停止区域に含まれている場合は、医師会災害対策本部と調整し優先的な給水を実施するよう給水班に指示する。特に人工透析等治療に大量の水を使用する医療機関については、十分配慮する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|-------------|---|
| 給水班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺北町給水所及び東恋ヶ窪配水所に職員を配置し、市民への応急給水を行う。 ○ 避難所等、給水が必要な施設には、給水タンク等の資器材を活用し、市保有車両等によって輸送する。 ○ 震災時における飲料水の給水基準は1日1人あたり3リットルとする。 |
| 地区防災センター運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲料水は備蓄しているペットボトル飲料水並びに消火栓及び避難所応急給水栓による応急給水を優先的に利用し、状況により無菌浄水器を活用してプール水等をろ過して生活用水とする。応急給水を飲料水として使用する場合は残留塩素を確認後に利用し、必要に応じて追加の塩素消毒を実施する。 ○ 備蓄しているペットボトル保存水は、要配慮者から優先して配布する。 ○ 学校施設の受水槽及び高架水槽内の水を有効に活用するため、避難者の利用を制限する。飲料水とする場合は、受水槽内の汚染状況及び残留塩素を確認後に利用し、必要に応じて追加の塩素消毒を実施する。 |
| 防災推進委員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災センターにて地区防災センター運営班が実施する市民への応急給水活動に協力する。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急給水に係る場所、給水時間、給水方法等について、防災無線等を活用して市民に周知する。 |

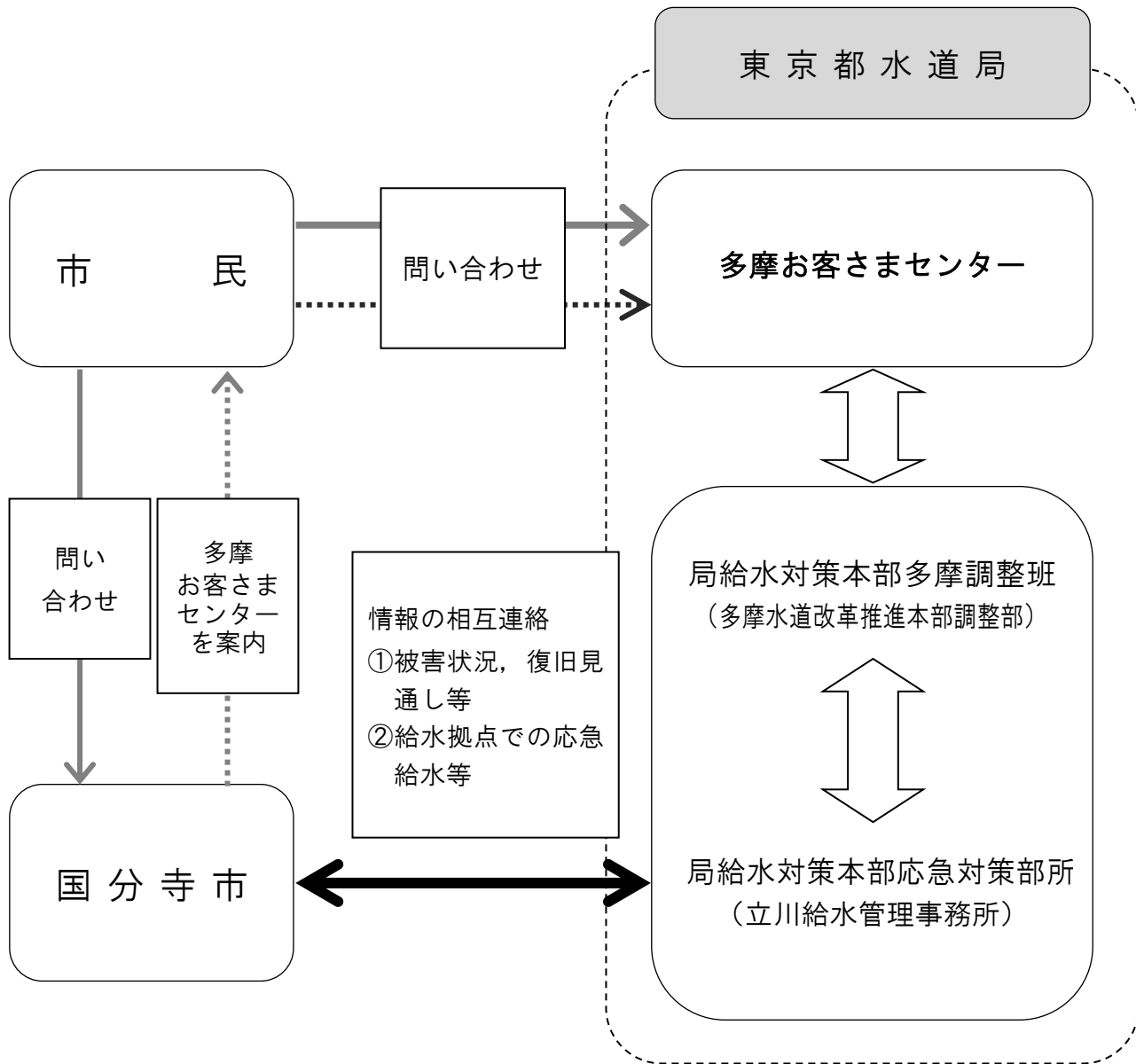
3 生活用水の確保

| 担当 | 対策内容 |
|------------|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ トイレ用水や洗濯用水等として、各家庭の溜めおきの風呂水、むかしの井戸、湧水等を有効に活用する。 |
| 公園班 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ むかしの井戸の状況を把握し、生活用水としての利用を周知するとともに、機器の破損が見られる場合は修繕を手配する。 |

4 給水等に関する情報連絡

- 市本部と都水道局の情報連絡はあらかじめ定めた「震災時における情報連絡系統図」に基づいて実施する。
- 給水機能停止に伴う市民からの復旧見込み等に関する問い合わせについては都水道局が設置する「多摩お客さまセンター」で対応する。

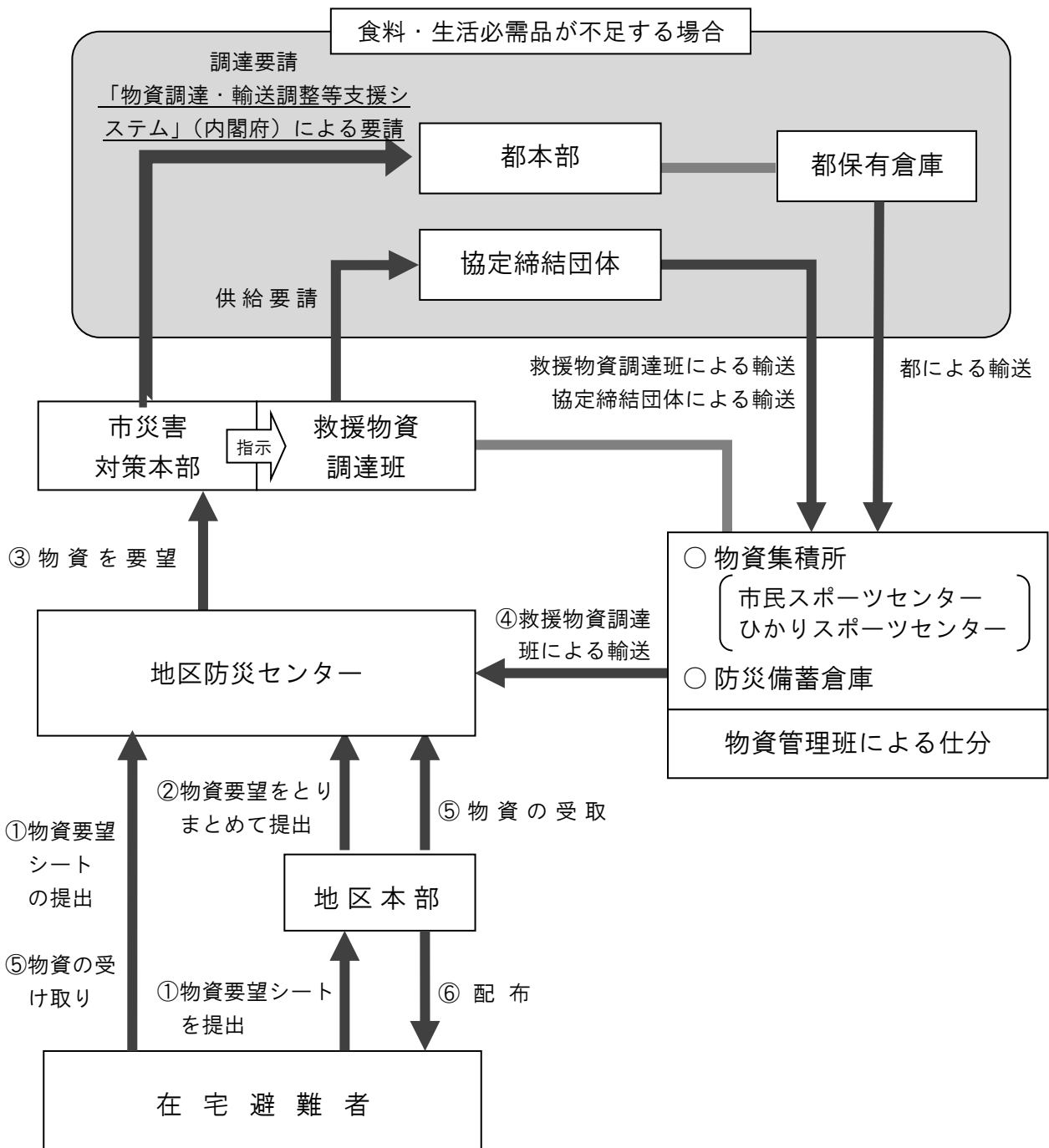
図3-19：震災時における情報連絡系統図



第2節 食料の供給

- 被災者に対する食料の供給は、避難所等において災害救助法が定める基準に従って行う。食料は、市民1日、市1日、都1日の備蓄を活用し、その後は食料需要を把握し、炊出し等による配給を行う。
- 食料が不足する場合は、物資供給協定を締結している「イトーヨーカ堂」「コープみらい」「米穀小売商組合」「JA東京むさし」からの食料優先供給や、相互応援を締結している「佐渡市」「多賀城市」「飯山市」「太宰府市」「奈良市」からの食料提供を依頼する。

図3-20：食料及び生活必需品の要望・調達・配布の流れ



1 食料の調達

| 担当 | 対策内容 |
|-------------|--|
| 地区本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の在宅避難者等からの食料要望をとりまとめて、地区防災センター運営班に提出する。 ○ 可能な限りアレルギーについても調査する。 |
| 地区防災センター運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者数や地区本部、(仮称)地域情報連絡所からの情報に基づき、地区防災センターとして必要な食数を算出し、災害対策本部に報告する。 ○ 可能な限りアレルギーについても調査する。 |
| 市本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の状況を把握し調達計画を策定する。調達計画は、食品の多様化や高齢者、アレルギー等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 ○ 協定締結団体である「イトーヨーカ堂」「コープみらい」「米穀小売商組合」「JA東京むさし」「サンドラッグ」に物資の優先供給を要請する。 ○ 災害時相互応援協定を締結している「佐渡市」「多賀城市」「飯山市」「太宰府市」「奈良市」に食料供給を要請する。 ○ 災害救助法適用後、備蓄食料が不足する場合や炊出しが必要な場合は、都に食料の調達を要請する。 ○ 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。また、状況に応じて災害応援協定市に食料品の提供について要請する。 |
| 救援物資調達班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄食料の在庫、配布状況を把握し、不足や調達の必要が生じた場合は、災害対策本部に報告する。 ○ 災害対策本部の指示に基づき、防災備蓄倉庫から必要な避難所等に備蓄食料を輸送する。 ○ 災害対策本部の指示に基づき、協定締結団体との連絡体制を確立し、食料を調達する。 ○ 協定締結団体に乳幼児向けの調製粉乳及びほ乳瓶の優先供給を要請する。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災後およそ4日目以降、市区町村からの要請に基づき、都は農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議を行い、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達して提供する。 ○ 米穀販売事業者の在庫で不足する場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議し、他県からの応援を求めるほか、政府保有の玄米を米穀販売事業者等に委託し精米し、調達する。 ○ 道路の障害物除去が本格化する4日目以降は、原則として米飯の炊出しにより給食することから、都は、漬物、佃煮等の副食品や調味料を業界からの調達及び他府県からの応援により対処する。 ○ 米飯給食に必要な生鮮食料品は、中央卸売市場の卸売業者等からの調達及び他府県からの応援により対処する。 ○ 市区町村長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳を放出する。 ○ 食料について都だけでは調達が困難な場合は、あらかじめ協力依頼している業界等へ要請するとともに、都内の被災地外市区町村及び他府県等へ応援を要請する。 |

- 資料3-36：災害時における米穀供給に関する協定書（国分寺市米穀小売商組合）
- 資料3-37：災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書（東京むさし農業協同組合）
- 資料3-38：災害時における物資の供給協力に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）
- 資料3-39：災害時における物資の供給協力に関する協定書（生活協同組合コープみらい）
- 資料3-40：災害救助物資の緊急調達に関する協定書（株式会社サンドラッグ）

2 食料の配布

- 被災者に対する炊出しその他食料品の配布は、原則として災害救助法施行細則に定めるところにより行う。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長，特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認を得て定める。

| 担当 | 対策内容 |
|------------------------------|---|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に食品等の給与を実施する場合，給食の優先的な配布順位，給食の範囲の方針を定める。 ○ 被災者に対する食料配布が困難な場合は，炊出し等について知事に応援を要請する。 ○ 備蓄食料（クラッカー等）として都福祉保健局が事前に配置してあるものは，都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。ただし，緊急を要する場合は事後に報告する。 |
| 救援物資調達班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定に基づき米穀小売店から米を調達し，各地区防災センターに配布する。 |
| 地区防災センター運営班 地区防災センター運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携して備蓄食料の配布及び炊出し等を行う。 ○ 炊出し釜を活用して，米袋による炊出しを実施する。 ○ 食料は公平な配布を基本とするが，不足する場合などは，避難者の状況を把握し，要配慮者等の支援の必要が高い者を優先する。 ○ 地区本部から要望された食料は地区本部ごとに分けて保管・配布する。 ○ 地区本部に所属していない食料を必要とする在宅避難者からの配布要望にも適切に対応する。 |
| 地区本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区本部として要望した食料を地区防災センターで受け取り，地区本部を通して各在宅避難者等に配布する。 ○ 地区本部に炊出し釜を備蓄している場合は，地域住民に食料品の持ち寄りを促し，地域で独自に炊出しを実施する。 |
| 防災推進委員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災センター運営班，地区防災センター運営協議会と連携して，各地区防災センターに備蓄してある炊出し釜を活用し，被災者に対し備蓄食料の配布及び炊出し等を行う。 |
| 日赤奉仕団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の要請に基づき，避難所における炊出し，市役所庁舎における炊出しなどを行う。 |

第3節 生活必需品等の供給

- 家屋の倒壊、焼失等により生活必需品を失った被災者の保護のために、備蓄している生活必需品を配布するとともに、必要に応じて都及び関係団体に確保を要請する。

1 生活必需品等の調達

| 担当 | 対策内容 |
|--------------------------|---|
| 地区本部 | ○ 地域内の在宅避難者等からの物資要望をとりまとめて、地区防災センター運営班に提出する。 |
| 地区防災センター運営班 避難行動要支援者班 | ○ 避難者や地区本部、(仮称)地域情報連絡所からの情報に基づき、地区防災センターとして必要な物資をとりまとめ、災害対策本部に報告する。 ○ 女性や要配慮者等のニーズを的確に把握する。 |
| 災害対策本部 | ○ 被災者の状況を把握し、生活必需品等給(貸)与のため、調達計画を策定する。調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 ○ 災害救助法適用後、生活必需品等給(貸)与の必要が生じたときは、状況により物資の調達を都福祉保健局に要請する。 |
| 救援物資調達班 | ○ 備蓄品の在庫、配布状況を把握し、不足や調達の必要が生じた場合は、災害対策本部に報告する。 ○ 災害対策本部の指示に基づき、防災備蓄倉庫から必要な避難所等に備蓄品を輸送する。 ○ 協定に基づき、イトーヨーカ堂、コープみらい、サンドラッグ、マツモトキヨシ、ココカラファインとの連絡体制を確立し、災害対策本部の指示により生活必需品の調達を要請する。 |

●資料3-41： 災害時における物資供給に関する協定（株式会社マツモトキヨシ）

●資料3-42： 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ココカラファインヘルスケア）

表3-16：生活必需品の調達計画

| 品目 | 内容：数量 | 調達計画 |
|------|-------------------------------|--------------------|
| 寝具 | タオルケット，毛布，布団等 | 備蓄品及び協定より調達 |
| 外衣 | 洋服，作業衣，子供服等 | 協定より調達 |
| 肌着 | シャツ，パンツ等の下着類 | 協定より調達 |
| 身廻品 | タオル，手ぬぐい，くつ下，サンダル等 | 協定より調達 |
| 炊事用具 | 鍋，炊飯器，包丁，ガス器具等 | 備蓄品及び各小学校の給食用食器を活用 |
| 食器 | 茶わん，さら，はし等 | 備蓄品及び各小学校の給食用食器を活用 |
| 日用品 | 石けん，ちり紙，歯ブラシ，歯みがき粉，生理用品，上敷ゴザ等 | 備蓄品及び協定より調達 |
| 光熱材料 | マッチ，ローソク，プロパンガス等 | 備蓄品及び協定（予定）より調達 |

2 生活必需品等の配布

- 被災者への配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところにより行う。事情によりこの基準により難しい場合（期間の延長，特別基準の設定）は，避難所開設期間延長の承認申請と同様に，別途，知事の事前承認を得て定める。

| 担当 | 対策内容 |
|------------------------------|---|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に生活必需品等の給(貸)与を実施する場合，優先的な配布順位，配布する範囲等（都の基準は世帯単位でおおむね 10 日間）について方針を定める。 ○ 被災者に対する給(貸)与品が不足する場合は，知事に応援を要請する。 ○ 備蓄物資（毛布，敷物等）として，都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは，都福祉保健局長の承認を得て被災者に給(貸)与する。ただし，緊急を要する場合は事後に報告する。 |
| 地区防災センター運営班 地区防災センター運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携して生活必需品等の配布を行う。 ○ 生活必需品等は公平に配布することを基本とするが，不足する場合には避難者の状況により，要配慮者等の支援の必要が高い者を優先する。 ○ 地区本部から要望された物資は地区本部ごとに分けて保管・配布する。 ○ 地区本部に所属していない生活必需品等を必要とする在宅避難者からの配布要望にも適切に対応する。 ○ 調達が困難な物資については，被災者の持ち寄りにより，互いに分け合うよう，避難者に協力を呼びかける。 |
| 地区本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区本部として要望した物資を地区防災センターで受け取り，地区本部を通して各在宅避難者等に配布する。 |
| 防災推進委員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災センター運営班，避難所運営組織と連携して，生活必需品等の配布を行う。 |

第4節 備蓄・調達物資の輸送・物資の管理

1 輸送体制

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------|---|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市が備蓄している食料及び生活必需品等（都の事前配置分を含む）の輸送及び配分の方針を定める。 ○ 都福祉保健局長が市に事前配置している備蓄物資は，都福祉保健局長の承認を得て，市が輸送を行う。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市が調達を要請した都保有倉庫内の備蓄物資を，市が指定する地域内輸送拠点（市民スポーツセンターを指定）へ輸送する。 |
| 救援物資調達班 環境保全班 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄品輸送に伴う，車両及び人員配置を行い，市本部の指示に基づき備蓄物資の輸送を行う。 |

2 物資の管理

- ひかりプラザの一部であるひかりスポーツセンターは第一に帰宅困難者一時滞在施設として活用することから、市民スポーツセンターから優先的に物資の集積を開始する。

| 担当 | 対策内容 |
|-------|--|
| 物資管理班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内輸送拠点の統括責任者、受入れ責任者、払出し責任者を決め、体育館の物資集積レイアウト概要を作成し、効率的な受入態勢を確立する。 ○ 地区防災センターからの要望物資は仕分し、救援物資調達班に渡す。 ○ 集積物資の内容と数量を把握する態勢を早期に確立し、定期的に市本部に報告する。 ○ 仕分等で人材が不足する場合は、災害ボランティアセンターを通してボランティアを配置する。 ○ 支援物資が余剰する場合は、市本部に報告し、受入れの一時中断をホームページ等で情報発信する。 |

第5節 共助による物資の提供

- 発災直後は市の備蓄物資の輸送体制が整わず、迅速に配布できない場合も考えられる。また、物資の性質上備蓄することが困難なものもあり、被災市民の多様な需要に十分応えることは難しい。
- 市民が各家庭で日頃から備えている食料品や生活物資を互いに持ち寄り、共助の観点から分け合うことで、食料及び物資の不足を補う。

| 担当 | 対策内容 |
|--------------------------|---|
| 災害対策本部 | ○ 市民に対し、各家庭内にある物資の持ち寄りについて協力を要請する。 |
| 広報班 ジェイコム東京 FMたちかわ | ○ 広報手段を用いて、物資の持ち寄りを広く周知する。 |
| 地区防災センター 運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災センターに避難している避難者に対し、物資の持ち寄りについて協力を要請する。 <p>【持ち寄りを要請する物資例】</p> <p>食料：米・生鮮食品・缶詰・調味料・調理道具・調製粉乳・ほ乳瓶 等</p> <p>生活品：毛布、懐中電灯、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ 等</p> |
| 防災推進委員 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋内に立ち入ることが可能な市民は、家庭にある食料や調味料等を地区防災センターに持ち寄り、炊出し釜を活用して調理し、避難者に配布する。 ○ 市が調達できない物資を所有する場合は、可能な範囲で地域のために提供する。 |

第6節 物流情報に係る正確な情報提供

- 大規模な地震災害が発生すると、物流が止まる、または著しく鈍くなるという不安から、消費者の買いだめや買い急ぎなどの行動を引き起こす可能性が高い。
- 物資の流通等に係る情報を迅速に提供することにより、不安を解消し冷静な行動を促す。

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none">○ 物品販売を行う協定締結団体から物資の流通に係る復旧見込み等を収集し、市民に情報提供する。○ 都と連携し、災害時における物資の流通に係る正確な情報を市民に提供する。 |
| 防災推進委員 | <ul style="list-style-type: none">○ 物資の流通に係る市からの情報を近隣住民に伝える。 |

第12章 帰宅困難者対策

- 国分寺市には、多くの通勤・通学者や買物客等が流入、滞在しており、大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない人達が多数発生し、大きな混乱が予測される。
- そのため、帰宅困難者に対する情報の提供、受入施設の開設、帰宅支援などについて対策を実施する。

〈実施担当〉

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|--------------------|---|---|
| 第1節 徒歩帰宅者の発生抑制 | 広報班 | 事業者、私立学校、集客施設、小金井警察署 |
| 第2節 駅周辺の混乱防止対策 | 国分寺駅周辺班、協力班、環境保全班、物資管理班(1班)、広報班、本部班 | 鉄道事業者、FMたちかわ、小金井警察署、国分寺消防署、駅前滞留者協議会 |
| 第3節 帰宅困難者一時滞在施設の運営 | 国分寺駅周辺班、市民生活班、社会教育施設班、物資管理班(1班)、都市対策班、広報班、救援物資調達班、環境保全班、協力班 | 鉄道事業者、FMたちかわ、小金井警察署、駅前滞留者協議会 |
| 第4節 事業所等における外出者対策 | | 事業者 |
| 第5節 帰宅支援 | 広報班 | 都、鉄道事業者、FMたちかわ、小金井警察署、国分寺消防署、赤十字奉仕団、国分寺郵便局、東京電力パワーグリッド立川支社、東京ガスグループ |

<主な期間の応急復旧活動>

| 機関名 | 発災 | 1 時間 | 24 時間 | 72 時間 | |
|--------|--|------|---|-------|--|
| | 初動態勢の確立期 | | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 徒歩帰宅者の発生抑制広報の実施 ○ 国分寺駅・西国分寺駅・国立駅・恋ヶ窪駅の状況把握，避難誘導 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者一時滞在施設の応急危険度判定実施 ○ 帰宅困難者一時滞在施設の開設運営 → | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅支援対策 |
| 鉄道事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 乗降客等の安全確保，緊急避難場所等への誘導 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者一時滞在施設への誘導 | | |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅周辺の混乱防止措置 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅支援対策 |

第1節 徒歩帰宅者の発生抑制

| 担当 | 対策内容 |
|---------------------|---|
| 事業者 私立学校 集客施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、従業員等の一斉帰宅抑制対策を実施する。 (1) ラジオ等で入手した情報の提供や、備蓄している水・食料等を配布する。 (2) 従業員等が安心して施設に待機できるよう、家族との安否確認を勧奨する。 (3) 会議室、事務室、ロビー等を活用し、従業員等の就寝スペースを確保する。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ツイッターや安全安心メール、ヤフー防災アプリ、防災行政無線（固定系）等を活用し、むやみに移動しないことを来外者等に要請する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会社、事業所、学校等の責任者や管理者に対し、従業員、生徒等を帰宅させる場合は、混乱を避けるため時差退社・下校を要請する。 |

第2節 駅周辺の混乱防止対策

| 担当 | 対策内容 |
|--------------------------------------|---|
| 鉄道事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅構内の乗降客の安全を確保し、改札外へ誘導する。 ○ 放送設備や掲示板等を活用して駅周辺の滞留者に列車の運行情報や緊急避難場所に関する情報を提供する。 ○ 国分寺駅及び西国分寺駅周辺の滞留者を緊急避難場所へ誘導する。 【緊急避難場所】 国分寺駅・・・殿ヶ谷戸庭園西側公園，早稲田実業学校 西国分寺駅・・・泉町多喜窪公園 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ IP無線機を活用し、JR国分寺駅との連絡体制を確立する。 ○ 駅周辺に災害が発生し、人命危険がある場合は避難指示を行う。 |
| 国分寺駅周辺班 協力班 環境保全班 物資管理班（1班） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各駅で駅員と合流し、駅滞留者の状況把握を行う。 ○ 駅滞留者への情報提供、緊急避難場所への誘導、負傷者の応急手当を駅員と協力して行う。 ○ 駅周辺の道路や公衆電話の位置などを記載した「（仮称）国分寺市帰宅困難者支援マップ」を配布する。 ○ 殿ヶ谷戸庭園西側公園内に設置している防災備蓄倉庫から救助工具や救護用品を取り出し、適宜活用する。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ツイッターを活用して被害情報等を提供する。 ○ FMたちかわに被害情報等の情報提供を依頼する。 |
| FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき、駅周辺の被害情報等を放送する。 |
| 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急速報メールを配信して災害情報等を提供する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|------------|---|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急避難場所までの避難道路に警察官や交通規制資器材等を配置し、安全を確保する。 ○ 道路交通情報を収集し、市本部に報告する。 ○ 駅周辺に災害が発生し、人命危険がある場合は避難指示を行う。この場合、直ちに市長に通報する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前滞留者対策協議会等が設置された場合、国分寺消防署は指導助言を行う。 ○ 駅周辺で災害が発生した場合は、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。 ○ 駅周辺で発生した火災の延焼等により人命危険が切迫している場合は避難指示を行う。この場合、直ちに市長に通報する。 |
| 駅前滞留者対策協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ定めたマニュアル等に従い、駅前の混乱防止のための活動を行う。 |

● 資料3-43：地震災害時における帰宅困難者対応等 緊急連絡体制

● 資料3-44：地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（JR国分寺駅・西国分寺駅）

第3節 帰宅困難者一時滞在施設の運営

1 帰宅困難者一時滞在施設の基本的な考え方

- 緊急避難場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、徒歩帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設として、帰宅困難者一時滞在施設を開設する。
- 帰宅困難者一時滞在施設の受入れ能力には限りがあるため、受け入れる際は互いに譲り合うことを外出者に伝え、状況により要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など）を優先的に受け入れる。
- 帰宅困難者一時滞在施設の多くは二次避難所との兼用であることから、帰宅困難者一時滞在施設としての活用は最長3日間とする。

2 帰宅困難者一時滞在施設の開設

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ JR国分寺駅及び各駅に派遣した職員からの情報を元に帰宅困難者数を把握し、帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運営に関する方針を決定する。 ○ 各施設からの被害報告や応急危険度判定の結果を受けて、開設する帰宅困難者一時滞在施設を決定する。JR国分寺駅、国分寺消防署、小金井警察署へ開設に関する情報を提供し、誘導等に関する協力を要請する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|---|---|
| 市民生活班 社会教育施設班 物資管理班(1班) | ○ 施設の被害状況を確認し、市本部に報告する。 【各駅の帰宅困難者一時滞在施設】 国分寺駅・・・本町南町地域センター、本多公民館、cocobunji プラザ 西国分寺駅・・・いずみホール 国立駅・・・ひかりプラザ 恋ヶ窪駅・・・恋ヶ窪公民館 |
| 都市対策班 | ○ 市本部の指示に基づき各帰宅困難者一時滞在施設からの被害報告を参考にしながら施設の応急危険度判定を実施する。 |
| 広報班 | ○ 帰宅困難者一時滞在施設の受入れ態勢が整ったらツイッター等を活用して情報提供を行う。 ○ FMたちかわに帰宅困難者一時滞在施設に関する情報提供を依頼する。 |
| FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、放送を実施する。 |
| 鉄道事業者 小金井警察署 国分寺駅周辺班 協力班 環境保全班 物資管理班(1班) | ○ 駅滞留者や緊急避難場所への避難者に帰宅困難者一時滞在施設の開設情報を提供し、施設まで安全に誘導する。 |

3 帰宅困難者一時滞在施設の運営

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------------|---|
| 災害対策本部 | ○ JR国分寺駅（列車運行情報）、小金井警察署（付近の交通情報）等から情報を収集し、各施設へ周知を指示する。 ○ 市が設置する帰宅困難者一時滞在施設以外にも民間事業所等で帰宅困難者を受け入れることも考えられることから、各駅を担当する班に駅周辺の状況把握を指示し、開設していることを確認した場合は、必要に応じて救援物資調達班等に物資支援を指示する。 |
| 市民生活班 社会教育施設班 物資管理班(1班) | ○ 受入れスペースに限りがあることから、互いに譲り合って利用するよう伝えるとともに、要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦）や女性に配慮した受入れを行う。 ○ おおむね1時間ごとに受入人数を把握し、IP無線機を活用して市本部に報告する。 ○ 市本部からの情報（電車運行状況、被害状況）を掲示板に貼り出す。 ○ ライフラインが途絶している場合は、簡易トイレや照明等を配備する。 その他必要となる資機材や食料、水を市本部に配送要請する。 ○ 急病人が発生した場合は、市本部に速やかに報告し、応急救護を実施する。 |
| 救援物資調達班 環境保全班 | ○ 各施設から要望のあった物資を防災備蓄倉庫から搬出し、効率的に配送する。 |
| 駅前滞留者対策協議会 | ○ 状況に応じて、各帰宅困難者一時滞在施設の運営に協力する。 |

第4節 事業所等における外出者対策

1 外出者対策の基本的な考え方

- 事業者は、自助の考え方に基づき、「組織は組織で対応する」を基本原則として、従業員や顧客に対する安全確保に努める。
- 事業所や学校は、従業員や生徒の安全確保、保護、家族の安否確認等を行うことにより、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。
- 事業者は「東京都帰宅困難者対策条例」の施行により、3日間は従業員等を事業所内等で保護する。

2 事業所等の役割

(1) 災害時の体制

- 事業者は災害時のマニュアルに従い備蓄している飲料水、食料、生活必需品等の物資を従業員や生徒等に配布し、事業所または学校に待機させる。
- 事業者は災害時における事業継続計画（BCP）に従い、従業員を事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努める。

(2) 買い物客等の支援

- 事業者は、買い物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。

第5節 帰宅支援

1 帰宅支援対策の基本的な考え方

- 発災からおおむね3日程度経過した時点で帰宅困難者一時滞在施設や各事業所で待機していた帰宅困難者は帰宅を開始する。
- 市は帰宅支援を行うため、都や関係機関と連携し、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

2 各機関、団体の役割

(1) 鉄道運行情報の提供

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 市本部 | ○ 都やJR国分寺駅を通して鉄道の復旧情報を把握し、ツイッターや帰宅困難者一時滞在施設の掲示板を活用した情報提供を広報班等に指示する。 |
| 広報班 | ○ ツイッター等を活用して列車運行情報提供を行う。 ○ FMたちかわに列車運行に関する情報提供を依頼する。 |
| FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、列車運行情報を放送する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|-------|---|
| 都 | ○ 鉄道事業者からの情報を集約し、災害情報提供システムなどを活用して、情報提供を行う。 |
| 鉄道事業者 | ○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都に提供する。 |

(2) 代替輸送手段の確保

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 災害対策本部 | ○ 都から提供されるバスによる代替輸送に関する情報をツイッターや帰宅困難者一時滞在施設の掲示板を活用して周知するよう広報班等に指示する。 |
| 広報班 | ○ ツイッター等を活用して代替輸送情報提供を行う。 ○ FMたちかわに代替輸送に関する情報提供を依頼する。 |
| FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、代替輸送に関する情報を放送する。 |
| 都 | ○ バスによる代替輸送手段を確保する。 ○ バスの運行にあたっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。 ○ 調達できるバスには限りがあるため、代替輸送の利用者については、要配慮者を優先する。 |
| 鉄道事業者 | ○ バス等による代替輸送手段を確保する。 |

(3) 帰宅道路に係る情報の提供

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 災害対策本部 | ○ 都から提供される帰宅支援の対象道路である 16 路線の被害情報を把握し、ツイッターや帰宅困難者一時滞在施設の掲示板を活用した情報提供を広報班等に指示する。 ○ 帰宅支援の 16 路線には指定されていないが、徒歩帰宅者が利用すると考えられる府中街道や 3・2・8 号線等の被害状況を北多摩北部建設事務所と連携して把握し、市民に情報を提供する。 |
| 広報班 | ○ ツイッター等を活用して帰宅支援道路情報の提供を行う。 ○ FMたちかわに帰宅支援道路に関する情報提供を依頼する。 |
| FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、帰宅支援道路に関する情報を放送する。 |
| 都 | ○ 都は、帰宅支援の 16 路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、これらの情報を災害情報提供システムなどで都民に提供する。 |

(4) 徒歩帰宅者への支援

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------|--|
| 市本部 | ○ 都が指定する災害時帰宅支援ステーション開設情報をツイッターや帰宅困難者一時滞在施設の掲示板を活用して情報提供するよう広報班等に指示する。 |
| 広報班 | ○ ツイッター等を活用して帰宅支援に関する情報提供を行う。 ○ FMたちかわに帰宅支援に関する情報提供を依頼する。 |
| FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、帰宅支援に関する情報を放送する。 |
| 都 | ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都立学校への連絡手段を確保する。 |
| 小金井警察署 | ○ 避難道路への警察官の配置，交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。 |
| 国分寺消防署 | ○ 火災情報の伝達，市民に対する初期消火や救出救護の実施について呼びかけを行う。 |
| 国分寺郵便局 | ○ 道路被害状況等の情報提供，休憩所として郵便局を開放し水道水，トイレ等の提供を行う。 |
| 東京電力パワーグリッド立川支社 | ○ 災害時において，人命尊重を最優先にした電力供給，市と連携した早期復旧に努める。 |
| 東京ガスグループ | ○ 市民（需要家）の生活への影響を最小限にとどめたガスの供給，市と連携した早期復旧に努める。 |

第13章 遺体の扱い

- 災害において、行方不明者や死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、東京都、小金井警察署等との関係機関相互の連絡を密にして、遅滞なく処理し、人心の安定を図る。
- 遺体の収容場所を確保するとともに、遺体の扱いについては、死者への尊厳を十分に配慮した適切な取扱いを行うものとする。

〈実施担当〉

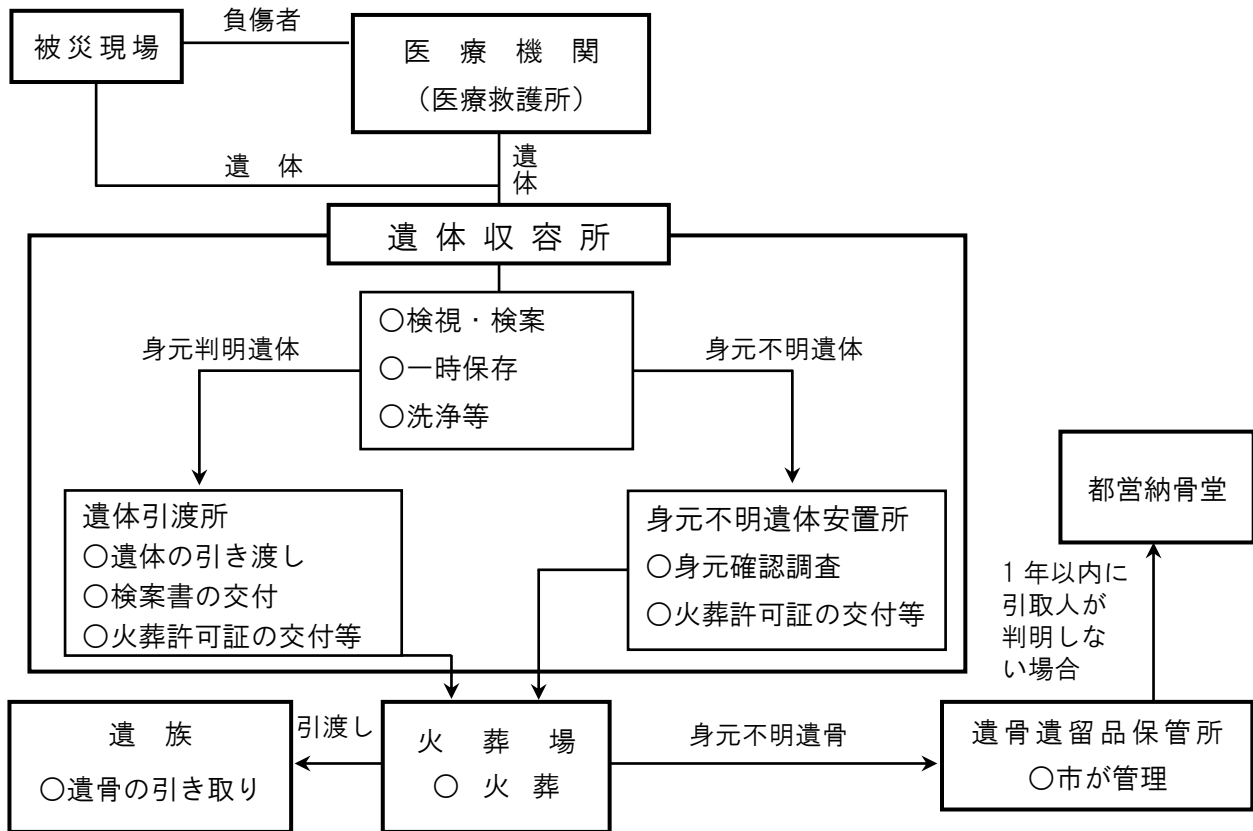
| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|---------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 第1節 遺体の捜索、収容及び検視・検案・身元確認等 | 本部班，広報班，市民生活班，遺体収容所担当，国分寺市消防団 | 都，小金井警察署，陸上自衛隊，医師会，歯科医師会， |
| 第2節 火葬等 | 広報班，市民生活班 | 都，ジェイコム東京，FMたちかわ |

〈主な期間の応急復旧活動〉

| 機関名 | 発災 | 1時間 | 24時間 | 72時間 |
|-----------|----------|-----|---|---|
| | 初動態勢の確立期 | | 即時対応期 | |
| 市 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の捜索，搬送（10日間） ○ 労働者の雇上げの検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の開設運営 ○ 検視検案の補助 ○ 広域火葬に関する広報 |
| 小金井警察署 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助救出活動に伴う遺体の搬送，行方不明者の捜索 ○ 検視班の編制，検視の実施 | |
| 医師会・歯科医師会 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検案の協力 ○ 身元確認の協力 | |

第1節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等

1 遺体取扱いの流れ



2 遺体の搜索

| 担当 | 対策内容 |
|---------|--|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局と協議し、都各部局、小金井警察署、関係機関と連携した遺体の搜索を行う。 ○ 状況に応じて、作業員の雇上げ、ボランティアの協力を得る等の方法を検討する。 |
| 市民生活班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協力班に依頼し、遺体搜索を担う職員を配置する。 ○ 遺体の搜索を実施した場合、次の書類帳票を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 救助実施記録日計票 (2) 搜索用機械器具燃料受払簿 (3) 遺体の搜索状況記録簿 (4) 遺体の搜索費用関係支出証拠書類 |
| 国分寺市消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の搜索に協力する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を取り扱う。 ○ 市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 行方不明の届出受理を行うとともに、情報入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者は、人相・所持品・着衣・特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。 |
| 陸上自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引継ぐ。 ○ 状況に応じて、遺体の搬送に協力する。 |

3 搜索の期間等

| 区分 | | 内容 |
|-------|---------|--|
| 搜索の期間 | | ○ 災害発生の日から 10 日以内とする。 |
| 期間の延長 | | ○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、知事に申請する。 (1) 延長の期間 (2) 期間の延長を要する地域 (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） (4) その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等） |
| 国庫負担 | 対象となる経費 | ○ 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費または購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その試用期間における借上費または購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等 |
| | 費用の限度額 | ○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲 |
| | その他 | ○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 ○ いずれも経理上、搜索費から分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。 |

4 遺体の搬送（遺体収容所まで）

| 担当 | 対策内容 |
|------|---|
| 本部班 | ○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所へ搬送する。 ○ 搬送する場合は遺体収容所の管理者に連絡のうえ、市保有車両を活用するほか、作業員の雇上げ、ボランティア及び都、小金井警察署等関係機関の協力を得て実施する。 ○ 遺体の搬送時に可能な範囲で次の事項を確認する。 (1) 遺体発見者の氏名 (2) 遺体発見日時 (3) 遺体発見場所 (4) 遺体発見時の状況 (5) 遺体の身元認知の有無 |
| 都総務局 | ○ 市区町村との連絡調整を行い、状況に応じて陸上自衛隊第1師団に対して遺体の搬送要請を行う。 |

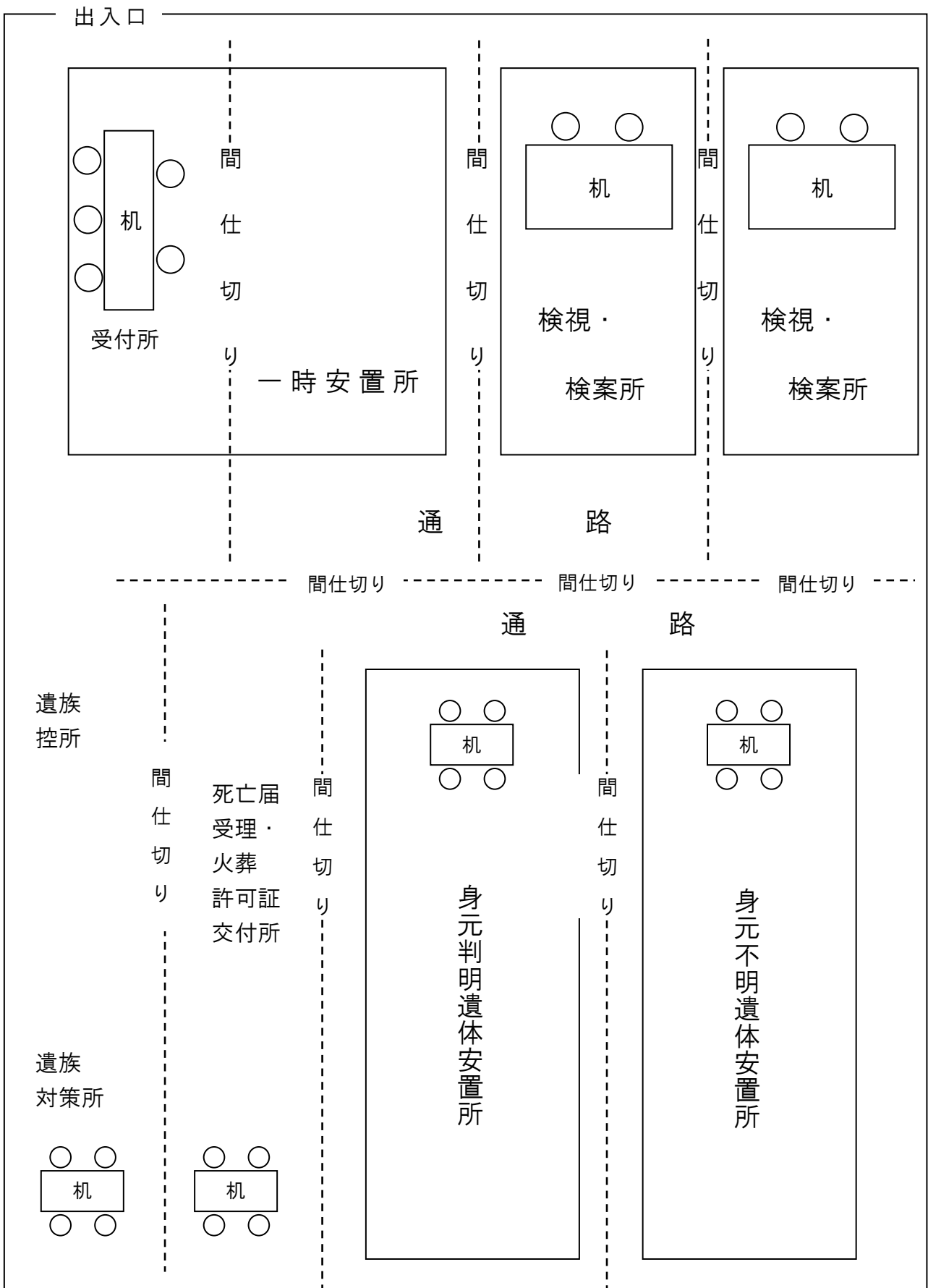
5 遺体収容所の設置

| 担当 | 対策内容 |
|---------|---|
| 市本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所となる施設等の被害状況を把握し、遺体収容所の設置について承諾を得る。 ○ 遺体収容所の開設・運営のために、遺体収容所担当の編成を災対市民生活部及び災対健康福祉部に指示する。 ○ 遺体収容所の開設状況について、都及び小金井警察署に報告する。 ○ 市の対応で不十分な場合は都へ支援を要請する。 |
| 遺体収容所担当 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所担当は、災対健康福祉部（健康推進課）、災対市民生活部（市民課）の職員により編成する。 ○ 各遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整を行うとともに、運営状況を災害対策本部に報告する。運営内容はおおむね次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 都及び小金井警察署等が行う検案・検視業務等の体制整備 (2) 収容遺体の受付，遺体処理チェック，身元確認・身元不明遺体への対応 (3) 遺体の腐敗防止等環境整備 (4) 東京多摩葬祭業協同組合との災害時における葬祭用品の供給等に関する協定書に基づく資器材の調達 |

6 遺体処理の期間等

| 区分 | 内容 |
|-------------------|--|
| 遺体処理の期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から10日以内とする。 |
| 期間の延長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に知事に申請する。 |
| 国庫負担の対象となる経費及び限度額 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の一時保存のための経費 <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存建物を利用する場合 借上費は通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合 一体あたり5,000円以内 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 遺体一体あたり3,300円以内（平成18年度基準） |

図3-21：遺体収容所における標準的な配置区分図



7 検視・検案・身元確認等

(1) 検視・検案等

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大地震発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。 ○ 検視・検案に必要な資器材等について、都福祉保健局と連携し適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達により確保する。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認める場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、これに必要な措置を講ずる。 ○ 検視・検案に必要な資器材等について、不足した場合には調達により確保する。 |
| 監察医務院（※） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ○ 日本法医学会等との連絡調整を図る。 ○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。 |
| 医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請により、遺体の検案に協力する。 |
| 歯科医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市及び小金井警察署の要請に基づき、必要に応じて医師による遺体の検視に補助協力する。 |
| 日赤東京都支部 国立病院機構 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。 |
| 遺体収容所担当 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 検視、検案、遺体検案書の発行等を補助する。 ○ 小金井警察署の「遺体引渡班」の指示に従い、身元判明遺体を遺族に引渡す。 ○ 遺族等に引渡された検視・検案を終えた遺体について、死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。 ○ 広報班に適切な情報提供方法を指示する。 |

※ 監察医務院…死亡解剖保存法第8条に基づいて都内23区で発生した全ての不自然死（死因不明の急性死や事故死など）について、死体の検案及び解剖を行いその死因を明らかにする都の機関

表3-17：地震による死者の想定数

| 想定地震 | 合計 | ゆれ建物被害 | 急傾斜地崩壊 | 火災 | ブロック塀等 | 屋外落下物 | 屋内収容物(参考値) |
|--------------------------------|-----|--------|--------|----|--------|-------|------------|
| H24.4 立川断層帯地震 冬 18時・風速 8m/s | 104 | 30 | 0 | 55 | 16 | 0 | 3 |

(2) 身元確認

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 広報班 | ○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管等，遺体の取扱いについて広報する。 |
| 小金井警察署 | ○ 「身元確認班」は，DNA採取用器具等を活用し，効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは，着衣・所持金品とともに「遺体引渡班」に引継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は，所持金品とともに遺体を市区町村長に引継ぐ。 |
| 歯科医師会 | ○警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は，速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し，派遣する。身元確認班（歯科医師班）は，警視庁の検視責任者の指示に基づき，必要な身元確認作業に従事する。 |

第2節 火葬等

1 火葬許可の特例

○火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。

2 広域火葬の実施

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣の火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保し、状況に応じて、都に広域火葬の応援、協力を要請する。 ○ 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。 ○ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ○ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体安置所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市区町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検討したうえで、広域火葬の実施を決定し、速やかに全市区町村及び関係団体に周知し、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 ○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 ○ 各火葬場の受入れ可能数に応じ、各市区町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、市区町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 ○ 遺体の搬送について市区町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力する。 |

表 3-18：多摩地域の火葬場

| 多摩地区 9施設 | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 経営者 |
|-------------|-------------|-----------------|--------------|--------------|
| | 青梅市火葬場 | 青梅市長淵5-743 | 0428(22)3918 | 青梅市 |
| | 瑞穂斎場 | 瑞穂町大字富士山栗原新田244 | 042(557)0064 | 瑞穂斎場組合 |
| | ひので斎場 | 日の出町大字平井3092 | 042(597)2131 | 秋川流域斎場組合 |
| | 八王子市斎場 | 八王子市山田町1681-2 | 0426(64)5707 | 八王子市 |
| | 日野市営火葬場 | 日野市多摩平3-28-8 | 042(583)8888 | 日野市 |
| | 南多摩斎場 | 町田市上小山田町2147 | 042(797)7641 | 南多摩斎場組合 |
| | 立川・昭島・国立火葬場 | 立川市羽衣町3-20-18 | 042(522)2730 | 立川・昭島・国立聖苑組合 |
| | 日華多磨火葬場 | 府中市多磨町2-1-1 | 042(361)2174 | (株)日華 |
| 府中の森市民聖苑 | 府中市浅間町1-3 | 042(367)7788 | 府中市 | |

3 身元不明遺体の取扱い等

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井警察署（身元確認班）より引継いだ身元不明遺体を適切に保管し、一定期間（1週間程度）経過後は火葬する。 ○ 身元不明遺体の遺骨、遺留品を遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし都営納骨堂等に移管する。 |

4 死亡者に関する広報

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 災害対策本部 | ○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び小金井警察署との連携体制を確立する。 |
| 市民生活班 | ○ 死亡者に関する台帳を作成し、市民対応窓口及び遺体安置所に配置する。 |
| 広報班 | ○ ジェイコム東京、FMたちかわ、報道機関に死亡者に関する情報を提供する。 |

第14章 ごみ・し尿・がれき処理対策

- 道路損壊や建築物等の倒壊により、ごみ処理やし尿収集が困難になることや、排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすことから、計画的なごみ処理、し尿処理を行う。
- 壊れた家屋、破損した道路・橋りょう、倒れた樹木・街灯・看板などは、応急対策の円滑な実施を阻害するだけでなく、被災者の日常生活の回復を遅らせることから、住宅及び道路における障害物を除去し、その機能回復をはかるための施策を進める。

〈実施担当〉

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|---------------|---------------------------|-----------------|
| 第1節 ごみ・がれき処理 | 環境保全班，地区防災センター運営班，公園班，給水班 | 防災推進委員，事業者，都，市民 |
| 第2節 土石・竹木等の除去 | 都市対策班 | 都，建設業協会，建築組合 |
| 第3節 し尿処理 | 環境保全班，地区防災センター運営班 | |

〈主な期間の応急復旧活動〉

| 機関名 | 発災 | 1時間 | 24時間 | 72時間 |
|-----|----------|------------|------------------------------|---|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 市 | | ○ し尿処理計画策定 | ○ ごみ収集，集積計画の策定 ○ し尿処理計画策定 | ○ ごみ・がれき仮置場の確保 ○ ごみ収集実施 ○ し尿処理実施 ○ がれき処理計画策定 |

第1節 ごみ・がれき処理

1 ごみ処理

- 災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保するため、市内における被害状況に応じたごみ処理計画を作成し、適切な処理を行う。

| 担当 | 対策内容 |
|--------------|---|
| 環境保全班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 清掃施設の被害状況を把握し、応急復旧措置を実施する。 ○ 被害状況、地区防災センター等の設置状況を把握し、収集・処理計画を作成する。 ○ 業者にも協力を依頼し、搬送体制をとる。 ○ ごみの仮置場を確保する（清掃センター敷地内・史跡国分寺僧寺跡一帯）。 ○ 公園班が作成する用地確保利用計画に臨時ごみ集積所を位置づける。 |
| 市本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況を把握し、必要に応じて、都へ広域的応援体制の要請、他市区町村に対する応援体制を要請する。 |
| 地区防災センター運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区防災センター内に臨時ごみ集積所を確保する。 |
| 防災推進委員 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出ごみの分別を徹底する。 ○ 収集・処理計画に基づき、各地域の臨時ごみ集積所にごみを排出する。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業内のごみの一時保管に協力する。 ○ 排出ごみの分別を徹底する。 |

- 資料3-50：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社サン・エキスプレス）
- 資料3-51：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（環衛サービス株式会社国分寺支店）
- 資料3-52：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（松浦商事株式会社）
- 資料3-53：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社大東建興国分寺支店）

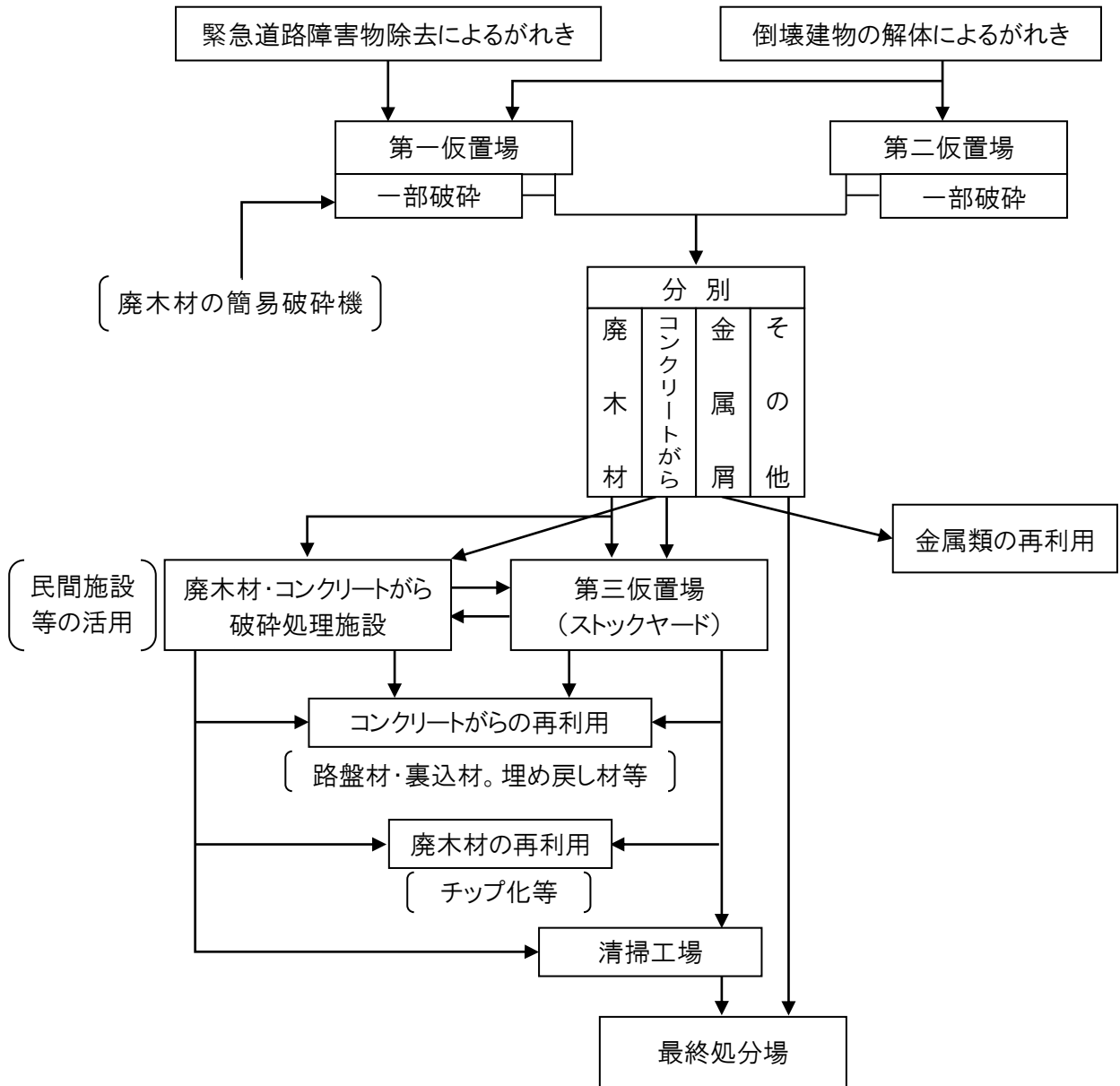
2 がれき処理

- 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、建物の倒壊、焼失等により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）の再利用、適正処理を図る。
- 都は速やかに被災市区町村及び各機関間の連携を図り、がれき処理を円滑に実施することを目的に、都本部のもとに「がれき処理部会」（都環境局・都総務局・都財務局・都主税局・都都市整備局・都建設局・都港湾局）を設置する。

○

| 担当 | 対策内容 |
|---------------------|---|
| 環境保全班 公園班 給水班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。 ○ 廃棄物処理関連施設の被害状況を確認し都環境局へ報告する。 ○ がれきの発生量の推計に基づき、がれき処理計画を作成し、都が設置する「がれき処理部会」に提出する。 ○ がれきの仮置場を確保する（史跡国分寺僧寺跡一帯）。 ○ 公園班は、がれきの仮置場が不足する場合、状況に応じて都と連携して用地を確保する。 ○ 道路河川班と連携し、協定に基づき建設業者にがれき除去を依頼する。 ○ 緊急道路啓開作業により収集した「がれき」を優先して処理する。 ○ 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うが、特別措置を国が講じた場合、行政が、民間業者に作業委託し対応する。 ○ がれきにアスベスト含有建材が使用されていた場合は飛散防止措置を指示する。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況を把握し、必要に応じて、他市町村に対する応援の要請等、必要な調整・支援を都へ要請する。 |
| 都がれき処理部会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ がれき処理部会は次の事項を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 震災がれき処理全般に関する進行管理 (2) 東京都全体のがれき発生量の予測 (3) 国との連絡調整・協議 (4) 東京都震災がれき処理基本計画の策定 (5) 市区町村との連絡調整，情報提供 (6) 震災がれきの処理に関する広報 (7) 仮置場の確保に関する支援 (8) 広域的な処理体制を確保するための周辺区市との調整 |

図3-22：がれき処理のながれの基本的ながれ



第2節 土石、竹木等の除去

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき該当する住家を調査し実施する。

| 担当 | 対策内容 |
|------------------------|--|
| 都市対策班 建設業協会 建築組合 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告する。 ○ 関係機関及び協定を締結している建築関係団体と協力して、土石、竹木等を除去する。 ○ 土石、竹木等の障害物の除去の対象は次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等） (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、または敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること (3) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。） (4) 半壊または床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。） (5) 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法適用後は、市区町村の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。 ○ 第一次的には、市区町村保有の器具、機械を使用する等、市区町村と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接市区町村からの派遣を求める。 ○ 不足する場合は、東京建設業協会に対し、資機材、労力等の提供を求める。 |

第3節 し尿処理

被害状況に応じたし尿処理計画を作成し実施する。

| 担当 | 対策内容 |
|--------------------------|--|
| 環境保全班 地区防災センター 運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況に応じたし尿処理計画を作成する。（2.21リットル／日／人） ○ 地区防災センターのし尿処理は、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等の状況により、学校のプールの水を使用し、下水道機能を活用する。 ○ 下水道が活用できない場合や不足する場合は、各地区防災センターに保管している簡易トイレの設置及び便槽付き仮設トイレ等を設置する。 ○ 避難場所付近の空地を臨時トイレとして活用できるよう、土地所有者へ協力要請する。 ○ 都下水道局との覚書の締結に基づき、収集したし尿を北多摩二号水再生センター及び下水道班が指定する主要管きよのマンホールへ投入する。 ○ 協定に基づき、避難所等の仮設トイレのし尿の回収について協力を要請する。 |

● 資料3-45：災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水

道局流域下水道本部)

- 資料3-48：災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（高杉商事株式会社）

第15章 ライフライン等の応急・復旧対策

- 上下水道、電気、ガス、交通、電話、通信などの都市施設は、日常生活を営むうえで根幹をなすものである。震災時、これらの施設が甚大な被害を受け、その機能を停止した場合、市民生活は破綻をきたし、社会的混乱を生むことになる。したがって、これらの各施設はそれぞれの活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策及び事故防止のための広報活動等を迅速に処理するとともに、早期復旧に向けた対策を講ずる必要がある。

<ライフラインの被害想定（各地震ケースの最大値）>

| | 都心南部直下地震 (M7.3) | 多摩東部直下地震 (M7.3) | 大正関東地震 (M8 クラス) | 立川断層帯地震 (M7.4) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 上水道（断水率） | 9.8% | 18.0% | 6.5% | 23.1% |
| 下水道 （下水道管きよ被害率） | 1.8% | 3.1% | 1.8% | 3.6% |
| 電力（停電率） | 2.5% | 6.5% | 2.3% | 13.6% |
| ガス（供給停止率） | 0% | 14.0% | 0% | 60.7% |
| 通信（不通率） | 0.6% | 3.0% | 1.1% | 8.6% |

第1節 水道施設

- 被害想定では、市内の断水率は23%を超えることも想定されるため、都水道局立川給水管理事務所は、早期の給水復旧に努める。

1 初動期の対応

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|---|
| 都水道局立川給水管理事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水運用端末（大CRT）により圧力及び流量の異常の有無を確認するなど情報を把握した後に、送・配水管路、給水所等及び給水装置について点検し、被害状況を把握する。 ○ 首都中枢機関等への水道給水に係る管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。 ○ 上記以外の管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にしたうえで、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。 ○ 取水・導水施設の被害については浄水機能及び排水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。また、浄水施設の被害のうち、施設機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。 ○ 被害・復旧及び応急給水の状況等の情報を適宜適切に広報し、混乱の防止に努める。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都水道局の依頼に基づき、広報車、防災行政無線、広報紙等により、復旧等の状況を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害状況及び復旧情報の放送を依頼する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|------------------------------|
| ジェイコム東京 FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、上水道被害及び復旧情報を放送する。 |

第2節 下水道施設

○ 下水道被害はトイレの使用等に甚大な影響を及ぼすため、都下水道局流域下水道本部と連携をとり、早期の下水道施設の復旧に努める。

1 初動期の対応

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|---|
| 下水道班 | ○ 地震発生後速やかに、管路の被害状況を点検する。 ○ 下水道施設の被害状況の調査結果等は、速やかに都下水道局流域下水道本部へ連絡し、必要に応じて協議のうえ復旧方針を確立する。 |
| 広報班 | ○ 広報車、防災行政無線、広報紙等により、復旧等の状況を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害状況及び復旧情報の放送を依頼する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、下水道被害情報を放送する。 |

2 復旧期の対応

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 下水道班 | ○ 下水道管きょの破損に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないよう、迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。 ○ 破損個所、復旧作業等の情報提供を広報班に依頼し、市民に周知する。 ○ 幹線及び枝線は、応援協定等に基づき協定団体とともに、被害の程度に応じて応急復旧または本復旧を行う。 ○ 資機材等は、市所有のものを使用するが、必要に応じて協定団体、管工事業者等の協力を得る。 |
| 広報班 | ○ 広報車、防災行政無線、広報紙等により、復旧等の状況を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害状況及び復旧情報の放送を依頼する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、下水道復旧情報を放送する。 |

- 資料3-46：災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書（国分寺市管工事組合）
- 資料3-47：多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（東京都下水道局、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合）

- 資料3-49：多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局，公益財団法人東京都都市づくり公社，公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）

第3節 電力

○ 復旧時の対応

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------|---|
| 東京電力パワーグリッド立川支社 | <p>○ 大規模災害等が発生し非常災害対策支部を設置した場合の対応は以下のとおりである。</p> <p>(1) 復旧計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 非常災害対策支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備ごとに復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配を明らかにした復旧計画を作成する。 <p>(2) 復旧順位</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 各設備の復旧順位は、以下の「設備別復旧順位」を原則とするが、一般の被害状況及び当社設備の被害状況並びに設備の復旧の難易度を勘案し、復旧効果の大きいものから行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 送電設備 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 全回線送電不能の主要線路 ➤ 全回線送電不能のその他の線路 ➤ 一部回線送電不能の主要線路 ➤ 一部回線送電不能のその他の線路 イ 変電設備 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ➤ 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ➤ 重要施設に配電する配電用変電所 ウ 配電設備 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 <p>(3) 復旧用資機材等の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査して、必要とする資機材を速やかに調達し、復旧態勢を整える。 |
| 広報班 | <p>○ 東京電力の依頼に基づき、広報車、防災行政無線、広報紙等により、復旧等の状況を市民に周知する。</p> <p>○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害状況及び復旧情報の放送を依頼する。</p> |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <p>○ 市の要請に基づき、電力被害及び復旧情報を放送する。</p> |

第4節 ガス施設

1 対策内容

| 担当 | 対策内容 |
|----------|--|
| 東京ガスグループ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報の収集 ○ 事業所設備等の点検 ○ 製造所，制圧所における総出入量の調整又は停止等の措置 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○ 被害推定に基づく応急措置 ○ 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○ 資機材等の調達 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 |

2 詳細な取組内容

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 東京ガスグループ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震の規模に応じて，本社に非常事態対策本部を設置するとともに，必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も，各社の規定に基づき体制をとる）。 ○ 被害状況に応じてあらかじめ定めた BCP（事業継続計画）を発動し，復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。 ○ 社内事業所及び官公庁，報道機関等からの被害情報の収集を行う。 ○ 施設を点検し，機能及び安全性を確認するとともに，必要に応じて調整修理する。 ○ ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて，迅速な被害状況把握に努め，適切な応急措置を行う。 ○ 被害が軽微な供給停止地域については，遠隔再稼働等を行い，速やかなガス供給再開に努める。 ○ その現場の状況により，二次災害防止のため適切な措置を行う。 ○ 復旧用の資機材を確認し，調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ガスグループの依頼に基づき，広報車，防災行政無線，広報紙等により，被害状況等を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京，FMたちかわに被害状況等の放送を依頼する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき，ガス被害状況等を放送する。 |

3 復旧対策

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 東京ガスグループ | <ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設また場設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。 ○ 具体的な手順は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常態勢が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出勤する。 ・ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。 ・ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。 ・ ガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。 ・ 都市ガスの復旧は、2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断したりして地域を分割する。 ・ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。 ・ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。 ・ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。 ・ 更に、必要に応じて次の対応を行う。 ・ 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。 ・ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。 ・ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ガスグループの依頼に基づき、広報車、防災行政無線、広報紙等により、復旧状況等を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに復旧状況等の放送を依頼する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき、ガス復旧情報等を放送する。 |

第5節 通信

1 初動期の対応

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|---|
| NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対策として以下の活動を行う。 (1) 通報, 連絡 (2) 災害時における情報の収集及び連絡 (3) 警戒措置 (4) 通信の非常疎通措置 (5) 災害時における広報 (6) 対策要員の確保 (7) グループ会社に対する協力要請 (8) 社外機関に対する応援または協力の要請 (9) 対策要員の広域応援 (10) 災害時における災害対策用資機材の確保 (11) 設備の応急復旧 |
| 国分寺郵便局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対策として以下の活動を行う。 (1) 通信体制の確立 (2) 職員の避難及び非常持出し (3) 非常災害対策本部の設置 (4) 要員・職員の確保 (5) 優先処理事務 (6) 顧客への周知, 情報提供 (7) 報道体制の確立 (8) 被災局の応急措置 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本及び国分寺郵便局の依頼に基づき, 広報車, 防災行政無線, 広報紙等により, 被害状況等を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京, FMたちかわに被害状況等の放送を依頼する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき放送する。 |

2 復旧期の対応

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|---|
| NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 復旧対策として以下の活動を行う。 (1) 応急復旧工事終了後, 被害原因を調査分析し, 災害復旧工事を計画, 設計する。 (2) 関連各社は, 被災地における地域復興計画の作成・実行に積極的に協力する。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本の依頼に基づき, 広報車, 防災行政無線, 広報紙等により, 被害状況等を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京, FMたちかわに復旧状況等の放送を依頼する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき放送する。 |

第16章 公共施設等の応急・復旧対策、労務対策

- 公共土木施設及び鉄道施設は、市民生活及び交通機能の根幹をなすものであることから、関係機関との連携を図り、早期に応急復旧対策を講ずる。
- 社会教育、福祉施設等においても、利用者の安全対策を推進するとともに、災害時の利用計画に基づく施設利用及び再開に向けた対策を実施する。

〈実施担当〉

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|-------------|---|------------|
| 第1節 公共土木施設等 | 道路河川班 | 都 |
| 第2節 鉄道施設 | | JR東日本、西武鉄道 |
| 第3節 社会公共施設等 | 都市対策班，各班，社会教育施設班，市民生活班，物資管理班，避難行動要支援者班，学校管理・運営班，保育・子育て支援班 | |
| 第4節 文化財の保護 | 社会教育施設班 | |

〈主な期間の応急復旧活動〉

| 機関名 | 発災 | 1時間 | 24時間 | 72時間 |
|-------|----------|---------------------------|---------------------------------------|----------|
| | 初動態勢の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 市 | | ○ 道路復旧方針の策定 ○ 道路障害物の除去 | ○ 公共施設の応急危険度判定実施 ○ 一般建築物の応急危険度判定実施 | ○ 道路復旧作業 |
| 都 | | ○ 河川，急傾斜地崩壊箇所の把握及び対応 | ○ 道路障害物の除去，道路復旧作業 | |
| 鉄道事業者 | | ○ 乗降客等の安全確保 | ○ 施設の復旧 | |

第1節 公共土木施設等

1 道路・橋梁

- 災害が発生した場合、各道路管理者は、交通規制等の措置または迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講ずる。
- 各道路管理者は、パトロール等による広報を行う。
- 各道路管理者は、被災道路、橋梁について、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

| 担当 | 対策内容 | |
|------------|--------|--|
| 道路河川班 | 応急措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市道の調査・点検を行い、被害状況を速やかに把握のうえ、道路・橋梁の被害状況を都建設局（北多摩北部建設事務所）に報告する。 ○ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 ○ 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置をとり、所管の占有者に連絡する。緊急のため、その暇がない場合は、安全対策のための措置をとり事後連絡する。 ○ 落下または危険と認められた橋梁は、直ちに通行止め等の措置を行い、迂回路の案内を表示する。 |
| | 応急復旧対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害を受けた市道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助救急活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。 ○ 応急復旧作業は、緊急輸送道路を最優先に行うこととし、その後一般市道の復旧作業を行う。 ○ 道路面に生じた亀裂、陥没等は、市所有の材料を使って埋め戻す。 ○ 作業は国分寺建設業協会、国分寺市建築組合、東京土建など市と災害協定を締結している団体に協力を要請して行う。市独自で処理できない場合は、速やかに都総務局または自衛隊に応援要請の手続をとる。 |
| 北多摩北部建設事務所 | 応急措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道や緊急道路障害物除去路線に指定された市区町村道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行う。 ○ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 |
| | 応急復旧対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去路線を最優先に行うこととし、建設業協会等との協定及び協力承諾書に基づき実施する。 ○ 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずる恐れがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。 |

2 河川

| 担当 | 対策内容 |
|------------|--|
| 道路河川班 | ○ 市内の河川，特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し，被害箇所については，都建設局（北多摩北部建設事務所）に報告するとともに，必要な応急措置を実施する。 |
| 災害対策本部 | ○ 河川の氾濫等が予想される場合は，高齢者等避難，避難指示を発令し，被害の拡大防止に努める。 |
| 北多摩北部建設事務所 | ○ 災害が発生した場合，直ちに河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ○ 破損等の被害を受けた場合には，被害の拡大防止に重点を置き，速やかに施設の復旧に努める。 ○ 市の実施する応急措置に関し，技術的助言及び総合調整を行うほか，応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。 |

3 急傾斜地崩壊防止措置

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 道路河川班 | ○ 国分寺市防災・ハザードマップ等をもとに，急傾斜地を巡視し，被害箇所については，直ちに都建設局（北多摩北部建設事務所）に報告するとともに，周辺住民の安全対策等を実施する。 |
| 災害対策本部 | ○ 急傾斜地の崩壊が予想される場合は，高齢者等避難，避難指示を発令し，被害の拡大防止に努める。 |

第2節 鉄道施設

| 担当 | 対策内容 |
|------------------------|---|
| JR東日本 国分寺駅 西国分寺駅 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した場合は、放送により状況を案内する。 ○ 負傷者等の優先救護をする。 ○ 出火の防止に努める。 ○ 営業を中止して、駅構内の混乱拡大を防止する。 |
| 西武鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客の混乱防止：情報提供，改札，階段等の規制 ○ 旅客への協力要請 ○ 負傷者等の応急救護 |

表3-19：鉄道事業者の初動措置

| 機関名 | 運転規制の内容 | 乗務員の対応 | | その他の措置 |
|-------|-----------------------------------|--|--|----------------------------------|
| | | 列車の運転 | 乗客への対応 | |
| JR東日本 | 地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。 | 運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄りの停車場の駅長または指令室と連絡をとり、その指示を受ける。 | 災害の規模，被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により，適切な旅客案内を行う。 | 駅等の混乱防止，輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。 |
| 西武鉄道 | 地震が発生したときは、社内の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。 | <p>(1) 列車の運転が危険と判断した場合，または停止手配の指令があったときは，原則として直ちに列車を停止させる。</p> <p>(2) 運転を再開し列車が駅に到着したときは，その状況を駅長に報告する。</p> | 正確な情報を得て，旅客に適切な案内を行う。 | 駅長は，構内を巡回しその状況を運転司令に報告する。 |

第3節 社会公共施設等

1 公共施設の応急危険度判定

- 地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

| 担当 | 対策内容 |
|---------|--|
| 公共施設管理者 | ○ 被害状況を調査し、本部班に連絡する。 |
| 都市対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設からの報告を参考として、応急危険度判定を実施する。 ○ 応急危険度判定は、事前に登録された応急危険度判定員に協力を得て実施する。 ○ 人員不足等で公共施設の応急危険度判定の実施が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。 ○ 応急危険度判定による緊急的対応を講じた後、施設の損傷の程度を的確に把握し、補強、補修あるいは取壊しの必要性について判断するため、公共施設の被災度区分判定調査を実施する。 ○ 被災度区分判定調査は「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術基準」（国土交通省住宅局建築指導部）に基づき実施する。 |

2 各施設の応急・復旧対策

| 担当 | 対策内容 |
|---------------------------------|---|
| 社会教育施設等 (社会教育施設班) (市民生活班) | ○ 図書館、公民館、地域センター、いずみホール、民俗資料室、文化財保存館、文化財資料展示室等の社会教育施設は利用者の安全を確保し、災害時の利用計画に応じた対応を図る。 |
| | <p>初動期の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設の管理下において地震が発生した場合、利用者の安全を確保する。 ○ 施設に被害があり危険な場合は利用者を避難場所等安全な場所へ避難誘導する。 ○ 利用者、職員並びに施設設備の被害状況を把握し、本部班へ報告する。 ○ 利用者を施設外に避難誘導した後は、災害時活用方針に基づく管理を行う。 |
| | <p>復旧時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて、施設の修繕を行う。 ○ 災害時利用のための管理を行うとともに、通常業務の再開に向けた検討を行い、市本部の指示に基づき再開する。 |

| 担当 | 対策内容 | |
|---------------------|---|--|
| スポーツ施設等 (物資管理班) | ○ 市民スポーツセンター及び市民ひかりスポーツセンターは、利用者の安全を確保し、物資輸送拠点として活用する。また、市民スポーツセンターは、ボランティアの活動拠点施設としても活用する。 | |
| | 初動期の活動 | ○ 各施設の管理下において地震が発生した場合、利用者の安全を確保する。 ○ 施設に被害があり危険な場合は、利用者を避難場所等安全な場所へ避難誘導する。 ○ 利用者、職員並びに施設設備の被害状況を把握し、本部班へ報告する。 ○ 市民スポーツセンターは救援物資の受入れに基づく管理を行う。 ○ 市民ひかりスポーツセンターは帰宅困難者一時滞在施設、救援物資の受入れ、二次避難所設置に係る管理を行う。 |
| | 復旧時の活動 | ○ 状況に応じて、施設の修繕を行う。 ○ 災害時利用のための管理を行うとともに、通常業務の再開に向けた検討を行い、市本部の指示に基づき再開する。 ○ 室内プールの水は生活用水として活用する可能性があることから、消毒等の維持管理に努める。 |
| 福祉施設 (避難行動要支援者班) | 初動期の活動 | ○ 各施設の管理下において地震が発生した場合、利用者の安全を確保する。 ○ 施設に被害あり危険がある場合は、利用者を避難場所等安全な場所へ避難誘導する。 ○ 利用者、職員並びに施設設備の被害状況を把握し、本部班へ報告する。 ○ 利用者を施設外に避難誘導した後は、災害時活用方針に基づく管理を行う。 |
| | 復旧時の活動 | ○ 状況に応じて、施設の修繕を行う。 ○ 災害時利用のための管理を行うとともに、通常業務の再開に向けた検討を行い、市本部の指示に基づき再開する。 |
| 学校施設 | ※ 第17章 第17節 応急教育を参照 | |
| 保育施設 | ※ 第17章 第18節 応急保育を参照 | |

第4節 文化財の保護

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 文化財所有者 社会教育施設班 | ○ 文化財に災害が発生した場合は、直ちに消防署または消防団に通報し、災害の拡大防止に努めなければならない。 ○ 文化財に災害が発生した場合は、被害状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告するとともに、都指定の文化財にあつては、都教育委員会に、国指定の文化財においては、都を経由して、文化庁に報告する。 |

第17章 応急生活対策

- 被災した住宅の二次災害による被害を防止するため、被災住宅の応急危険度判定を行うとともに、被災住宅の応急修理により、被災者の生活を支援する。
- 住宅を滅失した世帯に対する一時提供住宅や応急住宅を確保する。

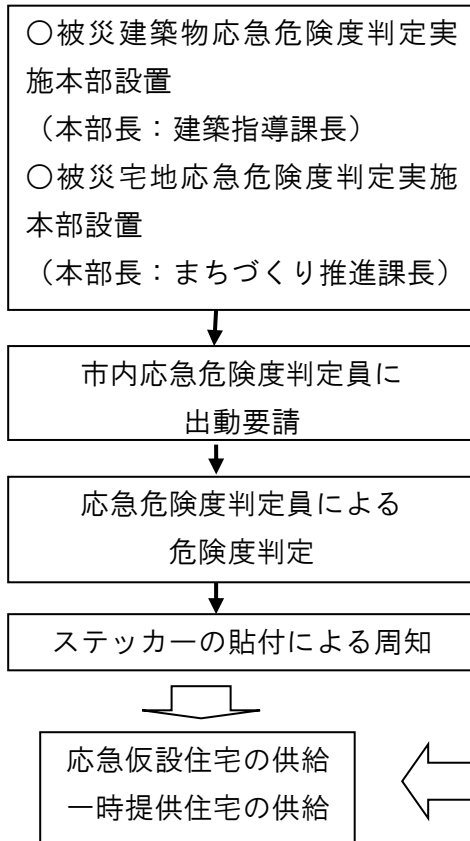
〈実施担当〉

| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|-------------------------|---|---|
| 第1節 秩序維持 | 本部班，広報班，国分寺市消防団 | 防犯まちづくり委員会，自主防犯活動団体，小金井警察署，ジェイコム東京，FMたちかわ |
| 第2節 被災建築物の応急危険度判定 | 都市対策班 | 都 |
| 第3節 被災宅地の応急危険度判定 | 都市対策班 | 都 |
| 第4節 家屋・住家被害状況調査，被害状況の把握 | 協力班（課税課・納税課） | 国分寺消防署 |
| 第5節 被災住宅の応急修理 | 都市対策班，環境保全班 | 都 |
| 第6節 一時提供住宅の供給 | 市民生活班，都市対策班 | 都 |
| 第7節 応急仮設住宅の供給 | 公園班，都市対策班，市民生活班 | 都 |
| 第8節 建設資材等の調達 | | 都 |
| 第9節 市営住宅の応急修理 | 本部班 | |
| 第10節 被災者の生活支援 | 避難行動要支援者班，都市対策班，広報班，市民生活班，協力班（課税課・納税課）， | 地区防災センター運営協議会，小金井警察署，国分寺消防署，都 |
| 第11節 見舞金等の支給 | 避難行動要支援者班 | |
| 第12節 租税等の特例措置 | 協力班（課税課・納税課），避難行動要支援者班（保険年金課） | |
| 第13節 災害援護資金・住宅資金等の貸付け | 避難行動要支援者班 | 都 |
| 第14節 被災者生活再建支援金 | 避難行動要支援者班 | 都 |
| 第15節 雇用の安定 | 救援物資調達班 | 都 |
| 第16節 その他の生活確保 | | 日本郵政グループ，日本放送協会，NTT東日本 |
| 第17節 応急教育 | 学校管理・運営班 | |

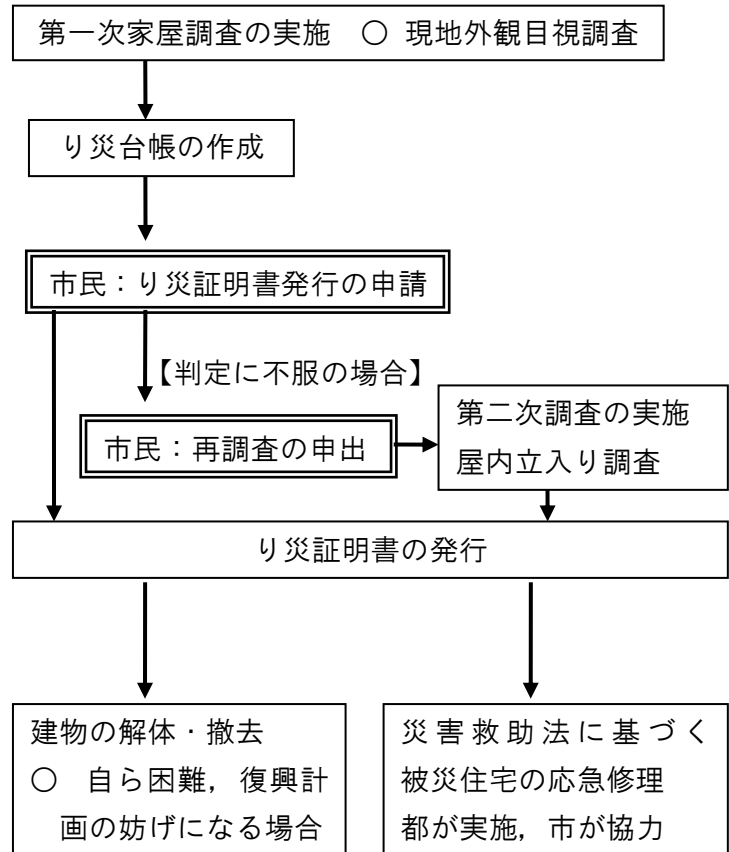
| 項目 | 市担当 | 関係機関等 |
|---------------|--|-------|
| 第18節 応急保育 | 保育・子育て支援班 | |
| 第19節 労働力の確保 | 本部班，都市対策班，道路河川班，下水道班，公園班，給水班，環境保全班，財務班 | |
| 第20節 義援金品の取扱い | 避難行動要支援者班，財務班 | 都 |

◆ 応急危険度判定・被害家屋調査の関係図

【被災建築物・宅地の応急危険度判定】



【被害家屋調査】



※ 被災建築物応急危険度判定実施本部…建築指導課長を本部長として建築指導課に設置し，判定実施計画の策定，判定活動の環境整備等を行う。

※ 被災宅地応急危険度判定実施本部…まちづくり推進課長を本部長としてまちづくり推進課に設置し，判定実施計画の策定，判定活動の環境整備等を行う。

第1節 秩序維持

災害発生後の混乱から速やかに秩序を回復し、維持するためには市と警察の連携はもとより、地域住民の協力を得て実施する。

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------------------------|---|
| 本部班 | ○ 防犯まちづくり委員会や自主防犯活動団体に協力を要請し、被災現場のパトロールを実施する。 |
| 小金井警察署 | ○ 義援金詐欺や震災ごみの有料引取り詐欺などの犯罪被害を防ぐために、市本部と連携し、チラシ配布などを積極的に行う。 |
| 広報班 ジェイコム東京 FMたちかわ | ○ 市民が詐欺被害に遭わないよう、広報手段を活用して周知する。 |
| 国分寺市消防団 防犯まちづくり委員会 自主防犯活動団体 | ○ 市本部からの要請に基づき、巡回パトロールを実施する。 |

- 資料3-48：国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱
- 資料3-49：国分寺市防犯まちづくり委員会会則
- 資料3-50：国分寺市防犯まちづくり委員会ブロック連絡会開催規程

第2節 被災建築物の応急危険度判定

1 判定制度の目的

建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講じることが求められる。

2 判定の実施

地震発生後10日以内に終了することを目標とする。

| 担当 | 対策内容 |
|----------------------|--|
| 災害対策本部 | ○ 地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部を設置する。 |
| 応急危険度判定実施本部 都市対策班 | ○ 防災無線等により市内応急危険度判定員に出動を要請する。 ○ 都、関係団体等への支援を要請する。 ○ 応急危険度判定員及び活動拠点を確保し、判定チームを編成する。 ○ 国分寺市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（R1.7）に基づき判定を実施する。 ○ 判定結果を集計し、市本部及び都に報告する。 ○ 環境対策課より入手したアスベスト吹付建物リストを基に、応急危険度判定と併せて該当建物を調査する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|---------------------|---|
| 被災建築物応急危険度判定支援本部（都） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都防災ボランティア要綱に基づき登録した応急危険度判定員の出動要請等，必要な支援を行う。 ○ 知事は，地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は，国土交通省，10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県，その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。 |
| 住宅政策本部 都住宅供給公社 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都営住宅及び都営住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は，住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施する。 ○ 住宅政策本部及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。 |
| 独立行政法人都市再生機構等管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については，各管理者が応急危険度の判定を行う。 |

3 判定結果の表示

- 応急危険度判定による調査結果は，「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより，建築物の出入口等の見やすい場所に表示し，当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第3節 被災宅地の応急危険度判定

1 判定制度の目的

- 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し，危険度を判定することによって，二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

2 判定対象宅地

- 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地，採草放牧地及び森林並びに道路，公園，河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち，住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

3 判定の実施

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大地震等の発生後に，宅地の被害に関する情報に基づき，被災宅地危険度判定実施本部の設置を設置する。 |

| | |
|-------|---|
| 都市対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都，関係団体等への支援を要請する。 ○ 被災宅地危険度判定士を受入れ，判定を実施する。 ○ 判定結果を集計し，市本部及び都に報告する。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は，市長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは，都に危険度判定支援本部を設置し，速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等，支援措置を講じる。 ○ 知事は，災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは，必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し，もしくは国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。 |

4 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果については，「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく，宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第4節 家屋・住家被害状況調査，被害状況の把握

1 家屋・住家被害状況調査

- 被害家屋調査は，被害報告及びり災証明書の発行等，家屋の被害認定のために実施する。
- 調査には多くの人員を割当てて必要があることから，市は全庁的な態勢で臨むとともに，必要に応じてネットワークおぢやや応援協定市に対して派遣を要請する。

| 担当 | 対策内容 |
|----------------|--|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ネットワークおぢやや，災害応援協定を締結している宮城県多賀城市に対して，被害状況調査についての助言を求める。 ○ 調査対象や方法について，近隣市と調整を実施する。 ○ 被災者生活再建支援システムを活用し，被災者台帳の作成を協力班・市民生活班へ指示する。 |
| 市民生活班 (市民課) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住基情報を被災者生活再建支援システムに取り込む。 |
| 協力班（納税課・課税課） | <p>【調査体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前項調査のうち住家被害は，り災証明書の発行等の資料となることから，調査チームを編成し，調査を行う。 ○ 家屋情報を被災者生活再建支援システムに取り込み調査票を印刷する。 ○ 調査人員が不足する場合は，都，関係市区町村，応急危険度判定員等の協力を得て調査体制を整え実施する。 <p>【第1次調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査チームが，被災地の家屋を外観から目視にて調査する。 <p>【第2次調査（再調査）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災対象者が第1次調査の判定結果に不服があった家屋及び第一次調査ができなかった家屋について，申出に基づき，内部立入り調査を実施する。 <p>【判定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 判定は被害程度の認定基準に基づき行う。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災による被害状況調査を行う。 |

2 被害状況の把握

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | |
|---------------------------|---|----|------|-------|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------------|------|
| 都市対策班 協力班（納税課・ 課税課） | <p>○ 家屋被害概況の把握</p> <p>(1) 市本部に集積する被害情報に基づき、被害概況を把握する。</p> <p>(2) 把握単位は町丁目（〇〇町〇丁目を単位）とし、区分は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="512 439 1385 696"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 439 890 483">区分</th> <th data-bbox="893 439 1385 483">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 488 890 568">大被害地区</td> <td data-bbox="893 488 1385 568">おおむね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 573 890 654">中被害地区</td> <td data-bbox="893 573 1385 654">おおむね5割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 658 890 696">小被害地区，無被害地区</td> <td data-bbox="893 658 1385 696">上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 大被害地区及び中被害地区について、現地踏査により被災状況（被災区域及び被災規模）の補足調査を行い、第一次建築制限区域指定の判断材料とする。</p> <p>(4) 調査結果は町丁目単位で「家屋被害台帳」として整理する。</p> <p>○ 家屋別被害状況図の作成</p> <p>協力班が実施する家屋被害状況調査の結果に基づき「家屋別被害状況図」「街区別被害度分布図」「地区別被害状況図」を作成し都に報告する。</p> | 区分 | 判定基準 | 大被害地区 | おおむね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる | 中被害地区 | おおむね5割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる | 小被害地区，無被害地区 | 上記以外 |
| 区分 | 判定基準 | | | | | | | | |
| 大被害地区 | おおむね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる | | | | | | | | |
| 中被害地区 | おおむね5割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる | | | | | | | | |
| 小被害地区，無被害地区 | 上記以外 | | | | | | | | |

第5節 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域において、震災により、住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者で、知事が必要と認める者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都市対策班が募集・選定事務を行う。

(4) 対象戸数

修理対象戸数は、内閣総理大臣に協議し同意を得たうえで知事が決定する。

2 応急修理の方法

(1) 修理

- 都が、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣協会の斡旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- 場合によっては、市に事務を委任する。

(2) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）。

3 応急修理後の事務

- 応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。

4 建物の解体・撤去

- 民間建物等の解体、除去は所有者の責任で行うが、個人住宅等で自己の資力で被災建物の解体・撤去が困難で、復興の妨げになる場合に解体・撤去を行う。

| 担当 | 対策内容 |
|--------|-----------------------------------|
| 災害対策本部 | ○ 宮城県多賀城市に対し、建築物の解体・撤去に関する助言を求める。 |

| | |
|-------|---|
| 環境保全班 | <ul style="list-style-type: none">○ 希望者について、建物の権利関係を確認し、次の基準で解体・撤去の判断を行う。<ul style="list-style-type: none">▶ 応急危険度判定で「危険」であるもの▶ 被害家屋調査で半壊以上の被害を受けたもの▶ その他がれき処理計画，復興計画上必要と認めるもの○ 市だけで対応できない場合は，都に応援を要請するとともに，建設事業者及び産業廃棄物処理業者に協力を要請し実施する。 |
|-------|---|

第6節 一時提供住宅の供給

- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

| 担当 | 対策内容 |
|-------|--|
| 市民生活班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市営住宅の空き家を確保し、以下の(1)から(3)すべてに該当する者を対象に、入居者の募集及び選定を行う。なお、申込みは1世帯1か所限りとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 住家が全焼、全壊または流失した者 (2) 居住する住家がない者 (3) 自らの資力では住家が確保できない者 ○ 都から割当てられた都営住宅についても同様に入居者の募集及び選定を行う。 ○ 入居者管理のため、必要な帳票を整備する。 |
| 都市対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都営住宅、公団・公社住宅等の確保を要請する。 ○ 民間賃貸住宅の空き家の借り上げ、斡旋等に努める。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、都営住宅の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。 ○ 都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。 ○ 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。 ○ 割当てに際しては、原則として市域内の住宅を割当てては、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村相互間で融通しあう。 ○ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市区町村が入居者の選定を行う。 |

第7節 応急仮設住宅の供給

- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によって居住する住宅を確保できない被災者に、応急的な住宅を建築し供給する。

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 公園班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都と調整し、応急仮設住宅の建設可能な公有地を提供する。 ※ 応急仮設住宅建設候補地…都立武蔵国分寺公園，窪東公園，けやき運動場，北町公園 ○ 応急仮設住宅用地として民有地の提供を受けた場合は，都と協力して用地調査を行う。 ○ その他用地使用状況の集約・整理及び需要・供給に係る都との調整を継続的に実施する。 |
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法適用前またはその他による場合は，市が建設を行う。 ○ 災害救助法適用後は，直ちに都に建設を要請する。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置戸数 供給戸数は，内閣総理大臣に協議し同意を得たうえで知事が決定する。 ○ 建設地 <ul style="list-style-type: none"> (1) 都は，建設候補地の中から建設地を選定する。 (2) 選定にあたり，各市区町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には，市区町村相互間での融通を行う。 ○ 構造及び規模等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ，木質系プレハブ，木造またはユニットとし，必要に応じ，高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 (2) 1戸あたりの床面積は29.7㎡を基準とし，世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める (3) 1戸あたりの設置費用については，国の定めによる。 ○ 建設工事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。 (2) 都は，一般社団法人東京建設業協会，一般社団法人プレハブ建築協会，一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会が斡旋する建設業者に建設工事を発注する。 (3) 工事の監督は，都が行う。ただし，これにより難しい事情がある場合には，市に委任する。 ○ 管理 応急仮設住宅の管理は，原則として，都が都営住宅の管理に準じて行う。 |
| 都市対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事の監督は都が行うが，事情により市が都の委任により行う。 |
| 市民生活班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者の募集，選定を行う（原則として一時提供住宅の入居資格に準ずる）。 ○ 必要な帳票を整備して入居者の管理を行う。 ○ 入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設地や建築に伴う規模，構造等について確認するとともに，標準仕様における防火安全対策を指導する。 ○ 入居者に対する火災予防対策について，「住宅防火10の心得」について指導する。 |

第8節 建設資材等の調達

1 応急仮設住宅資材等の調達

- 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会が斡旋する建設業者を通じて資材等を調達する。
- 都は、必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。

2 災害復旧用材（国有林材）の供給

- 農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需要の安定のため、国有林材の供給を行う。
- 災害復旧用材の供給は、知事等からの要請により行う。

第9節 市営住宅の応急修理

| 担当 | 対策内容 |
|-----|---|
| 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市対策班の応急危険度判定実施に協力し、破損箇所を把握する。 ○ 応急危険度判定の結果を居住者に周知する。 ○ 被災状況に応じて、地区防災センターへの避難を促す。 ○ 補修等が必要な場合は、被災状況に応じて補修等の実施計画を策定し、工事の発注・契約を行う。 |

第10節 被災者の生活支援

1 生活相談

| 担当 | 対策内容 |
|---|---|
| 避難行動要支援者班 都市対策班 地区防災センター 運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により被害を受けた市民に対し、被災者生活再建支援制度の紹介や災害援護資金の受付、応急住宅修理に関する受付などの総合相談窓口を設置する。 ○ 地区防災センターに相談窓口を設置し、市本部からの情報を提供する。 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ、電子メール等による相談を受け付ける。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。 |

| | |
|--------|---|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署及び消防署出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設置し相談に当たる。 (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒態勢、構造、設備に関する点検等の強化 (4) 火災によるり災証明等各種手続の迅速な実施 |
|--------|---|

2 り災証明書の発行

| 担当 | 対策内容 |
|--------------|--|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ネットワークおぢやや、災害応援協定を締結している宮城県多賀城市に対して、り災証明書の発行手続についての助言を求める。 ○ 国分寺消防署とり災証明書発行窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図る。 ○ 平時より市民生活班・協力班、国分寺消防署と被災者生活再建支援システムを活用したりり災証明書発行に向けた訓練を実施する。 |
| 市民生活班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者生活再建支援システムを活用し、家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかにり災証明書を発行する。 |
| 協力班（課税課・納税課） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者から、再調査の申出があった場合は、迅速に再調査を実施する。 ○ 判定は被害程度の認定基準に基づき行うが、判定が困難なときは、判定委員会を設置し、助言を得て行う。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部との連携を密にし、震災に伴う火災の被害状況調査を実施する。 ○ 市本部とり災証明発行窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図る。 ○ 震災に伴う火災の被害状況調査などの結果に基づき、火災によるり災台帳を作成する。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災市区町村が速やかにり災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。 |

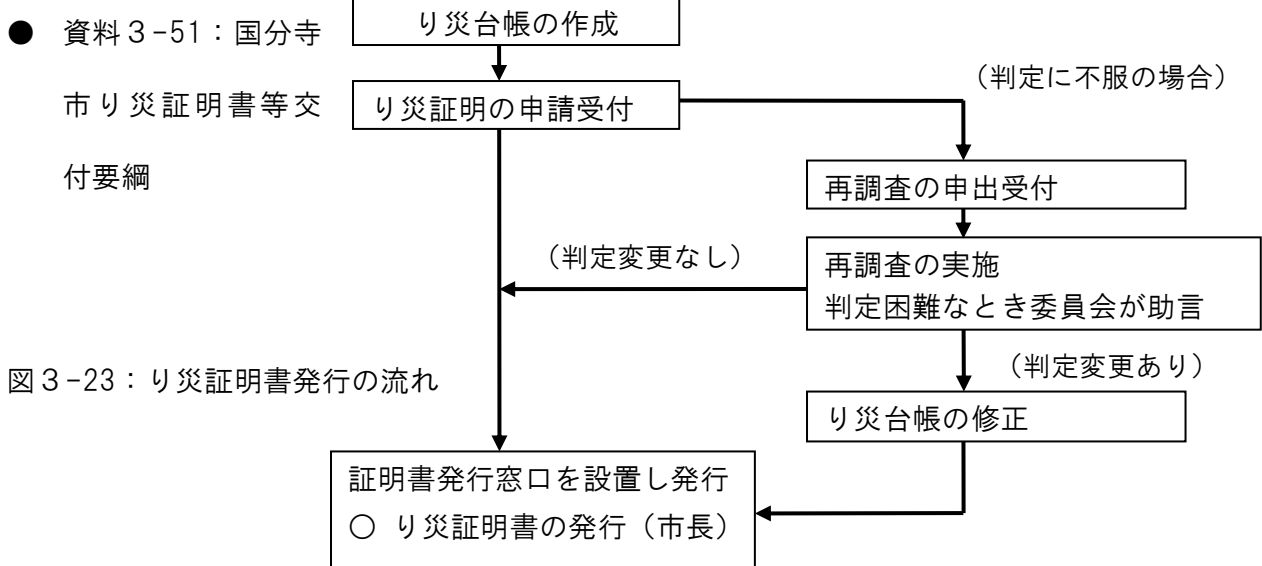


図3-23：り災証明書発行の流れ

第11節 見舞金等の支給

1 災害弔慰金

- 自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い，自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

| 担当 | 対策内容 | |
|-----------|------|---|
| 避難行動要支援者班 | 支給対象 | ○ 地震，台風等の自然災害により死亡した遺族に災害弔慰金，精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。 |
| | 根拠法令 | ○ 国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年10月5日） ○ この条例は，災害弔慰金支給等に関する法律（昭和48年9月18日）に準拠する。 ○ 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条 |
| | 支給額 | (1) 災害弔慰金 ア 死者1人につき主たる生計者の場合 500万円 イ その他の場合 250万円 ※支給遺族の順位： ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥ ①～⑤のいずれも存在しない場合は，兄弟姉妹（死亡当時その者と同居し，または生計を同じくしていた者に限る） (2) 災害障害見舞金 ア 障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 イ その他の場合 125万円 |

- 資料3-52：国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 資料3-53：国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

2 災害見舞金

○ 市内に居住する住民が災害を受けたときに、被災者またはその遺族に見舞金等を支給する。

| 担当 | 対策内容 | |
|-----------|------|---|
| 避難行動要支援者班 | 支給対象 | 風水害，火災その他により被害を受けた被災者または遺族 |
| | 根拠法令 | 国分寺市災害見舞金等支給に関する規則(昭和47年3月31日) |
| | 支給額 | (1) 見舞金 ア 住家が半焼，半壊及び流失以上の場合 1世帯につき60,000円以内 イ 住家が床上浸水による被害を受けた場合 1世帯につき50,000円以内 ウ その他市長が必要と認めた場合 1世帯または1人につき40,000円以内 (2) 弔慰金 交通事故または市長が必要と認めた場合 死者1人につき60,000円 |

● 資料3-54：国分寺市災害見舞金等支給に関する規則

3 災害救援品等

○ 日赤東京支部は、災害救援金品の支給基準に基づき、申請により被災者に対して災害見舞金品の配分を行う。

| 担当 | 対策内容 |
|-----------|--|
| 避難行動要支援者班 | (1) 災害救援金 支給対象： 震災，風水害，火災等による死亡者の遺族及び重傷者（1ヶ月以上の入院を要する者） 支給内容： ア 弔慰金 死者1名につき10,000円 イ 見舞金 重傷者1名につき5,000円 ※重傷・重体で5日以内に死亡した者を含む。 (2) 災害救援品 支給対象： 震災，風水害，火災等により以下の被害を受けた者 支給内容： ア 住宅の全半壊・全半焼：毛布，日用品セット イ 床上浸水：毛布，日用品セット，見舞品セット ウ 避難所への1晩以上の避難：安眠セット ※毛布，バスタオル，安眠セットは全員に，その他の品目は世帯あたり各1とする。 |

第12節 租税等の特例措置

【基本方針】

被災した納税義務者等に対し地方税法（昭和25年法律第226号。以下この節において「法」という）により市税等（市・都民税，固定資産税・都市計画税，軽自動車税，国民健康保険税，以下「市税等」という）の納税緩和措置として，期限の延長，徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して，適時，適切な措置を講ずる。

【期限の延長】

災害により，納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または市税等を納付もしくは納入することができないと認めるときは，指定された地域に限り，災害が収まった後2ヵ月以内に限り当該期限を延長する。

【徴収猶予】

災害により財産に被害をうけた納税義務者（特別徴収納税義務者を含む。以下「納税義務者」という）が市税等を一時に納付もしくは納入し，または納付もしくは納入することができないと認められるときは，その者の申請に基づき，1年以内において徴収を猶予する。

なお，やむを得ない理由があると認められるときは，更に1年以内の延長を行う。

【滞納処分の執行の停止等】

災害により滞納者が無財産となる被害を受けた場合は，滞納処分の執行の停止，換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。

【市税等の減免】

| 担当 | 対策内容 | |
|--------------|--|-------|
| 協力班（課税課，納税課） | (1) 市・都民税 ア 納税義務者が災害等により，次の各号の一に該当することとなった場合は，当該納税義務者に対して課されている市民税額に，それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減免する。 | |
| | 死亡した場合 | 全額 |
| | 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることになった場合 | 全額 |
| | 障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう）となった場合 | 10分の9 |

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------|---------------|-------|------------------|--------|-----------------|------|---------------|-----------------|-------------------|------|------------------|-----|-----|
| 協力班（課税課， 納税課） | <p>イ 納税義務者（※1）が災害等により自己の所有に係る住宅または家財について生じた損失の金額（※2）が、その住宅または家財の価格の10分の3以上であり、かつ、前年中における法に規定する合計所得金額が10,000,000円以下の者であるときは、当該納税義務者に対して課されている市民税額に下表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">損害の程度 合計所得金額</th> <th colspan="2">軽減または減免の割合</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">3/10以上5/10 未満</th> <th style="width: 35%;">5/10以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000,000円以下のとき</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>7,500,000円以下のとき</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>7,500,000円を超えるとき</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> | 損害の程度 合計所得金額 | 軽減または減免の割合 | | 3/10以上5/10 未満 | 5/10以上 | 5,000,000円以下のとき | 1/2 | 全部 | 7,500,000円以下のとき | 1/4 | 1/2 | 7,500,000円を超えるとき | 1/8 | 1/4 |
| | 損害の程度 合計所得金額 | | 軽減または減免の割合 | | | | | | | | | | | | |
| | | 3/10以上5/10 未満 | 5/10以上 | | | | | | | | | | | | |
| | 5,000,000円以下のとき | 1/2 | 全部 | | | | | | | | | | | | |
| 7,500,000円以下のとき | 1/4 | 1/2 | | | | | | | | | | | | | |
| 7,500,000円を超えるとき | 1/8 | 1/4 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※1 法の規定する控除対象配偶者及び扶養親族を含む</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※2 保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 農作物の被害 | <p>納税義務者が冷害、凍霜害、降水害、干害等の農作物に係る被害を被った場合に、収穫すべきであった農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の規定によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう）が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であり、かつ、法に規定する合計所得金額が10,000,000円以下の者（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が4,000,000円を超える者を除く）であるときは、当該納税義務者に対して課されている農業所得に係る市民税の所得割の額（当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とに按分して得た額をいう）に、下表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">合計所得金額</th> <th style="width: 40%;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000,000万円以下</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>4,000,000万円以下</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>5,500,000万円以下</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>7,500,000万円以下</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>7,500,000万円を超えるとき</td> <td>2/10</td> </tr> </tbody> </table> | 合計所得金額 | 減免の割合 | 3,000,000万円以下 | 10/10 | 4,000,000万円以下 | 8/10 | 5,500,000万円以下 | 6/10 | 7,500,000万円以下 | 4/10 | 7,500,000万円を超えるとき | 2/10 | | | |
| 合計所得金額 | 減免の割合 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3,000,000万円以下 | 10/10 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4,000,000万円以下 | 8/10 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,500,000万円以下 | 6/10 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7,500,000万円以下 | 4/10 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7,500,000万円を超えるとき | 2/10 | | | | | | | | | | | | | | |

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|--|-------|---------------|------------|-------|--------------------|------|--------------------|------|--------------------|------|-------|-------|---------------------------------------|-------|---|------|--|------|--|------|
| 協力班（課税課，納税課） 避難行動要支援者班（保険年金課） | <p>(3) 固定資産税・都市計画税の減免</p> <p>ア 土地</p> <p>a) 農地または宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害等により被害を受けた農地または宅地が流失，水没，埋没または崩壊等によって作付け不能または使用不能となった場合においては，当該農地または宅地に対して課されている固定資産税額に，次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。 <table border="1" data-bbox="544 517 1418 750"> <thead> <tr> <th colspan="2">損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">被害面積が当該土地の面積の</td> <td>8/10 以上のとき</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>6/10 以上 8/10 未満のとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>4/10 以上 6/10 未満のとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>2/10 以上 4/10 未満のとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 農地または宅地以外の土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 前号の規定の例によって減免する。 <p>イ 家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害等により，被害を受けた家屋がその使用目的を失い，あるいは損傷を受けた場合においては，当該家屋に対して課されている固定資産税額に，次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。 <table border="1" data-bbox="529 1084 1418 1630"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊，流失，埋没等により家屋の原形をとどめないとき，または復旧が不能なとき</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>主要構造部分が著しく損傷し，大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の6/10以上の価値が減じたとき</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>屋根，内壁，外壁，建具等に損傷を受け，居住または使用目的を著しく損じた場合で，当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>下壁，畳等に損傷を受け，居住または使用目的を損じ，修理または取替えを必要とする場合で，当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害等により被害を受けた償却資産に対しては，家屋の規定の例によって減免する。 <p>(4) 軽自動車税の減免</p> <p>(1) の個人の市民税ア，イ及びウに準じて減免する。</p> <p>(5) 国民健康保険税の減免</p> <p>(1) の個人の市民税ア，イ及びウに準じて減免する。</p> | 損害の程度 | | 減免の割合 | 被害面積が当該土地の面積の | 8/10 以上のとき | 10/10 | 6/10 以上 8/10 未満のとき | 8/10 | 4/10 以上 6/10 未満のとき | 6/10 | 2/10 以上 4/10 未満のとき | 4/10 | 損害の程度 | 減免の割合 | 全壊，流失，埋没等により家屋の原形をとどめないとき，または復旧が不能なとき | 10/10 | 主要構造部分が著しく損傷し，大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の6/10以上の価値が減じたとき | 8/10 | 屋根，内壁，外壁，建具等に損傷を受け，居住または使用目的を著しく損じた場合で，当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき | 6/10 | 下壁，畳等に損傷を受け，居住または使用目的を損じ，修理または取替えを必要とする場合で，当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき | 4/10 |
| 損害の程度 | | 減免の割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害面積が当該土地の面積の | 8/10 以上のとき | 10/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6/10 以上 8/10 未満のとき | 8/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4/10 以上 6/10 未満のとき | 6/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2/10 以上 4/10 未満のとき | 4/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 損害の程度 | 減免の割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全壊，流失，埋没等により家屋の原形をとどめないとき，または復旧が不能なとき | 10/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主要構造部分が著しく損傷し，大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の6/10以上の価値が減じたとき | 8/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 屋根，内壁，外壁，建具等に損傷を受け，居住または使用目的を著しく損じた場合で，当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき | 6/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下壁，畳等に損傷を受け，居住または使用目的を損じ，修理または取替えを必要とする場合で，当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき | 4/10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

● 資料3-55：災害被害者等に対する市税に対する減免措置要綱

第13節 災害援護資金・住宅資金等の貸付け

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直しの資金として災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。また、被害を受けた低所得世帯であって、原則として災害援護資金の貸付対象とならない世帯に対しては、生活福祉資金を貸し付ける。

このほか住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設もしくは補修またはがけの整備に必要な資金を貸付け、もって居住の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

1 生活福祉資金

| 担当 | | 対策内容 |
|-------------------------|-------|--|
| 都福祉保健局 避難行動要 支援者班 | 貸付対象 | ○ 低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね 1.9 倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付けを受けることによって、災害による困窮から自立のできる世帯 |
| | 根拠法令 | ○ 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号)」及び「社会福祉協議会の行う事業の補助に関する条例」による。 ○ 実施主体等：東京都社会福祉協議会（地区社会福祉協議会に一部委託） |
| | 貸付限度額 | ○ 1 世帯 150 万円 |
| | 貸付条件 | (1) 据置期間：6 カ月以内 (2) 償還期間：据置期間経過後 7 年以内 (3) 利子：連帯保証人を立てた場合無利子，立てられない場合年 1.5%（据置期間中は無利子） (4) 連帯保証人：原則として必要，立てられない場合も貸付け可能 ア 原則として都内在住で，その世帯の更生に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人または借入れ申込人となっていない者 (5) 償還方法：月賦 (6) 申込方法：官公署の発行するり災証明を添付し，地区社会福祉協議会に申込む。 |

2 災害援護資金

(1) 国制度

| 担当 | | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|---|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------------|-------|-------|-------|-------|---------------------|-------|
| 都福祉保健局 | 対象者となる災害(自然災害) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法による救助が行われた場合（法10条） ○ 東京都内において，災害救助法による救助が行われた市区町村が1以上ある場合の災害（令3条） ○ 所得制限（世帯人員：市区町村税における総所得金額） <ul style="list-style-type: none"> ① 1人：220万円 ② 2人：430万円 ③ 3人：620万円 ④ 4人：730万円 以下1人増すごとに30万円を加算した額，住居が滅失した場合は1,270万円に緩和。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 根拠法令 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48.9.18法律第82号) ○ 実施主体 <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施主体市区町村(条例) (2) 経費負担区分 市区町村(実質負担額)：0 都：1/3 国：2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 貸付限度額 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 世帯主1か月以上の負傷：150万円 (2) 家財等の損害 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居全体の滅失または流失</td> <td>350万円</td> </tr> </table> (3) (1)と(2)が重複した場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3">世帯主1か月以上の負傷</td> <td>家財の1/3以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> </table> (4) 次のいずれかに該当する場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3">被災した住居を立て直す等特別な事情がある</td> <td>住居の半壊</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>世帯主が1か月以上の負傷かつ住居の半壊</td> <td>350万円</td> </tr> </table> | 家財の1/3以上の損害 | 150万円 | 住居の半壊 | 170万円 | 住居の全壊 | 250万円 | 住居全体の滅失または流失 | 350万円 | 世帯主1か月以上の負傷 | 家財の1/3以上の損害 | 250万円 | 住居の半壊 | 270万円 | 住居の全壊 | 350万円 | 被災した住居を立て直す等特別な事情がある | 住居の半壊 | 250万円 | 住居の全壊 | 350万円 | 世帯主が1か月以上の負傷かつ住居の半壊 | 350万円 |
| | 家財の1/3以上の損害 | 150万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住居の半壊 | 170万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住居の全壊 | 250万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住居全体の滅失または流失 | 350万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 世帯主1か月以上の負傷 | 家財の1/3以上の損害 | 250万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住居の半壊 | 270万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住居の全壊 | 350万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被災した住居を立て直す等特別な事情がある | 住居の半壊 | 250万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住居の全壊 | 350万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 世帯主が1か月以上の負傷かつ住居の半壊 | 350万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸付条件 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 据置期間：3年以内（特別な事情がある場合5年） (2) 償還期間：据置期間経過後7年以内(特別な事情がある場合5年) ：年賦，半年賦または月賦 (3) 償還方法：保証人を立てる場合は無利子，保証人を立てない場合 (4) 利 子 は，措置期間は無利子とし，措置期間経過後は年1% (5) 延滞利息：年5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 都制度

| 担当 | | 対策内容 |
|--------|--------------------|---|
| 都福祉保健局 | 対象者となる災害 (自然災害) | 【対象者となる災害(自然災害)】 ○ 国制度に同じ(東京都保健福祉局長が必要と認めた場合) |
| | 根拠法令 | ○ 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱(17 福保生計第1082号) ○ 実施主体 (1) 実施主体市区町村(要綱) (2) 経費負担区分 市区町村(実質負担額)：0 都：10/10 |
| | 貸付限度額 | いずれかに該当する場合 150万円 (1) 世帯主1か月以上の負傷 (2) 家財等の1/3以上の損害 (3) 住居が半壊以上 (4) 住居の全体が滅失または流失 |
| | 貸付条件 | (1) 据置期間：3年以内(特別な事情がある場合5年) (2) 償還期間：据置期間経過後7年以内(特別な事情がある場合5年) (3) 償還方法：年賦、半年賦または月賦 (4) 利 子：年1%以内(据置期間中は無利子) (5) 延滞利息：年5% |

(3) 市制度

| 担当 | | 対策内容 |
|---------------|-------|--|
| 避難行動要 支援者班 | 貸付対象 | ○ 災害救助法による救助が行われた災害を除く中小規模の災害 |
| | 根拠法令 | ○ 国分寺市災害被災者等援護条例(昭和55.7.5条例第20号) |
| | 貸付限度額 | (1) 1か月以上の世帯主の負傷：30万円 (2) 住居等の損害 ア 全壊、全焼または流失：70万円 イ 半壊、半焼または床上浸水：50万円 ウ 家財の価額1/5以上の損害：30万円 |
| | 貸付条件 | (1) 据置期間：3年(特別な事情がある場合5年) (2) 償還期間：据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年) (3) 償還方法：毎年 元利均等払 (4) 利 子：年3%(据置期間中は無利子) (5) 延滞利息：年10.75% |

3 住宅資金等の貸付け

(1) 市制度

| 担当 | | 対策内容 |
|--------------|-------|--|
| 救援物資班 本部班 | 対象工事 | ○ 融資の斡旋の対象となる改修工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 増築工事 (2) 改築工事 (3) 修繕等の工事 (4) 太陽熱利用温水器(ソーラーシステムを含む。)設置工事 |
| | 根拠法令 | ○ 国分寺市住宅改修等の融資に関する条例(昭和55.12.21 条例第26号) |
| | 貸付限度額 | ○ 融資の額は、工事額の80パーセント以内とし、その限度額は、市長が別に定める。 |
| | 申請者資格 | ○ 融資の斡旋を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 市内に3年以上居住し、引き続き居住の見込みのある者が自己の居住の用に供する住宅を改修すること。 (2) 当該住宅の所有者または所有者の承諾を得ていること。 (3) 借地権者の場合は、当該土地所有者の承諾が得られていること。 (4) 市税を完納していること。 (5) 連帯保証人または信用保証機関の保証を得られること。 (6) この条例による融資を現に受けていないことまたは同融資の保証人になっていないこと。 |

- 資料3-56：国分寺市災害被災者等援護条例
- 資料3-57：国分寺市災害被災者等援護条例施行規則
- 資料3-58：国分寺市住宅改修等の融資に関する条例
- 資料3-59：がけの崩壊による災害防止に関する融資条例
- 資料3-60：がけの崩壊による災害防止に関する融資条例施行規則

第14節 被災者生活再建支援金

- 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

| 担当 | 対策内容 |
|----------------------------------|--|
| <p>都福祉保健局 避難行動要支援者 班</p> | <p>【対象となる自然災害】</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>(2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</p> <p>(3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>(4) (1) または (2) の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>(5) (1) ～ (3) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>(6) (3) 又は (4) の都道府県が2以上ある場合に、 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満のものに限る） 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○ 被災者生活再建支援法（平成19年11月16日法律第114号）</p> <p>【実施主体】</p> <p>○ 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については市区町村）</p> <p>【対象となる被災世帯】</p> <p>(1) 住宅が全壊した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p> |

第15節 雇用の安定

| 担当 | 対策内容 |
|------------------|---|
| 救援物資調達班 (経済課) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査のうえ、職業安定所等へ、その状況を連絡し、職業の斡旋を要請するとともに、必要に応じて東京都に要請し、被災者の雇用の安定を図るものとする。 |
| 東京労働局 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別相談窓口等の設置 <ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所における特別相談窓口を設置，来所が困難な地域における臨時相談所の開設または巡回相談の実施等を行う。 (2) 被災者の雇用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ り災求職者の就職条件を踏まえ，公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに，他の道府県にも依頼し，広域にわたる職業紹介を行う。 ○ り災求職者の希望に応じ，被災地における災害復旧等の公共事業に優先的に雇用されるよう配慮する。 (3) 特別措置の要請及び実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 雇用保険失業給付の特例支給 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共職業安定所長は，雇用保険失業給付の特例支給を行う <ul style="list-style-type: none"> a) 証明書による失業の認定 b) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 イ 雇用調整助成金の特例適用の要請 <ul style="list-style-type: none"> 事業主が労働者に休業等をさせる場合，休業手当にかかる賃金の一部を助成できるよう厚生労働省に要請する。 ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> 災害により労働保険料を所定の期限まで納付できない事業主に対して，必要と認めるときは概算保険料の延納の特例措置，延滞金もしくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行う。 |

第16節 その他の生活確保

○ 各機関の生活確保の対応は、次のとおりである。

| 機関名 | 料金免除等の取扱い |
|----------|---|
| 日本郵政グループ | <p>○ 災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 郵便関係</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯1世帯当たり、葉書5枚及び便書書簡1枚の範囲内で無償交付する。 <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。 <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 <p>エ 利用の制限または業務の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限または業務の一部を停止することがある。 <p>(2) 為替貯金関係</p> <p>ア 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替の料金免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施する。 <p>イ 為替貯金業務の非常取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について一定の金額の範囲内で非常払出及び非常貸付等を実施する。 <p>ウ 災害ボランティア口座の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 非常災害時におけるNGO活動を支援するため、郵便振替口座の預り金をNGOへ配分することを郵政大臣に委託できる。 <p>(3) 簡易保険関係</p> <p>被災地の郵便局において、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。</p> |
| 日本放送協会 | <p>○ 被災者の受信料免除</p> <p>○ 避難所等への受信機の貸与・設置</p> |
| NTT東日本 | <p>○ 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。</p> <p>○ 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。</p> |

第17節 応急教育

1 災害時の活動

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 学校管理・運営班 (各学校) | <p>【児童生徒の安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全確認ができるまでの間、児童生徒等を校内に保護し、安全確認ができた場合または保護者等への引渡しができる場合には、避難計画に基づき児童生徒等を帰宅させる。 ○ 児童生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部へ報告する。 <p>【応急教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じ、臨時休校等の適切な措置をとる。 ○ 応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。学校が避難所となる場合は、利用計画に基づき教育活動再開のための場所と避難所の調整を図る。 ○ 応急教育計画を作成したときは、災害対策本部に報告し、決定次第、速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。 |

2 復旧時の活動

| 担当 | 対策内容 |
|----------|--|
| 学校管理・運営班 | <p>【復旧計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校長は、教職員を掌握、児童生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。 ○ 教育委員会は、被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。 <p>【情報連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。 ○ 教育委員会及び学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。 <p>【学校の再開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。 ○ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、精神的なケア対策にも十分留意する。 ○ 疎開した児童生徒等は、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前項に準じた指導を行うように努める。 ○ 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。 ○ 学校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。 |

3 学用品の調達及び給与

災害により学用品を喪失し、就学上支障のある児童生徒への対応を行う。

| 担当 | 対策内容 |
|----------|---|
| 学校管理・運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の実情に応じ、教科書、文房具、通学用品を支給する。 ○ 支給時期は災害発生日から教科書は1ヶ月以内、その他は15日以内とする。ただし学用品の調達・輸送が困難な場合は期間を延長する。 ○ 学用品の調達は都が一括実施、支給は市が行う。 ○ 知事が委託した場合は市が調達から支給までを行う。 |

第18節 応急保育

1 災害時の活動

| 担当 | 対策内容 |
|---------------------|--|
| 各施設職員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設の管理下において地震が発生した場合、園児、児童の安全を確保する。 ○ 施設に被害があり危険な場合は、避難場所等安全な場所へ避難誘導する。 ○ 保護者が引取りに来るまでは園児、児童を保護する。 ○ 園児、児童、保育士、職員並びに施設設備の被害状況を把握し、保育・子育て支援班へ報告する。 ○ 保護者の安否情報の把握に努める。 ○ 園児、児童の保護者への引渡し完了後は、施設を閉鎖し、地区防災センター等の支援を行う。 |
| 保育・子育て支援班 子ども庶務班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 園児、児童、職員の安否確認を行うとともに、各施設を通して保護者の安否情報の把握に努める。 ○ 各施設の被災状況を把握し、災害対策本部に報告する。 |

2 復旧時の活動

| 担当 | 対策内容 |
|---------------------|--|
| 保育・子育て支援班 子ども庶務班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の被害状況を把握し復旧に努める。 ○ 既存施設で保育等ができない場合は、臨時施設の確保などの措置を講じる。 |

第19節 労働力の確保

| 担当 | 対策内容 |
|--|---|
| 災害対策本部 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市各部は、奉仕団その他の労力を必要とするときは、本部班に要請する。 ○ 本部班は、市各部より要請があったときは、直ちに次の事項を明示のうえ関係団体に協力を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 応援を必要とする理由 (2) 作業の内容 (3) 従事場所 (4) 就労予定時間 (5) 労務の種別 (6) 所要人員 (7) その他必要事項 ○ 市で確保した労力では不足する場合、市本部長は、東京労働局及び財団法人城北労働・福祉センターに、労務供給（労働者の確保または求職者の紹介）を要請する。 ○ 労務供給を要請した場合、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、労働者の引渡を受ける。 ○ 労務供給を要請した場合、作業終了後においても、待機場所または適宜の交通機関までの労働者の輸送について協力する。 ○ 労務供給を要請した場合の労働者への賃金については、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。 |
| 民間団体 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間団体が協力する活動内容は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) り災者の避難所収容に関する活動 (2) 傷病者の収容に関する活動 (3) り災者の救出に関する活動 (4) 飲料水の供給に関する活動 (5) 救助物資の配分に関する活動 (6) 炊出しに関する活動 (7) その他災害応急措置に関する活動 |
| 災害対策本部本 部班 都市対策班 道路河川班 下水道班 公園班 給水班 環境保全班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部長は、災害時において必要があると認めた場合は、市内建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進するものとする。 ○ 工作活動は、おおむね次のとおりとし、工作協力隊を組織し、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急活動に関する活動 (2) 障害物の除去等に関する活動 (3) 施設等の応急復旧に関する活動 (4) その他応急対策に関する活動 |
| 災害対策本部 本部班 財務班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。 ○ 工作協力隊は協力業者と協議して雇用単価を定める。 ○ 労務供給を要請した各部の長は、あらかじめ災対総務政策部長と協議し、災害対策費からの支出措置を講ずるものとする。 |

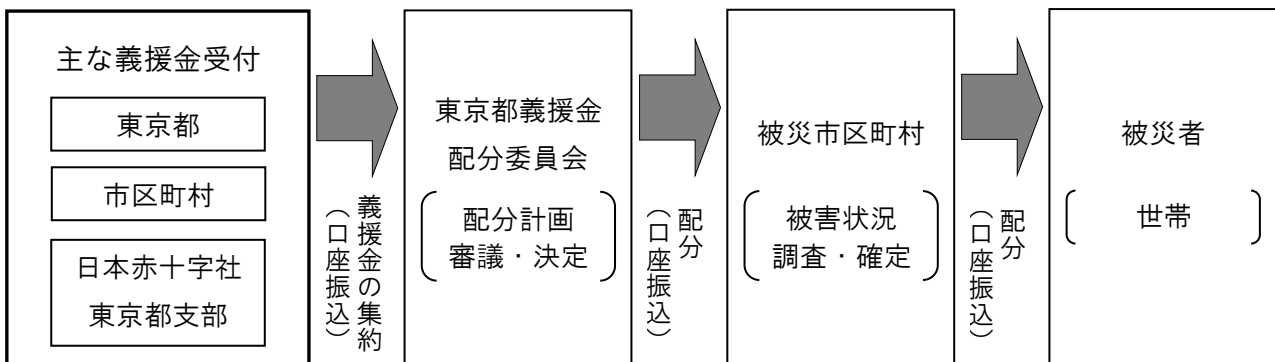
第20節 義援金品の取扱い

○ 一般及び企業から市に寄託された被災者あての義援金品及び都知事または日赤東京都支部から送付された義援金を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、保管、事務分担等について必要な事項を定める。

(1) 義援金

| 担当 | 対策内容 |
|------------------|--|
| 避難行動要支援者班 財務班 | <p>ア 義援金の募集・受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集・受付を行う場合は事前に決めた内容により、適切に取り扱う。 ○ 都の義援金募集に協力して受付けた義援金については、都義援金配分委員会に報告するものとし、都義援金配分委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預かり金」として銀行口座で一時保管する。 <p>イ 義援金の配分・受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都義援金配分委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 ○ 被災者への義援金の支給状況について、都義援金配分委員会に報告する。 |
| 都義援金配分委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に都義援金配分委員会を設置する。 ○ 都義援金配分委員会は、次の事項について審議し、決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災市区町村への義援金の配分計画の策定 イ 義援金の受付・配分にかかる広報活動 ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 ○ 義援金配分委員会は、都、市区町村、日本赤十字社、その他関係機関等の代表者により構成する。 |

図3-24：義援金受付・配分の流れ



(2) 義援物資

- 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 市は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況を踏まえ、適宜その可否を検討・決定し、受付・問合わせ先等を広報するなど、迅速に対応する。

第18章 災害救助法の適用

- 災害救助法による救助は、震災に際しての飲料水、食料、医療等の応急的並びに一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものであり、本章は災害救助法の適用について必要な事項を定める。

第1節 災害救助法の適用

1 救助適用要請

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に際し、市における災害が「表3-20 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、本部長は、直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。 ○ 災害の事態が切迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。 |

表3-20：災害救助法の適用基準

| 項目 | 基準 |
|------------|--|
| 災害救助法の適用基準 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市の地域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。 (2) 都の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。 (3) 都の地域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。 (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。 |
| 被災世帯の算定基準 | <p>第1 被災世帯の算定</p> <p>住家が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。</p> |

| 項目 | 基準 |
|---------------|--|
| 被災世帯の算定 基準 | <p>第2 住家の滅失等の認定</p> <p>(1) 住家が滅失したもの 住家の損壊，焼失または流失した部分の床面積が，その住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 住家が半壊，半焼する等著しく損傷したもの 住家の損壊または焼失した部分の床面積が，その住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額が，その住家の20%以上50%未満のもの</p> <p>(3) 住家が床上浸水，土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの (1)，(2)に該当しない場合であって，浸水がその住家の床上に達した程度のものまたは土石竹木等の堆積等により，一時的に居住することができない状態となったもの</p> |
| | <p>第3 世帯及び住家の単位</p> <p>(1) 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 住家 現実に居住のため使用している建物をいう。ただし，耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断，独立しており，日常生活に必要な設備を有しているもの等については，それぞれをもって1住家として取り扱う。</p> |

2 要請手続

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 災害対策本部 | <p>○ 本部長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は，都災害対策本部に対し次に掲げる事項について，まずは口頭または電話をもって要請し，後日文書によりあらためて処理する。</p> <p>(1) 災害発生の日時及び場所</p> <p>(2) 災害の原因及び被害状況</p> <p>(3) 適用を要請する理由</p> <p>(4) 必要な救助の種類</p> <p>(5) 適用を必要とする期間</p> <p>(6) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置</p> <p>(7) その他必要な事項</p> |

3 救助の種類

- 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
 - (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 災害にかかった者の救出
 - (6) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - (7) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (8) 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
 - (9) 学用品の給与
 - (10) 埋葬
 - (11) 死体の捜索及び処理
- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とするものに対し、金銭を給付することができる。
- 救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定め、市区町村ほか関係機関に通知する。

● 資料3-61：災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都，市区町村）

第2節 救助の実施方法等

1 被害状況調査体制の整備

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 災害対策本部 | ○ 災害救助法の適用にあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査・報告体制の整備に努める。 |

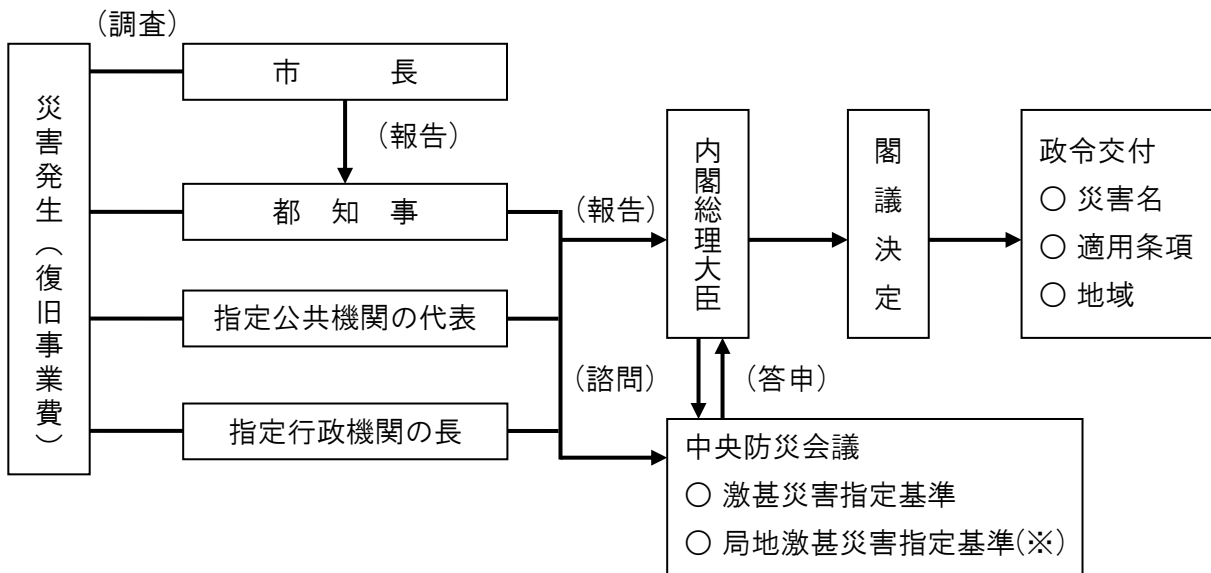
2 救助実施状況の報告

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 災害対策本部 | ○ 災害救助法に基づく災害報告等の都知事に対する報告は、第1節の2の要請手続に準じて行うものとする。 ○ 各部長は、その所掌する救助事務について、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日付ごとに記録、整理し本部長に提出するものとする。 |

第19章 激甚災害の指定

- 大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別財政援助に関する法律」（以下激甚法）による助成援助を受ける必要がある。
- 内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議に意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断することから、市は、激甚災害に関する調査を行い都知事に報告し、激甚災害の指定を受けたときは関係手続を行う。

◆ 計画の関係図



※局地激甚災害の指定基準は、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月ころに手続を行う。

第1節 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査の促進

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 災害対策本部 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に大規模な災害が発生した場合，市本部長は被害状況等を検討し，激甚災害指定を受ける必要があると思われる事業について，関係各部に必要な調査を命ずる。 ○ 市各部は，施設等の被害額，復旧事業の負担額，その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し，総務部長に提出する。 ○ 災害対策本部において，激甚災害指定を受ける必要があると決定した場合は，都知事に申請する。 ○ 市は都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査に協力する。 |

2 特別財政援助の交付手続

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 災害対策本部 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部長は，激甚災害の指定を受けたときは，速やかに関係調書等を作成し都各部局に提出する。 |

第2節 激甚災害指定以外の計画

激甚法以外の法律による財政援助を行う災害復旧事業と根拠法は以下のとおりである。

| 法律 | 補助を受ける事業 |
|------------------------------|--|
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 | 河川，海岸，砂防設備，林地荒廃防止施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設，道路，港湾，漁港，下水道，公園の復旧 |
| 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 | 公立学校施設の復旧 |
| 公営住宅法 | 公営住宅及び共同施設（児童遊園，共同浴場，集会所等）の復旧 |
| 土地区画整理法 | 災害により特別に施行される土地区画整理事業 |
| 伝染病予防法 | 伝染病予防事業，伝染病院等復旧事業 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用 |
| 予防接種法 | 臨時の予防接種 |
| 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 | 農地，農業用施設，漁業用施設，共同利用施設の復旧 |
| 水道法 | 上水道施設の復旧 |
| 下水道法 | 下水道施設の復旧 |
| 生活保護法 | 生活保護施設の復旧 |
| 児童福祉法 | 児童福祉施設の復旧 |
| 身体障害者福祉法 | 身体障害者更生援護施設の復旧 |
| 老人福祉法 | 老人福祉施設の復旧 |
| 精神薄弱者福祉法 | 精神薄弱者援護施設の復旧 |
| 売春防止法 | 婦人保護施設の復旧 |
| 砂防法等 | 土砂災害防止対策 |
| 鉄道軌道整備法 | 鉄道施設の復旧 |

第4部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第2章 復興本部

第3章 災害復興計画の策定

第1章 復興の基本的考え方

- 大規模な震災被害等の災害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。
- 復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、保健、医療、福祉などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。更に、地域の政治・経済機能や都市機能を回復するために、都市活動を迅速に再開させ、復興後には、より快適で魅力的な都市として発展させていかなければならない。

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 都市復興 | <p>○人々が暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちをつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。</p> <p>ア特に大きな被害を受けた地域のみならず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。</p> <p>イ復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。</p> <p>ウ市、市民、企業、都、国等との「協働と連帯による都市づくり」を行う。</p> |
| 生活復興 | <p>(1) 生活復興の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ○心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。 <p>(2) 生活復興の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人や企業は自らの責任において、あるいはともに助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ○自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。 |

第2章 復興本部

○被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、災害復興事業を長期的視野に立って速やかに、かつ、計画的に実施していくための組織として市災害復興本部等の総合的な組織・体制に整備を図る。

第1節 市災害復興本部の設置

- 市長は、大規模な地震等の災害により被害を受けた地域が市域内で相当の範囲に及び、かつ、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、国分寺市災害復興本部（以下「市災害復興本部」という。）を設置する。
- 市災害復興本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置する。
- 市災害復興本部を設置した場合は、関係機関等に通知するとともに、適当な場所に「国分寺市災害復興本部」の掲示を行う。また、市民に対しては防災行政無線、広報車等により、市災害復興本部の設置を周知する。

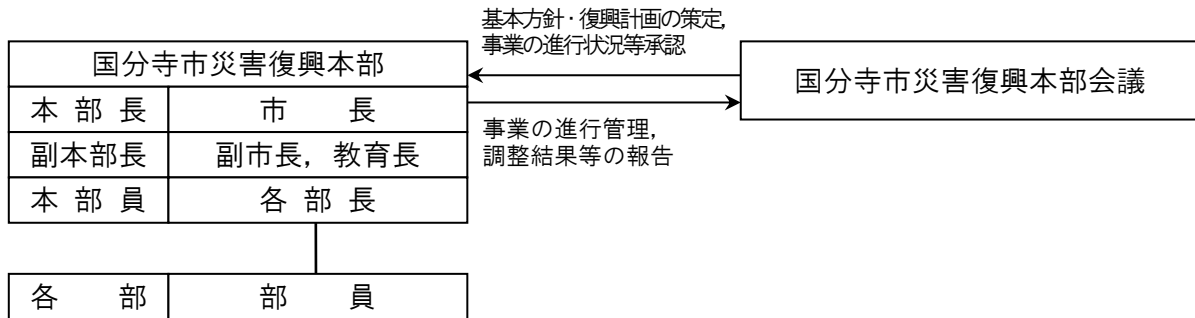
第2節 市災害復興本部の役割及び市災害対策本部との関係

- 市災害復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。
- 大規模な地震等の災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に進行していくものである。
- 市災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。
- 市災害復興本部は市災害対策本部と並行して、通常の行政組織とは別に臨時組織として、設置する。同時に、震災復興に係る政策決定機関として国分寺市災害復興本部会議（以下「市災害復興本部会議」という。）を設置し、災害復興基本方針、災害復興総合計画の策定等復興に係る重要事項の審議及び復興に係る重要事業の進行管理等を行う。

第3節 市災害復興本部の体制と分掌事務

- 市災害復興本部の体制は次ページのとおりとする。
- 市災害復興本部の事務分掌は、被災状況などに応じて本部長の命により変更されることがある。
- 災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急対策、復旧対策、復興対策と推移するため、市災害対策本部と市災害復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。

図4-1：市災害復興本部の体制



○市災害復興本部の事務分掌は以下のとおりとする。

- (1) 復興計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 被災市民の生活援護及び商業の復興に関する施策の策定及び推進に関すること。
- (3) 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 財源の確保及び資金計画に関すること。
- (5) 市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (6) 国及び都その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。

○市災害復興本部及び市災害復興本部会議の事務局は、政策部政策経営課があたり、必要に応じて市災害復興本部のもとに事務担当者会議を開催する。

第4節 市災害復興本部の解散

○本部長（市長）は、都市の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、市災害復興本部を解散する。

○市災害復興本部の廃止の通知等は、市災害復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

第3章 災害復興計画の策定

○市長は、大規模地震等による災害発生後、災害復興本部（本部長：市長）を設置し、復興に係る基本方針（災害復興基本方針）を策定するとともに、被災後6か月以内を目途に災害復興計画及び特定分野計画を策定する。

第1節 災害復興基本方針の策定

- 復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにする災害復興基本方針を策定し、公表する。
- 災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。
- (1) 暮らしのいち早い再建と安定
 - (2) 安全で快適な生活環境づくり
 - (3) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

| 具体的行動名 | 実施時期 | 手順と方法 |
|-------------|--------|---|
| 計画策定体制の構築 | ～1週間程度 | (1) 市災害復興本部を設置した後、災害復興基本方針及び災害復興計画を策定するための体制を確立する。 (2) 災害復興計画の策定に係る総合調整は、復興本部が中心となって進める。 |
| 災害復興基本方針の策定 | ～3週間程度 | (1) 復興に係る基本方針案を作成し、市復興本部会議等で審議する。 (2) 基本方針を決定し、公表する。 |

第2節 災害復興計画の策定

○復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る計画として、総合的な災害復興計画を策定する。災害復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

| 具体的行動名 | 実施時期 | 手順と方法 |
|-----------|------|--|
| 災害復興計画の策定 | ～6ヵ月 | (1) 災害復興基本方針に基づき各部課において原案を作成し、市災害復興本部で調整を行う。 (2) 市災害復興本部は計画案をとりまとめ、市民に提示し、広く意見を求める。 (3) 災害復興計画を決定し、公表する。 |

第3節 特定分野計画の策定

○都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

1 都市復興

- (1) 市は、大規模地震発生後、市災害対策本部に集積する情報に基づいて大まかな被害の把握をするため「家屋被害概況調査」を実施する。
- (2) 市は、被害状況を詳細に把握するため、「家屋被害状況調査」を実施する。調査結果を家屋被害台帳として整理するとともに、り災証明発行の根拠として活用する。
- (3) 市は、復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示するため、「都市復興基本方針」を策定する。策定にあたっては都都市復興基本方針との整合を踏まえ、地域特性を加味した基本方針とするよう留意する。
- (4) 市は、状況に応じて都市計画または土地区画整理事業のために必要がある場合に区域を指定し、災害が発生した日から1ヵ月に限り（さらに1ヶ月延長可能）、その区域内における建築物の建築を制限または禁止する「第一次建築制限」を実施する。
- (5) 市は、甚大な被害を受けた地域に対し、従前のコミュニティや地域産業の維持を図るため、本格的な都市復興に着手するまでの過渡的な期間に「時限的市街地」という復興ステップを踏むことにより円滑な復興を進める。「時限的市街地」とは、本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地のことをいう。
- (6) 市は、被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるため、「復興対象地区」を設定する。
- (7) 市は、復興都市づくりを市と市民が共通の目標を持って進めていくために、都市づくりの骨格部分の考え方を早期に示す必要があることから、「都市復興基本方針」の考え方をより具体化したものとして、「都市復興基本計画（骨子案）」を策定し、公表する。
- (8) 市は、「第一次建築制限」期間内に復興都市計画の決定に至らず、更に検討を要する区域について、被災した日から2年以内の範囲で「第二次建築制限」を実施する。
- (9) 市は、都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図るため、復興まちづくり計画等を策定する。復興まちづくり計画等は、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画と、それを実現するための個々の事業について復興都市計画、修復型事業計画で構成する。
- (10) 市は、「都市復興基本計画（骨子案）」策定後の復興まちづくりの進捗状況を踏まえて、これを修正することにより都市復興のマスタープランとなる「都市復興基本計画」を策定する。
- (11) 市は、復興まちづくり計画等に基づき、事業計画を地域住民及び関係権利者と協議のうえ策定し、実施する。

表4-1：都市復興に係る実施時期

| 段階 | 実施時期 | 手順 |
|-------------|---------|---------------------|
| 復興初動期体制の確立 | ～1週間 | (1) 家屋被害概況調査の実施 |
| 都市復興基本方針の策定 | 1週間～1ヵ月 | (2) 家屋被害状況調査の実施 |
| | ～2週間 | (1) 都市復興基本方針の策定 |
| | ～2週間 | (2) 第一次建築制限の実施 |
| | ～3ヵ月 | (3) 時限的市街地づくり |
| | ～1ヵ月 | (4) 復興対象地区の設定 |
| 都市復興基本計画の策定 | ～2ヵ月 | (3) 都市復興基本計画（骨子）の策定 |
| | 2ヵ月～2年 | (5) 第二次建築制限の実施 |
| | 1ヵ月～6ヵ月 | (6) 復興まちづくり計画等の策定 |
| | ～6ヵ月 | (7) 都市復興基本計画の作成 |
| 復興事業計画の確定 | 6ヵ月～ | (4) 復興事業の推進 |

2 生活復興

(1) 住宅の復興

○市と都は、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本としつつ「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら災害発生後にできるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

(2) 暮らしの復興

○市民の暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

○また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体と連携し、生活基盤・環境を創造的に形成する。

3 産業の復興

○災害からの産業の復興にあたって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業復興を図る施策を市と都は連携して実施する。

○復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引先等の斡旋、物流の安定など総合的な対策を市と都は連携して実施する。

4 復興期における災害予防

○国分寺消防署は、復興期の火災、その他災害の予防、警戒、防御、救急、危険物施設等の機能回復、その他復興にかかる消防に関する業務を実施する。

第5部 東海地震対策計画

第1章 策定の主旨

第2章 基本的な考え方と前提条件

第3章 防災機関等の業務大綱

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの措置

第5章 警戒宣言時の対応措置

第6章 市民等のとるべき措置

第1章 策定の主旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずる恐れのある震度6以上と予想される地域（1都7県157市町村、平成24年4月1日現在）が「強化地域」として指定されている。

一方、本市の地域は、東海地震が発生した場合、震度5強以下と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるとともに、本市は都の南西部に位置し、強化地域に近接しているところから警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、国分寺市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

第2章 基本的な考え方と前提条件

1 基本的な考え方

- 警戒宣言が発令された場合においても、本市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、
 - (1) 警戒宣言・地震予知情報，注意情報発令に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - (2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより，市民の生命，身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 原則として，警戒宣言が発令されたときから，地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが，地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という）招集の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても，混乱が発生することが予想されることから，この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 東海地震に係る予防対策及び応急対策は，地域防災計画 第2部災害予防計画，第3部地震災害応急復旧計画で対処する。
- 本市の地域は，強化地域でないことから，大規模地震対策特別措置法が適用されないため，本計画の実施に関しては，行政指導または協力要請で対応するものである。
- 本計画の策定にあたっては，次の事項に留意した。今後，本計画を実施する際には，十分配慮するものとする。
 - (1) 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は，特に区分しないことを原則としたが，学校，鉄道対策等区分が必要な対策については，個別に対応をとることとする。
 - (2) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるところから，対策の優先度を配慮する。
 - (3) 東海地震が発生した場合，本市の予想震度は5強以下であり，震度に応じた対策を講ずることとする。
 - (4) 本市及び防災関係機関並びに隣接市町村等と関連を有する対策については，事前に調整を図るものとする。

2 前提条件

- 東海地震が発生した場合，内閣府が発表した震度分布予想によると，本市を含む多摩地域の予想震度は震度5強以下である。
- 警戒宣言が発令された時刻により，人々の行動とそれに伴う対応措置は，大きく異なることが予想される。このため，本計画においては，警戒宣言が発せられる時刻を，原則として，最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし，各機関において対策遂行上，特に考慮すべき時刻があれば，それにも対応するものとする。

第3章 防災機関等の業務大綱

市及び防災関係機関が防災に関して処理する業務及び市民・事業者の責務は、第1部第2章に規定するとおりである。

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの措置

- 気象庁が常時監視している地震予知観測データに異常が認められた場合は、判定会が開催され、大地震の前兆であるのかとともに、それが大地震に結びつくかどうかを判定会委員によってデータ分析が行われることになっている。
- 警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言発令後に行うことになるが本章においては、東海地震注意情報の発表に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 東海地震注意情報発表時の伝達

東海地震注意情報（以下『注意情報』という）が発表された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。このため、ここでは注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

1 伝達系統と体制

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 防災安全課 | ○ 市総務部は、都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部課、消防団へ災害対策用PHS、有線電話等で伝達する。 |
| 健康福祉部 | ○ 市健康福祉部は、注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を国分寺市医師会へ伝達するとともに、各施設等へ伝達する。 |
| その他の各部 | ○ 市各部は、注意情報の通報を受けたときは、その旨を各施設及び必要な関係機関、団体等へ伝達する。 |
| 教育総務課 | ○ 市教育委員会事務局は、市から注意情報の通報を受けたときは、その旨を市立小中学校へ災害対策用PHS、優先電話等で伝達する。 |
| 小金井警察署 | ○ 小金井警察署は、警視庁本部から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を署内及び交番等へ伝達する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|----------|--|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺消防署は、東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び各消防出張所へ伝達する。 ○ 平常時の活動を継続しながら、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。 |
| その他の防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局から注意情報の通報を受けたときは、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。 |

注) 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合は、原則として判定会招集の報道開始後に行うものとする。

2 伝達事項

| 担当 | 対策内容 |
|-------------|---|
| 市 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市及び防災関係機関は、判定会招集連絡報を伝達する他、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。 ○ 判定会が開催され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢並びに緊急措置を解除するよう速やかに連絡する。 |

第2節 活動体制

注意情報を受けた場合、市及び防災関係機関は、災害対策本部等の設置準備のため必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災態勢をとるものとする。

1 市・小金井警察署・国分寺消防署・都の機関

| 担当 | 対策内容 |
|----|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 市災害対策本部の設置準備 市は注意情報が発表された場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市災害対策本部の設置準備に入る。なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報が発表された場合は、市総務部契約管財課管財係当直警備員は直ちに、防災安全課長に連絡する。 (2) 職員の参集 職員の参集は、本部班に該当する職員とする。なお、参集伝達は、各部各課で定める情報伝達方法により指示するものとする。 |

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 市 | <p>(3) 注意情報発表時の所掌事務</p> <p>市本部が設置されるまでの間、防災安全課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。</p> <p>ア 注意情報，地震予知情報その他必要な情報の収集伝達</p> <p>イ 社会的混乱防止のための広報</p> <p>ウ 都及び防災関係機関との連絡調整</p> |
| 小金井警察署 | <p>【現場警備本部の設置】</p> <p>○ 小金井警察署長は，注意情報を受けた時点で，直ちに現場警備本部を設置して，指揮体制を確立する。</p> <p>(1) 第八方面警備本部</p> <p>方面本部長は，方面警備本部を設置し，方面内の警備指揮にあたる。</p> <p>(2) 現場警備本部</p> <p>小金井警察署長は，現場警備本部を設置し，管内の警備指揮にあたる。</p> <p>○ 警備要員は，東海情報注意情報に基づく招集命令を受けたとき，または東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは，自所属に参集する。</p> |
| 国分寺消防署 | <p>○ 注意情報を受けたときは，震災態勢又は震災非常配備態勢を発令し，主に次の対策をとる。</p> <p>ア 全消防職員の非常招集</p> <p>イ 震災消防活動部隊の編成</p> <p>ウ 防災関係機関への職員の派遣</p> <p>エ 救急医療情報の収集体制の強化</p> <p>オ 救助・救急資器材の準備</p> <p>カ 情報受信体制の強化</p> <p>キ 高所見張員の派遣</p> <p>ク 出火防止，初期消火等の広報の準備</p> <p>ケ その他消防活動上必要な情報の収集</p> |
| 都関係機関 | <p>(1) 都関係機関の態勢</p> <p>○ 都関係機関は，注意情報に接した場合，直ちに緊急対策をとるとともに各々本部設置の準備に入る。</p> <p>○ なお，夜間休日等の勤務時間外に注意情報に接した場合は，夜間本部からの伝達により対応する。</p> <p>(2) 職員の参集</p> <p>○ 職員の参集は，第2非常配備態勢をとる。なお，伝達方法は各都関係機関の定める情報伝達方法により指示するものとする。</p> <p>(3) 注意情報発表時の所掌事務</p> <p>○ 本部が設置されるまでの間，次の所掌事務を行う。</p> <p>ア 注意情報，地震予知情報，その他必要な情報の収集伝達</p> <p>イ 社会的混乱防止のための広報</p> <p>ウ 市及び防災関係機関との連絡調整</p> |

2 防災機関

| 担当 | 対策内容 |
|----------|---|
| J R各駅 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意情報を受けたときは、地震防災対策本部を設置する。 ○ 地震防災対策に関係する本部要員及び応急対策従事員を非常招集する。 |
| 西武鉄道各駅 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意情報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え、指定された場所に参集する。 |
| N T T東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意情報を受けた場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 通話量等通信疎通状況の監視 イ 電力機器通信設備の運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 エ 電話利用の自粛等広報活動 |
| その他の機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意情報を受けた場合、各機関は要員を非常招集し、待機態勢をとる。 |

第3節 混乱防止措置

注意情報発表等により様々な混乱の発生が予想されるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための防災関係機関の対応は次のとおりである。

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線、災害対策用 P H S , I P 無線を活用して以下の活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 混乱防止に必要な情報の収集及び都・各防災機関への伝達 イ 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 ウ その他必要事項 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意情報発表後あらゆる手段を用いて正確な情報収集に努め、混乱の予想される駅及び混乱の発生した駅等に部隊を配備する。 |
| J R各駅 | <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 ○ 支社社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強をはかる。 ○ 旅客の安全と、混乱防止のため次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 イ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の誘導、一方通行等を実施する。 ウ 状況により、警察官の警備応援を要請する。 |
| 西武鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅長及び事業所長は、必要により早期に警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。 |

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意情報発表の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定される。この場合においては、各防災機関の重要な通信を確保することを基本に次により措置する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 イ 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話（緑色、グレー）からの通話は確保する。 ウ 各防災機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は、最優先に確保する。 |

第4節 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの広報

この段階では地震予知観測データに異常が認められたことにより、データ分析等が行われている時期であり、住民の冷静な対応が望まれるところである。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ・ラジオ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行うこととしている。

なお、現場で混乱発生が予想される場合は、各機関において、必要な対応及び広報を行うとともに各機関に通報し、各機関は必要な情報を住民に広報する。

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線，安全安心メール，緊急速報メール，ツイッター，市ホームページを活用して，市民に冷静な対応を呼びかける広報を実施する。 |
| 各ラジオ・テレビの放送機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 注意情報発表時点から，職員の動員等を行い，報道解禁時から，警戒宣言までの間，通常番組を中断し，主として次により放送を行うこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> ア 注意情報発令の報道 イ 注意情報発表に至った経過と今後の段どり ウ 家庭，職場での心得 エ 情報に注意する旨の呼びかけ オ 地震予知のしくみ |

第5章 警戒宣言時の対応措置

- 警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる必要がある。本章は、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき対応措置について定める。

第1節 活動体制

1 防災関係機関の活動体制

| 担当 | 対策内容 |
|---------|---|
| 市 | <p>(1) 災害対策本部の設置 市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、国分寺市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。</p> <p>(2) 市本部の組織 本部の組織は、災害対策基本法、国分寺市災害対策本部条例、国分寺市災害対策本部条例施行規則等の定めるところによる。その概要は、次のとおりである。 <本部の所掌事務> ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達 イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定 ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定 エ 各機関の業務に係る連絡調整 オ 住民への情報提供 <配備態勢> 警戒宣言時における市本部職員の配備態勢及び配備人員は、第3部地震災害応急復旧対策計画、第1章第3節に定める非常配備態勢とし、全職員を配置する。</p> <p>(3) 市本部設置の周知 第3部 地震災害応急復旧対策計画、第1章第1節に準じて行う。</p> |
| 国分寺市消防団 | ○ 消防団は、「警戒宣言に伴う消防団の活動計画」に基づいて出動する。 |
| 都関係機関 | ○ 都知事は、警戒宣言が発令され、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|----------|---|
| その他の防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発令された場合、第3部 地震災害応急復旧対策計画に準じた活動態勢をとるとともに、都防災計画及び市防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとる。 ○ 市の区域内の公共団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、都及び市等が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について都及び市等に協力するものとする。 |

2 相互協力

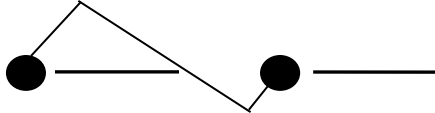
| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言時等において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は、平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。 ○ 各機関等の長または代表者は、都に対し応急措置の実施の要請や、応援の要請、または市もしくは防災関係機関等の応援の要請を依頼するときは、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話で要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の状況及び応援を要請する理由 イ 応援を希望する機関名 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援を必要とする日時、時間 オ 応援を必要とする場所 カ 応援を必要とする活動内容 キ その他必要な事項 |

第2節 警戒宣言，地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには，各機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに，住民に対する広報を直ちに実施することが必要である。

このため，本節は警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1 警戒宣言の伝達

| 担当 | 対策内容 |
|----------|---|
| 市災害対策本部 | <p>○ 市は，都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは，直ちに災害対策用PHS，優先電話及びその他の手段により，各部課，消防団，医師会に伝達するとともに，市立小中学校等に伝達する。</p> <p>○ 一般市民に対しては，防災行政無線のサイレンによる防災信号（下図参照）並びに警察署，消防署，消防団の協力を得て，広報車等の活用により警戒宣言が発令されたことを伝達する。</p> <div data-bbox="523 842 1315 1234" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">図5-1：防災信号（サイレン）の吹鳴パターン</p> <div style="text-align: center;"> <p>(約 45 秒)</p>  <p>(約 15 秒)</p> </div> <p>備考 吹鳴回数は3回とする</p> </div> |
| 小金井警察署 | <p>○ 警察署は，警視庁本部から警戒宣言の通報を受けたときは，直ちにその旨を警察電話，警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。</p> <p>○ 警察署は，市に協力し，交通，防犯の広報車，パトカー，白バイ等の車両のサイレン吹鳴による防災信号により，警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p> |
| 国分寺消防署 | <p>○ 消防署は，東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは，直ちに一斉通報，消防電話，消防無線及びその他の手段により，署内及び各消防出張所へ伝達する。</p> <p>○ 消防署は，市に協力し，消防車両等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p> |
| 鉄道機関 | <p>※ 第5節「公共交通対策」 1 鉄道対策 (1) 情報伝達 参照</p> |
| 国分寺市医師会 | <p>○ 市医師会は，都医師会または市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは，直ちに緊急連絡網により電話または口頭で所属会員に伝達する。</p> |
| その他の防災機関 | <p>○ 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等を受けたときは，直ちに各部課及び出先機関へ伝達するとともに，特に所管の業務上传達が必要な機関，団体事業者及び施設の利用者に周知する。</p> |

2 伝達事項

| 担当 | 対策内容 |
|--|---|
| 災害対策本部 小金井警察署 国分寺消防署 その他の防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言が発令されたとき、伝達する事項は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言の内容 イ 東京での予測震度 ウ 防災対策の実施の徹底 エ その他特に必要な事項 |

3 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅付近の混乱や道路渋滞、電話の異常、輻輳等の混乱も考えられる。これらに対処するため、都の実施するテレビ・ラジオ等による広報の他、防災関係機関及び市が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。また、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

| 担当 | 対策内容 |
|------------|--|
| 広報班 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、警戒宣言が発令されたときは防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお重要な広報はあらかじめ広報文を定めておく。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 広報項目 <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言の内容の周知徹底 イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ ウ 防災措置の呼びかけ エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ (2) 広報の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、緊急速報メール、ツイッター及びジェイコム東京、FMたちかわ等を通じて広報を行う。 |
| 各関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 広報項目 <ul style="list-style-type: none"> 住民及び施設利用者に対して、市に準じて行う。主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底 イ 各機関の措置状況及び住民、施設利用者に対する協力要請 (2) 広報の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> ア 各機関は、広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておき、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することを特に留意し、施設の実態にあった伝達を行う。 イ 顧客等への伝達は、反復継続して行う。 ウ 広報文はあらかじめ定めておく。 |

4 報道機関への発表

都、警視庁、東京消防庁は、警戒宣言時において、住民、事業所等が社会的混乱防止と地震に備えて措置が実施できることを目的として、報道機関に対して各機関の対応状況、混乱発生等、各種情報提供を行うこととしている。

5 放送機関の対応措置

各ラジオ・テレビの放送機関においては、警戒宣言が発令された場合、対策本部を設置し、通常番組を中断して、主として次の特別放送を行うこととしている。

- (1) 警戒宣言，地震予知情報の内容
- (2) 地震による震度，津波の予想
- (3) 各機関の対応状況
- (4) 各地域における動向と対応状況
- (5) 住民，事業所へ混乱防止及び防災措置の呼びかけ
- (6) その他必要な情報の提供

第3節 消防・危険物対策

1 消防対策

| 担当 | 対策内容 | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------|----------------------------|------|---------------------------------|------|--------------------|------|-----------------|--------------------------|
| 国分寺消防署 国分寺市消防団 | <p>(1) 活動体制 注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にあり，次の対策をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 全消防職員の非常招集 イ 震災消防活動部隊の編成 ウ 防災関係機関への職員の派遣 エ 救急医療情報の収集体制の強化 オ 救助・救急資器材の準備 カ 情報受信体制の強化 キ 高所見張員の派遣 ク 出火防止，初期消火等の広報の実施 ケ その他消防活動上必要な情報の収集 <p>(2) 情報連絡体制 市民，事業所に対しては，サイレン，広報車等により他の防災機関と協力し，情報等を伝達する。</p> <p>(3) 市民（事業所）に対する呼びかけ</p> <p>【市民に対する呼びかけ】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">情報の把握</td> <td>テレビ，ラジオ並びに警察，消防，市からの情報への注意</td> </tr> <tr> <td>出火防止</td> <td>火気器具類の使用の制限，周囲の整理・整頓及び危険物類の安全確認</td> </tr> <tr> <td>初期消火</td> <td>消火器，三角バケツ，消火用水等の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危害防止</td> <td>ア 家具類，ガラス等の安全確認</td> </tr> <tr> <td>イ ブロック塀，門柱，看板等の倒壊，落下防止措置</td> </tr> </table> | 情報の把握 | テレビ，ラジオ並びに警察，消防，市からの情報への注意 | 出火防止 | 火気器具類の使用の制限，周囲の整理・整頓及び危険物類の安全確認 | 初期消火 | 消火器，三角バケツ，消火用水等の確認 | 危害防止 | ア 家具類，ガラス等の安全確認 | イ ブロック塀，門柱，看板等の倒壊，落下防止措置 |
| 情報の把握 | テレビ，ラジオ並びに警察，消防，市からの情報への注意 | | | | | | | | | |
| 出火防止 | 火気器具類の使用の制限，周囲の整理・整頓及び危険物類の安全確認 | | | | | | | | | |
| 初期消火 | 消火器，三角バケツ，消火用水等の確認 | | | | | | | | | |
| 危害防止 | ア 家具類，ガラス等の安全確認 | | | | | | | | | |
| | イ ブロック塀，門柱，看板等の倒壊，落下防止措置 | | | | | | | | | |

| 担当 | 対策内容 | | |
|--|--|--|--|
| 国分寺消防署 国分寺市消防団 | <p>【事業所に対する呼びかけ】</p> <p>警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。</p> | | |
| | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 421 735 517">防災体制の確立</td> <td data-bbox="735 421 1402 517">自衛消防組織の編成，警戒本部の設置及び防災要員の配備</td> </tr> </table> | 防災体制の確立 | 自衛消防組織の編成，警戒本部の設置及び防災要員の配備 |
| | 防災体制の確立 | 自衛消防組織の編成，警戒本部の設置及び防災要員の配備 | |
| | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 521 735 808">情報収集伝達等</td> <td data-bbox="735 521 1402 808"> ア テレビ，ラジオ等による正確な情報の把握 イ 顧客，従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ウ 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 エ 顧客，従業員等に対する安全の確保 </td> </tr> </table> | 情報収集伝達等 | ア テレビ，ラジオ等による正確な情報の把握 イ 顧客，従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ウ 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 エ 顧客，従業員等に対する安全の確保 |
| | 情報収集伝達等 | ア テレビ，ラジオ等による正確な情報の把握 イ 顧客，従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ウ 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 エ 顧客，従業員等に対する安全の確保 | |
| | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 813 735 999">営業の継続，停止及び退社等</td> <td data-bbox="735 813 1402 999"> ア 劇場，映画館，高層ビル等，不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 イ 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ウ その他消防計画等に定める事項の徹底 </td> </tr> </table> | 営業の継続，停止及び退社等 | ア 劇場，映画館，高層ビル等，不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 イ 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ウ その他消防計画等に定める事項の徹底 |
| 営業の継続，停止及び退社等 | ア 劇場，映画館，高層ビル等，不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 イ 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ウ その他消防計画等に定める事項の徹底 | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 1003 735 1189">出火防止及び初期消火</td> <td data-bbox="735 1003 1402 1189"> ア 火気使用設備器具の使用制限 イ 危険物，薬品等の安全措置 ウ 消防用設備等の点検 エ 初期消火態勢の確立 </td> </tr> </table> | 出火防止及び初期消火 | ア 火気使用設備器具の使用制限 イ 危険物，薬品等の安全措置 ウ 消防用設備等の点検 エ 初期消火態勢の確立 | |
| 出火防止及び初期消火 | ア 火気使用設備器具の使用制限 イ 危険物，薬品等の安全措置 ウ 消防用設備等の点検 エ 初期消火態勢の確立 | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 1193 735 1270">危害防止</td> <td data-bbox="735 1193 1402 1270">商品，設備器具等の転倒，落下防止措置</td> </tr> </table> | 危害防止 | 商品，設備器具等の転倒，落下防止措置 | |
| 危害防止 | 商品，設備器具等の転倒，落下防止措置 | | |

2 危険物対策

(1) 石油類等危険物の取扱施設

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 国分寺消防署 | <p>予防規程または事業所防災計画に基づき対応するほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <p>ア 操業の停止または制限 イ 流出拡散防止等資器材の点検，配置 ウ 緊急遮断装置の点検，確認 エ 火気使用の中止または制限 オ 消防用設備等の点検確認</p> |

(2) 化学薬品等取扱施設

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 国分寺消防署 | 学校，病院，研究所等の事業所に対して，消防計画により対応を図るほか，災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 ア 転倒，落下，流出拡散防止等の措置 イ 引火または混合混しよく等による出火防止措置 ウ 化学薬品等取扱いの中止または制限 エ 火気使用の中止または制限 オ 消防用設備等の点検，確認 |

(3) 危険物輸送

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物取扱業者等に対する製造，取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 ○ 危険物及び保管施設に対する警戒強化 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防法に定められる危険物を運搬する車輛及びタンクローリーを所有する事業所等に対し，災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 ア 出荷，受入れを停止，または制限 イ 輸送途中車輛における措置の徹底 |
| J R 貨物 | <p>【火薬類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在，都内に発着する火薬類積載車はないが通過はありうるので，これらの貨車は駅の安全な場所または立地上安全と思われる途中駅に停車させる。 ○ 都内を輸送中の貨車は途中駅に一時停車し警察署，消防署へ連絡する。 <p>【その他の危険物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都内を輸送中の危険品積タンク車は，万一の場合を考慮して途中駅に停車し，必要により警察署，消防署へ連絡する。 |

第4節 警備・交通対策

1 警備対策

| 担当 | 対策内容 |
|--------|--|
| 小金井警察署 | <p>(1) 警備部隊の編成 ○警察署部隊 ○方面機動隊</p> <p>(2) 警察部隊の配備 国分寺駅等混乱のおそれのある駅、ターミナル、交差点等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配備する。</p> <p>(3) 治安維持活動 通常業務の処理の他、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 ア 市内の実態の把握に努める。 イ 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 ウ 不法事案の予防及び取締りを実施する。</p> |

2 道路交通対策

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 小金井警察署 | <p>警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、各機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。</p> <p>【基本方針】</p> <p>ア 市内の車両の走行は可能な限り抑制する。 イ 強化地域方向へ向う車両の走行は可能な限り制限する。 ウ 非強化地域方向から流入する車両は可能な限り抑制する。 エ 緊急交通路は優先的にその機能の確保を図る。</p> |
| 運転者等 | <p>運転者等のとるべき措置を次のとおり定め周知徹底を図る。</p> <p>(1) 走行中の車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では時速 40km、一般道路（首都高速道路を含む）は、時速 20km に減速すること。 ○ カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。 ○ 目的地までの走行後は車両を使用しないこと。 ○ バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って安全な方法で走行すること。 ○ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。 ○ 現場警察官等の指示に従うこと。 |

| 担当 | 対策内容 |
|------|---|
| 運転者等 | <p>(2) 駐車中の車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発令された後はできる限り使用しないこと。 ○ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを停止させること。なお、カギはつけた状態で窓を閉め、ドアはロックしないこと。 ○ 車両による避難の禁止警戒宣言が発令されても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しないこと。 |

3 道路管理者のとりべき措置

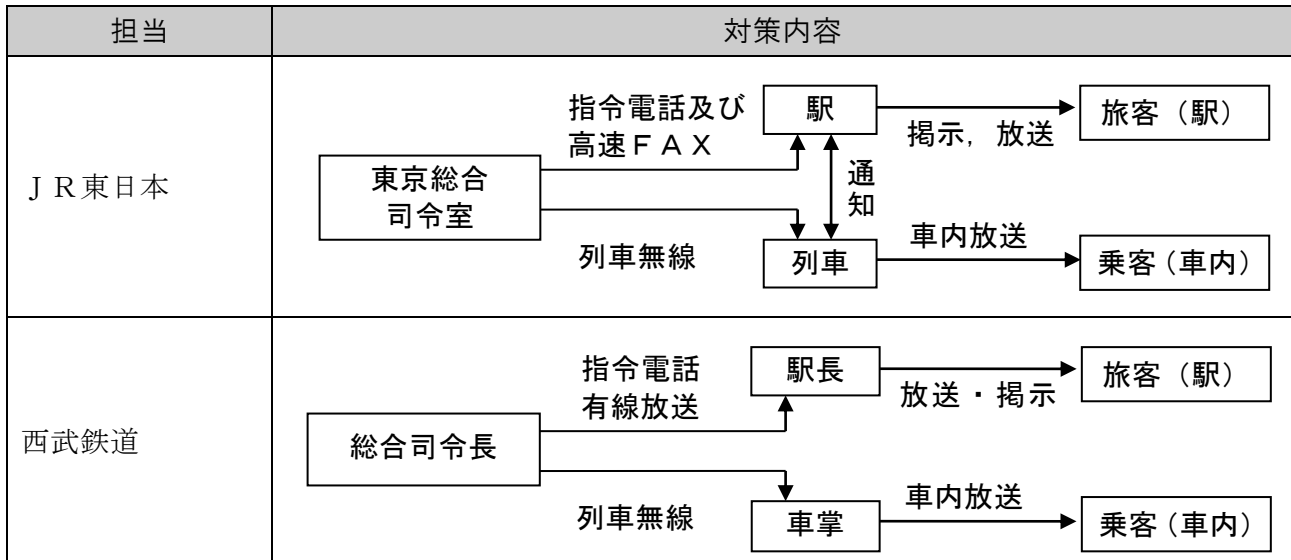
| 担当 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 道路河川班 | <p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合は、防災関係機関と連絡を保ち、避難道路、緊急輸送道路等を重点に点検を行い、地震発災時に交通障害となるおそれのある道路の保全に努める。</p> <p>(2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に対応できるよう工事を中止し、保安対策を行い、緊急車両の円滑な通行を確保する。</p> |
| 東京都北多摩北部建設事務所 | <p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合は、避難道路、緊急輸送道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について緊急点検を実施する。</p> <p>(2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に対応できるように原則として工事を中止して、安全対策を確立し緊急車両等円滑な通行の確保を図る。</p> |

第5節 公共交通対策

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法ルートで列車及び駅並びに乗客に伝達する。



(2) 列車運行措置

| 担当 | 対策内容 |
|---------|--|
| J R 東日本 | <p>ア 地震防災対策強化地域外周辺部における線区（イに記載する線区を除く）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。</p> <p>イ 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の不足または落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間 ▶ 中央本線 高尾～上野原駅間 ▶ 青梅線 青梅～奥多摩駅間 ▶ 相模線 橋本～厚木駅間 |
| 西武鉄道 | <p>ア 警戒宣言発令当日 通常ダイヤを使用した減速運転を行い、これに伴う列車の遅延には運転整理で対応する。</p> <p>イ 翌日以降 別に定める運行図表（降雪・地震ダイヤ）により運転する。</p> |

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発令された場合、乗客が駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられることから、各機関において乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------------|--|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 ○ 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報を基に、市内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から、各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。 |
| JR東日本 西武鉄道 (各駅) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 ○ 警戒宣言時には、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 ○ 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。 |

2 バス・タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

| 担当 | 対策内容 |
|------------------|---|
| 東京バス協会 (路線バス) | <p>【運行方針】 各機関の協力のもとに地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>【運行計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。 ○ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。 ○ 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため適切な措置をとる。 ○ 翌日以降については、前記各項により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 ○ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 |

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------------------|--|
| 東京バス協会 (貸切りバス) | ○ 貸切りバスは、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、旅客の利便と安全については、十分配慮するものとする。 |
| (社)東京乗用旅客自動車協会 都個人タクシー協会 | ○ タクシー・ハイヤーは、各機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行(一般道路 20km/h, 高速道路 40km/h)を行う。 |

第6節 学校・病院・福祉施設対策

1 学校(幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 専修・各種学校等)

| 担当 | 対策内容 |
|-----|--|
| 各学校 | <p>(1) 在校時</p> <p>ア 警戒宣言が発令されるとともに、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。</p> <p>イ 警戒宣言発令後、児童生徒等を計画に従って帰宅させる。</p> <p>ウ 帰宅にあたり、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従い保護者または保護者の委任した代理人(以下「保護者」という)に帰宅先を確認してから引渡す。保護者に引渡すまでは、学校(園)において保護する。</p> <p>エ 中・高等学校生徒については、個々に帰宅経路手段(徒歩, 自転車, バス, 電車等), 所要時間, 同伴者を確認してから帰宅させる。</p> <p>オ 高等学校生徒等で遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。</p> <p>カ 高等学校生徒等の帰宅にあたり、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に陥ることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。</p> <p>キ 特別支援学校(学級)の児童・生徒等については保護者に引渡し、引取りのない児童・生徒等についての学校での保護は、幼稚園, 小学校と同様とする。スクールバスを使用している児童生徒等については、保護者に、事前に指定してある場所で引渡すこととする。</p> <p>ク 特別支援学校(学級)においては、児童生徒等の通学範囲, 障害の状態, 寄宿舎生及び引渡しができない児童生徒等の収容, スクールバス使用の是非等についてそれぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとるようにする。</p> |

| 担当 | 対策内容 |
|-----|---|
| 各学校 | <p>(2) 校外指導時</p> <p>ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地域の官公署等と連絡をとり、その地域の災害対策本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会または所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。</p> <p>イ 遠足等の場合は、その地域の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は近くの小・中学校に避難するなど適宜の措置をとる。強化地域内の場合は、その地域の官公署等と連絡をとり、その地域の災害対策本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。</p> <p>(3) 学校（園）におけるその他の対応策</p> <p>ア 児童生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。</p> <p>イ 学校（園）に残留し保護する児童生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、私立校の場合は各学校（園）において準備し、市立校の場合は市の災害備蓄品を活用する。都立高校は都教育委員会が配備を行う。</p> <p>ウ 残留する児童生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。</p> <p>エ 残留する児童生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、市教育委員会または所轄庁へ報告する。</p> <p>(4) 警戒解除宣言の連絡等</p> <p>ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。</p> <p>イ 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。</p> <p>(5) 児童生徒に対する伝達と指導</p> <p>学校（園）は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間に、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後または地震後の授業の再開等について説明する。児童生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。</p> <p>(6) 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知</p> <p>ア 遠足等の場合は、その地域の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は近くの小・中学校に避難するなど適宜の措置をとる。強化地域内の場合は、その地域の官公署等と連絡をとり、その地域の災害対策本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。</p> |

| 担当 | 対策内容 |
|-----|---|
| 各学校 | <p>イ 上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置をとる。</p> <p>(7) その他 強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた都内の寄宿先に帰宅させる。なお、寄宿先のない者については、学校において保護する。</p> |

2 病院・診療所

| 担当 | 対策内容 |
|---------------------|---|
| 国分寺市医師会 (病院・診療所) | <p>(1) 診療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院及び診療所は、警戒宣言時においても可能な限り平常診療を行う。このための必要な人員の確保は、あらかじめ定められた方法により、医師会の対応は、次のとおりである。 外来診療：医療機関の状況に応じ可能な限り平常通り診療を行う。 軽症患者については必要に応じた診療制限を行う。 救急患者に対しては常時診療態勢を整える。 入院患者：入院患者に対して病状に応じて、希望があれば一時帰宅の許可等を与える。 手術等：医師の判断により日程の変更可能な手術、検査は延期する。 <p>(2) 防災措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物、設備の点検 ○ 医薬品、危険物の防災措置 ○ 落下物の防止 ○ 非常用設備、備品の点検及び確保 ○ 職員の分担業務の確認 <p>(3) その他 収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。</p> |

3 社会福祉施設等

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|--|
| 保育園 学童保育所等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言が発令されるとともに、原則として事業、保育等を中止して、警戒・宣言が解除されるまで臨時休園（館）の措置をとる。 (1) 園児の扱い <ul style="list-style-type: none"> ▶ 園児は、名簿を確認して保護者に引渡す。 ▶ 引取りがない者は、園において保護する。 (2) 防災措置 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設設備の点検 ▶ ライフラインの確認 ▶ 落下物の防止措置 ▶ 飲料水の確保、食料、ミルク等の確認 (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 園児の引取りについては、事前に十分な打合せをする。 ▶ 職員、園児、保護者等の防災教育を行う。 |

第7節 不特定多数が集まる施設の対策

不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の観点から各機関は次の対応措置を行う。

| 担当 | 対策内容 |
|---|--|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 (1) 映画館，集会場施設等 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用の中止または制限 イ 消防用設備等の点検及び確認 ウ 避難施設の確認 エ 救急処置に必要な資材の準備 オ 営業の中止または自粛（ただし，駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する） カ 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し，従業員による適切な誘導 (2) 高層ビル <ul style="list-style-type: none"> ア 火気の使用の中止または制限 イ 消防用設備等の点検及び確認 ウ ビル内店舗については，営業の中止及び自粛 エ 店舗等の利用者に対しての，ブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けての誘導 オ エレベーター（地震時管制運転装置付を除く）の運転中止及び避難時の階段利用） |
| 地域センター 福祉センター 児童館 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言が発令されると同時に，団体利用をしている施設は主催責任者と協議のうえ閉館し，個人利用のみの施設は直ちに閉館する。 ○ 施設利用に対する警戒宣言の情報は，混乱を招かないよう十分に注意し，直接口頭で伝達し，職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 ○ 職員の役割分担を行い，施設設備の点検，ガラス等落下物の防災措置を実施し，保安要員を確保する。 |
| 市民プール スポーツセンター 公民館 図書館 教育センター いずみホール | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言が発令された場合，図書館等個人利用形態をとる施設においては，管理者が個人施設利用者に直接，公民館等団体利用（貸切り）形態をとる施設においては，主催責任者に施設利用の自粛を要請する。ただし，個人利用形態をとる施設は直ちに閉館する。 ○ 職員の役割分担の確認を行い，防災用施設設備の作動準備，危険箇所の応急補強，危険物の保安措置を実施する。 ○ エレベーターの運転を中止し，階段を利用するよう指導する。 |

第8節 電話通信対策

1 注意情報発表の報道開始後の混乱防止措置

| 担当 | 対策内容 |
|-----------|---|
| N T T 東日本 | <p>(1) 電話</p> <p>注意情報発表の報道直後から、各機関等の情報連絡及び都民による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。この場合において、各機関等の重要通話の優先確保とともに一般通話を可能な限り確保することを基本に、次のとおり必要な措置を行う。</p> <p>ア 確保する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 b) 公衆電話（緑色，グレー）からの通話 c) 非常・緊急扱い通話（交換手扱いの通話）及び同電報 <p>イ 可能な限り実施する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 一般加入電話からのダイヤル通話 b) 一般電報の発信及び電話による配達 c) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 故障修理 ▶ 臨時電話，臨時専用線等の開通 <p>(注)ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p> <p>(2) 電報</p> <p>注意情報発表の報道以降、電報の取扱量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。</p> <p>ア 東京地域内から発信される電報</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 各機関等の非常・緊急電報の取扱いは確保する。 b) 一般の電報は、強化地域内に向けて発信するものについては、遅延を承知するものに限り受け付ける。また、強化地域外向けの電報については、可能な限り受け付ける。 <p>イ 東京地域内に着信する電報</p> <p>可能な限り配達するが、困難な場合は電話で配達する。</p> |

2 広報

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------------------|---|
| 広報班 ラジオ・テレビの 放送機関 | <p>○ 注意情報発表の報道開始後及び警戒宣言時、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により次のとおり広報を実施する。</p> <p>(1) 電話利用の自粛 各機関及び報道機関等の緊急に必要な重要通話を確保するため、一般通話の利用をさし控えるよう広報する。</p> <p>(2) 電話の通話状況 電話回線が混線し、電話がかかりにくくなったときには利用制限を行うが、この場合の通話状況を広報する。</p> <p>(3) 緊急時の通話方法 一般電話がかかりにくい状況で、緊急に連絡が必要な場合は、緑色またはグレーの公衆電話を利用するよう広報する。</p> <p>(4) 電報の取扱い 必要に応じ電報の混み具合、利用自粛等について広報する。</p> <p>(5) 発災後の注意事項 地震発生後は、受話器はずれに注意する等発災後の注意事項について広報する。</p> |

3 防災措置の実施

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 防災関係機関 | <p>○ 発災に備え、次の通り準備警戒業務を実施する。</p> <p>(1) 災害対策用機器等の点検整備 通信設備が被災した場合に、迅速に応急措置を実施し、通信を確保するよう、次の災害対策用機器等の点検整備を行う等出動態勢を整える。</p> <p>ア 非常用移動電話局装置類 イ 移動無線車及び災害対策用無線機装置類 ウ 移動電源車及び予備電源設備類 エ 応急復旧用ケーブル等各種資機材 オ 工事用車両等</p> <p>(2) 工事中の施設の保安措置 警戒宣言が発令された場合、原則として防災に関係しない工事は中止するが、この場合、工事現場へ保安要員を配置するとともに次の措置を行う。</p> <p>ア 工事中施設の安全措置 イ 現用施設への支障防止 ウ 可動物品の固定 エ 可燃物、危険物の安全措置 オ 工事中断後の保安対策</p> |

第9節 電気・ガス・上下水道対策

1 電気

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------|--|
| 東京電力パワーグリッド立川支社 | <p>(1) 電気の供給 警戒宣言が発令された場合においても電力の供給を継続する。</p> <p>(2) 人員の確保 非常災害対策立川支部構成員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたときは、態勢区分に従い速やかに所属する事業所に参集する。</p> <p>(3) 東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合の予防措置 災害対策要員及び復旧資機材について検討・配置を行う。</p> |

2 ガス

| 担当 | 対策内容 |
|------|--|
| 東京ガス | <p>(1) ガスの供給 警戒宣言が発令された場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止または軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。</p> <p>(2) 避難等の要請 本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。</p> <p>(3) 工事等の中断 工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。</p> <p>(4) 人員、資機材の点検確保</p> <p>① 人員の確保と配備 勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。</p> <p>② 資機材の点検・確保 保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。</p> <p>(5) 警戒宣言時の需要家に対する広報内容等</p> <p>① 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不使用ガス栓の閉止確認 ● 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保 ● 地震が収まった後のマイコンメーター復帰操作 <p>② 広報の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。 ● テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。 ● 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。 |

| 担当 | 対策内容 |
|------|--|
| 東京ガス | <ul style="list-style-type: none"> ● マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット，チラシの配布及びホームページ等へ掲載する。 ● 東京ガスの防災と安全への取組みや利用者の安全・防災対策を紹介する。 |

3 上水道

| 担当 | 対策内容 |
|------------------------------|---|
| 都水道局立川給水 管理事務所 給水班 | <p>(1) 水の供給 警戒宣言時においても，水は平常どおり供給する。また，地震の発災に備えて飲料水を確保するよう，次の内容の広報を行う。</p> <p>ア 当座の飲料水の汲み置き及びトイレ用水等の生活用水確保の要請 イ 地震発生後の避難にあたっての注意事項 ウ 地震発生後の広報等の実施方法 エ 地震発生後における住民への注意事項</p> <p>(2) 人員，資器材の点検確保体制 警戒宣言が発令された場合は，直ちに発災に備えて給水態勢をとり，広報及び水道施設の保安点検の強化や応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに，震災発生時には速やかに応急対策活動に移行できる態勢を確立する。</p> <p>(3) 施設等の保安措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し，汲み置きに対処できるよう送配水圧を調整する。 ○ 警戒宣言発令時の水道施設の保安点検措置，工事現場の保安点検措置，関係会社の確保等について，あらかじめ定めておく。 ○ 工事現場においては，工事を一時中止して安全措置を講ずる。また，掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは，原則として埋戻しを行う。 |

4 下水道

| 担当 | 対策内容 |
|---------------|---|
| 流域下水道本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言時において，資機材の確保に努めるとともに非常配備体制により対応する。 |
| 道路河川班 下水道班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言時において，人員及び資機材の確保に努める。 ○ 工事等の現場作業においては，施工または作業を一時中止して安全措置を講ずる。また，掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは，原則として埋め戻しを行う。 |

第10節 生活物資対策

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------|---|
| 災害対策本部 広報情報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、警戒宣言発令時において、食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等にできるだけ営業を継続するよう呼びかけ、市民に対しては、スーパーマーケット、小売店等の営業状況及び買占めや買い急ぎ等しないよう、広報車、防災行政無線等により広報を行う。 ○ 東京都中央卸売市場は、生鮮食料品の供給を安定確保するため、平常通り市場を開催し、生鮮食料品の取引業務を行うこととしている。 |

第11節 金融対策

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------------------|---|
| 災害対策本部 広報情報班 協力班 (納税課・課税課) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、警戒宣言発令時において、金融機関及び郵便局はできるだけ窓口業務を確保するよう呼びかける。また、市民に対しては金融機関、郵便局の営業状況及び慌てて預金を引き出す必要のないことを広報車、防災行政無線等により広報を行う。 ○ 金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員・職員の安全に十分配慮するとともに、店頭の顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達し、その後の来客に備えポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するように配慮させることとしている。 ○ 市税の対応措置は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 イ 警戒宣言発令中において、市の一部または全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。 ○ 都税においても、都は前記と同様な対応措置をとることとしている。 |

第12節 救援・救護対策

| 担当 | 対策内容 |
|-----------------------------|--|
| 給水班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後に備え、市ごみ減量推進課は、本部との情報連絡及び保安点検強化、応急資器材の点検整備を行う。 |
| 地区防災センター 一運営班 救援物資調達班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うための態勢をとる。 ○ 応急精米の優先供給に関する協定に基づき、市内米穀小売商業組合に対して精米の確保及び納入ができる態勢をとるよう要請する。 ○ 備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため態勢を整える。 |

第6章 市民等のとるべき措置

- 国分寺の地域は「東海地震」が発生した場合、震度5になると予想されている。この場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。また、本市は、首都圏における総合的中核都市として年々人口が増加しており、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。このため市及び防災関係機関は、万全の措置を講ずるが、被害及び混乱を防止するためには、市民及び事業所の果す役割は極めて大きい。市民1人1人や各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害及び混乱は大幅に減少させることができる。

本章においては、市民、地域防災組織等及び事業所が、警戒宣言が発令されたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

1 平時

| 担当 | 対策内容 |
|----|--|
| 市民 | (1) 日頃から出火の防止につとめる。 <ul style="list-style-type: none">○ 火気を使用する場所の不燃化及び整理整頓をする。○ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。○ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検する。 (2) 消火用具を準備する。 <ul style="list-style-type: none">○ 消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所におく。 (3) ブロック塀等の点検補修をする。 <ul style="list-style-type: none">○ タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定する。○ 家具の上に物を置かないようにする。○ 窓ガラスの古いパテは取替える。○ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。 (4) ブロック塀等の点検補修をする。 <ul style="list-style-type: none">○ ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど倒壊防止の措置を行う。 |

| 担当 | 対策内容 |
|----|---|
| 市民 | <p>(5) 食料や非常持出品を準備しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家族が必要とする2～3日分の食料，飲料水を備蓄しておく。 ○ 三角布，ばんそうこうなどの医療品を備蓄しておく。 ○ ラジオ，懐中電灯，ヘルメット等の防災用品を備えておく。 ○ ロープ，バール，スコップなどの避難救助用具を備えておく。 <p>(6) 家族で対応措置を話し合っておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を決めておく。 ○ 警戒宣言時は電話が混線するので，行動予定を話し合っておく。 <p>(7) 防災教育訓練に積極的に参加し，防災意識及び行動力を高める。</p> |

2 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまでの措置

| 担当 | 対策内容 |
|----|--|
| 市民 | <p>(1) テレビ，ラジオ等の情報に注意する。</p> <p>(2) 家族で避難や連絡方法などの行動予定を確認する。</p> <p>(3) 電話の使用を自粛する。</p> <p>(4) 自動車の利用を自粛する。</p> |

3 警戒宣言が発令されたときから発災までの措置

| 担当 | 対策内容 |
|----|--|
| 市民 | <p>(1) 情報の把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは，直ちにテレビ，ラジオのスイッチを入れ，情報を入手する。 ○ 都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。 ○ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは，地域住民が相互に知らせ合う。 <p>(2) 火器の使用に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め，いつでも消火できるようにする。 ○ ガスメーターコックの位置を確認する。 ○ 使用中の電気器具（テレビ，ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに，安全器またはブレーカーの位置を確認する。 ○ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。 ○ 危険物類の安全防護装置を点検する。 <p>(3) 消火器，三角バケツの置き場所，消火用水を確認するとともに，浴槽等に水を溜めておく。</p> <p>(4) 家具の転倒防止措置を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 棚の中の重い物をおろす。 |

| 担当 | 対策内容 |
|----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> (5) ブロック塀等を点検する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険箇所はロープを張るなど付近に近寄らせないような措置をとる。 (6) 窓ガラス等の落下防止をはかる。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 窓ガラスに荷造用テープを貼る。 ○ ベランダの植木鉢等を片付ける。 (7) 飲料水，生活用水の汲み置きをする。 (8) 食料，医療品，防災用品を確認する。 (9) 耐火性があり，なるべく動きやすい服装にする。 (10) 電話の使用を自粛する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所や放送局，鉄道会社，学校等への電話による問い合わせを控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 路外に駐車中の車両は，できる限り使用しない。 ○ 路上に駐車中の車両は，速やかに空地や駐車場に移す。 ○ 走行中の車両は，目的地まで走行した後は使用しない。 (12) 幼児・児童の行動に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童は狭い路地やブロック塀などの付近を避け，安全な場所に移動させる。 ○ 幼児・児童・生徒が登園，登校している場合は，園，学校との事前の打合せに基づいて対応する。 (13) 冷静に行動し，不要不急の外出や旅行は見合わせる。 (14) エレベーターの使用は避ける。 (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。 (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。 (17) 食料品や生活用品の買い急ぎをしない。 |

第2節 地域防災組織等のとるべき措置

1 平時

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------|---|
| 自治会等 防災まちづくり 推進地区 | (1) 組織の役割分担を明確にする。 (2) 組織の活動訓練や教育・講習を実施する。 (3) 地区内の危険箇所（崖，ブロック塀等）を把握する。 (4) 情報の収集・伝達体制を確立する。 |

2 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまでの措置

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------|--|
| 自治会等 防災まちづくり 推進地区 | (1) テレビ，ラジオの情報に注意する。 (2) 地区内住民に冷静な行動を呼びかける。 |

3 警戒宣言が発令されたときから発災までの措置

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------|--|
| 自治会等 防災まちづくり 推進地区 | (1) 市からの情報を地域住民に伝達する。 (2) 地区本部の設置を行う。 (3) 地域住民に市民のとるべき措置（第1節参照）を呼びかける。 (4) ポンプ，燃料等の点検整備を行い，出動態勢の準備を行う。 (5) 地域配備消火器の点検や消火用水の確保を行う。 (6) 高齢者や病人の安全に配慮する。 (7) 崖地，ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児，児童等に対して注意を促す。 (8) 救急医薬品等を確認する。 (9) 食料，飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。 ※市民防災組織が結成されていない地域にあっては，自治会・町内会等が前記に準じた行動を行う。 |

第3節 事業所のとるべき措置

1 平時

| 担当 | 対策内容 |
|-----|---|
| 事業所 | (1) 地震防災応急計画，消防計画，事業所防災計画等の作成 (2) 従業員等に対する防災教育の実施 (3) 自衛消防訓練の実施 (4) 情報の収集・伝達体制の確立 (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策 (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄 |

2 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまでの措置

| 担当 | 対策内容 |
|-----|--|
| 事業所 | (1) テレビ，ラジオ等により正確な情報を入手する。 (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。 (3) 地震防災応急計画，消防計画，事業所防災計画等に基づき警戒宣言時 のとるべき措置を確認または準備する。 (4) その他状況により，必要な防災措置を行う。 |

3 警戒宣言が発令されたときから発災までの措置

| 担当 | 対策内容 |
|-----|--|
| 事業所 | (1) 自衛消防組織の編成，防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。 (2) テレビ，ラジオ等により必要な情報を正確に入手し，顧客，従業員等に迅速かつ正確に伝達する。この場合，百貨店等不特定多数の人を収容する施設においては，特に顧客等の混乱防止に留意する。 (3) 指示，案内等にあたっては，予想震度，施設の立地条件，耐震性，利用状況等により施設ごとに判断し，顧客，従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合，身体障害者，乳幼児，高齢者等の安全確保に留意する。 (4) 市民生活の確保と混乱防止のため，各事業所は極力営業を継続するものとし，特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については，原則として営業を継続する。ただし，不特定多数の者を収容する映画館，集会場及び高層ビル等の店舗にあつては，混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。 |

| 担当 | 対策内容 |
|-----|--|
| 事業所 | <p>(5) 火気使用設備，器具等地震発生により出火のおそれがある機器は，原則として使用を中止し，やむを得ず使用する場合は，最小限かつ，必要な安全措置を講ずる。また，薬品等の混触発火及び危険物等の流出，漏えい防止のための措置を確認する。</p> <p>(6) 建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し，使用準備（消火用水を含む）の保安措置を講ずる。</p> <p>(7) 商品，設備器具及び窓ガラス等の転倒落下，破損防止措置を確認する。</p> <p>(8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに，特に都・市・警察・消防署・鉄道等に対する問い合わせを控える。</p> <p>(9) バス・タクシー・生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用は，可能な限り制限する。</p> <p>(10) 救助，救急資機材及び飲料水，非常食料，医薬品，照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。</p> <p>(11) 建築工事・隧道工事及び金属熔融作業，高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し，応急補強等必要な措置を講ずる。</p> <p>(12) 一般事業所の従業員は，極力平常どおりの勤務とするが，特に退社させる必要がある場合は，従業員数，最寄り駅及び路上の混雑状況，警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して，安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし，近距離通勤（通学）者にあつては，徒歩等によるものとし，原則として交通機関は利用しない。</p> |

第6部 風水害応急対策計画

第1章 応急活動体制

第2章 情報の収集・伝達

第3章 水防計画

第4章 避難

第1章 応急活動体制

- 本市は、近年は公共下水道の整備が進み、浸水被害の報告はされていない。しかし、公共下水道の整備は、1時間当たり50mmの雨量を対象としているため、それ以上の降雨となった場合は、浸水被害が発生する危険性がある。
- また、近年はヒートアイランド現象によるとも考えられる局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、平成11年には都内で地下室浸水により死亡事故が発生するなど、都市型水害が深刻になっている。
- 本市における水害の防止と水害時の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるために、職員の活動体制と任務及び施設の活用方法を定める。

◆ 計画の体系

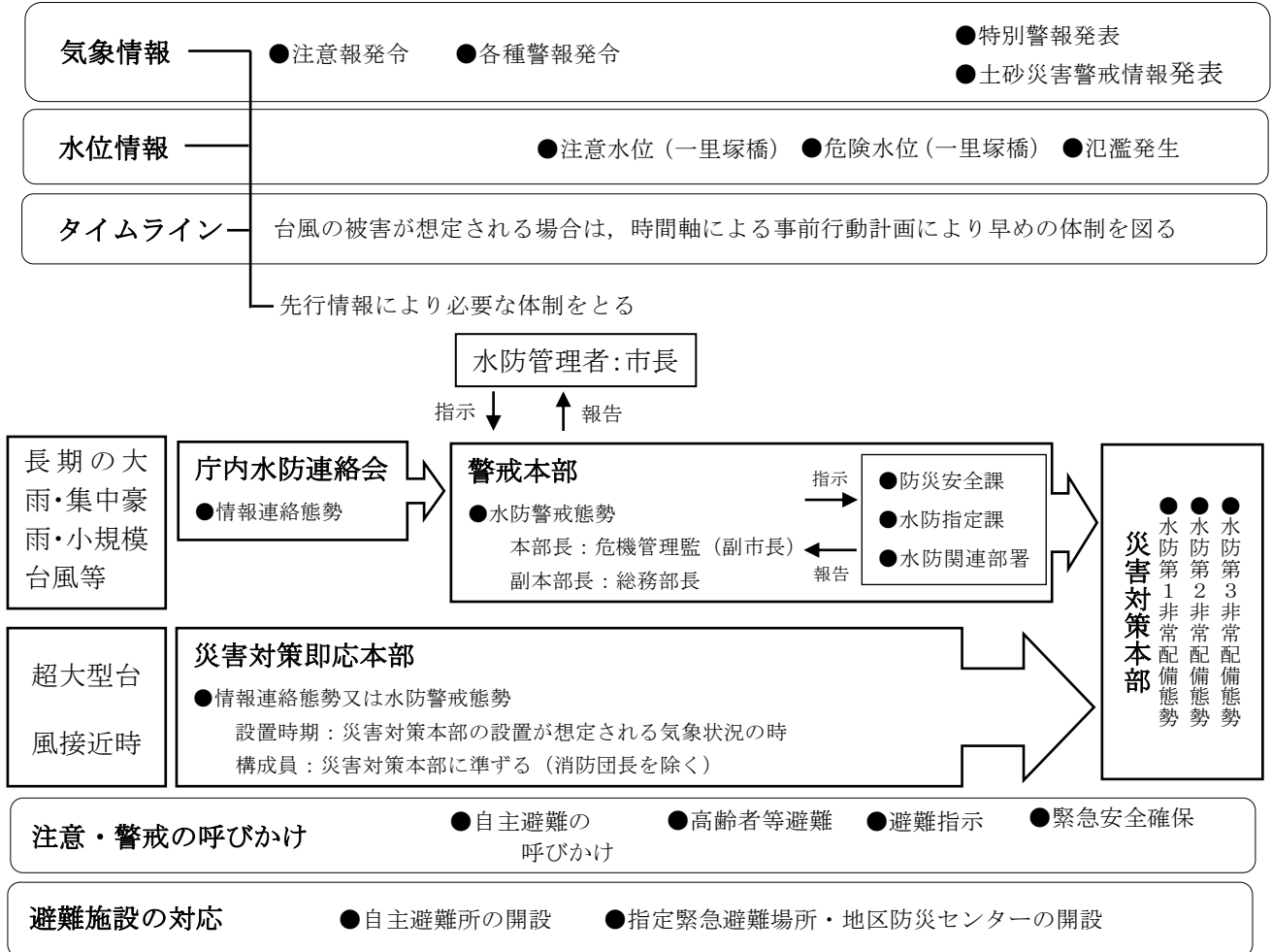
| 項目 | 内容 | 警戒 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|--------------------------|---------------------|----|----|----|----|------------|
| 第1節 職員の活動体制 | 1 状況に応じた機動的な体制 | ● | ● | ● | | 災害対策本部, 各班 |
| | 2 タイムラインの活用(防災行動計画) | | | | | |
| | 3 活動体制の設置基準 | ● | ● | ● | | 災害対策本部, 各班 |
| | 4 活動体制の発令・職員の配備態勢等 | ● | ● | ● | | 各班 |
| 第2節 庁内水防連絡会 | | ● | ● | ● | | 関係各課 |
| 第3節 警戒本部 | 1 警戒本部の設置 | ● | ● | ● | ● | 関係各課 |
| | 2 警戒本部の解散 | ● | ● | ● | ● | 関係各課 |
| | 3 災害対策本部への移行 | | ● | ● | ● | 関係各課 |
| | 4 警戒本部の担当課及び主な活動内容 | ● | ● | ● | ● | 関係課各課 |
| 第4節 警戒本部及び災害対策本部等の職員配備基準 | ● | ● | ● | | | 災害対策本部, 各班 |
| 第5節 災害対策即応本部 | | ● | ● | | | 関係機関 |
| 第6節 施設の活用 | | ● | ● | ● | | 災害対策本部, 各班 |
| 第7節 風水害時の避難場所等 | | ● | ● | ● | | 関係機関 |
| 第8節 防災会議の招集 | | ● | ● | | | 関係機関 |
| 第9節 関係機関の活動体制 | | ● | ● | ● | ● | 関係機関 |
| 第10節 災害救助法の適用 | | | | ● | ● | 災害対策本部, 各班 |

第1節 職員の活動体制

1 状況に応じた機動的な体制

- 風水害時の基本的な体制は次のとおりである。

【風水害時の活動体制】



2 タイムラインの活用（防災行動計画）

超大型台風の接近・上陸に伴う野川の洪水，土砂災害に係る避難指示等については，時間ごとにとるべき行動を時系列で整理したタイムラインに基づいて行動することを基本とする。

- 資料6-1：超大型台風接近に伴う避難指示等の発令に着目したタイムライン

3 活動体制の設置基準

- 風水害が発生した場合または発生するおそれのある場合、状況に応じて次の設置基準により、活動を行う組織・体制を確立し、災害警戒及び応急対策等にあたる。

| 本部等 | 活動体制 | 設置基準 |
|---------|------------|--|
| 庁内水防連絡会 | 情報連絡態勢 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市に大雨（浸水害）、洪水、暴風、大雪または暴風雪のいずれかの気象警報が発表された場合 ○ 台風の接近により被害が予想される場合 ○ その他、災害の発生するおそれがある場合で、情報収集などの対応が必要な場合 |
| 警戒本部 | 水防警戒態勢 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害通報等が増加し、情報連絡態勢では対処できない場合 ○ 大型台風の接近に伴い特別の警戒が必要になった場合、または市に大雨警報（土砂災害）が発表され、警戒を強化する必要がある場合 ○ 局地的な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 |
| 災害対策本部 | 水防第1非常配備態勢 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水防警戒態勢では対処できない場合、または市本部長が必要と認めた場合 ○ 市に気象特別警報が発表された場合 |
| | 水防第2非常配備態勢 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の複数地域で相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがある場合 |
| | 水防第3非常配備態勢 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがある場合 |

※態勢の発令は、順を追って実施する必要はなく、災害の規模や程度に応じて、適宜発令できるものとする。

4 活動体制の発令・職員の配備態勢等

(1) 庁内水防連絡会

| 項目 | | 内容 |
|---------------------|--------|---|
| 設置の発令 (発令者：総務部長) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報が発表されたときに発令する。 ○ その他，総務部防災安全課長の報告を踏まえ，総務部長が判断し発令する。 |
| 配備態勢 | 情報連絡態勢 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部防災安全課及び水防指定課に必要な人員を配置する。なお，必要に応じて水防関連部署も招集する。 |
| 主な活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象予報等の情報収集や市域の巡視 ○ 関係機関との連絡体制の確保 ○ 市民への注意喚起 |
| 廃止基準 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる警報等が解除され，応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。 ○ 危機管理監の判断により警戒本部が設置され，庁内水防連絡会の業務が統合されたとき。 |

(2) 警戒本部

| 項目 | | 内容 |
|----------------------|--------|--|
| 設置の発令 (発令者：危機管理監) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部防災安全課長は，情報連絡態勢により収集した情報を総務部長に報告する。 ○ 総務部長は，収集した情報を分析し，建設環境部長と協議の上，警戒本部の設置が必要であると判断した場合は，危機管理監（副市長）に報告し，警戒本部の設置を具申する。 ○ 総務部長の報告を踏まえ，危機管理監（副市長）が判断し，発令する。 |
| 配備態勢 | 水防警戒態勢 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部防災安全課，水防指定課及び水防関連部署等に必要な人員を配置する。 |
| 主な活動内容 | | <p>情報連絡態勢の活動に加え，</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒本部の設置，河川の水位監視・土砂災害警戒区域等の警戒監視 ○ 避難行動要支援者避難の検討，交通状況に関する広報活動 ○ 指定緊急避難場所，帰宅困難者一時滞在施設，自主避難所の開設の検討・準備 |

| | |
|------|---|
| 廃止基準 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。 ○ 市長の判断により災害対策本部が設置され、警戒本部の業務が統合されたとき。 |
|------|---|

(3) 災害対策本部

| 項目 | | 内容 |
|-------------------|-------------|---|
| 設置の発令 (発令者：市長) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 危機管理監（副市長）は、災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、市長に状況を報告し、災害対策本部の設置を具申する。 ○ 危機管理監（副市長）の報告を踏まえ、市長が判断し、発令する。 |
| 配備態勢 | 水防第1 非常配備態勢 | ○ 各災対部が班体制を敷いて応急対策並びに被害の拡大抑止に必要な人員を配置する。職員の活動体制は、第3部地震災害応急復旧対策計画、第1章活動体制第1節「災害対策本部等の組織・運営」を準用し、応急対策活動を実施する。 |
| | 水防第2 非常配備態勢 | ○ 水防第1 非常配備態勢では対処できない場合で、大規模で広範囲な被害に対処するための人員を配置する。職員の活動体制は、第1 非常配備態勢に同じ。 |
| | 水防第3 非常配備態勢 | ○ 水防第2 非常配備態勢では対処できない場合で、全職員を配置し、災害応急対策の全ての活動を行う。職員の活動体制は、第1 非常配備態勢に同じ。 |
| 主な活動内容 | | 水防警戒態勢の活動に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置、各種水防活動 ○ 避難行動要支援者の避難支援 ○ 住屋の浸水状況の把握、避難所の開設・運営 |
| 廃止基準 | | ○ 災害の発生する危険が解消したとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。 |

第2節 庁内水防連絡会

- 大雨警報・洪水警報等の気象情報が発表された場合や台風等の接近に伴い、市内に被害の発生が予測される場合に、総務部防災安全課は、水防指定課を招集し、迅速な水害対応が図れるよう、活動内容の確認・調整を行う。なお、必要に応じて水防関連部署も招集する。職員の参集基準については、第1節3活動体制の設置基準による。

(1) 水防指定課

- 風水害に対し、主体的に水防活動等を行う部署として、次の8課を指定する。

【水防指定課】

- | | |
|-----------|------------------------|
| (ア) 建設事業課 | (カ) まちづくり計画課 |
| (イ) 道路管理課 | (キ) まちづくり推進課 |
| (ウ) 交通対策課 | (西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長を含む) |
| (エ) 下水道課 | (ク) 建築指導課 |
| (オ) 緑と公園課 | |

(2) 水防関連部署

- 風水害に関連した業務を行う組織として、次のとおり指定する。

【水防関連部署】

- | | |
|---------------|-------------------|
| (ア) 市政戦略室 | (サ) 市民課 |
| (イ) 情報管理課 | (シ) 協働コミュニティ課 |
| (ウ) 職員課 | (ス) 駅周辺整備課 |
| (エ) デジタル行政推進室 | (セ) 文化振興課 |
| (オ) 契約管財課 | (ソ) 社会教育課 |
| (カ) 課税課 | (タ) 人権平和課 |
| (キ) 納税課 | (チ) 公民館課 |
| (ク) 健康推進課 | (ツ) 教育総務課 |
| (ケ) 地域共生推進課 | (テ) 学校指導課 |
| (コ) 保険年金課 | (ト) その他（必要に応じた部署） |

(3) 庁内水防連絡会の組織・運営

- ア 庁内水防連絡会は総務部長を責任者とし、以下の職員により構成する。

| 職名 | 職員 |
|-----|---|
| 部長職 | 総務部長（責任者）、建設環境部長、まちづくり部長 |
| 課長職 | 防災安全課長、建設事業課長、道路管理課長、交通対策課長、下水道課長、緑と公園課長、まちづくり計画課長、まちづくり推進課長、建築指導課長 |

- イ 総務部長が不在のときは、建設環境部長を責任者とする。
- ウ 会の運営に係る事務局は、防災安全課が行う。
- エ 会の設置場所は原則として市役所書庫棟会議室とするが、状況に応じて市役所第1・第2・第3委員会室等とする。

第3節 警戒本部

1 警戒本部の設置

(1) 警戒本部

- 東京地方に台風等の接近が予測され、住家への浸水や長期の道路冠水、土砂災害等の発生が予測される場合等で危機管理監（副市長）が警戒本部の設置が必要であると認めたときに設置する。当該本部を設置した場合は、速やかに市長に報告する。

(2) 警戒本部の組織・運営

ア 警戒本部は、以下の職員により構成する。

| 職名 | 職員 |
|-------|--|
| 本部長 | 危機管理監（副市長） |
| 副本部長 | 総務部長 |
| 警戒本部員 | 建設環境部長，まちづくり部長，政策部長，健康部長，市民生活部長，教育部長，消防団長，防災安全課長 |

- イ 危機管理監（副市長）が不在のときは、第1副市長が本部長の職務を代理する。
- ウ 本部の運営に係る事務局は、防災安全課が行う。
- エ 本部の設置場所は原則として市役所書庫棟会議室とするが、状況に応じて市役所第1・第2・第3委員会室等とする。

(3) 警戒本部の活動

- ア 風水害に関する情報収集及び情報提供
 - ・ 気象情報の収集，連絡体制の確保
 - ・ 市内状況の収集
 - ・ 市民への注意喚起
 - ・ 関係機関との情報連絡
- イ 風水害等に関する警戒
 - ・ 監視警戒班の編成
 - ・ 河川の水位監視
- ウ 避難に関する準備等
 - ・ 避難行動要支援者避難の検討
 - ・ 避難所開設の検討
 - ・ 帰宅困難者一時滞在施設開設の検討
- エ その他
 - ・ 災害対策本部設置の検討

- ・被害予想及び対策の検討

(4) 警戒本部設置の通知

- 危機管理監（副市長）は、警戒本部を設置したときは、直ちに東京都総務局総合防災部、国分寺消防署、小金井警察署等の関係機関に警戒本部を設置した旨、通知する。

2 警戒本部の担当課及び主な活動内容

| 本部名称 | 担当課 | 対応職員 | 主な活動内容 | |
|--------------|---------------|---|---|--|
| 警戒本部（水防警戒態勢） | 総務部 ○防災安全課 | 全職員 | 1. 警戒本部の統括，総合調整 2. 気象情報及び水位情報の収集 3. 市民への防災気象情報や避難情報の伝達 4. 各課との連絡調整及び情報収集活動の総括 5. 他市町村，関係機関等との連絡調整 6. 職員の動員要請 | |
| | 水防指定課 | 建設環境部 ○建設事業課 ○道路管理課 ○交通対策課 ○下水道課 ○緑と公園課 まちづくり部 ○まちづくり計画課 ○まちづくり推進課 （西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長含む） ○建築指導課 | 管理職及び所要人員 | 1. 市民等の通報に基づく対応 2. 危険箇所の巡視 3. 所管施設における水防活動 |
| | 水防関連部署 | 政策部 ○市政戦略室 ○情報管理課 ○デジタル行政推進室 | 管理職及び所要人員 | 1. 市民への情報提供・注意喚起 2. 市民からの問い合わせ対応 3. 報道機関への対応 4. イン트라ネット等の機能確保 |
| | | 総務部 ○職員課 ○契約管財課 ○課税課 ○納税課 | 管理職及び所要人員 | 1. 他課への応援 |

| 本部名称 | 担当課 | | 対応職員 | 主な活動内容 |
|--------------|--------|--------------------------------------|---------------|--|
| 警戒本部（水防警戒態勢） | 水防関連部署 | 健康部 ○健康推進課 ○地域共生推進課 ○保険年金課 | 管理職及び 所要人員 | 1. 所管する指定緊急避難場所の開設準備 2. 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導 |
| | | 市民生活部 ○市民課 ○協働コミュニティ課 | | 1. 所管する指定緊急避難場所，帰宅困難者一時滞在施設の開設準備 2. 自治会・町内会との連絡調整 |
| | | まちづくり部 ○駅周辺整備課 市民生活部 ○文化振興課 | | 1. 国分寺駅及び西国分寺駅周辺の帰宅困難者・駅前滞留者の把握 2. 所管する帰宅困難者一時滞在施設の開設準備 |
| | | 教育部 ○社会教育課 市民生活部 ○人権平和課 | | 1. 国立駅周辺の帰宅困難者・駅前滞留者の把握 2. 所管する帰宅困難者一時滞在施設の開設準備 |
| | | 教育部 ○公民館課 | | 1. 恋ヶ窪駅周辺の帰宅困難者・駅前滞留者の把握 2. 所管する帰宅困難者一時滞在施設の開設準備 |
| | | 教育部 ○教育総務課（市史編さん担当課長含む） ○学校指導課 | | 1. 学校施設との連絡調整 2. 地区防災センターの開設・運営支援 |
| | その他 | ○災害初動要員（本部班） | 配置職員 | 1. 警戒本部の運営支援 |
| | | ○災害初動要員（地区防災センター運営班） | | 1. 地区防災センターの開設・運営 |
| | | 国分寺市消防団 | 消防団員 | 1. 河川・水路等の監視及び警戒等 2. 避難誘導の応援協力 |

3 警戒本部の解散

- 危機管理監（副市長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、警戒本部を解散する。

4 災害対策本部への移行

- 市長（本部長）は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策が必要であると判断した場合、警戒本部から災害対策本部への移行を決定する。災害対策本部に移行した場合の体制等は、第3部第1章第1節「災害対策本部等の組織・運用」を準用する。

第4節 警戒本部及び災害対策本部等の職員配備基準

- 情報連絡態勢、水防警戒態勢及び水防非常配備態勢の市職員の配備基準は次表のとおりであるが、各態勢における各部の配備人数については、所管する水防活動等を考慮し、各災対部長（本部員）が決定する。
- 各災対部長（本部員）は、平常時から配備態勢種別に応じた所管部の配備計画を作成し、総務部長に報告するとともに、職員に周知徹底を行う。人事異動等で計画内容に変更が生じたときは、その都度速やかに修正するとともに、総務部長に報告し、関係職員に周知する。

| 組織構成 | | | 配備基準 | | | | |
|---------------------------------|-----------|---|----------------|----------------|----------|----|----|
| | | | 情報 連絡 態勢 | 水防 警戒 態勢 | 水防非常配備態勢 | | |
| | | | | | 第1 | 第2 | 第3 |
| 災 対 総 務 政 策 部 | 本部班 | 防災安全課 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 情報管理課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | デジタル行政推進室 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 政策法務課（政策法務担当課長含む） | | | ● | ● | ● |
| | | 秘書課 | | | ● | ● | ● |
| | | 契約管財課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 職員課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 災害初動要員（本部担当） | | ● | ● | ● | ● |
| | 広報班 | 市政戦略室 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | 財務班 | 財政課 | | | ● | ● | ● |
| | | 会計課 | | | ● | ● | ● |
| | | 政策経営課（環境経営担当課長含む） | | | ● | ● | ● |
| | | 公共施マネジメント課（新庁舎建設担当課長及び公共施設マネジメント担当課長含む） | | | ● | ● | ● |
| | 協力班 | 課税課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| 納税課 | | ○ | ● | ● | ● | ● | |
| 議会事務局（議長会等担当課長含む） | | | | ● | ● | ● | |
| 災 対 健 康 福 祉 部 | 救護支援班 | 健康推進課（感染症等対策担当課長及び保健活動チーム含む） | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | 避難行動要支援者班 | 地域共生推進課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 保険年金課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 生活福祉課 | | | ● | ● | ● |
| | | 障害福祉課 | | | ● | ● | ● |
| | | 高齢福祉課（地域包括ケア担当課長含む） | | | ● | ● | ● |

| 組織構成 | | | 配備基準 | | | | |
|----------|-------------|-----------------------|----------------|----------------|----------|----|----|
| | | | 情報 連絡 態勢 | 水防 警戒 態勢 | 水防非常配備態勢 | | |
| | | | | | 第1 | 第2 | 第3 |
| 災対子ども家庭部 | 保育・子育て支援班 | 子ども子育て支援課 | | | ● | ● | ● |
| | | 子ども若者計画課（注3） | | | ● | ● | ● |
| | | 保育幼稚園課 | | | ● | ● | ● |
| | | 子育て相談室（子ども発達支援担当課長含む） | | | ● | ● | ● |
| | 子ども庶務班 | 子ども若者計画課（注2） | | | ● | ● | ● |
| 災対市民生活部 | 市民生活班 | 市民課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 協働コミュニティ課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | 救援物資調達班 | 経済課 | | | ● | ● | ● |
| | | スポーツ振興課 | | | ● | ● | ● |
| | 物資管理班1班 | 社会教育課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 人権平和課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | 物資管理班2班 | 選挙管理委員会事務局 | | | ● | ● | ● |
| 監査委員事務局 | | | | ● | ● | ● | |
| 災対教育部 | 学校管理・運営班 | 教育総務課（市史編さん担当課長含む） | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 学務課 | | | ● | ● | ● |
| | | 学校指導課（学校教育担当課長含む） | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 小学校施設職員 | | | ● | ● | ● |
| | | 中学校施設職員 | | | ● | ● | ● |
| | 地区防災センター運営班 | 災害初動要員（地区防災センター担当） | | ● | ● | ● | ● |
| | 社会教育施設班 | 公民館課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 図書館課 | | | ● | ● | ● |
| ふるさと文化財課 | | | | ● | ● | ● | |

| 組織構成 | | | 配備基準 | | | | |
|----------|---------|--------------------------------------|--------|--------|----------|----|----|
| | | | 情報連絡態勢 | 水防警戒態勢 | 水防非常配備態勢 | | |
| | | | | | 第1 | 第2 | 第3 |
| 災対まちづくり部 | 都市対策班 | まちづくり計画課 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | まちづくり推進課（西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長含む） | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 建築指導課 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 公共施設マネジメント課（指定職員） | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 国分寺駅周辺班 | 駅周辺整備課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | | 文化振興課 | ○ | ● | ● | ● | ● |
| 災対建設環境部 | 道路河川班 | 道路管理課 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 建設事業課（街路整備担当課長含む）（事業計画担当，設計工事担当（注1）） | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 交通対策課 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 下水道班 | 下水道課 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 公園班 | 緑と公園課（公園緑地係，公園緑地担当（注2）） | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 建設事業課（用地担当（注2）） | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 給水班 | ごみ減量推進課 | | | ● | ● | ● |
| | 環境保全班 | 環境対策課（清掃施設担当課長含む） | | | ● | ● | ● |

（※）情報連絡態勢の「○」は，必要に応じて招集する水防関連部署を示す。

（注1）課長職を除く （注2）課長職を含む （注3）あらかじめ指定した者のみ

1 職員の動員

（1）職員招集

- 市長は，夜間，休日等の勤務時間外に気象警報の発表があったとき，または水防活動の必要が生じた場合は，配備基準に基づき必要な人員を招集する。
- 市内の全般的地域の被害に対処するため，災害対策本部を設置した場合には，月額会計年度任用職員及び再任用職員も必要に応じて招集する。
- 大型台風の接近時や豪雪などにより交通遮断が予見される場合は，職員を早めに招集する。

(2) 職員参集

- 職員は、気象情報等に注意し、大雨・洪水警報等が発表されたとき、または参集指示を受けた場合には、配備基準に基づき速やかに参集する。

(3) 参集連絡方法

- 本部員（各災対部長）は、あらかじめ部内の伝達方法を定め、職員に対し周知徹底する。特に、勤務時間外に配備態勢を敷くときも所属職員に対し確実に伝達できるよう、事前に連絡方法を把握しておく。
- 総務部防災安全課は、情報連絡態勢から水防警戒態勢へ移行する場合には、本部員（各災対部長）に連絡するとともに、職員安否確認システムにより職員へ配備及び動員の連絡を行う。

(4) 参集場所

- 勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は原則として各自の所属先とする。災害初動要員については、あらかじめ指定された参集場所とする。

第5節 災害対策即応本部

- 市は、台風や集中豪雨が「超大型」「数十年に一度」「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合等に、災害対策即応本部会議を開催し、全庁での情報共有と全庁一体となった応急対策活動の体制準備等を図ることで、通常業務から応急対策業務への円滑な移行を図る。

(1) 設置

- 「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合で、災害対策本部の設置が想定されるとき。

(2) 組織

- 災害対策本部の本部員（ただし消防団長を除く。）をもって構成する。

(3) 主な役割

- 対応方針及び職員体制の検討
- 各部の役割分担及び総合調整
- 災害情報の共有

第6節 施設の活用

- ※ 地震災害応急対策計画第3部第1章第4節「施設の活用」を準用する。

第7節 風水害時の避難場所等

1 指定緊急避難場所

- 指定緊急避難場所は、土砂災害の発生が想定される区域に避難指示等を発令する場合に開設する。

| 災害時活用 | 施設名 | 開設基準 |
|----------|-------------|---|
| 指定緊急避難場所 | 東京経済大学 | 市内の土砂災害警戒区域等に指定されている地域において、避難指示等を発令するとき |
| | 本町・南町地域センター | |
| | 内藤地域センター | |
| | いずみプラザ | |

2 自主避難所

- 自主避難所は、避難指示等を行う際に開設する指定避難所とは異なり、避難指示等が発令される前に、自主的に避難を行おうとする市民を受け入れる施設として一時的に開設する。

| 災害時活用 | 施設名 | 開設基準 |
|-------|---------------------------------|--|
| 自主避難所 | 市立小中学校，都立国分寺高校，東京経済大学(地区防災センター) | 大型で非常に強い台風が市に上陸・接近するおそれがある場合，または長時間降り続く大雨の影響等で洪水や土砂災害などの発生するおそれがある場合に，市民の問い合わせ状況などを考慮した上で，市長が必要と判断したとき |

第8節 防災会議の招集

- ※ 地震災害応急対策計画第3部第1章第5節「防災会議の招集」を準用する。

第9節 関係機関の活動体制

- ※ 地震災害応急対策計画第3部第1章第6節「関係機関の活動体制」を準用する。

第10節 災害救助法の適用

- ※ 災害救助法の適用基準及び適用の要請手続き等は、地震災害応急対策計画第3部第18章を準用する。

第2章 情報の収集・伝達

- 風水害が発生した場合は、各防災関係機関が緊密に連携して気象及び被害状況等の的確な情報収集と伝達を行い、情報連絡体制を確立する。
- 市からの防災情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせ市民に広報する。

◆ 計画の体系

| 項目 | 内容 | 業務開始時期 | | | | 担当 |
|-----|--------------------------------|--------|----|----|----|--------|
| | | 警戒 | 初動 | 応急 | 復旧 | |
| 第1節 | 情報連絡体制 | ● | ● | ● | ● | 市，関係機関 |
| 第2節 | 1 気象等予警報の伝達体制 | ● | ● | ● | | 市，関係機関 |
| | 2 気象等予警報の発表及び伝達 | ● | ● | ● | | 市，関係機関 |
| | 3 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の伝達 | ● | ● | ● | | 市，関係機関 |
| | 4 特別警報が発表されたときの情報の伝達 | ● | ● | ● | | 市，関係機関 |
| | 5 土砂災害警戒情報が発表されたときの情報の伝達 | ● | ● | ● | | 市，関係機関 |
| 第3節 | 異常現象に関する情報の収集 | ● | ● | ● | | 市，関係機関 |
| 第4節 | 被害状況等の収集体制 | ● | ● | ● | | 市，関係機関 |
| 第5節 | 広報広聴活動 | ● | ● | ● | | 市，関係機関 |

第1節 情報連絡体制

- 市域に関係する気象注意報・警報等の情報を受け、災害の発生が事前に予測される場合、市は直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。
- 活動の詳細は、地震災害応急対策計画第3部第2章第1節「情報連絡体制」を準用する。

第2節 災害に関する予警報等の収集・伝達

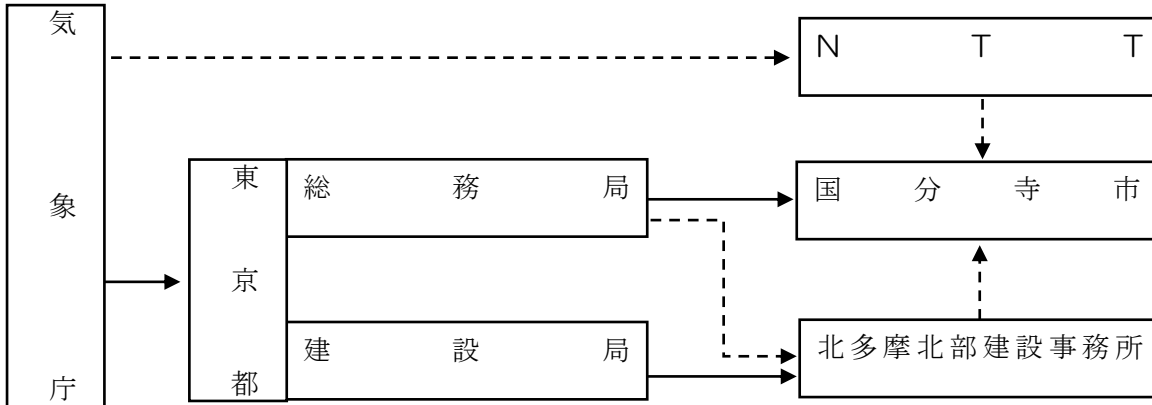
1 気象等予警報の伝達体制

- 市は、気象予警報のほか、都災害情報システム（DIS）や気象庁等の各機関が提供する短期間予報、リアルタイム情報等を監視し、警戒活動に活用するための気象観測情報を収集する。市域に関係する重要な注意報、警報、土砂災害警戒情報等の通報を受けたとき、または自らその発令を知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民防災組織等に通報するとともに、警察署及び消防署等の協力を得て、市民に周知する。

2 気象等予警報の発表及び伝達

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 気象等予警報の発表 | 気象等予警報は、気象庁より市区町村を対象として発表される。 ※周辺地域の予警報にも留意する。 |
| 予警報の取扱い | <ul style="list-style-type: none">○ 気象等予警報は、都防災行政無線電話、都災害情報システム、一般加入電話等で市に通報される。○ 災害の危険性が切迫している場合などは、気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）で気象庁が市へ直接厳重な警戒を呼びかける。○ 市民に対する広報は、報道機関のほか、市ホームページ、安全安心メール、ツイッター、防災行政無線（同報系）、ジェイコム東京及びFMたちかわ等により行う。また、必要に応じて消防団等に通知し出動の準備を要請する。 |

【図 6-1 気象情報伝達系統図】



・気象庁が発表した気象情報は、報道機関、市を通じて市民にも伝達

——▶ 基本系：法令の定めによる伝達系統
- - -▶ 補助系：確実な伝達を図るための第2系統

【図 6-2 警報・注意報発表基準一覧表】

令和3年6月8日現在
発表官署 気象庁予報部

| 国分寺市 | 府県予報区 | 東京都 | | |
|------------|------------------------|---|------------------|--|
| | 一次細分区域 | 東京地方 | | |
| | 市長村等をまとめた地域 | 多摩北部 | | |
| 警報 | 大雨 | (浸水被害) 表面雨量指数基準 | 20 | |
| | | (土砂災害) 土壌雨量指数基準 | 180 | |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 | 野川流域 = 9.8 | |
| | | 複合基準* | 野川流域 = (20, 7) | |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | — | |
| | 暴風 | 平均風速 | 25m/s | |
| | 暴風雪 | 平均風速 | 25m/s 雪を伴う | |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ10cm | |
| 波浪 | 有義波高 | | | |
| 高潮 | 潮位 | | | |
| 注意報 | 大雨 | 表面雨量指数基準 | 16 | |
| | | 土壌雨量指数基準 | 140 | |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 | 野川流域 = 7.8 | |
| | | 複合基準* | 野川流域 = (11, 6.2) | |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | — | |
| | 強風 | 平均風速 | 13m/s | |
| | 風雪 | 平均風速 | 13m/s 雪を伴う | |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ5cm | |
| | 波浪 | 有義波高 | | |
| | 高潮 | 潮位 | | |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | | |
| | 融雪 | | | |
| | 濃霧 | 視程 | 100m | |
| | 乾燥 | 最小湿度25%で実効湿度50% | | |
| | なだれ | | | |
| | 低温 | 夏期(平均気温): 平年より5°C以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7°C以下、多摩西部は-9°C以下 | | |
| 霜 | 4月10日~5月15日 最低気温2°C以下 | | | |
| 着氷・着雪 | 大雪警報の条件下で気温が-2°C~2°Cの時 | | | |
| 記録的短時間大雨情報 | 1時間雨量 | 100mm | | |

* (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

3 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の伝達

- 市は、竜巻注意情報または竜巻への注意を呼びかける雷注意報や東京都気象情報等が発表された場合、危機管理体制を確認するとともに、気象庁等と連携の上、気象情報（竜巻発生確度ナウキャストを含む。）に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応について住民への周知、啓発等に努める。また、気象庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）により送信される竜巻注意情報について、必要に応じて防災行政無線等の自動起動を図っておくものとする。

4 特別警報が発表されたときの情報の伝達

（1）特別警報の発表

- 気象庁は、平成25年8月30日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な被害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表する。気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより）。

【表 6-1 気象等に関する特別警報の発表基準】

| 特別警報の種類 | | 特別警報の基準 |
|----------|---------|--|
| 気象特別警報 | 暴風特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 |
| | 暴風雪特別警報 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| | 大雨特別警報 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |
| | 大雪特別警報 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |
| 地面現象特別警報 | | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |

（注）実施にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この「数十年に一度」の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載。

【表 6-2 雨に関する 50 年に一度の値（参考）】

| 地域 | | | | | 50 年に一度の値 | | |
|------|-------|--------|-------------|--------|---------------|--------------|--------|
| 都道府県 | 府県予報区 | 一次細分区域 | 市町村等をまとめた区域 | 二次細分区域 | 48 時間降水量 (mm) | 3 時間降水量 (mm) | 土壌雨量指数 |
| 東京都 | 東京都 | 東京地方 | 多摩北部 | 国分寺市 | 401 | 139 | 251 |

注 1) 「50 年に一度の値」とは、再現期間 50 年の確率値のこと。48 時間降水量、3 時間降水量、土壌雨量指数いずれも各市町村にかかる 5 km 格子の値の平均をとったもの。

注 2) 大雨特別警報は、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、3 時間降水量は 150 mm 以上となった格子をカウント対象とする。) 個々の市町村で 50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

(2) 市民への周知方法

- 市は、気象庁や都から通知を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに市民及び関係機関に周知するとともに、必要に応じて避難指示等を発令し、最大限の警戒を呼びかける。

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 情報伝達手段 | <ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線（同報系） ・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス ・エリアメール，緊急速報メール ・市ホームページ，ツイッター ・安全・安心メール ・Lアラート，ヤフー防災アプリ ・ジェイコム東京，FMたちかわ ・広報車など |

5 土砂災害警戒情報が発表されたときの情報の伝達

(1) 土砂災害警戒情報の発表

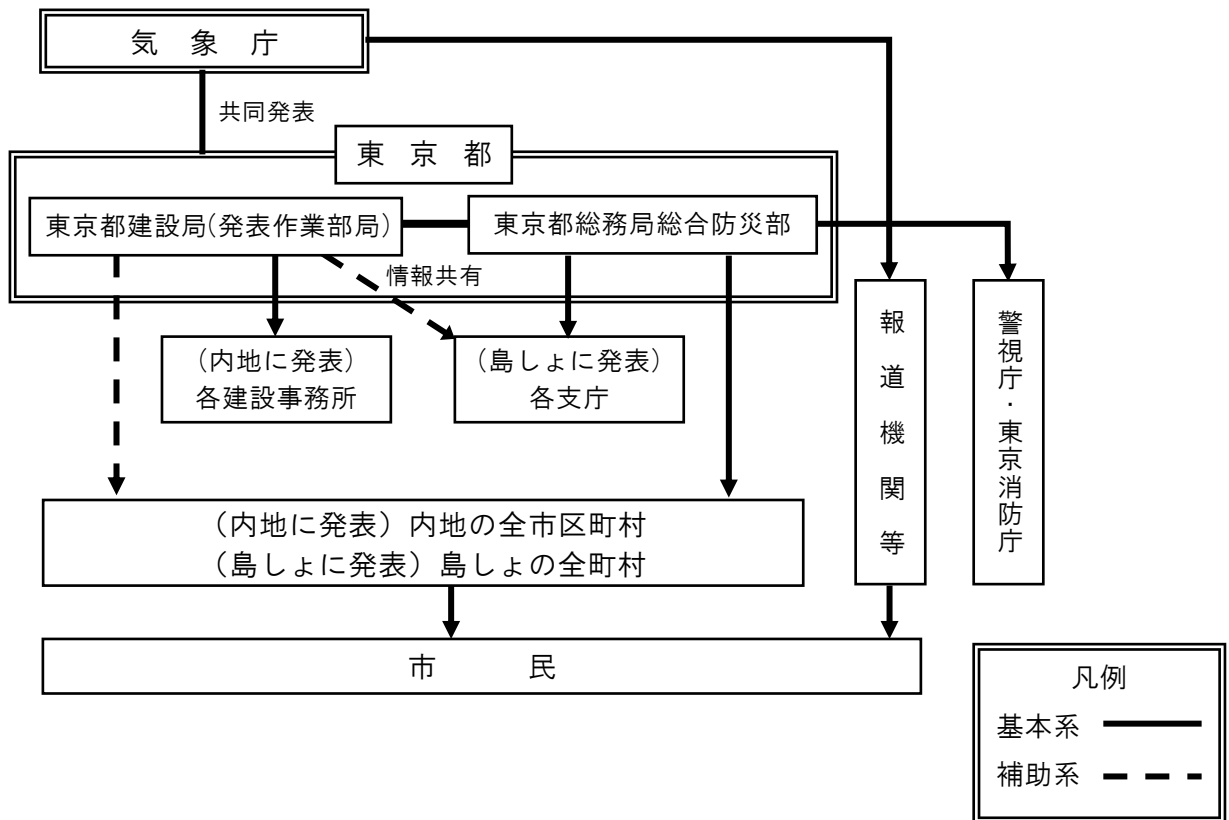
- 気象庁と都が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市区町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市区町村ごとに発表する。

| 項目 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中に、市区町村毎に発表する。 ○ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。 ○ 発表対象としない土砂災害は、技術的に降雨から予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊・地すべりとする。 ○ 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等を詳細に特定するものではない。 ○ 地震や火山噴火、大規模な土砂災害等により通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合は、土砂災害警戒情報の暫定基準を設定することがある。 |
| 土砂災害警戒情報の伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過すると予測したときに発表する。 ○ 都は、市及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及び DIS（災害情報システム）を利用し伝達する。 ○ 都は、市長の携帯電話及び防災安全課宛に、直接、土砂災害警戒情報のホットメールを配信する。 |

(2) 市民への周知方法

- 市は、土砂災害の危険度が高まったことにより土砂災害警戒情報が発表された場合、対象地区にある土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所等の付近の住民等に直ちにその旨を伝達するとともに、状況により、避難指示等を発令する。市民への情報伝達手段は、特別警報に同じ。

【図 6-3 土砂災害警戒情報の伝達系統図】



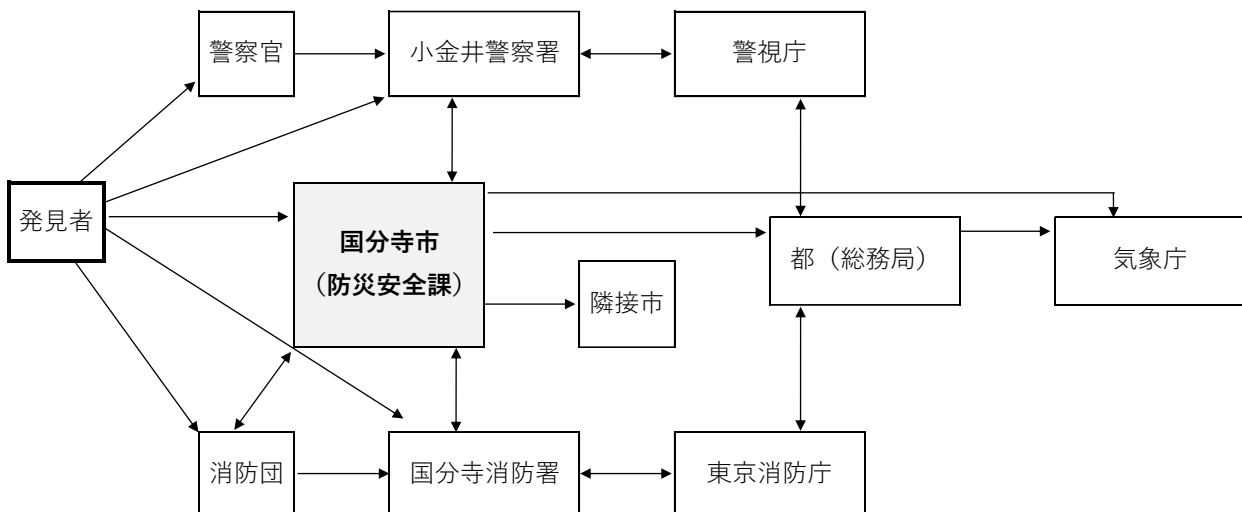
第3節 異常現象に関する情報の収集

- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市または警察官等に通報する。
- 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象に関する通報を受けた場合、次の系統で関係機関に通報するとともに、必要に応じて市民等に注意を呼びかける。

【表 6-3 異常な現象の例】

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 気象に関する事項 | ○竜巻等の激しい突風，強い降ひょう等 ○地割れ，亀裂，落石等 |
| 水象に関する事項 | ○水位の上昇，堤防の水もれ，亀裂等 |

【図 6-4 異常現象に関する情報の伝達系統】



第4節 被害状況等の収集体制

※ 地震災害応急対策計画第第3部第2章第3節「被害状況等の収集体制」を準用する。

第5節 広報広聴活動

※ 地震災害応急対策計画第第3部第2章第4節「広報広聴活動」を準用する。

第3章 水防計画

- この計画は、水防法、災害対策基本法及び東京都水防計画に基づき、市地域防災計画の一環として作成するもので、洪水その他による大規模な水害の発生または発生するおそれがある場合において、洪水等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項について定める。

◆ 計画の体系

| 項目 | 内容 | 警戒 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|----------------|------------------------|----|----|----|----|--------------|
| 第1節 | 任務及び体制 | ● | ● | | | 市 |
| 第2節 | 気象情報の連絡及び雨量情報等 | | ● | | | 市 |
| 第3節 水防機関の活動 | 1 国分寺市の体制及び活動 | ● | ● | ● | ● | 市 |
| | 2 北多摩北部建設事務所の体制 | ● | ● | ● | ● | 北多摩北部建設事務所 |
| | 3 消防機関の体制及び活動 | ● | ● | ● | ● | 消防署，消防団 |
| 第4節 | 水防現場活動計画 | ● | ● | ● | ● | 消防署，消防団，警察署 |
| 第5節 | 決壊時の処置 | | ● | ● | ● | 市長，消防署長，消防団長 |
| 第6節 | 開発区域内等における重大事故発生時の緊急連絡 | | ● | ● | ● | 市，警察署，消防署，都 |
| 第7節 | 費用負担及び公用負担 | | | ● | ● | 市，市長，消防機関の長 |
| 第8節 | 水防実施状況の報告 | ● | ● | ● | ● | 市長 |

第1節 任務及び体制

| 担当 | 対策内容 |
|----|---|
| 市 | <p>(1) 任務 市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。</p> <p>(2) 水防組織 第6部第1章第1節「職員の活動体制」を参照し活動する。</p> <p>(3) 水防用資機材等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、市内における水防を十分果たせるよう水防用資機材及び装備を準備しておく。 ○ 市は、水防資材を確保するため、市内の資材業者の手持資材を調査しておくなど、緊急の補給に備えておく。 |

第2節 気象情報の連絡及び雨量情報等

| 担当 | 対策内容 |
|----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁が水防活動用に行う注意報、警報は、第1章第2節の気象情報伝達系統により連絡される（気象業務法第14条の2）。 ○ 市は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには、都建設局（都水防本部）と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から敏速に入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。 |

第3節 水防機関の活動

1 国分寺市の体制及び活動

| 担当 | 対策内容 |
|----|--|
| 市 | <p>市長（水防管理者）は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めること。 (2) 気象状況及び水位に応じて河川等の管理警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずること。 (3) 水防作業に必要な技術上の指導を行うこと。 (4) 水防作業に必要な資器材の調達を行うこと。 (5) 市長（水防管理者）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者または現場にある者をして、作業に従事させることができる。 (6) 市長（水防管理者）は、堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。 (7) 洪水による著しい危険が切迫しているときは、市長（水防管理者）は、必要と認める区域の居住者に対し、立退きまたはその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。 (8) 市長（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序または保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。 (9) 水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた市長（水防管理者）の所轄の下に行動する。 (10) 市長（水防管理者）は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。 |

2 北多摩北部建設事務所の体制

| 担当 | 対策内容 |
|------------|--|
| 北多摩北部建設事務所 | (1) 水防の責任 ○ 北多摩北部建設事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を連絡し、資器材及び技術的な援助を与える等その調整を図るものとする。 (2) 水防態勢 ○ 北多摩北部建設事務所における水防組織は、表6-4のとおりとする。 (3) 気象情報等伝達系統 ○ 気象状況等の伝達系統は、6-19ページの図6-1 気象情報伝達系統図のとおりとする。 (4) 水防資器材 ○ 水防資器材を要請する場合は、北多摩北部建設事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請し、資材は、水防倉庫から払出すものとする。 |

【表 6-4：北多摩北部建設事務所水防分担】

| 班 別 | 業 務 分 担 |
|--------|--|
| 所長・副所長 | 統括指揮 |
| 庶務班 | (1) 各班の連絡調整に関すること。 (2) 水防資器材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること。 (3) 各班に属さないこと。 |
| 情報連絡班 | (1) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。（内水を含む） (2) 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報及び資料収集整理に関すること。 (3) 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。 (4) 土砂災害警戒情報の収集・整理に関すること。 |
| 技術班 | (1) 水防作業の技術支援及び指導に関すること。 (2) 水防実施状況の調査及び報告に関すること。 (3) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関すること。 (6) 雨量・水位、潮位等の観測に関すること。 (7) 工区班応援に関すること。 (8) がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。 |
| 工務班 | (1) 水防資器材の受払の調整に関すること。 (2) 水防資器材の配分、輸送計画に関すること。 |
| 工区班 | (1) 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 (3) 水防作業の技術支援及び指導に関すること。 (4) 公共土木施設の被害状況調査に関すること。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関すること。 (6) がけ崩れの被害状況調査に関すること。 |

3 消防機関の体制及び活動

消防機関（消防署，消防団）が対応する水防活動は，おおむね次のとおりである。

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------|---|
| 国分寺消防署 国分寺市消防団 | <p>(1) 消防署長は，水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため，水防管理団体に対し，必要な要員を派遣する。</p> <p>(2) 河川，堤防等を随時巡視し，水防上危険であると認められる箇所があるときは，直ちに，その情報を管理者に連絡して必要な措置を求める。</p> <p>(3) 水防上緊急の必要がある場合においては，消防機関に属する者は，警戒区域を設定し，水防関係者以外の者に対して，その区域への立入りを禁止し，もしくは制限し，またはその区域からの退去を命ずる。</p> <p>(4) 消防署長は，水防上やむを得ない必要があるときは，その区域に居住する者または水防現場にある者をして水防に従事させる。</p> <p>(5) 堤防その他の施設が決壊したときは，消防署長は，直ちにこれを関係者に通知するとともに，できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。</p> <p>(6) 消防署長は，水防管理者から出場の要請を受けたとき，または水防活動の必要性を判断した場合は水防部隊を出場させ水防活動を実施する。</p> |

第4節 水防現場活動計画

台風，豪雨等により水災が発生する危険がある場合または発生した場合は，この計画の定めるところにより，市，国分寺消防署，消防団及び小金井警察署は，全機能をあげて，関係機関と連携のもとに被害の発生拡大を防止するものとする。

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 国分寺消防署 | <p>(1) 消防署及び関係機関との連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内水はん濫，溢水等により水災が発生する危険がある場合，または発生した場合は，消防署の全機能をあげて市内関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止する。 ア 消防署長は，水災の発生または危険を知ったときは，直ちに市長（水防管理者）に通知する。 イ 関係機関は，水災の発生または危険を知ったときは，市長（水防管理者）及び消防署長への通報に協力する。 ウ ア及びイの通報は，有線及び無線のあらゆる通信施設及び連絡車を活用して行う。 <p>(2) 水防態勢</p> <p>気象状況等により水防態勢を発令し，情報収集，分析を行い水災に対する警戒態勢を確保する。</p> |

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 国分寺消防署 | <p>(3) 水防非常配備態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水防非常配備態勢は、気象状況及び災害の状況に応じ、市の態勢発令とは別に発令する。 ○ 気象状況及び水災の状況に応じ、水防第一非常配備態勢、水防第二非常配備態勢、水防第三非常配備態勢、水防第四非常配備態勢を発令して組織的な水防活動、救助・救急活動を実施する。 ○ 水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成し水防活動を実施する。 <p>(4) 救助・救急活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、水防管理団体に対し、必要な要員を派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者等との協定等に基づく迅速な調整を図り効果的な活動を行う。 ○ 救急活動にあたっては消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 ○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。 |

| 担当 | 対策内容 |
|---------|--|
| 国分寺市消防団 | <p>(1) 消防団の水防区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団が行う水防区域は市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする。 <p>(2) 通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見した場合、または水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。 ○ 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに市長（水防管理者）及び消防署長に通報するものとする。 <p>(3) 出動の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、もしくは発生したとき、または分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。 ○ 分団長は、気象状況等に分団区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、または被害が発生したときは、団本部の了解を得て団員を出動させることができる。この場合において、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。 <p>(4) 指示の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団本部の指示または分団の通報等の伝達は、次の要領により行うものとする。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph TD A[国分寺消防署] <--> B[国分寺市] B <--> C[消防団本部] C <--> D[分団] D --> E[団員] </pre> </div> |

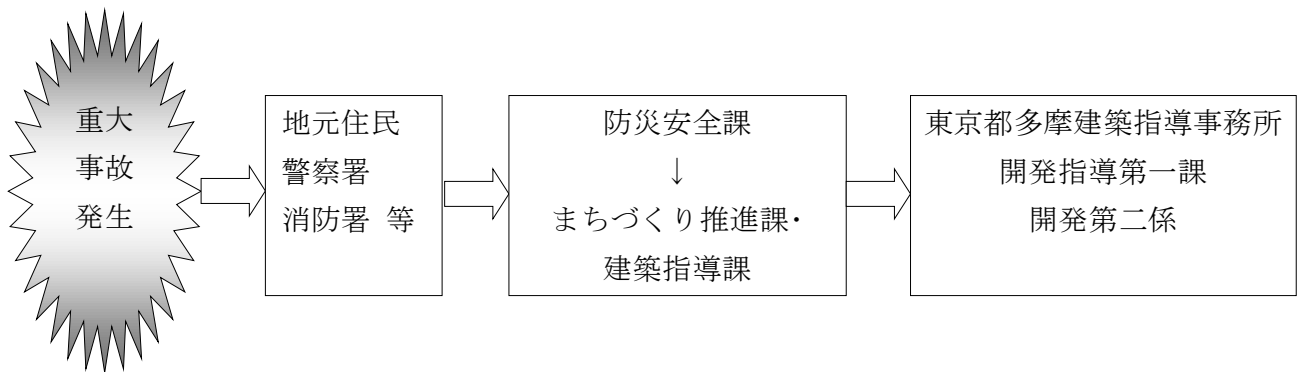
| 担当 | 対策内容 |
|---------|--|
| 国分寺市消防団 | <p>(5) 有線途絶の場合の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は、分団に対し無線または連絡車を派遣し、連絡等を保つものとする。 <p>(6) 広報活動の協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団は、必要に応じ各種広報活動に協力するものとする。 <p>(7) 消防団出動基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 待機: 団員は、自宅に待機し、必要に応じ直ちに行動できる態勢 イ 準備: 水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態勢 ウ 出動: 消防団が被害現場に出動する態勢 エ 解除: 水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢終了の通知 <p>(8) 出動の要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出動は、団本部の指示があった場合の他、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、または被害が発生した場合に分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。この場合、分団長は出動ごとに場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。 <p>(9) 監視及び警戒</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険である箇所が認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずるものとする。 <p>(10) 水防作業報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告するものとする。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（水防管理者）から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備本隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。 ○ 水防現場においては、市長（水防管理者）及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入り制限及び禁止または立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。 ○ 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向うものの通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。 ○ り災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。 |

第5節 決壊時の処置

| 担当 | 対策内容 |
|-------------------------------|--|
| 市長 (水防管理者) 消防署長 消防団長 | ○ 警戒員その他の者からの連絡報告等により決壊を確認したとき、またはこれに準ずる事態が発生した場合は、市長（水防管理者）または消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部（都建設局）に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとる。 |
| 市長 (水防管理者) 消防署長 | ○ 決壊後といえども、市長（水防管理者）及び消防署長は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。 |
| 市長またはその命を受けた者 | ○ 洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長またはその命を受けた者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退きまたはその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。 |

第6節 開発区域内等における重大事故発生時の緊急連絡

台風、豪雨等により都市計画法の開発区域内及び宅造法の工事規制区域内において、宅地及び建築物に係る重大事故（人的被害・物的被害を伴う法面崩壊、擁壁倒壊など）が発生した場合は、市と都が連携して対処するため、以下の緊急連絡を行う。



第7節 費用負担及び公用負担

| 担当 | 対策内容 |
|---|--|
| <p>市 市長(水防管理者) または消防機関 の長</p> | <p>○ 市は、水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は市が当該応援を求めた場合は、市と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。</p> <p>○ 区域外の市区町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市区町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事に斡旋申請することができる（水防法第41、42条）。</p> <p>(1) 公用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 水防のため緊急の必要のあるときは、市長（水防管理者）または消防機関の長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。 <ul style="list-style-type: none"> ア 必要な土地の一時使用 イ 土石、竹木その他の資材の使用 ウ 土石、竹木その他の資材の収用 エ 車両その他の運搬用機器の使用 オ 工作物その他の障害物の処分 ▶ 公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すること。 ▶ 公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、不可能な場合は、事後において直ちに処理するものとする。 ▶ 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする（水防法第28条）。 |

第8節 水防実施状況の報告

| 担当 | 対策内容 |
|------------------|---|
| <p>市長(水防管理者)</p> | <p>○ 市長（水防管理者）は、巡視等の水防活動の実施、避難指示等の発表、洪水等により被害を生じた場合は、直ちに北多摩北部建設事務所にその概況を速報するものとする。なお、水防資材等の応援を要する場合は、その旨併せて連絡する。</p> <p>○ 市長（水防管理者）は、水防終了後3日以内に水防実施状況を北多摩北部建設事務所に、水防活動報告書により報告する。</p> |

第4章 避難

- 浸水、崖くずれ等が発生し、または発生するおそれがあるときは、市民を安全な場所に避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。市は、迅速な避難を確保するため、避難の考え方を明らかにするとともに、状況に応じて避難指示等を発令し、速やかに緊急避難場所等を開設して避難者を受け入れる。

◆ 計画の体系

| 項目 | 内容 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|-----------------|------------------------------|----|----|----|--------|
| 第1節 事前避難 | | ● | ● | | 市，関係機関 |
| 第2節 避難指示等の判断・伝達 | 1 高齢者等避難，避難指示等 2 避難指示等の伝達 | ● | ● | | |
| 第3節 避難指示等の判断基準等 | 1 避難指示等の判断・伝達のための基準の作成 | ● | ● | | 市，関係機関 |
| | 2 避難に要する時間を見込んだ避難指示等の発令 | ● | ● | | 市，関係機関 |
| | 3 市区町村の避難指示等の判断・伝達に対する支援 | ● | ● | | 市，関係機関 |
| | 4 避難指示等の発令の判断基準 | ● | ● | | 市，関係機関 |
| 第3節 避難誘導 | | ● | ● | | 市，関係機関 |
| 第4節 避難所設営・運営 | | ● | ● | ● | 市，関係機関 |

第1節 事前避難

1 市の責務

- (1) 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は、市民に対し、その情勢を的確に伝達し、早期に避難指示を行う。また、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児等）に対しては、早めの避難を促すため、高齢者等避難を発令し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難するか、安全地域の親せき、知人宅に自主的に避難するよう指導する。
- (3) 要配慮者のうち、避難行動要支援者については、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、小金井警察署、消防団、自治会・町内会と連携し、早期の避難を支援する。
- (4) 要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供を行う。

第2節 避難指示等の判断・伝達

1 高齢者等避難，避難指示等

- 内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）によると、立退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。

(1) 洪水等（洪水，内水氾濫）

ア 河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流出をもたらすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸浸食や氾濫流が家屋流出をもたらすおそれがある場合

※具体的な区域や河岸浸食の幅の設定に参考になる情報として、国・都道府県が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある。

イ 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及びおそれがある場合

※住宅地室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。

ウ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

(2) 土砂災害

ア 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合

イ 土石流が発生し、被害のおそれがある場合

ウ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

- 平成31年3月に内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、警戒レベルを用いた防災情報の発信及び避難勧告等の発令が追加された。具体的には、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付ける警戒レベルの導入や、警戒レベル5として

市区町村長が災害発生情報を発令し、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求めること等について内容の追加が行われた。

- 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、警戒レベル4の避難勧告と避難指示については、「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令するとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の改善が行われた。

【表 6-5 避難指示等の一覧】

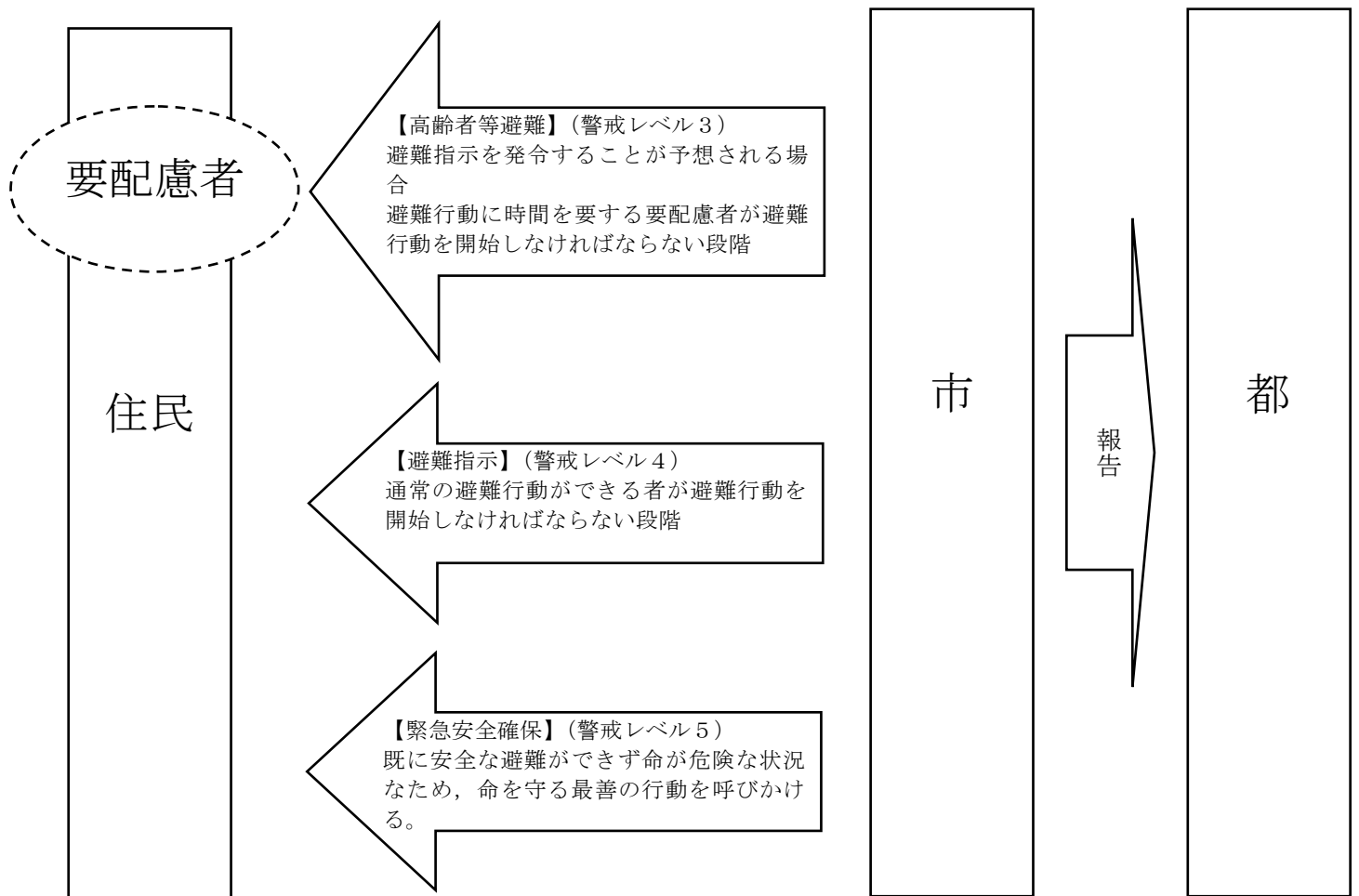
| 措置 | | 根拠 | 役割 |
|--------------------|---|-------------------|-----------------------|
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | （避難に時間を要する高齢者等に早めの避難を促すとき） ・避難のための立退きの要請 | 災害対策基本法 56条第2項 | 市長 |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | （危険な場所から全員避難） ・避難のための立退きの指示 | 災害対策基本法 60条第1項 | 市長 |
| | （市長が指示できない、もしくは求めるとき） ・避難のための立退きの指示 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内での退避等の安全確保措置の指示 | 災害対策基本法 61条第1項 | 警察官 |
| | 避難のための立退きの指示 | 水防法第29条 | 市長 都知事及びその名を受けた都職員 |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | （災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない） ・立退き避難から行動変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保する行動を指示 | 災害対策基本法 60条第3項 | 市長 |

2 避難指示等の伝達

○ 市は、災害発生危険性がある状況においては、災害の危険が去るまでの間、住民が適時的確な避難行動等をとることができるよう、関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難指示等を発令する。避難指示等を発令した場合は速やかに都へ報告する。

避難対象区域の住民への伝達は、風水害応急対策計画第2章第2節「災害に関する予警報等の収集・伝達」によるほか、小金井警察署、国分寺消防署等の協力を得て迅速かつ的確に行う。

【図 6-5 高齢者等避難・避難指示等】



【表 6-6 高齢者等避難，避難指示】

| 担当 | 対策内容 |
|--------|---|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき，市長（本部長）は警戒区域を設定し，当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し，または退去を命ずる。 ○ 区域内において危険が切迫した場合には，市長（本部長）は警察署長及び消防署長に連絡の上，要避難地域及び避難先を定めて必要と認める居住者等に対し，高齢者等避難，避難指示を行うとともに，速やかに都総務局に報告する。 ○ 水防法第 29 条に基づき，水防管理者として洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合，避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては，当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 ○ 内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月）を参考に策定した市の避難基準に基づき，要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。 ○ 平常時から地域または町会（自治会）単位に，避難時における集団の形成や自主統制の状況について，地域の実情を把握するよう努める。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（本部長）が避難の指示をすることができないと認めるとき，または市長（本部長）から要請があった場合は，警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合，直ちに市長（本部長）に対し，避難の指示を行った日時，対象区域，避難誘導方向及び避難先等を通知する。 ○ 避難の指示に従わない者に対しては，極力説得して任意で避難させる。 ○ 危険が切迫し，特に急を要すると認めるときは，警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により，住民を避難させる必要がある場合，市へ通報を行う。 ○ 高齢者等避難，避難指示が出された場合は，災害の規模，気象状況，災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し，必要な情報を関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については，安全確保に努める。 |
| 都建設局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水防法第 29 条に基づき，都道府県知事の命を受けた都職員は氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは，必要と認める区域の居住者，滞在者その他の者に対し，避難のために立ち退くべきことを指示することができる。 |

第3節 避難指示等の判断基準等

1 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

- 市は、内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を参考に、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を整備する。

2 避難に要する時間を見込んだ避難指示等の発令

- 市は、河川や土砂の災害発生の危険度について気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を見込んだ上で、避難指示等を発令する。

【表 6-7 避難指示等により居住者等がとるべき行動等】

| 区分 | 居住者等がとるべき行動等 |
|----------------------------|---|
| <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難を基本とするが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能である。）する。 |
| <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

3 市区町村の避難指示等の判断・伝達に対する支援

- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により，市区町村長は，避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）または都知事に対して助言を求めることができ，助言を求められた国または都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第 61 条の 2）。
- 都総務局は，東京都災害情報システム（DIS）により，平常時において，気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を市区町村等の端末機設置機関に提供する。さらに，気象警報発令時などに，気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に市区町村に発信するとともに，事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。
- 都建設局等は，市区町村からの助言の求めに応じ，以下の支援を実施する。
 - ・ 東京都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し，市区町村に提供する。
 - （ア）警戒すべき区間
 - （イ）施設の整備状況
 - ・ 具体的な内水氾濫データを収集し，市区町村に提供する。
 - （ア）警戒すべき区間
 - （イ）内水氾濫の特徴

4 避難指示等の発令の判断基準

(1) 野川氾濫に係る避難指示等の基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。また、避難指示等の対象区域は、野川の流域を基本とした町丁目単位で発令する。

| 区分 | 判断基準 | 避難対象区域 |
|----------------------------|--|--|
| <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 野川の一里塚橋水位観測所の水位が注意水位(0.91m)に到達し、かつ、野川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合)し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 | <p>東元町一丁目, 東元町二丁目, 東元町三丁目, 泉町一丁目, 南町一丁目, 東恋ヶ窪一丁目</p> |
| <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 野川の一里塚橋水位観測所の水位が危険水位(1.60m)に到達し、かつ、野川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 | |
| <p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 野川の一里塚橋水位観測所の水位が堤防高である2.28mに到達するおそれが高い場合 ○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○ 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 ○ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 | |

(2) 土砂災害に係る避難指示等の基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や警戒区域巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。また、避難指示等の対象区域は、土砂災害警戒区域等を対象区域として、土砂災害警戒情報を補足する詳細情報として気象庁が公表する大雨警報（土砂災害）の危険度分布の単位を基準に、町丁目単位で発令する。

| 区分 | 判断基準 | 避難対象区域 |
|--------------------|--|--|
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布「警戒（赤）」となった場合 ○ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 | 東元町三丁目の一部、西元町二丁目・四丁目の一部、南町一丁目・二丁目・三丁目の一部、泉町一丁目の一部、本町一丁目・二丁目の一部、本多一丁目の一部、東恋ヶ窪三丁目・四丁目の一部、西恋ヶ窪一丁目・三丁目・四丁目の一部、日吉町二丁目・四丁目の一部、内藤一丁目・二丁目の一部、光町一丁目・三丁目の一部、西町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目の一部 |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ○ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 ○ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ○ 土砂災害の前兆現象（湧水の濁り、斜面のはらみ、擁壁の傾き等）が発見された場合 | |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○ 土砂災害の発生が確認された場合 | |

第4節 避難誘導

※ 第3部 第9章 第2節「避難誘導」を準用する。

第5節 避難所開設・運営

※ 第3部 第9章 第3節「避難所の開設・運営」を準用する。

第7部 大規模事故等対策計画

第1章 総則

第2章 応急活動体制

第3章 航空機事故

第4章 鉄道事故

第5章 道路災害

第6章 ガス事故

第7章 大規模停電事故

第8章 大規模断水・水質汚濁

第9章 NBC災害

第10章 危険物等災害

第11章 大規模な火災

第1章 総則

第1節 目的

1 計画の目的

国分寺市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、主に地震災害、風水害等の自然災害に備えて必要な防災活動に重点を置いて定めたものである。しかし、近年、社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、大規模な事故に対しても、市の機能をあげて対応することが求められるようになってきた。

そこで、大規模な事故から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、地域防災計画に大規模事故対策を位置づけ、各関係機関の応急対策を定めることとする。

2 対象とする大規模事故

国分寺市が対象とする大規模事故とは、当該事故の発生により人的あるいは物的被害が生じ、または市民生活に大きな影響を与えるものとし、以下に示すとおりとする。

なお、以下に想定されていないものであっても、大規模事故に類するものについては、この計画を適用する。

- | | | |
|-----------------------------|-------------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 航空機事故 | <input type="radio"/> 鉄道事故 | <input type="radio"/> 道路災害 |
| <input type="radio"/> ガス事故 | <input type="radio"/> 大規模停電事故 | <input type="radio"/> 大規模断水・水質汚濁 |
| <input type="radio"/> NBC災害 | <input type="radio"/> 危険物等災害 | <input type="radio"/> 大規模火災 |

第2節 基本方針

国分寺市における大規模事故に対する基本方針は以下のとおりとする。なお、事故の種類により、全ての方針が適用されない場合もある。

- (1) 被災者の人命救助を第一とする
- (2) 各機関の緊密な連携のもと、応急対策を行う
- (3) 二次災害の防止に万全を期す
- (4) 事故現場に「現地連絡調整所」を東京都が設置した場合は、現場における各機関の活動の調整及び相互連携を図る
- (5) 被災者の個人情報に十分配慮する

第3節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第18章 災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2章 応急活動体制

- 大規模事故が発生した場合、市は都及び防災関係機関との協力体制を確立するとともに、状況を把握し、周辺地域への災害拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための体制を確立する必要がある。

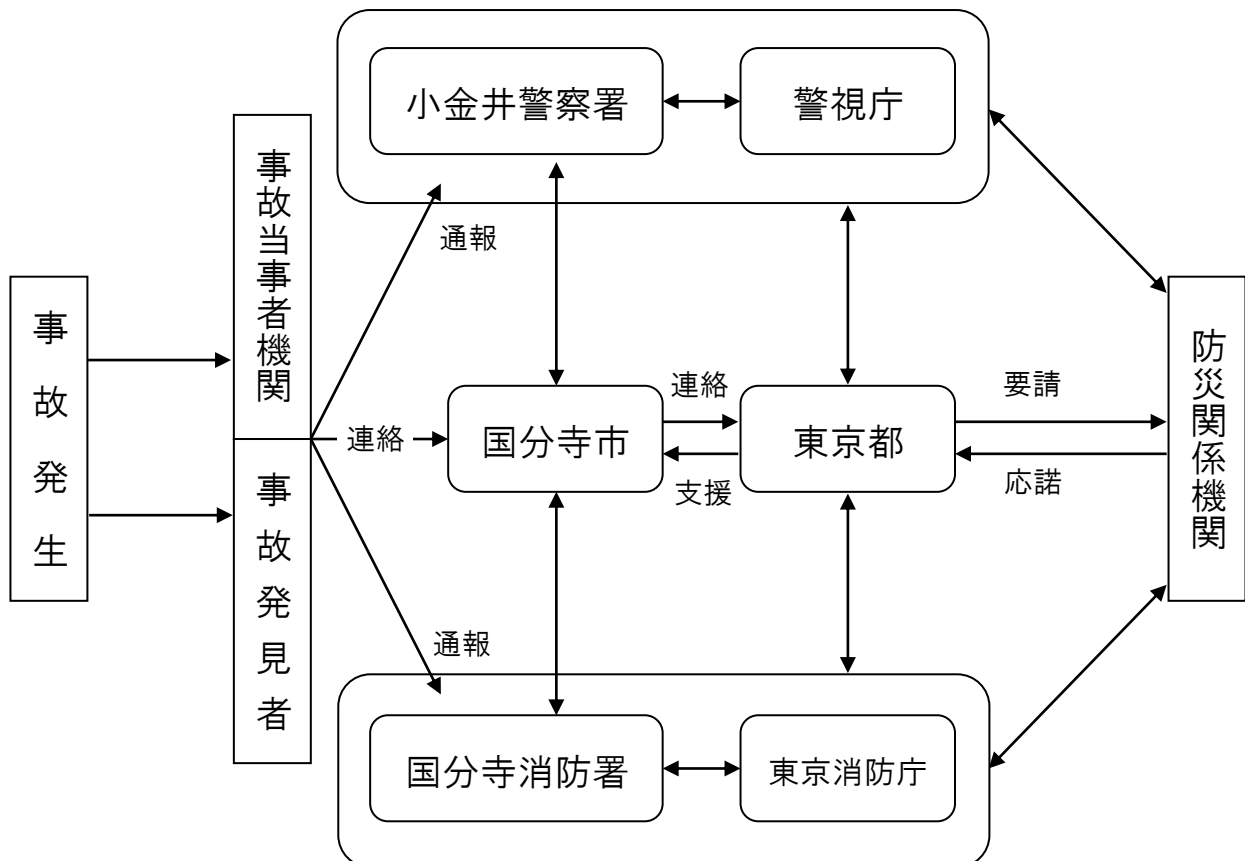
第1節 初動体制

1 通報，連絡，報告体制

事故発生時の情報連絡報告体制は、図7-1の流れを基本とする。

事故当事者機関である事業者においては、警察、消防への通報とともに、速やかに市へ連絡する。

図7-1：基本的な事故発生時の情報連絡体制



2 各機関の役割

| 機関名 | 主な役割 |
|-----------------|--|
| 都（総合防災部） | 各機関が実施する応急対策活動の総合調整，防災関係機関への要請，避難誘導 |
| 都（福祉保健局） | 医療物資の調達，医療機関等との連絡調整，遺体検案 |
| 都（水道局） | 給水体制の確立 |
| 市 | 医療救護所の設置，遺体収容所の確保，避難場所の設置，避難誘導 等 |
| 警視庁 | 救助，警備，交通規制，避難誘導，遺体検視 |
| 東京消防庁 | 災害の予防・警戒・防御，消火，救助，救急，危険物等の措置 東京DMA Tとの連携活動，関係機関との情報交換 |
| 自衛隊 | 救助，医療搬送，救護 |
| 医師会 | 医療救護 |
| 日本赤十字社 東京都支部 | 医療救護 |

3 市の活動体制

大規模事故が発生した場合の活動体制の確立については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第1章 活動体制」に準じて行う。

4 国民保護対策本部への移行

市の地域において発生した事故災害が大規模テロ等によるものであると政府による事態認定が行われ，内閣総理大臣から総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市として指定の通知を受けた場合，市は，直ちに国民保護対策本部へ体制を移行する。

第2節 現地連絡調整所の設置・運営

1 現地連絡調整所の目的及び役割

列車の脱線事故や航空機の墜落等の大規模事故により多数の死傷者が発生した場合，災害現場では，被害を最小限にするため，複数の関係機関が制約された時間の中で，相互の役割等を明確に認識し，応急対策活動を実施する必要がある。

このため，都は災害現場において各機関の情報の共有化，活動の調整等を行い，被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として，現地連絡調整所を設置する。現地連絡調整所が設置された場合，市はこれを支援する。

2 設置者及び連絡員

(1) 設置者

現地連絡調整所は、大規模事故が発生した場合に、都と事故発生地の市区町村が協議し、都が設置する。

(2) 設置場所

現地連絡調整所の設置場所は、原則として迅速に設置できる場所であつ現場活動の一体性を考慮して、警視庁の現場警備本部または東京消防庁の現場指揮本部の付近等で、安全を確保できる場所とする。

なお、地元市区町村が現地対策本部を設置している場合で、各機関間の連絡調整等を行う場合は、これに置くものとする。この場合、都は、当該市区町村を支援する。

(3) 連絡員

都は、現地連絡調整所を設置する場合は、速やかにその旨を各機関に周知するとともに、連絡員の派遣を要請する。

3 参加機関

現地連絡調整所に参加する機関は、おおむね下記のとおりとする。

- 東京都
- 事故発生地の市区町村
- 警視庁
- 東京消防庁
- 自衛隊
- 医師会
- 日本赤十字社東京都支部
- 事故当事者機関
- 消防団 等

4 運営方法

- (1) 現地連絡調整所は、原則として都と地元市区町村が中心となり、各機関の協力により運営する。
- (2) 各機関は連絡員を通して情報を提供し、現地連絡調整所で各機関と情報の共有を図る。
- (3) 随時または定期的開催する調整会議において、各機関の実施する活動の確認及び調整を行う。議事の進行は、都が担当する。

5 連絡調整事項等

- 現地連絡調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。
 - ▶ 被害状況の把握
 - ▶ 災害現場の状況把握
 - ▶ 警戒区域の確認
 - ▶ 各機関の役割分担，分担区域の確認
 - ▶ 各機関の部隊派遣状況及び見込み
 - ▶ 被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
 - ▶ 軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
 - ▶ 重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む）
 - ▶ 遺体の搬送及び安置場所等の調整
 - ▶ 各機関が発表する広報内容の確認等
 - ▶ 民間施設等の使用に関する確認
 - ▶ 臨時ヘリポート設置・運用に関する調整
 - ▶ その他，各機関が必要とする事項

6 各機関間の連絡方法等

- (1) 事故現場における各機関の連絡方法については、原則として、都が用意した簡易無線機（トランシーバー）または各機関が所有する携帯電話を使用する。
- (2) 現地連絡調整所内では、地図（現場見取り図）、ホワイトボード、ペーパー資料等を活用し、情報の連絡及び共有を図る。

7 広報

各機関は、現地連絡調整所において十分な連絡調整を行い、的確な広報に努める。また、報道機関に対しても、必要な協力を求める。

※ 情報収集・伝達、市民への広報については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第2章 情報の収集・伝達」に準じて行う。

8 事故当事者機関による情報提供

事故当事者機関は、現地連絡調整所に連絡員等を派遣し、事故の内容等の情報を提供する。

<例> 鉄道事業者の場合

- (1) 事故の内容・規模
- (2) 乗客に関する情報
 - ▶ 総乗客数等の情報
 - ▶ 被災情報、安否情報
 - ▶ 遺族への連絡状況

(3) 応急対策状況

- ▶ 救助，救護体制
- ▶ 代替輸送手段の確保
- ▶ 二次災害防止に対する措置状況
- ▶ 重機等の資機材提供

9 必要資器材の確保

都及び市区町村は，現地連絡調整所における機能を最大限発揮するため，必要な資器材（テーブル，椅子，ホワイトボード，コピー機等）を整備する。

10 災害対策本部との連携

都及び市区町村が災害対策本部を設置した場合，現地連絡調整所は，当該本部と緊密な連携を確保するよう努める。

第3節 災害予警報等の伝達

1 気象情報

火災等の発生に密接な関連のある気象情報としては，火災気象通報が挙げられ，その発表基準は，次のとおりである。

| 実施官署 | 実施基準 | |
|--------|----------|---|
| 気象庁予報部 | 区部及び多摩地域 | (1) 実効湿度 50%以下で最小湿度 25%以下になる見込みのとき (2) 平均風速が 13m以上吹く見込みのとき（降雨，降水中は通報しないこともある。） (3) 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下となり，平均風速が 10m以上吹く見込みのとき |

2 火災警報

(1) 東京消防庁は，気象庁からの気象情報に基づき，気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

(2) 伝達

東京消防庁は，火災警報を発令したときは，都総務局，気象庁，管下各消防署及び防災関係機関に通報する。

東京消防庁は，報道機関を通じて警報の発令を都民に周知するとともに，各消防署は，あらかじめ定めた場所への掲示，官公署等への通報及び巡回広報等を行う。

都総務局は，警報の発令を市に通報する。

第4節 応急対策の留意点

1 救助・救急活動

(1) トリアージの実施

ア 大規模事故で多数の負傷者が発生した場合は、現地でトリアージを行う。

イ 医療機関への搬送は、重症・中等症者を優先し、軽傷者については、事故現場周辺に設置する現場救護所で応急措置の後、医療機関へ搬送する。

※ 救助・救急活動については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第7章 救助救急対策」、救護活動については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第8章 医療救護・保健衛生対策」に準じて行う。

2 搬送活動

(1) 負傷者の医療機関への搬送は、原則として以下のとおりとする。

ア 中等症・重症患者は、救急車またはヘリコプターによる。

イ 軽傷者については、庁用車等を活用する。

ウ 搬送手段の確保については、現地連絡調整所で調整する。

(2) 現場における交通規制

事故現場からの緊急車両の通行ルートは、必要な時間、区間等において交通規制の実施が予想されるので、各機関は車両通行の妨げとならないよう、各機関の現地本部や車両等の配置について留意するとともに、相互の連携を図る。

なお、通行ルートの設定については、現地連絡調整所で調整する。

3 医療救護活動

(1) 医療救護班等への派遣要請

ア 国分寺市医師会への派遣要請は市災害対策本部が行う。

イ 東京DMA Tは、東京消防庁が要請する。

ウ 都医師会及び日本赤十字社東京都支部等の医療救護班は、都福祉保健局が要請する。

(2) 活動の長期化

負傷者救出に時間を要し、医療救護活動が長期化することも予想される場合は、担当医療従事者が交代する場合、円滑な引継ができるよう配慮する。

(3) 収容医療機関の確保

負傷者の受入先医療機関（近隣医療機関、後方医療機関、都外医療機関等）の確保は、福祉保健局と東京消防庁が連携して行う。

※ 医療救護活動については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第8章 医療救護・保健衛生対策」に準じて行う。

4 警備・交通規制

大規模事故発生時には、社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、事故現場及び周辺地区における警備、交通規制等については、警視庁が主体となって以下の活動を実施する。各機関は必要な要請・協力等を行う。

- 警戒区域の設定
- 危険物等の保安
- 交通規制，車両検問
- 犯罪の予防及び取締り 等

5 避難対策

市は、事故現場及びその周辺で二次災害のおそれがある場合には、地域住民の生命、身体を保護するために避難指示、避難誘導等の適切な避難対策を実施する。

都は、市の行う避難対策に必要な支援を行う。

避難指示の基準は原則として次のとおりとする。

- (1) 火災が拡大するおそれがあるとき
- (2) 爆発のおそれがあるとき
- (3) 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される
とき
- (4) その他、住民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

※ 避難対策については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第9章 避難者対策」に準じて行う。

6 遺体の収容，検視・検案

当該事故により多数の死亡者が発生した場合は、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第13章 遺体の扱い」に基づき、各機関が協力して遺体の収容，検視・検案を実施する。各機関の主な役割分担は、以下のとおりとする。

- (1) 遺体収容所の設置・管理は、事故発生地市区町村が行う。
- (2) 遺体の検案は、福祉保健局（監察医務院）が行う。また、東京都医師会及び日本赤十字社東京都支部は、都の要請に基づきこれに協力する。
- (3) 遺体の検視，身元不明者の確認等は、警視庁が行う。
- (4) 災害救助法に基づく各種支援については、都総務局及び福祉保健局が行う。

7 安否情報

大規模事故発生時の安否情報収集は、困難を極める。このため、都及び市区町村は協力して、事故当事者機関や収容医療機関及び各防災関係機関等から情報収集を行い、被災者名簿を作成する。また、安否情報（個人情報）の公表については、現地連絡調整所において各機関で協議し、公表内容、公表時期等の統一を図るよう努める。

第3章 航空機事故

- 定期旅客機，米軍・自衛隊機，民間機等の空中衝突・市街地への墜落

第1節 想定される災害

航空機事故の発生により想定される主な災害，市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 火災の発生
- 墜落現場付近の建物倒壊
- 人的被害の発生（搭乗者及び事故現場付近の住民等）
- 道路被害の発生，付近道路の渋滞
- 破片の飛散
- ライフラインの途絶
- 学校の臨時休校，施設の臨時休館

第2節 応急対策

1 情報の伝達

航空機事故が発生した場合は，次の事項を把握し，迅速に通報・伝達を行う。

自衛隊機，米軍機の場合は「米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対策活動を実施する。

<連絡事項>

- 事故の種類
- 事故発生の日時，場所
- 事故機の種別，乗員数及び積載燃料量，爆発物等の危険物積載の有無
- その他必要な事項

図7-2：通報経路（民間航空機事故の場合）

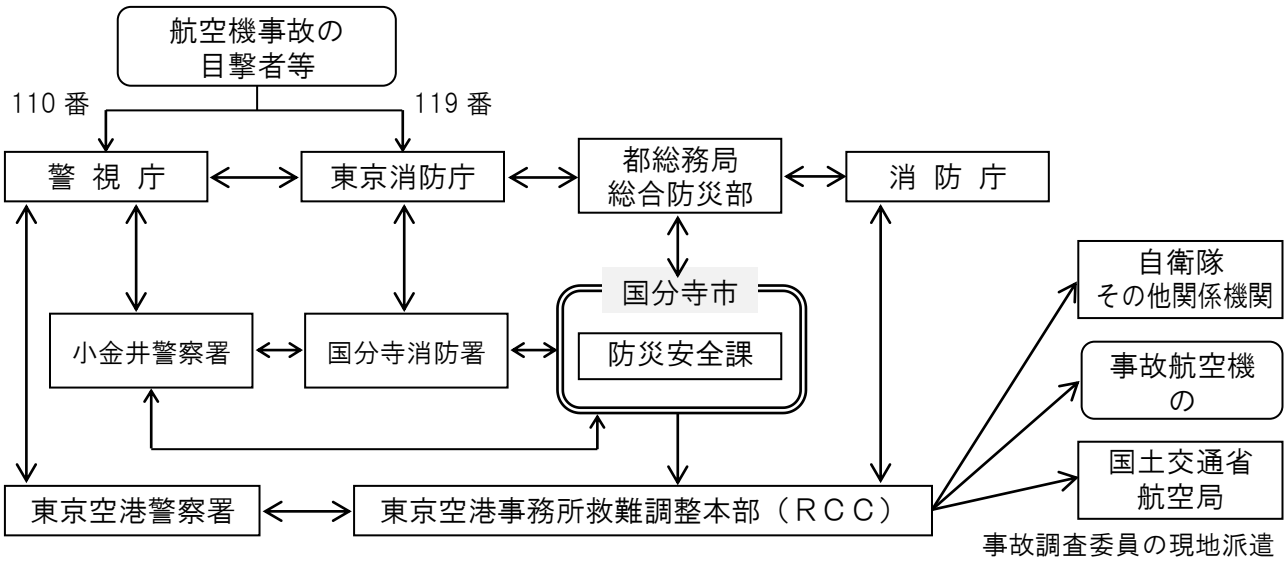


図7-3：通報経路（自衛隊機または米軍機事故の場合）

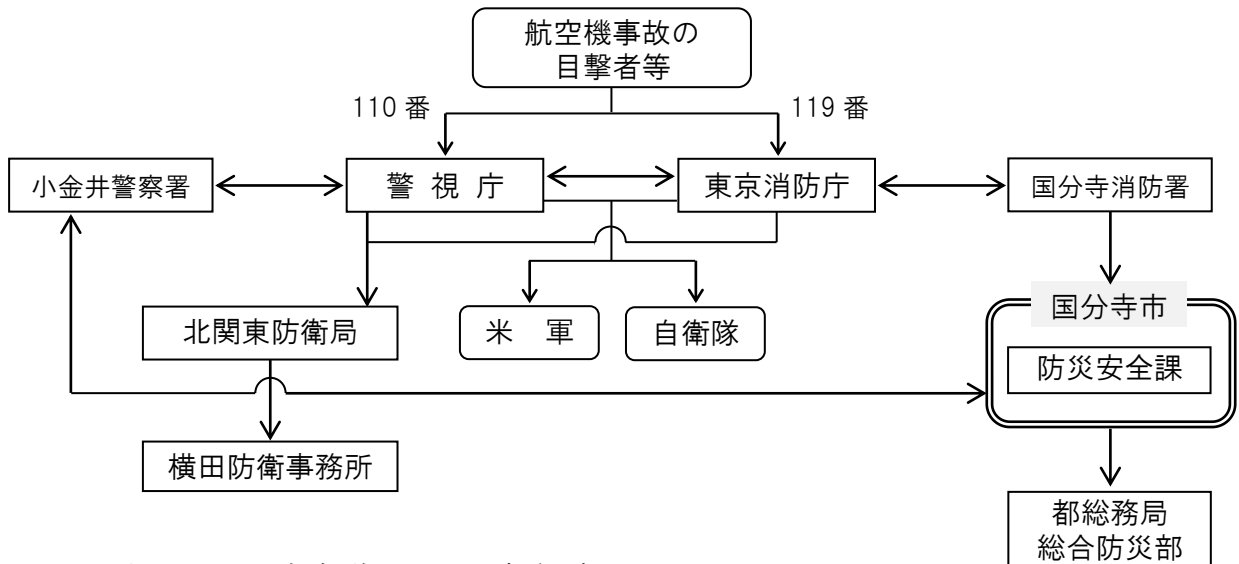
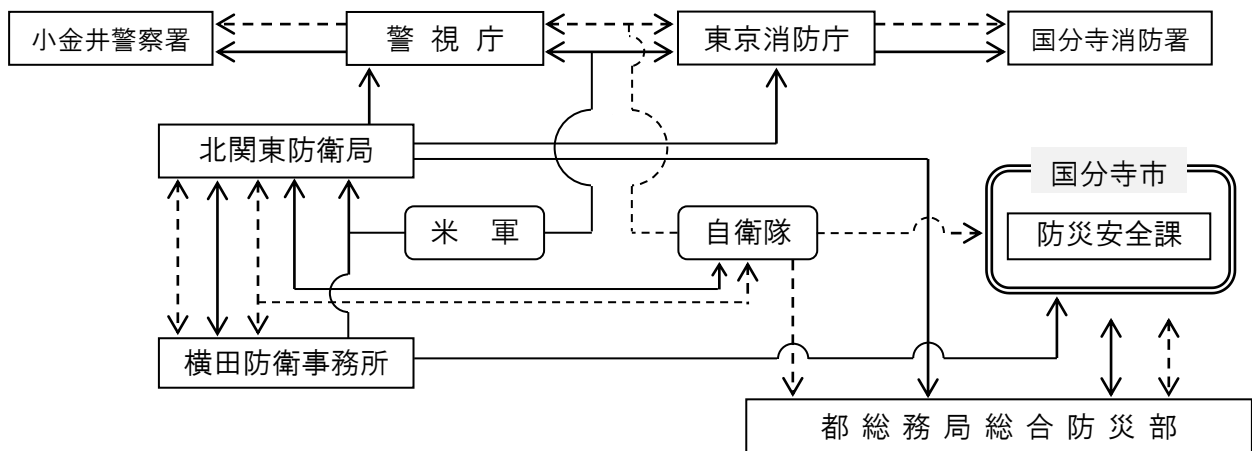


図7-4：米軍または自衛隊からの通報経路



2 活動体制

(1) 市の活動体制

| 機関名 | 内容 |
|-------------|--|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。 ○ 都に対し、現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 医師会に対し、医療救護活動への協力を要請する。 ○ 事故現場付近に危険が切迫した場合は、地域、避難先を定めて避難指示を行う。この場合、市長は速やかに知事に報告する。 |
| 救護支援班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会の活動を支援する。 ○ 関係機関と連携してトリアージ現場を設置し、医療救護班の活動を支援する。 |
| 避難行動要支援者班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故現場周辺に居住する避難行動要支援者名簿への登録者の安否確認を実施する。 |
| 国分寺市消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺消防署と連携した消火活動や危険排除、市本部からの要請に伴い広報活動や避難誘導等を行う。 |
| 道路河川班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故により所管する道路が被災した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 |
| 各班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第3節 被害状況等の情報収集体制」に準じて被害情報を収集する。 |
| 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 安全安心メール、緊急速報メールで被害状況を提供する。 |
| 広報情報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関に対応する。 ○ 防災行政無線、ツイッター、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害情報の放送を依頼する。 |
| 地区防災センター運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示の発令に伴う市本部の指示に基づき、地区防災センターを開設する。 |
| 学校管理・運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の臨時休校等の措置について検討する。 |
| 各施設所管課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の臨時休館等の措置について検討する。 |

※上記に記載のない事項は状況に応じて「第3部 地震災害応急復旧対策計画」に準じて行う。

(2) 関係機関の活動体制

| 機関名 | 内容 |
|---------------------------------------|--|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模火災出場計画，危険物火災出場計画，救急特別出場計画等により対応する。 ○ 必要に応じて東京DMA Tと連携して，救出救助活動及び救急活動を行う。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故を認知した場合，要救助者の救出救助及び避難誘導，周辺道路の交通規制等を実施し，被害の拡大防止等に務める。 |
| 都及び防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 米軍または自衛隊の航空機事故等が発生した場合，「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対応する。 ○ 米軍機事故の場合は北関東防衛局が，自衛隊機の場合は自衛隊が，設置する現地連絡調整所にあつては，事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。 |
| 国分寺市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部からの要請に基づき，医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。 |
| 東京電力パワーグリッド立川支社 東京ガスグループ NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各設備の被害状況を把握し，復旧措置を行う。 ○ 被害状況や復旧見込み情報などは，市へ報告する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき，可能な範囲で被害状況等を放送する。 |

第4章 鉄道事故

- 旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災
- 化成品積載列車からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等

【事例】平成17年4月25日、兵庫県尼崎市で発生した「JR福知山線列車脱線転覆事故」では死者107名、負傷者562名（重傷267名、軽傷295名）※にのぼった。
※平成19年6月「鉄道事故調査報告書」航空・鉄道事故調査委員会より

第1節 想定される災害

鉄道事故の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 火災の発生
- 事故現場付近の建物倒壊
- 人的被害の発生（乗客及び事故現場付近の住民等）
- 付近道路の渋滞
- 列車運行停止による帰宅困難者の発生

第2節 予防対策

- 列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う。

| 機関名 | 内容 |
|-------|---|
| JR東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるように列車の運行に関わる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期または随時保守点検を実施する。 (2) 橋梁や停車場、建物なども保守点検を継続的に実施するとともに、耐震性の確保を図る。 (3) 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。 |
| 西武鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置 (2) 運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置 (3) 列車無線装置 |

第3節 訓練の実施

| 機関名 | 内容 | | | | | | | | |
|----------|---|--------|----------|----------|------------|----------|---------------|----------|---------------|
| J R 東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防機関等の協力を得て、建物火災消火訓練や列車脱線復旧訓練等を実施する。 (2) 訓練項目は次のとおりである。 通報連絡，初期消火，避難誘導，救出救護，列車防護，応急復旧 ○ 非常参集訓練 <ul style="list-style-type: none"> (1) 管内の各機関（支社を含む）ごとに，事故発生を想定して，年1回以上非常参集訓練及び情報伝達訓練を実施する。 (2) 訓練内容は，事故発生を想定に基づき社員の各勤務箇所または事故現場までの所要時間の確認を実施する。 ○ 安否確認訓練 <ul style="list-style-type: none"> NTT災害用伝言ダイヤルを活用し，社員・家族の安否確認訓練を実施する。 | | | | | | | | |
| 西武鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災を想定した防災訓練を年1回実施するとともに，各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 訓練項目 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 通信訓練</td> <td style="width: 50%;">オ 退避誘導訓練</td> </tr> <tr> <td>イ 減速運転訓練</td> <td>カ 車両脱線復旧訓練</td> </tr> <tr> <td>ウ 非常招集訓練</td> <td>キ トロリー線断線復旧訓練</td> </tr> <tr> <td>エ 情報伝達訓練</td> <td>ク 踏切遮断機倒壊復旧訓練</td> </tr> </table> (2) 実施時期 7月，8月，防災週間内 | ア 通信訓練 | オ 退避誘導訓練 | イ 減速運転訓練 | カ 車両脱線復旧訓練 | ウ 非常招集訓練 | キ トロリー線断線復旧訓練 | エ 情報伝達訓練 | ク 踏切遮断機倒壊復旧訓練 |
| ア 通信訓練 | オ 退避誘導訓練 | | | | | | | | |
| イ 減速運転訓練 | カ 車両脱線復旧訓練 | | | | | | | | |
| ウ 非常招集訓練 | キ トロリー線断線復旧訓練 | | | | | | | | |
| エ 情報伝達訓練 | ク 踏切遮断機倒壊復旧訓練 | | | | | | | | |

第4節 応急対策

1 市の活動体制

市の活動体制については、「第3章 航空機事故 第2節」に準じて行う。

2 関係機関の活動体制

J R東日本、西武鉄道は、旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等の大規模な事故が発生した場合は、（現地）災害対策本部を設置し応急措置を行う。

また、復旧状況、列車の運行状況について関係機関に連絡する。

| 機関名 | 内容 |
|-------------------|---|
| J R東日本 西武鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 運行基準 各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制または運転中止を行う。 ○ 災害時の応急措置 各鉄道事業者は、災害対策本部を設置し、旅客の安全及び運輸の確保に努める。 ○ 事故発生時の救護活動 各鉄道事業者は、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動を要請する。 ○ 復旧対策 各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整やDMA Tの追加支援要請に対応する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。 ○ その他の活動は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 火災の状況把握及び消火活動 (2) 延焼火災等による拡大の防止 (3) 警戒区域の設定・立入りの規制と広報活動 (4) 関係機関との連携 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に務める。 |
| 国分寺市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。 |

※ 化成品積載列車からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等が発生した場合は、「第10章 危険物等災害」に準じて対応する。

第5章 道路災害

- 車両の多重衝突・火災
- 危険物・毒物・劇物・有害化学物質等運搬車両からの流出等

第1節 想定される災害

道路事故の発生により想定される主な災害，市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 火災の発生
- ガソリン等の流出
- 事故現場付近の建物倒壊
- 人的被害の発生（搭乗者及び事故現場付近の住民等）
- 危険物等の周囲拡散
- 付近道路の渋滞

第2節 予防対策

- 人命の安全及び輸送の確保を図るため，関係機関は次の安全対策を行う。また，道路管理者，交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

| 機関名 | 内容 |
|------|---|
| 都建設局 | <ul style="list-style-type: none">○ 都建設局が所管する道路について，大規模事故の発生を未然に防止するため，次の措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none">(1) 定期的な安全点検の実施及び適切な措置(2) 事故多発箇所の施設改善○ 万一，大規模事故が発生した場合においても，被害を最小限にするため，次の措置を講ずる。<ul style="list-style-type: none">(1) 応急措置訓練の実施(2) 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保 |
| 警視庁 | <ul style="list-style-type: none">○ 事故多発箇所における表示板等の設置○ 交通安全指導の徹底 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none">○ 所管する道路について，安全点検や補修，改修を行うなど，平時から道路の安全確保に努める。 |

第3節 応急対策

車両の多重衝突・火災等の大規模な事故が発生した場合、各道路管理者は被害状況の調査を行ったうえ、関係機関と協力して焼失車両等の除去及び道路施設の復旧対策を実施して、交通の回復を図る。

- 都道・・・・・・・・都（北多摩北部建設事務所）
- 市道・・・・・・・・市

1 市の活動体制

市の活動体制については、「第3章 航空機事故 第2節」に準じて行う。

2 活動機関の活動体制

| 機関名 | 内容 |
|----------------|--|
| 都福祉保健局 | ○ 事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整やDMA Tの追加支援要請に対応する。 |
| 国分寺消防署 | ○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。 |
| 小金井警察署 | ○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に務める。 |
| 都建設局 | ○ 都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講じる。 (1) 関係機関への連絡，調整 (2) 応急措置の実施 (3) 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施 |
| 国分寺市医師会 | ○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。 |

※ 危険物・毒物・劇物・有害化学物質等運搬車両からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等が発生した場合は、「第10章 危険物等災害」に準じて対応する。

第6章 ガス事故

- ガス管等からのガス漏えいによる事故

第1節 想定される被害

ガス漏えい及びガス漏えいによる着火・爆発事故の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- ガス漏えい箇所付近における立入り制限に伴う市民生活への影響
- ガス漏えい箇所付近における火気使用禁止に伴う市民生活への影響
- 人的被害の発生（事故現場及び事故現場付近の住民等）
- 付近道路の渋滞

第2節 訓練の実施

| 機関名 | 内容 |
|----------|---|
| 東京ガスグループ | <ul style="list-style-type: none">○ 工事関係者に対する安全教育 毎年教育計画を作成し、工事関係者等に対して工事及び保安についての教育及び訓練を行っている。○ 防災訓練の実施 関係官庁が行う防災訓練、地下街等の合同防災訓練等に参加して年1回以上訓練を行っている。 |

第3節 応急対策

1 市の活動体制

| 機関名 | 内容 |
|-------------|---|
| 災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて災害対策本部を設置し、防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。 ○ 状況に応じて都と協力して現地連絡調整所を設置する。 ○ 状況に応じて医師会に対し、医療救護活動への協力を要請する。 ○ 事故現場付近に危険が切迫した場合は、地域、避難先を定めて避難指示を行う。この場合、市長は速やかに知事に報告する。 |
| 救護支援班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会の活動を支援する。 ○ 状況に応じて関係機関と連携してトリアージ現場を設置し、医療救護班の活動を支援する。 |
| 国分寺市消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国分寺消防署と連携した避難誘導、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。 |
| 道路河川班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故により所管する道路が被災した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 |
| 本部班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 安全安心メール、緊急速報メールで被害状況を提供する。 |
| 広報情報班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関に対応する。 ○ 防災行政無線、ツイッター、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ FMたちかわに被害情報の放送を依頼する。 |
| 地区防災センター運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部の指示に基づき、地区防災センターを開設する。 |
| 学校管理・運営班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の臨時休校等の措置について検討する。 |
| 各施設所管課 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の臨時休館等の措置について検討する。 |

※上記に記載のない事項は状況に応じて「第3部 地震災害応急復旧対策計画」に準じて行う。

2 関係機関の活動体制

ガス導管等からのガス漏えい事故が発生した場合、東京ガスグループ及び関係機関は以下の応急措置を行う。

| 機関名 | 内容 |
|----------------|--|
| 東京ガスグループ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト 24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 ○ 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。 なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24 では 24 時間の緊急出動体制を確立している。 ○ 事故時の応急措置 <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 人身災害が発生したときは、直ちに医師または消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 イ ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ウ 状況に応じ、ガスメーターコック、遮断装置等によりガスの供給を停止する。 エ 状況に応じ、マンホールの開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 オ 状況に応じ、戸別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。また、市に対して防災行政無線等による広報を依頼する。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼または特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、または市長からの要請があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。 |
| 国分寺市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。 |

第7章 大規模停電事故

○外的要因等により電力設備が被災し、大規模停電が発生する事故

【事例】平成18年8月14日、午前7時38分頃、東京都江戸川区南葛西と千葉県浦安市の間を流れる旧江戸川を横断する東京電力の特別高圧送電線にクレーン船が接触し、これにより東京都心部他4県市で合計約139.1万軒が停電した。午前10時44分に停電解消。

第1節 想定される災害

大規模停電の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 人工呼吸器などの医療機器が使用できないことによる二次災害の発生
- 信号機や街路灯の滅灯による交通被害の発生
- エレベーターの停止に伴う要救助者の発生
- 電力喪失に伴うライフライン停止等の二次被害の発生
- その他電力喪失を起因とする人的被害の発生
- 列車運行停止による帰宅困難者の発生
- 電力喪失による行政機関及び企業等の事業継続の停滞
- 電化製品が使用できないことによる市民生活への影響

第2節 予防対策

| 機関名 | 内容 |
|-----------------|--|
| 東京電力パワーグリッド立川支社 | <ul style="list-style-type: none">○ 設備構成の多重化 送電線ルートを網の目状に設置し、災害発生によりどこかのルートが使用できなくなった場合でも他のルートを使って送電できる体制を構築している。○ 復旧用資機材の確保等 設備ごとの応急復旧用資機材を各地の資材センター等に確保しているほか、他の電力会社からも復旧用資機材の融通及び要員の応援を受けるなど、災害時に即応できる体制を確立している。 |

第3節 応急対策

広域に長時間にわたって発生した大規模停電は、電力供給だけではなく、水道、交通、通信等のライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、多くの市民の生活に不安と混乱を招くことを鑑み、大規模停電発生時における防災機関及び事故原因者等は直ちに対策を講じる。

1 市の活動体制

| 機関名 | 内容 |
|--------------------|---|
| 災害対策本部 | ○ 防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。 |
| 避難行動要支援者班 救護支援班 | ○ 状況に応じて停電エリア内に居住する避難行動要支援者名簿への登録者の安否確認を実施する。 ○ 多摩立川保健所と連携し、人工呼吸器などの医療機器使用者への対応（電源確保等）を行う。 |
| 国分寺市消防団 | ○ 国分寺消防署と連携した危険排除、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。 |
| 道路河川班 | ○ 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保を行う。 |
| 給水班 | ○ 断水が発生した場合は、都水道局と連携して応急給水を行う。 |
| 協力班 | ○ 各班の活動で人員が不足する場合は、庁内で人員を調整する。 |
| 本部班 | ○ 関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 安全安心メール、緊急速報メールで被害状況を提供する。 |
| 広報情報班 | ○ 報道機関に対応する。 ○ 防災行政無線、ツイッター、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害情報の放送を依頼する。 |
| 地区防災センター運営班 | ○ 市本部の指示に基づき、地区防災センターを開設する。 |
| 学校管理・運営班 | ○ 学校の臨時休校等の措置について検討する。 |
| 各施設所管課 | ○ 施設の臨時休館等の措置について検討する。 |

※上記に記載のない事項は状況に応じて「第3部 地震災害応急復旧対策計画」に準じて行う。

2 関係機関の活動体制

| 機関名 | 内容 |
|-----------------|--|
| 東京電力パワーグリッド立川支社 | ○ 非常態勢の確立 ○ 設備の多重化、送電線や配電線の連携により、事故設備の切離しや他のルートを使った送電の実施 ○ 市への情報提供 |
| 国分寺消防署 | ○ 大規模停電により多数の救出・救護事案が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢確保し、迅速な救助・救急活動を実施する。 |
| 小金井警察署 | ○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制、信号停止に伴う車輛誘導等を実施し、被害の拡大防止等に務める。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。 |

第8章 大規模断水・水質汚濁

- 水道管の破損、漏水等により、市内で大規模な断水が発生する事故
- 浄水施設への異物混入などにより、水の使用が制限される事故

第1節 想定される災害

大規模断水・水質汚濁の発生により想定される市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 乳幼児のミルクなど飲用水を確保できないことによる市民生活への影響
- トイレ用水などの生活用水を確保できないことによる市民生活への影響
- 透析患者など、大量の水を必要とする医療機関への影響

第2節 応急対策

1 市の活動体制

| 機関名 | 内容 |
|--------------------|---|
| 災害対策本部 | ○ 状況に応じて災害対策本部を設置し、防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。 |
| 避難行動要支援者班 救護支援班 | ○ 状況に応じて断水エリア内に居住する避難行動要支援者名簿への登録者の安否確認を実施する。 ○ 水質汚濁の場合は、いずみプラザ等で乳幼児向けのペットボトル保存水を配布する。 |
| 国分寺市消防団 | ○ 国分寺消防署と連携し、断水時の火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を行う。 ○ 市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。 |
| 道路河川班 | ○ 事故により所管する道路が被災した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 |
| 給水班 | ○ 断水地域に対し、都水道局と連携して応急給水を実施する。 |
| 本部班 | ○ 都水道局を始め、関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 安全安心メール、緊急速報メールで被害状況を提供する。 ○ 市民からの問い合わせは、都水道局が設置する「多摩お客さまセンター」を案内する。 |
| 広報情報班 | ○ 報道機関に対応する。 ○ 防災行政無線、ツイッター、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害情報の放送を依頼する。 |

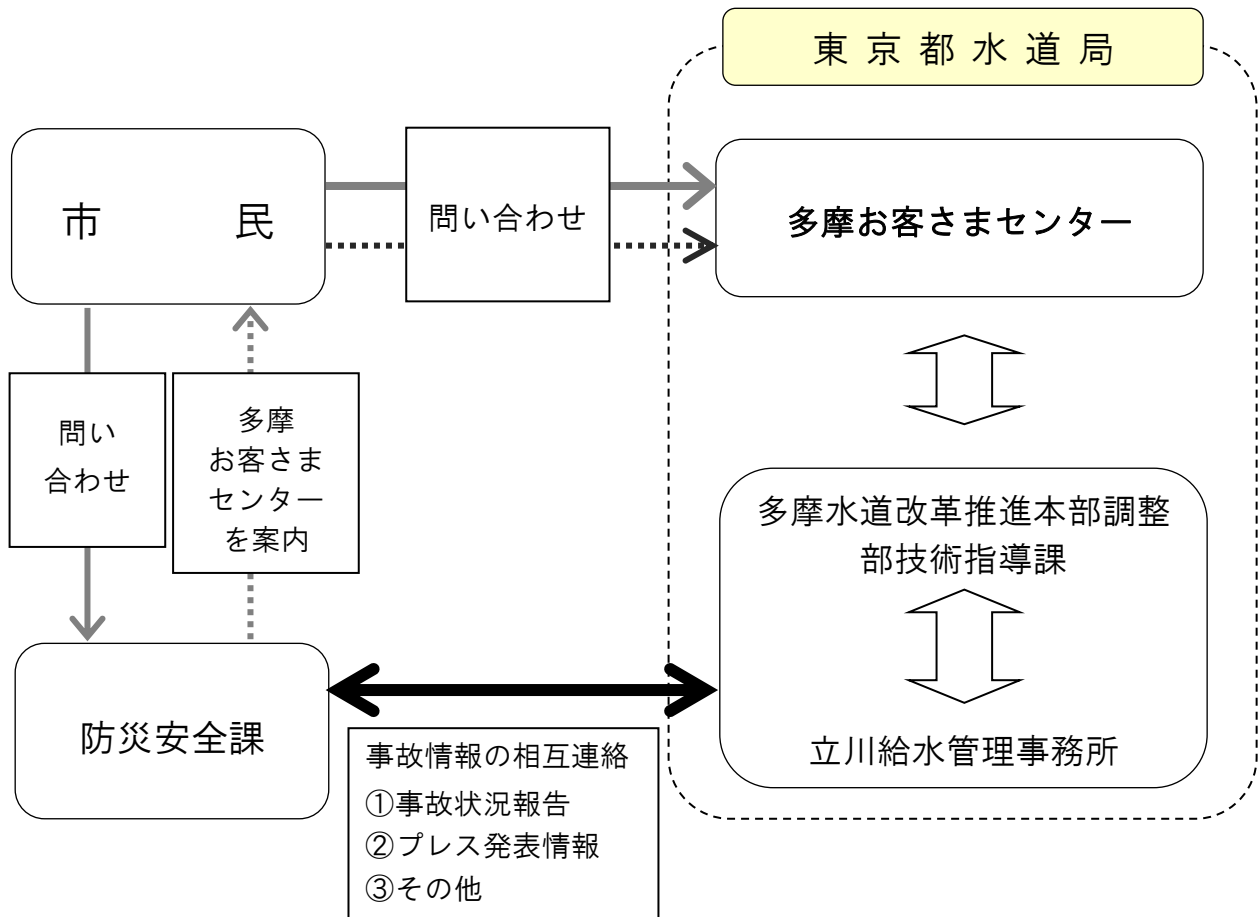
| 機関名 | 内容 |
|-----------------|---|
| 地区防災センター 運営班 | ○ 市本部の指示に基づき、地区防災センターを開設する。 ○ 給水班と連携した応急給水を行う。 |
| 学校管理・運営班 | ○ 断水地域内の学校の臨時休校等の措置について検討する。 |
| 各施設所管課 | ○ 断水地域内の施設の臨時休館等の措置について検討する。 |

※上記に記載のない事項は状況に応じて「第3部 地震災害応急復旧対策計画」に準じて行う。

2 関係機関の活動体制

| 機関名 | 内容 |
|-------------------|--|
| 都水道局 | ○ 断水の原因を調査し、早期に復旧を図る。 ○ 事故状況やプレス発表情報は、「大規模な水道事故における情報連絡系統図」に基づき防災安全課に報告する。 ○ 「多摩お客さまセンター」を通して、市民からの問い合わせに対応する。 |
| 国分寺消防署 | ○ 断水時の火災に備え、火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を実施する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。 |

図7-5：大規模な水道事故時における情報連絡系統図



第9章 NBC災害

- N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）が使用される災害の発生

第1節 予防対策

- NBC災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
- これまで、化学防護部隊（警視庁）及びNBCテロ捜査隊（警視庁）の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊（東京消防庁）が配備されている。
- 都福祉保健局ではNBC災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
- 都総務局では防災関係機関と連絡を密にするとともに、都福祉保健局・都保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置するなど初動連絡体制を確保する。
- 市においても初動連絡体制の確保に努める。

| 機関名 | 内容 |
|--------|---|
| 警視庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 ○ 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督励する。 ○ 化学防護部隊及びNBCテロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。 |
| 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毒・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都災害拠点病院に対し、NBC災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器を整備している。 |

第2節 応急対策

- NBC災害による人身被害が発生し、または発生のおそれがある場合、関係機関は以下の応急措置を行う。
- 収集した情報は、ジェイコム東京、FMたちかわを始めとする報道機関を通して市民に情報提供を行う。

1 被災者の救助及び治療

(1) 救助活動

| 機関名 | 内容 |
|--------|---|
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現地調整連絡所を通して、災害現場の救助活動に必要な支援を行う。 ○ 警察、消防等と関係機関との支援協力体制の構築に努める。 ○ 必要により、現地救護所におけるトリアージや応急処置の実施のため、医療救護班を派遣する。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画により対応する。 ○ 必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。 |

(2) 搬送活動

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の搬送にあたっては、除染の処理が終了した者から搬送するなど、二次汚染の防止を徹底する。 ○ 被災者は原則として救急車により搬送するが、大規模事故により多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員、資機材等の輸送に車両が必要な場合は、輸送用車両を確保する。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の搬送について、輸送車両が不足する場合は庁用車を提供する。 |

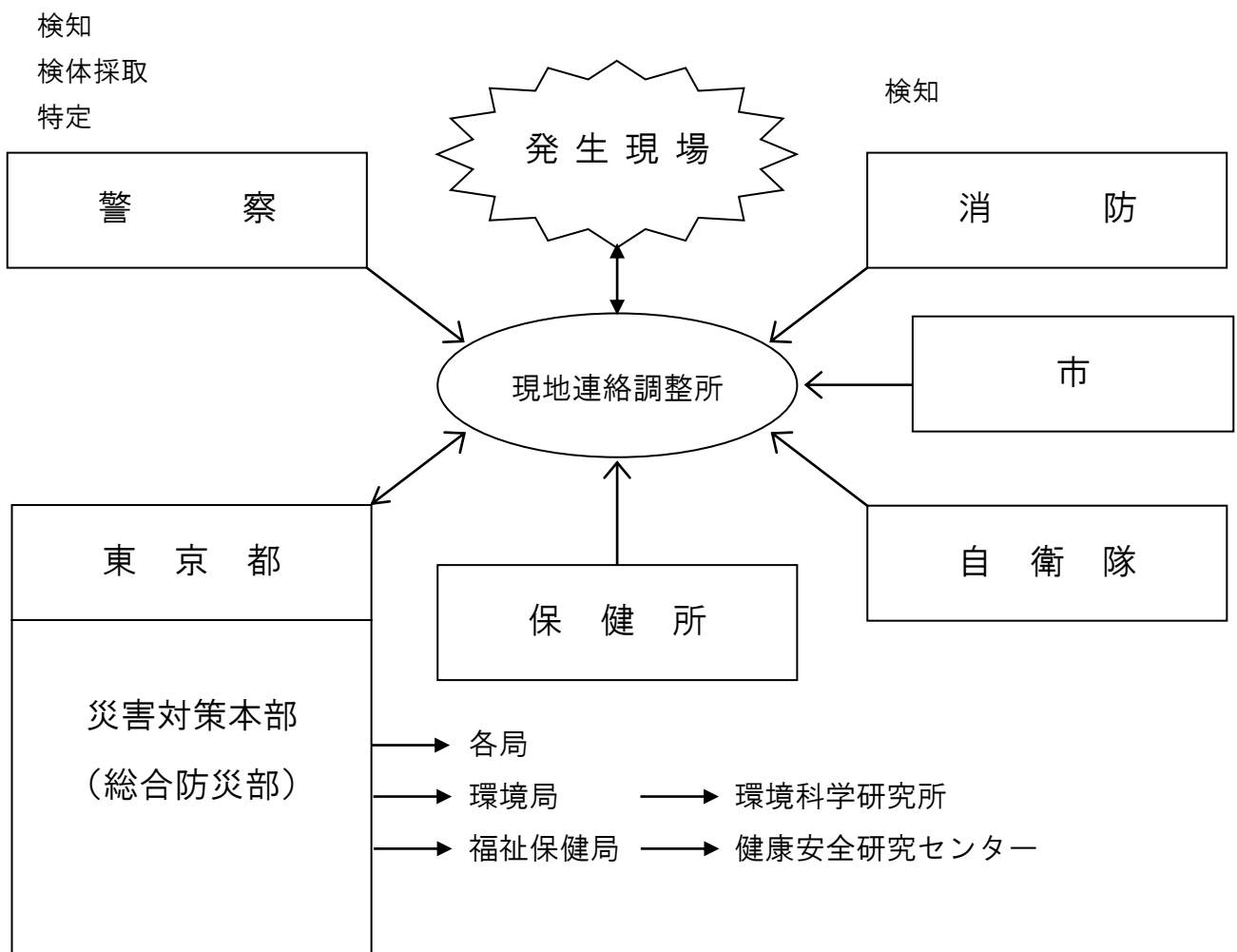
(3) 医療活動

| 機関名 | 内容 |
|---------|---|
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療機関の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の治療のための医療機関の確保に努める。 ○ 救急告示医療機関の収容能力を超える場合または超えることが予測される場合は、早期に後方医療施設等への収容等、調整を行う。 (2) 医療スタッフの確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 収容医療機関で医師等が不足または不足することが予測される場合は、都医師会等に応援派遣を求める。 (3) 治療の標準化 <ul style="list-style-type: none"> ○ NBC災害の特性に応じて、その治療方針について専門家の意見を聴取するとともに、治療に必要な情報の提供やワクチン、抗生物質等の薬品類の確保に努める。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療スタッフが不足する場合は、国分寺市医師会に協力を要請する。 |
| 国分寺市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市からの要請に基づき、医療救護班を派遣する。 |

2 原因物質の特定

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 各機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各機関において原因物質等を特定した場合は，速やかに都災害対策本部または現地連絡調整所に連絡する。 ○ 現地活動機関が簡易検知により結果が出た場合は，速やかに都災害対策本部または現地連絡調整所に連絡する。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因物質の特定に係る情報を，搬送先医療機関や現地活動機関及びその他の関係機関，また必要に応じて市区町村等に提供し，共有するよう努める。 |

図7-6：関係機関による連携モデル



3 被害の拡大防止

(1) 危険区域

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 都市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災現場において、警察、消防等により警戒区域や危険区域が設定されている場合、都及び市は、現地連絡調整所においてこれらの機関と連携し、付近住民に対して周知徹底を図る。 ○ 都は、危険区域内への付近住民の立入り監視について、市と連携して対処する。 |

(2) 住民の避難、誘導

| 機関名 | 内容 |
|-----|---|
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模、程度から付近住民の避難が必要と判断した場合、当該市区町村長に通報する。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、災害現場付近住民の避難が必要と判断した場合は、避難指示を行う。 ○ 市は、小金井警察署及び国分寺消防署と緊密に連携して住民の避難誘導を行う。 ○ 住民の避難は、原則として徒歩によることとするが、避難行動要支援者など単独歩行が困難な者に対して、搬送車両等を確保する。 ○ 住民の避難先は「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第9章 避難者対策」を原則とするが、避難時間や風向き等の気象条件等により必要に応じて新たに避難所を選定するなど、柔軟に対応する。 |

(3) 健康被害調査活動

| 機関名 | 内容 |
|-----|---|
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の健康被害把握のために、関係部局により調査チームを編成し派遣する。 ○ 被害調査活動の結果を速やかに集約、分析し、事後の対応策の立案に反映する。 ○ 調査活動及び活動結果の報道発表にあたっては、被災者のプライバシー保護に十分留意する。 |

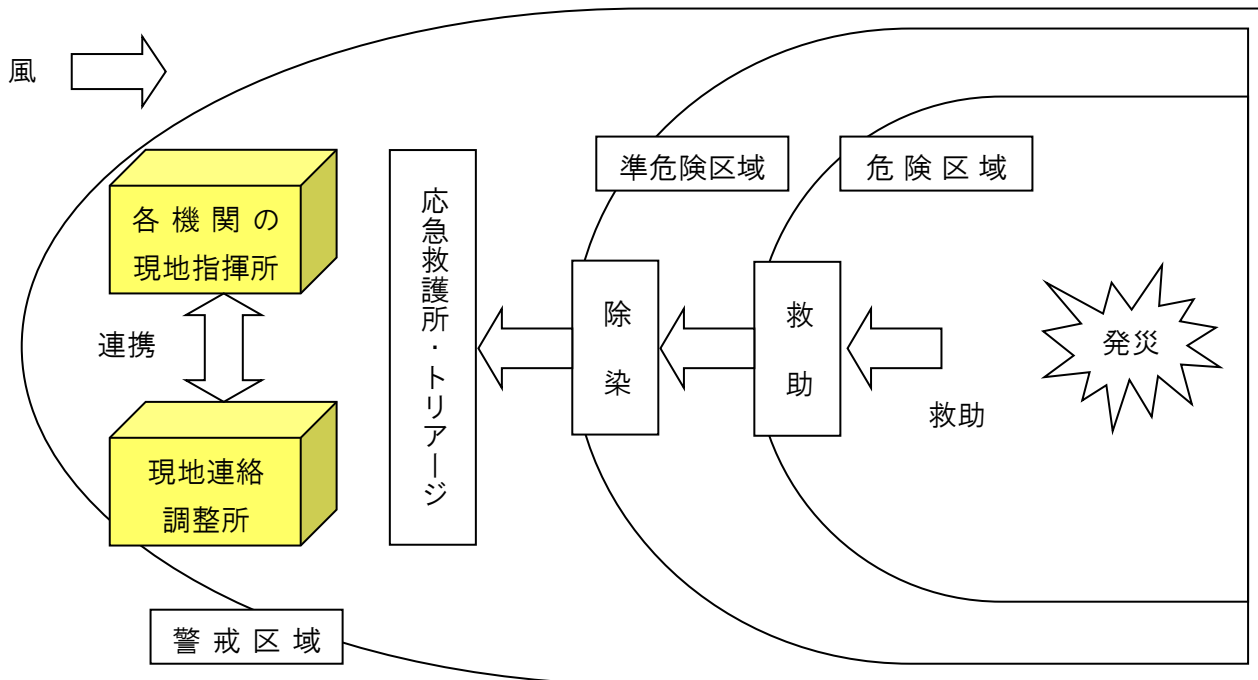
(4) 施設の閉鎖と解除

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 都市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都や市が管理する施設、設備が被害を受けた場合（受けたと判断される場合を含む）は、安全が確認されるまでの間、必要に応じて閉鎖する。 ○ 民間が管理する施設、設備が被害を受けた場合（受けたと判断される場合を含む）は、必要に応じて安全が確認されるまで閉鎖するよう、当該施設管理者に依頼する。 ○ 汚染（感染）区域の除染活動または消毒活動の終了後、汚染（感染）区域の安全性について十分検討し、施設閉鎖を解除する。 |

(5) 汚染（感染）状況の把握

| 機関名 | 内容 |
|-----|--------------------------------------|
| 市 | ○ 公共施設等の汚染（感染）状況を定期的に調査し、結果を市民に広報する。 |

図7-7：警戒区域の設定（イメージ）



4 被災者への支援

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 市 | <p>(1) 避難所の設置，運営</p> <p>○ 避難所の設置が必要なときは、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第9章 避難者対策」に準じて避難所を設置，運営する。</p> <p>(2) 食料，生活必需品の提供</p> <p>○ 被災者の人心安定を図るため、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給」に準じて迅速に食料，生活必需品等を提供する。</p> <p>(3) 相談窓口の設置</p> <p>○ 必要に応じて被災者のための生活相談窓口並びに健康相談窓口を設置し，特に心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの心のケアにも都と連携して対処する。</p> |

第10章 危険物等災害

- 危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物等の漏えい・爆発等
- 運搬中における危険物等の漏えい・爆発等

第1節 予防対策

1 石油類施設

(1) 保安計画

| 機関名 | 内容 |
|--------|--|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 ○ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 ○ 次の事項について積極的に指導する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進 (2) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保 ○ 危険物等の輸送について、事業者に対し輸送の動態に対応した輸送手段や種類別の危険度を考慮した輸送手段の保安基準の遵守、安全度の高い輸送手段への移行などを推進する。 |

(2) 規制及び立入検査

| 機関名 | 内容 |
|--------|--|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等にかかわる指導を推進する。 |

| 機関名 | 内容 |
|--------|---|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 立入検査 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。 |

2 毒・劇物、化学薬品等施設

(1) 保安計画

| 機関名 | 内容 |
|--------|--|
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 ○ 毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。 ○ 届出義務のない「非届出業務上取扱施設」については、実態調査等により引き続きその把握に努める。 |
| 都教育庁市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること (2) 危険物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること (3) 危険物の保管場所は安全な一定の場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をすること (4) 危険物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した丈夫な戸棚とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとする また、戸棚は床または壁体等に固定すること (5) 危険物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと また、危険性の高い薬品類は戸棚の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること 特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと (6) 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、危険物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと (7) 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと (8) 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること |

| 機関名 | 内容 |
|--------|---|
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none">○ 毒物，劇物の保管・貯蔵施設等の実態を把握し，保安管理の指導，避難誘導及び広報活動等の措置方針を策定する。○ 職員に対する指導教養を行い，毒物，劇物知識の普及徹底を図る。 |

(2) 規制及び立入検査

| 機関名 | 内容 |
|--------|--|
| 都福祉保健局 | ○ 毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。 |
| 国分寺消防署 | ○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。 |

3 高圧ガス施設

(1) 保安計画

| 機関名 | 内容 |
|--------|---|
| 都環境局 | ○ 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。 また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 |
| 小金井警察署 | ○ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。 |
| 小金井警察署 | ○ 都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。 |

(2) 規制及び立入検査

| 機関名 | 内容 |
|--------|--|
| 都環境局 | ○ 災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。 |
| 国分寺消防署 | ○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。 |

第2節 応急対策

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両の事故災害が発生した場合、防災機関は被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

1 石油类等危険物取扱施設

石油类等危険物取扱施設等が被害を受け、危険物が流出して、火災、爆発等のおそれがある場合、各関係機関の対策は次のとおりとする。

| 機関名 | 内容 |
|---------------------------------------|--|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動 (4) 警戒区域の設定 (5) 消防法第16条の3の2の規定に基づき、製造所、貯蔵所または取扱所において発生した危険物の流出その他の事故であって、火災が発生するおそれがあるものについて事故の原因を調査 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導 ○ 警戒区域の設定 ○ 避難指示 ○ 関係機関との連絡 |
| 市 | ※ 第3章 航空機事故 第2節に準じて行う。 |
| 国分寺市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。 |
| 東京電力パワーグリッド立川支社 東京ガスグループ NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う。 ○ 被害状況や復旧見込み情報などは、市へ報告する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。 |

2 火薬類等取扱施設

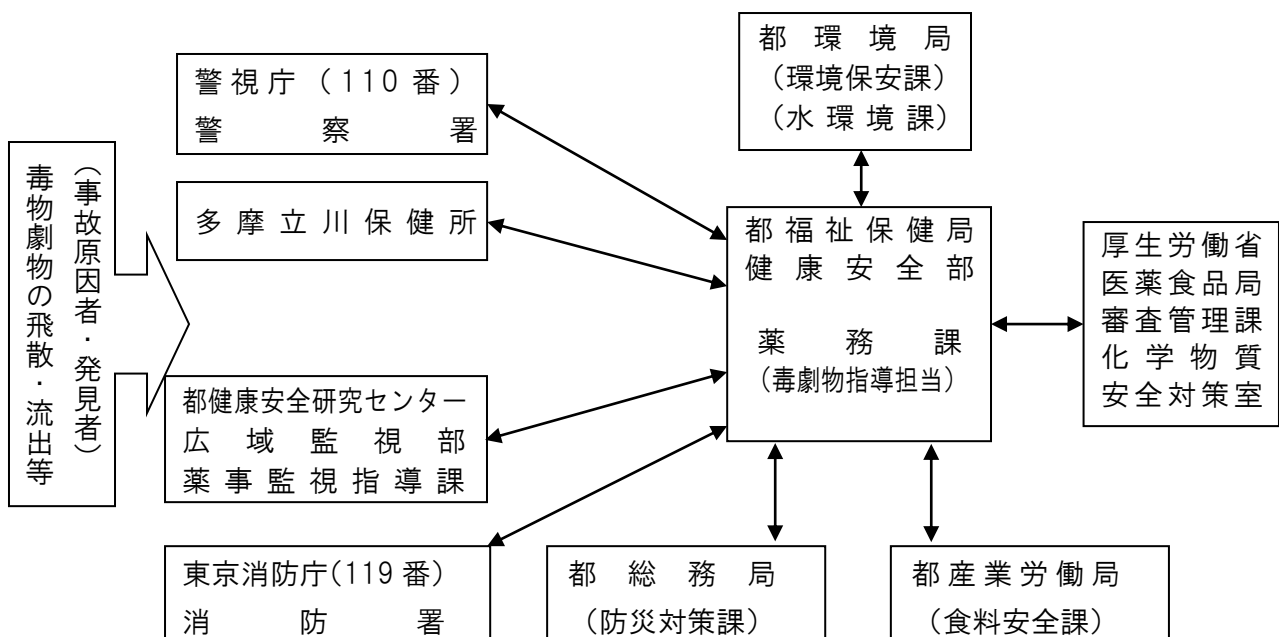
火薬類製造事業所等の施設等が危険な状態となった場合、各関係機関の対策は次のとおりとする。

| 機関名 | 内容 |
|-------------|---|
| 施設責任者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保管，貯蔵中の火薬類の安全な位置への移動 ○ 消防署，警察署への通報 ○ 付近住民の避難 ○ 消防隊への協力（情報） |
| 都環境局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関への連絡 ○ 事業所に対する水バケツ等の消火施設の強化の指示 |
| 関東東北産業保安監督部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設責任者に対する監督，指導 ○ 緊急措置命令の実施 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼火災等による拡大の防止 ○ 警戒区域の設定・規制と広報活動 ○ 関係機関との連絡 ○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づく立入検査 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒区域の設定 ○ 関係機関との連絡 ○ 避難誘導 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示 ○ 避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 関係機関との連絡 ○ 情報提供 ○ 都への現地連絡調整所の設置の要請 ○ 都現地連絡所への協力 |

3 毒物・劇物・有害化学物質取扱施設

毒物・劇物・有害化学物質等を保有する事業所等が危険な状態になった場合，市，各関係機関の対策は次のとおりである。

図7-8：毒物・劇物事故通報体制系統図

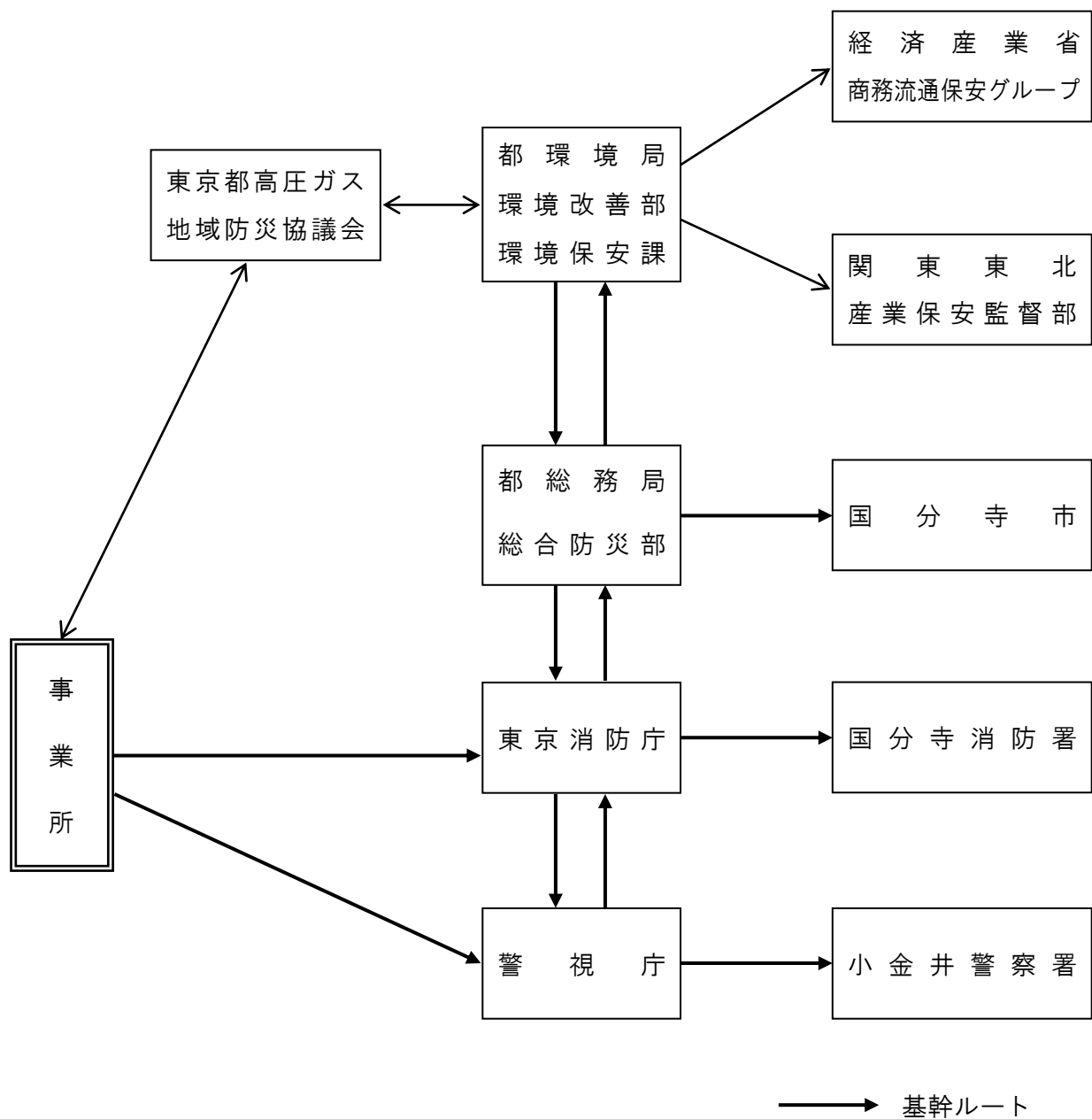


| 機関名 | 内容 |
|---------------------------------------|---|
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるように指導する。 ○ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難指示を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との連絡を行う。 ○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づく立入検査を実施する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導 ○ 警戒区域の設定 ○ 避難指示 ○ 関係機関との連絡 |
| 都教育庁 市（学校指導課） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 (2) 出火防止及び初期消火活動 (3) 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 (4) 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 (5) 児童生徒等に対して、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 (6) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 (7) 避難場所及び避難方法 |
| 市 | <p>※ 第3章 航空機事故 第2節に準じて行う。</p> |
| 国分寺市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。 |
| 東京電力パワーグリッド立川支社 東京ガスグループ NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う。 ○ 被害状況や復旧見込み情報などは、市へ報告する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。 |

4 高圧ガス取扱施設

- 高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。
- 安全対策の対象となるガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏えいにより隣接する住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（都においては塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン）である。
- 有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりとする。

図7-9：高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統図



| 機関名 | 内容 |
|---------------------------------------|---|
| 都総務局 | ○ 関係機関に対し必要な連絡通報を行う |
| 都環境局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故時における措置 <ul style="list-style-type: none"> (1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 (2) 都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、被害の拡大防止等を指示する。 ○ 事故時の緊急出動体制 <ul style="list-style-type: none"> 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が対応する体制を整えている。 防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。 |
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難指示を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との情報連絡を行う。 ○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づく立入検査を実施する。 |
| 小金井警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または市からの要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。 |
| 関東東北産業保安監督部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害発生に伴い、都及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造、施設者等に対して施設等の緊急保安措置を講ずるように指導し、被害の拡大防止を図る。 |
| 市 | ※ 第3章航空機事故 第2節に準じて行う。 |
| 国分寺市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。 |
| 東京電力パワーグリッド立川支社 東京ガスグループ NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う ○ 被害状況や復旧見込み情報などは、市へ報告する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | ○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。 |

5 放射線使用施設等

○ 災害や事故、テロ活動等により、放射性同位元素（R I）または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、または発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告を行う。

文部科学大臣は、その必要を認めた際、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

○ 放射性同位元素を使用する病院または診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により放射線障害が発生または発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

| 機関名 | 内容 |
|---------------------------------------|--|
| 国分寺消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、危険区域の設定、救助、救急等に関する必要な応急措置を実施する。 ○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づく立入検査を実施する。 |
| 都福祉保健局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ R I使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、住民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入り禁止措置、住民の不安の除去等に務める。 |
| 市 | ※第3章 航空機事故 第2節に準じて行う。 |
| 国分寺市医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。 |
| 東京電力パワーグリッド立川支社 東京ガスグループ NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う。 ○ 被害状況や復旧見込み情報などは、市へ報告する。 |
| ジェイコム東京 FMたちかわ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。 |

第11章 大規模な火災

- 多数の者や避難行動要支援者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（ホテル・デパート、病院、社会福祉施設等）の火災
- 市街地における大規模延焼火災
- 付近住民の避難を要する大規模な林野火災

第1節 消火活動

1 基本方針

大規模な火災に対応するため、消防署、消防団は、災害状況を的確に把握し、全消防力をあげて消火活動及び救助、救急活動等人命の安全確保を最重点とした活動を行う。

2 消防署、消防団の活動

(1) 国分寺消防署の活動の基本

- 火災が発生したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効果的な活動を展開する。

(2) 国分寺市消防団の活動態勢

消防指令システムによる活動命令受信後、直ちに団本部及び各詰所に参集し、活動を開始する。

(3) 国分寺市消防団の活動の基本

- 火災の拡大防止に努め、消防署隊と連携した消火活動を行う。
- 救助活動を行う場合は、救助器具を活用し、住民と一体になった救出活動と負傷者の応急処置を行う。
- 避難命令等が出された場合は、住民への伝達と避難路の安全確保、避難場所の防護活動を行う。

(4) 情報収集と活動の留意事項

| | |
|-------|---|
| 情報の収集 | <ul style="list-style-type: none">○ 火災の延焼状況○ 避難状況及び負傷者の状況○ 建物状況及び消防用設備の状況 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">○ 病院, 幹線道路, 防災拠点施設等の周辺を優先的に消火する。○ 風向き, 建物分布等を考慮し, 効率的な消火活動を実施する。○ 危険物のある地区は立入り禁止措置を実施する。○ 延焼拡大の恐れがある地区は, 住民避難のために避難路を確保する。 |

3 市民, 事業所, 自主防災組織の協力

市民, 事業所等は, 消防隊に対する積極的な情報提供を行うとともに, 速やかな避難を実施する。

第2節 火災の警戒

国分寺消防署, 国分寺市消防団は, すべての消火が終了した後も, 市民と協力して消火後の再燃警戒に留意して市内を警戒する。

第3節 火災の調査

国分寺消防署は, 火災の原因並びに火災による損害の調査を行う。